

改正規則等一覧
(エクイティ市場委員会関係)

平成19年9月18日
日本証券業協会

(公正慣習規則)

- | | |
|--|-------|
| 1. 「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号)…………… | (別紙1) |
| 2. 「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号)関係…………… | (別紙2) |
| 3. 「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)関係…………… | (別紙3) |
| 4. 「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第14号)関係…………… | (別紙4) |

(理事会決議)

- | | |
|--|--------|
| 1. 株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いについて…………… | (別紙5) |
| 2. 株券等の募集等の引受等に係る顧客への配分について…………… | (別紙6) |
| 3. 株券等の貸借取引の取扱いについて…………… | (別紙7) |
| 4. 会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について…………… | (別紙8) |
| 5. 信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いについて…………… | (別紙9) |
| 6. 協会員における注文管理体制の整備について…………… | (別紙10) |
| 7. 協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて…………… | (別紙11) |
| 8. 会員におけるMSCB等の取扱いについて…………… | (別紙12) |

(統一慣習規則)

- | | |
|--|--------|
| 1. 「店頭売買事故証券の処理に関する規則」(統一慣習規則第1号)…………… | (別紙13) |
| 2. 「株券の名義書換失念の場合における権利の処理に関する規則」(統一慣習規則第2号)…………… | (別紙14) |

以上

「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号)の一部改正について

平成19年9月18日

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">店頭有価証券に関する規則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 店頭有価証券 我が国の法人が国内において発行する取引所金融商品市場に上場されていない株券(特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。以下同じ。)、新株予約権証券及び新株予約権付社債券をいう。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 会社内容説明書 第5条の要件を満たした、会員並びに当該会員が金融商品仲介業務(定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。)の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行う際の説明用資料をいう。</p> <p>4 店頭取扱有価証券 店頭有価証券のうち、次のいずれかに該当する発行会社が発行する株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券(以下「株券等」という。)をいう。 イ 金融商品取引法(以下「金商法」という。)第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書を提出しなければならない発行会社(当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書又は有価証券届出書に、総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。以下同じ。) ロ (現行どおり)</p> <p>5 グリーンシート銘柄 店頭取扱有価証券のうち、「グリーンシート銘柄に関する規則」(以下「グリーンシート規則」という。)第2条第5号に規定するグリーンシート銘柄をいう。</p> <p>(店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘)</p>	<p style="text-align: center;">「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 店頭有価証券 本邦法人が本邦内において発行する証券取引所に上場されていない株券(特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。以下同じ。)、新株予約権証券及び新株予約権付社債券をいう。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 会社内容説明書 第5条の要件を満たした、会員並びに当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者が投資勧誘を行う際の説明用資料をいう。</p> <p>4 店頭取扱有価証券 店頭有価証券のうち、次のいずれかに該当する発行会社が発行する株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券(以下「株券等」という。)をいう。 イ 証券取引法(以下「証取法」という。)第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書を提出しなければならない発行会社(当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書又は有価証券届出書に、総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。以下同じ。) ロ (省 略)</p> <p>5 グリーンシート銘柄 店頭取扱有価証券のうち、「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号。以下「グリーンシート規則」という。)第2条第5号に規定するグリーンシート銘柄をいう。</p> <p>(店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘)</p>

新	旧
<p>第 4 条 協会員が適格機関投資家（<u>金商法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。</u>）に対して投資勧誘を行うことができる店頭有価証券は、取得した店頭有価証券に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うものでなければならない。</p> <p>2 前項の譲渡制限は、次に掲げる者については、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>1 投資勧誘が<u>金商法第 2 条第 3 項第 2 号イ</u>に掲げる場合に該当するものである場合（発行の際の投資勧誘がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘を行う場合を含む。）の当該投資勧誘の相手方である適格機関投資家 <u>金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第 1 条の 4 に定める要件に合致すること。</u></p> <p>2 取得勧誘の相手方である適格機関投資家が<u>金商法施行令第 1 条の 4 に定める要件に合致することにより、金商法施行令第 1 条の 5 の人数の計算から当該適格機関投資家を除いた結果、当該取得勧誘が金商法第 2 条第 3 項第 2 号ロに掲げる場合に該当するものである場合の当該適格機関投資家及び発行の際の投資勧誘がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘の相手方である適格機関投資家</u> <u>金商法施行令第 1 条の 4 に定める要件に合致すること。</u></p> <p>3 前 2 号に掲げる者以外の適格機関投資家 当該店頭有価証券の<u>取引所金融商品市場</u>への上場又はその取得の日以後 2 年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで、適格機関投資家以外に譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であつて、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。</p> <p>イ （ 現行どおり ） ロ （ 現行どおり ）</p> <p>3 （ 現行どおり ）</p> <p>（会社内容説明書の要件）</p> <p>第 5 条 会社内容説明書は、発行会社において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。</p> <p>1 店頭有価証券が株券等（上場有価証券の発行会社が発行する<u>取引所金融商品市場</u>に</p>	<p>第 4 条 協会員が適格機関投資家（<u>証取法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。</u>）に対して投資勧誘を行うことができる店頭有価証券は、取得した店頭有価証券に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うものでなければならない。</p> <p>2 前項の譲渡制限は、次に掲げる者については、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>1 投資勧誘が<u>証取法第 2 条第 3 項第 2 号イ</u>に掲げる場合に該当するものである場合（発行の際の投資勧誘がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘を行う場合を含む。）の当該投資勧誘の相手方である適格機関投資家 <u>証券取引法施行令第 1 条の 5 に定める要件に合致すること。</u></p> <p>2 <u>証券取引法施行令第 1 条の 4 第 2 項の規定により同条第 1 項の人数の計算から投資勧誘の相手方である適格機関投資家を除くことにより当該投資勧誘が証取法第 2 条第 3 項第 2 号ロに掲げる場合に該当するものである場合の当該適格機関投資家及び発行の際の投資勧誘がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘の相手方である適格機関投資家</u> <u>証券取引法施行令第 1 条の 4 第 2 項に定める要件に合致すること。</u></p> <p>3 前 2 号に掲げる者以外の者 当該店頭有価証券の<u>証券取引所</u>への上場又はその取得の日以後 2 年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで、適格機関投資家以外に譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であつて、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。</p> <p>イ （ 省 略 ） ロ （ 省 略 ）</p> <p>3 （ 省 略 ）</p> <p>（会社内容説明書の要件）</p> <p>第 5 条 会社内容説明書は、発行会社において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。</p> <p>1 店頭有価証券が株券等（上場有価証券の発行会社が発行する<u>証券取引所</u>に上場され</p>

新	旧
<p>上場されていないものを除く。)である場合は、<u>企業内容等の開示に関する内閣府令</u>に定める有価証券報告書のうち「企業情報」の記載事項に準拠して記載されていること。ただし、財務諸表及び連結財務諸表については、当該店頭有価証券の発行会社が第2条第4号イの規定に該当せず、かつ、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ロ 発行会社が設立後2事業年度以上である場合 次の(1)又は(2)のいずれかが記載されていること</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>2 店頭有価証券が上場有価証券の発行会社が発行する取引所金融商品市場に上場されていない株券等である場合は、次に掲げる事項が記載されていること。なお、二に掲げる事項に代えて、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書を記載することを妨げない。</p> <p>イ } (現行どおり)</p> <p>~ }</p> <p>ハ }</p> <p>ニ 当該発行会社に関する情報はE D I N E T (<u>金商法</u>に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムをいう。) を参照すべき旨</p> <p>ホ (現行どおり)</p> <p>3 財務諸表又は連結財務諸表が<u>金商法</u>第193条に規定する内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法又は「会社計算規則」に準拠して記載されていること。</p> <p>4 財務諸表又は連結財務諸表について公認会計士又は監査法人により<u>金商法</u>に準ずる監査が行われ、又は<u>計算書類等</u>について<u>会社法</u>に基づく会計監査人による監査若しくはこれに準じる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されている財務諸表又は連結財務諸表に添付されていること。</p> <p>(店頭取扱有価証券の投資勧誘)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の譲渡制限は、当該店頭取扱有価証券の取引所金融商品市場への上場又はその取得</p>	<p>ていないものを除く。)である場合は、「<u>企業内容等の開示に関する内閣府令</u>」に定める有価証券報告書のうち「企業情報」の記載事項に準拠して記載されていること。ただし、財務諸表及び連結財務諸表については、当該店頭有価証券の発行会社が第2条第4号イの規定に該当せず、かつ、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ 発行会社が設立後2事業年度以上である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかが記載されていること</p> <p>(イ) (省 略)</p> <p>(ロ) (省 略)</p> <p>2 店頭有価証券が上場有価証券の発行会社が発行する<u>証券取引所</u>に上場されていない株券等である場合は、次に掲げる事項が記載されていること。なお、二に掲げる事項に代えて、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書を記載することを妨げない。</p> <p>イ } (省 略)</p> <p>~ }</p> <p>ハ }</p> <p>ニ 当該発行会社に関する情報はE D I N E T (<u>証券取引法</u>に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムをいう。) を参照すべき旨</p> <p>ホ (省 略)</p> <p>3 財務諸表又は連結財務諸表が<u>証取法</u>第193条に規定する内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法又は「会社計算規則」に準拠して記載されていること。</p> <p>4 公認会計士又は監査法人により、<u>証取法</u>に準ずる監査が行われ、又は<u>会社法</u>に基づく会計監査人による監査若しくはこれに準じる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されている財務諸表又は連結財務諸表に添付されていること。</p> <p>(店頭取扱有価証券の投資勧誘)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p>2 前項の譲渡制限は、当該店頭取扱有価証券の<u>証券取引所</u>への上場又はその取得の日以後</p>

新	旧
<p>の日以後2年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで譲渡してはならないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合であつて、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。</p> <p>1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>4 第1項の届出は、当該募集等の取扱い等を開始する日の5営業日前までに、所定の様式により、本協会に対し行わなければならない。なお、<u>金融商品仲介業務</u>として募集等の取扱い等を行う場合の特別会員による届出は、当該特別会員に当該<u>金融商品仲介業務</u>の委託を行う会員が当該特別会員について併せて届出を行うことで足りる。</p>	<p>2年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで譲渡してはならないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合であつて、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。</p> <p>1 (省 略) 2 (省 略) 3 (省 略)</p> <p>4 第1項の届出は、当該募集等の取扱い等を開始する日の5営業日前までに、所定の様式により、本協会に対し行わなければならない。なお、<u>証券仲介業務</u>として募集等の取扱い等を行う場合の特別会員による届出は、当該特別会員に当該<u>証券仲介業務</u>の委託を行う会員が当該特別会員について併せて届出を行うことで足りる。</p>
<p>(譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘)</p>	<p>(譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘)</p>
<p>第7条 協会員は、<u>金商法</u>第13条及び第15条第2項の規定により目論見書を作成及び交付をしなければならない店頭取扱有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを第6条の規定により行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。</p> <p>2 協会員は、<u>金商法</u>第13条及び第15条第2項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券(上場有価証券の発行会社が発行する取引所<u>金融商品市場</u>に上場されていないものを除く。以下この項において同じ。)の募集等の取扱い等を第6条の規定により行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第5条に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該店頭取扱有価証券の証券情報を「企業内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記した会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。</p> <p>3 協会員は、<u>金商法</u>第13条及び第15条第2項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券(上場有価証券の発行会社が発行する取引所<u>金融商品市場</u>に上場されていないものに限る。以下この項において</p>	<p>第7条 協会員は、<u>証取法</u>第13条及び第15条第2項の規定により目論見書を作成及び交付をしなければならない店頭取扱有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを第6条の規定により行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。</p> <p>2 協会員は、<u>証取法</u>第13条及び第15条第2項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券(上場有価証券の発行会社が発行する<u>証券取引所</u>に上場されていないものを除く。以下この項において同じ。)の募集等の取扱い等を第6条の規定により行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第5条に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該店頭取扱有価証券の証券情報を「企業内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記した会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。</p> <p>3 協会員は、<u>証取法</u>第13条及び第15条第2項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券(上場有価証券の発行会社が発行する<u>証券取引所</u>に上場されていないものに限る。以下この項において同</p>

新	旧
<p>て同じ。)の募集等の取扱い等を第6条の規定により行うに際しては、顧客に対し、第5条に規定する記載内容の会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券の内容を十分説明しなければならない。ただし、顧客から当該発行会社に関する情報についての説明を求められた場合は、併せて、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書を用いて、当該発行会社の内容を十分説明しなければならない。</p> <p>4 協会員は、第6条の規定により投資勧誘を行った結果、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))をいう。以下同じ。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付しなければならない。</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>6 協会員は、第1項及び第2項に規定する店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等を行う場合には、当該募集等に係る有価証券届出書、目論見書又は会社内容説明書を取扱部店(当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。)に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘)</p> <p>第8条 協会員は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘(売出しに該当するものを除く。以下この条において同じ。)を行おうとする場合には、第5条第1項第2号イからホに掲げる事項を記載した説明書(以下「証券情報等説明書」という。)を作成し、当該店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする顧客(特定投資家及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下この条において同じ。)に対し、交</p>	<p>じ。)の募集等の取扱い等を第6条の規定により行うに際しては、顧客に対し、第5条に規定する記載内容の会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券の内容を十分説明しなければならない。ただし、顧客から当該発行会社に関する情報についての説明を求められた場合は、併せて、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書を用いて、当該発行会社の内容を十分説明しなければならない。</p> <p>4 協会員は、第6条の規定により投資勧誘を行った結果、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客(「証券会社に関する内閣府令」第28条第1項各号及び「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第15条第1項各号に掲げる者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付しなければならない。</p> <p>5 (省 略)</p> <p>6 協会員は、第1項及び第2項に規定する店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等を行う場合には、当該募集等に係る有価証券届出書、目論見書又は会社内容説明書を取扱部店(当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者の部店を含む。)に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘)</p> <p>第8条 協会員は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘(売出しに該当するものを除く。以下この条において同じ。)を行おうとする場合には、第5条第1項第2号イからホに掲げる事項を記載した説明書(以下「証券情報等説明書」という。)を作成し、当該店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする顧客(適格機関投資家及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下この条において同じ。)に対</p>

新	旧
<p>付するとともに、その内容について十分説明しなければならない。</p> <p>2 協会員は、第1項の規定により投資勧誘を行った結果、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客に対し、当該店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において、当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付しなければならない。</p> <p>3 協会員は、第1項の規定により投資勧誘を行った結果、顧客が買付けた上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券について保管の委託を受けるものとする。ただし、当該店頭取扱有価証券の発行会社が内閣総理大臣に当該店頭取扱有価証券に係る有価証券届出書を提出している場合はこの限りでない。</p>	<p>し、交付するとともに、その内容について十分説明しなければならない。</p> <p>2 協会員は、第1項の規定により投資勧誘を行った結果、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客に対し、当該店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において、当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付するものとする。</p> <p>3 協会員は、第1項の規定により投資勧誘を行った結果、顧客が買付けた上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券について保管の委託を受けるものとする。ただし、当該店頭取扱有価証券の発行会社が内閣総理大臣に当該店頭取扱有価証券に係る有価証券届出書を提出している場合はこの限りではない。</p>
<p>4 (現行どおり)</p>	<p>4 (省 略)</p>
<p>(不正な手段を用いた店頭取引の禁止) 第 11 条 会員は、仮装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて店頭取引を行ってはならない。</p>	<p>(相場操縦等の禁止) 第 11 条 会員は、仮装売買、相場操縦等の不正な手段を用いて店頭取引を行ってはならない。</p>
<p>(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止) 第 14 条 協会員は、店頭有価証券については成行注文を受けてはならない。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p>	<p>(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止) 第 14 条 協会員は、店頭有価証券については成行注文を受けないものとする。 2 (省 略) 3 (省 略)</p>
<p>(会員間の売買の制限) 第 15 条 会員は、第4条、第6条及び第8条の規定により投資勧誘を行うものを除き、店頭有価証券については、会員間の流通を目的とする店頭取引を行ってはならない。</p>	<p>(会員間の売買の制限) 第 15 条 会員は、店頭有価証券については、会員間の流通を目的とする店頭取引を行ってはならない。</p>
<p>(上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の売買報告等) 第 16 条 会員は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券について店頭取引を行ったときは、その旨を当該店頭取引を行った日の属する月の翌月の15日(当日が休業日の場合は、翌営業日)までに、所定の様式により本協会に報告しなければならない。 2 本協会は、前項の規定により会員から報告</p>	<p>(店頭有価証券の売買報告) 第 16 条 会員は、店頭有価証券について店頭取引を行ったときは、その旨を当該店頭取引を行った日の属する月の翌月の15日(当日が休業日の場合は、翌営業日)までに、所定の様式により本協会に報告しなければならない。 (新 設)</p>

新	旧
<p>を受けた内容について定期的に公表する。</p> <p><u>3</u> (現行どおり) (削 る)</p> <p>(店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の明示)</p> <p>第 17 条 会員は、店頭有価証券の売買価格等の情報(以下「価格等情報」という。)を提示する場合は、いかなる媒体の利用を問わず、当該価格等情報と併せて会員名、取扱部店名(当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。)及び当該価格等情報の提示日並びに当該価格等情報は売り気配又は買い気配ではない旨を明示しなければならない。</p> <p>(電磁的方法による交付等)</p> <p>第 18 条 協会員は、第 7 条第 4 項に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写し、第 8 条第 1 項に規定する証券情報等説明書及び同条第 2 項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写しの交付に代えて、<u>「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」</u>(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <p>2 協会員は、第 7 条第 4 項に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書及び第 8 条第 2 項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の徴求に代えて、<u>書面電磁的提供等規則</u>に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。</p>	<p>(省 略)</p> <p><u>2</u> <u>3</u> 本協会は、第 1 項の規定により会員から報告を受けた内容のうち、協会員が投資勧誘を行った上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引の状況について定期的に公表する。</p> <p>(店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の明示)</p> <p>第 17 条 会員は、店頭有価証券の売買価格等の情報(以下「価格等情報」という。)を提示する場合は、いかなる媒体の利用を問わず、当該価格等情報と併せて会員名、取扱部店名(当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者の部店を含む。)及び当該価格等情報の提示日並びに当該価格等情報は売り気配又は買い気配ではない旨を明示しなければならない。</p> <p>(電磁的方法による交付等)</p> <p>第 18 条 協会員は、第 7 条第 4 項に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写し、第 8 条第 1 項に規定する証券情報等説明書及び同条第 2 項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写しの交付に代えて、<u>「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」</u>(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <p>2 協会員は、第 7 条第 4 項に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書及び第 8 条第 2 項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の徴求に代えて、<u>「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」</u>(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。</p>

新	旧
<p data-bbox="225 264 774 297">(金融商品仲介業者に対する指導及び監督)</p> <p data-bbox="188 302 783 517">第 19 条 会員は、委託先の金融商品仲介業者に対し、第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 7 条第 1 項から第 3 項及び第 5 項、第 6 項並びに第 8 条第 1 項及び第 4 項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。</p> <p data-bbox="411 555 560 589" style="text-align: center;">付 則</p> <p data-bbox="188 629 783 701">この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p data-bbox="842 264 1337 297">(証券仲介業者に対する指導及び監督)</p> <p data-bbox="805 302 1406 517">第 19 条 会員は、委託先の証券仲介業者に対し、第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 7 条第 1 項から第 3 項及び第 5 項、第 6 項並びに第 8 条第 1 項及び第 4 項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。</p>

「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号)の一部改正について

平成19年9月18日

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">グリーンシート銘柄に関する規則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、<u>金融商品取引法</u>(以下「<u>金商法</u>」という。)第67条の18第4号に規定する取扱有価証券に関して規定し、これを「<u>グリーンシート銘柄</u>」と呼称することとするとともに、<u>グリーンシート銘柄</u>の店頭取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 店頭有価証券 「<u>店頭有価証券に関する規則</u>」(以下「<u>店頭有価証券規則</u>」という。)第2条第1号に規定する店頭有価証券をいう。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 会社内容説明書 店頭取扱有価証券に係るものについては店頭有価証券規則第5条の要件を、<u>金商法</u>第2条第1項第8号に規定する優先出資証券及び同項第11号に規定する投資証券に係るものについては第6条第5項の要件をそれぞれ満たした、この条第6号に規定する取扱会員及び第7号に規定する準取扱会員(以下「<u>取扱会員等</u>」という。)並びに当該取扱会員等が<u>金融商品仲介業務</u>(<u>定款</u>第3条第9号に規定する<u>金融商品仲介業</u>に係る業務をいう。以下同じ。)の委託を行う特別会員及び<u>金融商品仲介業者</u>が投資勧誘を行う際の説明資料をいう。 5 <u>グリーンシート銘柄</u> 店頭取扱有価証券、優先出資証券及び投資証券のうち、取扱会員等並びに当該取扱会員等が<u>金融商品仲介業務</u>の委託を行う特別会員及び<u>金融商品仲介業者</u>が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。 6 取扱会員 	<p style="text-align: center;">「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号)</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、<u>証券取引法</u>(以下「<u>証取法</u>」という。)第40条第1項第1号に規定する取扱有価証券に関して規定し、これを「<u>グリーンシート銘柄</u>」と呼称することとするとともに、<u>グリーンシート銘柄</u>の店頭取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 店頭有価証券 「<u>店頭有価証券に関する規則</u>」(<u>公正慣習規則</u>第1号。以下「<u>店頭有価証券規則</u>」という。)第2条第1号に規定する店頭有価証券をいう。 2 (省 略) 3 (省 略) 4 会社内容説明書 店頭取扱有価証券に係るものについては店頭有価証券規則第5条の要件を、<u>証取法</u>第2条第1項第5号の3に規定する優先出資証券及び同項第7号の2に規定する投資証券に係るものについてはこの規則第6条第5項の要件をそれぞれ満たした、この条第6号に規定する取扱会員及び第7号に規定する準取扱会員(以下「<u>取扱会員等</u>」という。)並びに当該取扱会員等が<u>証券仲介業務</u>の委託を行う特別会員及び<u>証券仲介業者</u>が投資勧誘を行う際の説明資料をいう。 5 <u>グリーンシート銘柄</u> 店頭取扱有価証券、優先出資証券及び投資証券のうち、取扱会員等並びに当該取扱会員等が<u>証券仲介業務</u>の委託を行う特別会員及び<u>証券仲介業者</u>が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。 6 取扱会員

新	旧
<p>店頭取扱有価証券、優先出資証券又は投資証券（以下「店頭取扱有価証券等」という。）をグリーンシート銘柄として本協会に届け出、かつ、本協会が当該店頭取扱有価証券等をグリーンシート銘柄として指定した後において、当該会員が<u>金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者</u>とともに当該グリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。</p> <p>7 準取扱会員</p> <p>当該会員が<u>金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者</u>とともにグリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。</p> <p>（グリーンシート銘柄の区分）</p> <p>第 4 条 グリーンシート銘柄は、当該銘柄及びその発行会社の特徴を勘案の上、取扱会員となろうとする会員の届出に基づき、次の各号のとおり区分することとする。</p> <p>1 エマージング</p> <p>取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分</p> <p>2 オーディナリー</p> <p>取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分</p> <p>3 投信・SPC</p> <p>投資証券及び優先出資証券のうち、取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、適当であると判断されたものを指定する銘柄区分</p> <p>4 フェニックス</p> <p><u>金融商品取引所により上場廃止とされた株券等</u>のうち、取扱会員となろうとする会員において流通性を確保する必要があると判断された株券等を指定する銘柄区分</p> <p>（代表取扱会員）</p> <p>第 5 条 一のグリーンシート銘柄の取扱会員（第9条の届出を行って取扱会員となろうとする会員を含む。）は、その総意によって、</p>	<p>店頭取扱有価証券、優先出資証券又は投資証券（以下「店頭取扱有価証券等」という。）をグリーンシート銘柄として本協会に届け出、かつ、本協会が当該店頭取扱有価証券等をグリーンシート銘柄として指定した後において、当該会員が<u>証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者</u>とともに当該グリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。</p> <p>7 準取扱会員</p> <p>当該会員が<u>証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者</u>とともにグリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。</p> <p>（グリーンシート銘柄の区分）</p> <p>第 4 条 グリーンシート銘柄は、当該銘柄及びその発行会社の特徴を勘案の上、取扱会員となろうとする会員の届出に基づき、次の各号のとおり区分することとする。</p> <p>1 エマージング（取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分）</p> <p>2 オーディナリー（取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分）</p> <p>3 投信・SPC（投資証券及び優先出資証券のうち、取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、適当であると判断されたものを指定する銘柄区分）</p> <p>4 フェニックス（<u>上場廃止となった銘柄のうち</u>、取扱会員となろうとする会員において流通性を確保する必要があると判断された株券等を指定する銘柄区分）</p> <p>（代表取扱会員）</p> <p>第 5 条 一のグリーンシート銘柄の取扱会員（第9条の届出を行って取扱会員となろうとする会員を含む。）は、その総意によって、</p>

新	旧
<p>取扱会員を代表する会員（以下「代表取扱会員」という。）を定めることができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(指定条件)</p> <p>第 6 条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。）がグリーンシート銘柄として第 9 条の届出を行おうとする有価証券は、次に掲げるすべての基準を満たしていなければならない。</p> <p>1 株主名簿管理人（当該有価証券が投資証券である場合は<u>投資信託及び投資法人に関する法律</u>（以下「<u>投信法</u>」という。）第 166 条第 2 項第 8 号に規定する投資主名簿等管理人。以下この号及び第 35 条第 5 項第 8 号において同じ。）に事務を委託していること（当該株主名簿管理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。）</p> <p>2 本協会が第 9 条の指定を行う日までに、当該有価証券が本協会の定める様式に適合するものとなっていること。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 フェニックスに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする株券等の発行会社については、以下の条件を満たしていなければならない。</p> <p>1 当該銘柄の発行会社に開示体制の不備及び公益又は投資者保護のため<u>金融商品取引所</u>が上場廃止を適当と認めたこと（以下「<u>開示体制の不備等</u>」とする。）により上場廃止となった場合において、開示体制の不備等が改善、整備及び解消されていること。</p> <p>2 当該銘柄の発行会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は会社整理を必要とするに至ったことにより<u>金融商品取引所</u>により上場廃止とされた場合において、当該手続き等が完了していること。</p> <p>4 投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする優先出資証券及び投資証券は、発行者が次のいずれかに該当するものでなければならない。</p>	<p>取扱会員を代表する会員（以下「代表取扱会員」という。）を定めることができる<u>こととする</u>。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(指摘条件)</p> <p>第 6 条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。）がグリーンシート銘柄として第 9 条の届出を行おうとする有価証券は、次に掲げるすべての基準を満たしていなければならない。</p> <p>1 株主名簿管理人（当該有価証券が投資証券である場合は「<u>投資信託及び投資法人に関する法律</u>」第 166 条第 2 項第 8 号に規定する投資主名簿等管理人。以下この号及び第 35 条第 5 項第 8 号において同じ。）に事務を委託していること（当該株主名簿管理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。）</p> <p>2 本協会が第 9 条の指定を行う日までに、当該有価証券が本協会の定める様式に適合するものとなっていること</p> <p>3 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 フェニックスに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする株券等の発行会社については、以下の条件を満たしていなければならない。</p> <p>1 当該銘柄の発行会社に開示体制の不備及び公益又は投資者保護のため<u>取引所</u>が上場廃止を適当と認めたこと（以下「<u>開示体制の不備等</u>」とする。）により上場廃止となった場合において、開示体制の不備等が改善、整備及び解消されていること。</p> <p>2 当該銘柄の発行会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は会社整理を必要とするに至ったことにより上場廃止となった場合において、当該手続き等が完了していること。</p> <p>4 投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする優先出資証券及び投資証券は、発行者が次のいずれかに該当するものでなければならない。</p>

新	旧
<p>1 金商法第 24 条第 1 項の規定に基づき有価証券報告書を提出しなければならない発行者（当該発行者が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書又は有価証券届出書に、総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。以下同じ。）</p> <p>2 （ 現 行 ど お り ）</p> <p>5 前項第 2 号に規定する会社内容説明書は、発行者において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。</p> <p>1 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に定める有価証券報告書の記載事項に準拠して記載されていること。ただし、財務諸表については、当該有価証券の発行者が前項第 1 号の規定に該当せず、かつ、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>イ 当該発行者の第 1 期の事業年度中である場合 財務諸表の記載を要しない。</p> <p>ロ 当該発行者の第 2 期の事業年度中である場合 第 1 期の事業年度の財務諸表が記載されていること。</p> <p>ハ 当該発行者の第 3 期以降の事業年度中である場合 直前 2 事業年度の財務諸表が記載されていること。ただし、当該発行者が初めて会社内容説明書を作成するときは、直前事業年度の財務諸表のみで足りる。</p> <p>2 財務諸表又は連結財務諸表が金商法第 193 条に規定する内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法、特定目的会社の計算に関する規則（当該有価証券が優先出資証券である場合に限る。）又は投資法人の計算に関する規則（当該有価証券が投資証券である場合に限る。）に準拠して記載されていること。</p> <p>3 公認会計士又は監査法人により、金商法に準ずる監査が行われ、又は資産の流動化に関する法律若しくは投信法に基づく監査若しくはこれらの法律に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されている財務諸表に添付されていること。</p>	<p>1 証取法第 24 条第 1 項の規定に基づき有価証券報告書を提出しなければならない発行者（当該発行者が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書又は有価証券届出書に、総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。以下同じ。）</p> <p>2 （ 省 略 ）</p> <p>5 前項第 2 号に規定する会社内容説明書は、発行者において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。</p> <p>1 「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券報告書の記載事項に準拠して記載されていること。ただし、財務諸表については、当該有価証券の発行者が前項第 1 号の規定に該当せず、かつ、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>イ 当該発行者の第 1 期の事業年度中である場合 財務諸表の記載を要しない</p> <p>ロ 当該発行者の第 2 期の事業年度中である場合 第 1 期の事業年度の財務諸表が記載されていること</p> <p>ハ 当該発行者の第 3 期以降の事業年度中である場合 直前 2 事業年度の財務諸表が記載されていること。ただし、当該発行者が初めて会社内容説明書を作成するときは、直前事業年度の財務諸表のみで足りる。</p> <p>2 財務諸表又は連結財務諸表が証取法第 193 条に規定する内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法、「特定目的会社の計算に関する規則」（当該有価証券が優先出資証券である場合に限る。）又は「投資法人の計算に関する規則」（当該有価証券が投資証券である場合に限る。）に準拠して記載されていること。</p> <p>3 公認会計士又は監査法人により、証取法に準ずる監査が行われ、又は「資産の流動化に関する法律」若しくは「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく監査若しくはこれらの法律に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されている財務諸表に添付されていること。</p>

新	旧
<p>(審査)</p> <p>第 7 条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。）がエマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として第9条の届出を行おうとする有価証券は、当該取扱会員となろうとする会員があらかじめ当該銘柄及びその発行者の次の各号に掲げる事項について審査を行ったうえで、エマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として適当であると判断したものでなければならない。ただし、オーディナリーに区分する場合は第4号及び第5号を、投信・SPCに区分する場合は第3号から第5号を、それぞれ除く。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 財務諸表又は連結財務諸表に継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関する重要な注記がなされておらず、かつ、公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書において当該事象又は状況に関する重要な事項が除外事項とされていないこと及び追記情報として記載されていないこと。</p> <p>4 事業計画が合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ、その基礎となるビジネスモデルに収益性が認められること。</p> <p>5 当該発行会社の属するマーケットの特性、その中での競争力及びそれを支える経営資源等を勘案し、事業の成長性が認められること。</p> <p>6 (現行どおり)</p> <p>2 } ~ } (現行どおり) 4 }</p> <p>(同意書等の徴求)</p> <p>第 8 条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。）は、次条の届出を行うに際しては、会社情報の適時適切な開示及び本協会が行う事情聴取等に積極的に協力する旨等を記載し</p>	<p>(審査)</p> <p>第 7 条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。）がエマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として第9条の届出を行おうとする有価証券は、当該取扱会員となろうとする会員があらかじめ当該銘柄及びその発行者の次の各号に掲げる事項について審査を行ったうえで、エマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として適当であると判断したものでなければならない。ただし、オーディナリーに区分する場合は第4号及び第5号を、投信・SPCに区分する場合は第3号から第5号を、それぞれ除く。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 財務諸表又は連結財務諸表に継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関する重要な注記がなされておらず、かつ、公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書において当該事象又は状況に関する重要な事項が除外事項とされていないこと及び追記情報として記載されていないこと</p> <p>4 事業計画が合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ、その基礎となるビジネスモデルに収益性が認められること</p> <p>5 当該発行会社の属するマーケットの特性、その中での競争力及びそれを支える経営資源等を勘案し、事業の成長性が認められること</p> <p>6 (省 略)</p> <p>2 } ~ } (省 略) 4 }</p> <p>(同意書等の徴求)</p> <p>第 8 条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。）は、次条の届出を行うに際しては、会社情報の適時・適切な開示及び本協会が行う事情聴取等に積極的に協力する旨等を記載</p>

新	旧
<p>た発行会社の同意書を添えなければならない。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(届出及び指定)</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p>2 取扱会員となろうとする会員は、前項の届出を行うに際しては、第 4 条に掲げる区分のうち当該銘柄が該当するものを明示するとともに、気配更新及び売買報告について、日次公表(毎営業日に更新及び報告する)又は週次公表(週 1 回以上更新及び報告する)のいずれとするかを明示しなければならない。なお、エマージングとして区分して届け出る場合は、日次公表として明示しなければならない。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がなく、取扱会員となろうとする会員により第 7 条第 1 項の審査が行われたことを前項の規定により提出された審査の結果について記した書面により確認し、かつ、第 2 項の規定により明示された区分が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該店頭取扱有価証券等を当該銘柄区分に区分するグリーンシート銘柄として指定するとともに、当該届出を行った会員を取扱会員(代表取扱会員となる予定の会員が当該届出を行った場合は、当該届出において取扱会員となろうとする会員とされた会員を取扱会員)として指定する。</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>(新たな取扱会員の届出)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 本協会は、第 1 項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該グリーンシート銘柄の新たな取扱会員として指定する。</p> <p>(準取扱会員)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 本協会は、第 1 項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該グリーンシート銘柄の準取扱会員として指定する。</p>	<p>した発行会社の同意書を添えなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(届出及び指定)</p> <p>第 9 条 (省 略)</p> <p>2 取扱会員となろうとする会員は、前項の届出を行うに際しては、第 4 条に掲げる区分のうち当該銘柄が該当するものを明示するもの<u>とする</u>とともに、気配更新及び売買報告について、日次公表(毎営業日に更新及び報告する)又は週次公表(週 1 回以上更新及び報告する)のいずれとするかを明示しなければならない。なお、エマージングとして区分して届け出る場合は、日次公表として明示しなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がなく、取扱会員となろうとする会員により第 7 条第 1 項の審査が行われたことを前項の規定により提出された審査の結果について記した書面により確認し、かつ、第 2 項の規定により明示された区分が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該店頭取扱有価証券等を当該銘柄区分に区分するグリーンシート銘柄として指定するとともに、当該届出を行った会員を取扱会員(代表取扱会員となる予定の会員が当該届出を行った場合は、当該届出において取扱会員となろうとする会員とされた会員を取扱会員)として指定する<u>こととする</u>。</p> <p>5 (省 略)</p> <p>(新たな取扱会員の届出)</p> <p>第 10 条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 本協会は、第 1 項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該グリーンシート銘柄の新たな取扱会員として指定する<u>こととする</u>。</p> <p>(準取扱会員)</p> <p>第 11 条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 本協会は、第 1 項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該グリーンシート銘柄の準取扱会員として指定する<u>こととする</u>。</p>

新	旧
<p>(銘柄区分の変更)</p> <p>第 12 条 取扱会員は、グリーンシート銘柄の銘柄区分を変更しようとする場合は、当該変更を希望する日の 10 営業日前（エマージングに変更しようとする場合は、15 営業日前）までに、すべての取扱会員の連名をもって、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は、それぞれの取扱会員に代わって当該代表取扱会員が届出を行うこととする。この場合、当該代表取扱会員はあらかじめ他の取扱会員に対しその旨を通知することとし、これに異議のある取扱会員は届出の時までに当該代表取扱会員と協議することとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(エマージング区分についての確認)</p> <p>第 13 条 } (現行どおり)</p> <p>~</p> <p>6 }</p> <p>7 本協会は、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定による届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を受けた日の翌営業日から起算して 10 営業日目の日に、当該届出が行われた銘柄をオーディナリーに区分するグリーンシート銘柄として指定する。</p> <p>(会社内容説明書等の提出及び縦覧)</p> <p>第 15 条 (現行どおり)</p> <p>2 グリーンシート銘柄の取扱会員は、グリーンシート銘柄の発行会社が金商法第 24 条の 5 第 1 項の規定に基づき半期報告書を提出した場合は、当該半期報告書の写しを、同項に規定する期間内に、本協会に提出しなければならない。</p> <p>3 グリーンシート銘柄の取扱会員は、グリーンシート銘柄の発行会社が金商法第 24 条の 5 第 4 項の規定に基づき臨時報告書を提出した場合は、当該臨時報告書の写しを、遅滞なく、本協会に提出しなければならない。</p> <p>4 取扱会員等は、直近の会社内容説明書等をグリーンシート銘柄の投資勧誘を行う取扱部店（当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。以下「取扱部店」という。）に備え置</p>	<p>(銘柄区分の変更)</p> <p>第 12 条 取扱会員は、グリーンシート銘柄の銘柄区分を変更しようとする場合は、当該変更を希望する日の 10 営業日前（エマージングに変更しようとする場合は、15 営業日前）までに、すべての取扱会員の連名をもって、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は、それぞれの取扱会員に代わって当該代表取扱会員が届出を行わなければならない。この場合、当該代表取扱会員はあらかじめ他の取扱会員に対しその旨を通知することとし、これに異議のある取扱会員は届出の時までに当該代表取扱会員と協議することとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(エマージング区分についての確認)</p> <p>第 13 条 } (省 略)</p> <p>~</p> <p>6 }</p> <p>7 本協会は、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定による届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を受けた日の翌営業日から起算して 10 営業日目の日に、当該届出が行われた銘柄をオーディナリーに区分するグリーンシート銘柄として指定することとする。</p> <p>(会社内容説明書等の提出及び縦覧)</p> <p>第 15 条 (省 略)</p> <p>2 グリーンシート銘柄の取扱会員は、グリーンシート銘柄の発行会社が証取法第 24 条の 5 第 1 項に規定する半期報告書を作成した場合は、当該半期報告書を、同項に規定する期間内に、本協会に提出しなければならない。</p> <p>3 グリーンシート銘柄の取扱会員は、グリーンシート銘柄の発行会社が証取法第 24 条の 5 第 4 項に規定する臨時報告書を作成した場合は、当該臨時報告書を、遅滞なく、本協会に提出しなければならない。</p> <p>4 取扱会員等は、直近の会社内容説明書等をグリーンシート銘柄の投資勧誘を行う取扱部店（当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者の部店を含む。以下「取扱部店」という。）に備え置き、顧客の</p>

新	旧
<p>き、顧客の縦覧に供しなければならない。</p> <p>5 本協会は、第9条第3項又はこの条第1項の規定により提出された会社内容説明書等を、その受理の日から5年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供する。</p> <p style="text-align: center;">(会社情報の本協会への報告)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の報告は、TDnet(本協会及び国内の<u>金融商品取引所</u>が運営、利用する適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。)を利用して行うものとする。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、グリーンシート銘柄の取扱会員又は発行会社は、本協会所定の「会社情報の公開に関する通知書」及び当該報告に係る資料(以下「公開通知書等」という。)の本協会への提出をもって同項に規定するTDnetによる報告資料の送信に代えることができる。この場合において、当該グリーンシート銘柄の発行会社が国内の<u>金融商品取引所</u>(TDnetが設置されている金融商品取引所に限る。以下この条において同じ。)に上場されている有価証券の発行者であるときは、本協会が適当と認める書類を<u>当該金融商品取引所</u>に提出するとともに、その写しを本協会に提出したときは、本協会に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。</p> <p>5 } ~ } (現行どおり) 7 }</p> <p>8 本協会は、第1項の報告の内容のうち会社情報等報告細則に定めるものを、その報告のあった日から公衆の縦覧に供する。</p> <p style="text-align: center;">(本協会による照会等及びこれに対する対応)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 本協会は、必要があると認める場合は、前項の規定に基づく報告の内容を公衆の縦覧に供する。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(報告内容の変更又は訂正)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>縦覧に供しなければならない。</p> <p>5 本協会は、第9条第3項又はこの条第1項の規定により提出された会社内容説明書等を、その受理の日から5年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供する<u>ものとする</u>。</p> <p style="text-align: center;">(会社情報の本協会への報告)</p> <p>第16条 (省 略)</p> <p>2 前項の報告は、TDnet(本協会及び国内の<u>証券取引所</u>が運営、利用する適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。)を利用して行うものとする。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、グリーンシート銘柄の取扱会員又は発行会社は、本協会所定の「会社情報の公開に関する通知書」及び当該報告に係る資料(以下「公開通知書等」という。)の本協会への提出をもって同項に規定するTDnetによる報告資料の送信に代えることができる。この場合において、当該グリーンシート銘柄の発行会社が国内の<u>証券取引所</u>(TDnetが設置されている証券取引所に限る。以下この条において同じ。)に上場されている有価証券の発行者であるときは、本協会が適当と認める書類を<u>当該証券取引所</u>に提出するとともに、その写しを本協会に提出したときは、本協会に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。</p> <p>5 } ~ } (省 略) 7 }</p> <p>8 本協会は、第1項の報告の内容のうち会社情報等報告細則に定めるものを、その報告のあった日から公衆の縦覧に供する<u>ものとする</u>。</p> <p style="text-align: center;">(本協会による照会等及びこれに対する対応)</p> <p>第17条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 本協会は、必要があると認める場合は、前項の規定に基づく報告の内容を公衆の縦覧に供する<u>ものとする</u>。</p> <p>4 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(報告内容の変更又は訂正)</p> <p>第18条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>

新	旧
<p>3 本協会は、第1項の報告の内容（前条第2項の規定に基づく報告の内容を変更又は訂正した場合は、同条第3項の規定により本協会が当該報告の内容を公衆の縦覧に供したものに限る。）を、変更又は訂正の前の内容とともに公衆の縦覧に供する。</p> <p>（取引についての顧客への説明）</p> <p>第19条 協会員は、グリーンシート銘柄の取引を行う顧客（特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）を除く。以下この条及び第22条において同じ。）に対し、<u>金商法第37条の3第1項各号に掲げる事項に併せてグリーンシート銘柄の性格、取引の仕組み、当該協会員におけるグリーンシート銘柄の取引方法、グリーンシート銘柄に関する情報の周知方法、グリーンシート銘柄への投資に当たってのリスク等について記載した契約締結前交付書面（同項に規定する書面をいう。）を同条に定めるところにより交付し、これらについて十分に説明しなければならない。</u></p> <p>2 協会員は、<u>グリーンシート銘柄の取引を初めて行う顧客から、当該顧客の判断と責任においてグリーンシート銘柄の取引を行う旨の確認を得るため、所定の様式のグリーンシート銘柄の取引に関する確認書を徴求しなければならない。</u></p> <p>（投資勧誘）</p> <p>第20条 取扱会員等及び当該取扱会員等が<u>金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の投資勧誘（次条の規定による場合を除く。）を行うに際しては、顧客（適格機関投資家を除く。）に対し、直近の会社内容説明書等及び当該直近の会社内容説明書等（臨時報告書を除く。）の記載日以降に前章の規定により報告した内容（当該直近の会社内容説明書等に記載されているものは除く。）を記した書面を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。</u></p> <p>（募集等の取扱い等を行う場合の投資勧誘）</p>	<p>3 本協会は、第1項の報告の内容（前条第2項の規定に基づく報告の内容を変更又は訂正した場合は、同条第3項の規定により本協会が当該報告の内容を公衆の縦覧に供したものに限る。）を、変更又は訂正の前の内容とともに公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>（取引についての顧客への説明）</p> <p>第19条 協会員は、グリーンシート銘柄の取引を<u>初めて</u>行う顧客（<u>「証券会社に関する内閣府令」第28条第1項各号及び「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第15条第1項各号に掲げる者を除く。</u>以下この条及び第22条において同じ。）に対し、グリーンシート銘柄の性格、取引の仕組み、当該協会員におけるグリーンシート銘柄の取引方法、グリーンシート銘柄に関する情報の周知方法、グリーンシート銘柄への投資に当たってのリスク等について分かりやすく記載した説明書を交付し、これらについて十分に説明しなければならない。</p> <p>2 協会員は、顧客の判断と責任においてグリーンシート銘柄の取引を行う旨の確認を得るため、<u>前項の規定により説明書を交付した顧客から、所定の様式のグリーンシート銘柄の取引に関する確認書を徴求するものとする。</u></p> <p>（投資勧誘）</p> <p>第20条 取扱会員等及び当該取扱会員等が<u>証券仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の投資勧誘（次条の規定による場合を除く。）を行うに際しては、顧客（適格機関投資家を除く。）に対し、直近の会社内容説明書等及び当該直近の会社内容説明書等（臨時報告書を除く。）の記載日以降に前節の規定により報告した内容（当該直近の会社内容説明書等に記載されているものは除く。）を記した書面を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。</u></p> <p>（募集等の取扱い等を行う場合の投資勧誘）</p>

新	旧
<p>第 21 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、<u>金商法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定により目論見書の作成及び交付をしなければならないグリーンシート銘柄の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。</u></p> <p>2 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、<u>金商法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しないグリーンシート銘柄の募集、売出し（売出しに相当するものを含む。以下この項において同じ。）又は私募（以下「募集等」という。）の取扱い又は売出し（以下「募集等の取扱い等」という。）を行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第 2 条第 4 号に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該グリーンシート銘柄の証券情報を企業内容等の開示に関する内閣府令又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記した会社内容説明書（前章の報告の内容を記した書面がある場合は、当該書面を含む。以下この項において同じ。）を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。ただし、適格機関投資家に対する投資勧誘においては、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">（グリーンシート銘柄であること等の明示）</p> <p>第 22 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、顧客からグリーンシート銘柄の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券がグリーンシート銘柄であること及び当該グリーンシート銘柄の銘柄区分を明示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（顧客からの確認事項等）</p> <p>第 23 条 会員は、顧客からグリーンシート銘柄の注文を受ける場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を当該顧客に確認しなければならない。</p> <p>1 } ~ } (現 行 ど お り) 4 }</p>	<p>第 21 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、<u>証取法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定により目論見書の作成及び交付をしなければならないグリーンシート銘柄の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。</u></p> <p>2 取扱会員等及び当該取扱会員等が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、<u>証取法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しないグリーンシート銘柄の募集、売出し（売出しに相当するものを含む。以下この項において同じ。）又は私募（以下「募集等」という。）の取扱い又は売出し（以下「募集等の取扱い等」という。）を行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第 2 条第 4 号に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該グリーンシート銘柄の証券情報を「企業内容等の開示に関する内閣府令」又は「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記した会社内容説明書（前章の報告の内容を記した書面がある場合は、当該書面を含む。以下この項において同じ。）を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。ただし、適格機関投資家に対する投資勧誘においては、この限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">（グリーンシート銘柄であること等の明示）</p> <p>第 22 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、顧客からグリーンシート銘柄の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券がグリーンシート銘柄であること及び当該グリーンシート銘柄の銘柄区分を明示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（顧客からの確認事項等）</p> <p>第 23 条 会員は、顧客からグリーンシート銘柄の注文を受ける場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を当該顧客に確認するものとする。</p> <p>1 } ~ } (省 略) 4 }</p>

新	旧
<p>2 (現行どおり)</p> <p>(不正な手段を用いた店頭取引の禁止) 第 27 条 会員は、<u>仮装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて店頭取引を行ってはならない。</u></p> <p>(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止) 第 30 条 協会員は、<u>グリーンシート銘柄については成行注文を受けてはならない。</u></p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(不正取引行為の禁止等) 第 32 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が<u>金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の店頭取引を行うにあたっては、当該店頭取引が金商法その他関係法令及びこの規則の規定に反しないものであることを確認しなければならない。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(売買審査) 第 33 条 本協会は、次の各号に定めるグリーンシート銘柄の売買について審査を行うものとする。 1 <u>値段又は取引高の変動の状況が不自然な銘柄の取引</u> 2 <u>グリーンシート銘柄の発行者に係る金商法第 166 条第 1 項に規定する業務等に関する重要事実及びグリーンシート銘柄に係る金商法第 167 条第 3 項に規定する公開買付け等事実(以下「重要事実等」という。)が公表された銘柄の売買等</u> 3 <u>その他本協会が審査の必要があると認められたグリーンシート銘柄の売買</u></p> <p>2 前項各号に掲げるグリーンシート銘柄の売買の審査は、次の各号に掲げる項目その他の項目のうち、必要なものについて行う。 1 <u>値段及び取引高の変動の状況</u> 2 <u>協会員による売付け又は買付けの状況</u> 3 <u>委託者に関する事項及び当該委託者による売付け又は買付けの委託の状況</u> 4 <u>重要事実等の内容及びその公表に関する事項</u></p>	<p>2 (省 略)</p> <p>(相場操縦等の禁止) 第 27 条 会員は、<u>仮装売買、相場操縦等の不正な手段を用いて店頭取引を行ってはならない。</u></p> <p>(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止) 第 30 条 協会員は、<u>グリーンシート銘柄については成行注文を受けないものとする。</u></p> <p>2 (省 略) 3 (省 略)</p> <p>(不正取引行為の禁止等) 第 32 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が<u>証券仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の店頭取引を行うにあたっては、当該店頭取引が証取法その他関係法令及びこの規則の規定に反しないものであることを確認しなければならない。</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>3 } ~ } 5 } (現行どおり)</p> <p>(売買の停止) 第 34 条 (現行どおり)</p> <p>(気配の提示、報告及び公表等) 第 35 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 取扱会員等は、第 1 項の規定により提示した直近の気配を、第 9 条第 2 項において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後 5 時 00 分までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日 (当日が休業日の場合は、翌営業日) の午後 5 時 00 分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</p> <p>4 (現行どおり) 5 会員 (取扱会員等を除く。第 7 項において同じ。) は、自己の計算において同時に多数の者に対しグリーンシート銘柄の売付け又は買付けの申込みをした場合及びグリーンシート銘柄の売買の受託等をした場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後 5 時 00 分までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日 (当日が休業日の場合は、翌営業日) の午後 5 時 00 分までに、直近の申込みに係る価格及び数量等を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</p> <p>6 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定を受けているグリーンシート銘柄の店頭取引の内容について、第 9 条第 2 項において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後 5 時 00 分までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日 (当日が休業日の場合は、翌営業日) の午後 5 時 00 分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</p> <p>7 会員は、グリーンシート銘柄の店頭取引を行った場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後 5 時 00 分までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日 (当日が休業日の場合は、翌営業日) の午後 5 時 00 分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</p> <p>8 本協会は、第 3 項及び第 5 項から前項まで</p>	<p>3 } ~ } 5 } (省 略)</p> <p>(売買の停止) 第 33 条 (省 略)</p> <p>(気配の提示、報告及び公表等) 第 34 条 (省 略) 2 (省 略) 3 取扱会員等は、第 1 項の規定により提示した直近の気配を、第 9 条第 2 項において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後 5 時まで、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日 (当日が休業日の場合は、翌営業日) の午後 5 時まで、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</p> <p>4 (省 略) 5 会員 (取扱会員等を除く。第 7 項において同じ。) は、自己の計算において同時に多数の者に対しグリーンシート銘柄の売付け又は買付けの申込みをした場合及びグリーンシート銘柄の売買の受託等をした場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後 5 時まで、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日 (当日が休業日の場合は、翌営業日) の午後 5 時まで、直近の申込みに係る価格及び数量等を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</p> <p>6 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定を受けているグリーンシート銘柄の店頭取引の内容について、第 9 条第 2 項において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後 5 時まで、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日 (当日が休業日の場合は、翌営業日) の午後 5 時まで、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</p> <p>7 会員は、グリーンシート銘柄の店頭取引を行った場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後 5 時まで、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日 (当日が休業日の場合は、翌営業日) の午後 5 時まで、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</p> <p>8 本協会は、第 3 項及び第 5 項から前項まで</p>

新	旧
<p>の規定により会員から報告されたグリーンシート銘柄の気配及び売買の内容について公表する。</p> <p>(取扱会員としての指定の取消し) 第 36 条 (現行どおり)</p> <p>2 グリーンシート銘柄の募集等の取扱い等を行った取扱会員は、当該募集等に係る払込日又は受渡日以後 6 か月を経過する日までの間は、前項の届出を行うことができない。ただし、本協会が特に認めた場合はこの限りでない。</p> <p>3 第 1 項の届出は、指定の取消しを希望する日の前月の応当する日(応当する日がない場合には、その月の末日)の前日までに行わなければならない。ただし、本協会が特に認めた場合はこの限りでない。</p> <p>4 前項の場合において、指定取消しに係る届出がなされた時点において当該銘柄の取扱会員等となっていた当該取扱会員等は、本協会が第 34 条に規定する売買停止措置を講じた場合を除き、当該銘柄について、指定取消日前日までの間、原則として、継続して店頭取引を行わなければならない。</p> <p>5 グリーンシート銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第 1 項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。</p> <p>1 <u>取引所金融商品市場への上場</u> グリーンシート銘柄が取引所金融商品市場に上場されることとなった場合</p> <p>2 } ~ } (現行どおり) 4 }</p> <p>5 会社内容説明書等の提出遅延 グリーンシート銘柄の発行会社が第 15 条第 1 項及び第 2 項に規定する期間の経過後 1 ヶ月以内に会社内容説明書等(臨時報告書を除く。)を本協会に提出しなかった場合又は有価証券報告書若しくは半期報告書を金商法第 24 条第 1 項若しくは第 24 条の 5 第 1 項に規定する期間の経過後 1 ヶ月以内に内閣総理大臣に提出しなかった場合</p> <p>6 虚偽記載(有価証券報告書提出会社においては、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、金商法第 10 条(金商法第 24 条の 2 及び第 24 条の 5 において準用する場合を含む。))又は第 23 条の 10 に係る訂正命令をいう。)若しくは課徴金納付命令</p>	<p>の規定により会員から報告されたグリーンシート銘柄の気配及び売買の内容について、公表するものとする。</p> <p>(取扱会員としての指定の取消し) 第 35 条 (省 略)</p> <p>2 グリーンシート銘柄の募集等の取扱い等を行った取扱会員は、当該募集等に係る払込日又は受渡日以後 6 か月を経過する日までの間は、前項の届出を行うことができない。ただし、本協会が特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>3 第 1 項の届出は、指定の取消しを希望する日の前月の応当する日(応当する日がない場合には、その月の末日)の前日までに行わなければならない。ただし、本協会が特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>4 前項の場合において、指定取消しに係る届出がなされた時点において当該銘柄の取扱会員等となっていた当該取扱会員等は、本協会が第 33 条に規定する売買停止措置を講じた場合を除き、当該銘柄について、指定取消日前日までの間、原則として、継続して店頭取引を行わなければならない。</p> <p>5 グリーンシート銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第 1 項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。</p> <p>1 <u>証券取引所への上場</u> グリーンシート銘柄が証券取引所に上場されることとなった場合</p> <p>2 } ~ } (省 略) 4 }</p> <p>5 会社内容説明書等の提出遅延 グリーンシート銘柄の発行会社が第 15 条第 1 項及び第 2 項に規定する期間の経過後 1 ヶ月以内に会社内容説明書等(臨時報告書を除く。)を本協会に提出しなかった場合又は有価証券報告書若しくは半期報告書を証取法第 24 条第 1 項若しくは第 24 条の 5 第 1 項に規定する期間の経過後 1 ヶ月以内に内閣総理大臣に提出しなかった場合</p> <p>6 虚偽記載(有価証券報告書提出会社においては、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、証取法第 10 条(証取法第 24 条の 2 及び第 24 条の 5 において準用する場合を含む。))又は第 23 条の 10 に係る訂正命令)若しくは課徴金納付命令(証取法第</p>

新	旧
<p>(<u>金商法</u>第 172 条第 1 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。)に係る命令をいう。)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により<u>金商法</u>第 197 条若しくは第 207 条に係る告発が行われた場合、又は有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参考書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書に係る訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、本協会がその訂正した内容を重要と認めるものである場合をいうものとし、会社内容説明書提出会社においては、グリーンシート銘柄の発行会社が会社内容説明書を訂正した場合であって、本協会がその訂正した内容を重要であると認めるものである場合をいうものとする。)又は不適正意見等</p> <p>次のイ又はロに該当する場合</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ロ 公認会計士又は監査法人による総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書又は中間監査報告書が、グリーンシートの発行会社が会社内容説明書等に記載する財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表又は中間連結財務諸表に添付されていないこと。</p> <p>7 } (現行どおり)</p> <p>~ }</p> <p>12 }</p> <p>6 (現行どおり)</p> <p>7 本協会は、第 1 項の届出を受けた場合は当該届出を行った取扱会員等が希望する日に、前 2 項の場合は本協会が必要と認める日に、取扱会員又は準取扱会員としての指定を取り消す又は指定を停止することとする。この場合、本協会は、当該指定の取消し又は停止を行う前に、あらかじめ、その旨を公表する。</p> <p>8 (現行どおり)</p> <p>(グリーンシート銘柄としての指定の取消し)</p> <p>第 37 条 本協会は、取扱会員が皆無となったグリーンシート銘柄について、グリーンシート銘柄としての指定を取り消す。</p> <p>2 前項の規定によりグリーンシート銘柄としての指定を取り消す際に、なお準取扱会員と</p>	<p>172 条第 1 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。)に係る命令)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により<u>証取法</u>第 197 条若しくは第 207 条に係る告発が行われた場合、又は有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参考書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書に係る訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、本協会がその訂正した内容を重要と認めるものである場合をいうものとし、会社内容説明書提出会社においては、グリーンシート銘柄の発行会社が会社内容説明書を訂正した場合であって、本協会がその訂正した内容を重要であると認めるものである場合をいうものとする。)又は不適正意見等</p> <p>次の a 又は b に該当する場合</p> <p>a (省 略)</p> <p>b 公認会計士又は監査法人による総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書又は中間監査報告書が、グリーンシートの発行会社が会社内容説明書等に記載する財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表又は中間連結財務諸表に添付されていないこと</p> <p>7 } (省 略)</p> <p>~ }</p> <p>12 }</p> <p>6 (省 略)</p> <p>7 本協会は、第 1 項の届出を受けた場合は当該届出を行った取扱会員等が希望する日に、前 2 項の場合は本協会が必要と認める日に、取扱会員又は準取扱会員としての指定を取り消す又は指定を停止することとする。この場合、本協会は、当該指定の取消し又は停止を行う前に、あらかじめ、その旨を公表することとする。</p> <p>8 (省 略)</p> <p>(グリーンシート銘柄としての指定の取消し)</p> <p>第 36 条 本協会は、取扱会員が皆無となったグリーンシート銘柄について、グリーンシート銘柄としての指定を取り消すこととする。</p> <p>2 前項の規定によりグリーンシート銘柄としての指定を取り消す際に、なお準取扱会員と</p>

新	旧
<p>して指定している会員がある場合は、本協会は、当該取消しと同時に、すべての準取扱会員としての指定を取り消す。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(適格機関投資家限定勧誘の特例)</p> <p>第 38 条 グリーンシート銘柄の募集等において、会員（当該銘柄の取扱会員等を除く。以下この条において同じ。）及び当該会員が<u>金融商品仲介業務の委託を行う特別会員が当該募集等の取扱い等を行う場合で、当該募集等で取得したグリーンシート銘柄に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うときには、当該会員には前 7 章の規定を適用しない。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(顧客への配分)</p> <p>第 39 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が<u>金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに当たっては、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に基づき適正に行わなければならない。</u></p> <p>(電磁的方法による徴求)</p> <p>第 40 条</p> <p>(削 る)</p> <p>協会員は、第 19 条第 2 項に規定するグリーンシート銘柄の取引に関する確認書の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。</p>	<p>して指定している会員がある場合は、本協会は、当該取消しと同時に、すべての準取扱会員としての指定を取り消す<u>こととする。</u></p> <p>3 (省 略)</p> <p>(適格機関投資家限定勧誘の特例)</p> <p>第 37 条 グリーンシート銘柄の募集等において、会員（当該銘柄の取扱会員等を除く。以下この条において同じ。）及び当該会員が<u>証券仲介業務の委託を行う特別会員が当該募集等の取扱い等を行う場合で、当該募集等で取得したグリーンシート銘柄に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うときには、当該会員には前 7 章の規定を適用しない。</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(顧客への配分)</p> <p>第 38 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が<u>証券仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに当たっては、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議) に基づき適正に行わなければならない。</u></p> <p>(電磁的方法による交付等)</p> <p>第 39 条 協会員は、第 19 条第 1 項に規定するグリーンシート銘柄の性格等について記載した説明書の交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて</u>」(理事会決議) に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <p>2 協会員は、第 19 条第 2 項に規定するグリーンシート銘柄の取引に関する確認書の徴求に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて</u>」(理事会決議) に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。</p>

新	旧
<p>(金融商品仲介業者に対する指導及び監督) 第 41 条 会員は、委託先の金融商品仲介業者に対し、第 15 条第 4 項、第 16 条第 7 項、第 17 条第 4 項、第 18 条第 2 項、第 20 条、第 21 条、<u>第 34 条第 2 項、第 35 条第 4 項</u>並びに第 38 条第 1 項及び第 2 項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。</p> <p>(グリーンシート制度負担金) 第 42 条 (現行どおり)</p> <p>(別表) 第 13 条第 1 項の規定による判定の基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(現行どおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法上の有価証券届出書又は有価証券報告書を提出してエマージング区分に指定した場合 <p>当該銘柄の事業の成長性の有無について審査を行い、事業の成長性が認められないと判断したときは、エマージングからオーディナリーに変更する届出を行わなければならない。</p> </div>	<p>(証券仲介業者に対する指導及び監督) 第 40 条 会員は、委託先の証券仲介業者に対し、第 15 条第 4 項、第 16 条第 7 項、第 17 条第 4 項、第 18 条第 2 項、第 20 条、第 21 条、<u>第 33 条第 2 項、第 34 条第 4 項</u>並びに第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。</p> <p>(グリーンシート制度負担金) 第 41 条 (省 略)</p> <p>(別表) 第 13 条第 1 項の規定による判定の基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(省 略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証券取引法上の有価証券届出書又は有価証券報告書を提出してエマージング区分に指定した場合 <p>当該銘柄の事業の成長性の有無について審査を行い、事業の成長性が認められないと判断したときは、エマージングからオーディナリーに変更する届出を行わなければならない。</p> </div>
<p>付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	

「グリーンシート銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部
改正について

平成19年9月18日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(目的等) 第1条 この細則は、「グリーンシート銘柄に関する規則」(以下「規則」という。)第16条の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>付 則</p> <p>この改正は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(目的等) 第1条 この細則は、「グリーンシート銘柄に関する規則」(<u>公正慣習規則第2号</u>。以下「規則」という。)第16条の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p>2 (省 略)</p>

新		旧	
<p>別表</p> <p>・エマージング、オーディナリー又はフェニックスとして区分したグリーンシート銘柄</p> <p>第3条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。</p>		<p>別表</p> <p>・エマージング、オーディナリー又はフェニックスとして区分したグリーンシート銘柄</p> <p>第3条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。</p>	
報告事象欄	軽微基準欄	報告事象欄	軽微基準欄
<p>1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>~ }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) 会社法第156条第1項(第163条の規定及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律(以下「優先出資法」という。)第27条の規定による自己株式の取得</p> <p>(6) } (現行どおり)</p> <p>~ }</p> <p>(16) }</p> <p>(17) 子会社(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第166条第5項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事項</p> <p>(18) 固定資産(法人税法第2条第22号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。)の譲渡又は取得</p> <p>(19) } (現行どおり)</p> <p>~ }</p> <p>(22) }</p> <p>(23) 金商法第27条の2第1項に規定する株券等の</p>		<p>1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>(1) } (省 略)</p> <p>~ }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) 会社法第156条第1項(第163条の規定及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又は優先出資法第27条の規定による自己株式の取得</p> <p>(6) } (省 略)</p> <p>~ }</p> <p>(16) }</p> <p>(17) 子会社(証取法第166条第5項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事項</p> <p>(18) 固定資産(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第22号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。)の譲渡又は取得</p> <p>(19) } (省 略)</p> <p>~ }</p> <p>(22) }</p> <p>(23) 証取法第27条の2第1項に規定する株券等の</p>	

新		旧	
<p>同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）</p> <p>(24) 当該発行会社が発行者である株券等に係る(23)に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る<u>金融商品取引法施行令</u>（以下「<u>施行令</u>」という。）第31条に規定する買集め行為（以下このにおいて「公開買付け等」という。）に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対する表示</p> <p>(25) } ~ } (現行どおり)</p> <p>(34) }</p> <p>(35) 会社内容説明書、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明（<u>金商法</u>第193条の2第1項の監査証明を含む。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動</p> <p>(36) } ~ } (現行どおり)</p> <p>(38) }</p> <p>2 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 主要株主（<u>金商法</u>第163条第1項に規定する主要株主をいう。以下この(2)において同じ。）又は筆頭株主（主要株主のうち所有議決権数（他人（仮設人を含む。）名義のものを含み、同項に規定する議決権の取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）の最も多い株主をいう。）の異動</p> <p>(3) 特定有価証券（<u>金商法</u>第163条第1項に規定する特定有価証券をいう。）の指定の取消しの原因となる事実</p> <p>(4) } ~ } (現行どおり)</p> <p>(6) }</p>	(現行どおり)	<p>同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）</p> <p>(24) 当該発行会社が発行者である株券等に係る(23)に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る<u>証券取引法施行令</u>（<u>昭和40年政令第321号</u>。以下「<u>施行令</u>」という。）第31条に規定する買集め行為（以下このにおいて「公開買付け等」という。）に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対する表示</p> <p>(25) } ~ } (省 略)</p> <p>(34) }</p> <p>(35) 会社内容説明書、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明（<u>証取法</u>第193条の2第1項の監査証明を含む。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動</p> <p>(36) } ~ } (省 略)</p> <p>(38) }</p> <p>2 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 主要株主（<u>証取法</u>第163条第1項に規定する主要株主をいう。以下この(2)において同じ。）又は筆頭株主（主要株主のうち所有議決権数（他人（仮設人を含む。）名義のものを含み、同項に規定する議決権の取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）の最も多い株主をいう。）の異動</p> <p>(3) 特定有価証券（<u>証取法</u>第163条第1項に規定する特定有価証券をいう。）の指定の取消しの原因となる事実</p> <p>(4) } ~ } (省 略)</p> <p>(6) }</p>	(省 略)

新	旧
<p>(7) 親会社（<u>金商法</u>第166条第5項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。以下この規則において同じ。）の異動</p> <p>(8) } ~ } (現行どおり) (16) }</p> <p>(17) 保有有価証券（当該発行会社の子会社株式以外の国内の<u>取引所金融商品市場</u>に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度又は中間会計期間の末日における時価額（当該日の<u>取引所金融商品市場</u>における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の<u>取引所金融商品市場</u>における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該発行会社有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。）</p> <p>(18) (現行どおり)</p> <p>(19) (現行どおり) (削 る)</p> <p>(20) (現行どおり)</p> <p>(21) (現行どおり)</p> <p>(22) 監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、<u>金商法</u>第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目（休業日を除外する。）の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。</p> <p>(23) (現行どおり)</p> <p>(24) (現行どおり)</p> <p>(25) (1)から(24)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄に関する重要な事項であって投資者</p>	<p>(7) 親会社（<u>証取法</u>第166条第5項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。以下この規則において同じ。）の異動</p> <p>(8) } ~ } (省 略) (16) }</p> <p>(17) 保有有価証券（当該発行会社の子会社株式以外の国内の<u>証券取引所</u>に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度又は中間会計期間の末日における時価額（当該日の<u>証券取引所</u>における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の<u>証券取引所</u>における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該発行会社有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。）</p> <p>(18) (省 略)</p> <p>(19) (省 略)</p> <p>(20) 削除</p> <p>(21) (省 略)</p> <p>(22) (省 略)</p> <p>(23) 監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、<u>証取法</u>第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目（休業日を除外する。）の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。</p> <p>(24) (省 略)</p> <p>(25) (省 略)</p> <p>(26) (1)から(25)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄に関する重要な事項であって投資者</p>

新		旧	
<p>の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。</p> <p>3 発行会社が親会社を有している場合は、2の(25)に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社が国内の取引所金融商品市場に上場されている株券の発行者である場合その他本協会が適当と認める者である場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 発行会社の親会社の業務執行を決定する機関が、当該親会社について1の(3)、(9)から(18)まで、(21)及び(22)に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと(当該決定に係る事項を行わないことを決定したことを含むものとし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして1の軽微基準欄に掲げる基準(同1の軽微基準欄中「発行会社」とあるのは「発行会社の親会社」と読み替える。)に該当する場合を除く。)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>4 } (現行どおり)</p> <p>~ }</p> <p>6 }</p> <p>7 発行会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>~ }</p> <p>(14) }</p> <p>(15) 金商法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)</p> <p>(16) } (現行どおり)</p> <p>~ }</p> <p>(19) }</p>		<p>の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。</p> <p>3 発行会社が親会社を有している場合は、2の(26)に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合その他本協会が適当と認める者である場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 発行会社の親会社の業務執行を決定する機関が、当該親会社について1の(3)、(9)から(18)まで、(20)から(23)までに掲げる事項を行うことについての決定をしたこと(当該決定に係る事項を行わないことを決定したことを含むものとし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして1の軽微基準欄に掲げる基準(同1の軽微基準欄中「発行会社」とあるのは「発行会社の親会社」と読み替える。)に該当する場合を除く。)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>4 } (省 略)</p> <p>~ }</p> <p>6 }</p> <p>7 発行会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>(1) } (省 略)</p> <p>~ }</p> <p>(14) }</p> <p>(15) 証取法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)</p> <p>(16) } (省 略)</p> <p>~ }</p> <p>(19) }</p>	

新		旧	
<p>8 } ~ } (現行どおり) 10 }</p> <p>11 発行会社が、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合</p> <p>(1) } ~ } (現行どおり) (4) }</p> <p>(5) 募集株式（会社法第199条第1項に規定する募集株式及び優先出資法に規定する募集優先出資をいう。）の引受人（<u>金商法</u>第2条第6項で規定する引受人をいう。）から、株主に対して行う当該募集株式の優先的申込資格の付与</p> <p>(6) } ~ } (現行どおり) (12) }</p>		<p>8 } ~ } (省 略) 10 }</p> <p>11 発行会社が、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合</p> <p>(1) } ~ } (省 略) (4) }</p> <p>(5) 募集株式（会社法第199条第1項に規定する募集株式及び優先出資法に規定する募集優先出資をいう。）の引受人（<u>証取法</u>第2条第6項で規定する引受人をいう。）から、株主に対して行う当該募集株式の優先的申込資格の付与</p> <p>(6) } ~ } (省 略) (12) }</p>	
<p>. 投信・SPCとして区分したグリーンシート銘柄 (現行どおり)</p>		<p>. 投信・SPCとして区分したグリーンシート銘柄 (省 略)</p>	

「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)の改正について

平成19年9月18日
(下線部分変更)

新	旧
<p>上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、協会員(特別会員にあつては、<u>金融商品仲介業務(定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。)</u>を行う特別会員に限る。以下同じ。)が行う上場株券等の<u>取引所金融商品市場外</u>での売買及びその媒介等並びに協会員が媒介等を行う上場株券等の<u>取引所金融商品市場外</u>での売買を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 上場株券等 <u>国内の取引所金融商品市場</u>に上場されている株券、出資証券(優先出資証券を含む。)、<u>転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。)</u>、<u>交換社債券、新株予約権付社債券(新株予約権付社債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。))並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であつて、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権証券、投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。)</u>、<u>外国投資信託受益証券(外国投資信託の受益証券をいう。)</u>、<u>投資証券、外国投資証券及び外国株預託証券(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第1項第20号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)</u>をいう。 2 取引所外売買 <u>上場株券等の取引所金融商品市場外</u>での</p>	<p>「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、協会員(特別会員にあつては、<u>証券仲介業務</u>を行う特別会員に限る。以下同じ。)が行う上場株券等の<u>取引所有価証券市場外</u>での売買及びその媒介等並びに協会員が媒介等を行う上場株券等の<u>取引所有価証券市場外</u>での売買を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 上場株券等 本邦内の<u>証券取引所</u>に上場されている株券、出資証券(優先出資証券を含む。)、<u>転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。)</u>、<u>交換社債券、新株予約権付社債券(新株予約権付社債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。))並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であつて、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権証券、投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。)</u>、<u>外国投資信託受益証券(外国投資信託の受益証券をいう。)</u>、<u>投資証券、外国投資証券及び外国株預託証券(証券取引法第2条第1項第10号の3に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)</u>をいう。 2 取引所外売買 上場株券等の<u>取引所有価証券市場外</u>での売買をいう。</p>

新	旧
<p>売買（<u>金商法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場での売買を除く。</u>）をいう。</p> <p>3 媒介等 媒介、取次ぎ又は代理をいう。</p> <p>4 報告公表システム <u>本協会が管理運営する取引所外売買に関する価格情報等報告公表システムをいう。</u></p> <p>5 認可会員 <u>上場株券等の私設取引システム運営業務の認可を受けた会員をいう。</u></p> <p>6 認可業務 <u>私設取引システム運営業務の認可を受けた会員の行う当該私設取引システム運営業務をいう。</u></p> <p>7 P T Sシステム <u>本協会が管理運営する私設取引システム価格情報等報告公表システムをいう。</u></p> <p>（法令等の遵守） 第 3 条 協会員は、取引所外売買又はその媒介等を行うに当たっては、この規則によるほか、<u>金商法</u>その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。</p> <p>（適用除外） 第 4 条 会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、<u>金融商品取引所</u>が定める1売買単位に満たない数量のものについては、この規則を適用しないものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 会員が行う取引所外売買又は協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、<u>金商法第2条第22項</u>に規定する店頭デリバティブ取引により成立するものについては、この規則を適用しないものとする。</p> <p>（売買価格等の確認及び記録の保存） 第 5 条 協会員は、取引所外売買を行うに当たっては、<u>売買の価格又は金額が適当と認められるものであることを確認し、当該確認の記録を保存しなければならない。</u></p> <p>（売買の停止等） 第 6 条 本協会は、次の各号に掲げる場合には、<u>会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買を停止することがで</u></p>	<p>3 媒介等 媒介、取次ぎ又は代理をいう。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>（法令等の遵守） 第 3 条 協会員は、取引所外売買又はその媒介等を行うに当たっては、この規則によるほか、<u>証券取引法</u>その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。</p> <p>（適用除外） 第 4 条 会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、<u>証券取引所</u>が定める1売買単位に満たない数量のものについては、この規則を適用しないものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 会員が行う取引所外売買又は協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、<u>有価証券店頭デリバティブ取引</u>により成立するものについては、この規則を適用しないものとする。</p> <p>（売買価格等の確認及び記録の保存） 第 5 条 協会員は、取引所外売買を行うに当たっては、<u>売買の価格又は金額が適当と認められるものであることを確認するものとし、当該確認の記録を保存するものとする。</u></p> <p>（売買の停止等） 第 6 条 本協会は、次の各号に掲げる場合には、<u>会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買を停止することがで</u></p>

新	旧
<p>きる。</p> <p>1 金融商品取引所が上場株券等について売 買の停止その他の措置をとった場合</p> <p>2 } (現行どおり)</p> <p>~ } (現行どおり)</p> <p>4 } (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 報告及び公表</p> <p>第 1 節 P T S システムを通じない取引所外 売買の報告及び公表</p> <p>(売買等の報告)</p> <p>第 7 条 会員は、同時に多数の者に対し、取 引所金融商品市場外での上場株券等の売付け 又は買付けの申込み（以下「申込み」とい う。）を行ったときは、次の各号に掲げる事 項を、報告公表システムに入力する方法又は 所定の報告書類に記載し提出する方法によ り、本協会に報告しなければならない。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 申込みに係る価格（細則で定める申込み に係る価格であって、買いに係る申込み にあっては当該銘柄中最も高いものを、売 りに係る申込みにあつては当該銘柄中最も安 いものをいう。）</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>2 会員は、取引所外売買が成立したときは、 次の各号に掲げる事項を、報告公表システ ムに入力する方法又は所定の報告書類に記 載し提出する方法により、本協会に報告し なければならない。</p> <p>1 } (現行どおり)</p> <p>~ } (現行どおり)</p> <p>6 } (現行どおり)</p> <p>7 取引所外売買に係る基準となる価格を公 表する金融商品取引所の名称及びその価格</p> <p>8 (現行どおり)</p> <p>9 (現行どおり)</p> <p>3 前 2 項に規定する報告は、以下の区分に基 づき行わなければならない。ただし、合理的 な事由により当該報告が遅延する場合には、</p>	<p>きる。</p> <p>1 証券取引所が上場株券等について売買の 停止その他の措置をとった場合</p> <p>2 } (省 略)</p> <p>~ } (省 略)</p> <p>4 } (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 報告及び公表</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(売買等の報告)</p> <p>第 7 条 会員は、同時に多数の者に対し、取 引所有価証券市場外での上場株券等の売付け 又は買付けの申込み（以下「申込み」とい う。）を行ったときは、<u>申込み後 5 分以内</u>に 次の各号に掲げる事項を、本協会に報告しな なければならない。ただし、合理的な事由によ り当該報告が遅延する場合には、<u>遅滞なく本 協会に報告するものとする。</u></p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 申込みに係る価格（買いに係る申込み にあっては、<u>当該銘柄中最も高いものとし、 売りに係る申込みにあつては、当該銘柄中 最も安いものとする。</u>）（細則で定める申込 みに係る価格をいう。）</p> <p>4 (省 略)</p> <p>5 (省 略)</p> <p>2 会員は、取引所外売買が成立したときは、 <u>売買成立後 5 分以内</u>に次の各号に掲げる事 項を、細則で定めるところにより、本協会に報 告しなければならない。ただし、合理的な事 由により当該報告が遅延する場合その他細 則で定める場合には、<u>遅滞なく本協会に報告 するものとする。</u></p> <p>1 } (省 略)</p> <p>~ } (省 略)</p> <p>6 } (省 略)</p> <p>7 取引所外売買に係る基準となる価格を公 表する<u>証券取引所</u>の名称及びその価格</p> <p>8 (省 略)</p> <p>9 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

新	旧
<p>遅滞なく本協会に報告するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 営業日の午前8時10分から午後4時59分までに行った申込み及び成立した売買申込みを行ったとき又は売買が成立したときから5分以内 2 営業日の午後5時00分(半休日にあつては午後1時00分)から午後11時59分までに成立した取引所外売買及び休業日に成立した取引所外売買の報告 翌営業日の午前8時10分から午前8時29分まで 3 営業日の午前0時00分から午前8時09分までに成立した取引所外売買の報告 営業日の午前8時30分から午前9時00分まで <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p>(売買等の報告の訂正・取消し) 第8条 会員は、前条の規定に基づき行った申込みの報告及び売買の報告の訂正又は取消しを行おうとするときは、報告公表システムを通じて又は所定の報告書類の提出により、速やかに行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会員は、前項に規定する申込みの報告及び売買の報告の訂正又は取消しを行おうとするときは、申込みの報告については、報告書類に訂正・取消しの識別符号を付したうえで、前条第1項各号に掲げる事項を記載し、提出 	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(認可会員が成立させた売買の報告に関する特例) 第8条 私設取引システム運営業務の認可を受けた会員(以下本条において「認可会員」という。)が当該業務(以下本条において「認可業務」という。)により行った申込み及び成立させた取引所外売買については、認可会員が前条の報告を行うものとし、認可会員以外の会員は当該申込み及び売買に係る前条の報告を行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 認可会員は、認可業務により行った申込みについては前条第1項各号に掲げる事項の他に本協会が必要と認める事項を、認可業務により成立させた取引所外売買については前条第2項各号に掲げる事項の他に本協会が必要と認める事項を、前条の報告を行った日に本協会に報告するものとする。 3 認可会員は、認可業務により成立させた取引所外売買について、銘柄別の売買数量を月ごとに取りまとめ、翌月10日までに本協会に報告するものとする。 <p>(売買等の報告の訂正・取消し) 第9条 会員は、第7条の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行おうとするときは、細則で定めるところにより、すみやかに行うものとする。</p>

新	旧
<p>することにより行い、売買の報告については、報告公表システム又は報告書類に訂正・取消しの識別符号を付したうえで、前条第2項各号に掲げる事項を入力すること又は記載し、提出することにより行うものとする。</p> <p>3 前項の報告公表システムにより行う売買の報告の訂正又は取消しは、当該訂正又は取消しを行おうとする日の午後4時59分（半休日にあつては午後0時59分）までに行うものとし、午後5時00分（半休日にあつては午後1時00分）以降に訂正又は取消しを行おうとするときは、報告書類により行うものとする。</p> <p>（売買価格等の公表等） 第9条 （現行どおり）</p> <p>第2節 P T Sシステムを通じた取引所外売買の報告及び公表</p> <p>（申込みの報告） 第10条 認可会員は、認可業務において申込みを行う場合は、第7条第1項の規定による報告を、P T Sシステムを通じて、報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告は、申込み後5分以内に行わなければならない。ただし、午前0時00分から午前0時44分までの間に行った申込みについては、午前0時45分から午前0時49分までの間に報告しなければならない。</p> <p>3 第1項により報告した申込みを取り下げる場合には、P T Sシステムを通じて、その旨を報告しなければならない。</p> <p>4 午後11時59分までに報告した申込みを翌日午前0時45分以降も継続しようとする場合は、当該翌日午前0時45分以降すみやかに、改めて、P T Sシステムを通じて当該申込みを報告しなければならない。</p> <p>5 第6条の規定により売買の停止が行われた銘柄について、その売買が再開された後に申込みを行う場合は、改めて、P T Sシステムを通じて当該申込みを報告しなければならない。</p> <p>6 P T Sシステムの稼働の休止又は支障の発生その他本協会がやむを得ないと認める事情により、第1項及び第3項の報告が行えない場合、所定の報告書類により報告しなければならない。</p>	<p>（売買価格等の公表等） 第10条 （省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p>(売買の報告)</p> <p>第 11 条 認可会員は、認可業務により成立させた売買について、第 7 条第 2 項の規定による報告を、PTSシステムを通じて行わなければならない。</p> <p>2 前項の報告は、売買成立後 5 分以内に行わなければならない。ただし、午前 0 時 00 分から午前 0 時 44 分までの間に成立した売買については、当該売買が成立した日の午前 0 時 45 分から午前 0 時 49 分までの間に報告しなければならない。</p> <p>3 前条第 6 項の規定は、売買の報告に準用する。</p> <p>4 認可会員は、認可業務により成立させた取引所外売買について、銘柄別の売買数量を月ごとに取りまとめ、翌月 10 日までに本協会に報告しなければならない。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(報告の訂正・取消し)</p> <p>第 12 条 認可会員は、第 10 条第 1 項の規定に基づき行った申込みの報告及び前条第 1 項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行おうとする場合は、PTSシステムを通じて、すみやかに行わなければならない。</p> <p>2 前条第 1 項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取り消しを行う場合であって、売買が行われた日の翌日以降に当該訂正又は取消しを行おうとする場合は、PTSシステムに代えて、所定の報告書類により報告しなければならない。</p> <p>3 認可会員は、第 10 条第 6 項（前条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき報告書類により行った報告の訂正又は取消しを行おうとする場合は、所定の報告書類に訂正又は取消しの識別符号を付した上で、当該報告書類によりすみやかに報告しなければならない。</p> <p>4 認可会員は、PTSシステムの稼働が休止し又は稼働に支障が生じ、第 1 項に規定する報告が行えない場合には、所定の報告書類に訂正又は取消しの識別符号を付した上で、当該報告書類によりすみやかに報告しなければならない。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(認可会員以外の会員の報告の取扱い)</p> <p>第 13 条 認可会員以外の会員は、認可会員が行う認可業務において申込み又は取引所外売買を行う場合には、第 7 条第 1 項及び第 2 項</p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>に規定する報告を行わないものとする。</u></p> <p>(売買価格及び申込みの公表)</p> <p>第 14 条 <u>本協会は、認可会員から第 10 条に基づく報告を受けた場合は、次に掲げる事項を、PTSシステムのウェブサイトにおいて、すみやかに公表する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>銘柄名</u> 2 <u>申込みに係る売り又は買いの別</u> 3 <u>申込みに係る価格</u> 4 <u>申込みに係る数量</u> 5 <u>申込みの時刻</u> 6 <u>その他本協会が必要と認める事項</u> <p>2 <u>本協会は、認可会員から第 11 条に基づく報告を受けた場合は、次に掲げる事項を、PTSシステムのウェブサイトにおいて、直ちに公表する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>銘柄名</u> 2 <u>売買価格</u> 3 <u>売買数量</u> 4 <u>売買成立日時</u> 5 <u>その他本協会が必要と認める事項</u> <p>3 <u>本協会は、前 2 項の公表に当たっては、認可会員間での比較が可能な形で行う。</u></p> <p>4 <u>第 1 項及び第 2 項の公表を行ったのち、当該内容に修正が生じた場合は、本協会は直ちにこれを修正し、公表する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(PTSシステム利用の届出)</p> <p>第 15 条 <u>認可会員が認可業務により行った申込み及び成立させた売買について、PTSシステムを通じて報告しようとする場合は、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の届出を行った認可会員が当該届出の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>認可会員が認可業務により行った申込み及び成立させた売買について、PTSシステムを通じて報告することを取り止める場合には、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(PTSシステム負担金)</p> <p>第 16 条 <u>認可会員は、PTSシステムを通じて行った第 10 条及び第 11 条の規定に基づく報告に関し、本協会に対し、PTSシステム負担金を支払わなければならない。</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p>(P T S システムの利用停止) 第 17 条 <u>本協会は、投資者の保護及び P T S システムの管理運営に支障をきたすおそれがあると認められる場合は、認可会員による P T S システムの利用を停止することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 雑 則</p> <p>(顧客への説明) 第 18 条 <u>協会員は、顧客から取引所外売買に関する注文を受けたときは、あらかじめ、当該顧客に対し、受渡決済に関する条件等会員が必要と認める事項について説明しなければならない。</u></p> <p>(取引所外売買担当者の届出) 第 19 条 <u>協会員は、取引所外売買に関する担当責任者 1 名以上を定め、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。当該担当責任者を変更する場合も同様とする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。 2 第 16 条の P T S システム負担金は、当分の間、徴収しないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 雑 則</p> <p>(顧客への説明) 第 11 条 <u>協会員は、顧客から取引所外売買に関する注文を受けたときは、あらかじめ、当該顧客に対し、受渡決済に関する条件等会員が必要と認める事項について説明するものとする。</u></p> <p>(取引所外売買担当者の届出) 第 12 条 <u>協会員は、取引所外売買に関する担当責任者 1 名以上を定め、所定の様式により、本協会に届け出るものとする。当該担当責任者を変更する場合も同様とする。</u></p>

「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」に関する細則」の一部改正について

平成19年9月18日
(下線部分変更)

新	旧
<p>「<u>上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則</u>」に関する細則</p> <p>(目的) 第1条 この細則は、「<u>上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則</u>」(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(削る)</p>	<p>「<u>上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則</u>」に関する細則</p> <p>(目的) 第1条 この細則は、<u>上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則</u>(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(売買等の報告) 第2条 会員は、規則第7条の報告を行おうとするときは、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。 1 <u>取引所外売買に関する報告及び公表の用に供するシステム(以下「報告・公表システム」という。)(私設取引システム運営業務の認可を受けた会員が当該業務により成立させた取引所外売買については、「私設取引システム価格情報等公表システムを通じた報告及び公表の取扱いについて」(理事会決議)の定めるところにより、本協会が管理運営する私設取引システム価格情報等公表システム)に規則第7条第2項各号に掲げる事項を入力することにより報告する方法</u> 2 <u>所定の報告書類(以下「報告書類」という。)に規則第7条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を記載し、提出することにより報告する方法</u> 2 <u>前項第1号に掲げる報告・公表システムによる報告は、当該システムの稼働時間(営業日の午前8時10分から午後4時59分(半休日は午後0時59分))内に限るものとする</u> 3 <u>規則第7条第2項に規定する細則で定める場合は、次に掲げる時間帯において成立した取引所外売買の報告を行う場合とする。この場合、当該会員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める時間内に、一括して報告を行うものとする。</u> 1 <u>営業日の午後5時(半休日にあつては午後1時)から午後11時59分までに成立した取引所外売買及び休業日に成立した取引所外売買の報告</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(売買価格等)</p> <p>第 2 条 規則第 7 条第 1 項第 3 号に掲げる申込みに係る価格及び同条第 2 項第 2 号に掲げる売買価格は、株券の場合は 1 株、出資証券（優先出資証券を含む。）の場合は 1 口、転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。）新株予約権付社債券等（新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。）又は交換社債券の場合は額面100円、新株予約権証券の場合は 1 証券、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。）又は投資証券の場合は 1 口、外国投資証券の場合は 1 投資口及び外国株預託証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）の場合は 1 証券についての申込みに係る価格及び売買価格とする。</p> <p>2 前項の規定は、規則第 9 条第 1 項第 3 号に掲げる申込みに係る価格及び同条第 2 項第 2 号に掲げる売買価格に準用する。</p>	<p style="text-align: center;">(報告の訂正・取消し)</p> <p>第 4 条 会員は、規則第 9 条の規定による売買等の報告の訂正又は取消しを行おうとするときは、申込みの報告については、報告書類に訂正・取消しの識別符号を付したうえで、規則第 7 条第 1 項各号に掲げる事項を記載し、提出することにより行い、売買の報告については、報告・公表システム又は報告書類に訂正・取消しの識別符号を付したうえで、規則第 7 条第 2 項各号に掲げる事項を入力すること又は記載し、提出することにより行うものとする。</p> <p>2 前項の報告・公表システムにより行う売買の報告の訂正又は取消しは、当該訂正又は取</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">新</p> <p>(売買価格等の公表等) 第 3 条 本協会は、規則第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき同項各号の事項を会員へ通知するときは、<u>報告公表システム</u>の外部接続による方法又はこれに準じた方法により行うものとする。</p> <p>2 規則第 9 条第 3 項に基づき日々取りまとめ、公表する一日の売買価格、売買数量の情報は、<u>報告公表システム</u>の稼働時間中に<u>報告公表システム</u>を利用して報告が行われたものを速報として翌営業日の午前11時00分までに、<u>報告公表システム</u>の稼働時間以外の報告を含めたものを確定情報として翌々営業日の午前11時00分までに、<u>報告公表システム</u>又はこれに準じた方法により、それぞれ通知するとともに、公表する。</p> <p>(売買価格等の公表等に関する特例) 第 4 条 規則第 9 条第 2 項に規定する細則で定める日時は、会員から規則第 7 条第 2 項の報告を受けた日の翌営業日の午後 4 時00分とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">旧</p> <p><u>消しを行おうとする日の午後 4 時59分（半休日にあつては午後 0 時59分）までに行うものとし、午後 5 時（半休日にあつては午後 1 時）以降に訂正又は取消しを行おうとするときは、報告書類により行うものとする。</u></p> <p>(売買価格等の公表等) 第 5 条 本協会は、規則第10条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき同項各号の事項を会員へ通知するときは、<u>報告・公表システム</u>の外部接続による方法又はこれに準じた方法により行うものとする。</p> <p>2 規則第10条第 3 項に基づき日々取りまとめ、公表する一日の売買価格、売買数量の情報は、<u>報告・公表システム</u>の稼働時間中に<u>同システム</u>を利用して報告が行われたものを速報として翌営業日の午前11時までに、<u>報告・公表システム</u>の稼働時間以外の報告を含めたものを確定情報として翌々営業日の午前11時までに、<u>報告・公表システム</u>又はこれに準じた方法により、それぞれ通知するとともに、公表する。</p> <p>(売買価格等の公表等に関する特例) 第 6 条 規則第10条第 2 項に規定する細則で定める日時は、会員から規則第 7 条第 2 項の報告を受けた日の翌営業日の午後 4 時とする。</p>

「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第14号)の一部改正について

平成19年9月18日

(下線部分変更)

新	旧
有価証券の引受け等に関する規則	「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第14号)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、会員が国内において行う株券等及び社債券の募集又は売出しの引受け(以下「引受け」という。)並びに協会員が国内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 株券等 次に掲げる有価証券をいう。</p> <p>イ } (現 行 ど お り) ~ } ハ }</p> <p>二 優先出資証券(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第1項第7号に掲げる有価証券をいい、外国法人の発行する証券又は証書で優先出資証券の性質を有するものを含む。以下同じ。)</p> <p>ホ 不動産投資信託証券(金商法第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第11号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。)</p> <p>2 社債券 金商法第2条第1項第5号に掲げる有価証券(新株予約権付社債券を除き、外国法人の発行する証券又は証書で社債券の性質を有するものを含む。以下同じ。)をいう。</p> <p>3 } (現 行 ど お り) ~ } 5 }</p> <p>6 監査人 引受審査の対象となる有価証券の発行者が金商法の規定により提出する財務計算に</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、会員が本邦内において行う株券等及び社債券の募集又は売出しの引受け(以下「引受け」という。)並びに協会員が本邦内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 株券等 次に掲げる有価証券をいう。</p> <p>イ } (省 略) ~ } ハ }</p> <p>二 優先出資証券(証券取引法(以下「証取法」という。)第2条第1項第5号の2に掲げる有価証券をいい、外国法人の発行する証券又は証書で優先出資証券の性質を有するものを含む。以下同じ。)</p> <p>ホ 不動産投資信託証券(証取法第2条第1項第7号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第7号の2に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。)</p> <p>2 社債券 証取法第2条第1項第4号に掲げる有価証券(新株予約権付社債券を除き、外国法人の発行する証券又は証書で社債券の性質を有するものを含む。以下同じ。)をいう。</p> <p>3 } (省 略) ~ } 5 }</p> <p>6 監査人 引受審査の対象となる有価証券の発行者が証取法の規定により提出する財務計算に</p>

新	旧
<p>関する書類について、同法第 193 条の 2 に基づき監査証明を行う者として当該引受審査の時点において当該発行者から選任された公認会計士又は監査法人をいう。</p>	<p>関する書類について、同法第 193 条の 2 に基づき監査証明を行う者として当該引受審査の時点において当該発行者から選任された公認会計士又は監査法人をいう。</p>
7 (現行どおり)	7 (省 略)
8 引受会員 金商法第 2 条第 6 項に規定する引受人となる会員をいう。	8 引受会員 発行者又は売出人との間で有価証券の元引受契約を締結する会員をいう。
9 (現行どおり)	9 (省 略)
10 (現行どおり)	10 (省 略)
11 上場発行者 国内の取引所金融商品市場に上場されている有価証券の発行者をいう。	11 上場発行者 国内の証券取引所市場に上場されている有価証券の発行者をいう。
12 新規公開 上場発行者以外の発行者が発行する有価証券の国内の取引所金融商品市場への上場をいう。	12 新規公開 上場発行者以外の発行者が発行する有価証券の国内の証券取引所市場への上場をいう。
13 } (現行どおり)	13 } (省 略)
~ }	~ }
15 }	15 }
(検査又は監査の実施)	(検査又は監査の実施)
第 8 条 引受会員は、次に掲げる事項について、定期的に検査又は監査を行わなければならない。	第 8 条 引受会員は、次に掲げる事項について、定期的に検査又は監査を行うものとする。
1 (現行どおり)	1 (省 略)
2 (現行どおり)	2 (省 略)
(適切な引受審査)	(適切な引受審査)
第 9 条 (現行どおり)	第 9 条 (省 略)
2 主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、原則として、次に掲げる資料(優先出資証券及び不動産投資信託証券並びに外国法人の発行する証券又は証書で株券等又は社債券の性質を有するものの引受審査を行うに当たっては、これに相当する資料をいう。以下「引受審査資料」という。)を「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則(以下「細則」という。)に定めるところにより、発行者から受領するものとする。	2 主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、原則として、次に掲げる資料(優先出資証券及び不動産投資信託証券並びに外国法人の発行する証券又は証書で株券等又は社債券の性質を有するものの引受審査を行うに当たっては、これに相当する資料をいう。以下「引受審査資料」という。)を「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則(以下「細則」という。)に定めるところにより、発行者から受領するものとする。
1 } (現行どおり)	1 } (省 略)
~ }	~ }
3 }	3 }
4 金商法第 25 条第 1 項各号に規定する書類(直近の財務情報が記載されているものに限る。)	4 証取法第 25 条第 1 項各号に規定する書類(直近の財務情報が記載されているものに限る。)
5 (現行どおり)	5 (省 略)

新	旧
<p>3 } ~ } 6 }</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(主幹会員の交代等があった場合の対応) 第 11 条 主幹会員は、引受審査を行うに当たって、事前に当該引受審査案件につき発行者が指名を予定していた主幹会員の交代、選任していた又は選任を予定していた監査人の交代又は上場申請を予定していた取引所金融商品市場の変更が行われた事実を知ったときは、当該発行者に対して、当該交代又は変更の理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。</p> <p>(引受審査終了後の対応) 第 12 条 (現行どおり) 2 前項の規定において、有価証券届出書等における開示と引受審査の際の発行者の業務状況等との間に重大な差異があったことが判明した場合には、<u>主幹会員</u>は、当該発行者に対して、その原因を投資者に十分説明するよう申し入れるものとする。</p> <p>(社債券の引受審査項目) 第 15 条 (現行どおり) 2 他の引受会員は、社債券の発行登録(金商法第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録をいう。以下同じ。)による募集又は売出しに際して引受けを行う場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、第 9 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、自らの判断と責任において必要と認められる項目の審査を行うものとする。 1 各社債の金額が 1 億円以上であること。 2 社債の総額を各社債の金額の最低額で除して得た数が 50 を下回ること。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(ブックビルディングによる価格の決定) 第 21 条 引受会員は、株券等の引受けを行うに当たり、ブックビルディング(投資者の需要状況の調査をいう。以下同じ。)により当該募集又は売出しに係る株券等の価格等の条件を決定する場合、当該ブックビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、払込日までの期間に係る相場の変動リスク等を総合的に勘案して発行者又は売出人と協議</p>	<p>3 } ~ } 6 }</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(主幹会員の交代等があった場合の対応) 第 11 条 主幹会員は、引受審査を行うに当たって、事前に当該引受審査案件につき発行者が指名を予定していた主幹会員の交代、選任していた又は選任を予定していた監査人の交代又は上場申請を予定していた証券取引所の変更が行われた事実を知ったときは、当該発行者に対して、当該交代又は変更の理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。</p> <p>(引受審査終了後の対応) 第 12 条 (省 略) 2 前項の規定において、有価証券届出書等における開示と引受審査の際の当該発行者の業務状況等との間に重大な差異があったことが判明した場合には、<u>当該会員</u>は、当該発行者に対して、その原因を投資者に十分説明するよう申し入れるものとする。</p> <p>(社債券の引受審査項目) 第 15 条 (省 略) 2 他の引受会員は、社債券の発行登録(証取法第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録をいう。以下同じ。)による募集又は売出しに際して引受けを行う場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、第 9 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、自らの判断と責任において必要と認められる項目の審査を行うものとする。 1 各社債の金額が 1 億円以上であること。 2 社債の総額を各社債の金額の最低額で除して得た数が 50 を下回ること。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(ブックビルディングによる価格の決定) 第 21 条 引受会員は、株券等の引受けを行うに当たり、ブックビルディング(投資者の需要状況の調査)により当該募集又は売出しに係る株券等の価格等の条件を決定する場合、当該ブックビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、払込日までの期間に係る相場の変動リスク等を総合的に勘案して発行者又は売出人と協議するものとする。</p>

新	旧
<p>するものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(オーバーアロットメント)</p> <p>第 22 条 株券等の募集又は売出しに際して、引受会員が行うオーバーアロットメントの合計数量は、当該募集又は売出しの国内における予定数量の 15%を限度とする。なお、募集及び売出しを同時に行う場合における当該合計数量は、当該募集及び売出しの国内における予定数量の合計の 15%を限度とする。</p> <p>2 } (現行どおり) ~ } 4 }</p> <p>(配分の公平化)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>2 協会員は、前項の場合における株券等を投資者に配分するに当たっては、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に基づき適正に行わなければならない。</p> <p>3 引受会員は、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる場合を除き、親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下次項において同じ。)を行ってはならない。なお、親引けを行う場合は、当該親引けの対象者、当該親引けが次の各号のいずれかに該当する理由及び当該親引けの数量その他細則で定める事項を発行者が発表資料で公表したものでなければ行ってはならない。</p> <p>1 } (現行どおり) ~ } 3 }</p> <p>4 株券の募集又は売出しの場合で、当該募集及び売出しに係る株式数の 10%を限度として従業員持株会を対象とするとき。</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>4 引受会員は、不動産投資信託証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる者に対して割り当てる場合(その事実を発表資料で公表した場合に限る。)を除き、親引けを行ってはならない。</p>	<p>(省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(オーバーアロットメント)</p> <p>第 22 条 株券等の募集又は売出しに際して、引受会員が行うオーバーアロットメントの合計数量は、当該募集又は売出しの本邦内における予定数量の 15%を限度とする。なお、募集及び売出しを同時に行う場合における当該合計数量は、当該募集及び売出しの本邦内における予定数量の合計の 15%を限度とする。</p> <p>2 } (省 略) ~ } 4 }</p> <p>(配分の公平化)</p> <p>第 24 条 (省 略)</p> <p>2 協会員は、前項の場合における株券等を投資者に配分するに当たっては、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議)に基づき適正に行わなければならない。</p> <p>3 引受会員は、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる場合を除き、発行者が指定する販売先への売付け(いわゆる親引け。販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下次項において同じ。)を行ってはならない。なお、発行者が指定する販売先への売付けを行う場合は、当該売付けの対象者、当該対象者への売付けが次の各号のいずれかに該当する理由及び当該対象者に対する売付け数量その他細則で定める事項を発行者が発表資料で公表しなければならない。</p> <p>1 } (省 略) ~ } 3 }</p> <p>4 株券の募集又は売出しの場合で、当該募集及び売出しに係る株式数の 10%を限度として従業員持株会を対象とするとき</p> <p>5 (省 略)</p> <p>4 引受会員は、不動産投資信託証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる者に対して割り当てる場合(その事実を発表資料で公表した場合に限る。)を除き、発行者が指定する販売先への売付けを行ってはならない。</p>

新	旧
<p>1 } ~ } (現行どおり) 3 }</p> <p>4 当該不動産投資信託証券に係る委託者指 図型投資信託の投資信託財産（<u>投資信託及 び投資法人に関する法律第3条第2号</u>に規 定するものをいう。）又は投資法人の資産 として不動産等を当該委託者指図型投資信 託又は当該投資法人に対して譲渡した者又 は譲渡することに合意している者</p> <p>5 前号に掲げる者が<u>財務諸表等の用語、様 式及び作成方法に関する規則第8条第7項</u> に規定する特別目的会社（当該特別目的 会社に出資している特別目的会社を含む。） である場合には、それに出資している者</p> <p>6 第4号に掲げる者が<u>資産の流動化に関す る法律第2条第13項</u>に規定する特定目的 信託である場合には、その受益証券の権利 者</p>	<p>1 } ~ } (省 略) 3 }</p> <p>4 当該不動産投資信託証券に係る委託者指 図型投資信託の投資信託財産（<u>投資信託法 第14条第1項</u>に規定するものをいう。）又 は投資法人の資産として不動産等を当該委 託者指図型投資信託又は当該投資法人に対 して譲渡した者又は譲渡することに合意し ている者</p> <p>5 前号に掲げる者が「<u>財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則</u>」第8条第 7項に規定する特別目的会社（当該特別目 的会社に出資している特別目的会社を含 む。）である場合には、それに出資してい る者</p> <p>6 第4号に掲げる者が「<u>資産の流動化に関 する法律</u>」第2条第13項に規定する特定 目的信託である場合には、その受益証券の 権利者</p>
<p>5 (現行どおり)</p>	<p>5 (省 略)</p>
<p>(引受けの報告等) 第26条 (現行どおり)</p>	<p>(引受けの報告等) 第26条 (省 略)</p>
<p>2 前項の報告は、引受会員が2社以上あると きは、代表する1社（以下「<u>代表引受会員</u>」 という。）がこれを行うことができる。</p>	<p>2 前項の報告は、引受会員が2社以上あると きは、代表する1社（以下「<u>代表証券会社</u>」 という。）がこれを行うことができる。</p>
<p>(海外発行についての準用)</p>	<p>(海外発行についての準用)</p>
<p>第28条 我が国の発行者が<u>外国</u>において株券 等の募集又は売出しを行う場合には、<u>代表引 受会員又は国内において共同して募集又は売 出しの斡旋を行う会員のうち主たる会員</u>は、 当該発行者に対しこの規則の趣旨を尊重して 行うよう要請するものとする。</p> <p>2 会員は、前項の場合において、当該会員の <u>海外関連会社（金融商品取引業等に関する内 閣府令第177条第6項に定める関係会社であ る外国法人をいう。）</u>による引受けを斡旋す る場合には、当該関連会社に対し、この規則 の趣旨に基づく適切な審査が行われるよう要 請を行うか、又は必要に応じて当該会員が代 行して適切な審査を行うものとする。</p>	<p>第28条 本邦発行者が<u>本邦以外</u>において株券 等の募集又は売出しを行う場合には、<u>代表証 券会社又は本邦における主たる斡旋証券会社 である会員</u>は、当該発行者に対しこの規則の 趣旨を尊重して行うよう要請するものとし る。</p> <p>2 会員は、前項の場合において、当該会員の <u>海外関連会社（会員（外国証券会社である会 員を除く。）にあつては、証券会社の自己資 本規制に関する内閣府令（以下「<u>自己資本府 令</u>」という。）第1条第2項に定める関係会 社である外国法人をいい、外国証券会社にあ つては、<u>外国証券業者に関する内閣府令第 38条</u>において準用する自己資本府令第1条 第2項に定める関係会社である外国法人をい う。）</u>による引受けを斡旋する場合には、当 該関連会社に対し、この規則の趣旨に基づ く適切な審査が行われるよう要請を行うか、又 は必要に応じて当該会員が代行して適切な審 査を行うものとする。</p>

新	旧
<p>3 (現行どおり)</p> <p>(この規則の一部の適用除外)</p> <p>第 29 条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集</p> <p>第 17 条第 3 項から第 5 項まで、第 18 条、第 19 条、第 21 条並びに第 24 条第 3 項及び第 4 項</p> <p>4 } (現行どおり)</p> <p>~ }</p> <p>7 }</p> <p>8 <u>新規公開に際して行う株券、優先出資証券又は不動産投資信託証券の売出し</u> 第 21 条</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>3 (省 略)</p> <p>(この規則の一部の適用除外)</p> <p>第 29 条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第 1 号)第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集</p> <p>第 17 条第 3 項から第 5 項まで、第 18 条、第 19 条、第 21 条並びに第 24 条第 3 項及び第 4 項</p> <p>4 } (省 略)</p> <p>~ }</p> <p>7 } (新 設)</p>

「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則」の一部改正について

平成19年9月18日

(下線部分変更)

新	旧
<p align="center">(新規公開における引受審査項目の細目)</p> <p>第5条 規則第13条第2項に規定する株券及び優先出資証券の新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 企業経営の健全性及び独立性</p> <p>イ 関連当事者(金融商品取引所が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則にて規定する人的関係会社を含む。)との取引の必要性、取引条件の妥当性</p> <p>□ (現行どおり)</p> <p>ハ (現行どおり)</p> <p>3 } (現行どおり)</p> <p>~ }</p> <p>8 }</p> <p>2 規則第13条第2項に規定する不動産投資信託証券(投資法人が発行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の新規公開に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 公開適格性</p> <p>イ 投資法人、<u>資産運用会社</u>及びその親会社等の事業の適法性及び社会性</p> <p>□ 投資法人の執行役員、<u>資産運用会社</u>の経営者及びその親会社等の経営者における法令遵守やリスク管理等に対する意識</p> <p>ハ (現行どおり)</p> <p>ニ (現行どおり)</p> <p>2 資産運用の健全性</p> <p>イ <u>資産運用会社</u>及びその親会社等との関係</p> <p>□ <u>資産運用会社</u>、その親会社等及びその他利害関係人との利益相反取引に対する牽制のための体制</p> <p>ハ (現行どおり)</p> <p>ニ (現行どおり)</p> <p>3 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況</p> <p>イ 投資法人の執行役員及び<u>資産運用会社</u>の代表取締役、取締役及び取締役会の責任遂行(委員会設置会社の場合には、代</p>	<p align="center">(新規公開における引受審査項目の細目)</p> <p>第5条 規則第13条第2項に規定する株券及び優先出資証券の新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 企業経営の健全性及び独立性</p> <p>イ 関連当事者(証券取引所が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則にて規定する人的関係会社を含む。)との取引の必要性、取引条件の妥当性</p> <p>□ (省 略)</p> <p>ハ (省 略)</p> <p>3 } (省 略)</p> <p>~ }</p> <p>8 }</p> <p>2 規則第13条第2項に規定する不動産投資信託証券(投資法人が発行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の新規公開に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 公開適格性</p> <p>イ 投資法人、<u>投資信託委託業者</u>及びその親会社等の事業の適法性及び社会性</p> <p>□ 投資法人の執行役員、<u>投資信託委託業者</u>の経営者及びその親会社等の経営者における法令遵守やリスク管理等に対する意識</p> <p>ハ (省 略)</p> <p>ニ (省 略)</p> <p>2 資産運用の健全性</p> <p>イ <u>投資信託委託業者</u>及びその親会社等との関係</p> <p>□ <u>投資信託委託業者</u>、その親会社等及びその他利害関係人との利益相反取引に対する牽制のための体制</p> <p>ハ (省 略)</p> <p>ニ (省 略)</p> <p>3 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況</p> <p>イ 投資法人の執行役員及び<u>投資信託委託業者</u>の代表取締役、取締役及び取締役会の責任遂行(委員会設置会社の場合に</p>

新	旧
<p>表執行役及び執行役等の責任遂行をいう。)の状況</p> <p>□ 投資法人の監督役員及び<u>資産運用会社</u>の監査役及び監査役会の責任遂行並びに内部監査機能(委員会設置会社の場合には、取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の責任遂行並びに内部監査機能をいう。)の状況</p> <p>ハ <u>資産運用会社</u>の内部管理体制(運用方針、運用体制、利益相反への対策についての組織及び社内規則の体制をいう。)の運用状況</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>6 適正な開示</p> <p>イ 投資法人及び<u>資産運用会社</u>の法定開示制度及び適時開示制度への適応力</p> <p>□ (現行どおり)</p> <p>ハ (現行どおり)</p> <p>(資金使途の内容の公表)</p> <p>第 8 条 規則第 17 条第 1 項に規定する発表資料は、株券等の募集に係る発行決議時の記者発表資料とする。ただし、「<u>店頭有価証券に関する規則</u>」第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集にあつては、同条第 3 号に規定する会社内容説明書(有価証券届出書の提出を要する場合にあつては目論見書)をもって当該発表資料とする。</p> <p>2 規則第 17 条第 5 項に規定する調達資金の使途の変更又は調達資金の充当がある場合において、<u>主幹事会員は、調達資金の使途の変更及び同条第 2 項に定める場合に該当する調達資金の充当があつたときにはその都度公表を行うよう要請し、併せて、調達資金の充当状況については決算短信に記載することにより公表を行うよう要請しなければならない。</u>ただし、当該調達資金に係る株券等の募集の払込日から 5 年を経過した後はこの限りでない。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(株価推移等の公表)</p> <p>第 9 条 規則第 19 条第 1 項第 2 号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、<u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第 95 条の 5 の 2 第 2 項に規定される潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益額をいう</p>	<p>は、代表執行役及び執行役等の責任遂行をいう。)の状況</p> <p>□ 投資法人の監督役員及び<u>投資信託委託業者</u>の監査役及び監査役会の責任遂行並びに内部監査機能(委員会設置会社の場合には、取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の責任遂行並びに内部監査機能をいう。)の状況</p> <p>ハ <u>投資信託委託業者</u>の内部管理体制(運用方針、運用体制、利益相反への対策についての組織及び社内規則の体制をいう。)の運用状況</p> <p>4 (省 略)</p> <p>5 (省 略)</p> <p>6 適正な開示</p> <p>イ 投資法人及び<u>投資信託委託業者</u>の法定開示制度及び適時開示制度への適応力</p> <p>□ (省 略)</p> <p>ハ (省 略)</p> <p>(資金使途の内容の公表)</p> <p>第 8 条 規則第 17 条第 1 項に規定する発表資料は、株券等の募集に係る発行決議時の記者発表資料とする。ただし、「<u>店頭有価証券に関する規則</u>」(公正慣習規則第 1 号)第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集にあつては、同条第 3 号に規定する会社内容説明書(有価証券届出書の提出を要する場合にあつては目論見書)をもって当該発表資料とする。</p> <p>2 規則第 17 条第 5 項に規定する調達資金の使途の変更又は調達資金の充当がある場合において、調達資金の使途の変更及び同条第 2 項に定める場合に該当する調達資金の充当があつたときにはその都度公表を行うよう要請するものとし、併せて、調達資金の充当状況については決算短信に記載することにより公表を行うよう要請するものとする。ただし、当該調達資金に係る株券等の募集の払込日から 5 年を経過した後はこの限りでない。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(株価推移等の公表)</p> <p>第 9 条 規則第 19 条第 1 項第 2 号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、「<u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>」第 95 条の 5 の 2 第 2 項に規定される潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益額</p>

新	旧
<p>ものとし、「潜在株式の状況」は、株券等（優先出資証券及び不動産投資信託証券を除く。）の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数（以下第 11 条第 3 号において「潜在株式数」という。）を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。</p> <p>（配分の公平化）</p> <p>第 11 条 規則第 24 条第 5 項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 } ~ } (現行どおり) 3 }</p> <p>4 規則第 24 条第 3 項第 1 号及び第 5 号に規定する「連結」及び「持分法適用」の関係には、<u>外国</u>において実質的に同様の関係にあると認められる場合を含むものとする。</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>6 規則第 24 条第 4 項第 5 号に規定する「特別目的会社」及び同項第 6 号に規定する「特定目的信託」には、<u>外国</u>においてこれに相当するものを含むものとする。</p> <p>（海外発行についての準用）</p> <p>第 13 条 規則第 28 条第 3 項の規定に基づき、<u>我が国</u>の発行者の<u>外国</u>における株券等の募集へ規則第 20 条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第 17 条第 1 項及び第 2 項を対象とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等（優先出資証券及び不動産投資信託証券を除く。）の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数（以下第 11 条第 3 号において「潜在株式数」という。）を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。</p> <p>（配分の公平化）</p> <p>第 11 条 規則第 24 条第 5 項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 } ~ } (省 略) 3 }</p> <p>4 規則第 24 条第 3 項第 1 号及び第 5 号に規定する「連結」及び「持分法適用」の関係には、<u>本邦以外</u>において実質的に同様の関係にあると認められる場合を含むものとする。</p> <p>5 (省 略)</p> <p>6 規則第 24 条第 4 項第 5 号に規定する「特別目的会社」及び同項第 6 号に規定する「特定目的信託」には、<u>本邦以外</u>においてこれに相当するものを含むものとする。</p> <p>（海外発行についての準用）</p> <p>第 13 条 規則第 28 条第 3 項の規定に基づき、<u>本邦</u>発行者の<u>本邦以外</u>における株券等の募集へ規則第 20 条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第 17 条第 1 項及び第 2 項を対象とする。</p>

「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について

平成19年9月18日
（下線部分変更）

新	旧
<p>株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（目的） 第1条 この規則は、<u>金融商品取引法第35条第1項第7号</u>に規定する累積投資契約を締結して行う株券の共同買付累積投資（以下「株式累積投資」という。）及び会員が予め選定した銘柄に係る<u>金融商品取引所</u>の定める1売買単位に満たない株券について株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の証券保管振替制度（以下「保振制度」という。）を利用して行う定型的な方法による売買取引（以下「株式ミニ投資」という。）に関して、売買その他の取引の執行、売買代金の決済、証券の保管及び権利の処理等について遵守すべき事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>（遵守事項） 第2条 会員は、顧客との間で行う株式累積投資及び株式ミニ投資については、国内の諸法令、本協会、当該株券が上場されている<u>金融商品取引所</u>、並びに機構の定める諸規則、決定事項に従わなければならない。</p> <p>（契約の締結） 第3条 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） 3 前2項にかかわらず、会員は、他の会員から株式累積投資又は株式ミニ投資の注文を受ける場合には、当該他の会員との間において株式累積投資又は株式ミニ投資に関する契約を締結しなければならない。 4 会員は、<u>第2項の規定による株式累積投資約款及び株式ミニ投資約款の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」</u>に定めるところにより、当該約款に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該約款を</p>	<p>「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）</p> <p style="text-align: center;">第1 総 則</p> <p>1. 目 的 この理事会決議は、<u>証券取引法第34条第1項第8号</u>に規定する累積投資契約を締結して行う株券の共同買付累積投資（以下「株式累積投資」という。）及び会員が予め選定した銘柄に係る<u>証券取引所又は証券業協会</u>の定める1売買単位に満たない株券について株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の証券保管振替制度（以下「保振制度」という。）を利用して行う定型的な方法による売買取引（以下「株式ミニ投資」という。）に関して、売買その他の取引の執行、売買代金の決済、証券の保管及び権利の処理等について遵守すべき事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>2. 遵守事項 会員は、顧客との間で行う株式累積投資及び株式ミニ投資については、国内の諸法令、本協会、当該株券が上場されている<u>証券取引所</u>、並びに機構の定める諸規則、決定事項に従わなければならない。</p> <p>3. 契約の締結 — （ 省 略 ） — （ 省 略 ） — 前2号にかかわらず、会員は、他の会員から株式累積投資又は株式ミニ投資の注文を受ける場合には、当該他の会員との間において株式累積投資又は株式ミニ投資に関する契約を締結しなければならない。 — 会員は、<u>—の規定による株式累積投資約款及び株式ミニ投資約款の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)</u>に定めるところにより、当該約款に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、</p>

新	旧
<p>交付したものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式累積投資</p> <p>(買付の方法等)</p> <p>第4条 顧客からの払込金の受入れに基づいて生じた預り金をもって買付注文を執行する場合は、次の各号に定めるところにより適正に行わなければならない。</p> <p>1 取引所金融商品市場を通じて買付注文を執行する場合は、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかない方法により、継続的に行う。</p> <p>2 仕切売買による店内対当の方法により買付注文を執行する場合は、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかない方法により、予め定めた買付注文を執行する日の、予め定めた取引所金融商品市場の価格に基づき、継続的に行う。</p> <p>3 前号に規定する価格について、取引所金融商品市場の価格に基づき決定する場合は、取引所金融商品市場の一定時における最良気配の範囲内の価格若しくは売買高加重平均価格とする。</p> <p>(払込金額)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>(売却)</p> <p>第6条 会員は、顧客から売却の申し込みを受けたときは、予め定めた売却注文を執行する日の、予め定めた取引所金融商品市場における一定時の価格に基づき行わなければならない。</p> <p>2 前項に規定する価格について、取引所金融商品市場の価格に基づき決定する場合は、取引所金融商品市場の一定時における最良気配の範囲内の価格若しくは売買高加重平均価格でなければならない。</p> <p>(株式累積投資の自己分に係る区分管理)</p> <p>第7条 会員は、顧客(会員が顧客と共同して買付けた場合については、会員を含む。)が共同して所有する株券を他の有価証券と分別して管理し、顧客毎に口座を設けて顧客の持分及び持分に係る配当金等を管理しなければならない。</p>	<p>当該会員は、当該約款を交付したものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">第2 株式累積投資</p> <p>4.買付の方法等</p> <p>顧客からの払込金の受入れに基づいて生じた預り金をもって買付注文を執行する場合は、次の各号に定めるところにより適正に行わなければならない。</p> <p>— 取引所有価証券市場を通じて買付注文を執行する場合は、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかない方法により、継続的に行うものとする。</p> <p>— 仕切売買による店内対当の方法により買付注文を執行する場合は、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかない方法により、予め定めた買付注文を執行する日の、予め定めた取引所有価証券市場の価格に基づき、継続的に行うものとする。</p> <p>— 上記の価格について、取引所有価証券市場の価格に基づき決定する場合は、取引所有価証券市場の一定時における最良気配の範囲内の価格若しくは売買高加重平均価格でなければならないものとする。</p> <p>5.払込金額 (省 略)</p> <p>6.売却</p> <p>— 会員は、顧客から売却の申し込みを受けたときは、予め定めた売却注文を執行する日の、予め定めた取引所有価証券市場における一定時の価格に基づき行うものとする。</p> <p>— 上記の価格について、取引所有価証券市場の価格に基づき決定する場合は、取引所有価証券市場の一定時における最良気配の範囲内の価格若しくは売買高加重平均価格でなければならないものとする。</p> <p>7.株式累積投資の自己分に係る区分管理</p> <p>— 会員は、顧客(会員が顧客と共同して買付けた場合については、会員を含む。)が共同して所有する株券を他の有価証券と分別して管理し、顧客毎に口座を設けて顧客の持分及び持分に係る配当金等を管理するものとする。</p>

新	旧
<p><u>2</u> (現行どおり)</p> <p><u>3</u> (現行どおり)</p> <p><u>4</u> 会員は、株式累積投資に係る売買に伴い、株式累積投資口とその他の間において株券の移動が生ずる場合は、<u>金融商品取引所</u>の定める1売買単位で行わなければならない。</p>	<p>— (省 略)</p> <p>— (省 略)</p> <p>— 会員は、株式累積投資に係る売買に伴い、株式累積投資口とその他の間において株券の移動が生ずる場合は、<u>証券取引所</u>の定める1売買単位で行わなければならない。</p>
<p>第3章 株式ミニ投資</p>	<p>第3 株式ミニ投資</p>
<p>(株式ミニ投資に係る取引単位等)</p>	<p>8 . 株式ミニ投資に係る取引単位等</p>
<p>第 8 条 会員が顧客との間で行う株式ミニ投資に係る取引の単位等は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p><u>1</u> <u>金融商品取引所</u>の定める1売買単位の10分の1単位の株券の持分を取引単位(以下「取引単位」という。)とする。</p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p> <p><u>3</u> 会員は、株式ミニ投資に係る寄託株券に関し、株式の併合、減資、分割又は無償割当等により割り当てられる1取引単位に満たない株券の売付けについては、<u>第1号</u>の規定にかかわらず、その株数をもって行うことができる。</p>	<p>会員が顧客との間で行う株式ミニ投資に係る取引の単位等は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>— <u>証券取引所</u>の定める1売買単位の10分の1単位の株券の持分を取引単位(以下「取引単位」という。)とする。</p> <p>— (省 略)</p> <p>— 会員は、株式ミニ投資に係る寄託株券に関し、株式の併合、減資、分割又は無償割当等により割り当てられる1取引単位に満たない株券の売付けについては、<u>—</u>の規定にかかわらず、その株数をもって行うことができる。</p>
<p>(取扱い対象銘柄)</p>	<p>9 . 取扱い対象銘柄</p>
<p>第 9 条 会員は、<u>取引所金融商品市場</u>に上場されている株券であって、<u>単元株制度採用銘柄</u>(株券等の保管及び振替に関する法律第6条の2に基づく当該株券の発行者が同意したものに限る。)の中から株式ミニ投資に係る取引の対象とする銘柄(以下「<u>選定銘柄</u>」という。)を選定するものとする。</p>	<p>会員は、<u>証券取引所</u>に上場されている株券であって、<u>単元株制度採用銘柄</u>(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「<u>保振法</u>」という。)第6条の2に基づく当該株券の発行者が同意したものに限る。)の中から株式ミニ投資に係る取引の対象とする銘柄(以下「<u>選定銘柄</u>」という。)を選定するものとする。</p>
<p>(取引形態)</p>	<p>10 . 取引形態</p>
<p>第 10 条 会員は、顧客又は他の会員から株式ミニ投資の注文を受託した場合は、当該顧客又は他の会員を相手方とする売買の方法により<u>行わなければならない</u>。ただし、顧客からの注文に係る銘柄が自社又は自社の親会社の発行する株券であるときは、代理又は自社が指定する他の会員(以下「<u>指定会員</u>」という。)との間における媒介により<u>執行しなければならない</u>。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、会員は、株式ミニ投資に係る顧客の注文について媒介、取次又は代理の方法により他の会員に執行させることができる。</p>	<p>— 会員は、顧客又は他の会員から株式ミニ投資の注文を受託した場合は、当該顧客又は他の会員を相手方とする売買の方法により<u>行うものとする</u>。ただし、顧客からの注文に係る銘柄が自社又は自社の親会社の発行する株券であるときは、代理又は自社が指定する他の会員(以下「<u>指定会員</u>」という。)との間における媒介により<u>執行するものとする</u>。</p> <p>— 前号の規定にかかわらず、会員は、株式ミニ投資に係る顧客の注文について媒介、取次又は代理の方法により他の会員に執行させることができる。</p>

新	旧
<p>3 会員は、株式ミニ投資に係る寄託残高を有する顧客からの株券の売買注文については、当該会員を相手方とする売買以外に<u>応じてはならない</u>。ただし、<u>第1項ただし書きの規定に基づく場合はこの限りでない</u>。</p> <p style="text-align: center;">(株式ミニ投資の自己分に係る区分管理)</p> <p>第11条 } (現行どおり) ~ } 3 }</p> <p>4 会員は、株式ミニ投資に係る売買に伴い、株式ミニ投資口とその他の間において株券の移動が生ずる場合は、<u>金融商品取引所の定める1売買単位で行わなければならない</u>。</p> <p style="text-align: center;">(商品有価証券残高に係る取扱い)</p> <p>第12条 会員は、顧客との間で株式ミニ投資に係る取引を行うに当たっては、株式ミニ投資に係る株券と次に掲げるものを相殺してはならない。</p> <p>1 } (現行どおり) ~ } 4 }</p> <p style="text-align: center;">(共同計算取引の禁止)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(約定日及び受渡日)</p> <p>第14条 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(約定価格)</p> <p>第15条 株式ミニ投資に係る会員と顧客との約定価格は、約定日における予め定めた<u>取引所金融商品市場の価格に基づき決定しなければならない</u>。</p> <p>2 前項の約定価格について、<u>取引所金融商品市場の価格に基づき決定する場合は、取引所金融商品市場の一定時における最良気配の範囲内の価格若しくは売買高加重平均価格でなければならない</u>。</p> <p style="text-align: center;">(保護預り口座との関係)</p> <p>第16条 会員は、選定銘柄に係る発行会社の事業年度の末日等会社法第124条第1項に基づく権利確定日(以下「確定日」という。)において当該銘柄の1売買単位に到達した顧客の株式ミニ投資に係る寄託残高について</p>	<p>— 会員は、株式ミニ投資に係る寄託残高を有する顧客からの株券の売買注文については、当該会員を相手方とする売買以外に<u>は応じないものとする</u>。ただし、<u>ただし書きの規定に基づく場合はこの限りでない</u>。</p> <p>11. 株式ミニ投資の自己分に係る区分管理</p> <p>— } (省 略) ~ } — }</p> <p>— 会員は、株式ミニ投資に係る売買に伴い、株式ミニ投資口とその他の間において株券の移動が生ずる場合は、<u>証券取引所の定める1売買単位で行わなければならない</u>。</p> <p>12. 商品有価証券残高に係る取扱い</p> <p>会員は、顧客との間で株式ミニ投資に係る取引を行うに当たっては、株式ミニ投資に係る株券と次に掲げるものを相殺してはならない。</p> <p>— } (省 略) ~ } — }</p> <p>13. 共同計算取引の禁止</p> <p>(省 略)</p> <p>14. 約定日及び受渡日</p> <p>— (省 略) — (省 略)</p> <p>15. 約定価格</p> <p>— 株式ミニ投資に係る会員と顧客との約定価格は、約定日における予め定めた<u>取引所有価証券市場の価格に基づき決定するものとする</u>。</p> <p>— <u>上記</u>の約定価格について、<u>取引所有価証券市場の価格に基づき決定する場合は、取引所有価証券市場の一定時における最良気配の範囲内の価格若しくは売買高加重平均価格でなければならないものとする</u>。</p> <p>16. 保護預り口座との関係</p> <p>— 会員は、選定銘柄に係る発行会社の事業年度の末日等会社法第124条第1項に基づく権利確定日(以下「確定日」という。)において当該銘柄の1売買単位に到達した顧客の株式ミニ投資に係る寄託残高につい</p>

新	旧
<p>は、顧客ごとに1売買単位の整数倍に達している場合は、当該顧客からの申し出の有無にかかわらず1売買単位の整数倍に係る部分の株数を、株式ミニ投資によらない当該顧客名義の保護預り口座へ移管<u>しなければならない</u>。</p> <p>2 会員は、<u>前項の取扱いの対象とした株券については、株式ミニ投資約款の対象から除外し、当該株券については株式ミニ投資に係る取引を行うことはできない。</u></p> <p>3 会員は、<u>株式ミニ投資によらない顧客の株券については、株式ミニ投資による売付け注文を受託してはならない。</u></p>	<p>ては、顧客ごとに1売買単位の整数倍に達している場合は、当該顧客からの申し出の有無にかかわらず1売買単位の整数倍に係る部分の株数を、株式ミニ投資によらない当該顧客名義の保護預り口座へ移管<u>するものとする。</u></p> <p>— 会員は、<u>__の取扱いの対象とした株券については、株式ミニ投資約款を解除するものとし、当該株券については株式ミニ投資に係る取引を行うことはできないものとする。</u></p> <p>— 会員は、<u>株式ミニ投資によらない顧客の株券については、株式ミニ投資による売付け注文を受託することはできないものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第4章 雑 則</p> <p>(売買規制の準用)</p> <p>第17条 会員は、顧客との間で株式ミニ投資に係る取引を行う場合は、<u>金融商品取引所の定める業務規程及び受託契約準則に定める売買取引に関連する条項に従わなければならない。</u></p> <p>(社内規程の整備)</p> <p>第18条 会員は、株式累積投資又は株式ミニ投資の取扱いを行うに当たっては、<u>株式累積投資又は株式ミニ投資に関する社内規程を整備しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第4 雑 則</p> <p>17. 売買規制の準用</p> <p>会員は、顧客との間で株式ミニ投資に係る取引を行う場合は、<u>証券取引所の定める業務規程及び受託契約準則に定める売買取引に関連する条項に従わなければならない。</u></p> <p>18. 社内規程の整備</p> <p>会員は、株式累積投資又は株式ミニ投資の取扱いを行うに当たっては、<u>株式累積投資又は株式ミニ投資に関する社内規程を整備するものとする。</u></p>

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議)の一部改正について

平成19年9月18日
(下線部分変更)

新	旧
<p>株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、協会員による株券等(「有価証券の引受け等に関する規則」第2条第1号に規定する株券等をいう。以下同じ。)の募集若しくは売出しの引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し(以下「募集等の引受け等」という。)を行うに当たって、株券等を広い範囲の投資者へ円滑に消化することを図りつつ、顧客への公平な配分を実現することを目的とする。</p> <p>(公平な配分)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(新規公開の際の一部抽選)</p> <p>第3条 協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分に当たっては、原則として、当該協会員における個人顧客への配分予定数量の10%以上について抽選により配分先を決定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には抽選の割合を引き下げる又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することができるものとする。</p> <p>1 } (現行どおり) ~ } 6 }</p> <p>(集中配分及び不公正配分の禁止)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(配分の基本方針の策定及び公表)</p> <p>第5条 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、あらかじめ、株券等を投資者に配分する際の基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する基本方針には、次の各号に掲げる事項について、できるだけ具体的かつ投資者にとって分かりやすく記載するものとする。</p> <p>1 } }</p>	<p>「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議)</p> <p>この理事会決議は、協会員による株券等(「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第14号)第2条第1号に規定する株券等をいう。以下同じ。)の募集若しくは売出しの引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し(以下「募集等の引受け等」という。)を行うに当たって、株券等を広い範囲の投資者へ円滑に消化することを図りつつ、顧客への公平な配分を実現することを目的とする。</p> <p>1. 公平な配分 (省 略)</p> <p>2. 新規公開の際の一部抽選 協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分に当たっては、原則として、当該協会員における個人顧客への配分予定数量の10%以上について抽選により配分先を決定するものとする。ただし、次に掲げる場合には抽選の割合を引き下げる又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することができるものとする。</p> <p>— } (省 略) ~ } — }</p> <p>3. 集中配分及び不公正配分の禁止 (省 略)</p> <p>4. 配分の基本方針の策定及び公表 — 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、あらかじめ、株券等を投資者に配分する際の基本方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとする。</p> <p>— 基本方針には、次に掲げる事項について、できるだけ具体的かつ投資者にとって分かりやすく記載するものとする。</p> <p>— } }</p>

新	旧
<p>～ (現行どおり)</p> <p><u>6</u></p> <p>3 協会員は、基本方針を本協会へ届け出るとともに、店頭における掲示又は当該協会のホームページにおける表示等、適切な方法により、その内容を投資者へ周知<u>しなければならない</u>。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>(社内規則の制定)</p> <p>第 6 条 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の配分に関する社内規則 (以下「社内規則」という。) を作成し、これを遵守<u>しなければならない</u>。</p> <p>2 社内規則には、次の各号に掲げる事項について、できるだけ詳細かつ具体的に規定するものとする。</p> <p><u>1</u> } (現行どおり)</p> <p>～ } <u>13</u> }</p> <p>3 協会員は、社内規則を本協会へ届け出<u>なければならない</u>。</p> <p>(社内管理体制の充実)</p> <p>第 7 条 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の配分が自社の社内規則に基づき適正に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を<u>行わなければならない</u>。</p> <p>(記録の保存等)</p> <p>第 8 条 協会員は、外部の監査及び検査等が適切に行われるよう次に掲げる記録を 5 年間保存<u>しなければならない</u>。</p> <p><u>1</u> (現行どおり)</p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p> <p><u>3</u> 前条に規定する検査結果に関する記録</p> <p>2 協会員は、前項各号に掲げる記録について、本協会が行う提出請求又は監査に<u>応じなければならない</u>。</p> <p>(配分状況の公表)</p> <p>第 9 条 会員は、自社が引受けた株券等の配分状況を四半期毎に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、本協会へ報告<u>しなければならない</u>。</p> <p>2 協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分状況を <u>1 か月毎</u>に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、払込期日</p>	<p>～ (省 略)</p> <p>— 協会員は、基本方針を本協会へ届け出るとともに、店頭における掲示又は当該協会のホームページにおける表示等、適切な方法により、その内容を投資者へ周知<u>するものとする</u>。</p> <p>— (省 略)</p> <p>5 . 社内規則の制定</p> <p>— 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の配分に関する社内規則 (以下「社内規則」という。) を作成し、これを遵守<u>するものとする</u>。</p> <p>— 社内規則には、次に掲げる事項について、できるだけ詳細かつ具体的に規定するものとする。</p> <p>— } (省 略)</p> <p>— }</p> <p>— 協会員は、社内規則を本協会へ届け出<u>るものとする</u>。</p> <p>6 . 社内管理体制の充実</p> <p>協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の配分が自社の社内規則に基づき適正に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を<u>行うものとする</u>。</p> <p>7 . 記録の保存等</p> <p>— 協会員は、外部の監査・検査等が適切に行われるよう次に掲げる記録を 5 年間保存<u>するものとする</u>。</p> <p>— (省 略)</p> <p>— (省 略)</p> <p>— <u>上記 6 . の検査結果に関する記録</u></p> <p>— 協会員は、<u>上記</u> の記録について、本協会が行う提出請求又は監査に<u>応じるものとする</u>。</p> <p>8 . 配分状況の公表</p> <p>— 会員は、自社が引受けた株券等の配分状況を四半期毎に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、本協会へ報告<u>するものとする</u>。</p> <p>— 協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分状況を <u>一か月毎</u>に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、払込</p>

新	旧
<p>の属する月の翌々月に本協会へ報告しな<u>け</u>れ<u>ば</u>ならない。</p> <p><u>3</u> 本協会は<u>前2項</u>により報告を受けた配分の状況を、定期的に公表する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>期日の属する月の翌々月に本協会へ報告<u>す</u>るものとする。</p> <p><u> </u> 本協会は<u>上記</u> 及び <u> </u>により報告を受けた配分の状況を、定期的に公表する。</p>

「株券等の貸借取引の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について

平成 19 年 9 月 18 日

（下線部分変更）

新	旧
<p align="center">株券等の貸借取引の取扱いに関する規則</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この規則は、会員が行う株券等の貸借取引に関し、株券等貸借取引契約の締結、取引の方法等について必要な事項を定め、株券等貸借取引を公正かつ円滑ならしめ、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>（法令・規則等の遵守）</p> <p>第 2 条 会員は、取引相手方（他の会員を含む。以下同じ。）との間で、株券等貸借取引を行うに当たっては、この規則によるほか、<u>金融商品取引法（以下「金商法」という。）</u>その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。</p> <p>（定義）</p> <p>第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 株券等 株券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）並びに国内の取引所金融商品市場に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券並びに外国株預託証券（<u>金商法第 2 条第 1 項第 20 号</u>に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）</p>	<p align="center">「株券等の貸借取引の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）</p> <p>この理事会決議は、会員が行う株券等の貸借取引（以下「株券等貸借取引」という。）に関し、株券等貸借取引契約の締結、取引の方法等について必要な事項を定め、株券等貸借取引を公正かつ円滑ならしめ、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>1. 法令・規則等の遵守</p> <p>会員は、取引相手方（他の会員を含む。以下同じ。）との間で、株券等貸借取引を行うに当たっては、この<u>理事会決議</u>によるほか、<u>証券取引法</u>その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。</p> <p>2. 定義</p> <p>この<u>理事会決議</u>において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>— 株 券 等 株券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）並びに国内の<u>証券取引所</u>に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券並びに外国株預託証券（<u>証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 3</u>に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）</p>
2 }	— }

新	旧
~ (現行どおり)	~ (省 略)
<p><u>10</u> <u>11</u> 時価 有価証券等の時価は、次に掲げる有価証券等の区分に応じ次に定めるところによる。</p> <p>イ 第7条第2項第1号に規定する株券、同項第7号に規定する新株予約権付社債券（同時に募集されかつ同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって一体で売買するものを含む。以下同じ。）同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第14号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の取引所金融商品市場に上場されているもの 国内の取引所金融商品市場における最終価格（国内の取引所金融商品市場において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）</p> <p>ロ 第7条第2項第14号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの 投資信託協会が発表する時価</p> <p>ハ イからロに掲げる有価証券以外の有価証券のうち本協会が売買参考統計値を発表するもの 本協会が発表する売買参考統計値のうち平均値</p> <p>ニ イからハに掲げる有価証券以外の有価証券のうち国内の取引所金融商品市場に上場されているもの 国内の取引所金融商品市場における最終価格（国内の取引所金融商品市場において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）</p> <p>ホ イからニに掲げる有価証券以外の有価証券等 合理的かつ適正な価格又は気配値</p> <p>（株券等貸借取引に関する説明及び確認） 第4条 会員は、顧客（特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の2第5項の規定に基づき特定投資家以外の顧客とみなされる者を除く。）及び金商法第34条の3第4項（金商法第34条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定投資家とみなされる者をいう。</p>	<p>— 時 価 有価証券等の時価は、次に掲げる有価証券等の区分に応じ次に定めるところによる。</p> <p>イ <u>6 .</u> に規定する株券、<u>6 .</u> に規定する新株予約権付社債券（同時に募集されかつ同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって一体で売買するものを含む。以下同じ。）<u>6 .</u> に規定する交換社債券並びに<u>6 .</u> に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの 国内の証券取引所における最終価格（国内の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）</p> <p>ロ <u>6 .</u> に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの 投資信託協会が発表する時価</p> <p>ハ イからハに掲げる有価証券以外の有価証券のうち本協会が売買参考統計値を発表するもの 本協会が発表する売買参考統計値のうち平均値</p> <p>ニ イからニに掲げる有価証券以外の有価証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの 国内の証券取引所における最終価格（国内の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）</p> <p>ホ イからホに掲げる有価証券以外の有価証券等 合理的かつ適正な価格又は気配値</p> <p>3 . 株券等貸借取引に関する説明及び確認 — 会員は、顧客（証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下「個人投資家等」という。）から株券等を借り入れる場合は、あらかじめ当該個人投資家等に対し、次の事項に関して説明しなければならない。</p>

新	旧
<p>以下同じ。)及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下「個人投資家等」という。)から株券等を借り入れる場合は、あらかじめ当該個人投資家等に対し、次の各号に掲げる事項に関して説明しなければならない。</p> <p>1 } (現行どおり) ~ } 4 } 2 (現行どおり)</p> <p>(株券等貸借取引契約の締結)</p> <p>第 5 条 会員は、株券等貸借取引を開始するときは、あらかじめ取引相手方との間において、株券等貸借取引に関する基本契約書(以下「基本契約書」という。)を取り交わすとともに、当該契約書を整理及び保管しなければならない。</p> <p>2 会員は、前項に規定する基本契約書に基づき、株券等を借り入れる場合は、その都度、取引相手方との間において、株券等貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引契約書(以下「個別取引契約書」という。)を取り交わし、又は貸出者に対し、有価証券借用証書(以下「借用証書」という。)を差し入れなければならない。ただし、当該貸出者との間において株券等貸借取引に関する基本契約書に係る合意書(以下「合意書」という。)を取り交わした場合には、株券等貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書(以下「個別取引明細書」という。)の交付をもって、個別取引契約書に代えることができる。</p> <p>3 会員は、第 1 項に規定する基本契約書に基づき、株券等を貸し付ける場合は、個別取引契約書を取り交わし、又は借入者から借用証書を受け入れなければならない。ただし、当該借入者との間において合意書を交換した場合には、個別取引明細書の交付をもって、個別取引契約書に代えることができる。</p> <p>4 会員は、第 1 項に規定する基本契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>1 } (現行どおり) ~ } 11 }</p> <p>5 第 2 項及び第 3 項に規定する個別取引契約</p>	<p>— } (省 略) ~ } — } (省 略)</p> <p>4 . 株券等貸借取引契約の締結</p> <p>— 会員は、株券等貸借取引を開始するとき、あらかじめ取引相手方との間において、株券等貸借取引に関する基本契約書(以下「基本契約書」という。)を取り交わすとともに、当該契約書を整理、保管するものとする。</p> <p>— 会員は、前記 の基本契約書に基づき、株券等を借り入れる場合は、その都度、取引相手方との間において、株券等貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引契約書(以下「個別取引契約書」という。)を取り交わすものとし、若しくは貸出者に対し、有価証券借用証書(以下「借用証書」という。)を差し入れるものとする。ただし、当該貸出者との間において株券等貸借取引に関する基本契約書に係る合意書(以下「合意書」という。)を交換した場合には、株券等貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書(以下「個別取引明細書」という。)の交付をもって、個別取引契約書に代えることができる。</p> <p>— 会員は、前記 の基本契約書に基づき、株券等を貸し付ける場合は、個別取引契約書を取り交わすものとし、又は借入者から借用証書を受け入れるものとする。ただし、当該借入者との間において合意書を交換した場合には、個別取引明細書の交付をもって、個別取引契約書に代えることができる。</p> <p>— 会員は、前記 の基本契約書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>— } (省 略) ~ } — } 前記 及び の個別取引契約書、借用証</p>

新	旧
<p>書、借用証書又は個別取引明細書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>1 } ~ } (現行どおり) 8 }</p> <p>6 会員は、株券等貸借取引において貸出者となる場合、借入者が借り入れた株券等を売却する目的で行う株券等貸借取引であるか否かを確認するとともに、証憑書類等を保管しなければならない。</p> <p>7 会員は、第2項及び第3項に規定する個別取引明細書の交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則</u>」(以下「<u>書面電磁的提供等規則</u>」という。)に定めるところにより、当該個別取引明細書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該個別取引明細書を交付したものとみなす。</p> <p>8 会員は、第1項から第3項に規定する基本取引契約書及び個別取引契約書(以下この条において「<u>契約書</u>」という。)の取り交わし、借用証書の差入れ及び受入れ並びに合意書の取り交わし(以下この条において「<u>契約書の取り交わし等</u>」という。)に代えて、当該契約書の取り交わし等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該会員は、当該契約書の取り交わし等を書面により行ったものとみなす。</p> <p>9 前項の規定に基づき契約書の取り交わし等を行った会員は、取引相手方から契約書、借用証書又は合意書の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方にその契約書、借用証書又は合意書の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。</p> <p>(担保金等の受入)</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>2 会員は、株券等貸借取引において借入者となる場合の担保金については、貸出者との合意のもとに決定するものとする。ただし、貸出者が個人投資家等である場合は、当該個人投資家等から担保の差入れを必要としない旨</p>	<p>書又は個別取引明細書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>— } ~ } (省 略) — }</p> <p>— 会員は、株券等貸借取引において貸出者となる場合、借入者が借り入れた株券等を売却する目的で行う株券等貸借取引であるか否かを確認するとともに、証憑書類等を保管するものとする。</p> <p>— 会員は、前記 及び の規定による個別取引明細書の交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて</u>」(<u>理事会決議</u>)に定めるところにより、当該個別取引明細書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該個別取引明細書を交付したものとみなす。</p> <p>— 会員は、前記 から の規定による基本取引契約書及び個別取引契約書(以下4.において「<u>契約書</u>」という。)の取り交わし、借用証書の差入れ及び受入れ並びに合意書の交換(以下4.において「<u>契約書の取り交わし等</u>」という。)に代えて、当該契約書の取り交わし等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該会員は、当該契約書の取り交わし等を書面により行ったものとみなす。</p> <p>— 前記 の規定に基づき契約書の取り交わし等を行った会員は、取引相手方から契約書、借用証書又は合意書の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方にその契約書、借用証書又は合意書の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。</p> <p>5 . 担保金等の受入</p> <p>(省 略)</p> <p>— 会員は、株券等貸借取引において借入者となる場合の担保金については、貸出者との合意のもとに決定するものとする。ただし、貸出者が個人投資家等である場合は、当該個人投資家等から担保の差入れを必要</p>

新	旧
<p>の確認をあらかじめ又は同時に書面で得た場合を除き、担保（担保の差入れと同様の効果を有するものを含む。）を<u>差入れなければならない</u>。また、無担保で取引を行う際は、貸出者の属性を問わず、会員は貸出者に対して、当該無担保での取引に伴うリスクに関する事項について十分説明しなければならない。</p> <p><u>3</u> 会員は、借入者から受け入れた担保金に対して金利を付することができる。</p> <p><u>4</u> 会員は、第2項の規定による個人投資家等から担保の差入れを必要としない旨の書面（以下「株券等貸借取引無担保確認書」という。）の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則」に定めるところにより、株券等貸借取引無担保確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該会員は、当該確認書の取り交わし等を書面により行ったものとみなす。</p> <p><u>5</u> 前項の規定に基づき株券等貸借取引無担保確認書の取り交わし等を行った会員は、取引相手方である個人投資家等から株券等貸借取引無担保確認書の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方である個人投資家等に株券等貸借取引無担保確認書の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。</p> <p>（担保金の代用）</p> <p>第7条 前条及び次条に規定する担保金は、有価証券等をもって代用することができる。なお、担保金の代用として受け入れる有価証券等（以下「担保金代用有価証券」という。）の受入れに当たっては、その担保金としての実効性に十分留意するとともに、証憑書類等を保管しなければならない。</p> <p><u>2</u> 借入者が借入れた株券等を貸出者を通じて売却する目的で行う株券等貸借取引に際し、担保金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は次の各号に掲げるものとし、その受け入れの際の代用価格は、その前日の時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。</p>	<p>としない旨の確認をあらかじめ又は同時に書面で得た場合を除き、担保（担保の差入れと同様の効果を有するものを含む。）を<u>差入れるものとする</u>。また、無担保で取引を行う際は、貸出者の属性を問わず、会員は貸出者に対して、当該無担保での取引に伴うリスクに関する事項について十分説明するものとする。</p> <p>— 会員は、借入者から受け入れた担保金に対して金利を付することができる<u>ものとする</u>。</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>6．担保金の代用</p> <p>— <u>5．及び7．の担保金は、有価証券等をもって代用することができる</u>。なお、担保金の代用として受け入れる有価証券等（以下「担保金代用有価証券」という。）の受入れに当たっては、その担保金としての実効性に十分留意するとともに、証憑書類等を保管するものとする。</p> <p>— 借入者が借入れた株券等を貸出者を通じて売却する目的で行う株券等貸借取引に際し、担保金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は<u>次に掲げるものとし</u>、その受け入れの際の代用価格は、その前日の時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。</p>

新	旧
<p>1 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券（外国投資証券、外国株預託証券及び優先出資証券を含む。第3条第11号イに同じ。） 100分の80 （ 削 る ）</p>	<p>— 国内の証券取引所に上場されている株券（外国投資証券、外国株預託証券及び優先出資証券を含む。2. イに同じ。） 100分の70 削 除</p>
<p>2 国債証券（金商法第2条第1項第1号に掲げる国債証券をいう。） 100分の95</p>	<p>— 国債証券 100分の95</p>
<p>3 地方債証券（金商法第2条第1項第2号に掲げる地方債証券をいい、その発行に際して、元引受契約が有価証券関連業（金商法第28条第8項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を行う金商品取引業者により締結されたものに限る。） 100分の85</p>	<p>— 地方債証券（その発行に際して、元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） 100分の85</p>
<p>4 特別の法律により法人の発行する債券（金商法第2条第1項第3号に掲げる有価証券をいう。） イ （ 現 行 ど お り ） ロ （ 現 行 ど お り ）</p>	<p>— 特別の法律により法人の発行する債券 イ （ 省 略 ） ロ （ 省 略 ）</p>
<p>5 特定社債券（金商法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。） 100分の85</p>	<p>— 特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2に掲げる有価証券） 100分の85</p>
<p>6 国内の取引所金融商品市場に上場されている社債券（金商法第2条第1項第5号に掲げる社債券をいう。ただし、新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。以下同じ。）又は国内の取引所金融商品市場にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して、元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。） 100分の85</p>	<p>— 国内の証券取引所に上場されている社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。以下同じ。）又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して、元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） 100分の85</p>
<p>7 国内の取引所金融商品市場に上場されている新株予約権付社債券又は国内の取引所金融商品市場にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。） 100分の80 （ 削 る ）</p>	<p>— 国内の証券取引所に上場されている新株予約権付社債券又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） 100分の80 削 除</p>
<p>8 国内の取引所金融商品市場に上場されている交換社債券（その発行に際して元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。） 100分の80</p>	<p>— 国内の証券取引所に上場されている交換社債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） 100分の80</p>
<p>9 国内の取引所金融商品市場に上場されている円貨建外国国債証券 100分の85</p>	<p>— 国内の証券取引所に上場されている円貨建外国国債証券 100分の85</p>

新	旧
10 国内の取引所金融商品市場に上場されている円貨建外国地方債証券 100分の85	— 国内の証券取引所に上場されている円貨建外国地方債証券 100分の85
11 (現行どおり)	— (省 略)
12 (現行どおり)	— (省 略)
13 第9号から前号に掲げる債券の発行者を除く外国法人の発行する円貨建外国債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除き、国内の取引所金融商品市場に上場されているものに限る。 100分の85)	— 前記 から ー に掲げる債券の発行者を除く外国法人の発行する円貨建外国債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除き、国内の証券取引所に上場されているものに限る。 100分の85)
14 投資信託受益証券及び投資証券(国内の取引所金融商品市場に上場されているもの及び投資信託協会が前日(金融商品取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の時価を発表するものに限る。)	— 投資信託受益証券及び投資証券(国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。)
イ (現行どおり)	イ (省 略)
ロ その他のもの 100分の80	ロ その他のもの 100分の70
15 (現行どおり)	— (省 略)
16 (現行どおり)	— (省 略)
17 コマーシャル・ペーパー(海外において発行されたものを除く。) 100分の85	— コマーシャル・ペーパー(同上) 100分の85
18 } (現行どおり)	— } (省 略)
21 }	23 }
3 (現行どおり)	— (省 略)
(担保金等の追加受入等)	
第 8 条 会員は、借入者に貸し付けている株券等の時価総額を日々値洗いし、当該株券等の時価総額が当該借入者から受け入れている担保金総額及び担保金代用有価証券の時価総額に掛目を乗じた額と比較し、過不足が生じた場合は、速やかに借入者との合意に基づいて決定された追加担保金の受入れ又は余剰担保金の返還を行うものとする。ただし、借入者が借り入れた株券等を売却する目的で行う株券等貸借取引において、当該借入者が売却代金を担保として差入れている場合の当該担保金の返還については、この限りでない。	7. 担保金等の追加受入等 会員は、借入者に貸し付けている株券等の時価総額を日々値洗いし、当該株券等の時価総額が当該借入者から受け入れている担保金総額及び担保金代用有価証券の時価総額に掛目を乗じた額と比較し、過不足が生じた場合は、速やかに借入者との合意に基づいて決定された追加担保金の受入れ又は余剰担保金の返還を行うものとする。 なお、借入者が借り入れた株券等を売却する目的で行う株券等貸借取引において、当該借入者が売却代金を担保として差入れている場合の当該担保金の返還については、この限りではない。
(受入担保金の適切な運用)	
第 9 条 (現行どおり)	8. 受入担保金の適切な運用 (省 略)
(担保金等の返還)	
第 10 条 会員は、貸借期間満了時に、取引相手方から貸借対象株券等の返還を受けた後	9. 担保金等の返還 会員は、貸借期間満了時に、取引相手方から貸借対象株券等の返還を受けた後に、速や

新	旧
<p>に、速やかに担保金等を当該取引相手方に返還しなければならない。</p> <p>（貸借料の受入れ等）</p> <p>第 11 条 会員が株券等の貸出を行った場合に取引相手方から受け入れる貸借料は、当該取引相手方との合意により定めるものとする。</p> <p>2 会員が株券等の借入を行った場合に取引相手方に対し支払う貸借料は、当該取引相手方との合意により定めるものとする。</p> <p>（貸借残高等の照合）</p> <p>第 12 条 （ 現行どおり ）</p> <p>2 前項に規定する残高照合を行う場合において、貸借対象株券等、担保金等の残高がない取引相手方との間において直前に行った残高照合以後その残高があったものについては、当該取引相手方との間において、現在その残高がない旨の残高照合を行わなければならない。</p> <p>（節度ある利用）</p> <p>第 13 条 （ 現行どおり ）</p> <p>（新規の株券等貸借取引の禁止）</p> <p>第 14 条 会員は、別段の合意がある場合を除き、取引相手方が次の各号に掲げる場合に該当するときには、当該相手方との間で新規に株券等貸借取引を行ってはならない。</p> <p>1 既取引に係る受渡未済等、会員に立替金があるとき。</p> <p>2 担保金が未入となっているとき。</p> <p>3 取引状況その他から不相当と認められるとき。</p> <p>（社内規程の制定）</p> <p>第 15 条 会員は、株券等貸借取引を行うに当たっては、会員の経営の健全性を確保するため、株券等貸借取引等に関する社内規程を制定しなければならない。</p> <p>（社内管理体制の充実）</p> <p>第 16 条 会員は、株券等貸借取引が自社の社内規則に基づき適正に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行わなければならない。</p> <p>（株券等貸借取引状況の報告及び公表）</p>	<p>かに担保金等を当該取引相手方に返還するものとする。</p> <p>10. 貸借料の受入れ等</p> <p>— 会員は、株券等の貸出を行った場合に取引相手方から受け入れる貸借料は、当該取引相手方との合意によるものとする。</p> <p>— 会員は、株券等の借入を行った場合に取引相手方に対し支払う貸借料は、当該取引相手方との合意によるものとする。</p> <p>11. 貸借残高等の照合</p> <p>— （ 省 略 ）</p> <p>— 前記 の残高照合を行う場合において、貸借対象株券等、担保金等の残高がない取引相手方との間において直前に行った残高照合以後その残高があったものについては、当該取引相手方との間において、現在その残高がない旨の残高照合を行わなければならない。</p> <p>12. 節度ある利用</p> <p>— （ 省 略 ）</p> <p>13. 新規の株券等貸借取引の禁止</p> <p>会員は、別段の合意がある場合を除き、取引相手方が次に掲げる場合に該当するときには、当該相手方との間で新規に株券等貸借取引を行わないものとする。</p> <p>— 既取引に係る受渡未済等、会員に立替金があるとき</p> <p>— 担保金が未入となっているとき</p> <p>— 取引状況その他から不相当と認められるとき</p> <p>14. 社内規程の制定</p> <p>会員は、株券等貸借取引を行うに当たっては、会員の経営の健全性を確保するため、株券等貸借取引等に関する社内規程を制定するものとする。</p> <p>15. 社内管理体制の充実</p> <p>会員は、株券等貸借取引が自社の社内規則に基づき適正に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行うものとする。</p> <p>16. 株券等貸借取引状況の報告及び公表</p>

新	旧
<p>第 17 条 会員は、毎週の株券等貸借取引の状況について、翌週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分までの間に、所定の方法により本協会に報告しなければならない。</p> <p>2 本協会は、前項の規定により会員から報告された株券等貸借取引状況について、遅滞なく公表する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>— 会員は、毎週の株券等貸借取引の状況について、翌週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分までの間に、所定の方法により本協会に報告するものとする。</p> <p>— 本協会は、前記により会員から報告された株券等貸借取引状況について、遅滞なく公表する<u>ものとする</u>。</p>

「会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について」理事会決議
(自主規制会議決議)の一部改正について

平成19年9月18日
(下線部分変更)

新	旧
<p>不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、会員が上場株券等（「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第2条1号に定める上場株券等をいう。以下同じ。）の不公正取引を防止するための売買管理体制（以下「上場株券等の売買管理体制」という。）を整備するにあたり、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、<u>上場株券等の売買管理体制を整備し、もって、証券市場の公正性、透明性を図るとともに会員に対する投資者の信頼を維持、向上させることを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p>(委託取引に係る社内規則の制定)</p> <p>第2条 会員は、顧客による上場株券等の売買に対する管理に関して、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p> <p>1 } ~ } (現行どおり) 7 }</p> <p>(顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握)</p> <p>第3条 会員は、前条で定めた社内規則に基づき、適時、モニタリング（顧客の売買商品、取引手法、取引形態、投資意向及び投資経験等に関する調査をいう。）を行い、顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に努めなければならない。</p> <p>(売買審査)</p> <p>第4条 会員は、第2条で定めた社内規則に基づき売買審査を行わなければならない。</p>	<p>「会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について」理事会決議（自主規制会議決議）</p> <p>1. 目的</p> <p>この理事会決議は、会員が、顧客による上場株券等（「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」公正慣習規則第5号第2条1号に定める上場株券等をいう。以下同じ。）の不公正取引を防止するための売買管理体制（以下「上場株券等の売買管理体制」という。）を整備するにあたり、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、証券市場の公正性、透明性を図るとともに会員に対する投資家の信頼を維持、向上させることを目的とする。</p> <p>2. 上場株券等の売買管理体制の整備</p> <p>会員は、次に掲げる措置を講じることにより、<u>上場株券等の売買管理体制を整備するものとする。</u></p> <p>— 社内規則の制定</p> <p>会員は、上場株券等の売買管理に関して、次に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p> <p>— } (省 略)</p> <p>— 顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握</p> <p>会員は、<u>上記</u>で定めた社内規則に基づき、適時、モニタリング（顧客の売買商品、取引手法、取引形態、投資意向及び投資経験等に関する調査をいう。）を行い、顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に努めるものとする。</p> <p>— 売買審査</p> <p>会員は、<u>上記</u>で定めた社内規則に基づき、次の から に定める規定に従って売</p>

新	旧
<p>2 会員は、前項に規定する売買審査を行う際の売買審査の対象となる顧客の抽出は、別表「売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表」に掲げる銘柄及び顧客について、本協会が別に定める抽出基準に従い行わなければならない。ただし、当該抽出基準によることが過重な経済的負担を必要とする場合その他の当該抽出基準により売買審査を行うことが困難と認められる場合には、当該会員における顧客管理体制等を勘案し、適切と認められる抽出基準に変更することができる。</p> <p>3 前項ただし書きの規定にかかわらず、非対面取引（顧客がインターネット等を利用することによりその顧客の注文が機械的に認識又は処理される取引をいう。以下同じ。）については、本協会が別に定める抽出基準に従って抽出される顧客の数が、一般的に適切と評価される売買審査体制を勘案し過大であり、かつ、本協会が別に定める分析に係る項目に従い売買審査を併せ行うこと等により、前項本文の規定により抽出される顧客に対して審査を行った結果と比較して、同程度の審査結果が得られると認められる場合を除き、当該抽出基準を変更してはならない。</p> <p>4 前2項により抽出された顧客が行った取引については、本協会が別に定める分析に係る項目その他の項目のうち必要なものについて売買審査を行わなければならない。</p> <p>5 前項に定める売買審査を行った結果、不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った顧客に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該顧客に対して注文の受託の停止その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（社内記録の作成、保存） 第5条 会員は、次に掲げる事項について社内記録を作成し、5年間保存しなければならない。</p> <p>1 第4条第3項に規定する売買審査の結果（不公正取引に該当しないことが明らかな場合を除く。）及び顧客に対して行った措置</p> <p>2 （ 現行どおり ）</p>	<p>買審査を行うものとする。</p> <p>— 売買審査の対象となる顧客の抽出は、別表「売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表」に掲げる銘柄及び顧客について、本協会が別に定める抽出基準に従い行うものとする。ただし、当該抽出基準によることが過重な経済的負担を必要とする場合その他の当該抽出基準により売買審査を行うことが困難と認められる場合には、当該会員における顧客管理体制等を勘案し、適切と認められる抽出基準に変更することができるものとする。</p> <p>— <u>上記</u>ただし書きの規定にかかわらず、非対面取引（顧客がインターネット等を利用することによりその顧客の注文が機械的に認識又は処理される取引をいう。以下同じ。）については、本協会が別に定める抽出基準に従って抽出される顧客の数が、一般的に適切と評価される売買審査体制を勘案し過大であり、かつ、本協会が別に定める分析に係る項目に従い売買審査を併せ行うこと等により、<u>上記</u>本文の規定により抽出される顧客に対して審査を行った結果と比較して、同程度の審査結果が得られると認められる場合を除き、当該抽出基準を変更することができないものとする。</p> <p>— <u>上記</u>、<u> </u>により抽出された顧客が行った取引については、本協会が別に定める分析に係る項目その他の項目のうち必要なものについて売買審査を行うものとする。</p> <p>— <u>上記</u>に定める売買審査を行った結果、不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った顧客に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該顧客に対して注文の受託の停止その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>— <u>社内記録の作成、保存</u> 会員は、次に掲げる事項について社内記録を作成し、5年間保存するものとする。</p> <p>— <u> </u>に規定する売買審査の結果（不公正取引に該当しないことが明らかな場合を除く。）及び顧客に対して行った措置</p> <p>— （ 省 略 ）</p>

新	旧																																																								
<p>(社内規則の見直し等)</p> <p>第 6 条 会員は、<u>第 2 条の規定により定めた社内規則について役職員に周知徹底を図り、市場及び取引の実態に応じて、売買管理の業務を担当する部門に見直しを行わせること等により、その実効性を確保しなければならない。</u></p> <p>(自己売買に関する社内管理)</p> <p>第 7 条 会員は、<u>前各条に基づく委託注文に関する社内管理のほか、自己の計算により行う売買についても、自社の業務内容や規模等を勘案し、適切に管理しなければならない。</u></p> <p>別 表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行わなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>銘 柄</th> <th></th> <th>顧 客</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(現行どおり)</td> <td>1</td> <td>(現行どおり)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(現行どおり)</td> <td>2</td> <td>(現行どおり)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(現行どおり)</td> <td>3</td> <td>(現行どおり)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>(現行どおり)</td> <td>4</td> <td>(現行どおり)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>当該会員が売買を行った全ての銘柄</td> <td>5</td> <td>金融商品取引所又はその取引参加者等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(現行どおり)</td> <td>6</td> <td>(現行どおり)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. (現行どおり)</p> <p>2. <u>金融商品取引法第 2 条第 8 項第 12 号口</u>に規定する投資一任契約及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 13 号イからホに掲げる行為については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。</p> <p>3. 立会外売買 (金融商品取引所</p>		銘 柄		顧 客	1	(現行どおり)	1	(現行どおり)	2	(現行どおり)	2	(現行どおり)	3	(現行どおり)	3	(現行どおり)	4	(現行どおり)	4	(現行どおり)	5	当該会員が売買を行った全ての銘柄	5	金融商品取引所又はその取引参加者等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客	6	(現行どおり)	6	(現行どおり)	<p>3. 社内規則の見直し等</p> <p>会員は、<u>上記 2. で定めた社内規則について役職員に周知・徹底を図り、市場及び取引の実態に応じて、売買管理の業務を担当する部門に見直しを行わせること等により、その実効性を確保するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>別 表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>銘 柄</th> <th></th> <th>顧 客</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(省 略)</td> <td>1</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(省 略)</td> <td>2</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(省 略)</td> <td>3</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>(省 略)</td> <td>4</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>当該会員が売買を行った全ての銘柄</td> <td>5</td> <td>証券取引所又はその取引参加者等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(省 略)</td> <td>6</td> <td>(省 略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. (省 略)</p> <p>2. <u>証券取引法第 34 条第 2 項第 1 号の投資一任契約及び「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」(昭和 40 年大蔵省令第 60 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる契約に基づいて行う売買</u>については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。</p> <p>3. 立会外売買 (証券取引所の定</p>		銘 柄		顧 客	1	(省 略)	1	(省 略)	2	(省 略)	2	(省 略)	3	(省 略)	3	(省 略)	4	(省 略)	4	(省 略)	5	当該会員が売買を行った全ての銘柄	5	証券取引所又はその取引参加者等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客	6	(省 略)	6	(省 略)
	銘 柄		顧 客																																																						
1	(現行どおり)	1	(現行どおり)																																																						
2	(現行どおり)	2	(現行どおり)																																																						
3	(現行どおり)	3	(現行どおり)																																																						
4	(現行どおり)	4	(現行どおり)																																																						
5	当該会員が売買を行った全ての銘柄	5	金融商品取引所又はその取引参加者等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客																																																						
6	(現行どおり)	6	(現行どおり)																																																						
	銘 柄		顧 客																																																						
1	(省 略)	1	(省 略)																																																						
2	(省 略)	2	(省 略)																																																						
3	(省 略)	3	(省 略)																																																						
4	(省 略)	4	(省 略)																																																						
5	当該会員が売買を行った全ての銘柄	5	証券取引所又はその取引参加者等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客																																																						
6	(省 略)	6	(省 略)																																																						

新	旧
<p>の定める規則による売買立会によらない方法による有価証券の売買をいう。)及び取引所金融商品市場外での売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>める規則による売買立会によらない方法による有価証券の売買をいう。)及び取引所有価証券市場外での売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。</p>

「信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について

平成19年9月18日
（下線部分変更）

新	旧
<p>信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いに関する規則</p> <p>（目的） 第1条 この規則は、会員が信用取引に係る委託保証金を有価証券をもって代用するに際し、会員における独自の判断により、代用価格の計算における当該有価証券の時価に乗ずる率（以下「掛目」という。）を変更する又は当該有価証券を委託保証金の代用有価証券から除外する場合（以下「掛目の変更等」という。）の取扱いについて定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>（法令・諸規則等の遵守） 第2条 会員は、掛目の変更等を行う場合には、この規則によるほか、<u>金融商品取引法</u>その他関係法令、諸規則等を遵守するとともに、投資者保護の観点からリスクに見合った合理的かつ適切な範囲で行わなければならない。</p> <p>（掛目の変更等を行う事象の顧客への説明及び周知） 第3条 会員は、信用取引を初めて行う顧客に対し、あらかじめ、掛目の変更等を行う場合があることについて、その事象及び変更後の掛目の適用までの期間を例示するなどにより可能な限り具体的に説明しなければならない。 2 会員は、前項に規定する説明しなければならない事項について、<u>書面の交付、店頭における掲示又は当該会員のホームページにおける表示等、適切な方法により周知</u>しなければならない。</p> <p>（掛目の変更等にあたっての顧客への通知） 第4条 会員は、掛目の変更等を行うことを決定した場合には、<u>次の各号に掲げる事項</u>について、あらかじめ、顧客に対して通知しなければならない。</p>	<p>「信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）</p> <p>1. 目的 この理事会決議は、会員が信用取引に係る委託保証金を有価証券をもって代用するに際し、会員における独自の判断により、代用価格の計算における当該有価証券の時価に乗ずる率（以下「掛目」という。）を変更する又は当該有価証券を委託保証金の代用有価証券から除外する場合（以下「掛目の変更等」という。）の取扱いについて定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>2. 法令・諸規則等の遵守 会員は、掛目の変更等を行う場合には、この理事会決議によるほか、<u>証券取引法</u>その他関係法令、諸規則等を遵守するとともに、投資者保護の観点からリスクに見合った合理的かつ適切な範囲で行うこととする。</p> <p>3. 掛目の変更等を行う事象の顧客への説明及び周知 会員は、信用取引を初めて行う顧客に対し、あらかじめ、掛目の変更等を行う場合があることについて、その事象及び変更後の掛目の適用までの期間を例示するなどにより可能な限り具体的に説明するものとする。また、併せて、<u>書面の交付、店頭における掲示又は当該会員のホームページにおける表示等、適切な方法により周知</u>を行うものとする。</p> <p>4. 掛目の変更等にあたっての顧客への通知 会員は、掛目の変更等を行うことを決定した場合には、<u>以下の事項</u>について、あらかじめ、顧客に対して通知するものとする。</p>

新	旧
<p>1 } ~ } (現行どおり) 4 }</p> <p>(掛目の変更等にあたっての周知期間) 第 5 条 前条第 2 号に規定する変更後の掛目の適用日（除外する場合は、その適用日）については、前条に規定する通知を行い、会員において規定した一定の期間を経過した後とする。なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから委託保証金としての適切な評価を行うことができないため緊急的に掛目の変更等を行う場合であっても、前条に規定する通知を行った日の翌営業日以降でなければならない。</p> <p>(社内規則の制定等) 第 6 条 会員は、第 1 条から前条に掲げる内容について規定した社内規則を作成し、遵守するとともに、当該社内規則が適切に履行されているかについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>— } ~ } (省 略) — }</p> <p>5 . 掛目の変更等にあたっての周知期間 上記 4 . の変更後の掛目の適用日（除外する場合は、その適用日）については、上記 4 . の通知を行い、会員において規定した一定の期間を経過した後とするものとする。なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから委託保証金としての適切な評価を行うことができないため緊急的に掛目の変更等を行う場合であっても、上記 4 . による通知を行った日の翌営業日以降でなければならないものとする。</p> <p>6 . 社内規則の制定等 会員は、上記 1 . から 5 . までの内容について規定した社内規則を作成し、遵守するとともに、当該社内規則が適切に履行されているかについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行うものとする。</p>

「協会員における注文管理体制の整備について」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について

平成19年9月18日
（下線部分変更）

新	旧
<p>協会員における注文管理体制の整備に関する規則</p> <p>（目的） 第1条 この規則は、協会員が行う取引所金融商品市場における有価証券の売買等（金融商品取引所の定める売買立会による売買及び立会による取引に限る。）に関して、注文の受託及び発注が誤った内容となることを未然に防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における注文管理体制の整備を図ることを目的とする。</p> <p>（社内規則の制定） 第2条 協会員は、注文管理に関して、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p> <p>1 } (現行どおり) ~ } 7 }</p> <p>（買付代金又は売付有価証券の事前預託） 第3条 協会員は、顧客（機関投資家等を除く。）から注文を受託するに当たっては、原則として当該顧客より買付代金又は売付有価証券の事前預託を受ける等により、取引の安全性の確保に努めなければならない。</p> <p>（注文内容の確認） 第4条 協会員は、顧客から受託した注文の内容及び当該注文が当該顧客の資力等に照らして適切なものであるかどうかについて確認しなければならない。</p> <p>（注文の発注制限） 第5条 協会員は、取引所金融商品市場への一の発注に関し、次の各号に掲げる制限について、協会員において適切と認められる水準においてそれぞれ設定しなければならない。</p>	<p>「協会員における注文管理体制の整備について」理事会決議（自主規制会議決議）</p> <p>1. 目的 この理事会決議は、協会員が行う取引所有価証券市場における有価証券の売買等（証券取引所の定める売買立会による取引に限る。）に関して、注文の受託及び発注が誤った内容となることを未然に防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における注文管理体制の整備を図ることを目的とする。</p> <p>2. 注文管理体制の整備 協会員は、次に掲げる措置を講じることにより、注文管理体制を整備するものとする。</p> <p>— 社内規則の制定 協会員は、注文管理に関して、次に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p> <p>— } (省 略) ~ } — }</p> <p>— 買付代金又は売付有価証券の事前預託 協会員は、顧客（機関投資家等を除く。）から注文を受託するに当たっては、原則として、当該顧客より買付代金又は売付有価証券の事前預託を受ける等により、取引の安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>— 注文内容の確認 協会員は、顧客から受託した注文の内容及び当該注文が当該顧客の資力等に照らして適切なものであるかどうかについて確認するものとする。</p> <p>— 注文の発注制限 協会員は、取引所有価証券市場への一の発注に関し、次に掲げる制限について、協会員において適切と認められる水準においてそれぞれ設定するものとする。</p>

新	旧
<p>1 (現行どおり)</p> <p>2 一定の規模を超える注文については、発注を行う前に管理者等(次条に規定する管理者等をいう。)による発注制限の解除に係る承認を必要とする制限</p> <p>(管理者等の設置及び管理者等による発注制限の解除の承認)</p> <p>第 6 条 協会員は、前条第 2 号の注文の発注制限の解除の承認を行うことができる者(「管理者」という。)を取引所金融商品市場への注文の発注を行う部店ごとに設置し、管理者は、注文の内容について確認の上、適切と判断されるものについて発注制限の解除に係る承認を行わなければならない。なお、管理者はあらかじめ定めた者(「管理者等」という。)に当該解除に係る承認の権限を委任することができる。</p> <p>(システム対応)</p> <p>第 7 条 協会員は、第 5 条の内容について自社において使用する売買受発注に係るシステムについて、必要なシステム対応を行わなければならない。</p> <p>(適切な人員配置及び研修について)</p> <p>第 8 条 協会員は、社内規則を履行するために、注文の受発注業務に携わる役職員の業務適性の確認及び適切な人員配置を行うとともに、適宜、研修等を実施することにより、役職員への周知、徹底を図ることに努めなければならない。</p> <p>(注文管理体制の充実)</p> <p>第 9 条 協会員は、注文の受発注が社内規則に基づき適切に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>(省 略)</p> <p>一定の規模を超える注文については、発注を行う前に管理者等(〃に規定する管理者等をいう。)による発注制限の解除に係る承認を必要とする制限</p> <p>管理者等の設置及び管理者等による発注制限の解除の承認</p> <p>協会員は、上記 〃の注文の発注制限の解除の承認を行うことができる者(「管理者」という。)を取引所有証券市場への注文の発注を行う部店ごとに設置するものとし、管理者は、注文の内容について確認の上、適切と判断されるものについて発注制限の解除に係る承認を行うものとする。なお、管理者はあらかじめ定めた者(「管理者等」という。)に当該解除に係る承認の権限を委任することができるものとする。</p> <p>3 . システム対応</p> <p>協会員は、上記 2 . の内容について自社において使用する売買受発注に係るシステムについて、必要なシステム対応を行うものとする。</p> <p>4 . 適切な人員配置及び研修について</p> <p>協会員は、社内規則を履行するために、注文の受発注業務に携わる役職員の業務適性の確認及び適切な人員配置を行うとともに、適宜、研修等を実施することにより、役職員への周知、徹底を図ることに努めるものとする。</p> <p>5 . 注文管理体制の充実</p> <p>協会員は、注文の受発注が社内規則に基づき適切に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行うものとする。</p>

「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について

平成 19 年 9 月 18 日
（下線部分変更）

新	旧
<p>協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則</p> <p>（目的） 第 1 条 この規則は、協会員が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 166 条第 2 項第 1 号イに規定する募集（金商法第 163 条第 1 項に規定する上場会社等（以下「上場会社等」という。）の発行する有価証券に係るものに限る。以下第 8 条第 1 項及び第 9 条を除き「募集」という。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、その適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって有価証券取引の公正確保に資することを目的とする。</p> <p>（定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 } ~ } (現行どおり) 3 } 4 取引制限 当該法人関係情報若しくは当該募集を行うことが公表され又は協会員から当該プレ・ヒアリングの後当該募集を行わないこととなったことを通知されるまでの間における特定有価証券等（当該上場会社等の金商法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券等をいう。以下同じ。）に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又はデリバティブ取引（金商法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）を行わないこと（金商法第 166 条第 6 項第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号に掲げる場合並びに金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 117 条第 1 項第 15 号の規定により法人関係情報の提供を受けた者の間において、取引所金融商品市場によらないで行う</p>	<p>「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）</p> <p>（目的） 第 1 条 この理事会決議は、協会員が証券取引法（以下「法」という。）第 166 条第 2 項第 1 号イに規定する募集（法第 163 条第 1 項に規定する上場会社等（以下「上場会社等」という。）の発行する有価証券に係るものに限る。以下第 8 条第 1 項及び第 9 条を除き「募集」という。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、その適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正確保に資することを目的とする。</p> <p>（定義） 第 2 条 この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 } ~ } (省 略) 3 } 4 取引制限 当該法人関係情報若しくは当該募集を行うことが公表され又は協会員から当該プレ・ヒアリングの後当該募集を行わないこととなったことを通知されるまでの間における特定有価証券等（当該上場会社等の法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券等をいう。以下同じ。）に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行わないこと（法第 166 条第 6 項第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号に掲げる場合並びに法人関係情報の提供を受けた者の間において、取引所有価証券市場によらないで行う場合を除く。）をいう。</p>

新	旧
<p>場合を除く。)をいう。</p> <p>5 守秘義務 プレ・ヒアリングに係る法人関係情報を当該プレ・ヒアリング対象者以外の者に提供しないことであって、<u>金商業等府令第117条第1項第15号イ(2)及びロ(2)</u>に規定するものをいう。</p> <p>6 海外関連会社 <u>金商業等府令第177条第6項に定める協会の関係会社(特別会員にあっては「金融商品取引業者」とあるのは「登録金融機関」と読み替えて適用する。)</u>である外国法人又はこれに相当する外国法人をいう。</p> <p>7 法令遵守管理部門 <u>金商業等府令第117条第1項第15号イ(1)及びロ(1)</u>に規定する法令遵守管理に関する業務を行う部門をいう。</p> <p>(プレ・ヒアリングに係る法令遵守管理部門における承認)</p> <p>第3条 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、あらかじめ次の各号に定める事項について法令遵守管理部門の承認を受けなければならない。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 第三者に委託してプレ・ヒアリングを行わせる場合には、海外関連会社に属する者(個人であり、かつ、第5条第1項の措置を講じた者をいう。以下同じ。)を委託先として選定していること。ただし、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、海外関連会社に属していない者(個人であり、かつ、<u>同条第2項の措置を講じた者をいう。以下同じ。</u>)を選定する合理的な理由がある場合には、当該者を委託先として選定することを妨げない。</p> <p>3 } ~ } (現行どおり) 5 }</p>	<p>5 守秘義務 プレ・ヒアリングに係る法人関係情報を当該プレ・ヒアリング対象者以外の者に提供しないことであって、<u>証券会社の行為規制等に関する内閣府令(以下「行為規制府令」という。)</u>第4条第18号イ(2)及びロ(2)並びに<u>金融機関の証券業務に関する内閣府令(以下「金融機関府令」という。)</u>第21条第12号イ(2)及びロ(2)に規定するものをいう。</p> <p>6 海外関連会社 協会員(外国証券会社である会員を除く。)にあっては、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第1条第2項に定める関係会社(特別会員にあっては「証券会社」とあるのは「登録金融機関」と読み替えて適用する。)である外国法人又はこれに相当する外国法人をいい、外国証券会社である会員にあっては、<u>外国証券業者に関する法律第14条第1項に定める特定法人等又はこれに相当する外国法人をいう。</u></p> <p>7 法令遵守管理部門 <u>行為規制府令第4条第18号イ(1)又は金融機関府令第21条第12号イ(1)</u>に規定する法令遵守管理に関する業務を行う部門をいう。</p> <p>(プレ・ヒアリングに係る法令遵守管理部門における承認)</p> <p>第3条 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、あらかじめ次の各号に定める事項について法令遵守管理部門の承認を受けなければならない。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 第三者に委託してプレ・ヒアリングを行わせる場合には、海外関連会社に属する者(個人であり、かつ、第5条第1項の措置を講じた者をいう。以下同じ。)を委託先として選定していること。ただし、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、海外関連会社に属していない者(個人であり、かつ、<u>第5条第2項の措置を講じた者をいう。以下同じ。</u>)を選定する合理的な理由がある場合には、当該者を委託先として選定することを妨げない。</p> <p>3 } ~ } (省 略) 5 }</p>

新	旧
<p>(海外関連会社等の内部管理体制に関する措置)</p> <p>第 5 条 協会員は、海外関連会社に属する者にプレ・ヒアリングを委託する場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。</p> <p>1 協会員は、当該海外関連会社に属する者との間で、次に掲げる内容を含む契約を前条第 2 項又は第 3 項に準じて締結すること。</p> <p>イ } (現行どおり) ~ } ホ }</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(違反調査対象者等への対応)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 本協会は、第 10 条第 1 項に定めるところの報告を協会員から受けた場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所を金融庁、証券取引等監視委員会、金融商品取引所、外国金融商品市場の監督当局及び当該監督当局の認可を受けた自主規制機関に通知する。</p> <p>(留意事項等)</p> <p>第 8 条 協会員は、本規則を遵守してプレ・ヒアリングを行う場合であっても、金商法第 4 条第 1 項で禁止する募集又は売出しの届出を行う前に当該特定有価証券等を勧誘する行為並びに金商業等府令第 117 条第 1 項第 15 号で禁止する法人関係情報を提供して勧誘する行為は行ってはならない。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止)</p> <p>第 9 条 協会員は、原則として、金商法第 2 条第 8 項第 6 号に定める引受けを伴う国内における募集(金商法第 2 条第 3 項に定める募集及び会社法第 199 条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいう。)に係るプレ・ヒアリングは行わないものとする。</p>	<p>(海外関連会社等の内部管理体制に関する措置)</p> <p>第 5 条 協会員は、海外関連会社に属する者にプレ・ヒアリングを委託する場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。</p> <p>1 協会員は、当該海外関連会社に属する者との間で、次に掲げる内容を含む契約を第 4 条第 2 項又は第 3 項に準じて締結すること。</p> <p>イ } (省 略) ~ } ホ }</p> <p>2 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(違反調査対象者等への対応)</p> <p>第 7 条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 本協会は、第 10 条第 1 項に定めるところの報告を協会員から受けた場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所を有価証券市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。)に通知するものとする。</p> <p>(留意事項等)</p> <p>第 8 条 協会員は、本理事会決議を遵守してプレ・ヒアリングを行う場合であっても、法第 4 条第 1 項で禁止する募集又は売出しの届出を行う前に当該特定有価証券等を勧誘する行為並びに行為規制府令第 4 条第 9 号及び金融機関府令第 21 条第 4 号の 3 で禁止する法人関係情報を提供して勧誘する行為は行ってはならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止)</p> <p>第 9 条 協会員は、原則として、法第 2 条第 8 項第 4 号に定める引受けを伴う国内における募集(法第 2 条第 3 項に定める募集及び会社法第 199 条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいう。)に係るプレ・ヒアリングは行わないものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(社内規則の整備等)</p> <p>第 11 条 プレ・ヒアリングを行う協会員は、プレ・ヒアリングに係る法令及び本規則を踏まえ、法令遵守管理部門における承認手続き、調査対象者等の選定基準、取引制限及び守秘義務の遵守等に係る契約、海外関連会社等の内部管理体制に関する措置、記録の保存及び留意事項等の内部管理に関する社内規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵守させる体制を整備するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(電磁的方法による契約等)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 協会員は、第 4 条第 3 項に規定する書面による通知に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則</u>」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面により通知したものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">(社内規則の整備等)</p> <p>第 11 条 プレ・ヒアリングを行う協会員は、プレ・ヒアリングに係る法令及び本理事会決議を踏まえ、法令遵守管理部門における承認手続き、調査対象者等の選定基準、取引制限及び守秘義務の遵守等に係る契約、海外関連会社等の内部管理体制に関する措置、記録の保存及び留意事項等の内部管理に関する社内規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵守させる体制を整備するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(電磁的方法による契約等)</p> <p>第 12 条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 協会員は、第 4 条第 3 項に規定する書面による通知に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて</u>」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面により通知したものとみなす。</p>

「会員におけるMSCB等の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について

平成19年9月18日
（下線部分変更）

新	旧
<p>会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則</p> <p>（目的） 第1条 この規則は、会員が行うMSCB等の買受け時の確認、観察期間における空売り及び市場売却並びに新株予約権等の行使制限等に関し必要な事項を定めることにより、MSCB等の買受け、MSCB等に係る流通市場における取引及び新株予約権等の行使を公正かつ円滑ならしめ、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 MSCB等 上場有価証券の発行会社が第三者割当による募集により発行する次に掲げる有価証券であって、これらに付与又は表章される新株予約権又は取得請求権（以下「新株予約権等」という。）の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの額（以下「行使価額」という。）が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される株券の取引所金融商品市場における価格（取引所金融商品市場の価格を利用して算出される平均価格、売買高加重平均価格その他の価格を含む。以下同じ。）を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたものをいう。</p> <p>イ } (現行どおり) ~ } ニ }</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 観察期間 新株予約権等の行使価額の設定又は修正を行う際に基準となる取引所金融商品市場における対象株券及び対象株券と同一の銘柄の株券（以下「対象株券等」という。）の価格を参照する期間（発行会社がMSCB等の発行に係る重要事実の公表を行った</p>	<p>「会員におけるMSCB等の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）</p> <p>（目的） 第1条 この理事会決議は、会員が行うMSCB等の買受け時の確認、観察期間における空売り及び市場売却並びに新株予約権等の行使制限等に関し必要な事項を定めることにより、MSCB等の買受け、MSCB等に係る流通市場における取引及び新株予約権等の行使を公正かつ円滑ならしめ、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この理事会決議において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 MSCB等 上場有価証券の発行会社が第三者割当による募集により発行する次に掲げる有価証券であって、これらに付与又は表章される新株予約権又は取得請求権（以下「新株予約権等」という。）の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの額（以下「行使価額」という。）が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される株券の取引所有価証券市場における価格（取引所有価証券市場の価格を利用して算出される平均価格、売買高加重平均価格その他の価格を含む。以下同じ。）を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたものをいう。</p> <p>イ } (省 略) ~ } ニ }</p> <p>2 (省 略) 3 (省 略) 4 観察期間 新株予約権等の行使価額の設定又は修正を行う際に基準となる取引所有価証券市場における対象株券及び対象株券と同一の銘柄の株券（以下「対象株券等」という。）の価格を参照する期間（発行会社がMSCB等の発行に係る重要事実の公表を行った</p>

新	旧
<p>以降に限る。)をいう。</p> <p>5 市場売却 取引所金融商品市場の売買立会における 売付けをいう。</p>	<p>以降に限る。)をいう。</p> <p>5 市場売却 取引所有価証券市場の売買立会における 売付けをいう。</p>
<p>(観察期間における空売り価格)</p> <p>第 6 条 M S C B等を保有している会員は、<u>金融商品取引法施行令</u>(以下「<u>金商法施行令</u>」という。)第 26 条の 4 第 4 項及び<u>有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 14 条第 5 号</u>の規定に定めるところにより、自己の計算において、当該 M S C B等の買付けの残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、新株予約権等を行行使することにより取得することとなる対象株券の数量の範囲内で対象株券等の空売りを行おうとする場合であっても、当該 M S C B等の観察期間中に、当該空売りに係る株券につき直近公表価格(<u>金商法施行令第 26 条の 4 第 1 項</u>に規定する直近公表価格をいう。以下同じ。)以下の価格において当該空売りを行ってはならない。ただし、当該<u>金融商品取引所</u>が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所<u>金融商品市場</u>における当該直近公表価格と異なる価格(<u>金商法施行令第 26 条の 4 第 1 項</u>に規定する直近公表価格と異なる価格をいう。)を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。</p>	<p>(観察期間における空売り価格)</p> <p>第 6 条 M S C B等を保有している会員は、「<u>証券取引法施行令</u>」(以下「<u>証取法施行令</u>」という。)第 26 条の 4 第 4 項及び「<u>有価証券の空売りに関する内閣府令</u>」第 3 条第 5 号の規定に定めるところにより、自己の計算において、当該 M S C B等の買付けの残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、新株予約権等を行行使することにより取得することとなる対象株券の数量の範囲内で対象株券等の空売りを行おうとする場合であっても、当該 M S C B等の観察期間中に、当該空売りに係る株券につき直近公表価格(<u>証取法施行令第 26 条の 4 第 1 項</u>に規定する直近公表価格をいう。以下同じ。)以下の価格において当該空売りを行ってはならない。ただし、当該<u>証券取引所</u>が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所<u>有価証券市場</u>における当該直近公表価格と異なる価格(<u>証取法施行令第 26 条の 4 第 1 項</u>に規定する直近公表価格と異なる価格をいう。)を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。</p>
<p>(観察期間における市場売却)</p> <p>第 7 条 M S C B等を保有している(保有することを決定している場合を含む。以下この条及び第 12 条において同じ。)会員は、当該 M S C B等の行使価額が、<u>取引所金融商品市場</u>の売買立会における終値(最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格をいう。以下同じ。)を参照するものである場合には、当該 M S C B等の観察期間中の各営業日に、自己の計算において、原則として当該営業日の<u>取引所金融商品市場</u>における売買立会の終了すべき時刻の 15 分前から当該終了すべき時刻までの間(以下「終了前 15 分間」という。)において、対象株券等の市場売却に係る発注(終了前 15 分間の前に発注した売り注文の変更及び引条件付注文を含む。)を行ってはならない。</p> <p>2 M S C B等を保有している会員は、当該 M S C B等の行使価額が、<u>取引所金融商品市場</u></p>	<p>(観察期間における市場売却)</p> <p>第 7 条 M S C B等を保有している(保有することを決定している場合を含む。以下本条及び第 12 条において同じ。)会員は、当該 M S C B等の行使価額が、<u>取引所有価証券市場</u>の売買立会における終値(最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格をいう。以下同じ。)を参照するものである場合には、当該 M S C B等の観察期間中の各営業日に、自己の計算において、原則として当該営業日の<u>取引所有価証券市場</u>における売買立会の終了すべき時刻の 15 分前から当該終了すべき時刻までの間(以下「終了前 15 分間」という。)において、対象株券等の市場売却に係る発注(終了前 15 分間の前に発注した売り注文の変更及び引条件付注文を含む。)を行ってはならない。</p> <p>2 M S C B等を保有している会員は、当該 M S C B等の行使価額が、<u>取引所有価証券市場</u></p>

新	旧
<p>の売買立会における終値以外の一定の時点の株価を参照するものである場合には、前項の規定の趣旨に従い市場売却に係る発注を行うものとする。</p> <p>3 MSCB等を保有している会員は、当該MSCB等の行使価額が、<u>取引所金融商品市場</u>の売買立会における終日の売買高加重平均価格を参照するものである場合には、当該MSCB等の観察期間中の各営業日に、自己の計算において、原則として当該営業日の前10営業日の<u>取引所金融商品市場</u>の売買立会における対象株券等の売買数量の合計を10で除して得た数の25%の数量（当該数量が1売買単位に満たない場合は1売買単位）を超える数量の当該対象株券等の市場売却を行ってはならない。</p> <p>4 MSCB等を保有している会員は、当該MSCB等の行使価額が、<u>取引所金融商品市場</u>の売買立会における終日の売買高加重平均価格以外の一定の時間にわたる価格を参照するものである場合には、前項の規定の趣旨に従い市場売却を行うものとする。</p>	<p>の売買立会における終値以外の一定の時点の株価を参照するものである場合には、前項の規定の趣旨に従い市場売却に係る発注を行うものとする。</p> <p>3 MSCB等を保有している会員は、当該MSCB等の行使価額が、<u>取引所有価証券市場</u>の売買立会における終日の売買高加重平均価格を参照するものである場合には、当該MSCB等の観察期間中の各営業日に、自己の計算において、原則として当該営業日の前10営業日の<u>取引所有価証券市場</u>の売買立会における対象株券等の売買数量の合計を10で除して得た数の25%の数量（当該数量が1売買単位に満たない場合は1売買単位）を超える数量の当該対象株券等の市場売却を行ってはならない。</p> <p>4 MSCB等を保有している会員は、当該MSCB等の行使価額が、<u>取引所有価証券市場</u>の売買立会における終日の売買高加重平均価格以外の一定の時間にわたる価格を参照するものである場合には、前項の規定の趣旨に従い市場売却を行うものとする。</p>
<p>（観察期間における規制の適用除外）</p> <p>第8条 前2条の規定は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には適用しない。</p> <p>1 MSCB等の発行条件に、新株予約権等の行使価額が、発行決議日の<u>取引所金融商品市場</u>の売買立会における対象株券等の終値を下回る修正が行われ得る旨の条項が付されていない場合</p> <p>2 第6条に規定する空売り又は前条に規定する市場売却を行おうとするときの<u>取引所金融商品市場</u>の売買立会における対象株券等の価格が、発行決議日の<u>取引所金融商品市場</u>の売買立会における当該対象株券等の終値以上又は行使価額の修正が行われ得る下限の価額未満である場合</p>	<p>（観察期間における規制の適用除外）</p> <p>第8条 前2条の規定は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には適用しない。</p> <p>1 MSCB等の発行条件に、新株予約権等の行使価額が、発行決議日の<u>取引所有価証券市場</u>の売買立会における対象株券等の終値を下回る修正が行われ得る旨の条項が付されていない場合</p> <p>2 第6条に規定する空売り又は前条に規定する市場売却を行おうとするときの<u>取引所有価証券市場</u>の売買立会における対象株券等の価格が、発行決議日の<u>取引所有価証券市場</u>の売買立会における当該対象株券等の終値以上又は行使価額の修正が行われ得る下限の価額未満である場合</p>
<p>（新株予約権等の行使制限）</p> <p>第9条 会員は、MSCB等の買受けを行うに当たっては、当該買受けを行う際に発行会社と締結する契約（以下「買取契約」という。）において、新株予約権等の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数（以下「行使数量」という。）が当該MSCB等の発行の払込日時点における上場株式数（<u>金融商品取引</u></p>	<p>（新株予約権等の行使制限）</p> <p>第9条 会員は、MSCB等の買受けを行うに当たっては、当該買受けを行う際に発行会社と締結する契約（以下「買取契約」という。）において、新株予約権等の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数（以下「行使数量」という。）が当該MSCB等の発行の払込日時点における上場株式数（<u>証券取引所</u>が</p>

新	旧
<p>所が当該払込日時点で公表している直近の上場株式数をいう。以下同じ。)の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権等の行使(以下「制限超過行使」という。)を行うことができない旨の第5項に規定する内容を定め、これを遵守しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には適用しない。</p> <p>1 } (現行どおり) ~ } 3 }</p> <p>4 当該会員が、当該買受け(買受けを行うことを決定している場合を含む。)後から当該保有を約した期間が終了するまで当該対象株券に係る<u>金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引を行わないこと。</u></p> <p>3 } (現行どおり) ~ } 5 }</p> <p>6 第1項に規定する買取契約には、次の各号に掲げる期間又は場合において制限超過行使を行うことができる旨を定めることができる。</p> <p>1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>取引所金融商品市場において対象株券等が監理ポスト又は整理ポストに割り当てられた時から当該割当てが解除されるまでの間</u> 4 <u>新株予約権等の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の終値以上の場合</u> 5 (現行どおり) 7 (現行どおり)</p> <p>(会員以外の者がMSCB等を買受ける場合の対応)</p> <p>第10条 会員は、当該会員の関係会社(当該会員の親会社(金融商品取引業等に関する内閣府令第177条第6項第1号に規定する親会社をいう。)<u>子会社(同項第2号に規定する子会社をいう。)</u>及び親会社の子会社(同項第4号に規定する親会社の子会社をいう。))をいう。以下同じ。)によるMSCB等の買受けを斡旋する場合には、当該関係会社に対し、第3条から前条までに定めるところによるよう要請するものとする。なお、第4条に</p>	<p>当該払込日時点で公表している直近の上場株式数をいう。以下同じ。)の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権等の行使(以下「制限超過行使」という。)を行うことができない旨の第5項に規定する内容を定め、これを遵守しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には適用しない。</p> <p>1 } (省 略) ~ } 3 }</p> <p>4 当該会員が、当該買受け(買受けを行うことを決定している場合を含む。)後から当該保有を約した期間が終了するまで当該対象株券に係る<u>有価証券店頭デリバティブ取引を行わないこと。</u></p> <p>3 } (省 略) ~ } 5 }</p> <p>6 第1項に規定する買取契約には、次の各号に掲げる期間又は場合において制限超過行使を行うことができる旨を定めることができる。</p> <p>1 (省 略) 2 (省 略) 3 <u>取引所有価証券市場において対象株券等が監理ポスト又は整理ポストに割り当てられた時から当該割当てが解除されるまでの間</u> 4 <u>新株予約権等の行使価額が発行決議日の取引所有価証券市場の売買立会における対象株券等の終値以上の場合</u> 5 (省 略) 7 (省 略)</p> <p>(会員以外の者がMSCB等を買受ける場合の対応)</p> <p>第10条 会員は、当該会員の関係会社によるMSCB等の買受けを斡旋する場合には、当該関係会社に対し、第3条から前条までに定めるところによるよう要請するものとする。なお、第4条に掲げる事項については、必要に応じて当該会員が代行して適切な確認を行うものとする。</p>

新	旧
<p>掲げる事項については、必要に応じて当該会員が代行して適切な確認を行うものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(社内体制の整備)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 M S C B 等の保有を行う又は買受けの斡旋を行う会員は、この規則に規定する内容の具体的な取扱いについて社内規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵守させる体制を整備しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>2 (省 略)</p> <p>(社内体制の整備)</p> <p>第 12 条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 M S C B 等の保有を行う又は買受けの斡旋を行う会員は、この理事会決議に規定する内容の具体的な取扱いについて社内規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵守させる体制を整備しなければならない。</p>

「店頭売買事故証券の処理に関する規則」(統一慣習規則第1号)の改正について

平成19年9月18日

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">店頭売買事故証券の処理に関する規則</p> <p>(事故決済値段)</p> <p>第9条 事故決済値段は、決済日の前日における取引所金融商品市場の最終値段又は店頭売買の値段若しくは気配によるものとし、株券の場合は、配当、増資新株その他の権利を、債券の場合は、その利子及び決済日までの経過利子をそれぞれ加算するものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">「店頭売買事故証券の処理に関する規則」(統一慣習規則第1号)</p> <p>(事故決済値段)</p> <p>第9条 事故決済値段は、決済日の前日における証券取引所の最終値段又は店頭売買の値段若しくは気配によるものとし、株券の場合は、配当、増資新株その他の権利を、債券の場合は、その利子及び決済日までの経過利子をそれぞれ加算するものとする。</p> <p>2 (省略)</p>

「株式の名義書換失念の場合における権利の処理に関する規則」(統一慣習規則第2号)の改正について

平成19年9月18日
(下線部分変更)

新	旧
<p>株式の名義書換失念の場合における権利の処理に関する規則</p> <p>(配当金、新株式等の返還)</p> <p>第2条 } ~ } (現行どおり) 4 }</p> <p>5 前項ただし書の新株式等の時価は、返還日前日の取引所金融商品市場における最終値段又は店頭売買の値段若しくは気配とする。ただし、その値段又は気配がない場合は、譲渡会員と譲受会員との協議によりこれを決定する。</p> <p>6 (現行どおり)</p> <p>(有償払込新株式等の返還の特例)</p> <p>第4条 有償払込の新株式等について、当該新株式等に対する払込みを行った譲渡会員は、払込後返還の請求が行われるまでの間に、当該新株式等の取引所金融商品市場における最低値段又は店頭売買の値段若しくは気配が払込金額を下ることのあったものについては、当該新株式等の返還の請求が行われた場合においても、第2条の規定にかかわらず、その返還に応じないことができる。ただし、当該新株式等の申込最終日までに払込金額に第2条第2項に定める書類を添付して返還の請求が行われた場合には、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成19年9月30日から施行する。</p> <p>(別表) (現行どおり)</p> <p>(注) 1 } ~ } (現行どおり) 3 }</p> <p>4 別表における株式の時価の基準は、返還日前日の取引所金融商品市場にお</p>	<p>「株式の名義書換失念の場合における権利の処理に関する規則」(統一慣習規則第2号)</p> <p>(配当金、新株式等の返還)</p> <p>第2条 } ~ } (省 略) 4 }</p> <p>5 前項ただし書の新株式等の時価は、返還日前日の証券取引所における最終値段又は店頭売買の値段若しくは気配とする。ただし、その値段又は気配がない場合は、譲渡会員と譲受会員との協議によりこれを決定する。</p> <p>6 (省 略)</p> <p>(有償払込新株式等の返還の特例)</p> <p>第4条 有償払込の新株式等について、当該新株式等に対する払込みを行った譲渡会員は、払込後返還の請求が行われるまでの間に、当該新株式等の証券取引所における最低値段又は店頭売買の値段若しくは気配が払込金額を下ることのあったものについては、当該新株式等の返還の請求が行われた場合においても、第2条の規定にかかわらず、その返還に応じないことができる。ただし、当該新株式等の申込最終日までに払込金額に第2条第2項に定める書類を添付して返還の請求が行われた場合には、この限りでない。</p> <p>(別表) (省 略)</p> <p>(注) 1 } ~ } (省 略) 3 }</p> <p>4 別表における株式の時価の基準は、返還日前日の証券取引所における最終値段</p>

新	旧
<p>る最終値段又は店頭売買の値段若しくは気配による。ただし、その値段又は気配がない場合は、譲渡会員と譲受会員の協議により、これを決定する。</p>	<p>又は店頭売買の値段若しくは気配による。ただし、その値段又は気配がない場合は、譲渡会員と譲受会員の協議により、これを決定する。</p>

改正規則等一覧
(公社債・金融商品委員会関係)平成19年9月18日
日本証券業協会

(公正慣習規則)

1. 「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」(公正慣習規則第3号)関係 (別紙15)
2. 「外国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則第4号) (別紙16)
3. 「海外証券先物取引等に関する規則」(公正慣習規則第11号) (別紙17)

(理事会決議)

1. 債券等の条件付売買取引の取扱いについて (別紙18)
2. 債券等の着地取引の取扱いについて (別紙19)
3. 債券の空売り及び貸借取引の取扱いについて (別紙20)
4. 選択権付債券売買取引の取扱いについて (別紙21)
5. 国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等について (別紙22)
6. 個人向け社債等の店頭気配情報の発表等について (別紙23)

(統一慣習規則)

1. 「店頭売買における抽選償還当選債券等の引換処理に関する規則」(統一慣習規則第3号) (別紙24)
2. 「債券のフェイルの解消に関する規則」(統一慣習規則第4号) (別紙25)

以上

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」(公正慣習規則第3号)の一部改正について

平成19年9月18日
(下線部分変更)

新	旧
<p>公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、本協会が行う公社債(国内で発行されたものであって、新株予約権付社債を除く。以下同じ。)の店頭売買の参考となる利回り等の発表、協会員と顧客(他の協会員を含む。以下同じ。)との間の公社債店頭取引の公正性の確保、公社債の異常な取引の禁止、約定処理の管理等について必要な事項を定め、公社債の店頭売買その他の取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(法令等の遵守)</p> <p>第2条 協会員は、顧客との間で、公社債の店頭売買その他の取引を行うに当たっては、この規則によるほか、<u>金融商品取引法</u>(以下「<u>金商法</u>」という。)その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。</p> <p>(売買参考統計値の発表)</p> <p>第3条 本協会は、協会員が顧客との間において行う公社債の店頭売買の際に協会員及び顧客の参考に資するため、本協会が指定する協会員(以下「<u>指定報告協会員</u>」という。)からの報告に基づき売買参考統計値を発表する。</p> <p>2 売買参考統計値は、公社債の店頭売買の参考となる銘柄として、第5条第2項に基づき選定された銘柄(以下「<u>選定銘柄</u>」という。)について、指定報告協会員から報告を受けた気配(売り気配と買い気配の仲値)に基づき、本協会が算出する次条第1項各号に掲げる値とする。</p> <p>3 売買参考統計値の発表は、毎営業日、本協会の所定の様式により行う。ただし、<u>第7条</u>第1項に定める報告時限において、指定報告協会員からの報告値の数が「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則(以下「<u>細則</u>」という。)に定める数に満たない銘柄については、当該営業日の売買参考統計値の発表は行わないものとする。</p>	<p>「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」(公正慣習規則第3号)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、本協会が行う公社債(本邦内で発行されたものであって、新株予約権付社債を除く。以下同じ。)の店頭売買の参考となる利回り等の発表、協会員と顧客(他の協会員を含む。以下同じ。)との間の公社債店頭取引の公正性の確保、公社債の異常な取引の禁止、約定処理の管理等について必要な事項を定め、公社債の店頭売買その他の取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(法令等の遵守)</p> <p>第2条 協会員は、顧客との間で、公社債の店頭売買その他の取引を行うに当たっては、この規則によるほか、<u>証券取引法</u>その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。</p> <p>(売買参考統計値の発表)</p> <p>第3条 本協会は、協会員が顧客との間において行う公社債の店頭売買の際に協会員及び顧客の参考に資するため、本協会が指定する協会員(以下「<u>指定報告協会員</u>」という。)からの報告に基づき売買参考統計値を発表する。</p> <p>2 売買参考統計値は、公社債の店頭売買の参考となる銘柄として、第5条第2項に基づき選定された銘柄(以下「<u>選定銘柄</u>」という。)について、指定報告協会員から報告を受けた気配(売り気配と買い気配の仲値)に基づき、本協会が算出する次条第1項各号に掲げる値とする。</p> <p>3 売買参考統計値の発表は、毎営業日、本協会の所定の様式により行う。ただし、<u>第6条</u>第1項に定める報告時限において、指定報告協会員からの報告値の数が「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則(以下「<u>細則</u>」という。)に定める数に満たない銘柄については、当該営業日の売買参考統計値の発表は行わないものとする。</p>

新	旧
<p>(売買参考統計値の算出方法等)</p> <p>第 4 条 売買参考統計値は、次の各号に掲げる値とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平均値 指定報告協会員から報告を受けた気配の算術平均値 2 中央値 指定報告協会員から報告を受けた気配の中央値 3 最高値 指定報告協会員から報告を受けた気配の最高値 4 最低値 指定報告協会員から報告を受けた気配の最低値 <p>2 売買参考統計値は、利回りについては 0.001 パーセント刻みの複利利回り(ただし、原則として、残存期間が 1 年未満の割引債券、並びに残存期間が半年未満の分離元本振替国債及び分離利息振替国債の利回りについては 0.001 パーセント刻みの単利利回り)とし、価格については額面 100 円につき 1 銭刻みの裸値段とする。</p> <p>(選定銘柄の選定)</p> <p>第 5 条 指定報告協会員は、公募債である公社債(払込元本、利金及び償還元本の全てが円貨である債券に限る。)のうち選定銘柄として本協会に気配を報告するために選択した銘柄(以下「報告対象銘柄」という。)を、細則に定める期日までに本協会に届け出るものとする。</p> <p>2 本協会は、前項に基づき指定報告協会員から届出を受けた銘柄から、細則に定めるところにより、選定銘柄を選定する。</p> <p>(選定銘柄の除外)</p> <p>第 6 条 指定報告協会員は、選定銘柄のうち当該指定報告協会員が前条第 1 項に基づく届出を行った銘柄について、当該銘柄の気配の本協会に対する報告を辞退する場合には、細則に定める期日までに本協会に届け出るものとする。</p> <p>2 本協会は、前項に基づく指定報告協会員からの届出により、<u>前条第 1 項</u>に基づく届出を行った指定報告協会員の数が細則に定める社数に満たないこととなる銘柄については、当該銘柄を選定銘柄から除外するものとする。</p>	<p>(売買参考統計値の算出方法等)</p> <p>第 4 条 売買参考統計値は、次の各号に掲げる値とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平均値 指定報告協会員から報告を受けた気配の算術平均値 2 中央値 指定報告協会員から報告を受けた気配の中央値 3 最高値 指定報告協会員から報告を受けた気配の最高値 4 最低値 指定報告協会員から報告を受けた気配の最低値 <p>2 売買参考統計値は、利回りについては 0.001 パーセント刻みの複利利回り(ただし、原則として、残存期間が 1 年未満の割引債券、並びに残存期間が半年未満の分離元本振替国債及び分離利息振替国債の利回りについては 0.001 パーセント刻みの単利利回り)とし、価格については額面 100 円につき 1 銭刻みの裸値段とする。</p> <p>(選定銘柄の選定)</p> <p>第 5 条 指定報告協会員は、公募債である公社債(払込元本、利金及び償還元本の全てが円貨である債券に限る。)のうち選定銘柄として本協会に気配を報告するために選択した銘柄(以下「報告対象銘柄」という。)を、細則に定める期日までに本協会に届け出るものとする。</p> <p>2 本協会は、前項に基づき指定報告協会員から届出を受けた銘柄から、細則に定めるところにより、選定銘柄を選定する。</p> <p>(選定銘柄の除外)</p> <p>第 5 条の 2 指定報告協会員は、選定銘柄のうち当該指定報告協会員が第 5 条第 1 項に基づく届出を行った銘柄について、当該銘柄の気配の本協会に対する報告を辞退する場合には、細則に定める期日までに本協会に届け出るものとする。</p> <p>2 本協会は、前項に基づく指定報告協会員からの届出により、<u>第 5 条第 1 項</u>に基づく届出を行った指定報告協会員の数が細則に定める社数に満たないこととなる銘柄については、当該銘柄を選定銘柄から除外するものとする。</p>

新	旧
<p>(指定報告協会員による気配の報告方法等) 第 7 条 指定報告協会員は、選定銘柄のうち第 5 条第 1 項に基づき本協会に届出を行った銘柄について、当日の午後 3 時 00 分現在における額面 5 億円程度の売買の参考となる気配を、原則として当日の午後 4 時 30 分までに、本協会に報告する。</p> <p>2 指定報告協会員が本協会に報告する気配は、公社債店頭市場の動向、発行体の信用度、自社における売買状況等に照らし、適正なものでなければならない。</p> <p>3 指定報告協会員は、前項に規定する適正な気配の報告が困難である場合には、所定の様式により遅滞なく本協会に届け出ることにより、当該銘柄の気配の報告を行わないことができるものとする。</p> <p>(指定報告協会員の基準等) 第 8 条 本協会は、指定報告協会員になろうとする協会員について、細則に定めるところにより、次の各号に掲げる指定基準につき審査し、指定報告協会員を指定するものとする。</p> <p>1 売買参考統計値発表制度の趣旨を理解し、指定報告協会員になる意思を有していること。</p> <p>2 公社債店頭売買業務等に精通していること。</p> <p>3 気配報告業務の適確な遂行に必要な組織体制、人員構成が確保されていること。</p> <p>4 その他本協会が定める事項</p> <p>2 本協会は、指定報告協会員が前項各号に掲げる指定基準を満たさないこととなった場合、又は指定報告協会員から辞退しようとする日の 1 か月前の日までに、所定の様式により、届出があった場合には、当該協会員の指定を取り消すものとする。</p> <p>(指定報告協会員の遵守事項等) 第 9 条 指定報告協会員は、選定銘柄の報告に当たっては第 7 条第 1 項に規定する報告時限を厳守し、適正な気配の報告を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定に違反して、報告時限を遵守せず、又は適正な気配の報告を怠った協会員について、本協会は当該協会員の指定を取り消す等の措置を講ずることができる。</p>	<p>(指定報告協会員による気配の報告方法等) 第 6 条 指定報告協会員は、選定銘柄のうち第 5 条第 1 項に基づき本協会に届出を行った銘柄について、当日の午後 3 時現在における額面 5 億円程度の売買の参考となる気配を、原則として当日の午後 4 時 30 分までに、本協会に報告するものとする。</p> <p>2 指定報告協会員が本協会に報告する気配は、公社債店頭市場の動向、発行体の信用度、自社における売買状況等に照らし、適正なものでなければならない。</p> <p>3 指定報告協会員は、前項に規定する適正な気配の報告が困難である場合には、所定の様式により遅滞なく本協会に届け出ることにより、当該銘柄の気配の報告を行わないことができるものとする。</p> <p>(指定報告協会員の基準等) 第 7 条 本協会は、指定報告協会員になろうとする協会員について、細則に定めるところにより、次の各号に掲げる指定基準につき審査し、指定報告協会員を指定するものとする。</p> <p>1 売買参考統計値発表制度の趣旨を理解し、指定報告協会員になる意思を有していること</p> <p>2 公社債店頭売買業務等に精通していること</p> <p>3 気配報告業務の適確な遂行に必要な組織体制、人員構成が確保されていること</p> <p>4 その他本協会が定める事項</p> <p>2 本協会は、指定報告協会員が前項各号に掲げる指定基準を満たさないこととなった場合、又は指定報告協会員から辞退しようとする日の 1 か月前の日までに、所定の様式により、届出があった場合には、当該協会員の指定を取り消すものとする。</p> <p>(指定報告協会員の遵守事項等) 第 7 条の 2 指定報告協会員は、選定銘柄の報告に当たっては第 6 条第 1 項に規定する報告時限を厳守し、適正な気配の報告を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定に違反して、報告時限を遵守せず、又は適正な気配の報告を怠った協会員について、本協会は当該協会員の指定を取り消す等の措置を講ずることができるものとする。</p>

新	旧
(削る)	(現先取引の参考利回りの発表) 第 8 条 削 除
(削る)	(現先取引の参考利回りの種類、算出方法等) 第 9 条 削 除
(削る)	(協会員による現先取引の利回りの報告) 第 10 条 削 除
(月間売買高等の発表) 第 10 条 本協会は、協会員からの報告に基づき、月間の公社債種類別店頭売買高を毎月発表する。この場合、現先売買高については区分表示する。 2 本協会は、協会員からの報告に基づき、月間の公社債投資家別売買高及び国債投資家別売買高を毎月発表する。 3 本協会は、協会員からの報告に基づき、現先取引の月末残高を毎月発表する。	(月間売買高等の発表) 第 11 条 本協会は、協会員からの報告に基づき、月間の公社債種類別店頭売買高を毎月発表する。この場合、現先売買高については区分表示する。 2 本協会は、協会員からの報告に基づき、月間の公社債投資家別売買高を毎月発表する。 3 本協会は、協会員からの報告に基づき、現先取引の月末残高を毎月発表する。
(月間売買高等の報告) 第 11 条 協会員は、月間の公社債種類別店頭売買高を所定の様式により、翌月 10 日(当日が休業日の場合は、その前営業日)までに、本協会に報告するものとする。 2 協会員は、月間の公社債投資家別売買高及び国債投資家別売買高を所定の様式により、翌月 10 日(当日が休業日の場合は、その前営業日)までに、本協会に報告するものとする。 3 協会員は、現先取引の毎月末残高を所定の様式により、翌月 10 日(当日が休業日の場合は、その前営業日)までに、本協会に報告するものとする。	(月間売買高等の報告) 第 12 条 協会員は、月間の公社債種類別店頭売買高を所定の様式により、翌月 10 日(当日が休業日の場合は、その前営業日)の正午までに本協会に報告するものとする。 2 協会員は、月間の公社債投資家別売買高を所定の様式により、翌月 10 日(当日が休業日の場合は、その前営業日)までに、本協会に報告するものとする。 3 協会員は、現先取引の毎月末残高を所定の様式により、翌月 10 日(当日が休業日の場合は、その前営業日)までに、本協会に報告するものとする。
(取引公正性の確保) 第 12 条 協会員は、顧客との間で公社債の店頭売買を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価(以下「社内時価」という。)を基準として適正な価格(国債の売買取引であって、当該国債が当初予定された発行日に発行されることを停止条件として当該発行日の前日以前に約定を行い、当該国債の受渡し決済を発行日以後に行うもの(以下「国債の発行日前取引」という。))のうち、財務省が入札のアナウンスメントを行う国債につき当該国債の入札予定日、発行予定額、発行予定日及び償還予定日が判明した時点から当該入札日における回号及び表面利率等発表時刻までの間において行う国債の停止条件付売買取引(以下「国債の入札前取引」という。)については、社内時価の算出方法に準じた適正な複利利回り(変動利	(取引公正性の確保) 第 13 条 協会員は、顧客との間で公社債の店頭売買を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価(以下「社内時価」という。)を基準として適正な価格(国債の売買取引であって、当該国債が当初予定された発行日に発行されることを停止条件として当該発行日の前日以前に約定を行い、当該国債の受渡し決済を発行日以後に行うもの(以下「国債の発行日前取引」という。))のうち、財務省が入札のアナウンスメントを行う国債につき当該国債の入札予定日、発行予定額、発行予定日及び償還予定日が判明した時点から当該入札日における回号及び表面利率等発表時刻までの間において行う国債の停止条件付売買取引(以下「国債の入札前取引」という。)については、社内時価の算出方法に準じた適正な複利利回り(変動利

新	旧
<p>付国債については基準金利に対するスプレッド。))により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。</p> <p>2 前項に定める社内時価は、入手方法及び算定方法の継続性を考慮しなければならない。</p> <p>3 協会員は、社内時価の入手が困難であり、又は、継続的な算定を行っていなかった銘柄については、合理的かつ適正な方法により社内時価を算定するものとする。</p> <p>4 協会員は、取引価格の算定方法等について顧客の求めがあった場合には、口頭又は書面の方法により、その概要について説明するものとする。</p>	<p>付国債については基準金利に対するスプレッド。))により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。</p> <p>2 前項に定める社内時価は、入手方法及び算定方法の継続性を考慮しなければならない。</p> <p>3 協会員は、社内時価の入手が困難であり、又は、継続的な算定を行っていなかった銘柄については、合理的かつ適正な方法により社内時価を算定するものとする。</p> <p>4 協会員は、取引価格の算定方法等について顧客の求めがあった場合には、口頭又は書面の方法により、その概要について説明するものとする。</p>
<p>(発行日前取引における説明事項等)</p> <p>第 13 条 協会員は、国債の発行日前取引を初めて行う顧客に対し、あらかじめ当該取引が停止条件付売買であること及び停止条件不成就の場合の取扱いなどについて説明するものとする。</p>	<p>(発行日前取引における説明事項等)</p> <p>第 13 条の 2 協会員は、国債の発行日前取引を初めて行う顧客に対し、あらかじめ当該取引が停止条件付売買であること及び停止条件不成就の場合の取扱いなどについて説明するものとする。</p>
<p>(小口投資家との取引の公正性の確保)</p> <p>第 14 条 協会員は、公社債の額面 1,000 万円未満の取引を行う顧客（<u>金商法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家、上場会社及びこれに準ずる法人を除く。</u>以下「小口投資家」という。）との店頭取引に当たっては、<u>前 2 条に定めるもののほか、次の各号に規定するものについて十分留意し、より一層取引の公正性に配慮するものとする。</u></p> <p>1 価格情報の提示</p> <p>イ 協会員は、小口投資家より価格情報の提供を求められた場合には、速やかに自社の店頭における取引提示価格（価格を表示することができない国債の入札前取引については、当該取引に係る複利利回り（変動利付国債については基準金利に対するスプレッド。))を提示するものとする。</p> <p>ロ 協会員は、<u>小口投資家より取引所金融商品市場における直近の約定値段若しくは最終気配又は本協会が発表する売買参考統計値についての提供を求められた場合には、これに応じるものとする。</u></p> <p>2 公社債店頭取引の知識の啓蒙</p> <p>協会員は、小口投資家に対し、公社債取引の知識についてのリーフレット等を店頭に備え置くなどの方法により、公社債店頭取引の知識の啓蒙を図るよう努めるものとする。</p>	<p>(小口投資家との取引の公正性の確保)</p> <p>第 14 条 協会員は、公社債の額面 1,000 万円未満の取引を行う顧客（<u>証券取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）第 4 条に掲げる者、上場会社及びこれに準ずる法人を除く。</u>以下「小口投資家」という。）との店頭取引に当たっては、<u>前条に定めるもののほか、次の各号に規定するものについて十分留意し、より一層取引の公正性に配慮するものとする。</u></p> <p>1 価格情報の提示</p> <p>協会員は、小口投資家より価格情報の提供を求められた場合には、速やかに自社の店頭における取引提示価格（価格を表示することができない国債の入札前取引については、当該取引に係る複利利回り（変動利付国債については基準金利に対するスプレッド。))を提示するものとする。<u>また、証券取引所における直近の上場価格（又は最終気配）又は本協会が発表する売買参考統計値について、小口投資家から提供を求められた場合には、これに応じるものとする。</u></p> <p>2 公社債店頭取引の知識の啓蒙</p> <p>協会員は、小口投資家に対し、公社債取引の知識についてのリーフレット等を店頭に備え置くなどの方法により、公社債店頭取引の知識の啓蒙を図るよう努めるものとする。</p>

新	旧
<p>(<u>上場公社債</u>における取引態様の明示)</p> <p>第 15 条 協会員は、<u>取引所金融商品市場に上場する公社債</u>の取引を初めて行う小口投資家に対しては、<u>当該取引を行うに際し、あらかじめ当該公社債の取引所金融商品市場における取引と店頭取引との相違点について、口頭又は書面の方法により説明するものとする。</u></p> <p>2 協会員は、<u>取引所金融商品市場に上場する公社債の売買その他の取引の受注に当たっては、顧客に取引所金融商品市場における取引と店頭取引との別を確認するものとする。</u></p> <p>(<u>異常な取引等</u>)</p> <p>第 16 条 協会員は、顧客の損失を補てんし、又は利益を追加する目的をもって、<u>次の各号に掲げる行為その他の行為</u>（以下「<u>異常な取引</u>」という。）を行ってはならない。</p> <p>1 同一銘柄の公社債の店頭取引において、当該顧客又は第三者に有利となり、協会員に不利となる価格での売付けと買付けを同時に行う取引(受渡日の差に基づく適正な金利相当分に対応する価格差及び本券、登録債等の受渡条件の差に対応する価格差を除く。)</p> <p>2 顧客に公社債を売却し、又は顧客から<u>買い付ける際に、当該顧客に有利となるように買い戻し、若しくは売却すること、又は約定を取り消すことをあらかじめ約束して行う取引</u>（現先取引を除く。)</p> <p>3 第三者と共謀し、顧客に公社債を売却し、又は顧客から<u>買い付ける際に、その顧客に確実な利益を得ることが、その第三者に売却し、又は<u>買い付けること</u>によって可能となるよう、あらかじめ約束して行う取引</u></p> <p>2 協会員は、顧客との間で<u>短期間(細則に定めるものをいう。)</u>の売買を行い、かつ、顧客に相当の利益(細則に定めるものをいう。)が発生している取引については、「<u>異常な取引</u>」に該当する可能性があることに留意し、顧客との約定及びその確認、記録の保管等について一層厳格な社内管理を行うよう努めなければならない。</p>	<p>(<u>上場債券</u>における取引態様の明示)</p> <p>第 15 条 協会員は、<u>上場債券</u>の取引を初めて行う小口投資家に対しては、<u>同債券に係る取引所内取引と取引所外取引(店頭取引)の相違点について、口頭又は書面の方法により説明するものとする。</u></p> <p>2 協会員は、<u>上場債券の売買の受注に当たっては、顧客に取引所内取引又は取引所外取引(店頭取引)の別を確認するものとする。</u></p> <p>(<u>異常な取引等</u>)</p> <p>第 16 条 協会員は、顧客の損失を補てんし、又は利益を追加する目的をもって、<u>当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する行為</u>（以下「<u>異常な取引</u>」という。）を行ってはならない。<u>例えば、次のような取引は、異常な取引に当たる。</u></p> <p>1 同一銘柄の公社債の店頭取引において、<u>顧客の損失を補てんし、又は利益を追加する目的をもって、当該顧客又は第三者に有利となり、協会員に不利となる価格での売付けと買付けを同時に行う取引</u>（受渡日の差に基づく適正な金利相当分に対応する価格差及び本券、登録債等の受渡条件の差に対応する価格差を除く。)</p> <p>2 顧客に公社債を売却し、又は顧客から<u>買い付ける際に、当該顧客に有利となるように買い戻し、若しくは売却すること、又は約定を取消すことをあらかじめ約束して行う取引</u>（現先取引を除く。)</p> <p>3 第三者と共謀し、顧客に公社債を売却し、又は顧客から<u>買い付ける際に、その顧客に確実な利益を得ることが、その第三者に売却し、又は<u>買付けること</u>によって可能となるよう、あらかじめ約束して行う取引</u></p> <p>2 協会員は、顧客との間で短期間の売買を行い、かつ、顧客に相当の利益が発生している取引については、「<u>異常な取引</u>」に該当する可能性があることに留意し、顧客との約定及びその確認、記録の保管等について一層厳格な社内管理を行うよう努めなければならない。</p>

新	旧
<p>(取引記録の作成、保存及び社内時価の整理、保存)</p> <p>第 17 条 協会員は、公社債の店頭取引を行ったときは、約定時刻等を記載した当該注文に係る伝票等を速やかに作成し、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。</p> <p>2 協会員は、<u>第 12 条</u>に規定する社内時価を毎日、整理、保存しなければならない。ただし、当該社内時価を一定のルールにおいて算出している場合には、その根拠を整理、保存することで足りるものとする。</p> <p>3 協会員は、<u>第 12 条第 3 項</u>に該当する銘柄について取引を行った場合には、当該取引に係る約定価格の算定の基礎となった資料を作成し、整理、保存しなければならない。</p>	<p>(取引記録の作成、保存及び社内時価の整理、保存)</p> <p>第 17 条 協会員は、公社債の店頭取引を行ったときは、約定時刻等を記載した当該注文に係る伝票等を速やかに作成し、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。</p> <p>2 協会員は、<u>第 13 条</u>に規定する社内時価を毎日、整理、保存しなければならない。ただし、当該社内時価を一定のルールにおいて算出している場合には、その根拠を整理、保存することで足りるものとする。</p> <p>3 協会員は、<u>第 13 条第 3 項</u>に該当する銘柄について取引を行った場合には、当該取引に係る約定価格の算定の基礎となった資料を作成し、整理、保存しなければならない。</p>
<p>(約定処理の管理に関する社内規程の制定)</p> <p>第 18 条 協会員は、前条に規定する約定処理等の管理を適正に行うため、約定処理の管理に関する社内規程を制定するものとする。</p>	<p>(約定処理の管理に関する社内規程の制定)</p> <p>第 18 条 協会員は、前条に規定する約定処理等の管理を適正に行うため、約定処理の管理に関する社内規程を制定するものとする。</p>
<p>(社内管理体制の整備)</p> <p>第 19 条 協会員は、公社債の取引公正性の確保のため、社内規程を定めるとともに、社内検査及び監査を含めた社内管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。</p> <p>2 指定報告協会員は、適正な気配の報告の確保のため、社内規程を定めるとともに、社内検査及び監査を含めた社内管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。</p>	<p>(社内管理体制の整備)</p> <p>第 19 条 協会員は、公社債の取引公正性の確保のため、社内規則を定めるとともに、社内検査・監査を含めた社内管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。</p> <p>2 指定報告協会員は、適正な気配の報告の確保のため、社内規則を定めるとともに、社内検査・監査を含めた社内管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。</p>
<p>(報告責任者等の本協会への届出)</p> <p>第 20 条 指定報告協会員は、報告責任者 1 名及び報告担当者 2 名を定め、所定の様式により本協会に届け出るものとする。</p> <p>2 <u>指定報告協会員は、前項に定める報告責任者又は報告担当者を変更した場合には、所定の様式により本協会に届け出るものとする。</u></p>	<p>(報告責任者等の本協会への届出)</p> <p>第 20 条 指定報告協会員は、報告責任者 1 名及び報告担当者 2 名を定め、所定の様式により本協会に届け出るものとする。<u>当該責任者又は担当者を変更した場合も同様とする。</u></p>
<p>(電磁的方法による交付)</p> <p>第 21 条 協会員は、次に掲げる書面の交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則</u>」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <p>1 <u>第 12 条第 4 項</u>に規定する取引価格の算定方法等の概要について説明した書面</p> <p>2 第 15 条第 1 項に規定する取引所金融商品</p>	<p>(電磁的方法による交付)</p> <p>第 21 条 協会員は、次に掲げる書面の交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて</u>」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <p>1 <u>第 13 条第 4 項</u>に規定する取引価格の算定方法等の概要について説明した書面</p> <p>2 第 15 条第 1 項に規定する取引所内取引と</p>

新	旧
<p data-bbox="236 235 774 302"><u>市場における取引と店頭取引との相違点</u>について説明した書面</p> <p data-bbox="411 376 558 414" style="text-align: center;">付 則</p> <p data-bbox="188 414 782 481">この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p data-bbox="858 235 1396 302"><u>取引所外取引（店頭取引）の相違点</u>について説明した書面</p>

「「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則」(公正慣習規則第3号細則)の一部改正について

平成19年9月18日
(下線部分変更)

新	旧
<p><u>「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則</u></p> <p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この細則は、<u>「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」</u>(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p><u>(営業日ごとに売買参考統計値の発表を行わないこととなる指定報告協会の数)</u></p> <p>第 2 条 規則第3条第3項ただし書きに規定する指定報告協会員(規則第3条第1項に規定する協会員をいう。以下同じ。)からの報告値の数は、原則として、6とする。</p> <p><u>(選定銘柄の取扱い)</u></p> <p>第 3 条 規則第5条第1項に基づく報告対象銘柄の届出は、原則として、次の各号に掲げる日までに行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規発行銘柄 当該銘柄の発行日の2営業日前 2 既発行銘柄 前月20日(当日が休業日の場合は、その前営業日) <p>2 規則第5条第2項に基づき、本協会が選定銘柄(規則第3条第2項に規定する銘柄をいう。以下同じ。)として選定する銘柄は、本協会に規則第5条第1項の規定に基づく届出を行った指定報告協会員が6社以上ある銘柄とする。</p> <p>3 選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始日及び最終発表日の取扱いは、公社債・金融商品委員会の定めるところによるものとする。</p> <p>4 前3項にかかわらず、本協会が特に必要と認められた銘柄については、当該銘柄の指定報告協会員を指定するとともに、当該銘柄を選定銘柄に選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p>	<p><u>「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則</u>」(公正慣習規則第3号細則)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この細則は、<u>公正慣習規則第3号「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」</u>(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(選定銘柄の取扱い)</u></p> <p>第 2 条 規則第5条第1項に基づく報告対象銘柄の届出は、原則として、次の各号に掲げる日までに行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規発行銘柄 当該銘柄の発行日の2営業日前 2 既発行銘柄 前月20日(当日が休業日の場合は、その前営業日) <p>2 規則第5条第2項に基づき、本協会が選定銘柄(規則第3条第2項に規定する銘柄をいう。以下同じ。)として選定する銘柄は、本協会に規則第5条第1項の規定に基づく届出を行った指定報告協会員(規則第3条第1項に規定する協会員をいう。以下同じ。)が6社以上ある銘柄とする。</p> <p>3 選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始日及び最終発表日の取扱いは、公社債・金融商品委員会の定めるところによるものとする。</p> <p>4 前3項にかかわらず、本協会が特に必要と認められた銘柄については、当該銘柄の指定報告協会員を指定するとともに、当該銘柄を選定銘柄に選定することができる<u>ものとする</u>。</p> <p><u>(営業日ごとに売買参考統計値の発表を行わないこととなる指定報告協会の数)</u></p> <p>第 2 条の2 規則第3条第3項ただし書きに規定する指定報告協会員からの報告値の数は、原則として、6とする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(選定銘柄の除外等)</p> <p>第 4 条 規則第 6 条第 1 項に基づく報告辞退の届出は、原則として、毎月20日(当日が休業日の場合は、その前営業日)までに行うものとする。</p> <p>2 規則第 6 条第 2 項に規定する指定報告協会の数は、<u>第 2 条</u>に定める数とする。</p> <p>3 規則第 6 条第 2 項に基づき本協会が選定銘柄から除外することとなる銘柄について、当該銘柄に係る売買参考統計値の最終発表日の取扱いは、公社債・金融商品委員会の定めるところによるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(指定報告協会の審査手続)</p> <p>第 5 条 規則第 8 条に基づき本協会が指定報告協会員を指定する際の審査に当たり、指定報告協会員になろうとする協会員は、申請書及び次の各号に掲げる事項の内容を記した添付書類を本協会に提出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報告銘柄の選定基準 2 報告銘柄の気配値を作成するに当たっての具体的な作業手順 3 本協会への報告手順 4 報告銘柄の気配値の社内監視体制 5 危機管理体制 6 規則第19条第 2 項に規定する<u>社内規程</u> <p style="text-align: center;">(短期間及び相当の利益)</p> <p>第 6 条 規則第16条第 2 項において、「短期間」とは、売付けと買付けが約定日ベース、受渡日ベースとも、それぞれ 4 営業日以内となっているものをいう。</p> <p>2 規則第 16 条第 2 項において、「相当の利益」とは、額面 100 円につき 30 銭以上の利益が顧客に発生しているものをいう。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">(選定銘柄の除外等)</p> <p>第 3 条 規則第 5 条の 2 第 1 項に基づく報告辞退の届出は、原則として、毎月20日(当日が休業日の場合は、その前営業日)までに行うものとする。</p> <p>2 規則第 5 条の 2 第 2 項に規定する指定報告協会の数は、<u>前条</u>に定める数とする。</p> <p>3 規則第 5 条の 2 第 2 項に基づき本協会が選定銘柄から除外することとなる銘柄について、当該銘柄に係る売買参考統計値の最終発表日の取扱いは、公社債・金融商品委員会の定めるところによるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(指定報告協会の審査手続)</p> <p>第 4 条 規則第 7 条に基づき本協会が指定報告協会員を指定する際の審査に当たり、指定報告協会員になろうとする協会員は、申請書及び次の各号に掲げる事項の内容を記した添付書類を本協会に提出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報告銘柄の選定基準 2 報告銘柄の気配値を作成するに当たっての具体的な作業手順 3 本協会への報告手順 4 報告銘柄の気配値の社内監視体制 5 危機管理体制 6 規則第19条第 2 項に規定する<u>社内規則</u> <p style="text-align: center;">(短期間及び相当の利益)</p> <p>第 5 条 規則第16条第 2 項において、「短期間」とは、売付けと買付けが約定日ベース、受渡日ベースとも、それぞれ 4 営業日以内となっているもの、<u>また、「相当の利益」とは、額面100円につき30銭以上の利益が顧客に発生しているものをいう。</u></p>

「外国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則第4号)の一部改正について

平成19年9月18日

(下線部分変更)

新	旧
外国証券の取引に関する規則	「外国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則第4号)
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第1条 この規則は、協会員が顧客又は他の協会員との間で行う外国証券の取引(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第20項に規定するデリバティブ取引に該当するもの及び国内の取引所金融商品市場における取引を除く。以下同じ。)及び外国株券等の国内公募の引受等について遵守すべき事項を定め、もって投資者保護に資することを目的とする。	第1条 この規則は、協会員が顧客又は他の協会員との間で行う外国証券の取引(国内の取引所有価証券市場に上場されている外国証券の当該取引所有価証券市場における取引を除く。)に関する売買の執行、売買代金の決済、証券の保管等及び協会員が行う外国株券等の我が国における募集の引受け若しくは既発行外国株券等の我が国における売出し又は募集の取扱い若しくは売出しの取扱い(以下「国内公募の引受等」という。)について遵守すべき事項を定め、もって投資者保護に資することを目的とする。
(定義)	(定義)
第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
1 外国証券 <u>金商法第2条第1項各号に掲げる有価証券又は同条第2項に定める有価証券とみなされるもの(同項各号に掲げるものを除く。)</u> のうち我が国以外で保管(当該有価証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利である場合には、その口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)されるものをいう。	1 外国証券 <u>外国株券、外国新株予約権証券、外国債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国貸付債権信託受益証券、海外CD、海外CP、外国優先出資証券、外国カバードワラント、外国預託証券、外国組合契約出資持分及び外国合同会社社員権をいう。</u>
2 外国債券 <u>外国証券のうち、次に掲げるものをいう。</u>	(新 設)
イ <u>金商法第2条第1項第1号から第5号に規定する有価証券又は同項第17号に規定する外国若しくは外国の者の発行する証券若しくは証書のうち当該有価証券の性質を有するもの</u>	
ロ <u>金商法第2条第1項第11号に規定する投資法人債券又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第11条第1項に規定する外国投資法人債券</u>	
3 <u>外国株券 外国証券のうち、金商法第2条第1項第9号に規定する株券又は同項第</u>	(新 設)

新	旧
<p><u>17号に規定する外国の者の発行する証券若しくは証書のうち株券の性質を有するものをいう。</u></p> <p>4 <u>外国新株予約権証券 外国証券のうち、金商法第2条第1項第9号に規定する新株予約権証券又は同項第17号に規定する外国の者の発行する証券若しくは証書のうち新株予約権証券の性質を有するものをいう。</u></p> <p>5 <u>外国投資信託受益証券 外国証券のうち、金商法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券をいう。</u></p> <p>6 <u>外国不動産投資信託受益証券 外国投資信託受益証券のうち、資産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権並びに不動産、土地の賃借権、地上権を信託する信託の受益権等に対する投資として運用することを目的とする受益証券をいう。</u></p> <p>7 <u>外国投資証券 外国証券のうち、金商法第2条第1項第11号に規定する外国投資証券で投資証券に類するものをいう。</u></p> <p>8 <u>外国ETF 外国投資信託受益証券及び外国投資証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第94条及び第259条に規定するものをいう。</u></p> <p>9 <u>外国貸付債権信託受益証券 外国証券のうち、金商法第2条第1項第18号に規定する有価証券をいう。</u></p> <p>10 <u>海外CD 外国証券のうち、金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第1条第1号に規定する有価証券をいう。</u></p> <p>11 <u>海外CP 外国証券のうち、金商法第2条第1項第15号に規定する有価証券又は同項第17号に規定する外国の者の発行する証券若しくは証書のうち当該有価証券の性質を有するものをいう。</u></p> <p>12 <u>外国カバードワラント 外国証券のうち、金商法第2条第1項第19号に規定する有価証券をいう。</u></p> <p>13 <u>外国預託証券 外国証券のうち、金商法第2条第1項第20号に規定する有価証券をいう。</u></p> <p>14 <u>外国優先出資証券 外国証券のうち、金商法第2条第1項第8号に規定する有価証券又は同項第17号に規定する外国の者の発行する証券若しくは証書のうち当該有価証券の性質を有するものをいう。</u></p> <p>15 <u>外国国債等 外国証券のうち、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>2 <u>外国投資信託受益証券 証券取引法第2条第1項第7号に掲げる外国投資信託の受益証券をいう。</u></p> <p>3 <u>外国不動産投資信託受益証券 外国投資信託受益証券のうち、資産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権並びに不動産、土地の賃借権、地上権を信託する信託の受益権(証券取引法上の有価証券を除く。)等に対する投資として運用することを目的とする受益証券をいう。</u></p> <p>4 <u>外国投資証券 証券取引法第2条第1項第7号の2に掲げる外国投資証券で投資証券に類するものをいう。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>5 <u>外国貸付債権信託受益証券 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第22号)第1条第3号に規定する有価証券をいう。</u></p> <p>6 <u>海外CD 証券取引法施行令(昭和40年政令第321号)第1条に規定する有価証券をいう。</u></p> <p>7 <u>海外CP 証券取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券で同項第8号に規定する有価証券の性質を有するもののうち、本邦以外の地域で発行されたものをいう。</u></p> <p>8 <u>外国カバードワラント 証券取引法第2条第1項第10号の2に規定する有価証券のうち、本邦以外の地域で発行されたものをいう。</u></p> <p>9 <u>外国預託証券 証券取引法第2条第1項第10号の3に規定する有価証券のうち、本邦以外の地域で発行されたものをいう。</u></p> <p>10 <u>外国優先出資証券 証券取引法第2条第1項第9号に規定する有価証券のうち、同項第5号の3に規定する有価証券の性質を有するもので、本邦以外の地域で発行されたものをいう。</u></p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>第1条第1号イに規定されているものをいう。</u></p> <p>16 <u>外国株券等 外国株券、外国ETF、クローズド・エンド型の外国投資信託受益証券、クローズド・エンド型の外国投資証券、外国優先出資証券及び外国預託証券（株券並びに外国の者の発行する証券及び証書のうち株券の性質を有するもの（当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。）に係る権利を表示するものに限る。）をいう。</u></p> <p>17 <u>外国投資信託証券 オープン・エンド型の外国投資信託受益証券（外国ETFを除く。）及びオープン・エンド型の外国投資証券（外国ETFを除く。）をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 削 る ）</p> <p style="text-align: center;">（ 削 る ）</p> <p>18 <u>外国取引 外国証券（外国投資信託証券を除く。）の売買注文を外国の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）への媒介、取次ぎ又は代理の方法により執行する取引並びに外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の公開買付けに対する売付けを取り次ぐ取引をいう。</u></p> <p>19 <u>国内店頭取引 外国証券（外国投資信託証券を除く。）の国内における店頭取引をいう。</u></p> <p>20 <u>国内公募の引受等 協会員が行う外国株券等の引受け（募集に際して行うものに限る。） 売出し又は募集若しくは売出しの取扱いをいう。</u></p> <p>21 <u>適格機関投資家 金商法第2条第3項第1号に規定する者（協会員を除く。）をいう。</u></p> <p>22 <u>特定投資家 金商法第2条第31項に規定する特定投資家（協会員及び同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。</u></p>	<p>11 <u>外国株券等 外国株券、クローズド・エンド型の外国投資証券、外国優先出資証券、外国株券に係る権利を表示する外国預託証券及び外国合同会社社員権をいう。</u></p> <p>12 <u>外国投資信託証券 外国投資信託受益証券及びオープン・エンド型の外国投資証券をいう。</u></p> <p>13 <u>外国組合契約出資持分 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号）第1条第5号の2口に規定する権利をいう。</u></p> <p>14 <u>外国合同会社社員権 証券取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第6号及び第7号に掲げる権利のうち、本邦以外の地域で保管されるものをいう。</u></p> <p>15 <u>外国取引 外国証券（外国投資信託証券を除く。）の売買注文を外国の有価証券市場（店頭市場を含む。以下同じ。）への媒介、取次ぎ又は代理の方法により執行する取引並びに外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の公開買付けに対する売付けを取り次ぐ取引をいう。</u></p> <p>16 <u>国内店頭取引 外国証券（外国投資信託証券を除く。）の国内における店頭取引をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>17 <u>機関投資家 証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）第4条に掲げる者（協会員を除く。）をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

新	旧
<p><u>2 前項第2号から第15号までに掲げる外国証券に表示されるべき権利は、これについて当該外国証券が発行されていない場合においても、これを当該外国証券とみなす。</u></p> <p>(契約の締結) 第3条 協会員は、顧客又は他の協会員から外国証券の取引の注文を受ける場合(募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いによる場合を含む。)には、当該顧客又は他の協会員と外国証券の取引に関する契約を締結しなければならない。</p> <p>2 協会員は、前項の規定により顧客(私募の取扱いにより外国証券を取得させる場合にあっては、特定投資家を除く。)と外国証券の取引に関する契約を締結しようとするときは、外国証券取引口座に関する約款(以下「約款」という。)を当該顧客に交付し、当該顧客から約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出を受けなければならない。</p> <p>3 前項の約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、協会の業務内容等(取り扱う外国証券の範囲、顧客の属性、取引形態の種類又は顧客との契約方法などをいう。以下同じ。)に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のないことが明確な事項についてはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外国証券の口座処理に関する事項 2 売買注文の執行地及び執行方法の指示に関する事項 3 注文の受託、執行及び処理に関する事項 4 約定日及び受渡日に関する事項 5 外国証券の保管、名義及び返還の取扱いに関する事項 6 顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券が選別基準に適合しなくなった場合の処理に関する事項 7 外国証券に関する権利の処理に関する事項 8 諸通知に関する事項 9 発行者からの諸通知等の取扱いに関する事項 10 取引の執行に関する料金及び支払期日に関する事項 11 外貨の受払い等に関する事項 12 金銭の授受に関する事項 13 取引残高報告書の交付に関する事項 14 協会員への届出事項及び届出事項の変更手続きに関する事項 	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(契約の締結) 第3条 協会員は、顧客又は他の協会員から外国証券の取引の注文を受ける場合には、当該顧客又は他の協会員と外国証券の取引に関する契約を締結しなければならない。</p> <p>2 協会員は、前項の規定により顧客と外国証券の取引に関する契約を締結しようとするときは、外国証券取引口座に関する約款(以下「約款」という。)を当該顧客に交付し、当該顧客から約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出を受けるものとする。</p> <p>3 前項の約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、協会の業務内容等(取り扱う外国証券の範囲、顧客の属性、取引形態の種類又は顧客との契約方法などをいう。以下同じ。)に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のないことが明確な事項についてはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外国証券の口座処理に関する事項 2 売買注文の執行地及び執行方法の指示に関する事項 3 注文の受託、執行及び処理に関する事項 4 約定日及び受渡日に関する事項 5 外国証券の保管、名義及び返還の取扱いに関する事項 6 顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券が選別基準に適合しなくなった場合の処理に関する事項 7 外国証券に関する権利の処理に関する事項 8 諸通知に関する事項 9 発行者からの諸通知等の取扱いに関する事項 10 取引の執行に関する料金及び支払期日に関する事項 11 外貨の受払い等に関する事項 12 金銭の授受に関する事項 13 取引残高報告書の交付に関する事項 14 協会員への届出事項及び届出事項の変更手続きに関する事項

新	旧
15 通知の効力に関する事項	15 通知の効力に関する事項
16 口座管理料に関する事項	16 口座管理料に関する事項
17 契約の解除に関する事項	17 契約の解除に関する事項
18 免責事項	18 免責事項
19 合意管轄に関する事項	19 合意管轄に関する事項
20 約款の変更手続きに関する事項	20 約款の変更手続きに関する事項
<p>4 第2項の約款には、次の各号に掲げる内容を定めなければならない。ただし、協会の業務内容等に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のない場合にはこの限りでない。</p> <p>1 外国証券の外国取引に関する約定日は、協会が執行地の取引注文の成立を確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）とすること。</p> <p>2 外国証券の売買に関する受渡期日は、顧客との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して4営業日目とすること。</p> <p>3 協会が顧客から保管の委託を受けた外国証券の保管については、<u>協会の指定する保管機関に委任され、適用される準拠法及び慣行の下で行われること。</u></p> <p>4 <u>前号に規定する保管については、協会の名義で行われること。</u></p> <p>5 協会は、顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券が第21条又は第22条に定める選別基準に適合しなくなった場合においても、当該顧客からの買戻しの取次ぎ又は解約の取次ぎの注文に応じること。</p> <p>6 協会が顧客から保管の委託を受けた外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当該協会が当該顧客に代わって受領し、当該顧客あてに支払うこと。</p> <p>7 協会は、顧客から保管の委託を受けた外国証券に新株予約権が付与された場合には、原則として売却処分のため、当該処分代金を当該顧客に支払うこと。</p> <p>8 協会は、顧客から保管の委託を受けた外国証券に係る株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、当該顧客の指示に従うこと。ただし、当該顧客が指示をしない場合には、議決権の行使又は異議の申立てを行わないこと。</p> <p>9 協会は、顧客から保管の委託を受けた外国証券について、当該顧客に対し、次に掲げる通知を行うこと。</p> <p>イ 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知</p>	<p>4 第2項の約款には、次の各号に掲げる内容を定めなければならない。ただし、協会の業務内容等に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のない場合にはこの限りでない。</p> <p>1 外国証券の外国取引に関する約定日は、協会が執行地の取引注文の成立を確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）とすること。</p> <p>2 外国証券の売買に関する受渡期日は、顧客との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して4営業日目とすること。</p> <p>3 協会が顧客から保管の委託を受ける外国証券については、<u>当該協会名義で外国にある保管機関に寄託され、当該国の諸法令及び慣行に従って保管されること。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>4 協会は、顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券が第26条又は第27条に定める選別基準に適合しなくなった場合においても、当該顧客からの買戻しの取次ぎ又は解約の取次ぎの注文に応じること。</p> <p>5 協会が顧客から保管の委託を受けた外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当該協会が当該顧客に代わって受領し、当該顧客あてに支払うこと。</p> <p>6 協会は、顧客から保管の委託を受けた外国証券に新株予約権が付与された場合には、原則として売却処分のため、当該処分代金を当該顧客に支払うこと。</p> <p>7 協会は、顧客から保管の委託を受けた外国証券に係る株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、当該顧客の指示に従うこと。ただし、当該顧客が指示をしない場合には、議決権の行使又は異議の申立てを行わないこと。</p> <p>8 協会は、顧客から保管の委託を受けた外国証券について、当該顧客に対し、次に掲げる通知を行うこと。</p> <p>イ <u>増資</u>、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知</p>

新	旧
<p>口 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知</p> <p>八 合併その他重要な株主総会議案に関する通知</p> <p>10 協会員又は外国投資信託証券の発行者は、当該協会員が顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券に係る決算報告書その他の書類（法令等により顧客への送付が不要とされるものを除く。）を、当該顧客に送付すること。</p> <p>11 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券の発行者から交付された通知書及び資料等を、当該協会員に到達した日から3年間（海外CD及び海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供すること。</p> <p>12 協会員は、前号に規定する通知書及び資料等について、当該顧客から請求を受けた場合には、当該通知書及び資料等を交付すること。</p> <p>13 協会員と顧客との間における、外国証券の取引等に関して行う金銭の授受は、円貨又は外貨（協会員が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。）によること。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における協会員が定めるレートによること。</p> <p>14 会員は、前号の換算日は、売買代金については約定日、第6号及び第7号の支払いについては、当該会員がその全額を受領を確認した日とすること。</p> <p>5 前項第10号又は第12号の規定にかかわらず、協会員は、当該各号に掲げる書面の送付又は交付に代えて、法令等に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することを、第2項の約款に定めることができる。</p> <p>6 協会員は、第2項の規定により顧客から口座設定の申込書の提出があった場合において、当該申込みを承諾したときは、その口座を設定し、当該顧客にその旨を通知しなければならない。</p> <p>7 協会員は、顧客からの外国証券の公開買付けに対する売付けを取り次ぐ場合には、当該顧客から、外国証券の公開買付けに対する売付約諾書の提出を受けなければならない。</p>	<p>口 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知</p> <p>八 合併その他重要な株主総会議案に関する通知</p> <p>9 協会員又は外国投資信託証券の発行者は、当該協会員が顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券に係る決算報告書その他の書類（法令等により顧客への送付が不要とされるものを除く。）を、当該顧客に送付すること。</p> <p>10 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券の発行者から交付された通知書及び資料等を、当該協会員に到達した日から3年間（海外CD及び海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供すること。<u>ただし、当該顧客から請求を受けた場合には、当該通知書及び資料等を交付すること。</u></p> <p>11 協会員と顧客との間における、外国証券の取引等に関して行う金銭の授受は、円貨又は外貨（協会員が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。）によること。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における協会員が定めるレートによること。</p> <p>12 会員は、前号の換算日は、売買代金については約定日、第5号及び第6号の支払いについては、当該会員がその全額を受領を確認した日とすること。</p> <p>5 前項第9号又は第10号の規定にかかわらず、協会員は、当該各号に掲げる書面の送付又は交付に代えて、法令等に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することを、第2項の約款に定めることができる。</p> <p>6 協会員は、第2項の規定により顧客から口座設定の申込書の提出があった場合において、当該申込みを承諾したときは、その口座を設定し、当該顧客にその旨を通知するものとする。</p> <p>7 協会員は、顧客からの外国証券の公開買付けに対する売付けを取り次ぐ場合には、当該顧客から、外国証券の公開買付けに対する売付約諾書の提出を受けるものとする。</p>
<p>（約款等による処理）</p> <p>第4条 協会員は、顧客の注文に基づいて行う外国証券の売買等の執行、売買代金の決済及び当該外国証券の保管等については、約款又</p>	<p>（約款等による処理）</p> <p>第4条 協会員は、顧客の注文に基づいて行う外国証券の売買等の執行、売買代金の決済及び当該外国証券の保管等については、約款又</p>

新	旧
<p>は外国証券の公開買付けに対する売付約諾書に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>(遵守事項) 第5条 協会員は、顧客に対する外国証券の投資勧誘に際し、顧客の意向、投資経験及び資力等に適合した投資が行われるよう十分配慮するものとする。</p> <p>(資料の提供等) 第6条 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券について、当該外国証券の発行者から交付された通知書及び資料等を、<u>当該協会員に到達した日から3年間(海外CD及び海外CPについては1年間)保管し、当該顧客の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>2 協会員は、<u>当該外国証券の発行者が公表した顧客の投資判断に資するその他の重要な資料を顧客の閲覧に供するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券について当該顧客より請求を受けた場合には、発行者から交付された<u>第1項</u>の通知書及び資料等を交付しなければならない。</p> <p>4 協会員は、外国証券(金商法に基づく開示が行われているものを除く。)の取引の注文を受ける場合には、顧客に対し、当該外国証券については<u>金商法に基づく企業内容の開示は行われていない旨を説明しなければならない。</u></p>	<p>は外国証券の公開買付けに対する売付約諾書に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>(遵守事項) 第5条 協会員は、顧客に対する外国証券の投資勧誘に際し、顧客の意向、投資経験及び資力等に適合した投資が行われるよう十分配慮するものとする。</p> <p>(資料の提供等) 第12条 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券について、当該外国証券の発行者から交付された通知書及び資料等を当該顧客の閲覧に供しなければならない。また、協会員は、<u>当該外国証券の発行者が公表した顧客の投資判断に資するその他の重要な資料を顧客の閲覧に供するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券について当該顧客より請求を受けた場合には、発行者から交付された<u>前項</u>の通知書及び資料等を交付しなければならない。</p> <p>3 協会員は、外国証券(我が国の証券取引法に基づく開示が行われているものを除く。)の取引の注文を受ける場合には、顧客に対し、<u>当該外国証券については我が国の証券取引法に基づく企業内容の開示は行われていない旨を説明するものとする。</u></p>
<p>第2章 既に発行された外国証券の勧誘等</p> <p>第1節 総則</p> <p>(対象証券) 第7条 既に発行された外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券について、協会員が顧客(適格機関投資家及び第12条第3項に定める事業会社等を除く。)に対し勧誘を行うことができるものは、次の各号に掲げる証券とする。ただし、海外証券先物取引等の受渡決済に伴い受渡しをする外国証券の場合は、この限りでない。</p> <p>1 協会員が次項に定める要件を満たしており投資者保護上問題ないと判断する外国の<u>取引所金融商品市場又は外国の店頭市場(以下「適格外国金融商品市場」という。)</u>において取引が行われている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券、<u>適格外</u></p>	<p>第2章 外国取引</p> <p>(対象証券) 第13条 外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券について、協会員が顧客(機関投資家及び第9条第3項に定める事業会社等を除く。第15条において同じ。)に対し勧誘を行うことができるものは、次の各号に掲げる証券とする。ただし、海外証券先物取引等の受渡決済に伴い受渡しをする外国証券の場合は、この限りでない。</p> <p>1 協会員が次項に定める要件を満たしており投資者保護上問題ないと判断する外国の<u>証券取引所又は外国の店頭市場(以下「適格外国有価証券市場」という。)</u>において取引が行われている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券、<u>当該証券取引所又</u></p>

新	旧
<p>国金融商品市場における取引が予定されている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券で気配相場のあるもの並びにこれらの証券の発行者が発行した外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券で気配相場のあるもの</p> <p>2 外国国債等及び我が国が加盟している国際機関が発行する債券で気配相場のあるもの</p> <p>3 金商法による開示が行われている外国債券及び外国優先出資証券（平成18年3月27日付金融庁告示第19号に規定するもの及びこれに類するものに限る）</p> <p>4 国内の取引所金融商品市場において取引が行われている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券</p> <p>5 国内の取引所金融商品市場に発行証券を上場している発行者が発行した外国新株予約権証券及び外国債券で気配相場のあるもの</p> <p>2 前項の適格外国金融商品市場の要件とは、次の各号に掲げる事項をいう。</p> <p>1 当該外国の取引所金融商品市場又は当該外国の店頭市場において取引が行われている証券（以下、本項において「取引証券」という。）の取引価格が入手可能であること。</p> <p>2 取引証券の発行者に関する財務諸表等の投資情報が入手可能であること。</p> <p>3 当該外国の取引所金融商品市場又は当該外国の店頭市場を監督する監督官庁又はそれに準ずる機関が存在していること。</p> <p>4 取引証券の購入代金、売却代金、果実等について送受金が可能であること。</p> <p>5 取引証券の保管業務を行う機関があること。</p>	<p>は当該店頭市場における取引が予定されている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券で気配相場のあるもの並びにこれらの証券の発行者が発行した外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券で気配相場のあるもの。</p> <p>2 外国国債等及び我が国が加盟している国際機関が発行する債券で気配相場のあるもの。</p> <p>3 我が国証券取引法による開示が行われている外国債券及び外国優先出資証券（平成10年11月27日付け金融監督庁・大蔵省告示第16号に規定するもの及びこれに類するものに限る）</p> <p>4 国内の取引所有価証券市場において取引が行われている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券。</p> <p>5 国内の取引所有価証券市場に発行証券を上場している発行者が発行した外国新株予約権証券及び外国債券で気配相場のあるもの。</p> <p>2 前項の外国の証券取引所又は外国の店頭市場の要件とは、次の各号に掲げる事項をいう。</p> <p>1 当該外国の証券取引所又は当該外国の店頭市場において取引が行われている証券（以下、本項において「取引証券」という。）の取引価格が入手可能であること。</p> <p>2 取引証券の発行者に関する財務諸表等の投資情報が入手可能であること。</p> <p>3 当該外国の証券取引所又は当該外国の店頭市場を監督する監督官庁又はそれに準ずる機関が存在していること。</p> <p>4 取引証券の購入代金、売却代金、果実等について送受金が可能であること。</p> <p>5 取引証券の保管業務を行う機関があること。</p>
<p>（勧誘によらず売り付ける場合の取扱い）</p> <p>第8条 協会員は、顧客に対し既に発行された外国証券について勧誘を行わずに売付け又は売付けの媒介（委託の媒介を含む。）を行う場合には、次の各号に掲げる事例に該当する場合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理及び保存する等適切な管理を行わなければならない。</p> <p>1 従業員持株会制度を通じての継続的取得</p> <p>2 合併等に伴う株券の交換</p> <p>3 企業分割に伴い割り当てられる新会社株</p>	<p>（勧誘によらず売り付ける場合の取扱い）</p> <p>第6条 協会員は、顧客に対し外国証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下「勧誘」という。）を行わずに外国証券の売付け又は売付けの媒介（委託の媒介を含む。）を行う場合には、次の各号に掲げる事例に該当する場合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。</p> <p>1 従業員持株会制度を通じての継続的取得</p> <p>2 合併等に伴う株券の交換</p> <p>3 企業分割に伴い割り当てられる新会社株</p>

新	旧
<p>式の取得</p> <p>4 現金配当・株式配当の選択権がある場合の株式配当の選択による株式の取得</p> <p>5 顧客の買付けに係る外国証券が、<u>金商法</u>による開示が行われている場合</p> <p>6 協会員における売付けの総額が1億円未満の場合</p> <p>7 顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者を経由する場合又は当該注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者の勧誘に基づくものである場合</p>	<p>式の取得</p> <p>4 現金配当・株式配当の選択権がある場合の株式配当の選択による株式の取得</p> <p>5 顧客の買付けに係る外国証券が、<u>我が国の証券取引法</u>による開示が行われている場合</p> <p>6 協会員における売付けの総額が1億円未満の場合</p> <p>7 顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは証券仲介業者を経由する場合又は当該注文が他の協会員若しくは証券仲介業者の勧誘に基づくものである場合</p>
<p>(社内規則等)</p> <p>第9条 協会員は、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の外国取引及び国内店頭取引の透明性、公正性を確保するため、取次手数料及び国内店頭取引の適正な約定管理等に関し社内規則において定めるとともに、<u>社内検査及び監査を含めた社内管理体制の整備並びにその適切な運営に努めなければならない。</u></p>	<p>(社内規則)</p> <p>第14条 協会員は、外国株券、外国新株予約権証券及び外国債券の外国取引の透明性、公正性を確保するため、取次手数料に関し社内規則において定めるものとする。</p>
<p>第2節 外国で既に発行された外国証券の少人数向け勧誘</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(外国証券の少人数向け勧誘により売り付ける場合の取扱い)</p>	<p>(条件付勧誘により売り付ける場合の取扱い)</p>
<p>第10条 協会員は、顧客に対し、第12条第1項各号に掲げる外国証券につき、売出しに該当しない勧誘(以下「<u>外国証券の少人数向け勧誘</u>」という。)を行い、当該協会員又は委託協会員(当該協会員に当該勧誘を委託する協会員をいう。以下同じ。)が売り付ける場合には、あらかじめ又は同時に、当該顧客に対し、非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)に譲渡するものを除き一括して他の一の者に譲渡する場合以外にその譲渡を行わないことを約する旨の条件(以下「<u>転売制限</u>」という。)が付されていることを明らかにした書面(以下「<u>転売制限等告知書</u>」という。)を交付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、協会員は、転売制限等告知書を交付することを要しない。</p> <p>1 <u>外国証券の少人数向け勧誘の対象が金商法による開示が行われている外国証券である場合</u></p> <p>2 売付けの総額が1億円未満の場合</p> <p>3 協会員は、顧客が転売制限等告知書の交付</p>	<p>第7条 協会員は、顧客に対し、第9条第1項各号に掲げる外国証券につき、売出しに該当しない勧誘を行い、当該協会員又は委託協会員(当該協会員に当該勧誘を委託する協会員をいう。以下同じ。)が売り付ける場合には、あらかじめ又は同時に、当該顧客に対し、非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)に譲渡するものを除き一括して他の一の者に譲渡する場合以外にその譲渡を行わないことを約する旨の条件(以下「<u>転売制限</u>」という。)が付されていることを明らかにした書面(以下「<u>転売制限等告知書</u>」という。)を交付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、協会員は、転売制限等告知書を交付することを要しない。</p> <p>1 <u>当該勧誘の対象が我が国の証券取引法による開示が行われている外国証券である場合</u></p> <p>2 売付けの総額が1億円未満の場合</p> <p>3 協会員は、顧客が転売制限等告知書の交付</p>

新	旧
<p>を受けて取得した外国証券の一部を当該顧客から買い付ける場合において、当該顧客からの売却に係る証券の全量を遅滞なく非居住者へ売却する旨の指図が行われたときは、転売制限等告知書に付された条件にかかわらず買い付けることができる。この場合において、協会員は、当該外国証券を遅滞なく非居住者へ売却するとともに、当該指図に係る記録を作成のうえ、整理及び保存する等適切な管理を行わなければならない。</p>	<p>を受けて取得した外国証券の一部を当該顧客から買い付ける場合において、当該顧客からの売却に係る証券の全量を遅滞なく非居住者へ売却する旨の指図が行われたときは、転売制限等告知書に付された条件にかかわらず買い付けることができる。この場合において、協会員は、当該外国証券を遅滞なく非居住者へ売却するとともに、当該指図に係る記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。</p>
<p>(例外的取扱い) 第11条 協会員は、顧客（適格機関投資家を除く。）に対し次条第1項各号に掲げる外国証券の少人数向け勧誘を行う場合において、当該顧客に対し勧誘に係る外国証券の内容等を説明した文書（以下「外国証券内容説明書」という。）を交付するとともに、当該協会員又は委託協会員が当該顧客からの買付けに係る証券について保管の委託を受けるときには、当該外国証券に関し転売制限を付することを要しない。</p> <p>2 前項に規定する外国証券内容説明書は、これに基づいて勧誘を行うものとし、取引に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第98条第1項第3号イに規定する取引残高報告書（取引に係る受渡決済後遅滞なく交付するものに限る。）又は第95条第1項第5号に規定する契約締結時交付書面とともに交付することができるものとする。</p> <p>3 協会員は、次条第1項各号に掲げる外国証券を適格機関投資家を相手方として勧誘する場合において、協会員又は非居住者に譲渡するものを除き譲渡を行わないことを約する旨の条件が付されていることを明らかにしているとき又は当該協会員若しくは委託協会員が当該適格機関投資家の買付けに係る証券について保管の委託を受けるときには、当該適格機関投資家に対し転売制限等告知書を交付することを要しない。</p> <p>4 協会員は、次条第1項各号に掲げる外国証券を他の協会員を相手方として勧誘する場合は、当該他の協会員に対し転売制限等告知書又は外国証券内容説明書を交付することを要しない。</p>	<p>(例外的取扱い) 第8条 協会員は、顧客（機関投資家を除く。）に対し次条第1項各号に掲げる外国証券の勧誘を行い、当該勧誘が売出しに該当しない場合において、当該顧客に対し勧誘に係る外国証券の内容等を説明した文書（第11条に定める事項を記載したものに限る。以下「外国証券内容説明書」という。）を交付するとともに、当該協会員又は委託協会員が当該顧客からの買付けに係る証券について保管の委託を受けるときには、当該外国証券に関し転売制限を付することを要しない。</p> <p>2 前項に規定する外国証券内容説明書は、これに基づいて勧誘を行うものとし、取引に係る取引報告書又は取引残高報告書（取引に係る受渡決済後遅滞なく交付するものに限る。）とともに交付することができるものとする。</p> <p>3 協会員は、次条第1項各号に掲げる外国証券を機関投資家を相手方として勧誘する場合において、協会員又は非居住者に譲渡するものを除き譲渡を行わないことを約する旨の条件が付されていることを明らかにしているとき又は当該協会員若しくは委託協会員が当該機関投資家の買付けに係る証券について保管の委託を受けるときには、当該機関投資家に対し転売制限等告知書を交付することを要しない。</p> <p>4 協会員は、次条第1項各号に掲げる外国証券を他の協会員を相手方として勧誘する場合は、当該他の協会員に対し転売制限等告知書又は外国証券内容説明書を交付することを要しない。</p>
<p>(外国証券内容説明書の取扱い) 第12条 協会員が、外国証券内容説明書を交付することにより勧誘を行うことのできる外国証券は、次に掲げる証券に限るものとする。</p>	<p>(外国証券内容説明書の取扱い) 第9条 協会員が、外国証券内容説明書を交付することにより勧誘を行うことのできる外国証券は、次に掲げる証券に限るものとする。</p>

新	旧
<p>1 当該外国証券が<u>外国の取引所金融商品市場</u>に上場されているもの</p> <p>2 当該外国証券の発行者が既に発行した他の外国証券が外国の<u>取引所金融商品市場</u>に上場されているもの</p> <p>3 当該外国証券が、外国において組織された店頭市場における当該証券の売り気配又は買い気配が継続して入手できるもの</p> <p>4 当該外国証券の発行者が既に発行した他の外国証券が外国において組織された店頭市場における当該他の外国証券の売り気配又は買い気配が継続して入手できるもの</p> <p>5 第1号から第4号までに掲げる外国証券のほか、当該外国証券の発行された国の法令に基づき、当該外国証券の発行者に関する企業内容等に関する書類に準じた書類が開示されているもの</p> <p>6 <u>外国国債等</u></p> <p>2 協会員が顧客に対し外国証券の<u>少人数向け勧誘</u>を行う場合における外国証券内容説明書の交付の取扱いは、次の各号に掲げる外国証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 外国株券等及び外国新株予約権証券外国証券内容説明書を交付する。ただし、当該勧誘の対象となる顧客が次項に定める事業会社等である場合には、当該事業会社等の同意を得て外国証券内容説明書の交付を省略することができる。</p> <p>2 外国国債等 次に掲げる区分に定めるところによる。</p> <p>イ <u>O E C D加盟国の外国国債等及びO E C D加盟国において設立されている取引所金融商品市場に上場されている外国国債等</u> 外国証券内容説明書を交付することを要しない。</p> <p>ロ <u>O E C D加盟国において設立されている取引所金融商品市場に上場されている外国国債等の発行者が発行する外国国債等（イに該当するものを除く。）</u> 外国証券内容説明書を交付することを要しない。この場合、<u>信用ある格付機関による当該証券に係る格付情報の提供を行わなければならない。</u></p> <p>ハ <u>イ及びロ以外の外国国債等</u> 当該顧客から交付請求があった場合には、<u>外国証券内容説明書を交付しなければならない。</u>ただし、外国証券内容説明書の交付を省略するときは、信用ある格付機関による</p>	<p>1 当該外国証券が<u>外国の証券取引所</u>に上場されているもの</p> <p>2 当該外国証券の発行者が既に発行した他の外国証券が外国の<u>証券取引所</u>に上場されているもの</p> <p>3 当該外国証券が、外国において組織された店頭市場における当該証券の売り気配又は買い気配が継続して入手できるもの</p> <p>4 当該外国証券の発行者が既に発行した他の外国証券が外国において組織された店頭市場における当該他の外国証券の売り気配又は買い気配が継続して入手できるもの</p> <p>5 第1号から第4号までに掲げる外国証券のほか、当該外国証券の発行された国の法令に基づき、当該外国証券の発行者に関する企業内容等に関する書類に準じた書類が開示されているもの</p> <p>6 <u>外国国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（以下「外国国債等」という。）</u></p> <p>2 協会員が顧客に対し外国証券の<u>勧誘</u>を行う場合における<u>前条に規定する外国証券内容説明書の交付の取扱い</u>は、次の各号に掲げる外国証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 外国株券等及び外国新株予約権証券外国証券内容説明書を交付する。ただし、当該勧誘の対象となる顧客が次項に定める事業会社等である場合には、当該事業会社等の同意を得て外国証券内容説明書の交付を省略することができる。</p> <p>2 外国国債等 次に掲げる区分に定めるところによる。</p> <p>イ <u>O E C D加盟国の外国国債等及びO E C D加盟国において設立されている証券取引所に上場されている外国国債等</u> 外国証券内容説明書を交付することを要しない。</p> <p>ロ <u>O E C D加盟国において設立されている証券取引所に上場されている外国国債等の発行者が発行する外国国債等（イに該当するものを除く。）</u> 外国証券内容説明書を交付することを要しない。<u>ただし、信用ある格付機関による当該証券に係る格付情報の提供を行うものとする。</u></p> <p>ハ <u>イ及びロ以外の外国国債等</u> 当該顧客から交付請求があった場合には、<u>外国証券内容説明書を交付するものとする。</u>ただし、外国証券内容説明書の交付を省略するときは、信用ある格付機関による</p>

新	旧
<p>よる当該証券に係る格付情報の提供を行わなければならない。</p> <p>3 国際機関債 我が国が加盟している国際機関の発行する債券については、外国証券内容説明書を交付することを要しない。</p> <p>4 前2号以外の外国債券 外国証券内容説明書を交付する。ただし、当該勧誘の対象となる顧客が次項に定める事業会社等である場合には、当該事業会社等の同意を得て外国証券内容説明書の交付を省略することができる。この場合において、信用ある格付機関による当該勧誘に係る外国債券の格付情報の提供を行うものとし、非定型的なものにあっては仕組みを説明した文書を交付しなければならない。</p> <p>5 外国投資信託証券、外国貸付債権信託受益証券、海外CD、海外CP、外国預託証券(外国株券等に該当するものを除く。)及び外国カバードワラント 外国証券内容説明書を交付する。</p> <p>6 金商法による開示が行われている外国証券 外国証券内容説明書の交付を要しない。</p> <p>3 前項の事業会社等とは、次の各号に定めるもの(適格機関投資家に該当するものを除く。)をいう。</p> <p>1 事業会社</p> <p>イ 上場会社又はこれに準ずる会社</p> <p>ロ 外国の法人で上記イの性質を有するもの</p> <p>2 その他</p> <p>イ 国、地方公共団体</p> <p>ロ 金商法第2条第1項第3号の債券発行団体</p> <p>ハ 官公庁共済組合</p> <p>ニ 経済的、社会的に信用のある法人(学校法人、宗教法人等)</p> <p>(告知書の交付)</p> <p>第13条 協会員は、顧客又は他の協会員に対し、前条第1項各号に掲げる外国証券以外の外国証券の少人数向け勧誘を行い、当該協会員又は委託協会員が売り付ける場合には、第10条第2項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ又は同時に、転売制限等告知書を当該顧客又は他の協会員に交付しなければならない。</p> <p>(外国証券内容説明書の記載事項)</p> <p>第14条 外国証券内容説明書に記載する事項は、別表に定めるところによる。</p>	<p>当該証券に係る格付情報の提供を行うものとする。</p> <p>3 国際機関債 我が国が加盟している国際機関の発行する債券については、外国証券内容説明書を交付することを要しない。</p> <p>4 前2号以外の外国債券 外国証券内容説明書を交付する。ただし、当該勧誘の対象となる顧客が次項に定める事業会社等である場合には、当該事業会社等の同意を得て外国証券内容説明書の交付を省略することができる。この場合において、信用ある格付機関による当該勧誘に係る外国債券の格付情報の提供を行うものとし、非定型的なものにあっては仕組みを説明した文書を交付しなければならない。</p> <p>5 外国投資信託証券、外国貸付債権信託受益証券、海外CD、海外CP、外国預託証券(外国株券等に該当するものを除く。)及び外国カバードワラント 外国証券内容説明書を交付する。</p> <p>6 我が国証券取引法による開示が行われている外国証券 外国証券内容説明書の交付を要しない。</p> <p>3 前項の事業会社等とは、次の各号に定めるもの(機関投資家に該当するものを除く。)をいう。</p> <p>1 事業会社</p> <p>イ 上場会社又はこれに準ずる会社</p> <p>ロ 外国の法人で上記イの性質を有するもの</p> <p>2 その他</p> <p>イ 国、地方公共団体</p> <p>ロ 証券取引法第2条第1項第3号の債券発行団体</p> <p>ハ 官公庁共済組合</p> <p>ニ 経済的、社会的に信用のある法人(学校法人、宗教法人等)</p> <p>(告知書の交付)</p> <p>第10条 協会員は、顧客又は他の協会員に対し、前条第1項各号に掲げる外国証券以外の外国証券につき、売出しに該当しない勧誘を行い、当該協会員又は委託協会員が売り付ける場合には、第7条第2項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ又は同時に、転売制限等告知書を当該顧客又は他の協会員に交付しなければならない。</p> <p>(外国証券内容説明書の記載事項)</p> <p>第11条 第8条第1項に規定する外国証券内容説明書に記載する事項は、別表に定めるところによる。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第3節 国内店頭取引</p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p>(決 済) 第15条 国内店頭取引についての証券の決済は、口座の振替によって行うものとする。</p> <p>(取引公正性の確保) 第16条 協会員は、顧客との間で外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券(国内の取引所金融商品市場に上場されているものを除く。以下次条及び第19条において同じ。)の国内店頭取引を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価(以下「社内時価」という。)を基準として適正な価格により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。</p> <p>2 前項に定める社内時価は、入手方法及び算定方法の継続性を考慮しなければならない。</p> <p>3 協会員は、社内時価の入手が困難であり、又は、継続的な算定を行っていなかった銘柄については、合理的かつ適正な価格により社内時価を算定するものとする。</p> <p>4 協会員は、取引価格の算定方法等について顧客の求めがあった場合には、口頭又は書面の方法により、その概要について説明しなければならない。</p> <p>(小口投資家との取引の公正性の確保) 第17条 協会員は、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の邦貨換算約定金額1,000万円未満の取引を行う顧客(適格機関投資家及び第12条第3項に定める事業会社等を除く。以下「小口投資家」という。)との国内店頭取引に当たっては、前条に定めるもののほか、次の各号に規定するものについて十分留意し、より一層取引の公正性に配慮するものとする。</p> <p>1 価格情報の提示 協会員は、小口投資</p>	<p>るによる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 国内店頭取引</p> <p>(対象証券) 第15条 外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券について、協会員が顧客に対し勧誘を行うことができるものは、第13条に定める外国証券とする。</p> <p>(国内店頭取引の制限) 第16条 協会員は、顧客が希望し、かつ、当該協会員がこれに応じ得る場合に限り、顧客との間で国内店頭取引を行うものとする。</p> <p>(決 済) 第17条 国内店頭取引についての証券の決済は、口座の振替によって行うものとする。</p> <p>(取引公正性の確保) 第18条 協会員は、顧客との間で外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券(国内の取引所有価証券市場に上場されているものを除く。以下第19条及び第21条において同じ。)の国内店頭取引を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価(以下「社内時価」という。)を基準として適正な価格により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。</p> <p>2 前項に定める社内時価は、入手方法及び算定方法の継続性を考慮しなければならない。</p> <p>3 協会員は、社内時価の入手が困難であり、又は、継続的な算定を行っていなかった銘柄については、合理的かつ適正な価格により社内時価を算定するものとする。</p> <p>4 協会員は、取引価格の算定方法等について顧客の求めがあった場合には、口頭又は書面の方法により、その概要について説明するものとする。</p> <p>(小口投資家との取引の公正性の確保) 第19条 協会員は、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の邦貨換算約定金額1,000万円未満の取引を行う顧客(機関投資家及び第9条第3項に定める事業会社等を除く。以下「小口投資家」という。)との国内店頭取引に当たっては、前条に定めるもののほか、次の各号に規定するものについて十分留意し、より一層取引の公正性に配慮するものとする。</p> <p>1 価格情報の提示 協会員は、小口投資</p>

新	旧
<p>家より価格情報の提供を求められた場合には、速やかに自社の店頭における取引提示価格を提示するとともに、外国の取引所金融商品市場における直近の終値又は外国の金融商品市場における直近の気配その他参考となる情報について、小口投資家から求められた場合には、これを提示しなければならない。</p>	<p>家より価格情報の提供を求められた場合には、速やかに自社の店頭における取引提示価格を提示するとともに、外国の証券取引所における直近の終値又は外国の有価証券市場における直近の気配その他参考となる情報について、小口投資家から求められた場合には、これを提示するものとする。</p>
<p>2 国内店頭取引の知識の啓蒙 協会員は、小口投資家に対し、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の国内店頭取引の知識についてのリーフレット等を店頭に備え置く等の方法により、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の国内店頭取引の知識の啓蒙を図るよう努めるものとする。</p>	<p>2 国内店頭取引の知識の啓蒙 協会員は、小口投資家に対し、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の国内店頭取引の知識についてのリーフレット等を店頭に備え置く等の方法により、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の国内店頭取引の知識の啓蒙を図るよう努めるものとする。</p>
<p>(異常な取引) 第18条 協会員は、顧客又は他の協会員との間において行う外国債券の国内店頭取引について、顧客の損失を補てんし、又は利益に追加する目的を持って、次に掲げる取引その他当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する行為(以下「異常な取引」という。)を行ってはならない。</p> <p>1 同一銘柄の外国債券の国内店頭取引において、顧客の損失を補てんし、又は利益に追加する目的をもって、当該顧客又は第三者に有利となり、協会員に不利となる価格での売付けと買付けを同時に行う取引。ただし、受渡日の差に基づく適正な金利相当部分に対応する価格差及び本券、登録債券等の受渡条件の差に対応する価格差を除く。</p> <p>2 顧客に外国債券を売却又は顧客から買い付ける際に、当該顧客に有利となるように買い戻し、若しくは売却すること、又は約定を取り消すことをあらかじめ約束して行う取引。ただし、現先取引を除く。</p> <p>3 第三者と共謀し、顧客に外国債券を売却し、又は顧客から買い付ける際に、その顧客が確実な利益を得ることが、その第三者に売却し、又は買い付けることによって可能となるよう、あらかじめ約束して行う取引</p> <p>2 協会員は、顧客との間で短期間の売買を行い、かつ、当該顧客に相当の利益が発生しているものについては、「異常な取引」に該当する可能性があることに留意し、顧客との約定及びその確認、記録の保管等につき一層厳格な社内管理を行うよう努めなければならない</p>	<p>(異常な取引) 第20条 協会員は、顧客又は他の協会員との間において行う外国債券の国内店頭取引について、顧客の損失を補てんし、又は利益に追加する目的を持って、当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する行為(以下「異常な取引」という。)を行ってはならない。<u>例えば、次のような取引は、異常な取引に当たる。</u></p> <p>1 同一銘柄の外国債券の国内店頭取引において、顧客の損失を補てんし、又は利益に追加する目的をもって、当該顧客又は第三者に有利となり、協会員に不利となる価格での売付けと買付けを同時に行う取引。ただし、受渡日の差に基づく適正な金利相当部分に対応する価格差及び本券、登録債券等の受渡条件の差に対応する価格差を除く。</p> <p>2 顧客に外国債券を売却又は顧客から買い付ける際に、当該顧客に有利となるように買い戻し、若しくは売却すること、又は約定を取り消すことをあらかじめ約束して行う取引。ただし、現先取引を除く。</p> <p>3 第三者と共謀し、顧客に外国債券を売却し、又は顧客から買い付ける際に、その顧客が確実な利益を得ることが、その第三者に売却し、又は買い付けることによって可能となるよう、あらかじめ約束して行う取引。</p> <p>2 協会員は、顧客との間で短期間の売買を行い、かつ、当該顧客に相当の利益が発生しているものについては、「異常な取引」に該当する可能性があることに留意し、顧客との約定及びその確認、記録の保管等につき一層厳格な社内管理を行うよう努めなければならない</p>

新	旧
<p>い。</p> <p><u>3 前項において、「短期間」とは、売付けと買付けが約定日ベース、受渡日ベースとも、それぞれ2営業日以内となっているものをいう。</u></p> <p><u>4 第2項において、「相当の利益」とは、額面金額につき1%以上の利益が顧客に発生しているものをいう。</u></p>	<p>い。本項において、「短期間」とは、売付けと買付けが約定日ベース、受渡日ベースとも、それぞれ2営業日以内となっているもの、また、「相当の利益」とは、額面金額につき1%以上の利益が顧客に発生しているものをいう。</p>
<p>(取引記録の作成、保存及び社内時価の整理、保存)</p>	<p>(取引記録の作成、保存及び社内時価の整理、保存)</p>
<p>第19条 協会員が、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の国内店頭取引を行ったときは、約定時刻等を記載した当該注文に係る伝票等を速やかに作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。</p> <p>2 協会員は、社内時価を毎日、整理及び保存しなければならない。ただし、当該社内時価を一定のルールにおいて算出している場合には、その根拠を整理及び保存することで足りるものとする。</p> <p>3 協会員は、<u>第16条第3項</u>に該当する銘柄について取引を行った場合には、相場情報処理業者を通じて入手した当該取引に係る外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の気配又は主たる取引市場における当該取引に係る外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の価格又は気配その他取引に参考となった情報を保存しなければならない。</p>	<p>第21条 協会員が、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の国内店頭取引を行ったときは、約定時刻等を記載した当該注文に係る伝票等を速やかに作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。</p> <p>2 協会員は、<u>第18条</u>に規定する社内時価を毎日、整理、保存しなければならない。ただし、当該社内時価を一定のルールにおいて算出している場合には、その根拠を整理、保存することで足りるものとする。</p> <p>3 協会員は、<u>第18条第3項</u>に該当する銘柄について取引を行った場合には、相場情報処理業者を通じて入手した当該取引に係る外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の気配又は主たる取引市場における当該取引に係る外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の価格又は気配その他取引に参考となった情報を保存しなければならない。</p>
<p>(削 る)</p>	<p>第22条 削 除</p>
<p>(削 る)</p>	<p>(約定処理の管理に関する社内規則の制定)</p>
<p>(削 る)</p>	<p>第23条 協会員は、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の国内店頭取引の透明性、公正性を確保するため、適正な約定管理に関し社内規則において定めるものとする。</p>
<p>(削 る)</p>	<p>(社内管理体制の整備)</p>
<p>第3章 外国投資信託証券の販売等</p> <p>(対象証券)</p> <p>第20条 協会員が顧客(適格機関投資家を除く。)に対し勧誘を行うことができる外国投資</p>	<p>第24条 協会員は、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の国内店頭取引の公正性を確保するため、社内において規則を定めるとともに、社内検査・監査を含めた社内管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。</p> <p>第4章 外国投資信託証券の販売等</p> <p>(対象証券)</p> <p>第25条 協会員が顧客(機関投資家を除く。)に対し勧誘(新たに発行される外国投資信託証</p>

新	旧
<p>信託証券は、次の各号の全てを満たしており<u>投資者保護上問題がないことを当該協会が確認したものでなければならない。</u></p> <p>1 次に定める要件を満たしている国又は地域の法令に基づき設立されたものであること。</p> <p>イ 外国投資信託証券に係る制度について法令が整備されていること。</p> <p>ロ 外国投資信託証券に係る開示について法令等が整備されていること。</p> <p>ハ 外国投資信託証券の発行者を監督する監督官庁又はそれに準ずる機関が存在していること。</p> <p>ニ 外国投資信託証券の購入代金、売却代金、果実等について送受金が可能であること。</p> <p>2 <u>第21条又は第22条に定める「選別基準」に適合しているものであること。ただし、次に定める場合を除く。</u></p> <p>イ <u>少人数向け私募（当該勧誘が金商法第2条第3項第2号ロに該当するものをいう。）の取扱の場合</u></p> <p>ロ <u>転売制限等告知書を交付して販売を行う場合</u></p> <p>ハ <u>適格外国金融商品市場において継続的に取引が行われているものについて、外国証券内容説明書を交付して販売を行う場合</u></p>	<p>券の取得の申込みの勧誘を含む。)を行うことができる外国投資信託証券は、次の各号の全てを満たしており<u>投資家保護上問題がないことを当該協会が確認したものとする。</u></p> <p>1 次に定める要件を満たしている国又は地域の法令に基づき設立されたものであること。</p> <p>イ 外国投資信託証券に係る制度について法令が整備されていること。</p> <p>ロ 外国投資信託証券に係る開示について法令等が整備されていること。</p> <p>ハ 外国投資信託証券の発行者を監督する監督官庁又はそれに準ずる機関が存在していること。</p> <p>ニ 外国投資信託証券の購入代金、売却代金、果実等について送受金が可能であること。</p> <p>2 <u>第26条又は第27条に定める「選別基準」に適合しているものであること。ただし、次に定める場合を除く。</u></p> <p>イ <u>少人数向け私募の取扱の場合。</u></p> <p>ロ <u>第7条及び第10条に定める転売制限等告知書を交付して販売を行う場合。</u></p> <p>ハ <u>第13条に定める適格外国有価証券市場において継続的に取引が行われているものについて、第8条に定める外国証券内容説明書を交付して販売を行う場合。</u></p>
<p>(外国投資信託受益証券の選別基準)</p> <p>第21条 <u>外国投資信託受益証券（オープン・エンド型に限り、外国ETFを除く。以下、この条において同じ。）の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。</u></p> <p>1 最低純資産の額</p> <p>イ <u>外国投資信託の純資産が1億円（外貨の円換算は、日本銀行が公表する基準外国為替相場又はこれに準ずるものによる。以下、本条及び次条において同じ。）以上のものであること。</u></p> <p>ロ <u>管理会社（受益証券の発行者）の純資産が5,000万円以上であること。</u></p> <p>2 保管場所の指定</p> <p>銀行又は信託会社に資産の保管に係る業務を委託したものであること。</p> <p>3 国内における代理人の指定</p>	<p>(外国投資信託受益証券の選別基準)</p> <p>第26条 <u>外国投資信託受益証券の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。</u></p> <p>1 最低純資産の額</p> <p>イ <u>外国投資信託の純資産が1億円以上のものであること。</u></p> <p>ロ <u>管理会社（受益証券の発行者）の自己資本又は純資産が5,000万円以上であること。</u></p> <p><u>(注) 外貨の円換算は、基準外国為替相場又はこれに準ずるものによる。(以下、本条及び次条において同じ。)</u></p> <p>2 保管場所の指定</p> <p>銀行又は信託会社に資産の保管に係る業務を委託したものであること。</p> <p>3 国内における代理人の指定</p>

新	旧
<p>管理会社の代理人（管理会社から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人又は法人をいう。）が国内に設置されているものであること。<u>この場合において、当該代理人は第5号の代行協会員（外国投資信託証券（当該協会員が選別基準に適合していることを確認したものに限る。）の指定会社であって、当該外国投資信託証券の発行者又は現地の引受会社との契約により第26条の業務を当該外国投資信託証券の発行者に代って国内で行う協会員をいう。以下同じ。）が兼務することを妨げない。</u></p> <p>4 裁判管轄権 我が国の投資者が取得した外国投資信託受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権が我が国に属することが明らかなものであること。</p> <p>5 代行協会員の設置 代行協会員が国内に設置されているものであること。</p> <p>6 空売りの制限 空売りを行った証券の時価総額が純資産を超えるものでないこと。</p> <p>7 借入れの制限 イ 外国不動産投資信託受益証券以外の外国投資信託受益証券については、純資産の10%を超えて借入れを行うものでないこと。ただし、合併等により、一時的に10%を超える場合はこの限りでない。</p> <p>ロ 外国不動産投資信託受益証券については、資産運用等の必要から資金の借入れを行う場合には、投資信託財産の健全性に留意し行うものであること。</p> <p>8 同一法人の株式の取得制限 管理会社が運用を行う外国投資信託受益証券の全体において、1発行会社の発行済総株数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資するものでないこと。<u>この場合における百分率の計算は、買付時点基準若しくは時価基準によるものとする（以下本条及び次条において同じ。）。</u></p> <p>9 価格の透明性の確保 私募株式、非上場株式及び不動産等流動性に欠けるものに投資する場合、価格の透明性を確保する方法が取られているものであること。ただし、ファンドの投資方針として、流動性に欠ける資産への組入れを15%以下としていることが明らかであるも</p>	<p>管理会社の代理人（管理会社から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人又は法人をいう。）が国内に設置されているものであること。 <u>（注） 代理人は代行協会員と同一であっても差し支えない。（次条において同じ。）</u></p> <p>4 裁判管轄権 我が国の投資者が取得した外国投資信託受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権が我が国に属することが明らかなものであること。</p> <p>5 代行協会員の設置 第28条第1項に定める代行協会員が国内に設置されているものであること。</p> <p>6 空売りの制限 空売りを行った証券の時価総額が純資産を超えるものでないこと。</p> <p>7 借入れの制限 外国不動産投資信託受益証券以外の外国投資信託受益証券については、純資産の10%を超えて借入れを行うものでないこと。ただし、合併等により、一時的に10%を超える場合はこの限りではない。</p> <p><u>7の2 借入れの制限</u> 外国不動産投資信託受益証券については、資産運用等の必要から資金の借入れを行う場合には、投資信託財産の健全性に留意し行うものであること。</p> <p>8 同一法人の株式の取得制限 管理会社が運用を行う外国投資信託受益証券の全体において、1発行会社の発行済総株数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資するものでないこと。 <u>（注） 百分率の計算は、買付時点基準及び時価基準のいずれでもよいこととする。（以下、本条及び次条において同じ。）</u></p> <p>9 価格の透明性の確保 私募株式、非上場株式及び不動産等流動性に欠けるものに投資する場合、価格の透明性を確保する方法が取られているものであること。ただし、ファンドの投資方針として、流動性に欠ける資産への組入れを15%以下としていることが明らかであるも</p>

新	旧
<p>の<u>についてはこの限りでない。</u></p> <p>10 不適切取引の禁止 管理会社が自己又は当該投資信託証券の受益者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を禁止するものであること。</p> <p>11 経営者の変更 管理会社の役員の変更について、監督当局、投資者又は受託者の承諾等を要するものであること。</p> <p>12 買取方法の明確性 外国投資信託受益証券が設立された国において、投資者からの売戻しに対する買取方法が明確にされているものであること。</p> <p>13 投資者に対する開示 外国投資信託受益証券が設立された国において投資者及び監督官庁に対し、外国投資信託受益証券の内容に関する開示が行われているものであること。ただし、<u>金商法</u>による開示が行われている場合は<u>この限りでない。</u></p> <p>14 監査証明 外国投資信託受益証券の財務諸表について独立の監査人の監査を受けているものであること。</p>	<p>の<u>についてはこの限りではない。</u></p> <p>10 不適切取引の禁止 管理会社が自己又は当該投資信託証券の受益者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を禁止するものであること。</p> <p>11 経営者の変更 管理会社の役員の変更について、監督当局、投資者又は受託者の承諾等を要するものであること。</p> <p>12 買取方法の明確性 外国投資信託受益証券が設立された国において、投資者からの売戻しに対する買取方法が明確にされているものであること。</p> <p>13 投資者に対する開示 外国投資信託受益証券が設立された国において投資者及び監督官庁に対し、外国投資信託受益証券の内容に関する開示が行われているものであること。ただし、<u>我が国証券取引法</u>による開示が行われている場合は<u>この限りではない。</u></p> <p>14 監査証明 外国投資信託受益証券の財務諸表について独立の監査人の監査を受けているものであること。</p>
<p>(外国投資証券の選別基準) 第22条 外国投資証券(オープン・エンド型の外国投資証券に限り、外国ETFを除く。以下、この条において同じ。)の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>1 最低純資産の額 イ 外国投資法人が保持する純資産が1億円以上のものであること。 ロ 運用会社の純資産が5,000万円以上であること。</p> <p>2 保管場所の指定 銀行又は信託会社に資産の保管に係る業務を委託したものであること。</p> <p>3 国内における代理人の指定 外国投資法人の代理人(外国投資法人から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人又は法人をいう。)が国内に設置されているものであること。<u>この場合において、当該代理人は代行協会員が兼務することを妨げない。</u></p> <p>4 裁判管轄権 我が国の投資者が取得した外国投資証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権が我が国に属することが明らかなものであること。</p>	<p>(外国投資証券の選別基準) 第27条 外国投資証券(オープン・エンド型の外国投資証券に限る。以下、本条において同じ。)の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>1 最低純資産の額 イ 外国投資法人が保持する純資産が1億円以上のものであること。 ロ 運用会社の<u>自己資本又は純資産</u>が5,000万円以上であること。</p> <p>2 保管場所の指定 銀行又は信託会社に資産の保管に係る業務を委託したものであること。</p> <p>3 国内における代理人の指定 外国投資法人の代理人(外国投資法人から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人又は法人をいう。)が国内に設置されているものであること。</p> <p>4 裁判管轄権 我が国の投資者が取得した外国投資証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権が我が国に属することが明らかなものであること。</p>

新	旧
<p>と。</p> <p>5 代行協会の設置 代行協会が国内に設置されているものであること。</p> <p>6 同一法人の株式の取得制限 外国投資法人が、1発行会社の発行済総株数の50%を超えて当該発行会社の株式を取得するものでないこと。</p> <p>7 自己証券の取得禁止 外国投資法人が、自ら発行した外国投資証券を取得するものでないこと。</p> <p>8 不適切取引の禁止 運用会社が自己又は第三者の利益をはかる目的で行う取引等、投資主の保護に欠け、若しくは投資法人の資産の運用の適正を害する取引を禁止するものであること。</p> <p>9 経営者の変更 外国投資法人の役員の変更について、監督当局、投資者又は受託者の承諾等を要するものであること。</p> <p>10 買取方法の明確性 外国投資証券が設立された国において、投資者からの売戻しに対する買取方法が明確にされているものであること。</p> <p>11 投資者に対する開示 外国投資証券が設立された国において投資者及び監督官庁に対し、外国投資証券の内容に関する開示が行われているものであること。ただし、<u>金商法</u>による開示が行われている場合はこの限りでない。</p> <p>12 監査証明 外国投資証券の財務諸表について独立の監査人の監査を受けているものであること。</p>	<p>と。</p> <p>5 代行協会の設置 <u>第28条第1項に定める</u>代行協会が国内に設置されているものであること。</p> <p>6 同一法人の株式の取得制限 外国投資法人が、1発行会社の発行済総株数の50%を超えて当該発行会社の株式を取得するものでないこと。</p> <p>7 自己証券の取得禁止 外国投資法人が、自ら発行した外国投資証券を取得するものでないこと。</p> <p>8 不適切取引の禁止 運用会社が自己又は第三者の利益をはかる目的で行う取引等、投資主の保護に欠け、若しくは投資法人の資産の運用の適正を害する取引を禁止するものであること。</p> <p>9 経営者の変更 外国投資法人の役員の変更について、監督当局、投資者又は受託者の承諾等を要するものであること。</p> <p>10 買取方法の明確性 外国投資証券が設立された国において、投資者からの売戻しに対する買取方法が明確にされているものであること。</p> <p>11 投資者に対する開示 外国投資証券が設立された国において投資者及び監督官庁に対し、外国投資証券の内容に関する開示が行われているものであること。ただし、<u>我が国証券取引法</u>による開示が行われている場合はこの限りではない。</p> <p>12 監査証明 外国投資証券の財務諸表について独立の監査人の監査を受けているものであること。</p>
<p>(販売開始の届出等) 第23条 代行協会は、当該外国投資信託証券について別に定める様式により作成した「外国投資信託証券取扱届出書」及び当該締結した契約書の写しその他本協会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。</p> <p>2 代行協会が当該代行業務を廃止しようとするときは、その旨を本協会に届け出なければならない。</p>	<p>(販売開始の届出等) 第28条 代行協会（<u>外国投資信託証券（当該協会が選別基準に適合していることを確認したものに限る。）の指定会社であって、当該外国投資信託証券の発行者又は現地の引受会社との契約により第31条の業務を当該外国投資信託証券の発行者に代って国内で行う協会員をいう。以下同じ。）</u>は、当該外国投資信託証券について別に定める様式により作成した「外国投資信託証券取扱届出書」及び当該締結した契約書の写しその他本協会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。</p> <p>2 代行協会が当該代行業務を廃止しようとするときは、その旨を本協会に届け出なければならない。</p>

新	旧
<p>(買戻しの義務) 第24条 協会員は、外国投資信託証券が選別基準に適合しなくなった場合においても、顧客からの買戻しの取次ぎ又は解約の取次ぎの注文に応じなければならない。</p> <p>(代行業務の継続) 第25条 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券について、他に代行協会員となる者がいない場合は、当該代行業務を継続して行わなければならない。</p> <p>(資料の送付等) 第26条 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書又は外国証券内容説明書を本協会に提出するとともに、当該外国投資信託証券を顧客又は他の協会員(以下本条及び次条において「顧客」という。)に販売しようとする協会員に送付しなければならない。</p> <p>2 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券について、その基準価格を公表しなければならない。</p> <p>3 代行協会員は、当該外国投資信託証券に係る決算報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第59条の規定において準用する同法第14条に規定する運用報告書を含む。以下同じ。)その他の書類を本協会に提出するとともに、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に当該書類を送付しなければならない。</p> <p>4 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券が選別基準に適合しないこととなったときは、直ちに、その旨を本協会に報告するとともに、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に通知しなければならない。</p> <p>(資料の公開) 第27条 協会員は、前条第3項に規定する決算報告書その他の書類(以下「決算報告書等」という。)を顧客に送付しなければならない。ただし、外国投資信託証券の発行者が決算報告書等を顧客に送付した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、代行協会員が、外国投資証券の決算報告書等の記載内容を要約して、主として時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載したときは、顧客が請求した場合を除いて、決算報告書等の顧客への</p>	<p>(買戻しの義務) 第29条 協会員は、外国投資信託証券が選別基準に適合しなくなった場合においても、顧客からの買戻しの取次ぎ又は解約の取次ぎの注文に応じなければならない。</p> <p>(代行業務の継続) 第30条 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券について、他に代行協会員となる者がいない場合は、当該代行業務を継続して行わなければならない。</p> <p>(資料の送付等) 第31条 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書又は外国証券内容説明書を本協会に提出するとともに、当該外国投資信託証券を顧客又は他の協会員(以下本条及び次条において「顧客」という。)に販売しようとする協会員に送付しなければならない。</p> <p>2 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券について、その基準価格を公表しなければならない。</p> <p>3 代行協会員は、当該外国投資信託証券に係る決算報告書(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第59条の規定において準用する同法第33条に規定する運用報告書を含む。以下同じ。)その他の書類を本協会に提出するとともに、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に当該書類を送付しなければならない。</p> <p>4 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券が選別基準に適合しないこととなったときは、直ちに、その旨を本協会に報告するとともに、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に通知しなければならない。</p> <p>(資料の公開) 第32条 協会員は、前条第3項に規定する決算報告書その他の書類(以下「決算報告書等」という。)を顧客に送付しなければならない。ただし、外国投資信託証券の発行者が決算報告書等を顧客に送付した場合は、この限りではない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、代行協会員が、外国投資証券の決算報告書等の記載内容を要約して、主として時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載したときは、顧客が請求した場合を除いて、決算報告書等の顧客への</p>

新	旧
<p>送付を行わないことができる。</p> <p>3 協会員は、自社が顧客に販売した外国投資信託証券が選別基準に適合しないこととなったときは遅滞なくその旨を当該顧客に通知しなければならない。</p> <p>(広告等に関する制限) 第28条 協会員は、外国投資信託証券の発行者等が本協会の定める「<u>広告等の表示及び景品類の提供に関する規則</u>」に抵触するような広告又は景品類の提供を国内において行った場合には、当該外国投資信託証券の販売等を行ってはならない。</p> <p>第4章 外国株券等の国内公募の引受等</p> <p>(対象証券) 第29条 協会員が国内公募の引受等を行うことができる外国株券等(外国優先出資証券のうち、平成18年3月27日付金融庁告示第19号に規定するもの及びこれに類するものを除く。以下この章において同じ。)は、次に掲げる証券に限るものとする。</p> <p>1 <u>適格外国金融商品市場</u>において取引が行われているもの又は<u>適格外国金融商品市場</u>における取引が予定されているもの</p> <p>2 国内の取引所金融商品市場において取引が行われているもの又は取引所金融商品市場における取引が予定されているもの</p> <p>(引受等における注意) 第30条 協会員は、外国株券等の国内公募の引受等を行うに当たっては、投資者保護の観点から、発行者の収益状況、本国等の金融商品市場における株価の動向及び流動性その他投資者保護上重要と思われる点には十分な注意を払うものとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(円滑な売買の成立等) 第31条 国内の取引所金融商品市場への上場がなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行った協会員は、顧客の売買注文に関し、外国取引又は国内店頭取引によって当該注文を円滑に成立させるよう努めるものとする。</p> <p>(情報収集業務方法書の提出等)</p>	<p>送付を行わないことができる。</p> <p>3 協会員は、自社が顧客に販売した外国投資信託証券が選別基準に適合しないこととなったときは遅滞なくその旨を当該顧客に通知しなければならない。</p> <p>(広告等に関する制限) 第33条 協会員は、外国投資信託証券の発行者等が本協会の定める「<u>広告等及び景品類の提供に関する規則</u>」に抵触するような広告又は景品類の提供を国内において行った場合には、当該外国投資信託証券の販売等を行わないものとする。</p> <p>第5章 外国株券等の国内公募の引受等</p> <p>(対象証券) 第34条 協会員が国内公募の引受等を行うことができる外国株券等(外国優先出資証券のうち、平成10年11月27日付け金融監督庁・大蔵省告示第16号に規定するもの及びこれに類するものを除く。以下この章において同じ。)は、次に掲げる証券に限るものとする。</p> <p>1 <u>第13条に規定する適格外国有価証券市場</u>において取引が行われているもの又は当該<u>適格外国有価証券市場</u>における取引が予定されているもの。</p> <p>2 国内の取引所有価証券市場において取引が行われているもの又は当該取引所有価証券市場における取引が予定されているもの。</p> <p>(引受け等における注意) 第35条 協会員は、外国株券等の国内公募の引受等を行うに当たっては、投資者保護の観点から、発行者の収益状況、本国等の有価証券市場における株価の動向及び流動性その他投資者保護上重要と思われる点には十分な注意を払うこととする。</p> <p>第36条 削 除</p> <p>(円滑な売買の成立等) 第37条 国内の取引所有価証券市場への上場がなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行った協会員は、顧客の売買注文に関し、外国取引又は国内店頭取引によって当該注文を円滑に成立させるよう努めるものとする。</p> <p>(資料等の提供等)</p>

新	旧
<p>第32条 協会員は、国内の取引所金融商品市場への上場がなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行う場合には、発行者との契約締結等により情報の授受の信頼性を確保するとともに、当該契約等に関する書面の写し及び情報収集等に係る業務の方法を記載した書面（以下「情報収集業務方法書」という。）その他本協会が必要と認める書類をあらかじめ本協会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に定める書類の提出は、外国株券等の国内公募の引受等を行う協会員が2社以上あるときは、代表する1社（以下「代表協会員」という。）がこれを行うことができる。</p> <p>3 情報収集業務方法書には、次に掲げる事項を記載し、協会員（外国株券等の国内公募の引受等を行う協会員が2社以上あるときは代表協会員。以下第35条まで同じ。ただし、次条第1項及び第35条第1項は除く。）はこれを遵守するものとする。</p> <p>1 情報収集等の方法に関する事項</p> <p>2 発行者から速やかに情報を受領又は収集することが困難となった場合の対応に関する事項</p> <p>4 協会員は、第1項により本協会に提出した契約等に関する書面の写し又は情報収集業務方法書に記載された内容に変更等が生じた場合には、直ちに本協会に対し書面によりその旨を届け出なければならない。</p>	<p>第38条 国内の取引所所有価証券市場への上場がなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行った協会員及び本協会は、投資者保護の観点から、次の措置を講ずることとする。</p> <p>1 情報収集業務に係る方法書の提出等</p> <p>イ 協会員は、発行者との契約締結等により情報の授受の信頼性を確保するとともに、当該契約等に関する書面の写し及び情報収集等に係る業務の方法を記載した書面（以下「情報収集業務方法書」という。）その他本協会が必要と認める書類を国内公募の引受等を行うに当たり、あらかじめ本協会に提出するものとする。</p> <p>ロ 上記イの提出は、外国株券等の国内公募の引受等を行う協会員が2社以上あるときは、代表する1社（以下「代表協会員」という。）がこれを行うことができる。</p> <p>ハ 代表協会員は、次に掲げる事項について記載した情報収集業務方法書を作成し遵守するものとする。</p> <p>— 情報収集等の方法に関する事項</p> <p>— 発行者から速やかに情報提供を受け又は収集することが困難となった場合の対応に関する事項</p> <p>ニ 代表協会員は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに本協会に対し書面によりその旨を届け出るものとする。</p> <p>— 上記イにより本協会に提出した契約等に関する書面の写し又は情報収集業務方法書に記載された内容に変更等が生じた場合</p> <p>— 発行者から速やかに情報提供を受け又は収集することが困難である状況が発生又は解消した場合</p>
<p>（資料等の提供等）</p>	<p>2 資料等の提供</p>
<p>第33条 協会員は、発行者が公表した投資者の投資判断に資する資料及び本協会が特に必要と認めた資料又は情報（この条において「資料等」という。）を当該発行者（我が国における代理人を含む。）から速やかに受領又は収集し、第6条第1項及び第2項の定めるところにより顧客に提供しなければならない。</p> <p>2 協会員は、資料等を受領又は収集後速やかに本協会に提出しなければならない。</p> <p>3 本協会は、協会員から資料等の提出を受けた場合は、その旨を速やかに会員に通知する</p>	<p>イ 協会員は、発行者が公表した投資者の投資判断に資する資料及び本協会が特に必要と認めた資料又は情報を当該発行者（我が国における代理人を含む。）から速やかに提供を受け又は収集し、第12条第1項及び第2項の定めるところにより顧客に提供するものとする。</p> <p>ロ 代表協会員は、上記イの資料等を受領又は収集後速やかに本協会に提出するものとする。</p> <p>3 資料等の通知、縦覧 本協会は、代表協会員から第2号の資料</p>

新	旧
<p>とともに、これらを縦覧に供する。</p>	<p>等の提出を受けたときは、その旨を速やかに会員に通知するとともに、これらを縦覧に供するものとする。</p>
<p>（発行者から資料等の受領又は収集が困難となった場合等の措置）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第34条 協会員は、前条第1項に基づく発行者からの速やかな資料等の受領若しくは収集が困難である状況が発生する又は当該状況が解消した場合には、直ちに本協会に対し書面によりその旨を届け出なければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>2 本協会は、協会員から、第1項の届出を受けたときは、その旨を速やかに会員に通知するとともに、当該事実を公表する。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（特例資料等の提供等）</p>	<p>4 情報収集の特例</p>
<p>第35条 協会員は、第32条第1項に基づき発行者から速やかに情報を受領又は収集することが困難である状況が発生した場合には、主たる外国金融商品市場、当該外国金融商品市場を監督する監督官庁又は本協会に準ずる自主規制機関において当該発行者が公表した当該発行者に関する資料等（この条において「特例資料等」という。）を速やかに収集し、第6条第1項及び第2項の定めるところにより顧客に提供しなければならない。</p>	<p>イ 協会員は、第2号イに基づき発行者から速やかに情報提供を受け又は収集することが困難となった場合には、主たる外国有価証券市場、当該外国有価証券市場を監督する監督官庁又は本協会に準ずる自主規制機関において当該発行者が公表した当該発行者に関する資料等を速やかに収集し、第12条第1項及び第2項の定めるところにより顧客に提供するものとする。</p>
<p>2 協会員は、特例資料等を収集後速やかに本協会に提出しなければならない。</p>	<p>ロ 代表協会員は、上記イの資料等を収集後速やかに本協会に提出するものとする。</p>
<p>3 本協会は、協会員から特例資料等の提出を受けたときは、第33条第3項に準じて取り扱う。</p>	<p>ハ 本協会は、代表協会員から上記ロの資料等の提出を受けたときは、第3号に準じて取り扱うものとする。</p>
<p>（削る）</p>	<p>ニ 本協会は、代表協会員から、第1号ニに基づき、発行者から速やかに情報提供を受け又は収集することが困難な状況が発生又は解消した旨の届出を受けたときは、その旨を速やかに会員に通知するとともに、当該事実を公表するものとする。</p>
<p>（継続開示義務を受けなくなった場合等の取扱い）</p>	<p>5 証券取引法上の継続開示義務を受けなくなった場合等の取扱い</p>
<p>第36条 本協会は、発行者が金商法に定める継続開示書類の提出の義務を受けなくなった場合、若しくは第33条第1項の外国株券等が国内の取引所金融商品市場に上場した場合、又は次に掲げる場合その他本協会が適当と認めた場合は、第33条から前条に定める取扱いを停止することができる。</p>	<p>本協会は、発行者が証券取引法上の継続開示義務を受けなくなった場合、若しくは本条本文の外国株券等が国内の取引所有価証券市場に上場した場合、又は次に掲げる場合その他本協会が適当と認めた場合は、第1号から第3号に定める取扱いを停止することができるものとする。</p>
<p>1 本国の適格外国金融商品市場において</p>	<p>イ 本国の適格外国有価証券市場において当該外国株券等が上場廃止となったと</p>

新	旧
<p>当該外国株券等が上場廃止となったとき。</p> <p><u>2</u> 本国の適格外国金融商品市場における当該外国株券等の流通の状況が著しく悪化したと認めた場合</p> <p><u>3</u> 発行者が当該外国株券等の譲渡につき制限を行うこととした場合</p> <p><u>4</u> 発行者が会社等組織の形態を変更した場合</p>	<p>き。</p> <p><u>ロ</u> 本国の適格外国有価証券市場における当該外国株券等の流通の状況が著しく悪化したと認めた場合。</p> <p><u>ハ</u> 発行者が当該外国株券等の譲渡につき制限を行うこととした場合。</p> <p><u>ニ</u> 発行者が会社等組織の形態を変更した場合。</p>
第5章 雑則	第6章 雑則
(売買状況等の報告)	(売買状況等の報告)
第37条 協会員は、外国証券の取引、保管、国内公募の引受等の状況等について所定の報告書により本協会に報告するものとする。	第39条 協会員は、外国証券の取引、保管、国内公募の引受等の状況等について所定の報告書により本協会に報告するものとする。
(電磁的方法による書面の交付等)	(電磁的方法による書面の交付等)
第38条 協会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。	第40条 協会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。
<p><u>1</u> 第3条第2項に規定する外国証券取引口座に関する約款</p> <p><u>2</u> 第6条第3項に規定する外国証券の発行者から交付された通知書及び資料</p> <p><u>3</u> 転売制限等告知書</p> <p><u>4</u> 外国証券内容説明書</p> <p><u>5</u> 第12条第2項第4号に規定する非定型的な外国債券の仕組みを説明した文書</p> <p><u>6</u> 第16条第4項に規定する取引価格の算定方法等を記載した書面</p> <p><u>7</u> 第26条第1項に規定する代行業務に係る外国投資信託証券の目論見書又は外国証券内容説明書</p> <p><u>8</u> 第26条第3項に規定する代行業務に係る外国投資信託証券の決算報告書その他の書類</p> <p><u>9</u> 第27条第1項に規定する外国投資信託証券の決算報告書その他の書類</p> <p><u>10</u> 第33条に規定する資料等</p> <p><u>11</u> 第35条に規定する特例資料等</p>	<p><u>1</u> 第3条第2項に規定する外国証券取引口座に関する約款</p> <p><u>5</u> 第12条第2項に規定する外国証券の発行者から交付された通知書及び資料</p> <p><u>2</u> 第7条第1項及び第10条に規定する転売制限等告知書</p> <p><u>3</u> 第8条第1項に規定する外国証券内容説明書</p> <p><u>4</u> 第9条第2項第4号に規定する非定型的な外国債券の仕組みを説明した文書</p> <p><u>6</u> 第18条第4項に規定する取引価格の算定方法等を記載した書面</p> <p><u>7</u> 第31条第1項に規定する代行業務に係る外国投資信託証券の目論見書又は外国証券内容説明書</p> <p><u>8</u> 第31条第3項に規定する代行業務に係る外国投資信託証券の決算報告書その他の書類</p> <p><u>9</u> 第32条第2項に規定する外国投資信託証券の決算報告書その他の書類</p> <p><u>10</u> 第38条第2号イに規定する発行者が公表した投資者の判断に資する資料及び本協会が特に必要と認めた資料又は情報</p> <p><u>11</u> 第38条第4号イに規定する主たる外国有価証券市場、現地監督機関又は本協会に準</p>

新	旧
<p>2 協会員は、次に掲げる書面の徴求に代えて、<u>書面電磁的提供等規則</u>に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなす。</p> <p>1 第3条第2項に規定する口座設定の申込書</p> <p>2 <u>第3条第7項</u>に規定する公開買付けに対する売付約諾書</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p><u>ずる自主規制機関において公表された発行者に関する資料等</u></p> <p>2 協会員は、次に掲げる書面の徴求に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて（理事会決議）</u>」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなす。</p> <p>1 第3条第2項に規定する口座設定の申込書</p> <p>2 第3条第4項に規定する公開買付けに対する売付約諾書</p>

新	旧
<p>別表第 1 外国株券</p> <p>1. 発行者情報</p> <p>会社名 本店所在地 (注)本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</p> <p>決算期 発行済株式数 (注)最近事業年度末(公表されていない場合は、その前事業年度末)の発行済株式数を記載すること。</p> <p>事業内容 (注)事業内容を簡潔に記載すること。</p> <p>2. 証券情報</p> <p>株式の種類 (注)普通株式、優先株式、後配株式、償還株式等の種類を記載すること。また、株主の権利が普通株式と異なる場合にはその内容を簡潔に記載すること。</p> <p>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</p> <p>株価の推移 業績推移</p> <p>イ 売上高 ロ 当期純利益</p> <p>ハ 株主資本の額 (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)を含む2事業年度のを記載すること。</p> <p>1 株当たり情報</p> <p>イ 1株当たり当期純利益 ロ 1株当たり配当額 (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)を含む2事業年度の1株当たり情報を記載すること。</p> <p>別表第 2 外国転換社債型新株予約権付社債</p> <p>1. 発行者情報 (注)我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が外国で発行した転換社債型新株予約権付社債については、発行者情報の記載を省略することができる。</p>	<p>別表第 1 外国株券</p> <p>1. 発行者情報</p> <p>会社名 本店所在地 (注)本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</p> <p>決算期 発行済株式数 (注)最近事業年度末(公表されていない場合は、その前事業年度末)の発行済株式数を記載すること。</p> <p>事業内容 (注)事業内容を簡潔に記載すること。</p> <p>2. 証券情報</p> <p>株式の種類 (注)普通株式、優先株式、後配株式、償還株式等の種類を記載すること。また、株主の権利が普通株式と異なる場合にはその内容を簡潔に記載すること。</p> <p>主たる上場取引所又は登録証券業協会の名称 (注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</p> <p>株価の推移 業績推移</p> <p>イ 売上高 ロ 当期純利益</p> <p>ハ 株主資本の額 (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)を含む2事業年度のを記載すること。</p> <p>1 株当たり情報</p> <p>イ 1株当たり当期純利益 ロ 1株当たり配当額 (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)を含む2事業年度の1株当たり情報を記載すること。</p> <p>別表第 2 外国転換社債型新株予約権付社債</p> <p>1. 発行者情報 (注)我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が外国で発行した転換社債型新株予約権付社債については、発行者情報の記載を省略することができる。</p>

新	旧
<p>会社名 本店所在地 (注)本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</p> <p>決算期 事業内容 (注)事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</p> <p>2.証券情報 証券の名称 発行地 発行日 発行額 転換の条件 (注)国内企業発行の転換社債型新株予約権付社債については固定為替レートを含む。 転換により発行する株式の種類 転換請求期間 利率・利払日 償還期限・償還金額 (注)オプション条項が付されている場合は、その内容を記載すること。 受託会社又は預託機関 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 信用補完の内容 (注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関</p> <p>別表第3 外国新株予約権付社債</p> <p>1.発行者情報 (注)我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が外国で発行した新株予約権付社債については、発行者情報の記載を省略することができる。</p> <p>会社名 本店所在地</p>	<p>会社名 本店所在地 (注)本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</p> <p>決算期 事業内容 (注)事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</p> <p>2.証券情報 証券の名称 発行地 発行日 発行額 転換の条件 (注)本邦企業発行の転換社債型新株予約権付社債については固定為替レートを含む。 転換により発行する株式の種類 転換請求期間 利率・利払日 償還期限・償還金額 (注)オプション条項が付されている場合は、その内容を記載すること。 受託会社又は預託機関 主たる上場取引所又は登録証券業協会の名称 (注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 信用補完の内容 (注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関</p> <p>別表第3 外国新株予約権付社債</p> <p>1.発行者情報 (注)我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が外国で発行した新株予約権付社債については、発行者情報の記載を省略することができる。</p> <p>会社名 本店所在地</p>

新	旧
<p>(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</p> <p>決算期 事業内容</p> <p>(注) 事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ</p> <p>(注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</p> <p>2. 証券情報</p> <p>証券の名称 発行地 発行日 発行額 新株予約権の内容</p> <p>イ 権利行使により発行する株式の払込金額の総額</p> <p>ロ 権利行使により発行する株式の種類</p> <p>ハ 権利行使により発行する株式の発行価格 新株予約権の行使請求期間 利率・利払日 償還期限・償還金額 受託会社又は預託機関 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</p> <p>(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</p> <p>信用補完の内容</p> <p>(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。</p> <p>他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関</p> <p>別表第4 外国新株予約権証券</p> <p>1. 発行者情報</p> <p>(注) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が外国で発行した新株予約権証券については、発行者情報の記載を省略することができる。</p> <p>会社名 本店所在地</p> <p>(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</p> <p>決算期</p>	<p>(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</p> <p>決算期 事業内容</p> <p>(注) 事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ</p> <p>(注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</p> <p>2. 証券情報</p> <p>証券の名称 発行地 発行日 発行額 新株予約権の内容</p> <p>イ 権利行使により発行する株式の払込金額の総額</p> <p>ロ 権利行使により発行する株式の種類</p> <p>ハ 権利行使により発行する株式の発行価格 新株予約権の行使請求期間 利率・利払日 償還期限・償還金額 受託会社又は預託機関 主たる上場取引所又は登録証券業協会の名称</p> <p>(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</p> <p>信用補完の内容</p> <p>(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。</p> <p>他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関</p> <p>別表第4 外国新株予約権証券</p> <p>1. 発行者情報</p> <p>(注) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が外国で発行した新株予約権証券については、発行者情報の記載を省略することができる。</p> <p>会社名 本店所在地</p> <p>(注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</p> <p>決算期</p>

新	旧
<p>事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</p> <p>2. 証券情報 証券の名称 発行地 発行日 新株予約権の内容 イ 権利行使により発行する株式の払込金額の総額 ロ 権利行使により発行する株式の種類 ハ 権利行使により発行する株式の発行価格 新株予約権の行使請求期間 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</p> <p>別表第5 普通社債 (単純キャッシュフロー型の企業金融型社債)</p> <p>1. 発行者情報 (注1) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行した普通社債については発行者情報のうち ~ の記載を省略することができる。 (注2) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。 (注3) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。</p> <p>会社名 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 事業内容</p>	<p>事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</p> <p>2. 証券情報 証券の名称 発行地 発行日 新株予約権の内容 イ 権利行使により発行する株式の払込金額の総額 ロ 権利行使により発行する株式の種類 ハ 権利行使により発行する株式の発行価格 新株予約権の行使請求期間 主たる上場取引所又は登録証券業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</p> <p>別表第5 普通社債 (単純キャッシュフロー型の企業金融型社債)</p> <p>1. 発行者情報 (注1) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行した普通社債については発行者情報の記載を省略することができる。 (注2) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。 (注3) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。</p> <p>会社名 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 事業内容</p>

新	旧
<p>(注) 事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ</p> <p>(注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</p> <p>2. 証券情報</p> <p>証券の名称 発行地 発行日 発行額 利率・利払日 償還期限・償還金額 受託会社又は預託機関 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</p> <p>(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</p> <p>信用補完の内容</p> <p>(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。</p> <p>他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関</p> <p>別表第6 仕組債 (利金、償還金に条件が付されている企業金融型社債)</p> <p>1. 発行者情報</p> <p>(注1) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行した社債については発行者情報のうち ~ の記載を省略することができる。</p> <p>(注2) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。</p> <p>(注3) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。</p> <p>会社名 本店所在地</p> <p>(注) 本店所在地は国名を記載することに</p>	<p>(注) 事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ</p> <p>(注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</p> <p>2. 証券情報</p> <p>証券の名称 発行地 発行日 発行額 利率・利払日 償還期限・償還金額 受託会社又は預託機関 主たる上場取引所又は登録証券業協会の名称</p> <p>(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</p> <p>信用補完の内容</p> <p>(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。</p> <p>他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関</p> <p>別表第6 仕組債 (利金、償還金に条件が付されている企業金融型社債)</p> <p>1. 発行者情報</p> <p>(注1) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行した社債については発行者情報の記載を省略することができる。</p> <p>(注2) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。</p> <p>(注3) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。</p> <p>会社名 本店所在地</p> <p>(注) 本店所在地は国名を記載することに</p>

新	旧
<p>よって代えても差し支えない。</p> <p>事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。</p> <p>主要な財務データ (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</p> <p>2. 証券情報 証券の名称 発行地 発行日 発行額 利率・利払日 (注) 利金の決定方法を記載すること。 償還期限・償還金額 (注) 償還金の決定方法を記載すること。 受託会社又は預託機関 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関</p> <p>別表第7 特別目的会社の外国優先出資証券</p> <p>1. 発行者情報 (注1) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。 (注2) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。、 については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。 会社名 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 会社の目的 財務諸表又は資産の内容・負債総額</p>	<p>よって代えても差し支えない。</p> <p>事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。</p> <p>主要な財務データ (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</p> <p>2. 証券情報 証券の名称 発行地 発行日 発行額 利率・利払日 (注) 利金の決定方法を記載すること。 償還期限・償還金額 (注) 償還金の決定方法を記載すること。 受託会社又は預託機関 主たる上場取引所又は登録証券業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関</p> <p>別表第7 特別目的会社の外国優先出資証券</p> <p>1. 発行者情報 (注1) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。 (注2) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。、 については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。 会社名 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 会社の目的 財務諸表又は資産の内容・負債総額</p>

新	旧
<p>株主及び株主の権利</p> <p>2. 証券情報 証券の名称 証券の形態及び基本的仕組み 証券保有者の権利 (注) 議決権等の有無につき簡潔に記載すること。 発行地 発行日 発行額 受託会社又は預託機関 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</p> <p>3. 管理資産及び関係者情報 管理資産の内容及び性格 管理資産に係る法制度の概要 管理資産の関係者 管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬 管理資産の状況</p> <p>別表第8 - 1 特別目的会社の社債(1)</p> <p>1. 発行者情報 (注1) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。 (注2) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。 については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。 会社名 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 会社の目的 資産の内容・負債総額 株主及び株主の権利</p> <p>2. 証券情報 証券の名称 証券の形態及び基本的仕組み 発行地 発行日</p>	<p>株主及び株主の権利</p> <p>2. 証券情報 証券の名称 証券の形態及び基本的仕組み 証券保有者の権利 (注) 議決権等の有無につき簡潔に記載すること。 発行地 発行日 発行額 受託会社又は預託機関 主たる上場取引所又は登録証券業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</p> <p>3. 管理資産及び関係者情報 管理資産の内容及び性格 管理資産に係る法制度の概要 管理資産の関係者 管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬 管理資産の状況</p> <p>別表第8 - 1 特別目的会社の社債(1)</p> <p>1. 発行者情報 (注1) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。 (注2) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。 については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。 会社名 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 会社の目的 資産の内容・負債総額 株主及び株主の権利</p> <p>2. 証券情報 証券の名称 証券の形態及び基本的仕組み 発行地 発行日</p>

新	旧
<p>発行額 利率・利払日 (注) 利金の決定に条件が付されている場合には、その決定方法を記載すること。 償還期限・償還金額 (注) 償還金の決定に条件が付されている場合は、その決定方法を記載すること。 受託会社又は預託機関 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 スワップのカウンターパーティーの名称及び格付 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関</p> <p>3. 管理資産及び関係者情報 管理資産の内容及び性格 (注) 管理資産が有価証券である場合には、次の事項を記載すること。</p> <p>イ 証券の名称 ロ 発行総額 ハ 利率 ニ 償還期限 (注) 償還日を記載すること。</p> <p>ホ 格付 ヘ 組入れ金額 管理資産に係る法制度の概要 管理資産の関係者 (注) 原保有者及び信用補完者等の概要を記載すること。 管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 管理資産の経理状況 (注) 最近の計算書類を記載すること。ただし、設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。</p>	<p>発行額 利率・利払日 (注) 利金の決定に条件が付されている場合には、その決定方法を記載すること。 償還期限・償還金額 (注) 償還金の決定に条件が付されている場合は、その決定方法を記載すること。 受託会社又は預託機関 主たる上場取引所又は登録証券業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 スワップのカウンターパーティーの名称及び格付 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関</p> <p>3. 管理資産及び関係者情報 管理資産の内容及び性格 (注) 管理資産が有価証券である場合には、次の事項を記載すること。</p> <p>イ 証券の名称 ロ 発行総額 ハ 利率 ニ 償還期限 (注) 償還日を記載すること。</p> <p>ホ 格付 ヘ 組入れ金額 管理資産に係る法制度の概要 管理資産の関係者 (注) 原保有者及び信用補完者等の概要を記載すること。 管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 管理資産の経理状況 (注) 最近の計算書類を記載すること。ただし、設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。</p>
<p>別表第 8 - 2 特別目的会社の社債(2) 1. 発行者情報 (注 1) 発行者情報については、信用ある</p>	<p>別表第 8 - 2 特別目的会社の社債(2) 1. 発行者情報 (注 1) 発行者情報については、信用ある</p>

新	旧
<p>格付機関による当該格付に関するレポート（入手可能な最近発行のもの）をその代替として使用することができる。</p> <p>（注2）信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。</p> <p>会社名 本店所在地</p> <p>（注）本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</p> <p>会社の目的 財務諸表</p> <p>（注）要約して記載することができる。 設立後、最初の事業年度を終了していない場合は最近の資産、負債及び資本の状況を明らかにすること。</p> <p>株主及び株主の権利</p> <p>2. 証券情報</p> <p>証券の名称 証券の形態及び基本的仕組み</p> <p>（注）発行者、原保有者、アドバイザー、サービサー及び信用補完者等についてその関係及び資金の流れ等について図表等により明瞭に記載すること。</p> <p>発行地 発行日 発行額 トラスティー 支払代理人 引受人 利率・利払日 償還期限・償還金額 登録・保管制度 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称</p> <p>（注）当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</p> <p>信用補完の内容</p> <p>（注）担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。</p> <p>他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関</p> <p>3. 管理資産及び関係者情報</p> <p>管理資産（モーゲージ証券等）の内容及び性格</p>	<p>格付機関による当該格付に関するレポート（入手可能な最近発行のもの）をその代替として使用することができる。</p> <p>（注2）信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。</p> <p>会社名 本店所在地</p> <p>（注）本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</p> <p>会社の目的 財務諸表</p> <p>（注）要約して記載することができる。 設立後、最初の事業年度を終了していない場合は最近の資産、負債及び資本の状況を明らかにすること。</p> <p>株主及び株主の権利</p> <p>2. 証券情報</p> <p>証券の名称 証券の形態及び基本的仕組み</p> <p>（注）発行者、原保有者、アドバイザー、サービサー及び信用補完者等についてその関係及び資金の流れ等について図表等により明瞭に記載すること。</p> <p>発行地 発行日 発行額 トラスティー 支払代理人 引受人 利率・利払日 償還期限・償還金額 登録・保管制度 主たる上場取引所又は登録証券業協会の名称</p> <p>（注）当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。</p> <p>信用補完の内容</p> <p>（注）担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。</p> <p>他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関</p> <p>3. 管理資産及び関係者情報</p> <p>管理資産（モーゲージ証券等）の内容及び性格</p>

新	旧
<p>管理資産に係る法制度の概要 管理資産の関係者 (注) 原保有者、アドバイザー、サービス及び信用補完者等の概要を記載すること。 管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 管理資産の状況 a) 最近事業年度末の管理資産内容 (注) 設立後、最初の事業年度を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。 b) 過去の計算期間毎の管理資産及びその運用状況 (注) 必要に応じ、会社設立以前の管理資産ポートフォリオ及びその運用成績に言及しても差し支えない。</p> <p>別表第9 <u>外国国債等及び国際機関債</u> 1. 発行者情報 (注) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。 国又は地方公共団体の場合 発行者の名称 発行者の概要 (注) 位置・人口・経済動向・産業構造等を記載すること。 財政の概要 国際機関又は政府関係機関等の場合 発行者の名称 発行者の概要 (注) 設立根拠・資本構成・組織・業務の概況等を記載すること。 経理の状況</p> <p>2. 証券情報 証券の名称 発行地 発行日 発行額 利率・利払日 償還期限・償還金額 受託会社又は預託機関 上場・非上場の区分 (注) 外国で上場している場合は、当該金融商品取引所の名称を記載すること。</p>	<p>管理資産に係る法制度の概要 管理資産の関係者 (注) 原保有者、アドバイザー、サービス及び信用補完者等の概要を記載すること。 管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 管理資産の状況 a) 最近事業年度末の管理資産内容 (注) 設立後、最初の事業年度を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。 b) 過去の計算期間毎の管理資産及びその運用状況 (注) 必要に応じ、会社設立以前の管理資産ポートフォリオ及びその運用成績に言及しても差し支えない。</p> <p>別表第9 <u>外国国債等</u> 1. 発行者情報 (注) 発行者情報については、信用ある格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。 国又は地方公共団体の場合 発行者の名称 発行者の概要 (注) 位置・人口・経済動向・産業構造等を記載すること。 財政の概要 国際機関又は政府関係機関等の場合 発行者の名称 発行者の概要 (注) 設立根拠・資本構成・組織・業務の概況等を記載すること。 経理の状況</p> <p>2. 証券情報 証券の名称 発行地 発行日 発行額 利率・利払日 償還期限・償還金額 受託会社又は預託機関 上場・非上場の区分 (注) 外国で上場している場合は、当該証券取引所の名称を記載すること。</p>

新	旧
<p>担保又は保証に関する事項 他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関</p> <p>別表第 10 - 1 外国投資法人債券 第一部 証券情報 銘柄名 証券の形態等 発行地 発行日 発行額 利率・利払い日 償還期限・償還金額 受託会社又は預託機関 主たる上場取引所又は登録金融商品取引 業協会の名称 格付及び格付機関 日本以外の地域における販売 第二部 発行者情報 ファンドに係る法制度の概要 ファンドの目的及び基本的性格 管理会社又は運用会社の自己資本の額 ファンドの関係法人の概要 (注) 管理会社の他、ファンドの運営に関 与する関係法人について、その名称及 び関係業務の内容を簡潔に記載する。 投資の基本方針 投資制限 (注) 定款又は約款に定められた投資制限 について、その内容を記載する。 ファンド資産の管理の概要及びその報酬 ファンドの運用状況 (注) 投資状況及び運用実績(純資産額の 推移、配当(分配)状況)について記 載する。 ファンドの経理状況 (注) 直近2計算期間の貸借対照表、損益 計算書、投資有価証券明細票等を、要 約して記載しても差し支えない。</p> <p>別表第 10 - 2 外国投資信託受益証券及び外国投資証券 第一部 証券情報 ファンドの名称 ファンドの形態等 発行地 発行日 発行数及び発行総額 申込手数料 申込単位</p>	<p>担保又は保証に関する事項 他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関</p> <p>別表第 10 - 1 外国投資法人債券 第一部 証券情報 銘柄名 証券の形態等 発行地 発行日 発行額 利率・利払い日 償還期限・償還金額 受託会社又は預託機関 主たる上場取引所又は登録証券業協会の 名称 格付及び格付機関 日本以外の地域における販売 第二部 発行者情報 ファンドに係る法制度の概要 ファンドの目的及び基本的性格 管理会社又は運用会社の自己資本の額 ファンドの関係法人の概要 (注) 管理会社の他、ファンドの運営に関 与する関係法人について、その名称及 び関係業務の内容を簡潔に記載する。 投資の基本方針 投資制限 (注) 定款又は約款に定められた投資制限 について、その内容を記載する。 ファンド資産の管理の概要及びその報酬 ファンドの運用状況 (注) 投資状況及び運用実績(純資産額の 推移、配当(分配)状況)について記 載する。 ファンドの経理状況 (注) 直近2計算期間の貸借対照表、損益 計算書、投資有価証券明細票等を、要 約して記載する。</p> <p>別表第 10 - 2 外国投資信託受益証券及び外国投資証券 第一部 証券情報 ファンドの名称 ファンドの形態等 発行地 発行日 発行数及び発行総額 申込手数料 申込単位</p>

新	旧
<p>主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 日本以外の地域における販売</p> <p>第二部 発行者情報</p> <p>ファンドに係る法制度の概要 ファンドの目的及び基本的性格 管理会社又は運用会社の自己資本の額 ファンドの関係法人の概要</p> <p>(注) 管理会社の他、ファンドの運営に 与する関係法人について、その名称及 び関係業務の内容を簡潔に記載する。</p> <p>投資の基本方針</p> <p>(注) 当該外国投資信託受益証券又は外国 投資証券の一口当たりの純資産額の変 動率が、株価指数に連動するものであ る場合には、その旨及び当該株価指数 の名称等を記載すること。</p> <p>投資制限</p> <p>(注) 定款又は約款に定められた投資制限 について、その内容を記載する。</p> <p>ファンド資産の管理の概要及びその報酬 ファンドの運用状況</p> <p>(注) 投資状況及び運用実績(純資産額の 推移、配当(分配)状況)について記 載する。</p> <p>ファンドの経理状況</p> <p>(注) 直近2計算期間の貸借対照表、損益 計算書、投資有価証券明細票等を、要 約して記載しても差し支えない。</p> <p>別表第 10 - 3 <u>外国 E T F</u></p> <p>第一部 証券情報</p> <p>— <u>ファンドの名称</u> — <u>ファンドの形態等</u> — <u>発 行 地</u> — <u>発 行 日</u> — <u>発行数及び発行総額</u> — <u>売 買 単 位</u> — <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引 業協会の名称</u></p> <p>第二部 発行者情報</p> <p>— <u>ファンドに係る法制度の概要</u> — <u>ファンドの目的及び基本的性格</u> — <u>管理会社又は運用会社の自己資本の額</u> — <u>ファンドの関係法人の概要</u> (注) <u>管理会社の他、ファンドの運営に関 与する関係法人について、その名称及 び関係業務の内容を簡潔に記載する。</u> — <u>投資の基本方針</u> (注) <u>当該外国投資信託受益証券又は外国</u></p>	<p>主たる上場取引所又は登録証券業協会の 名称 日本以外の地域における販売</p> <p>第二部 発行者情報</p> <p>ファンドに係る法制度の概要 ファンドの目的及び基本的性格 管理会社又は運用会社の自己資本の額 ファンドの関係法人の概要</p> <p>(注) 管理会社の他、ファンドの運営に関 与する関係法人について、その名称及 び関係業務の内容を簡潔に記載する。</p> <p>投資の基本方針</p> <p>(注) 当該外国投資信託受益証券又は外国 投資証券の一口当たりの純資産額の変 動率が、株価指数に連動するものであ る場合には、その旨及び当該株価指数 の名称等を記載すること。</p> <p>投資制限</p> <p>(注) 定款又は約款に定められた投資制限 について、その内容を記載する。</p> <p>ファンド資産の管理の概要及びその報酬 ファンドの運用状況</p> <p>(注) 投資状況及び運用実績(純資産額の 推移、配当(分配)状況)について記 載する。</p> <p>ファンドの経理状況</p> <p>(注) 直近2計算期間の貸借対照表、損益 計算書、投資有価証券明細票等を、要 約して記載する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

新	旧
<p><u>投資証券の一口当たりの純資産額の変動率が連動する株価指数の名称等を記載すること。</u> <u>に同様の内容を記載している場合は記載を省略することができる。</u></p> <p>— <u>投資制限</u> <u>(注) 定款又は約款に定められた投資制限について、その内容を記載する。</u></p> <p>— <u>ファンド資産の管理の概要及びその報酬</u> <u>ファンドの運用状況</u> <u>(注) 投資状況及び運用実績(純資産額の推移、配当(分配)状況)について記載する。</u></p> <p>— <u>ファンドの経理状況</u> <u>(注) 直近2計算期間の貸借対照表、損益計算書、投資有価証券明細票等を、要約して記載しても差し支えない。</u></p>	
<p>別表第 11 外国貸付債権信託受益証券 1. 証券情報 証券の名称 信託受益証券の形態及び基本的仕組み等 発行総数及び発行総額 配当・利息金の支払方法及び償還の方法 発行価格 一単位の金額 発行日 償還日 トラスティー 引受人 支払代理人 登録・保管制度 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関</p> <p>2. 信託財産情報 資産(貸付債権)の内容及び性格 信託及び貸付債権に係る準拠法及び法制度並びに税制の概要 信託及び貸付債権の関係者 (注) 原保有者、委託者、アドバイザー、サービサー及び信用補完者等の概要を記載すること。 原保有者の債権貸付事業の概要 信託財産の管理、運用方法の概要及びそ</p>	<p>別表第 11 外国貸付債権信託受益証券 1. 証券情報 証券の名称 信託受益証券の形態及び基本的仕組み等 発行総数及び発行総額 配当・利息金の支払方法及び償還の方法 発行価格 一単位の金額 発行日 償還日 トラスティー 引受人 支払代理人 登録・保管制度 主たる上場取引所又は登録証券業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関</p> <p>2. 信託財産情報 資産(貸付債権)の内容及び性格 信託及び貸付債権に係る準拠法及び法制度並びに税制の概要 信託及び貸付債権の関係者 (注) 原保有者、委託者、アドバイザー、サービサー及び信用補完者等の概要を記載すること。 原保有者の債権貸付事業の概要 信託財産の管理、運用方法の概要及びそ</p>

新	旧
<p>の報酬 信用補完の内容 信託財産の経理状況 a) 最近の計算書類 (注) 設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の信託財産の内容を記載すること。 b) 過去の計算期間毎の財産及びその運用状況 (注) 必要に応じ、信託財産設定以前の貸付債権ポートフォリオ及びその運用成績に言及しても差し支えない。</p>	<p>の報酬 信用補完の内容 信託財産の経理状況 a) 最近の計算書類 (注) 設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の信託財産の内容を記載すること。 b) 過去の計算期間毎の財産及びその運用状況 (注) 必要に応じ、信託財産設定以前の貸付債権ポートフォリオ及びその運用成績に言及しても差し支えない。</p>
<p>別表第 12 海外 C D 1. 発行者情報 会社名 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 総資産額の世界順位 主要な財務データ (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 証券の名称 記名・無記名の別 発行地 預入日 発行単位 額面金額の総額 利率(割引率)・利払日 満期日 受託会社又は預託機関 バックアップライン又は保証に関する事項 格付及び格付機関 その他投資者にとって参考となる事項</p>	<p>別表第 12 海外 C D 1. 発行者情報 会社名 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 総資産額の世界順位 主要な財務データ (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 証券の名称 記名・無記名の別 発行地 預入日 発行単位 額面金額の総額 利率(割引率)・利払日 満期日 受託会社又は預託機関 バックアップライン又は保証に関する事項 格付及び格付機関 その他投資者にとって参考となる事項</p>
<p>別表第 13 海外 C P 1. 発行者情報 会社名 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</p>	<p>別表第 13 海外 C P 1. 発行者情報 会社名 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。</p>

新	旧
<p>事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</p> <p>2. 証券情報 証券の名称 発行地 振出日 券面総額 引受人 利率・利払日 支払期日 バックアップライン又は保証に関する事項 格付及び格付機関 その他投資者にとって参考となる事項</p> <p>別表第 14 <u>特別目的会社の海外 C P (特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 3 号に規定する資産流動化証券に該当する海外 C P)</u></p> <p>1. 発行者情報 会社名 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</p> <p>2. 証券情報 証券の名称 証券の形態及び基本的仕組み (注) 発行者、原保有者、管理資産の管理を行う者、サービサー及び信用補完者等についてその関係及び資金の流れ等について図表等により明瞭に記載すること。 発行地 振出日 券面総額 引受人</p>	<p>事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</p> <p>2. 証券情報 証券の名称 発行地 振出日 券面総額 引受人 利率・利払日 支払期日 バックアップライン又は保証に関する事項 格付及び格付機関 その他投資者にとって参考となる事項</p> <p>別表第 14 <u>特別目的会社の海外 C P (特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成 5 年大蔵省令第 22 号)第 1 条第 4 号に規定する資産流動化証券に該当する海外 C P)</u></p> <p>1. 発行者情報 会社名 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</p> <p>2. 証券情報 証券の名称 証券の形態及び基本的仕組み (注) 発行者、原保有者、管理資産の管理を行う者、サービサー及び信用補完者等についてその関係及び資金の流れ等について図表等により明瞭に記載すること。 発行地 振出日 券面総額 引受人</p>

新	旧
<p>利率・利払日 支払期日 バックアップライン又は保証に関する事項 格付及び格付機関 その他投資者にとって参考となる事項</p> <p>3. 管理資産及び関係者情報 管理資産の内容及び性格 管理資産に係る法制度の概要 管理資産の関係者 (注) 原保有者、管理資産の管理者、サービサー及び信用補完者等の概要を記載すること。 原保有者の事業の概要 管理資産の管理の概要及びその報酬 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 管理資産の経理状況 (注) 最近の計算書類を記載すること。ただし、設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。</p> <p>別表第 15 外国カバードワラント</p> <p>1. 発行者情報 (注) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行したカバードワラントについては発行者情報のうち ~ の記載を省略することができる。 会社名 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 決算期 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</p> <p>2. 証券情報 証券の名称 発行地 発行日 発行価額の総額 オプションの内容</p>	<p>利率・利払日 支払期日 バックアップライン又は保証に関する事項 格付及び格付機関 その他投資者にとって参考となる事項</p> <p>3. 管理資産及び関係者情報 管理資産の内容及び性格 管理資産に係る法制度の概要 管理資産の関係者 (注) 原保有者、管理資産の管理者、サービサー及び信用補完者等の概要を記載すること。 原保有者の事業の概要 管理資産の管理の概要及びその報酬 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 管理資産の経理状況 (注) 最近の計算書類を記載すること。ただし、設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。</p> <p>別表第 15 外国カバードワラント</p> <p>1. 発行者情報 (注) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行したカバードワラントについては発行者情報の記載を省略することができる。 会社名 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 決算期 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。</p> <p>2. 証券情報 証券の名称 発行地 発行日 発行価額の総額 オプションの内容</p>

新	旧
<p>オプションの行使請求の方法・条件 決済の方法 取得格付 当該カバードワラントの発行の仕組み 上記以外の事項で、当該カバードワラントに係るオプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項 <u>オプションの行使の対象が有価証券である場合は当該有価証券の発行者の企業情報(注)当該発行者が我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業である場合は、会社名、対象となる有価証券の種類及び会社の概要を記載のみでよいこととする。</u> 当該カバードワラントに関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報 イ 当該指数等の情報の開示を必要とする理由及び当該指数等の内容 ロ 当該指数等の推移(直近5年間の年別最高・最低値及び直近6月間の月別最高・最低値を記載)</p>	<p>オプションの行使請求の方法・条件 決済の方法 取得格付 当該カバードワラントの発行の仕組み 上記以外の事項で、当該カバードワラントに係るオプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項 <u>オプションの行使の対象となる有価証券の発行者の企業情報</u> 当該カバードワラントに関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報 イ 当該指数等の情報の開示を必要とする理由及び当該指数等の内容 ロ 当該指数等の推移(直近5年間の年別最高・最低値及び直近6月間の月別最高・最低値を記載)</p>
<p>別表第16 外国預託証券 1. 原証券の発行者情報 (注)原証券の発行者が発行した有価証券について我が国において開示が行われている場合には、<u>発行者情報のうち～</u>の記載を省略することができる。 会社名 本店所在地 (注)本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 決算期 事業内容 (注)事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 証券の名称 発行地 <u>配当金・基準日等</u> (注)原証券の種類に合わせ、適宜記載内容を変更する。 (例)原証券が債券である場合は<u>利率・利払日</u>を記載する。</p>	<p>別表第16 外国預託証券 1. 原証券の発行者情報 (注)原証券の発行者が発行した有価証券について我が国において開示が行われている場合には、<u>原証券の発行者情報の記載を省略することができる。</u> 会社名 本店所在地 (注)本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 決算期 事業内容 (注)事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 証券の名称 発行地 <u>利率・利払日</u></p>

新	旧
<p>(削 る) (削 る)</p> <p>— 権利の内容 — 権利行使請求の方法・条件 (削 る) — 取得格付 <u>(注) 原証券が債券である場合のみ記載する。</u> — 当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容 — 当該預託証券の発行の仕組み — 上記以外の事項で、当該預託証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項 — 預託を受ける者の企業情報</p>	<p>— <u>発行日</u> — <u>発行価額の総額</u> — 権利の内容 — 権利行使請求の方法・条件 — <u>決済の方法</u> — 取得格付</p> <p>— 当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容 — 当該預託証券の発行の仕組み — 上記以外の事項で、当該預託証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項 — 預託を受ける者の企業情報</p>
<p>(規則第3条第7項による売付約諾書の参考様式 その1)</p> <p>(買付者が第三者である場合) 平成 年 月 日</p> <p>証券株式会社 殿</p> <p>住 所 _____ 氏名又は 名 称 _____ 印</p> <p>社の 社普通株式購入に対する売付約諾書</p> <p>私は、[国名]の 社[社名英文]が行う、平成 年 月 日()午前・午後 時(現地時間)を締切とする 社[社名英文]普通株式購入に対し、下記事項を了承のうえ、_____株を売却することを貴社に依頼します。</p> <p>記</p> <p>1. 本公開買付けは、我が国金融商品取引法の規定による手続きを経て行われるものでないことを承知しております。</p> <p>2. 平成 年 月 日()午前・午後 時(日本時間)以後は、売却申込みの取消しはいたしません。</p> <p>3. 【公開買付けの対価】</p> <p>(注) 対価が現金、株式、現金と株式の組合せ、あるいはこれらの選択ができる場合など公開買付けに係る売付けの対価について具体的に記載する。なお、公開買付け後に買付価格が決定される場合など具体的な対価を記載できない場合には、価格の決定方法等を記載すること。</p> <p>例1：公開買付けに係る売付けの対価が、現金である場合</p> <p>社による、 社普通株式の公開買付けに係る買付価格は、1株当たり . 米国ドルです。</p> <p>例2：公開買付けに係る売付けの対価につき、複数の選択肢がある場合</p> <p>売却申込みを行った 社普通株式は、次に掲げる条件から私が指示した条件に従い売却されます。</p> <p>(選択1) <例：1株当たり . 米国ドル</p>	<p>(規則第3条第7項による売付約諾書の参考様式 その1)</p> <p>(買付者が第三者である場合) 平成 年 月 日</p> <p>証券株式会社 殿</p> <p>住 所 _____ 氏名又は 名 称 _____ 印</p> <p>社の 社普通株式購入に対する売付約諾書</p> <p>私は、[国名]の 社[社名英文]が行う、平成 年 月 日()午前・午後 時(現地時間)を締切とする 社[社名英文]普通株式購入に対し、下記事項を了承のうえ、_____株を売却することを貴社に依頼します。</p> <p>記</p> <p>1. 本公開買付けは、我が国証券取引法の規定による手続きを経て行われるものでないことを承知しております。</p> <p>2. 平成 年 月 日()午前・午後 時(日本時間)以後は、売却申込みの取消しはいたしません。</p> <p>3. 【公開買付けの対価】</p> <p>(注) 対価が現金、株式、現金と株式の組合せ、あるいはこれらの選択ができる場合など公開買付けに係る売付けの対価について具体的に記載する。なお、公開買付け後に買付価格が決定される場合など具体的な対価を記載できない場合には、価格の決定方法等を記載すること。</p> <p>例1：公開買付けに係る売付けの対価が、現金である場合</p> <p>社による、 社普通株式の公開買付けに係る買付価格は、1株当たり . 米国ドルです。</p> <p>例2：公開買付けに係る売付けの対価につき、複数の選択肢がある場合</p> <p>売却申込みを行った 社普通株式は、次に掲げる条件から私が指示した条件に従い売却されます。</p> <p>(選択1) <例：1株当たり . 米国ドル</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">></p> <p style="text-align: center;">(選択2) <例: 1株当たり 米国ドル と 社普通株式 .</p> <p style="text-align: center;">株 ></p> <p style="text-align: center;">(選択3) <例: 1株当たり 社普通株式 . 株 ></p> <p>4.【買付予定数量】</p> <p>(注)発行済株式総数のうち買付者が保有していない全数量を 買い付ける場合、あらかじめ買付数量の上限を定める場合な ど買付予定数量について記載すること。</p> <p>例1:発行済株式総数のうち買付者が保有していな い全数量を買い付ける場合 社による、 社普通株式の公 開買付けに係る買付予定株数は、発行済株式総数 です。</p> <p>例2:買付数量の上限を定める場合 社による、 社普通株式の公 開買付けに係る買付予定株数は、 株です。</p> <p>6.約定日は、貴社が 社から買付通知を確認 した日とします。</p> <p>7.売却代金は、貴社の保管機関が 社から受 領したことを貴社が確認した日(以下「確認日」とい う。)以後直ちに貴社より支払われます。この場合、 外貨と円貨の換算は、別に取決め又は指定のない限 り、確認日における貴社が定めるレートによります。</p> <p>8.売却申込みを行った 社の株式について は、貴社から別途連絡あるまで通常の売買取引による 売却は致しません。</p> <p>9.私の提供した株式が 社によって購入され た場合は、貴社が定める外国証券取次手数料相当額を 貴社に支払います。</p> <p>10.私の提供した株式が 社によって購入され た場合は、現地及び我が国税法に従い課税されること を承知しております。</p> <p>11.上記以外の事項については、 社の 社普通株式の公開買付けに係る定め及び外国証 券取引口座約款の条項によるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(注)その他、現地の開示資料において、投資者の地位に変更 をもたらす事項が明らかにされている場合には、適宜条項を 追加して差し支えない。</p>	<p style="text-align: center;">></p> <p style="text-align: center;">(選択2) <例: 1株当たり 米国ドル と 社普通株式 .</p> <p style="text-align: center;">株 ></p> <p style="text-align: center;">(選択3) <例: 1株当たり 社普通株式 . 株 ></p> <p>4.【買付予定数量】</p> <p>(注)発行済株式総数のうち買付者が保有していない全数量を 買い付ける場合、あらかじめ買付数量の上限を定める場合な ど買付予定数量について記載すること。</p> <p>例1:発行済株式総数のうち買付者が保有していな い全数量を買い付ける場合 社による、 社普通株式の公 開買付けに係る買付予定株数は、発行済株式総数 です。</p> <p>例2:買付数量の上限を定める場合 社による、 社普通株式の公 開買付けに係る買付予定株数は、 株です。</p> <p>6.約定日は、貴社が 社から買付通知を確認 した日とします。</p> <p>7.売却代金は、貴社の保管機関が 社から受 領したことを貴社が確認した日(以下「確認日」とい う。)以後直ちに貴社より支払われます。この場合、 外貨と円貨の換算は、別に取決め又は指定のない限 り、確認日における貴社が定めるレートによります。</p> <p>8.売却申込みを行った 社の株券について は、貴社から別途連絡あるまで通常の売買取引による 売却は致しません。</p> <p>9.私の提供した株券が 社によって購入され た場合は、貴社が定める外国証券取次手数料相当額を 貴社に支払います。</p> <p>10.私の提供した株券が 社によって購入され た場合は、現地及び我が国税法に従い課税されること を承知しております。</p> <p>11.上記以外の事項については、 社の 社普通株式の公開買付けに係る定め及び外国証 券取引口座約款の条項によるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(注)その他、現地の開示資料において、投資者の地位に変更 をもたらす事項が明らかにされている場合には、適宜条項を 追加して差し支えない。</p>
<p>(規則第3条第7項による売付約諾書の参考様式 その 2)</p> <p style="text-align: center;">(買付者が自社である場合)</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">証券株式会社 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____</p> <p style="text-align: center;">氏名又は 名 称 _____印</p> <p style="text-align: center;">社の自社普通株式購入に対する売付約諾書</p> <p>私は、[国名]の 社[社名英文]が行う、 平成 年 月 日()午前・午後 時(現地時 間)を締切とする自社普通株式購入に対し、下記事項を 了承のうえ、_____株を売却することを貴社に依頼 します。</p>	<p>(規則第3条第7項による売付約諾書の参考様式 その 2)</p> <p style="text-align: center;">(買付者が自社である場合)</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">証券株式会社 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____</p> <p style="text-align: center;">氏名又は 名 称 _____印</p> <p style="text-align: center;">社の自社普通株式購入に対する売付約諾書</p> <p>私は、[国名]の 社[社名英文]が行う、 平成 年 月 日()午前・午後 時(現地時 間)を締切とする自社普通株式購入に対し、下記事項を 了承のうえ、_____株を売却することを貴社に依頼 します。</p>

新 記	旧 記
<p>1. 本公開買付けは、我が国金融商品取引法の規定による手続きを経て行われるものでないことを承知しております。</p> <p>2. 平成 年 月 日 () 午前・午後 時 (日本時間) 以後は、売却申込みの取消しはいたしません。</p> <p>3. 【公開買付けの対価】 (注) 対価が現金、株式、現金と株式の組合せ、あるいはこれらの選択ができる場合など公開買付けに係る売付けの対価について具体的に記載する。なお、公開買付け後に買付価格が決定される場合など具体的な対価を記載できない場合には、価格の決定方法等を記載すること。 例 1：公開買付けに係る売付けの対価が、現金である場合 社による、自社普通株式の公開買付けに係る買付価格は、1株当たり . 米国ドルです。 例 2：公開買付けに係る売付けの対価につき、複数の選択肢がある場合 売却申込みを行った 社普通株式は、次に掲げる条件から私が指示した条件に従い売却されます。 (選択 1) < 例：1株当たり . 米国ドル > (選択 2) < 例：1株当たり . 米国ドル と 社普通株式 . 株 > (選択 3) < 例：1株当たり 社普通株式 . 株 ></p> <p>4. 【買付予定数量】 (注) 発行済株式総数のうち買付者が保有していない全数量を買い付ける場合、あらかじめ買付数量の上限を定める場合など買付予定数量について記載すること。 例 1：発行済株式総数のうち買付者が保有していない全数量を買い付ける場合 社による、自社普通株式の公開買付けに係る買付予定株数は、発行済株式総数です。 例 2：買付数量の上限を定める場合 社による、自社普通株式の公開買付けに係る買付予定株数は、 株です。</p> <p>5. 【買付条件】 (注) 最低買付数量に満たなかった場合、又は買付予定数量の上限を超えた申込みがあった場合などに条件が付されている場合には、当該条件について記載すること。 例 1：最低買付数量に満たなかった場合に条件が付されている場合 社に対する総売付申込株数が、購入予定株数である発行済株式総数の % に達しない場合には、本公開買付けは成立しない可能性があります。 例 2：買付予定数量の上限を超えた申込みがあった場合に条件が付されている場合 社に対する総売付申込株数が、購入予定株数である 株を超える場合には、売却申込株数の全部を売却できないことがあります。この場合の 社が購入する株数については、売付申込株数に対する按分比例の方法により決定されます。</p> <p>6. 約定日は、貴社が 社から買付通知を確認</p>	<p>1. 本公開買付けは、我が国証券取引法の規定による手続きを経て行われるものでないことを承知しております。</p> <p>2. 平成 年 月 日 () 午前・午後 時 (日本時間) 以後は、売却申込みの取消しはいたしません。</p> <p>3. 【公開買付けの対価】 (注) 対価が現金、株式、現金と株式の組合せ、あるいはこれらの選択ができる場合など公開買付けに係る売付けの対価について具体的に記載する。なお、公開買付け後に買付価格が決定される場合など具体的な対価を記載できない場合には、価格の決定方法等を記載すること。 例 1：公開買付けに係る売付けの対価が、現金である場合 社による、自社普通株式の公開買付けに係る買付価格は、1株当たり . 米国ドルです。 例 2：公開買付けに係る売付けの対価につき、複数の選択肢がある場合 売却申込みを行った 社普通株式は、次に掲げる条件から私が指示した条件に従い売却されます。 (選択 1) < 例：1株当たり . 米国ドル > (選択 2) < 例：1株当たり . 米国ドル と 社普通株式 . 株 > (選択 3) < 例：1株当たり 社普通株式 . 株 ></p> <p>4. 【買付予定数量】 (注) 発行済株式総数のうち買付者が保有していない全数量を買い付ける場合、あらかじめ買付数量の上限を定める場合など買付予定数量について記載すること。 例 1：発行済株式総数のうち買付者が保有していない全数量を買い付ける場合 社による、自社普通株式の公開買付けに係る買付予定株数は、発行済株式総数です。 例 2：買付数量の上限を定める場合 社による、自社普通株式の公開買付けに係る買付予定株数は、 株です。</p> <p>5. 【買付条件】 (注) 最低買付数量に満たなかった場合、又は買付予定数量の上限を超えた申込みがあった場合などに条件が付されている場合には、当該条件について記載すること。 例 1：最低買付数量に満たなかった場合に条件が付されている場合 社に対する総売付申込株数が、購入予定株数である発行済株式総数の % に達しない場合には、本公開買付けは成立しない可能性があります。 例 2：買付予定数量の上限を超えた申込みがあった場合に条件が付されている場合 社に対する総売付申込株数が、購入予定株数である 株を超える場合には、売却申込株数の全部を売却できないことがあります。この場合の 社が購入する株数については、売付申込株数に対する按分比例の方法により決定されます。</p> <p>6. 約定日は、貴社が 社から買付通知を確認</p>

新	旧
<p>した日とします。</p> <p>7. 売却代金は、貴社の保管機関が 社から受領したことを貴社が確認した日（以下「確認日」という。）以後直ちに貴社より支払われます。この場合、外貨と円貨の換算は、別に取決め又は指定のない限り、確認日における貴社が定めるレートによります。</p> <p>8. 売却申込みを行った 社の株式については、貴社から別途連絡あるまで通常の売買取引による売却は致しません。</p> <p>9. 私の提供した株式が 社によって購入された場合は、貴社が定める外国証券取次手数料相当額を貴社に支払います。</p> <p>10. 私の提供した株式が 社によって購入された場合は、現地及び我が国税法に従い課税されることを承知しております。</p> <p>11. 上記以外の事項については、 社の自社普通株式の公開買付けに係る定め及び外国証券取引口座約款の条項によるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>（注）その他、現地の開示資料において、投資者の地位に変更をもたらす事項が明らかにされている場合には、適宜条項を追加して差し支えない。</p>	<p>した日とします。</p> <p>7. 売却代金は、貴社の保管機関が 社から受領したことを貴社が確認した日（以下「確認日」という。）以後直ちに貴社より支払われます。この場合、外貨と円貨の換算は、別に取決め又は指定のない限り、確認日における貴社が定めるレートによります。</p> <p>8. 売却申込みを行った 社の株券については、貴社から別途連絡あるまで通常の売買取引による売却は致しません。</p> <p>9. 私の提供した株券が 社によって購入された場合は、貴社が定める外国証券取次手数料相当額を貴社に支払います。</p> <p>10. 私の提供した株券が 社によって購入された場合は、現地及び我が国税法に従い課税されることを承知しております。</p> <p>11. 上記以外の事項については、 社の自社普通株式の公開買付けに係る定め及び外国証券取引口座約款の条項によるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>（注）その他、現地の開示資料において、投資者の地位に変更をもたらす事項が明らかにされている場合には、適宜条項を追加して差し支えない。</p>
<p>（規則第 8 条に関する投資確認書の参考様式）</p> <p style="text-align: center;">投 資 確 認 書</p> <p style="text-align: center;">証券株式会社 殿</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____</p> <p style="text-align: center;">氏名又は _____</p> <p style="text-align: center;">名 称 _____ 印</p> <p>私は、下記の海外発行証券の買付けを行うに際し、当該証券については、我が国の金融商品取引法に基づく発行者に関する開示が行われていないことを理解しています。</p> <p>また、私は、自らの情報収集に基づき、私の判断と責任において発注したものであることを確認し、本書を差し入れます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>発 注 銘 柄 _____</p> <p>発注数量又発注金額 _____</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>（注）本確認書の徴求については、任意とするが、本確認書を徴求しない場合には、規則第 8 条に基づく記録の作成、保存等が必要であることに留意すること。</p>	<p>（規則第 6 条に関する投資確認書の参考様式）</p> <p style="text-align: center;">投 資 確 認 書</p> <p style="text-align: center;">証券株式会社 殿</p> <p style="text-align: center;">約定日：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____</p> <p style="text-align: center;">氏名又は _____</p> <p style="text-align: center;">名 称 _____ 印</p> <p>私は、下記の海外発行証券の買付けを行うに際し、当該証券については、我が国の証券取引法に基づく発行者に関する開示が行われていないことを理解しています。</p> <p>また、私は、自らの情報収集に基づき、私の判断と責任において発注したものであることを確認し、本書を差し入れます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>銘 柄 _____</p> <p>数量又は金額 _____</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>（注）本確認書の徴求については、任意とするが、本確認書を徴求しない場合には、規則第 6 条に基づく記録の作成、保存等が必要であることに留意すること。</p>
<p>（規則第 10 条第 1 項による転売制限等告知書の参考様式 その 1）</p> <p style="text-align: center;">（個別取引用）</p> <p style="text-align: center;">転売制限等告知書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">証券株式会社</p> <p style="text-align: center;">（金融商品仲介業者の氏名又は名称）</p>	<p>（規則第 7 条第 1 項による転売制限等告知書の参考様式 その 1）</p> <p style="text-align: center;">（個別取引用）</p> <p style="text-align: center;">転売制限等告知書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">証券株式会社</p> <p style="text-align: center;">（証券仲介業者の氏名又は名称）</p>

新	旧
<p>今般、当社が、貴殿に売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う下記の外国証券については、<u>金融商品取引法第23条の14第1項</u>の規定により、貴殿が、当該証券を、非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合には、その譲渡を行わないことを約することが買付けの条件となっていることをお知らせいたします。</p> <p>なお、当該証券に関しては、我が国の<u>金融商品取引法</u>による開示は行われておりません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>受注銘柄 _____ 受注数量又は受注金額 _____</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>(注)「<u>金融商品仲介業者の氏名又は名称</u>」を連名で記載することについては、任意とする。</p>	<p>今般、当社が、貴殿に売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う下記の外国証券については、<u>証券取引法第23条の14第1項</u>の規定により、貴殿が、当該証券を、非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合には、その譲渡を行わないことを約することが買付けの条件となっていることをお知らせいたします。</p> <p>なお、当該証券に関しては、我が国の<u>証券取引法</u>による開示は行われておりません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>銘柄 _____ 数量又は金額 _____</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>(注)「<u>証券仲介業者の氏名又は名称</u>」を連名で記載することについては、任意とする。</p>
<p>(規則第10条第1項による転売制限等告知書の参考様式 その2)</p> <p style="text-align: right;">(包括契約用)</p> <p style="text-align: center;">転売制限等告知書 平成 年 月 日 殿 証券株式会社 (金融商品仲介業者の氏名又は名称)</p> <p>当社が、貴殿に売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う外国証券のうち我が国<u>金融商品取引法</u>による開示が行われていないものについては、<u>金融商品取引法第23条の14第1項</u>の規定により、貴殿が、当該証券を、非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合には、その譲渡を行わないことを約することが買付けの条件となっていることをお知らせいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>(注)「<u>金融商品仲介業者の氏名又は名称</u>」を連名で記載することについては、任意とする。</p>	<p>(規則第7条第1項による転売制限等告知書の参考様式 その2)</p> <p style="text-align: right;">(包括契約用)</p> <p style="text-align: center;">転売制限等告知書 平成 年 月 日 殿 証券株式会社 (証券仲介業者の氏名又は名称)</p> <p>当社が、貴殿に売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う外国証券のうち我が国<u>証券取引法</u>による開示が行われていないものについては、<u>証券取引法第23条の14第1項</u>の規定により、貴殿が、当該証券を、非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合には、その譲渡を行わないことを約することが買付けの条件となっていることをお知らせいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>(注)「<u>証券仲介業者の氏名又は名称</u>」を連名で記載することについては、任意とする。</p>
<p style="text-align: center;">外国証券の譲渡に関する確認書 平成 年 月 日 証券株式会社 殿</p> <p>住 所 _____ 氏名又は 名 称 _____ 印</p> <p>今般、私が購入した下記の外国証券(以下「購入証券」という。)については、貴社から交付された「転売制限等告知書」の内容を確認し、購入証券については、非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合には、その譲渡を行いません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>銘 柄 _____</p>	<p style="text-align: center;">外国証券の譲渡に関する確認書 平成 年 月 日 証券株式会社 殿</p> <p>住 所 _____ 氏名又は 名 称 _____ 印</p> <p>今般、私が購入した下記の外国証券(以下「購入証券」という。)については、貴社から交付された「転売制限等告知書」の内容を確認し、購入証券については、非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合には、その譲渡を行いません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>銘 柄 _____</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">数量又は金額 _____ 以上</p> <p>(注)本確認書の徴求については、任意とする。</p>	<p style="text-align: center;">数量又は金額 _____ 以上</p> <p>(注)本確認書の徴求については、任意とする。</p>
<p>(規則第10条第3項に関する参考様式 その1) (個別取引用)</p> <p style="text-align: center;">外国証券の売却に関する指図書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">証券株式会社 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____ 氏名又は 名 称 _____ 印</p> <p>今般、私が、貴社に売却する下記の外国証券については、貴社は、当該証券の全量を、遅滞なく貴社の海外関係会社その他の非居住者へ売却してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>発注 銘 柄 _____ 発注数量又は発注金額 _____ 以上</p> <p>(注)本指図書の徴求については、任意とするが、本指図書を徴求しない場合には、規則第10条第3項に基づく記録の作成、保存等が必要であることに留意すること。</p>	<p>(規則第7条第3項に関する参考様式 その1) (個別取引用)</p> <p style="text-align: center;">外国証券の売却に関する指図書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">証券株式会社 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____ 氏名又は 名 称 _____ 印</p> <p>今般、私が、貴社に売却する下記の外国証券については、貴社は、当該証券の全量を、遅滞なく貴社の海外関係会社その他の非居住者へ売却してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>銘 柄 _____ 数量又は金額 _____ 以上</p> <p>(注)本指図書の徴求については、任意とするが、本指図書を徴求しない場合には、規則第7条第3項に基づく記録の作成、保存等が必要であることに留意すること。</p>
<p>(規則第10条第3項に関する参考様式 その2) (包括契約用)</p> <p style="text-align: center;">外国証券の売却に関する指図書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">証券株式会社 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____ 氏名又は 名 称 _____ 印</p> <p>私は、既に貴社から交付された「外国証券取引口座約款」第13条(注文の執行及び処理)に下記の第6号を加えることに同意します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>申込者が当社に売却する外国証券のうち、金融商品取引法第23条の14第1項の規定に基づく条件が付されたものについては、当社はこの売却を受ける都度、当該売却にかかる外国証券の全量を、遅滞なく当社の海外関係会社その他の非居住者へ売却するものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(注)本指図書の徴求については、任意とするが、本指図書を徴求しない場合には、規則第10条第3項に基づく記録の作成、保存等が必要であることに留意すること。</p>	<p>(規則第7条第3項に関する参考様式 その2) (包括契約用)</p> <p style="text-align: center;">外国証券の売却に関する指図書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">証券株式会社 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____ 氏名又は 名 称 _____ 印</p> <p>私は、既に貴社から交付された「外国証券取引口座約款」第13条(注文の執行及び処理)に下記の第6号を加えることに同意します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>申込者が当社に売却する外国証券のうち、証券取引法第23条の14第1項の規定に基づく条件が付されたものについては、当社はこの売却を受ける都度、当該売却にかかる外国証券の全量を、遅滞なく当社の海外関係会社その他の非居住者へ売却するものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(注)本指図書の徴求については、任意とするが、本指図書を徴求しない場合には、規則第7条第3項に基づく記録の作成、保存等が必要であることに留意すること。</p>

「海外証券先物取引等に関する規則」(公正慣習規則第 11 号)の一部改正について

平成 19 年 9 月 18 日
(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">海外証券先物取引等に関する規則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的) 第 1 条 この規則は、協会員が顧客又は他の協会員との間で行う海外証券先物取引、海外証券先物オプション取引及び海外証券オプション取引(以下「海外証券先物取引等」という。)に関し、取引の執行及びその決済並びにその受託等について遵守すべき事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(定 義) 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 海外証券先物取引 <u>外国金融商品市場において行う取引であって、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 28 条第 8 項第 3 号イ又はロに掲げる取引と類似の取引をいう。</u> 2 海外証券先物オプション取引 <u>外国金融商品市場において行う取引であって、金商法第 28 条第 8 項第 3 号ハ(2)に掲げる取引(原資産を同号イ又はロに掲げる取引であるものに限る。)と類似の取引をいう。</u> 3 海外証券オプション取引 <u>外国金融商品市場において行う取引であって、金商法第 28 条第 8 項第 3 号ハ(1)に掲げる取引と類似の取引をいう。</u></p> <p>(取引契約の締結) 第 3 条 協会員は、顧客又は他の協会員から海外証券先物取引等の注文を受ける場合には、予め当該顧客又は他の協会員と海外証券先物取引等に関する契約を締結しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">「海外証券先物取引等に関する規則」(公正慣習規則第 11 号)</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的) 第 1 条 この規則は、協会員が顧客又は他の協会員との間で行う海外証券先物取引、海外証券先物オプション取引及び海外証券オプション取引(以下「海外証券先物取引等」という。)に関し、取引の執行及びその決済並びにその受託等について遵守すべき事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(定 義) 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 1 海外証券先物取引 <u>外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引又は有価証券指数等先物取引と類似の取引をいう。</u> 2 海外証券先物オプション取引 <u>外国有価証券市場において行われる有価証券オプション取引(当事者の一方の意思表示により当事者間において有価証券先物取引又は有価証券指数等先物取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引に限る。)と類似の取引をいう。</u> 3 海外証券オプション取引 <u>外国有価証券市場において行われる有価証券オプション取引と類似の取引をいう(前号に定めるものを除く。)</u></p> <p>(取引契約の締結) 第 3 条 協会員は、顧客又は他の協会員から海外証券先物取引等の注文を受ける場合には、予め当該顧客又は他の協会員と海外証券先物取引等に関する契約を締結しなければならない。</p>

新	旧
<p>2 協会員は前項の規定により顧客と海外証券先物取引等に関する契約を締結するときは、当該顧客から本協会の定める様式により作成した「海外証券先物取引等口座設定約諾書」の提出を受けるものとする。</p> <p>(約諾書による処理) 第4条 協会員は、顧客の注文に基づいて行う海外証券先物取引等の執行、差金決済、受渡決済及び当該取引に係る資金の授受等については、「海外証券先物取引等口座設定約諾書」に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>(遵守事項) 第5条 協会員は顧客に対する海外証券先物取引等の投資勧誘に際しては、顧客の意向、投資経験及び資力に適合した投資が行われるよう十分配慮するものとする。</p> <p>(取引開始基準) 第6条 協会員は、海外証券先物取引等についての取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客から取引を受託するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 注文の執行及び処理</p> <p>(口座の種類) 第7条 協会員は、海外証券先物取引等について、その取引の執行地における諸法令及び慣行等からヘッジ勘定及びスペキュレーション勘定に分ける必要が生じた場合は、当該顧客の取引口座をヘッジ勘定とスペキュレーション勘定の2種に区分して管理し、顧客から文書によりヘッジ勘定による管理の申出があったときを除きスペキュレーション勘定として管理する。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 委託証拠金</p> <p>(委託証拠金の差し入れ等) 第8条 協会員は、海外証券先物取引等による売付け又は買付けが成立した場合（ただし、海外証券先物オプション取引及び海外証券オプション取引の買付けの場合を除く。）において、第11条に規定する受入証拠金の総額が第9条に規定する委託証拠金所要額の総額を下回っているとき又は当該顧客が委託証拠金として差し入れている金銭の額が海外証券先物取引に係る計算上の損失額を下回っているときは、当該顧客から、受入証拠金の総額と委</p>	<p>2 協会員は前項の規定により顧客と海外証券先物取引等に関する契約を締結するときは、当該顧客から本協会の定める様式により作成した「海外証券先物取引等口座設定約諾書」の提出を受けるものとする。</p> <p>(約諾書による処理) 第4条 協会員は、顧客の注文に基づいて行う海外証券先物取引等の執行、差金決済、受渡決済及び当該取引に係る資金の授受等については、「海外証券先物取引等口座設定約諾書」に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>(遵守事項) 第5条 協会員は顧客に対する海外証券先物取引等の投資勧誘に際しては、顧客の意向、投資経験及び資力に適合した投資が行われるよう十分配慮するものとする。</p> <p>(取引開始基準) 第6条 協会員は、海外証券先物取引等についての取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客から取引を受託するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 注文の執行及び処理</p> <p>(口座の種類) 第7条 海外証券先物取引等については、その取引の執行地における諸法令及び慣行等からヘッジ勘定及びスペキュレーション勘定に分ける必要が生じた場合は、当該顧客の取引口座をヘッジ勘定とスペキュレーション勘定の2種に区分して管理するものとし、顧客から文書によりヘッジ勘定による管理の申出があったときを除きスペキュレーション勘定として管理する。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 委託証拠金</p> <p>(委託証拠金の差し入れ等) 第8条 協会員は、海外証券先物取引等による売付け又は買付けが成立した場合（ただし、海外証券先物オプション取引及び海外証券オプション取引の買付けの場合を除く。）において、第11条に規定する受入証拠金の総額が第9条に規定する委託証拠金所要額の総額を下回っているとき又は当該顧客が委託証拠金として差し入れている金銭の額が海外証券先物取引に係る計算上の損失額を下回っているときは、当該顧客から、受入証拠金の総額と委</p>

新	旧
<p>託証拠金所要額の総額との差額（以下「総額の不足額」という。）又は当該金銭の額と当該海外証券先物取引に係る計算上の損失額との差額（以下「現金不足額」という。）のいずれか大きい方の額以上の額を委託証拠金として、約定日（当該売付け又は当該買付けの成立を協会員が確認した日）から起算して3営業日目の日の正午までに差入れを受けるものとする。</p> <p>2 協会員は、委託証拠金は当該海外証券先物取引等に係る建玉の通貨（以下「指定建通貨」という。）により受け入れるものとする。</p> <p>3 前2項の規定は海外証券先物オプション取引の権利行使又は権利割当てにより成立する海外証券先物取引について準用する。</p>	<p>託証拠金所要額の総額との差額（以下「総額の不足額」という。）又は当該金銭の額と当該海外証券先物取引に係る計算上の損失額との差額（以下「現金不足額」という。）のいずれか大きい方の額以上の額を委託証拠金として、約定日（当該売付け又は当該買付けの成立を協会員が確認した日）から起算して3営業日目の日の正午までに差入れを受けるものとする。</p> <p>2 協会員は、委託証拠金は当該海外証券先物取引等に係る建玉の通貨（以下「指定建通貨」という。）により受け入れるものとする。</p> <p>3 前2項の規定は海外証券先物オプション取引の権利行使又は権利割当てにより成立する海外証券先物取引について準用する。</p>
<p>（委託証拠金の所要額）</p> <p>第9条 委託証拠金の所要額は、取引を執行する海外取引所（以下「執行取引所」という。）の定める証拠金額以上の額で協会員が定める額とする。</p>	<p>（委託証拠金の所要額）</p> <p>第9条 委託証拠金の所要額は、取引を執行する海外取引所（以下「執行取引所」という。）の定める証拠金額以上の額で協会員が定める額とする。</p>
<p>（委託証拠金の有価証券による代用）</p> <p>第10条 <u>顧客から受け入れる</u>委託証拠金は、執行取引所の認める範囲において有価証券をもって代用することができる。ただし、現金不足額に相当する額の委託証拠金は、有価証券をもって代用することができないものとする。</p> <p>2 <u>前項の規定により受け入れる有価証券</u>（以下「代用証券」という。）の種類は、<u>執行取引所又はその清算会社が受け入れる有価証券のうち指定建通貨と同一の通貨で表示されるものとする。</u></p> <p>3 前項の規定に基づき、代用証券の評価は、額面金額を基準として次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める率を乗じて行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 償還までの期間が6ヵ月以下の債券 100分の95 2 償還までの期間が6ヵ月超1年以下の債券 100分の90 3 償還までの期間が1年を超える債券については、執行取引所又は清算会社が定める掛目に100分の90を乗じた率 <p>4 協会員は、経済情勢等の変化に伴い前項に定める代用証券の掛目を変更するものとする。この場合、協会員は、<u>顧客から既に受け入れられている代用証券</u>に対しても変更後の掛目を適用するものとする。</p>	<p>（委託証拠金の有価証券による代用）</p> <p>第10条 <u>顧客が差し入れる</u>委託証拠金は、執行取引所の認める範囲において有価証券をもって代用することができる。ただし、現金不足額に相当する額の委託証拠金は、有価証券をもって代用することができないものとする。</p> <p>2 <u>前項の有価証券の種類は、執行取引所又はその清算会社が受け入れる有価証券のうち指定建通貨と同一の通貨で表示されるものとし、協会員が受け入れる際における代用価額は、次項に定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定に基づき、顧客から受け入れる代用証券</u>の評価は、額面金額を基準として次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める率を乗じて行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 償還までの期間が6ヵ月以下の債券 100分の95 2 償還までの期間が6ヵ月超1年以下の債券 100分の90 3 償還までの期間が1年を超える債券については、執行取引所又は清算会社が定める掛目に100分の90を乗じた率 <p>4 協会員は、経済情勢等の変化に伴い前項に定める代用証券の掛目を変更することとする。この場合、協会員は、<u>顧客の建玉中の委託証拠金代用証券</u>に対しても変更後の掛目を適用することとする。</p>

新	旧
<p>(受入証拠金の計算方法)</p> <p>第11条 海外証券先物取引等に係る受入証拠金については、執行取引所ごとに区分しかつ指定建通貨を同一とする取引ごとに計算するものとする。</p> <p>2 受入証拠金の総額は、当該顧客が差し入れている委託証拠金の額に、第4項に規定する海外証券先物取引に係る計算上の損益額を加減し、当該顧客の負担すべきものに相当する額で協会が必要と認める額を差し引いて得た額とする。</p> <p>3 前項の受入証拠金の総額の計算において、受入証拠金の全部又は一部が有価証券をもって代用されている場合におけるその代用価額は、前条第3項に定めるところによる。</p> <p>4 海外証券先物取引に係る計算上の損益額は、当該顧客の海外証券先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額から当該顧客の海外証券先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額と第13条の規定により払出しを行った場合の当該払出額を差し引いて得た損益額とする。</p> <p>5 前項の海外証券先物取引の相場の変動に基づく計算上の損益は、当該顧客の約定価額と計算する日の前日の執行取引所が定めた清算価格により評価した価額との差損益とする。</p>	<p>(受入証拠金の計算方法)</p> <p>第11条 海外証券先物取引等に係る受入証拠金については、執行取引所ごとに区分しかつ指定建通貨を同一とする取引ごとに計算するものとする。</p> <p>2 受入証拠金の総額は、当該顧客が差し入れている委託証拠金の額に、第4項に規定する海外証券先物取引に係る計算上の損益額を加減し、当該顧客の負担すべきものに相当する額で協会が必要と認める額を差し引いて得た額をいう。</p> <p>3 前項の受入証拠金の総額の計算において、受入証拠金の全部又は一部が有価証券をもって代用されている場合におけるその代用価額は、第10条第2項に定めるところによる。</p> <p>4 海外証券先物取引に係る計算上の損益額は、当該顧客の海外証券先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額から当該顧客の海外証券先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額と第13条の規定により払出しを行った場合の当該払出額を差し引いて得た損益額とする。</p> <p>5 前項の海外証券先物取引の相場の変動に基づく計算上の損益は、当該顧客の約定価額と計算する日の前日の執行取引所が定めた清算価格により評価した価額との差損益とする。</p>
<p>(委託証拠金の引出し等の制限)</p> <p>第12条 協会員は、顧客から海外証券先物取引等に係る委託証拠金として差し入れられている金銭又は有価証券を引き出させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。</p> <p>1 引き出させる際における当該顧客の受入証拠金の総額が委託証拠金所要額の総額を上回っている場合には、その超過額を第10条第3項に掲げる率をもって除した額に相当する有価証券又は当該超過額と現金超過額(委託証拠金として差し入れられている金銭の額が計算上の損失額を超えている場合の当該超過額をいう。以下同じ。)のいずれか小さな額に相当する額の金銭</p> <p>2 当該顧客が委託証拠金として差し入れている有価証券を金銭又は他の有価証券と差し換える場合には、当該金銭の額又は当該他の有価証券の額(第10条第3項に定める代用価格により評価した額をいう。以下この項において同じ。)を第10条第3項に掲げる率</p>	<p>(委託証拠金の引出し等の制限)</p> <p>第12条 協会員は、顧客から海外証券先物取引等に係る委託証拠金として差し入れられている金銭又は有価証券を引き出させてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。</p> <p>1 引き出させる際における当該顧客の受入証拠金の総額が委託証拠金所要額の総額を上回っている場合には、その超過額を第10条第3項に掲げる率をもって除した額に相当する有価証券又は当該超過額と現金超過額(委託証拠金として差し入れられている金銭の額が計算上の損失額を超えている場合の当該超過額をいう。以下同じ。)のいずれか小さな額に相当する額の金銭</p> <p>2 当該顧客が委託証拠金として差し入れている有価証券を金銭又は他の有価証券と差し換える場合には、当該金銭の額又は当該他の有価証券の額(第10条第3項に定める代用価格により評価した額をいう。以下この項において同じ。)を第10条第3項に掲げる率</p>

新	旧
<p>をもって除した額に相当する有価証券</p> <p>3 当該顧客が委託証拠金として差し入れている金銭のうち現金超過額に相当する金銭を有価証券と差し換える場合には、当該有価証券の額に相当する額の金銭</p> <p>2 協会員は、前項第1号に該当する場合において、当該顧客の請求により現金又は代用有価証券を返還するときは、超過額を確認した日から起算して2営業日目の日以降行うものとする。</p>	<p>をもって除した額に相当する有価証券</p> <p>3 当該顧客が委託証拠金として差し入れている金銭のうち現金超過額に相当する金銭を有価証券と差し換える場合には、当該有価証券の額に相当する額の金銭</p> <p>2 協会員は、前項第1号に該当する場合において、当該顧客の請求により現金又は代用有価証券を返還するときは、超過額を確認した日から起算して2営業日目の日以降行うものとする。</p>
<p>(計算上の利益額の引出し)</p> <p>第13条 協会員は、顧客が請求し、かつ、当該協会員が応じる場合には、当該顧客の計算上の利益額に相当する金銭を、当該顧客の受入証拠金の総額が委託証拠金所要額の総額を上回っているときの差額を限度として、払い出すことができる。</p> <p>2 協会員は、顧客からの計算上の利益額の払出しの請求に応じない場合には、当該顧客に対し、計算上の利益額の払出しを行わない旨を明示のうえ、海外証券先物取引等の注文を受けるものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、執行取引所において計算上の利益額の払出しを認めていない場合は、協会員は、当該顧客の計算上の利益額の払出しはできないものとする。</p>	<p>(計算上の利益額の引出し)</p> <p>第13条 協会員は、顧客が請求し、かつ、当該協会員が応じる場合には、当該顧客の計算上の利益額に相当する金銭を、当該顧客の受入証拠金の総額が委託証拠金所要額の総額を上回っているときの差額を限度として、払い出すことができる。</p> <p>2 協会員は、顧客からの計算上の利益額の払出しの請求に応じない場合には、当該顧客に対し、計算上の利益額の払出しを行わない旨を明示のうえ、海外証券先物取引等の注文を受けるものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、執行取引所において計算上の利益額の払出しを認めていない場合は、協会員は、当該顧客の計算上の利益額の払出しはできないものとする。</p>
<p>(委託証拠金の追加差し入れ)</p> <p>第14条 協会員は、顧客に総額の不足額又は現金不足額が生じた場合には、いずれか大きい方の額以上の額を委託証拠金として、当該顧客から、当該不足額が生じたことを確認した日から起算して3営業日目の日の正午までに差し入れさせるものとする。この場合において、現金不足額に相当する額の委託証拠金は、指定建通貨による現金とする。</p>	<p>(委託証拠金の追加差し入れ)</p> <p>第14条 協会員は、顧客に総額の不足額又は現金不足額が生じた場合には、いずれか大きい方の額以上の額を委託証拠金として、当該顧客から、当該不足額が生じたことを確認した日から起算して3営業日目の日の正午までに差し入れさせるものとする。この場合において、現金不足額に相当する額の委託証拠金は、指定建通貨による現金とする。</p>
<p>(委託証拠金に対する付利の禁止)</p> <p>第15条 協会員は、顧客から海外証券先物取引等の委託証拠金として差し入れられた金銭又は有価証券に対しては、利息、その他の対価を付してはならない。</p>	<p>(委託証拠金に対する付利の禁止)</p> <p>第15条 協会員は、顧客から海外証券先物取引等の委託証拠金として差し入れられた金銭又は有価証券に対しては、利息、その他の対価を付してはならない。</p>
<p>(委託証拠金の返還)</p> <p>第16条 協会員は、顧客の海外証券先物取引等について、次の各号に該当する場合に、当該顧客からの委託証拠金の返還請求があった場合には、当該各号に定める日以降、遅滞なく委託証拠金を返還することとする。</p> <p>1 転売又は買戻しによる決済を行った場合</p>	<p>(委託証拠金の返還)</p> <p>第16条 協会員は、顧客の海外証券先物取引等について、次の各号に該当する場合に、当該顧客からの委託証拠金の返還請求があった場合には、当該各号に定める日以降、遅滞なく委託証拠金を返還することとする。</p> <p>1 転売又は買戻しによる決済を行った場合</p>

新	旧
<p>当該転売又は買戻しの約定日から起算して4営業日目の日</p> <p>2 受渡決済を行った場合（海外証券オプション取引のうち、権利行使に関して売建玉に割当てが行われた場合の受渡決済を含む。）</p> <p>執行取引所の定める受渡日の国内応当日の翌営業日</p> <p>3 最終差金決済（海外証券先物取引等について、未決済勘定を転売又は買戻しにより決済しなかった場合に、執行取引所の定めるところにより行われる差金決済のことをいう。以下同じ。）が行われた場合 協会が最終清算価格を確認した日から起算して4営業日目の日</p> <p>4 海外証券先物オプション取引の権利行使に関して売建玉に割当てが行われた場合 協会が当該割当てを確認した日から起算して3営業日目の日</p> <p>5 海外証券オプション取引の権利行使に関して売建玉に割当てが行われた場合（ただし、第2号の場合を除く。） 協会が当該割当てを確認した日から起算して4営業日目の日</p> <p>6 海外証券先物オプション取引又は海外証券オプション取引について、権利消滅となった場合 協会が権利消滅を確認した日から起算して4営業日目の日</p>	<p>当該転売又は買戻しの約定日から起算して4営業日目の日</p> <p>2 受渡決済を行った場合（海外証券オプション取引のうち、権利行使に関して売建玉に割当てが行われた場合の受渡決済を含む。） 執行取引所の定める受渡日の国内応当日の翌営業日</p> <p>3 最終差金決済（海外証券先物取引等について、未決済勘定を転売又は買戻しにより決済しなかった場合に、執行取引所の定めるところにより行われる差金決済のことをいう。以下同じ。）が行われた場合 協会が最終清算価格を確認した日から起算して4営業日目の日</p> <p>4 海外証券先物オプション取引の権利行使に関して売建玉に割当てが行われた場合 協会が当該割当てを確認した日から起算して3営業日目の日</p> <p>5 海外証券オプション取引の権利行使に関して売建玉に割当てが行われた場合（ただし、第2号の場合を除く。） 協会が当該割当てを確認した日から起算して4営業日目の日</p> <p>6 海外証券先物オプション取引又は海外証券オプション取引について、権利消滅となった場合 協会が権利消滅を確認した日から起算して4営業日目の日</p>
<p>（委託証拠金の使用制限）</p> <p>第17条 協会員は、海外証券先物取引等について顧客から委託証拠金として預託を受けた金銭又は有価証券を、<u>自己の取引に使用してはならない。</u></p> <p>2 協会員は、あらかじめ当該顧客の書面による同意がある場合を除くほか、海外証券先物取引等について顧客から委託証拠金として預託を受けた金銭又は有価証券を、<u>他の顧客の取引に使用してはならない。</u></p>	<p>（委託証拠金の使用制限）</p> <p>第17条 協会員は、海外証券先物取引等について顧客から委託証拠金として預託を受けた金銭又は有価証券を、<u>自己の有価証券の売買取引又は海外証券先物取引等又はその他の取引に使用してはならない。</u></p> <p>2 協会員は、あらかじめ当該顧客の書面による同意がある場合を除くほか、海外証券先物取引等について顧客から委託証拠金として預託を受けた金銭又は有価証券を、<u>他の顧客の自己の有価証券の売買取引、海外証券先物取引等又はその他の取引に使用してはならない。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 決 済 等</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 決 済 等</p>
<p>（転売又は買戻しに伴う差金決済）</p> <p>第18条 協会員は、海外証券先物取引等について顧客が転売又は買戻しを行った場合において、損失が生じたときは、当該損失に相当す</p>	<p>（転売又は買戻しに伴う差金決済）</p> <p>第18条 協会員は、海外証券先物取引等について顧客が転売又は買戻しを行った場合において、損失が生じたときは、当該損失に相当す</p>

新	旧
<p>る額の金銭を、当該転売又は買戻しに係る約定日から起算して4営業日目の日までに当該顧客から差し入れを受けるものとする。</p> <p>2 協会員は、前項の場合において、利益が生じたときは、当該利益に相当する額の金銭を当該転売又は買戻しに係る約定日から起算して4営業日目の日に顧客あて支払う。</p>	<p>る額の金銭を、当該転売又は買戻しに係る約定日から起算して4営業日目の日までに当該顧客から差し入れを受けるものとする。</p> <p>2 協会員は、前項の場合において、利益が生じたときは、当該利益に相当する額の金銭を当該転売又は買戻しに係る約定日から起算して4営業日目の日に顧客あて支払う。</p>
<p>(計算上の利益の払出しに伴う金銭の授受)</p>	<p>(計算上の利益の払出しに伴う金銭の授受)</p>
<p>第19条 前条の規定にかかわらず、第13条の規定により計算上の利益額の払出しを受けている顧客が転売若しくは買戻しによる決済又は受渡決済を行う場合における当該顧客と協会員との間の金銭(当該顧客が受渡決済を行う場合における第20条の規定に基づく品渡し代金及び品受代金を除く。)の授受については、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。</p>	<p>第19条 前条の規定にかかわらず、第13条の規定により計算上の利益額の払出しを受けている顧客が転売若しくは買戻しによる決済又は受渡決済を行う場合における当該顧客と協会員との間の金銭(当該顧客が受渡決済を行う場合における第20条の規定に基づく品渡し代金及び品受代金を除く。)の授受については、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。</p>
<p>1 転売若しくは買戻しの約定日又は受渡決済に係る限月取引の売買取引最終日において、当該顧客の委託に基づく海外証券先物取引における未決済約定(売買取引最終日が到来した限月取引の売買取引最終日以後における当該限月取引の未決済約定を除く。以下この項において同じ。)がある場合</p>	<p>1 転売若しくは買戻しの約定日又は受渡決済に係る限月取引の売買取引最終日において、当該顧客の委託に基づく海外証券先物取引における未決済約定(売買取引最終日が到来した限月取引の売買取引最終日以後における当該限月取引の未決済約定を除く。以下この項において同じ。)がある場合</p>
<p>イ 第13条の規定により顧客に払い出している額の合計額(以下「計算上の利益の払出額」という。)が前条の規定により顧客が受領することとなる金銭の額以上である時は、協会員は、当該顧客に対し当該金銭を支払わないものとする。この場合において、当該計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を新たな計算上の利益の払出額とする。</p>	<p>イ 第13条の規定により顧客に払い出している額の合計額(以下「計算上の利益の払出額」という。)が前条の規定により顧客が受領することとなる金銭の額以上である時は、協会員は、当該顧客に対し当該金銭を支払わないものとする。この場合において、当該計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を新たな計算上の利益の払出額とする。</p>
<p>ロ 計算上の利益の払出額が前条の規定により顧客が受領することとなる金銭の額を下回るときは、協会員は、当該顧客に対し当該計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を支払うものとする。この場合において、当該計算上の利益の払出額は全額当該顧客から返還されたものとする。</p>	<p>ロ 計算上の利益の払出額が前条の規定により顧客が受領することとなる金銭の額を下回るときは、協会員は、当該顧客に対し当該計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を支払うものとする。この場合において、当該計算上の利益の払出額は全額当該顧客から返還されたものとする。</p>
<p>ハ 前条の規定により顧客が金銭を支払うこととなるときは、<u>協会員は、当該顧客より当該金銭の支払いを受けるものとする。</u>この場合において、計算上の利益の払出額については増減を行わないものとする。</p>	<p>ハ 前条の規定により顧客が金銭を支払うこととなるときは、<u>当該顧客は、当該金銭を協会員に支払うものとする。</u>この場合において、計算上の利益の払出額については増減を行わないものとする。</p>
<p>2 転売若しくは買戻しの約定日又は受渡決済に係る限月取引の売買取引最終日において、当該顧客の委託に基づく海外証券先物取</p>	<p>2 転売若しくは買戻しの約定日又は受渡決済に係る限月取引の売買取引最終日において、当該顧客の委託に基づく海外証券先物取</p>

新	旧
<p>引における未決済約定がないこととなる場合</p> <p>イ 計算上の利益の払出額が前条の規定により顧客が受領することとなる金銭の額以上であるときは、<u>協会員は、当該顧客より当該転売若しくは買戻しの約定日又は当該限月取引の売買取引最終日（その日が休業日に当たる場合には、その後の直近の営業日とする。以下八において同じ。）から起算して4営業日目の日までに、計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額の支払いを受けるものとする。</u></p> <p>ロ 計算上の利益の払出額が前条の規定により顧客が受領することとなる金銭の額を下回るときは、協会員は、当該顧客に対し当該計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を支払うものとする。</p> <p>ハ 前条の規定により顧客が金銭を支払うこととなるときは、<u>協会員は、当該顧客より当該金銭の支払いを受けるとともに、計算上の利益の払出額について当該転売若しくは買戻しの約定日又は当該限月取引の売買取引最終日から起算して4営業日目の日までに、返還を受けるものとする。</u></p>	<p>引における未決済約定がないこととなる場合</p> <p>イ 計算上の利益の払出額が前条の規定により顧客が受領することとなる金銭の額以上であるときは、<u>当該顧客は、当該転売若しくは買戻しの約定日又は当該限月取引の売買取引最終日（その日が休業日に当たる場合には、その後の直近の営業日とする。以下八において同じ。）から起算して4営業日目の日までに、計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を協会員に支払うものとする。</u>この場合において、協会員は、当該顧客に対し当該金銭を支払わないものとする。</p> <p>ロ 計算上の利益の払出額が前条の規定により顧客が受領することとなる金銭の額を下回るときは、協会員は、当該顧客に対し当該計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を支払うものとする。</p> <p>ハ 前条の規定により顧客が金銭を支払うこととなるときは、<u>当該顧客は、当該金銭を協会員に支払うとともに、計算上の利益の払出額を当該転売若しくは買戻しの約定日又は当該限月取引の売買取引最終日から起算して4営業日目の日までに、協会員に返還するものとする。</u></p>
<p>（受渡その他の決済方法）</p> <p>第20条 協会員は、海外証券先物取引について、顧客が有価証券の品渡しによる受渡決済を委託する場合には、執行取引所の定める受渡手続開始日の国内応当日までに、当該顧客より当該執行取引所が定める受渡適格銘柄の差し入れを受けるものとする。なお、当該顧客に対し交付すべき品渡代金は、執行取引所の定める受渡日の国内応当日の翌営業日に当該顧客あて支払う。</p> <p>2 協会員は、海外証券先物取引について、顧客が有価証券の品受けによる受渡決済を委託する場合には、執行取引所の定める受渡日の国内応当日までに、当該顧客より品受代金の差し入れを受けるものとする。なお、当該顧客に対し交付すべき有価証券については、執行取引所の定める受渡日の国内応当日の翌営業日に、あらかじめ顧客との間で別途取り決めた受渡方法により交付するものとする。</p> <p>3 協会員は、海外証券オプション取引について、顧客が有価証券の売買に係る権利行使を行う場合には、執行取引所において権利行使</p>	<p>（受渡その他の決済方法）</p> <p>第20条 協会員は、海外証券先物取引について、顧客が有価証券の品渡しによる受渡決済を委託する場合には、執行取引所の定める受渡手続開始日の国内応当日までに、当該顧客より当該執行取引所が定める受渡適格銘柄の差し入れを受けるものとする。</p> <p>なお、当該顧客に対し交付すべき品渡代金は、執行取引所の定める受渡日の国内応当日の翌営業日に当該顧客あて支払う。</p> <p>2 協会員は、海外証券先物取引について、顧客が有価証券の品受けによる受渡決済を委託する場合には、執行取引所の定める受渡日の国内応当日までに、当該顧客より品受代金の差し入れを受けるものとする。なお、当該顧客に対し交付すべき有価証券については、執行取引所の定める受渡日の国内応当日の翌営業日に、あらかじめ顧客との間で別途取り決めた受渡方法により交付するものとする。</p> <p>3 協会員は、海外証券オプション取引について、顧客が有価証券の売買に係る権利行使を行う場合には、執行取引所において権利行使</p>

新	旧
<p>する日の国内応当日までに、権利行使に必要な当該有価証券又は受渡代金等を顧客から受け入れるものとする。なお、当該顧客に対して交付すべき有価証券又は受渡代金は、執行取引所の定める受渡日の国内応当日の翌営業日に、当該顧客あて、あらかじめ顧客との間で別途取り決めた受渡方法により交付するものとする。</p>	<p>する日の国内応当日までに、権利行使に必要な当該有価証券又は受渡代金等を顧客から受け入れるものとする。なお、当該顧客に対して交付すべき有価証券又は受渡代金は、執行取引所の定める受渡日の国内応当日の翌営業日に、当該顧客あて、あらかじめ顧客との間で別途取り決めた受渡方法により交付するものとする。</p>
<p>4 協会員は、海外証券オプション取引について、顧客が有価証券の売買に係る権利割当てを受けた場合には、執行取引所の定める受渡日に受渡しが行われるよう当該有価証券又は受渡代金等を顧客より受け入れるものとする。なお、当該顧客に対して交付すべき有価証券又は受渡代金は、執行取引所の定める受渡日の国内応当日の翌営業日に、当該顧客あて、あらかじめ顧客との間で別途取り決めた受渡方法により交付するものとする。</p>	<p>4 協会員は、海外証券オプション取引について、顧客が有価証券の売買に係る権利割当てを受けた場合には、執行取引所の定める受渡日に受渡しが行われるよう当該有価証券又は受渡代金等を顧客より受け入れるものとする。なお、当該顧客に対して交付すべき有価証券又は受渡代金は、執行取引所の定める受渡日の国内応当日の翌営業日に、当該顧客あて、あらかじめ顧客との間で別途取り決めた受渡方法により交付するものとする。</p>
<p>5 協会員は、海外証券先物取引等について、最終差金決済又は権利行使に伴う差金決済が行われた場合において、損失が生じたときは、当該損失に相当する額の金銭を当該協会員が当該決済に係る清算価格を確認した日から起算して4営業日目の日までに当該顧客から差し入れを受けるものとする。</p>	<p>5 協会員は、海外証券先物取引等について、最終差金決済又は権利行使に伴う差金決済が行われた場合において、損失が生じたときは、当該損失に相当する額の金銭を当該協会員が当該決済に係る清算価格を確認した日から起算して4営業日目の日までに当該顧客から差し入れを受けるものとする。</p>
<p>6 協会員は、前項の場合において、利益が生じたときは、当該利益に相当する額の金銭を当該協会員が当該決済に係る清算価格を確認した日から起算して4営業日目の日に顧客あて支払う。</p>	<p>6 協会員は、前項の場合において、利益が生じたときは、当該利益に相当する額の金銭を当該協会員が当該決済に係る清算価格を確認した日から起算して4営業日目の日に顧客あて支払う。</p>
<p>7 協会員は、顧客が海外証券先物オプション取引又は海外証券オプション取引の買付けを行った場合、約定プレミアムを約定日から起算して4営業日目の日までに当該顧客から差し入れを受けるものとする。</p>	<p>7 協会員は、顧客が海外証券先物オプション取引又は海外証券オプション取引の買付けを行った場合、約定プレミアムを約定日から起算して4営業日目の日までに当該顧客から差し入れを受けるものとする。</p>
<p>8 協会員は、顧客が海外証券先物オプション取引又は海外証券オプション取引の売付けを行った場合、約定プレミアムを約定日から起算して4営業日目の日に当該顧客あて支払う。</p>	<p>8 協会員は、顧客が海外証券先物オプション取引又は海外証券オプション取引の売付けを行った場合、約定プレミアムを約定日から起算して4営業日目の日に当該顧客あて支払う。</p>
<p>(決済通貨) 第21条 協会員は、顧客との間で海外証券先物取引等における第16条及び前3条に係る金銭の授受を指定建通貨により行う。</p>	<p>(決済通貨) 第21条 協会員は、顧客との間で海外証券先物取引等における第16条及び前3条に係る金銭の授受を指定建通貨により行う。</p>
<p>(建玉等の割当て) 第22条 協会員は、海外証券先物取引に関して当該海外証券先物取引の未決済勘定を有する顧客間で受渡決済の割当てを行う必要がある場合は、約定日順に当該割当てを行う。</p>	<p>(建玉等の割当て) 第22条 協会員は、海外証券先物取引に関して当該海外証券先物取引の未決済勘定を有する顧客間で受渡決済の割当てを行う必要がある場合は、約定日順に当該割当てを行う。</p>
<p>2 協会員は、海外証券先物オプション取引又</p>	<p>2 協会員は、海外証券先物オプション取引又</p>

新	旧
<p>は海外証券オプション取引の権利行使に関して売建玉に割当てを行う必要がある場合には、約定日順に当該割当てを行う。</p>	<p>は海外証券オプション取引の権利行使に関して売建玉に割当てを行う必要がある場合には、協会員が約定日順に当該割当てを行う。</p>
<p>(権利行使等に係る意思確認)</p>	<p>(権利行使等に係る意思確認)</p>
<p>第 23 条 協会員は、顧客が海外証券先物オプション取引及び海外証券オプション取引の権利行使の通知期限までに権利行使の通知を行わなかった場合において、執行取引所の別の定めがあるときには、あらかじめ顧客の意思を確認のうえ当該定めに従う。</p>	<p>第 23 条 協会員は、顧客が海外証券先物オプション取引及び海外証券オプション取引の権利行使の通知期限までに権利行使の通知を行わなかった場合において、執行取引所の別の定めがあるときには、あらかじめ顧客の意思を確認のうえ当該定めに従う。</p>
<p>2 協会員は、顧客が行った海外証券先物取引等の取引最終日が近づいたときは、当該顧客に対し、転売又は買戻しにより決済を行うか、現物受渡により決済を行うか又はオプションの権利行使を行うか確認することに努めるものとする。</p>	<p>2 協会員は、顧客が行った海外証券先物取引等の取引最終日が近づいたときは、当該顧客に対し、転売又は買戻しにより決済を行うか、現物受渡により決済を行うか又はオプションの権利行使を行うか確認することに努めるものとする。</p>
<p>(顧客の決済不履行の場合等の措置)</p>	<p>(顧客の決済不履行の場合等の措置)</p>
<p>第 24 条 協会員は、顧客の決済不履行を防ぐために必要と認められるときは、海外証券先物取引等の取引の執行に関して顧客に対しあらかじめ当該有価証券の確認又は預託を求めることができる。</p>	<p>第 24 条 協会員は、顧客の決済不履行を防ぐために必要と認められるときは、海外証券先物取引等の取引の執行に関して顧客に対しあらかじめ当該有価証券の確認又は預託を求めることができる。</p>
<p>2 顧客が所定の時限までに、海外証券先物取引等に関し協会員に預託すべき委託証拠金若しくは約定プレミアムその他支払うべき金銭を預託せず又は支払わない場合は、当該協会員は、任意に、当該海外証券先物取引等を決済するために必要な転売若しくは買戻し又は最終決済等の取引を当該顧客の計算において行うことができる。</p>	<p>2 顧客が所定の時限までに、海外証券先物取引等に関し協会員に預託すべき委託証拠金若しくは約定プレミアムその他支払うべき金銭を預託せず又は支払わない場合は、当該協会員は、任意に、当該海外証券先物取引等を決済するために必要な転売若しくは買戻し又は最終決済等の取引を当該顧客の計算において行うことができる。</p>
<p>3 顧客が所定の時限までに、海外証券先物取引等に関し、協会員に交付すべき有価証券の交付を遅延した場合は、当該協会員は、当該顧客の計算において、当該有価証券の売買取引を行うことができる。</p>	<p>3 顧客が所定の時限までに、海外証券先物取引等に関し、協会員に交付すべき有価証券の交付を遅延した場合は、当該協会員は、当該顧客の計算において、当該有価証券の売買取引を行うことができる。</p>
<p>4 協会員が前 2 項により損害を被った場合においては、顧客のために占有する金銭及び有価証券をもって、その損害の賠償に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払を顧客に対し請求することができる。</p>	<p>4 協会員が前 2 項により損害を被った場合においては、顧客のために占有する金銭及び有価証券をもって、その損害の賠償に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払を顧客に対し請求することができる。</p>
<p>第 5 章 雑 則</p>	<p>第 5 章 雑 則</p>
<p>(取引に関する通知書等の送付)</p>	<p>(取引に関する通知書等の送付)</p>
<p>第 25 条 協会員は、海外証券先物取引等に係る未決済勘定がある顧客に対して、当該海外証券先物取引等に関する通知書を毎月送付するものとする。</p>	<p>第 25 条 協会員は、海外証券先物取引等に係る未決済勘定がある顧客に対して、当該海外証券先物取引等に関する通知書を毎月送付するものとする。</p>
<p>2 前項に規定する通知書には、銘柄、限月、</p>	<p>2 前項に規定する通知書には、銘柄、限月、</p>

新	旧
<p>売付け又は買付けの別、取引契約数量、約定価格又は約定指数、取引成立日、海外証券先物オプション取引及び海外証券オプション取引については、プット又はコールの別及び権利行使価格を記載しなければならない。</p> <p>3 協会員は、海外証券先物取引等に係る建玉残高、委託証拠金の残高等、顧客に対する債権、債務の残高を照合通知書により月1回以上報告するものとする。</p> <p>4 <u>前項に規定する照合通知書の記載事項については、当該照合通知書が第1項に規定する海外証券先物取引等に関する通知書その他法令諸規則に基づく顧客への交付書類の送付時期と同一の時期に送付されるときは、これを省略することができる。</u></p> <p>(売買状況等の報告)</p> <p>第26条 協会員は、海外証券先物取引等の建玉残高等の状況について所定の報告書により本協会に報告するものとする。</p> <p>(電磁的方法による送付等)</p> <p>第27条 協会員は、次に掲げる書面の送付等に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則</u>」(以下「<u>書面電磁的提供等規則</u>」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の送付等を行ったものとみなす。</p> <p>1 第25条第1項に規定する海外証券先物取引等に関する通知書</p> <p>2 第25条第3項に規定する照合通知書</p> <p>2 協会員は、次に掲げる書面の提出を受けることに代えて、<u>書面電磁的提供等規則</u>に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の提出を受けたものとみなす。</p> <p>1 第3条第2項に規定する海外証券先物取引等口座設定約諾書</p> <p>2 第7条に規定するヘッジ勘定による管理の申出</p> <p>(適用除外)</p> <p>第28条 協会員が、執行取引所の清算会員である外国親会社若しくは外国子会社又はこれら</p>	<p>売付け又は買付けの別、取引契約数量、約定価格又は約定指数、取引成立日、海外証券先物オプション取引及び海外証券オプション取引については、プット又はコールの別及び権利行使価格を記載しなければならない。</p> <p>3 協会員は、海外証券先物取引等に係る建玉残高、委託証拠金の残高等、顧客に対する債権、債務の残高を照合通知書により月1回以上報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(売買状況等の報告)</p> <p>第26条 協会員は、海外証券先物取引等の建玉残高等の状況について所定の報告書により協協会に報告するものとする。</p> <p>(電磁的方法による送付等)</p> <p>第27条 協会員は、次に掲げる書面の送付等に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて</u>」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の送付等を行ったものとみなす。</p> <p>1 第25条第1項に規定する海外証券先物取引等に関する通知書</p> <p>2 第25条第3項に規定する照合通知書</p> <p>2 協会員は、次に掲げる書面の提出を受けることに代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて</u>」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の提出を受けたものとみなす。</p> <p>1 第3条第2項に規定する海外証券先物取引等口座設定約諾書</p> <p>2 第7条に規定するヘッジ勘定による管理の申出</p> <p style="text-align: center;">付 則(平6.8.22)</p> <p>1 協会員が、執行取引所の清算会員である外国親会社若しくは外国子会社又はこれらと密</p>

新	旧
<p>と密接な関係を有する海外先物業者(以下「外国親会社又は外国子会社等」という。)からの海外証券先物取引等を、電子端末取引を利用して媒介を行う場合(委託の媒介を含む。)は、本規則を適用しない。この場合において、協会員は、次の各号を遵守するものとする。</p> <p>1 協会員は、執行取引所の清算会員である外国親会社又は外国子会社等との間で媒介又は委託の媒介に係る契約を締結すること。</p> <p>2 協会員は、執行取引所の清算会員である外国親会社又は外国子会社等に対して媒介手数料を請求すること。</p> <p>3 協会員は、執行取引所の清算会員である外国親会社又は外国子会社等に対して取引の内容について責任を負わないこと。</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>接な関係を有する海外先物業者(以下「外国親会社又は外国子会社等」という。)からの海外証券先物取引等を、電子端末取引を利用して媒介を行う場合(委託の媒介を含む。)は、本規則を適用しない。</p> <p>この場合において、協会員は、次の各号を遵守するものとする。</p> <p>___ 協会員は、執行取引所の清算会員である外国親会社又は外国子会社等との間で媒介又は委託の媒介に係る契約を締結すること</p> <p>___ 協会員は、執行取引所の清算会員である外国親会社又は外国子会社等に対して媒介手数料を請求すること</p> <p>___ 協会員は、執行取引所の清算会員である外国親会社又は外国子会社等に対して取引の内容について責任を負わないこと</p> <p>2 上記付則の改正は、平成 6 年 8 月 22 日から実施する。</p>

「債券等の条件付売買取引の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正
について

平成19年9月18日
（下線部分変更）

新	旧
<p>債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、協会員が行う債券等の条件付売買取引（売買の目的たる債券等と同種、同量の債券等を将来の所定期日（所定の方法により決定される期日を含む。）に所定の価額（所定の計算方法により算出される価額を含む。）で買い戻すこと又は売り戻すことを内容とする特約付の債券等の売買をいう。以下「現先取引」という。）に関し、現先取引契約の締結、取引対象債券等の範囲、取引の方法等について必要な事項を定め、現先取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>（法令、規則等の遵守）</p> <p>第2条 協会員は、顧客（他の協会員を含む。以下同じ。）との間で、現先取引を行うに当たっては、この規則によるほか、<u>金融商品取引法</u>（以下「金商法」という。）その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 個別現先取引 個別の現先取引をいう。</p> <p>2 売 手 個別現先取引におけるスタート取引において、取引対象債券等を買手に対し売り付ける者をいう。</p> <p>3 買 手 個別現先取引におけるスタート取引において、取引対象債券等を売手から買い付ける者をいう。</p>	<p>「債券等の条件付売買取引の取扱いについて」 理事会決議（自主規制会議決議）</p> <p>この理事会決議は、協会員が行う債券等の条件付売買取引（売買の目的たる債券等と同種、同量の債券等を将来の所定期日（所定の方法により決定される期日を含む。）に所定の価額（所定の計算方法により算出される価額を含む。）で買い戻すこと又は売り戻すことを内容とする特約付の債券等の売買をいう。以下「現先取引」という。）に関し、現先取引契約の締結、取引対象債券等の範囲、取引の方法等について必要な事項を定め、現先取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>1 法令、規則等の遵守</p> <p>協会員は、顧客（他の協会員を含む。以下同じ。）との間で、現先取引を行うに当たっては、この理事会決議によるほか、<u>証券取引法</u>その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。</p> <p>2 定義</p> <p>この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個別現先取引 個別の現先取引をいう。</p> <p>(2) 売 手 個別現先取引におけるスタート取引において、取引対象債券等を買手に対し売り付ける者をいう。</p> <p>(3) 買 手 個別現先取引におけるスタート取引において、取引対象債券等を売手から買い付</p>

新	旧
<p>4 スタート取引 個別現先取引において、売手が買手に取引対象債券等売り付ける取引をいう。</p>	<p>ける者をいう。 (4) スタート取引 個別現先取引において、売手が買手に取引対象債券等売り付ける取引をいう。</p>
<p>5 エンド取引 個別現先取引において、買手が売手に同種、同量の債券等売り戻す取引をいう。</p>	<p>(5) エンド取引 個別現先取引において、買手が売手に同種、同量の債券等売り戻す取引をいう。</p>
<p>6 取引対象債券等 スタート取引において売買の対象となった債券等又は債券等の差替えにより新たに交付された債券等をいう。</p>	<p>(6) 取引対象債券等 スタート取引において売買の対象となった債券等又は債券等の差替えにより新たに交付された債券等をいう。</p>
<p>7 取引期間 スタート取引受渡日からエンド取引受渡りまでの期間をいう。</p>	<p>(7) 取引期間 スタート取引受渡日からエンド取引受渡りまでの期間をいう。</p>
<p>8 取引数量 取引対象債券等の額面総額として、個別現先取引で定めるものをいう。</p>	<p>(8) 取引数量 取引対象債券等の額面総額として、個別現先取引で定めるものをいう。</p>
<p>9 現先レート エンド売買金額算定の基準となる料率として、個別現先取引で定めるものをいう。</p>	<p>(9) 現先レート エンド売買金額算定の基準となる料率として、個別現先取引で定めるものをいう。</p>
<p>10 同種、同量 発行体、発行回号、種類、券面額、数量及び課税条件が同一である場合をいう。</p>	<p>(10) 同種、同量 発行体、発行回号、種類、券面額、数量及び課税条件が同一である場合をいう。</p>
<p>11 同種、同量の債券等 個別現先取引における取引対象債券等と同種、同量の債券等をいう。</p>	<p>(11) 同種、同量の債券等 個別現先取引における取引対象債券等と同種、同量の債券等をいう。</p>
<p>12 利含み 経過利子を含めて売買単価を表示することをいう。</p>	<p>(12) 利含み 経過利子を含めて売買単価を表示することをいう。</p>
<p>13 時価 経過利子を含まない額面100%当たりの市場価格に基づく価額割合又は合理的に算定された価額割合をいう。</p>	<p>(13) 時価 経過利子を含まない額面100%当たりの市場価格に基づく価額割合又は合理的に算定された価額割合をいう。</p>
<p>14 利含み時価 経過利子を含む額面100%当たりの市場価格に基づく価額割合又は合理的に算定された価額割合をいう。</p>	<p>(14) 利含み時価 経過利子を含む額面100%当たりの市場価格に基づく価額割合又は合理的に算定</p>

新	旧
<p>15 時価総額 時価に経過利子を加算したものに数量を乗じた価額をいい、利含み現先取引においては、利含み時価に数量を乗じた価額をいう。</p>	<p>された価額割合をいう。 (15) 時 価 総 額 時価に経過利子を加算したものに数量を乗じた価額をいい、利含み現先取引においては、利含み時価に数量を乗じた価額をいう。</p>
<p>16 売買金額算出比率 個別現先取引において、約定時点における取引対象債券等の時価にスタート取引受渡日における経過利子を加えた値をスタート売買単価にスタート取引受渡日における経過利子を加えた値で除し、これにより算出された比率から1を減じた比率をいい、利含み現先取引においては、約定時点における取引対象債券等の利含み時価をスタート利含み売買単価で除し、これにより算出された比率から1を減じた比率をいう。</p>	<p>(16) 売買金額算出比率 個別現先取引において、約定時点における取引対象債券等の時価にスタート取引受渡日における経過利子を加えた値をスタート売買単価にスタート取引受渡日における経過利子を加えた値で除し、これにより算出された比率から1を減じた比率をいい、利含み現先取引においては、約定時点における取引対象債券等の利含み時価をスタート利含み売買単価で除し、これにより算出された比率から1を減じた比率をいう。</p>
<p>17 個別取引与信額 個別現先取引において、スタート取引受渡日からエンド取引受渡日(ただし、同種、同量の債券等が売手に受け渡された日又は取引が終了した日がエンド取引受渡日より後である場合にはそれらの日)までの間の任意の時点における当該個別現先取引についての次のイとロとの差額をいう。</p>	<p>(17) 個別取引与信額 個別現先取引において、スタート取引受渡日からエンド取引受渡日(ただし、同種、同量の債券等が売手に受け渡された日又は取引が終了した日がエンド取引受渡日より後である場合にはそれらの日)までの間の任意の時点における当該個別現先取引についての次の__と__との差額をいう。</p>
<p>イ 当該時点をエンド取引受渡日とみなした場合におけるエンド売買金額に、売買金額算出比率に1を加えた数値を乗じた額</p>	<p>__ 当該時点をエンド取引受渡日とみなした場合におけるエンド売買金額に、売買金額算出比率に1を加えた数値を乗じた額。__</p>
<p>ロ 当該時点における同種、同量の債券等の時価総額</p>	<p>__ 当該時点における同種、同量の債券等の時価総額。__</p>

新	旧
<p>18 純与信額 一方当事者の個別取引与信額の合計額から当該一方当事者に差し入れられた担保の額（担保金の場合、担保金利息を含む。担保証券の場合、その時価総額に担保掛目を乗じた額とする。）を減じた額が、他方当事者の個別取引与信額の合計額から当該他方当事者に差し入れられた担保の額を減じた額を超過している場合、その超過額をいう。</p>	<p>(18) 純与信額 一方当事者の個別取引与信額の合計額から当該一方当事者に差し入れられた担保の額（担保金の場合、担保金利息を含む。担保証券の場合、その時価総額に担保掛目を乗じた額とする。）を減じた額が、他方当事者の個別取引与信額の合計額から当該他方当事者に差し入れられた担保の額を減じた額を超過している場合、その超過額をいう。</p>
<p>19 再評価取引 個別現先取引のスタート取引受渡日からエンド取引受渡日までの間の一時点において当該個別現先取引を一旦終了し、同種、同量の債券等について、その時点の市場実勢単価に基づいて決められた新たなスタート売買単価を用いて終了前の取引と同一の現先レートにより、当初のエンド取引受渡日までの新たな個別現先取引を締結する手法をいう。</p>	<p>(19) 再評価取引 個別現先取引のスタート取引受渡日からエンド取引受渡日までの間の一時点において当該個別現先取引を一旦終了し、同種、同量の債券等について、その時点の市場実勢単価に基づいて決められた新たなスタート売買単価を用いて終了前の取引と同一の現先レートにより、当初のエンド取引受渡日までの新たな個別現先取引を締結する手法をいう。</p>
<p>20 取引対象債券等の差替え 個別現先取引のスタート取引受渡日からエンド取引受渡日までの間の一時点において、売手が買手から当初の取引対象債券等の引渡しを受けると同時に、売手が買手へ当初の取引対象債券等と同等又はそれ以上の時価総額の代替債券等を差し入れることにより、取引対象債券等を差し替える手法をいう。</p>	<p>(20) 取引対象債券等の差替え 個別現先取引のスタート取引受渡日からエンド取引受渡日までの間の一時点において、売手が買手から当初の取引対象債券等の引渡しを受けると同時に、売手が買手へ当初の取引対象債券等と同等又はそれ以上の時価総額の代替債券等を差し入れることにより、取引対象債券等を差し替える手法をいう。</p>
<p>21 利含み現先取引 個別現先取引のうち、売買</p>	<p>(21) 利含み現先取引 個別現先取引のうち、売買</p>

新	旧
<p>価が利含みで表示されるほか、取引期間中に取引対象債券等から利子等が発生する場合には、当該利子等に相当する金額が買手から売手に引き渡されるものをいう。</p>	<p>単価が利含みで表示されるほか、取引期間中に取引対象債券等から利子等が発生する場合には、当該利子等に相当する金額が買手から売手に引き渡されるものをいう。</p>
<p>(現先取引契約の締結等)</p>	<p>3 現先取引契約の締結等</p>
<p>第4条 協会員は、現先取引を開始するときは、あらかじめ顧客との間において、「債券等の現先取引に関する基本契約書」(以下「基本契約書」という。)を取り交わすとともに、当該契約書を整理及び保管するものとする。</p>	<p>(1) 協会員は、現先取引を開始するときは、あらかじめ顧客との間において、「債券等の現先取引に関する基本契約書」(以下「基本契約書」という。)を取り交わすとともに、当該契約書を整理、保管するものとする。</p>
<p>2 協会員は、前項に定める基本契約書に基づき、個別現先取引の約定が成立したとき(再評価取引又は取引対象債券等の差替えを行ったときを含む。)は、その都度、顧客に対して、「債券等の現先取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」(以下「個別取引明細書」という。)を交付するものとする。</p>	<p>(2) 協会員は、前記(1)の基本契約書に基づき、個別現先取引の約定が成立したとき(再評価取引又は取引対象債券等の差替えを行ったときを含む。)は、その都度、顧客に対して、「債券等の現先取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」(以下「個別取引明細書」という。)を交付するものとする。</p>
<p>3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、協会員は、前項に定める個別取引明細書の交付を要しない。</p>	<p>(3) 前記(2)にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、協会員は、個別取引明細書の交付を要しない。</p>
<p><u>1 顧客が次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。</u></p>	<p><u>顧客が証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家又はそれに相当する外国法人等であること</u></p>
<p><u>イ 特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)であること。</u></p>	
<p><u>ロ 顧客が金商法第28条第4項に規定する投資運用業を行う協会員との間で、同法第2条第8項第12号ロに規定する投資一任契約を締結していること。</u></p>	
<p>2 協会員が書面又は情報通信を利用する方法により顧客とあらかじめ個別取引明細書の交付を要しないことを合意していること。</p>	<p><u>書面又は情報通信を利用する方法により顧客とあらかじめ個別取引明細書の交付を要しないことを合意していること</u></p>

新	旧
<p>3 協会員が顧客からの個別現先取引の内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていること。</p>	<p>— 顧客からの個別現先取引の内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていること</p>
<p>4 協会員は、第1項に定める基本契約書には、次の各号に関する取扱いを記載するものとする。ただし、第4号から第8号に掲げる項目について、顧客との間において取扱いを予定しない場合は記載を要しないものとする。</p>	<p>(4)協会員は、前記(1)に定める基本契約書には、次の各号に関する取扱いを記載するものとする。ただし、<u> </u>、<u> </u>、及び<u> </u>の項目について、顧客との間において取扱いを予定しない場合は記載を要しないものとする。</p>
<p>1 個別取引明細書の交付</p>	<p>— 個別取引明細書の交付</p>
<p>2 権利移転の時期</p>	<p>— 権利移転の時期</p>
<p>3 繰上げ償還があった場合の措置</p>	<p>— 繰上げ償還があった場合の措置</p>
<p>4 売買金額算出比率</p>	<p>— 売買金額算出比率</p>
<p>5 再評価取引</p>	<p>— 再評価取引</p>
<p>6 取引対象債券等の差替え</p>	<p>— 取引対象債券等の差替え</p>
<p>7 担保の管理等</p>	<p>— 担保の管理等</p>
<p>8 外国通貨による支払方法</p>	<p>— 外国通貨による支払方法</p>
<p>9 権利の譲渡、質入れの禁止</p>	<p>— 権利の譲渡、質入れの禁止</p>
<p>10 債務不履行が生じた場合の一括清算に関する取扱い</p>	<p>— 債務不履行が生じた場合の一括清算に関する取扱い</p>
<p>5 協会員は、第2項に定める個別取引明細書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、個別現先取引において該当しない項目については、記載を要しないものとする。</p>	<p>(5) 前記(2)に定める個別取引明細書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、個別現先取引において該当しない項目については、記載を要しないものとする。</p>
<p>1 買手及び売手の名称</p>	<p>— 買手及び売手の名称</p>
<p>2 取引対象債券等(国債の入札前取引については、入札前取引である旨及び償還予定年月日を記載し、入札日以後に遅滞なく当該銘柄を記載するものとする。)</p>	<p>— 取引対象債券等(国債の入札前取引については、入札前取引である旨及び償還予定年月日を記載し、入札日以後に遅滞なく当該銘柄を記載するものとする。)</p>
<p>3 取引数量</p>	<p>— 取引数量</p>
<p>4 現先レート</p>	<p>— 現先レート</p>
<p>5 取引約定日</p>	<p>— 取引約定日</p>
<p>6 スタート取引受渡日</p>	<p>— スタート取引受渡日</p>
<p>7 スタート売買単価(国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該単価を記載するものとする。)</p>	<p>— スタート売買単価(国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該単価を</p>

新	旧
<p>8 スタート売買金額（国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該金額を記載するものとする。）</p>	<p>記載するものとする。）</p> <p>___ スタート売買金額（国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該金額を記載するものとする。）</p>
<p>9 売買金額算出比率</p>	<p>___ 売買金額算出比率</p>
<p>10 エンド取引受渡日（利含み現先取引において、エンド取引受渡日が取引約定日よりも後に定められる場合で、当該エンド取引受渡日の確定後遅滞なく当該エンド取引受渡日を記載した書面を交付する旨の合意をした場合には、記載を要しないものとする。）</p>	<p>___ エンド取引受渡日（利含み現先取引において、エンド取引受渡日が取引約定日よりも後に定められる場合で、当該エンド取引受渡日の確定後遅滞なく当該エンド取引受渡日を記載した書面を交付する旨の合意をした場合には、記載を要しないものとする。）</p>
<p>11 エンド売買単価（利含み現先取引において、エンド取引の受渡条件の確定後遅滞なく当該事項を記載した書面を交付する旨の合意をした場合には、記載を要しないものとする。また、国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該単価を記載するものとする。）</p>	<p>___ エンド売買単価（利含み現先取引において、エンド取引の受渡条件の確定後遅滞なく当該事項を記載した書面を交付する旨の合意をした場合には、記載を要しないものとする。また、国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該単価を記載するものとする。）</p>
<p>12 エンド売買金額（利含み現先取引において、エンド取引の受渡条件の確定後遅滞なく当該事項を記載した書面を交付する旨の合意をした場合には、記載を要しないものとする。また、国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該金額を記載するものとする。）</p>	<p>___ エンド売買金額（利含み現先取引において、エンド取引の受渡条件の確定後遅滞なく当該事項を記載した書面を交付する旨の合意をした場合には、記載を要しないものとする。）</p>

新	旧
<p>13 その他当該個別現先取引について特に定める事項</p> <p>6 第3項に基づき、個別取引明細書の交付を省略する場合には、協会員は、顧客との間で前項各号に掲げる事項を顧客との間で合意する方法により確認するものとする。ただし、個別現先取引において該当しない項目についてはこの限りでない。</p> <p>(現先取引対象顧客)</p> <p>第5条 協会員が行う現先取引の対象顧客は、上場会社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社会的に信用のあるものに限るものとし、その選定に当たっては、顧客の財務内容、資金繰り状況、収益性等について十分留意するものとする。</p> <p>(取引対象債券等の範囲)</p> <p>第6条 協会員が現先取引において取り扱う債券等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>1 国債証券(金商法第2条第1項第1号に掲げる国債証券をいう。)</p> <p>2 地方債証券(金商法第2条第1項第2号に掲げる地方債証券をいう。)</p> <p>3 特別の法律により法人の発行する債券(金商法第2条第1項第3号に掲げる債券をいう。)</p> <p>4 特定社債券(金商法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。)</p> <p>5 社債券(金商法第2条第1項第5号に掲げる社債券をいう。ただし、新株予約権付社債券を除く。)</p> <p>6 投資法人債券(金商法第2条第1項第11</p>	<p>る。また、国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該金額を記載するものとする。)</p> <p>___ その他当該個別現先取引について特に定める事項</p> <p>(6) 前記(3)に基づき、個別取引明細書の交付を省略する場合には、協会員は、顧客との間で前記(5)各号に掲げる事項を顧客との間で合意する方法により確認するものとする。ただし、個別現先取引において該当しない項目についてはこの限りでない。</p> <p>4 現先取引対象顧客</p> <p>協会員が行う現先取引の対象顧客は、上場会社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社会的に信用のあるものに限るものとし、その選定に当たっては、顧客の財務内容、資金繰り状況、収益性等について十分留意するものとする。</p> <p>5 取引対象債券等の範囲</p> <p>(1) 協会員が現先取引において取り扱う債券等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>___ 国債証券</p> <p>___ 地方債証券</p> <p>___ 特別の法律により法人の発行する債券</p> <p>___ 特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2に掲げる有価証券)</p> <p>___ 社債券(新株予約権付社債券を除く。)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>号に掲げる投資法人債券をいう。)</p> <p>7 外国又は外国の者の発行する債券で前各号の性質を有するもの</p> <p>8 国内C P(<u>金商法第2条第1項第15号に掲げる約束手形及び同項第17号に掲げる証券又は証書で同項第15号に掲げる約束手形の性質を有するもののうち、国内において発行されたものをいう。以下同じ。</u>)</p> <p>9 海外C D(<u>金融商品取引法施行令第1条第1号に掲げる譲渡性預金の預金証書をいう。</u>)</p> <p>10 海外C P(<u>金商法第2条第1項第17号に掲げる証券又は証書で同項第15号に掲げる約束手形の性質を有するもののうち、外国で発行されたものをいう。以下同じ。</u>)</p> <p>11 外国貸付債権信託受益証券(<u>金商法第2条第1項第18号に掲げる証券又は証書をいう。</u>)</p> <p>2 協会員は、現先取引を行うに当たっては、取引対象債券等の権利関係に留意するとともに、当該銘柄の流動性、価格動向等についても十分配慮するものとする。</p> <p>3 協会員は、他人名義登録債は、原則として取り扱わないものとする。</p>	<p>__ 外国又は外国法人の発行する債券で前各号の性質を有するもの</p> <p>__ 国内C P(<u>証券取引法第2条第1項第8号に規定する有価証券及び同法第2条第1項第9号に掲げる有価証券で同項第8号の性質を有するもののうち、本邦において発行されたものをいう。</u>)</p> <p>__ 海外C D(<u>証券取引法第2条第1項第11号に規定する有価証券をいう。</u>)</p> <p>__ 海外C P(<u>証券取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券で同項第8号に規定する有価証券の性質を有するもののうち、本邦以外の地域で発行されたものをいう。</u>)</p> <p>__ 外国貸付債権信託受益証券(<u>特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第22号)第1条第3号に規定する有価証券をいう。</u>)</p> <p>(2) 協会員は、現先取引を行うに当たっては、取引対象債券等の権利関係に留意するとともに、当該銘柄の流動性、価格動向等についても十分配慮するものとする。</p> <p>(3) 協会員は、他人名義登録債は、原則として取り扱わないものとする。</p>
<p>(<u>売買単価又は売買金額</u>)</p>	<p>6 <u>売買単価又は売買金額</u></p>
<p>第7条 協会員は、顧客との間で債券等の現先取引を行う場合のその売付時又は買付時の売買単価については、本協会の「<u>公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則</u>」及び「<u>外国証券の取引に関する規則</u>」に基づき、これを決定するものとする。</p> <p>2 協会員は、顧客との間で国内C P、海外C D、海外C P及び外国貸付債権信託受益証券の現先取引を行う場合のその売付時又は買付時の売買金額は、金利水準、金融情勢等の動向を参酌した適正なものとする。</p>	<p>(1) 協会員は、顧客との間で債券等の現先取引を行う場合のその売付時又は買付時の売買単価については、本協会の「<u>公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則</u>」(<u>公正慣習規則第3号</u>) 及び「<u>外国証券の取引に関する規則</u>」(<u>公正慣習規則第4号</u>) に基づき、これを決定するものとする。</p> <p>(2) 協会員は、顧客との間で国内C P、海外C D、海外C P及び外国貸付債権信託受益証券の現先取引を行う場合のその売付時又は買付時の売買金額は、金利水準、金融情勢等の動向を参酌した適正なものとする。</p>

新	旧
<p>3 前2項において、スタート売買単価又はスタート売買金額の算出に当たり、売買金額算出比率を適用する場合には、当該比率について、取引対象債券等の価格変動リスク、取引相手方の信用リスク等を考慮した合理的な値としなければならない。</p> <p>(担保の管理等)</p> <p>第8条 協会員は、個別現先取引において、顧客に対して純与信額を有する場合は、取引期間中いつでも顧客に対し、通知により少なくとも純与信額と同額の担保金を差し入れるよう要求することができる。</p> <p>2 協会員は、前項の担保金に対して付利することができる。</p> <p>3 第1項の担保金は、有価証券等をもって代用することができるものとする。</p> <p>4 担保金の代用として受け入れることができる有価証券等(以下「担保証券」という。)の種類及び時価総額は当事者間の合意によるものとする。</p> <p>5 担保証券の受入れは、その担保金としての実効性に十分に留意するとともに、証憑書類等を整備及び保管を行うものとする。</p> <p>(売買金額算出比率の適用)</p> <p>第9条 協会員は、個別現先取引のスタート売買単価を算出するに当たり、顧客との間の合意により、売買金額算出比率を用いることができる。ただし、当該売買金額算出比率については、当該個別現先取引が終了するまでの間は変更することができない。</p> <p>2 取引対象債券等の差替えに当たって、当初の取引対象債券等と差替え後の取引対象債券等にそれぞれ異なる売買金額算出比率を適用することはこれを妨げない。</p>	<p>(3) 前記(1)及び(2)において、スタート売買単価又はスタート売買金額の算出に当たり、売買金額算出比率を適用する場合には、当該比率について、取引対象債券等の価格変動リスク、取引相手方の信用リスク等を考慮した合理的な値としなければならない。</p> <p>7 担保の管理等</p> <p>(1) 協会員は、個別現先取引において、顧客に対して純与信額を有する場合は、取引期間中いつでも顧客に対し、通知により少なくとも純与信額と同額の担保金を差し入れるよう要求することができるものとする。</p> <p>(2) 協会員は、前記(1)の担保金に対して付利することができるものとする。</p> <p>(3) 前記(1)の担保金は、有価証券等をもって代用することができるものとする。</p> <p>(4) 担保金の代用として受け入れることができる有価証券等(以下「担保証券」という。)の種類及び時価総額は当事者間の合意によるものとする。</p> <p>(5) 担保証券の受入れは、その担保金としての実効性に十分に留意するとともに、証憑書類等の整備、保管を行うものとする。</p> <p>8 売買金額算出比率の適用</p> <p>協会員は、個別現先取引のスタート売買単価を算出するに当たり、顧客との間の合意により、売買金額算出比率を用いることができるものとする。ただし、当該売買金額算出比率については、当該個別現先取引が終了するまでの間は変更することができないものとする。</p> <p>なお、取引対象債券等の差替えに当たって、当初の取引対象債券等と差替え後の取引対象債券等にそれぞれ異なる売買金額算出比率を適用することはこれを妨げない。</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>(再評価取引の適用)</u></p> <p>第10条 協会員は、個別現先取引において、顧客との間の合意により、再評価取引を行うことにより、純与信額を解消することができる。</p> <p><u>(取引対象債券等の差替えの適用)</u></p> <p>第11条 協会員は、個別現先取引において、顧客との間の合意により、取引対象債券等の差替えを行うことができる。</p> <p><u>(期間等)</u></p> <p>第12条 協会員は、委託現先取引を行うに当たっては、スタート取引に係る売付日と買付日及びエンド取引に係る買戻日と売戻日がそれぞれ同一となるよう期間の対応を原則とするものとする。</p> <p><u>(節度ある利用)</u></p> <p>第13条 協会員は、現先取引を行うに当たっては、その資産状況に照らし過大なものとならないよう留意するとともに、一取引先に過度に集中しないように十分配慮するものとする。</p> <p><u>(社内規程の制定)</u></p> <p>第14条 協会員は、現先取引を行うに当たっては、その透明性、公正性を確保するため、現先取引に関する社内規程を制定するものとする。</p> <p><u>(電磁的方法による交付)</u></p> <p>第15条 協会員は、次に掲げる書面の交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則</u>」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第4条第2項に定める個別取引明細書 2 第4条第5項第10号に定めるエンド取引受渡日を記載した書面 3 第4条第5項第11号に定めるエンド売 	<p>9 再評価取引の適用</p> <p>協会員は、個別現先取引において、顧客との間の合意により、再評価取引を行うことにより、純与信額を解消することができるものとする。</p> <p>10 取引対象債券等の差替えの適用</p> <p>協会員は、個別現先取引において、顧客との間の合意により、取引対象債券等の差替えを行うことができるものとする。</p> <p>11 期間等</p> <p>協会員は、委託現先取引を行うに当たっては、スタート取引に係る売付日と買付日及びエンド取引に係る買戻日と売戻日がそれぞれ同一となるよう期間の対応を原則とするものとする。</p> <p>12 節度ある利用</p> <p>協会員は、現先取引を行うに当たっては、その資産状況に照らし過大なものとならないよう留意するとともに、一取引先に過度に集中しないように十分配慮するものとする。</p> <p>13 社内規程の制定</p> <p>協会員は、現先取引を行うに当たっては、その透明性、公正性を確保するため、現先取引に関する社内規程を制定するものとする。</p> <p>14 電磁的方法による交付</p> <p>協会員は、次に掲げる書面の交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて</u>」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <ol style="list-style-type: none"> — 前記3(2)に定める個別取引明細書 — 前記3(5)に定めるエンド取引受渡日を記載した書面 — 前記3(5)に定めるエンド売買単価を

新	旧
<p>買単価を記載した書面</p> <p>4 第4条第5項第12号に定めるエンド売買金額を記載した書面</p> <p>(電磁的方法による契約)</p> <p>第16条 協会員は、第4条第1項に定める基本契約書の取り交わしに代えて、当該基本契約書の取り交わしを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該協会員は、当該基本契約書を取り交わしたものとみなす。</p> <p>2 前項の定めに基づき基本契約書を取り交わした協会員は、顧客から契約内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>記載した書面</p> <p>前記3(5)に定めるエンド売買金額を記載した書面</p> <p>15 電磁的方法による契約</p> <p>(1) 協会員は、前記3(1)に定める基本契約書の取り交わしに代えて、当該基本契約書の取り交わしを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該協会員は、当該基本契約書を取り交わしたものとみなす。</p> <p>(2) 前記(1)の定めに基づき基本契約書を取り交わした協会員は、顧客から契約内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。</p>

「債券等の着地取引の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について
平成19年9月18日
（下線部分変更）

新	旧
<p align="center">債券等の着地取引の取扱いに関する規則</p> <p>（目的） 第1条 この規則は、協会員が行う債券等の店頭取引のうち、約定日（発行日以後の日に限る。以下同じ。）から受渡日までの期間が1か月以上となる取引（以下「着地取引」という。）に関し、売買契約の締結、売買対象債券等の範囲、取引の方法等について必要な事項を定め、着地取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>（法令、規則等の遵守） 第2条 協会員は、顧客（他の協会員を含む。以下同じ。）との間で、着地取引を行うに当たっては、この規則によるほか、<u>金融商品取引法（以下「金商法」という。）</u>その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。</p> <p>（売買契約の締結） 第3条 協会員は、着地取引を行う場合には、顧客との間において、約定の都度、「債券等の着地取引に関する契約書」（以下「個別取引契約書」という。）を取り交わすとともに、当該契約書を整理及び保管するものとする。 2 協会員は、着地取引につき、あらかじめ顧客との間において「債券等の着地取引に関する基本契約書」（以下「基本契約書」という。）及び「債券等の着地取引に関する基本契約書に係る合意書」（以下「合意書」という。）を取り交わした場合には、「着地取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」（以下「個別取引明細書」という。）の交付をもって、前項に定める個別取引契約書による売買契約の締結に代えることができる。 3 前2項にかかわらず、次の各号に定める要件をすべて満たす場合には、協会員は、個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を要しない。 1 顧客が次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。 イ 特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34</p>	<p align="center">「債券等の着地取引の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）</p> <p>この理事会決議は、協会員が行う債券等の店頭取引のうち、約定日（発行日以後の日に限る。以下同じ。）から受渡日までの期間が1か月以上となる取引（以下「着地取引」という。）に関し、売買契約の締結、売買対象債券等の範囲、取引の方法等について必要な事項を定め、着地取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>1 法令、規則等の遵守 協会員は、顧客（他の協会員を含む。以下同じ。）との間で、着地取引を行うに当たっては、この理事会決議によるほか、<u>証券取引法</u>その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。</p> <p>2 売買契約の締結 (1) 協会員は、着地取引を行う場合には、顧客との間において、約定の都度、「債券等の着地取引に関する契約書」（以下「個別取引契約書」という。）を取り交わすとともに、当該契約書を整理、保管するものとする。 (2) 協会員は、着地取引につき、あらかじめ顧客との間において「債券等の着地取引に関する基本契約書」（以下「基本契約書」という。）を取り交わし、「債券等の着地取引に関する基本契約書に係る合意書」（以下「合意書」という。）を交換した場合には、「着地取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」（以下「個別取引明細書」という。）の交付をもって、前記(1)に定める個別取引契約書による売買契約の締結に代えることができるものとする。 (3) 前記(1)及び(2)にかかわらず、次の各号に定める要件をすべて満たす場合には、協会員は、「<u>個別取引契約書</u>」の取り交わし又は「<u>個別取引明細書</u>」の交付を要しない。 — 顧客が<u>証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家又はこれに相当する外国法人等であること</u></p>

新	旧
<p><u>条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)であること。</u></p> <p><u>ロ 金商法第28条第4項に規定する投資運用業を行う協会員との間で、同法第2条第8項第12号ロに規定する投資一任契約を締結していること。</u></p> <p>2 協会員が書面又は情報通信を利用する方法により顧客とあらかじめ個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を要しないことを合意していること。</p> <p>3 協会員が顧客からの着地取引の内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていること。</p> <p>4 第1項に定める個別取引契約書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>1 売付け又は買付けの別</p> <p>2 顧客名</p> <p>3 約定月日</p> <p>4 対象銘柄(当該銘柄を特定できる事項を記載する。)</p> <p>5 額面金額</p> <p>6 約定単価、約定金額、経過利子及び受渡金額。ただし、約定単価及び経過利子のうち、売買対象有価証券がその性質上予定しない項目については、記載を要しないものとする。</p> <p>7 受渡日</p> <p>8 契約不履行が生じた場合の措置</p> <p>5 第2項に定める基本契約書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>1 個別の着地取引契約の締結の方法</p> <p>2 権利移転の時期</p> <p>3 契約不履行が生じた場合の措置</p> <p>6 第3項に基づき、個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を省略する場合には、協会員は、顧客との間で第4項各号に掲げる事項を顧客との間で合意する方法により確認するものとする。</p> <p>7 協会員は、債券の売買若しくは売買の媒介を行うことを目的として設立された協会員を取引相手方とする取引については、第1項に定める契約書の作成を省略することができる。</p>	<p>— 書面又は情報通信を利用する方法により顧客とあらかじめ「個別取引契約書」の取り交わし又は「個別取引明細書」の交付を要しないことを合意していること</p> <p>— 顧客からの着地取引の内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていること</p> <p>(4) 前記(1)に定める個別取引契約書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>— 売付け又は買付けの別</p> <p>— 顧客名</p> <p>— 約定月日</p> <p>— 対象銘柄(当該銘柄を特定できる事項を記載する。)</p> <p>— 額面金額</p> <p>— 約定単価、約定金額、取引税額、経過利子及び受渡金額。ただし、約定単価、取引税額及び経過利子のうち、売買対象有価証券がその性質上予定しない項目については、記載を要しないものとする。</p> <p>— 受渡日</p> <p>— 契約不履行が生じた場合の措置</p> <p>(5) 前記(2)に定める基本契約書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>— 個別の着地取引契約の締結の方法</p> <p>— 権利移転の時期</p> <p>— 契約不履行が生じた場合の措置</p> <p>(6) 前記(3)に基づき、個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を省略する場合には、協会員は、顧客との間で前記(4)各号に掲げる事項を顧客との間で合意する方法により確認するものとする。</p> <p>(7) 協会員は、債券の売買若しくは売買の媒介を行うことを目的として設立された協会員を取引相手方とする取引については、前記(1)に定める契約書の作成を省略することができるものとする。</p>
<p>(売買対象顧客)</p> <p>第4条 協会員が行う着地取引の対象顧客は、上場会社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社会的に信用のあるものに限るものと</p>	<p>3 売買対象顧客</p> <p>協会員が行う着地取引の対象顧客は、上場会社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社会的に信用のあるものとし、その選</p>

新	旧
<p>し、その選定に当たっては、顧客の財務内容、資金繰り状況、収益性等について十分留意するものとする。</p>	<p>定に当たっては、顧客の財務内容、資金繰り状況、収益性等について十分留意するものとする。</p>
<p>(<u>売買対象債券等の範囲</u>)</p>	<p>4 <u>売買対象債券等の範囲</u></p>
<p>第5条 協会員が着地取引において取り扱う債券等は、次の各号に掲げるものとする。</p>	<p>(1) 協会員が着地取引において取り扱う債券等は、次の各号に掲げるものとする。</p>
<p>1 国債証券(金商法第2条第1項第1号に掲げる国債証券をいう。)</p>	<p>— 国債証券</p>
<p>2 地方債証券(金商法第2条第1項第2号に掲げる地方債証券をいう。)</p>	<p>— 地方債証券</p>
<p>3 特別の法律により法人の発行する債券(金商法第2条第1項第3号に掲げる有価証券をいう。)</p>	<p>— 特別の法律により法人の発行する債券</p>
<p>4 特定社債券(金商法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。)</p>	<p>— 特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2に掲げる有価証券)</p>
<p>5 社債券(金商法第2条第1項第5号に掲げる社債券をいう。ただし、新株予約権付社債券を除く。)</p>	<p>— 社債券(新株予約権付社債券を除く。)</p>
<p>6 投資法人債券(金商法第2条第1項第11号に掲げる投資法人債券をいう。)</p>	<p>(新 設)</p>
<p>7 外国又は外国の者の発行する債券で前各号の性質を有するもの</p>	<p>— 外国又は外国法人の発行する債券で前各号の性質を有するもの</p>
<p>8 国内C P(金商法第2条第1項第15号に掲げる約束手形及び同項第17号に掲げる証券又は証書で同項第15号に掲げる約束手形の性質を有するもののうち、国内において発行されたものをいう。)</p>	<p>— 国内C P(証券取引法第2条第1項第8号に規定する有価証券及び同法第2条第1項第9号に掲げる有価証券で同項第8号の性質を有するもののうち、本邦において発行されたものをいう。)</p>
<p>9 海外C D(金融商品取引法施行令第1条第1号に掲げる譲渡性預金の預金証券をいう。)</p>	<p>— 海外C D(証券取引法第2条第1項第11号に規定する有価証券をいう。)</p>
<p>10 海外C P(金商法第2条第1項第17号に掲げる証券又は証書で同項第15号に掲げる約束手形の性質を有するもののうち、外国で発行されたものをいう。)</p>	<p>— 海外C P(証券取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券で同項第8号に規定する有価証券の性質を有するもののうち、本邦以外の地域で発行されたものをいう。)</p>
<p>11 外国貸付債権信託受益証券(金商法第2条第1項第18号に掲げる証券又は証書をいう。)</p>	<p>— 外国貸付債権信託受益証券(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第22号)第1条第3号に規定する有価証券をいう。)</p>
<p>2 協会員は、着地取引を行うに当たっては、売買対象債券等の権利関係に留意するとともに、当該銘柄の流動性、価格動向等についても十分配慮するものとする。</p>	<p>(2) 協会員は、着地取引を行うに当たっては、売買対象債券等の権利関係に留意するとともに、当該銘柄の流動性、価格動向等についても十分配慮するものとする。</p>
<p>(<u>売買約定単価又は約定金額</u>)</p>	<p>5 <u>売買約定単価又は約定金額</u></p>
<p>第6条 協会員は、顧客との間で債券の着地取引を行う場合の売買約定単価については、本協会の「<u>公社債の店頭売りの参考値等の発表及び売買値段に関する規則</u>」及び「<u>外国証券の取引に関する規則</u>」に基づき、これを決定するものとする。</p>	<p>(1) 協会員は、顧客との間で債券の着地取引を行う場合の売買約定単価については、本協会の「<u>公社債の店頭売りの参考値等の発表及び売買値段に関する規則</u>」(公正慣習規則第3号)及び「<u>外国証券の取引に関する規則</u>」(公正慣習規則第4号)に基づき、これ</p>

新	旧
<p>2 協会員は、顧客との間で国内C P、海外C D、海外C P及び外国貸付債権信託受益証券の着地取引を行う場合の約定金額は、金利水準、金融情勢等の動向を参酌した適正なものとする。</p> <p>(期 間) 第7条 協会員は、着地取引を行うに当たっては、その約定日から受渡日までの期間が6か月を超えないものとする。</p> <p>(残 高) 第8条 協会員が、着地取引を行うに当たっては、その資産状況に照らし過度なものにならないよう留意するとともに、一顧客に過度に集中しないように十分配慮するものとする。</p> <p>(社内規程の制定) 第9条 協会員は、着地取引を行うに当たっては、経営の健全性を確保するため、着地取引に関する社内規程を制定するものとする。</p> <p>(電磁的方法による交付) 第10条 協会員は、<u>第3条第2項</u>に定める個別取引明細書の交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則</u>」に定めるところにより、当該個別取引明細書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該個別取引明細書を交付したものとみなす。</p> <p>(電磁的方法による契約等) 第11条 協会員は、<u>第3条第1項</u>に定める個別取引契約書又は同条第2項に定める基本契約書及び合意書の取り交わしに代えて、当該契約書及び合意書の取り交わしを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該協会員は、当該契約書及び合意書の取り交わしを行ったものとみなす。</p> <p>2 前項の定めに基づき契約書及び合意書の取り交わしを行った協会員は、顧客から当該契約又は合意の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約又は合意の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。</p>	<p>を決定するものとする。</p> <p>(2) 協会員は、顧客との間で国内C P、海外C D、海外C P及び外国貸付債権信託受益証券の着地取引を行う場合の約定金額は、金利水準、金融情勢等の動向を参酌した適正なものとする。</p> <p>6 期 間 協会員は、着地取引を行うに当たっては、その約定日から受渡日までの期間が6か月を超えないものとする。</p> <p>7 残 高 協会員が、着地取引を行うに当たっては、その資産状況に照らし過度なものにならないよう留意するとともに、一顧客に過度に集中しないように十分配慮するものとする。</p> <p>8 社内規程の制定 協会員は、着地取引を行うに当たっては、経営の健全性を確保するため、着地取引に関する社内規程を制定するものとする。</p> <p>9 電磁的方法による交付 協会員は、<u>前記2(2)</u>に定める個別取引明細書の交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて</u>」(<u>理事会決議</u>)に定めるところにより、当該個別取引明細書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該個別取引明細書を交付したものとみなす。</p> <p>10 電磁的方法による契約等 (1) 協会員は、<u>前記2(1)</u>に定める個別取引契約書及び前記2(2)に定める基本契約書の取り交わし又は前記2(2)に定める合意書の交換に代えて、当該契約書の取り交わし又は当該合意書の交換を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該協会員は、当該契約書の取り交わし又は当該合意書の交換を行ったものとみなす。 (2) 前記(1)の定めに基づき契約書の取り交わし又は合意書の交換を行った協会員は、顧客から当該契約又は合意の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約又は合意の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	

「債券の空売り及び貸借取引の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正
について

平成19年9月18日
（下線部分変更）

新	旧
<p>債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則</p> <p>（目的） 第1条 この規則は、協会員が店頭において行う債券の空売り及び商品有価証券勘定に係る債券の貸借取引に関し、債券貸借取引契約の締結、対象債券の範囲、取引の方法等について必要な事項を定め、貸借取引を公正かつ円滑ならしめ、もって公社債市場の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>（法令・規則等の遵守） 第2条 協会員は、取引相手方（他の協会員を含む。以下同じ。）との間で、債券の空売り及び貸借取引を行うに当たっては、この規則によるほか、<u>金融商品取引法（以下「金商法」という。）</u>その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。</p> <p>（定義） 第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 債券の空売り 約定日において債券を有しないで売却することをいう。</p> <p>2 債券貸借取引 当事者の一方（貸出者）が、他方（借入者）に債券を貸し出し、当事者間で合意された期間を経た後、借入者が貸出者に当該銘柄と同種、同量の債券を返済する債券の消費貸借取引をいう。</p> <p>イ 貸出者 債券貸借取引において債券の貸出を行う者をいう。</p> <p>ロ 借入者 債券貸借取引において債券の借入を行う者をいう。</p> <p>ハ 個別取引 個別の債券貸借取引をいう。</p> <p>ニ 個別契約 当事者が個別取引に関し締結する契約をいう。</p> <p>ホ 貸借期間 債券の貸借が行われる期間として、個別契約で定めるものをいう。</p>	<p>「債券の空売り及び貸借取引の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）</p> <p>この理事会決議は、協会員が店頭において行う債券の空売り及び商品有価証券勘定に係る債券の貸借取引（以下「<u>債券貸借取引</u>」という。）に関し、債券貸借取引契約の締結、対象債券の範囲、取引の方法等について必要な事項を定め、貸借取引を公正かつ円滑ならしめ、もって公社債市場の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>1 法令・規則等の遵守 協会員は、取引相手方（他の協会員を含む。以下同じ。）との間で、債券の空売り及び貸借取引を行うに当たっては、この<u>理事会決議</u>によるほか、<u>証券取引法</u>その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。</p> <p>2 定義 この<u>理事会決議</u>において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 債券の空売り 約定日において債券を有しないで売却することをいう。</p> <p>(2) 債券貸借取引 当事者の一方（貸出者）が、他方（借入者）に債券を貸し出し、当事者間で合意された期間を経た後、借入者が貸出者に当該銘柄と同種、同量の債券を返済する債券の消費貸借取引をいう。</p> <p>— 貸出者 債券貸借取引において債券の貸出を行う者をいう。</p> <p>— 借入者 債券貸借取引において債券の借入を行う者をいう。</p> <p>— 個別取引 個別の債券貸借取引をいう。</p> <p>— 個別契約 当事者が個別取引に関し締結する契約をいう。</p> <p>— 貸借期間 債券の貸借が行われる期間として、個別契約で定める</p>

新	旧
<p>△ 貸借料 借入者が貸出者に対して債券貸出の対価として支払う金銭として、個別契約で定めるものをいう。</p> <p>ト 貸借料率 貸借料算定の基準となる料率で、当事者双方が金利その他諸般の情勢を考慮して協議のうえ、パーセントをもって年率で定めるものをいう。</p> <p>チ 対象銘柄 債券貸借取引の対象となる債券の銘柄として、個別契約で定めるものをいう。</p> <p>リ 貸借数量 対象銘柄の額面金額として、個別契約で定めるものをいう。</p> <p>ヌ 取引実行日 個別契約で定める貸借取引期間の開始日をいう。</p> <p>ル 取引決済日 個別契約で定める貸借期間の終了日をいう。</p> <p>ロ 時 価 合理的かつ適正な価格又は気配値をいう。</p>	<p>ものをいう。</p> <p>― 貸借料 借入者が貸出者に対して債券貸出の対価として支払う金銭として、個別契約で定めるものをいう。</p> <p>― 貸借料率 貸借料算定の基準となる料率で、当事者双方が金利その他諸般の情勢を考慮して協議のうえ、パーセントをもって年率で定めるものをいう。</p> <p>― 対象銘柄 債券貸借取引の対象となる債券の銘柄として、個別契約で定めるものをいう。</p> <p>― 貸借数量 対象銘柄の額面金額として、個別契約で定めるものをいう。</p> <p>― 取引実行日 個別契約で定める貸借取引期間の開始日をいう。</p> <p>― 取引決済日 個別契約で定める貸借期間の終了日をいう。</p> <p>― 時 価 合理的かつ適正な価格又は気配値をいう。</p>
<p>(債券の空売り)</p>	<p>3 債券の空売り</p>
<p>第4条 協会員は、債券の空売りを行った場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により受渡しを行うものとする。</p> <p>1 受渡日以前に買戻しを行う方法</p> <p>2 受渡日以前に買戻しを行わず、債券の貸借取引により借り入れた債券を受渡しに用いる方法</p> <p>3 受渡日以前に買戻しを行わず、債券等の現先取引、債券の貸借取引、<u>金商法第28条第8項第4号に規定する有価証券関連デリバティブ取引及び銀行法第10条第2項第14号に規定する金融等デリバティブ取引</u>において担保として受け入れた債券のうち、契約により消費できる債券を受渡しに用いる方法</p> <p>2 協会員が債券の空売りにおいて取り扱う債券は第6条に掲げるものとする。</p>	<p>(1) 協会員は、債券の空売りを行った場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により受渡しを行うものとする。</p> <p>― 受渡日以前に買戻しを行う方法</p> <p>― 受渡日以前に買戻しを行わず、債券の貸借取引により借り入れた債券を受渡しに用いる方法</p> <p>― 受渡日以前に買戻しを行わず、債券等の現先取引、債券の貸借取引、<u>証券取引法第2条第8項第3号の2に規定する有価証券店頭デリバティブ取引及び銀行法第10条第2項第14号に規定する金融等デリバティブ取引</u>において担保として受け入れた債券のうち、契約により消費できる債券を受渡しに用いる方法</p> <p>(2) 協会員が債券の空売りにおいて取り扱う債券は後記5に掲げるものとする。</p>
<p>(債券貸借取引契約の締結)</p>	<p>4 債券貸借取引契約の締結</p>
<p>第5条 協会員は、債券貸借取引を開始するときは、あらかじめ取引相手方との間において、「債券貸借取引に関する基本契約書」(以下「基本契約書」という。)を取り交わすとともに、当該契約書を整理及び保管するものとする。</p> <p>2 協会員は、前項に定める基本契約書に基づ</p>	<p>(1) 協会員は、債券貸借取引を開始するときは、あらかじめ取引相手方との間において、「債券貸借取引に関する基本契約書」(以下「基本契約書」という。)を取り交わすとともに、当該契約書を整理、保管するものとする。</p> <p>(2) 協会員は、前記(1)の基本契約書に基づ</p>

新	旧
<p>き、債券貸借取引の約定が成立したときは、その都度、取引相手方との間において、「債券貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引契約書」(以下「個別取引契約書」)を取り交わすものとする。ただし、当該取引相手方との間において「債券貸借取引に関する基本契約書に係る合意書」(以下「合意書」という。)を取り交わした場合には、「債券貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」(以下「個別取引明細書」という。)の交付をもって、個別取引契約書の取り交わしに代えることができる。</p> <p>3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、協会員は、個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を要しない。</p> <p>1 <u>取引相手方が次に掲げるいずれかの要件を満たしていること</u></p> <p>イ <u>特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であること。</u></p> <p>ロ <u>金商法第28条第4項に規定する投資運用業を行う協会員との間で、同法第2条第8項第12号ロに規定する投資一任契約を締結していること。</u></p> <p>2 <u>協会員が書面又は情報通信を利用する方法により取引相手方とあらかじめ個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を要しないことを合意していること。</u></p> <p>3 <u>協会員が取引相手方からの個別貸借取引の内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていること。</u></p> <p>4 協会員は、<u>第1項に定める基本契約書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p><u>1 個別の債券貸借取引契約の締結の方法</u> <u>2 貸借料の支払方法</u> <u>3 債券の引渡し方法</u> <u>4 取引担保金の受入れ</u> <u>5 外国通貨による場合は、その支払方法</u> <u>6 権利の譲渡、質入れの禁止</u> <u>7 貸借取引対象債券の利金等の取扱い</u> <u>8 契約不履行が生じた場合の措置</u></p> <p>5 <u>第2項に定める個別取引契約書及び個別取引明細書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</u></p>	<p>き、債券貸借取引の約定が成立したときは、その都度、取引相手方との間において、「債券貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引契約書」(以下「個別取引契約書」)を取り交わすものとする。ただし、当該取引相手方との間において「債券貸借取引に関する基本契約書に係る合意書」(以下「合意書」という。)を交換した場合には、「債券貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」(以下「個別取引明細書」という。)の交付をもって、個別取引契約書に代えることができる。</p> <p>(3) <u>前記(2)にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、協会員は、「個別取引契約書」の取り交わし又は「個別取引明細書」の交付を要しない。</u> <u>顧客が証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家又はそれに相当する外国法人等であること</u></p> <p><u>書面又は情報通信を利用する方法により取引相手方とあらかじめ「個別取引契約書」の取り交わし又は「個別取引明細書」の交付を要しないことを合意していること</u> <u>取引相手方からの個別貸借取引の内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていること</u></p> <p>(4) 協会員は、<u>前記(1)に定める基本契約書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p><u>個別の債券貸借取引契約の締結の方法</u> <u>貸借料の支払方法</u> <u>債券の引渡し方法</u> <u>取引担保金の受入れ</u> <u>外国通貨による場合は、その支払方法</u> <u>権利の譲渡、質入れの禁止</u> <u>貸借取引対象債券の利金等の取扱い</u> <u>契約不履行が生じた場合の措置</u></p> <p>(5) <u>前記(2)に定める「個別取引契約書」及び「個別取引明細書」には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</u></p>

新	旧
<p>1 約定日</p> <p>2 銘柄名（国債の入札前取引については、入札前取引である旨及び償還予定年月日を記載し、入札日以後に遅滞なく当該銘柄を記載するものとする。）</p> <p>3 貸借数量</p> <p>4 貸出者</p> <p>5 借入者</p> <p>6 貸借期間</p> <p>7 貸借料（国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該貸借料を記載するものとする。）</p> <p>6 第3項に基づき、個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を省略する場合には、協会員は、取引相手方との間で前項各号に掲げる事項を取引相手方との間で合意する方法により確認するものとする。</p>	<p>— 約定日</p> <p>— 銘柄名（国債の入札前取引については、入札前取引である旨及び償還予定年月日を記載し、入札日以後に遅滞なく当該銘柄を記載するものとする。）</p> <p>— 貸借数量</p> <p>— 貸出者</p> <p>— 借入者</p> <p>— 貸借期間</p> <p>— 貸借料（国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該貸借料を記載するものとする。）</p> <p>(6) 前記(3)に基づき、「個別取引契約書」の取り交わし又は「個別取引明細書」の交付を省略する場合には、協会員は、取引相手方との間で前記(5)各号に掲げる事項を取引相手方との間で合意する方法により確認するものとする。</p>
<p>（貸借取引対象債券の範囲）</p> <p>第6条 協会員が債券貸借取引において取り扱う債券は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>1 国債証券（金商法第2条第1項第1号に掲げる国債証券をいう。以下同じ。）</p> <p>2 地方債証券（金商法第2条第1項第2号に掲げる地方債証券をいう。以下同じ。）</p> <p>3 特別の法律により法人の発行する債券（金商法第2条第1項第3号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）</p> <p>4 特定社債券（金商法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。以下同じ。）</p> <p>5 社債券（金商法第2条第1項第5号に掲げる社債券をいう。ただし、新株予約権付社債券を除く。以下同じ。）</p> <p>6 投資法人債券（金商法第2条第1項第11号に掲げる投資法人債券をいう。以下同じ。）</p> <p>7 外国又は外国の者の発行する債券で前各号の性質を有するもの</p>	<p>5 貸借取引対象債券の範囲</p> <p>協会員が債券貸借取引において取り扱う債券は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>— 国債証券</p> <p>— 地方債証券</p> <p>— 特別の法律により法人の発行する債券</p> <p>— 特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2に掲げる有価証券）</p> <p>— 社債券（新株予約権付社債券を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>— 外国又は外国法人の発行する債券で前各号の性質を有するもの</p>
<p>（取引担保金の受入）</p> <p>第7条 協会員は、債券貸借取引において貸出者となる場合には、原則として借入者から取引実行日までに取引担保金を受け入れるものとする。取引担保金の額は、貸借対象債券の時価を基準に、貸出者と借入者の合意のもとに決定するものとする。</p> <p>2 協会員は、借入者から現金で受け入れた取引担保金に対して付利することができる。</p>	<p>6 取引担保金の受入</p> <p>(1) 協会員は、債券貸借取引において貸出者となる場合には、原則として借入者から取引実行日までに取引担保金を受け入れるものとする。取引担保金の額は、貸借対象債券の時価を基準に、貸出者と借入者の合意のもとに決定するものとする。</p> <p>(2) 協会員は、借入者から現金で受け入れた取引担保金に対して付利することができるものとする。</p>

新	旧
<p>(取引担保金の追加差入) 第8条 協会員は、債券貸借取引において、貸出者になっている場合に、相場の変動等により取引相手方に計算上の損失が発生している場合等で協会員が必要と認めるときは、借入者から取引担保金の追加差入れを受け入れるものとする。</p> <p>(取引担保金の代用) 第9条 前2条に定める取引担保金は、次の各号に掲げる有価証券等をもって代用することができるものとし、その受入れの際の代用価額は、その前日における時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。ただし、借入者が上場会社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社会的に信用のある取引相手方である場合には、有価証券等の種類は当事者間の合意によることができるものとし、代用価額は、受け入れる有価証券等の時価を基準とした合理的な額とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>1 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券（外国投資証券、外国株預託証券（金商法第2条第1項第20号に掲げる証券又は証書のうち、外国の者が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）及び優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）を含む。） 100分の65</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>2 国債証券 100分の90</p> <p>3 地方債証券（その発行に際して、元引受契約が有価証券関連業（金商法第28条第8項に定める有価証券関連業をいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。） 100分の80</p>	<p>7 取引担保金の追加差入 協会員は、債券貸借取引において、貸出者になっている場合に、相場の変動等により取引相手方に計算上の損失が発生している場合等で協会員が必要と認めるときは、借入者から取引担保金の追加差入れを受け入れるものとする。</p> <p>8 取引担保金の代用 (1) 前記6及び7の取引担保金は、有価証券等をもって代用することができる。</p> <p>(2) 取引担保金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は、次に掲げるものとし、その受入れの際の代用価格は、その前日における時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。 ただし、借入者が上場会社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社会的に信用のある取引相手方である場合には、有価証券等の種類は当事者間の合意によることができるものとし、代用価格は、受け入れる有価証券等の時価を基準とした合理的な額とすることができる。 — 国内の証券取引所に上場されている株券（外国投資証券及び優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）を含む。） 100分の65</p> <p style="text-align: center;">— 削除</p> <p style="text-align: center;">— 国債証券 100分の90</p> <p style="text-align: center;">— 地方債証券（その発行に際して、元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） 100分の80</p>

新	旧
<p><u>4</u> 特別の法律により法人の発行する債券</p> <p>イ 政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証しているもの</p> <p style="text-align: right;">100 分の 85</p> <p>□ その他のもの</p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p> <p><u>5</u> 特定社債券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p> <p><u>6</u> 国内の取引所金融商品市場に上場されている社債券又は国内の取引所金融商品市場にその株券が上場されている会社が発行する社債券(外国の者の発行するものを除き、かつ、その発行に際して、元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。)</p> <p>イ 新株予約権付社債券を除く社債券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p> <p>□ 新株予約権付社債券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 75</p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p><u>7</u> 投資法人債券(国内の取引所金融商品市場に上場されている投資法人債券又は国内の取引所金融商品市場にその投資証券が上場されている会社が発行する投資法人債券(その発行に際して元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。))</p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p> <p><u>8</u> 国内の取引所金融商品市場に上場されている円貨建外国国債証券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p> <p><u>9</u> 国内の取引所金融商品市場に上場されている円貨建外国地方債証券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p> <p><u>10</u> 国際復興開発銀行円貨債券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 85</p> <p><u>11</u> アジア開発銀行円貨債券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 85</p> <p><u>12</u> 前 4 号に掲げる債券の発行者を除く外国の者の発行する債券で、かつ、国内の取引所金融商品市場に上場されている円貨債券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p> <p><u>13</u> 投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。)及び投資証券(国内の取引所金融商品市場に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。)</p> <p>イ 公社債投資信託の受益証券</p>	<p>— 特別の法律により法人の発行する債券</p> <p>イ 政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証しているもの</p> <p style="text-align: right;">100 分の 85</p> <p>□ その他のもの</p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p> <p>— 特定社債券(証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号の 2 に掲げる有価証券)</p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p> <p>— 国内の証券取引所に上場されている社債券又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して、元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)</p> <p>イ 新株予約権付社債券を除く社債券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p> <p>□ 新株予約権付社債券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 75</p> <p>— 削 除</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>— 国内の証券取引所に上場されている円貨建外国国債証券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p> <p>— 国内の証券取引所に上場されている円貨建外国地方債証券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p> <p>— 国際復興開発銀行円貨債券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 85</p> <p>— アジア開発銀行円貨債券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 85</p> <p>— 前記 から に掲げる債券の発行者を除く外国法人の発行する債券で、かつ国内の証券取引所に上場されている円貨債券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p> <p>— 投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。)及び投資証券(国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。)</p> <p>イ 公社債投資信託の受益証券</p>

新	旧
<input type="checkbox"/> その他のもの 100 分の 80	<input type="checkbox"/> その他のもの 100 分の 80
<input type="checkbox"/> その他のもの 100 分の 65	<input type="checkbox"/> その他のもの 100 分の 65
<u>14</u> 米国財務省証券 100 分の 85	<u>—</u> 米国財務省証券 100 分の 85
<u>15</u> 譲渡性預金（外国において発行されたものを除く。） 100 分の 80	<u>—</u> 譲渡性預金（海外において発行されたものを除く。） 100 分の 80
<u>16</u> 国内 C P（金商法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げる約束手形及び同項第 17 号に掲げる証券又は証書で同項第 15 号に掲げる約束手形の性質を有するもののうち、国内において発行されたものをいう。） 100 分の 80	<u>—</u> <u>コマーシャル・ペーパー（同上）</u> 100 分の 80
<u>17</u> 貸付信託の受益証券（発行の日から 1 年以上経過したものに限る。） <input type="checkbox"/> 差し入れを受ける者を信託契約の受託者とする貸付信託の受益証券 100 分の 85	<u>—</u> 貸付信託の受益証券（発行の日から 1 年以上経過したものに限る。） <input type="checkbox"/> 差し入れを受ける者を信託契約の受託者とする貸付信託の受益証券 100 分の 85
<input type="checkbox"/> その他のもの 100 分の 80	<input type="checkbox"/> その他のもの 100 分の 80
<u>18</u> 合同指定金銭信託の受益権 <input type="checkbox"/> 差し入れを受ける者を信託契約の受託者とする合同指定金銭信託の受益権 100 分の 85	<u>—</u> 合同指定金銭信託の受益権 <input type="checkbox"/> 差し入れを受ける者を信託契約の受託者とする合同指定金銭信託の受益権 100 分の 85
<input type="checkbox"/> その他のもの 100 分の 80	<input type="checkbox"/> その他のもの 100 分の 80
<u>19</u> 定期預金契約、譲渡性預金契約及び通知預金契約に基づく債権 <input type="checkbox"/> 差し入れを受ける者を債務者とする預金契約に基づく債権 100 分の 90	<u>—</u> 定期預金契約、譲渡性預金契約及び通知預金契約に基づく債権 <input type="checkbox"/> 差し入れを受ける者を債務者とする預金契約に基づく債権 100 分の 90
<input type="checkbox"/> その他のもの 100 分の 80	<input type="checkbox"/> その他のもの 100 分の 80
<u>20</u> 銀行による支払保証契約 100 分の 80	<u>21</u> 銀行による支払保証契約 100 分の 80
<u>2</u> 貸借取引対象債券に表示されている通貨と取引相手方から受け入れる取引担保金の代用の通貨（取引担保金の代用として有価証券等を受け入れる場合には、当該有価証券等に表示されている通貨）が異なる場合の当該通貨又は有価証券等の取引担保金への代用価格は、同一通貨のときの取引担保金への代用価格に 100 分の 95 を乗じた額を超えないものとする。ただし、借入者が上場会社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社会的に信用のある取引相手方である場合には、受け入れる通貨又は代用価格は、時価を基準とした合理的な額とすることができる。	<u>(3)</u> 貸借取引対象債券に表示されている通貨と取引相手方から受け入れる取引担保金の代用の通貨（取引担保金の代用として有価証券等を受け入れる場合には、当該有価証券等に表示されている通貨）が異なる場合の当該通貨又は有価証券等の取引担保金への代用価格は、同一通貨のときの取引担保金への代用価格に 100 分の 95 を乗じた額を超えないものとする。 ただし、借入者が上場会社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社会的に信用のある取引相手方である場合には、受け入れる通貨又は代用価格は、時価を基準とした合理的な額とすることができる。

新	旧
<p>3 第1項による代用有価証券等の受入れは、その取引担保金としての実効性に十分に留意するとともに、<u>証憑書類等を整備及び保管</u>を行うものとする。</p> <p>(貸借残高等の照合)</p> <p>第10条 協会員は、取引相手方(特定投資家を除く。次項において同じ。)との間において債券貸借取引を行った場合には、3か月に1回以上の割合において、貸借対象債券、担保金等の残高について残高照合を行わなければならない。</p> <p>2 前項の残高照合を行う場合において、貸借対象債券、取引担保金等の残高がない取引相手方との間において直前に行った残高照合以後その残高があったものについては、当該取引相手方との間において、現在その残高がない旨の残高照合を行わなければならない。</p> <p>(節度ある利用)</p> <p>第11条 協会員は、債券の空売り及び貸借取引を行うに当たっては、協会員の規模、営業の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないように十分留意するものとする。</p> <p>(新規の債券貸借取引の禁止)</p> <p>第12条 協会員は、別段の合意がある場合を除き、取引相手方が次に掲げる場合に該当するときは、当該顧客との間で新規に債券貸借取引を行ってはならない。</p> <p>1 既取引に係る受渡未済等、協会員に立替金があるとき。</p> <p>2 担保金が未入となっているとき。</p> <p>3 取引状況その他から不相当と認められるとき。</p> <p>(社内規程の制定)</p> <p>第13条 協会員は、債券貸借取引を行うに当たっては、協会員の経営の健全性を確保するため、債券貸借取引等に関する社内規程を制定するものとする。</p> <p>(取引状況等の報告)</p> <p>第14条 協会員は、債券貸借取引の状況について、<u>本協会が定めるところにより本協会に報告するものとする。</u></p> <p>(電磁的方法による交付)</p> <p>第15条 協会員は、<u>第5条第2項に定める個別取</u></p>	<p>(4) <u>前記(2)</u>による代用有価証券等の受入れは、その取引担保金としての実効性に十分に留意するとともに、<u>証憑書類等の整備、保管</u>を行うものとする。</p> <p>9 貸借残高等の照合</p> <p>(1) 協会員は、取引相手方との間において債券貸借取引を行った場合には、3か月に1回以上の割合において、貸借対象債券、担保金等の残高について残高照合を行わなければならない。</p> <p>(2) 前記(1)の残高照合を行う場合において、貸借対象債券、取引担保金等の残高がない取引相手方との間において直前に行った残高照合以後その残高があったものについては、当該取引相手方との間において、現在その残高がない旨の残高照合を行わなければならない。</p> <p>10 節度ある利用</p> <p>協会員は、債券の空売り及び貸借取引を行うに当たっては、協会員の規模、営業の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないように十分留意するものとする。</p> <p>11 新規の債券貸借取引の禁止</p> <p>協会員は、別段の合意がある場合を除き、取引相手方が次に掲げる場合に該当するときは、<u>当該顧客との間で新規に債券貸借取引を行ってはならないものとする。</u></p> <p>— 既取引に係る受渡未済等、協会員に立替金があるとき</p> <p>— 担保金が未入となっているとき</p> <p>— 取引状況その他から不相当と認められるとき</p> <p>12 社内規程の制定</p> <p>協会員は、債券貸借取引を行うに当たっては、協会員の経営の健全性を確保するため、債券貸借取引等に関する社内規程を制定するものとする。</p> <p>13 取引状況等の報告</p> <p>協会員は、債券貸借取引の状況について、<u>所定の様式により本協会に報告するものとする。</u></p> <p>14 電磁的方法による交付</p> <p>協会員は、4(2)に定める「<u>個別取引明細書</u>」の</p>

新	旧
<p>引明細書の交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則</u>」に定めるところにより、当該個別取引明細書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該個別取引明細書を交付したものとみなす。</p> <p>(電磁的方法による契約等)</p> <p>第16条 協会員は、<u>第5条第1項</u>に定める基本契約書及び<u>同条第2項</u>に定める個別取引契約書の取り交わし又は<u>同項</u>に定める合意書の交換に代えて、当該契約書の取り交わし又は当該合意書の交換を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該協会員は、当該契約書の取り交わし又は当該合意書の交換を行ったものとみなす。</p> <p>2 前項の定めに基づき契約書の取り交わし又は合意書の交換を行った協会員は、取引相手方から当該契約又は合意の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方にその契約又は合意の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて</u>」(理事会決議)に定めるところにより、当該「<u>個別取引明細書</u>」に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該「<u>個別取引明細書</u>」を交付したものとみなす。</p> <p>15 電磁的方法による契約等</p> <p>(1) 協会員は、前記4(1)に定める基本契約書及び前記4(2)に定める「<u>個別取引契約書</u>」の取り交わし又は前記4(2)に定める「<u>合意書</u>」の交換に代えて、当該契約書の取り交わし又は当該合意書の交換を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該協会員は、当該契約書の取り交わし又は当該合意書の交換を行ったものとみなす。</p> <p>(2) 前記(1)の定めに基づき契約書の取り交わし又は合意書の交換を行った協会員は、取引相手方から当該契約又は合意の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方にその契約又は合意の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。</p>

「選択権付債券売買取引の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正
について

平成19年9月18日
（下線部分変更）

新	旧
<p>選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則</p> <p>（目的） 第1条 この規則は、協会員が店頭において行う選択権付債券売買取引に関し、選択権料の気配の公表、売買契約の締結、売買取引の方法等について必要な事項を定め、同取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 選択権付債券売買取引 当事者の一方が受渡日を指定できる権利（以下「選択権」という。）を有する債券売買取引であって、行使期間内に受渡日の指定が行われない場合には、当該債券売買取引の契約が解除されるものをいう。</p> <p>2 選択権料 選択権付債券売買取引において、選択権保有者が選択権付与者に対して、選択権の対価として支払う金銭をいう。</p> <p>3 選択権保有者 選択権付債券売買取引において、選択権を保有する者をいう。</p> <p>4 選択権付与者 選択権付債券売買取引において、選択権を選択権保有者に付与した者をいう。</p> <p>5 コールの保有者 選択権付債券売買取引において、債券の買い手であり、かつ選択権保有者である者をいう。</p> <p>6 コールの付与者 選択権付債券売買取引において、債券の売り手であり、かつ選択権付与者である者をいう。</p> <p>7 プットの保有者 選択権付債券売買取引において、債券の売り手であり、かつ選択</p>	<p>「選択権付債券売買取引の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）</p> <p>この理事会決議は、協会員が店頭において行う選択権付債券売買取引に関し、選択権料の気配の公表、売買契約の締結、売買取引の方法等について必要な事項を定め、同取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>1 定義 この理事会決議において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 選択権付債券売買取引 当事者の一方が受渡日を指定できる権利（以下「選択権」という。）を有する債券売買取引であって、行使期間内に受渡日の指定が行われない場合には、当該債券売買取引の契約が解除されるものをいう。</p> <p>(2) 選択権料 選択権付債券売買取引において、選択権保有者が選択権付与者に対して、選択権の対価として支払う金銭をいう。</p> <p>(3) 選択権保有者 選択権付債券売買取引において、選択権を保有する者をいう。</p> <p>(4) 選択権付与者 選択権付債券売買取引において、選択権を選択権保有者に付与した者をいう。</p> <p>(5) コールの保有者 選択権付債券売買取引において、債券の買い手であり、かつ選択権保有者である者をいう。</p> <p>(6) コールの付与者 選択権付債券売買取引において、債券の売り手であり、かつ選択権付与者である者をいう。</p> <p>(7) プットの保有者 選択権付債券売買取引において、債券の売り手</p>

新	旧
<p>権保有者である者をいう。</p> <p>8 プットの付与者 選択権付債券売買取引において、債券の買い手であり、かつ選択権付与者である者をいう。</p> <p>9 アット・ザ・マネー コール又はプットの取引において、対象銘柄の売買価格が市場価格と同一であることをいう。</p> <p>10 アウト・オブ・ザ・マネー コールの取引において対象銘柄の売買価格が市場価格よりも高いこと、又はプットの取引において対象銘柄の売買価格が市場価格よりも低いことをいう。</p> <p>11 行使期間 選択権付債券売買取引において、選択権保有者が選択権を行使できる一定の期間又は一定の日をいう。</p> <p>12 顧客 取引相手方のうち協会員及び特別会員でない公共債のディーリング業務を行う登録金融機関以外の者をいう。</p>	<p>であり、かつ選択権保有者である者をいう。</p> <p>(8) プットの付与者 選択権付債券売買取引において、債券の買い手であり、かつ選択権付与者である者をいう。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(9) 行使期間 選択権付債券売買取引において、選択権保有者が選択権を行使できる一定の期間又は一定の日をいう。</p> <p>(10) 顧客 取引相手方のうち協会員及び特別会員でない公共債のディーリング業務を行う登録金融機関以外の者をいう。</p>
<p>(売買)</p>	<p>2 売 買</p>
<p>第3条 選択権付債券売買取引は、相対売買により行うものとし、当該選択権付債券売買取引に係る一切の権利は、これを第三者に譲渡又は質入れすることができない。</p>	<p>選択権付債券売買取引は、相対売買により行うものとし、当該選択権付債券売買取引に係る一切の権利は、これを第三者に譲渡又は質入れすることができないものとする。</p>
<p>(選択権料の気配の公表)</p>	<p>3 選択権料の気配の公表</p>
<p>第4条 選択権付債券売買取引を行う協会員は、店頭市場において流通性の高い円貨建債券及び国内の店頭取引において活発に取引が行われている外貨建債券を対象銘柄とする選択権料の気配について、次に定めるところにより、店頭掲示等適切な方法により一般投資家に公表するよう努めなければならない。</p> <p>1 売買数量</p> <p>イ 円貨建債券については、額面金額 50 億円程度の取引を対象としたもの</p> <p>ロ 外貨建債券については、邦貨換算額面金額 20 億円から 30 億円程度の取引を対象としたもの</p> <p>2 売買価格</p> <p>コール又はプットそれぞれの取引について、アット・ザ・マネー及び額面 100 円につき 50 銭のアウト・オブ・ザ・マネーの少なくとも 2 種類を対象としたもの</p>	<p>選択権付債券売買取引を行う協会員は、店頭市場において流通性の高い国内債券及び国内の店頭取引において活発に取引が行われている外国債券を対象銘柄とする選択権料の気配について、次に定めるところにより、店頭掲示等適切な方法により一般投資家に公表するよう努めなければならない。</p> <p>(1) 売買数量</p> <p>— 国内債券については、額面金額 50 億円程度の取引を対象としたもの。</p> <p>— 外国債券については、邦貨換算額面金額 20 億円から 30 億円程度の取引を対象としたもの。</p> <p>(2) 売買価格</p> <p>— コールの取引については、対象銘柄の市場価格と同一のもの（以下「アット・ザ・マネー」という。）及び当該市場価格より額面 100 円につき 50 銭高いもの（以下 50 銭の「アウト・オブ・ザ・マネー」という。）</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>3 外貨建債券の売買価格</p> <p>イ 米ドル債券については、額面 100 米ドルにつき 1 / 2 米ドルとする等海外市場の慣行に従った表示により、<u>円貨建債券と同様、コール又はプットそれぞれの取引について、アット・ザ・マネー及びアウト・オブ・ザ・マネーの少なくとも 2 種類を対象としたもの</u></p> <p>ロ 米ドル以外の債券については、米ドル債券に準じたもの</p> <p>4 行使期間</p> <p>選択権保有者が選択権を行使し得る最後の日が、当該取引の約定日から 1 週間後、2 週間後、1 か月後及び 2 か月後の少なくとも 4 種類を対象としたもの</p> <p>5 選択権料の呼値</p> <p><u>円貨建債券については額面 100 円につき 1 銭刻み、外貨建債券については額面 100 米ドルにつき 1 / 32 米ドル刻みとする等、海外市場の慣行に従った方式による協会員が選択権の付与者及び保有者となる場合の気配</u></p> <p>(選択権料の水準)</p> <p>第 5 条 選択権料は、対象銘柄の当該取引約定時における市場価格、当該取引の売買価格及び行使期間並びに対象銘柄の価格変動性等から合理的に算出されたものでなければならない。また、対象債券が前条で公表している対象銘柄と発行体、利率、償還年限等につき類似している場合には、その選択権料は公表した選択権料の気配に基づく合理的なものでなければならない。</p> <p>(売買契約の締結)</p> <p>第 6 条 協会員は、選択権付債券売買取引を開始するときは、あらかじめ取引相手方との間において「<u>選択権付債券売買取引に関する基本契約書</u>」を締結するとともに、当該契約書を整理及び保管しなければならない。</p> <p>2 前項のほか、協会員は選択権付債券売買取引の約定が成立した都度、取引相手方との間において「<u>選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る個別取引契約書</u>」(以下「個別</p>	<p>の少なくとも二種類を対象としたもの。</p> <p>— <u>プットの取引については、対象銘柄の市場価格と同一のもの(アット・ザ・マネー)及び当該市場価格より額面 100 円につき 50 銭低いもの(50 銭の「アウト・オブ・ザ・マネー」)の少なくとも二種類を対象としたもの。</u></p> <p>(3) 外国債券の売買価格</p> <p>— 米ドル債券については、額面 100 米ドルにつき 1 / 2 米ドルとする等海外市場の慣行に従った表示により、<u>国内債券と同様、コール、プットそれぞれの取引について、アット・ザ・マネー及びアウト・オブ・ザ・マネーの少なくとも二種類を対象としたもの。</u></p> <p>— 米ドル以外の債券については、米ドル債券に準じたもの。</p> <p>(4) 行使期間</p> <p>選択権保有者が選択権を行使し得る最後の日が、当該取引の約定日から 1 週間後、2 週間後、1 か月後及び 2 か月後の少なくとも 4 種類を対象としたもの。</p> <p>(5) 選択権料の呼値</p> <p><u>国内債券については額面 100 円につき 1 銭刻み、外国債券については額面 100 米ドルにつき 1 / 32 米ドル刻みとする等、海外市場の慣行に従った方式による協会員が選択権の付与者及び保有者となる場合の気配。</u></p> <p>4 選択権料の水準</p> <p>選択権料は、対象銘柄の当該取引約定時における市場価格、当該取引の売買価格及び行使期間並びに対象銘柄の価格変動性等から合理的に算出されたものでなければならない。また、対象債券が上記 3 で公表している対象銘柄と発行体、利率、償還年限等につき類似している場合には、その選択権料は公表した選択権料の気配に基づく合理的なものでなければならない。</p> <p>5 売買契約の締結</p> <p>(1) 協会員は、選択権付債券売買取引を開始するときは、あらかじめ取引相手方との間において「<u>選択権付債券売買取引に関する基本契約書</u>」を締結しなければならない。</p> <p>(2) 前記(1)のほか、協会員は選択権付債券売買取引の約定が成立した都度、取引相手方との間において「<u>選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る個別取引契約書</u>」(以下</p>

新	旧
<p>取引契約書」という。)を締結する。ただし、当該取引相手方との間において「選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る合意書」(以下「合意書」という。)を<u>取り交わ</u>した場合は、「選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」(以下「個別取引明細書」という。)の交付をもって、個別取引契約書の締結に代えることができる。</p>	<p>「個別取引契約書」という。)を締結する。ただし、当該取引相手方との間において「選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る合意書」(以下「合意書」という。)を<u>交換</u>した場合は、「選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」(以下「個別取引明細書」という。)の交付をもって、「<u>個別取引契約書</u>」の締結に代えることができるものとする。</p>
<p>3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、協会員は、個別取引契約書の締結又は個別取引明細書の交付を要しない。</p>	<p>(3) 前記(2)にかかわらず、次の各号に定める要件をすべて満たす場合には、協会員は、「<u>個別取引契約書</u>」の締結又は「<u>個別取引明細書</u>」の交付を要しない。</p>
<p>1 取引相手方が次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。</p>	<p>— 取引相手方が証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家又はこれに相当する外国法人等であること</p>
<p>イ 特定投資家(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であること。</p>	<p>— 書面又は情報通信を利用する方法により取引相手方とあらかじめ「<u>個別取引契約書</u>」の締結又は「<u>個別取引明細書</u>」の交付を要しないことを合意していること</p> <p>— 取引相手方からの選択権付債券売買取引の内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていること</p>
<p>ロ 金商法第28条第4項に規定する投資運用業を行う協会員との間で、同法第2条第8項第12号ロに規定する投資一任契約を締結していること。</p>	<p>(4) 前記(2)の「<u>個別取引契約書</u>」及び「<u>個別取引明細書</u>」には、次の各号に掲げる事項を明記するものとする。</p>
<p>2 協会員が書面又は情報通信を利用する方法により取引相手方とあらかじめ個別取引契約書の締結又は個別取引明細書の交付を要しないことを合意していること。</p>	<p>— 対象銘柄(国債の入札前取引については、入札前取引である旨及び償還予定年月日を記載し、入札日以後に遅滞なく当該銘柄を記載するものとする。)</p>
<p>3 協会員が取引相手方からの選択権付債券売買取引の内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていること。</p>	<p>— 売買数量</p> <p>— 売買価格(国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該価格を明記するものとする。)</p>
<p>4 第2項に定める個別取引契約書及び個別取引明細書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p>	<p>— コールの保有者若しくはコールの付与者又はプットの保有者若しくはプットの付与者の区別</p>
<p>1 対象銘柄(国債の入札前取引については、入札前取引である旨及び償還予定年月日を記載し、入札日以後に遅滞なく当該銘柄を記載するものとする。)</p>	
<p>2 売買数量</p> <p>3 売買価格(国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該価格を記載するものとする。)</p>	
<p>4 コールの保有者若しくはコールの付与者又はプットの保有者若しくはプットの付与者の区別</p>	

新	旧
<p>5 行使期間</p> <p>6 第 14 条に定める行使期間の最終日における一定の時刻</p> <p>7 選択権料</p> <p>8 選択権の行使の方法</p> <p>9 選択権が行使された場合の当該債券の受渡しに関する事項</p> <p>5 第 3 項に基づき、個別取引契約書の締結又は個別取引明細書の交付を省略する場合には、協会員は、取引相手方との間で前項各号に掲げる事項を取引相手方との間で合意する方法により確認するものとする。</p>	<p>— 行使期間</p> <p>— 13 に定める行使期間の最終日における一定の時刻</p> <p>— 選択権料</p> <p>— 選択権の行使の方法</p> <p>— 選択権が行使された場合の当該債券の受渡しに関する事項</p> <p>(5) 前記(3)に基づき、「個別取引契約書」の締結又は「個別取引明細書」の交付を省略する場合には、協会員は、取引相手方との間で前記(4)各号に掲げる事項を取引相手方との間で合意する方法により確認するものとする。</p>
<p>(売買対象債券)</p>	<p>6 売買対象債券</p>
<p>第 7 条 協会員が、選択権付債券売買取引において取り扱う債券は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>1 国債証券(金商法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる国債証券をいう。以下同じ。)</p> <p>2 地方債証券(金商法第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる地方債証券をいう。以下同じ。)</p> <p>3 特別の法律により法人の発行する債券(金商法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)</p> <p>4 特定社債券(金商法第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる特定社債券をいう。以下同じ。)</p> <p>5 社債券(金商法第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる社債券をいう。ただし、新株予約権付社債券を除く。以下同じ。)</p> <p>6 投資法人債券(金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資法人債券をいう。以下同じ。)</p> <p>7 外国又は外国の者の発行する債券で前各号の性質を有するもの</p>	<p>協会員が、選択権付債券売買取引において取り扱う債券は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>— 国債証券</p> <p>— 地方債証券</p> <p>— 特別の法律により法人の発行する債券</p> <p>— 特定社債券(証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号の 2 に掲げる有価証券)</p> <p>— 社債券(新株予約権付社債券を除く。)</p> <p>(新 設)</p> <p>— 外国又は外国法人の発行する債券で上記の性質を有するもの</p>
<p>(売買の最低額面金額)</p>	<p>7 売買の最低額面金額</p>
<p>第 8 条 協会員が選択権付債券売買取引を行うに当たっての最低売買額面金額は、1 億円とし、外貨建債券にあっては 1 億円相当額とする。</p>	<p>協会員が選択権付債券売買取引を行うに当たっての最低売買額面金額は、1 億円とし、外貨建債券にあっては 1 億円相当額とする。</p>
<p>(期間)</p>	<p>8 期間</p>
<p>第 9 条 個別の選択権付債券売買取引の契約日から対象債券の受渡日までの期間は、1 年 3 か月を超えないものとする。</p>	<p>個別の選択権付債券売買取引の契約日から対象債券の受渡日までの期間は、1 年 3 か月を超えないものとする。</p>
<p>(選択権料の授受)</p>	<p>9 選択権料の授受</p>
<p>第 10 条 選択権付債券売買取引において選択権保有者となった者は、契約日から起算して</p>	<p>選択権付債券売買取引において選択権保有者となった者は、契約日から起算して 4 営業日目</p>

新	旧
<p>4 営業日目の日までに、選択権付与者となった者に対して選択権料を支払うものとし、当該選択権付与者は当該選択権保有者に対して受領書を交付するものとする。</p>	<p>の日までに、選択権付与者となった者に対して選択権料を支払うものとし、当該選択権付与者は当該選択権保有者に対して受領書を交付するものとする。</p>
<p>(選択権の行使)</p> <p>第 11 条 選択権付債券売買取引において選択権保有者が選択権を行使する場合には、選択権付与者に対して選択権の行使により指定する当該選択権付債券売買取引に係る債券の受渡日を通知するものとする。</p> <p>2 選択権の行使は、選択権付債券売買取引における売買数量のうちの一部についても、これを行うことができる。</p> <p>3 前 2 項に定める権利行使を行った場合には、遅滞なく「選択権付債券売買取引権利行使確認書」を取り交わすものとする。ただし、事前に合意書を交換している取引相手方に対しては、「選択権付債券売買取引権利行使明細書」の交付をもって、当該確認書の取り交わしに代えることができる。</p>	<p>10 選択権の行使</p> <p>(1) 選択権付債券売買取引において選択権保有者が選択権を行使する場合には、選択権付与者に対して選択権の行使により指定する当該選択権付債券売買取引に係る債券の受渡日を通知するものとする。</p> <p>(2) 選択権の行使は、選択権付債券売買取引における売買数量のうちの一部についても、これを行うことができるものとする。</p> <p>(3) 前記(1)及び(2)に定める権利行使を行った場合には、遅滞なく「選択権付債券売買取引権利行使確認書」を交換するものとする。ただし、事前に「合意書」を交換している取引相手方に対しては、「選択権付債券売買取引権利行使明細書」の交付をもって、当該確認書の交換に代えることができるものとする。</p>
<p>(相殺)</p> <p>第 12 条 既に約定が成立している選択権付債券売買取引（以下「先の選択権付債券売買取引」という。）がある場合において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす選択権付債券売買取引（以下「新たな選択権付債券売買取引」という。）の約定が成立した場合には、協会員と取引相手方の合意をもって先の選択権付債券売買取引と新たな選択権付債券売買取引に係る債権債務の対当額を相殺することができる。</p> <p>1 先の選択権付債券売買取引におけるコールの保有者が新たな選択権付債券売買取引におけるコールの付与者であり、先の選択権付債券売買取引におけるコールの付与者が新たな選択権付債券売買取引におけるコールの保有者であること、又は先の選択権付債券売買取引におけるプットの保有者が新たな選択権付債券売買取引におけるプットの付与者であり、先の選択権付債券売買取引におけるプットの付与者が新たな選択権付債券売買取引におけるプットの保有者であること。</p> <p>2 先の選択権付債券売買取引と新たな選択権付債券売買取引において、売買の対象となっている債券が同一銘柄であること。</p> <p>3 先の選択権付債券売買取引と新たな選択権付債券売買取引において、売買価格が同</p>	<p>11 相殺</p> <p>(1) 既に約定が成立している選択権付債券売買取引（以下「先の選択権付債券売買取引」という。）がある場合において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす選択権付債券売買取引（以下「新たな選択権付債券売買取引」という。）の約定が成立した場合には、協会員と取引相手方の合意をもって先の選択権付債券売買取引と新たな選択権付債券売買取引に係る債権債務の対当額を相殺することができるものとする。</p> <p>— 先の選択権付債券売買取引におけるコールの保有者が新たな選択権付債券売買取引におけるコールの付与者であり、先の選択権付債券売買取引におけるコールの付与者が新たな選択権付債券売買取引におけるコールの保有者であること、又は先の選択権付債券売買取引におけるプットの保有者が新たな選択権付債券売買取引におけるプットの付与者であり、先の選択権付債券売買取引におけるプットの付与者が新たな選択権付債券売買取引におけるプットの保有者であること</p> <p>— 先の選択権付債券売買取引と新たな選択権付債券売買取引において、売買の対象となっている債券が同一銘柄であること</p> <p>— 先の選択権付債券売買取引と新たな選択権付債券売買取引において、売買価格が同</p>

新	旧
<p>一であること。</p> <p>4 先の選択権付債券売買取引と新たな選択権付債券売買取引において、残存行使期間が同一であること。</p> <p>5 先の選択権付債券売買取引と新たな選択権付債券売買取引のいずれについても、選択権の行使が行われていないこと。</p> <p>2 前項に定める相殺を行った場合には、遅滞なく「選択権付債券売買取引相殺確認書」を取り交わすものとする。ただし、事前に合意書を取り交わしている取引相手方に対しては、「選択権付債券売買取引相殺明細書」の交付をもって、当該確認書の取り交わしに代えることができる。</p>	<p>一であること</p> <p>— 先の選択権付債券売買取引と新たな選択権付債券売買取引において、残存行使期間が同一であること</p> <p>— 先の選択権付債券売買取引と新たな選択権付債券売買取引のいずれについても、選択権の行使が行われていないこと</p> <p>(2) 前記(1)に定める相殺を行った場合には、遅滞なく「選択権付債券売買取引相殺確認書」を交換するものとする。ただし、事前に「合意書」を交換している取引相手方に対しては、「選択権付債券売買取引相殺明細書」の交付をもって、当該確認書の交換に代えることができるものとする。</p>
<p>(選択権料)</p>	<p>12 選択権料</p>
<p>第13条 協会員は、前条に掲げる相殺に関して、選択権料の授受は先の選択権付債券売買取引及び新たな選択権付債券売買取引でそれぞれ行うものとし、差金の授受による決済を行わないものとする。</p>	<p>協会員は、上記11に掲げる相殺に関して、選択権料の授受は先の選択権付債券売買取引及び新たな選択権付債券売買取引でそれぞれ行うものとし、差金の授受による決済は行わないものとする。</p>
<p>(選択権の消滅)</p>	<p>13 選択権の消滅</p>
<p>第14条 選択権付債券売買取引において、取引約定成立時に定める行使期間の最終日における一定の時刻までに選択権の行使が行われなかった場合には、当該選択権付債券売買取引の契約は解除されるものとする。</p>	<p>選択権付債券売買取引において、取引約定成立時に定める行使期間の最終日における一定の時刻までに選択権の行使が行われなかった場合には、当該選択権付債券売買取引の契約は解除されるものとする。</p>
<p>(売買証拠金の受入れ)</p>	<p>14 売買証拠金の受入れ</p>
<p>第15条 協会員は、選択権付債券売買取引において選択権保有者になる場合には、取引相手方から売買証拠金を受け入れるものとする。ただし、取引相手方が、特定投資家である場合には、売買証拠金を受け入れなくてもよいものとする。</p>	<p>(1) 協会員は、選択権付債券売買取引において選択権保有者になる場合には、取引相手方から売買証拠金を受け入れるものとする。ただし、取引相手方が、国・地方公共団体(それらに準ずる別表に定める者を含む。)及び「証券会社に関する内閣府令」第28条第1項各号に掲げる者(それらに準ずる別表に定める者を含む。)である場合には、売買証拠金を受け入れなくてもよいものとする。</p>
<p>2 前項に定める売買証拠金の額は、売買額面金額に100分の5を乗じた額に選択権料相当額を加えた額を下回らない範囲内で選択権保有者となる協会員が定めるものとする。</p> <p>3 協会員は、第1項に定める売買証拠金を契約日から起算して3営業日目の日の正午までに取引相手方から受け入れるものとする。</p>	<p>(2) 売買証拠金の額は、売買額面金額に100分の5を乗じた額に選択権料相当額を加えた額を下回らない範囲内で選択権保有者となる協会員が定めるものとする。</p> <p>(3) 協会員は、前記(1)に定める売買証拠金を契約日から起算して3営業日目の日の正午までに取引相手方から受け入れるものとする。</p>
<p>(売買証拠金の追加差入)</p>	<p>15 売買証拠金の追加差入</p>
<p>第16条 協会員は、選択権付債券売買取引において、選択権保有者になっている場合に、相</p>	<p>協会員は、選択権付債券売買取引において、選択権保有者になっている場合に、相場の変動</p>

新	旧
<p>場の変動等により取引相手方に計算上の損失が発生している場合等で協会員が必要と認めるときには、当該取引相手方から売買証拠金の追加差入れを受けるものとする。</p> <p>(売買証拠金の代用)</p> <p>第17条 前2条に定める売買証拠金は、有価証券等をもって代用することができる。</p> <p>2 売買証拠金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は、次に掲げるものとし、その受入れの際の代用価格は、その前日における時価(合理的かつ適正な価格又は気配値をいう。)に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。</p> <p>1 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券(外国投資証券、外国株預託証券(金商法第2条第1項第20号に掲げる有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。))及び優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。)を含む。) 100分の65</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>2 国債証券 100分の90</p> <p>3 地方債証券(その発行に際して、元引受契約が有価証券関連業(金商法第28条第8項に定める有価証券関連業をいう。以下同じ。)を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。) 100分の80</p> <p>4 特別の法律により法人の発行する債券</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証しているもの 100分の85</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ その他のもの 100分の80</p> <p>5 特定社債券 100分の80</p> <p>6 国内の取引所金融商品市場に上場されている社債券又は国内の取引所金融商品市場にその株券が上場されている会社が発行する社債券(外国の者の発行するものを除き、かつ、その発行に際して元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 新株予約権付社債券を除く社債券 100分の80</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ 新株予約権付社債券 100分の75</p>	<p>等により取引相手方に計算上の損失が発生している場合等で協会員が必要と認めるときには、当該取引相手方から売買証拠金の追加差入れを受けるものとする。</p> <p>16 売買証拠金の代用</p> <p>(1) 上記14及び15の売買証拠金は、有価証券等をもって代用することができるものとする。</p> <p>(2) 売買証拠金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は、次に掲げるものとし、その受入れの際の代用価格は、その前日における時価(合理的かつ適正な価格又は気配値をいう。)に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">国内の証券取引所に上場されている株券(外国投資証券、外国株預託証券(証券取引法第2条第1項第10号の3に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。))及び優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。)を含む。) 100分の65</p> <p style="padding-left: 2em;">削除</p> <p style="padding-left: 2em;">国債証券 100分の90</p> <p style="padding-left: 2em;">地方債証券(その発行に際して、元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。) 100分の80</p> <p style="padding-left: 2em;">特別の法律により法人の発行する債券 政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証しているもの 100分の85</p> <p style="padding-left: 2em;">その他のもの 100分の80</p> <p style="padding-left: 2em;">特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2に掲げる有価証券) 100分の80</p> <p style="padding-left: 2em;">国内の証券取引所に上場されている社債券又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して、元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)</p> <p style="padding-left: 2em;">新株予約権付社債券を除く社債券 100分の80</p> <p style="padding-left: 2em;">新株予約権付社債券 100分の75</p>

新	旧
<p><u>7 投資法人債券（国内の取引所金融商品市場に上場されている投資法人債券又は国内の取引所金融商品市場にその投資証券が上場されている会社が発行する投資法人債券（その発行に際して元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。））</u></p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p>	— 削 除
<p><u>8 国内の取引所金融商品市場に上場されている円貨建外国国債証券</u></p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p>	<p>— 国内の証券取引所に上場されている円貨建外国国債証券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p>
<p><u>9 国内の取引所金融商品市場に上場されている円貨建外国地方債証券</u></p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p>	<p>— 国内の証券取引所に上場されている円貨建外国地方債証券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p>
<p><u>10 国際復興開発銀行円貨債券</u></p> <p style="text-align: right;">100 分の 85</p>	<p>— 国際復興開発銀行円貨債券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 85</p>
<p><u>11 アジア開発銀行円貨債券</u></p> <p style="text-align: right;">100 分の 85</p>	<p>— アジア開発銀行円貨債券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 85</p>
<p><u>12 前 4 号に掲げる債券の発行者を除く外国の者の発行する債券で、かつ国内の取引所金融商品市場に上場されている円貨債券</u></p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p>	<p>— 前記 から に掲げる債券の発行者を除く外国の者の発行する債券で、かつ国内の証券取引所に上場されている円貨債券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p>
<p><u>13 投資信託の受益証券及び投資証券（国内の取引所金融商品市場に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）</u></p> <p>イ 公社債投資信託の受益証券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p> <p>ロ その他のもの</p> <p style="text-align: right;">100 分の 65</p>	<p>— 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）及び投資証券（国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）</p> <p>公社債投資信託の受益証券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p> <p>その他のもの</p> <p style="text-align: right;">100 分の 65</p>
<p><u>14 米国財務省証券</u></p> <p style="text-align: right;">100 分の 85</p>	<p>— 米国財務省証券</p> <p style="text-align: right;">100 分の 85</p>
<p><u>15 譲渡性預金（外国において発行されるものを除く。）</u></p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p>	<p>— 譲渡性預金（海外において発行されるものを除く。）</p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p>
<p><u>16 国内 C P（金商法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げる約束手形及び同項第 17 号に掲げる証券又は証書で同項第 15 号に掲げる約束手形の性質を有するものうち、国内において発行されたものをいう。）</u></p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p>	<p>— <u>コマーシャル・ペーパー（同上）</u></p> <p style="text-align: right;">100 分の 80</p>
<p><u>3 選択権付債券売買取引の対象債券の表示されている通貨と取引相手方から受け入れる売買証拠金の通貨（売買証拠金の代用として有価証券等を受け入れる場合には、当該有価証券等の表示されている通貨）が異なる場合の当該通貨又は有価証券等の売買証拠金への代用価格は、同一通貨のときの売買証拠金への代用価格に 100 分の 95 を乗じた額を超えない額とする。</u></p>	<p>(3) 選択権付債券売買取引の対象債券の表示されている通貨と取引相手方から受け入れる売買証拠金の通貨（売買証拠金の代用として有価証券等を受け入れる場合には、当該有価証券等の表示されている通貨）が異なる場合の当該通貨又は有価証券等の売買証拠金への代用価格は、同一通貨のときの売買証拠金への代用価格に 100 分の 95 を乗じた額を超えない額とする。</p>
<p><u>4 第 2 項による代用有価証券等の受け入れ</u></p>	<p>(4) 前記(2)による代用有価証券等の受け入れ</p>

新	旧
<p>は、その証拠金としての実効性に十分留意するとともに、証憑書類等の整備及び保管を行うものとする。</p>	<p>は、その証拠金としての実効性に十分留意するとともに、証憑書類等の整備、保管を行うものとする。</p>
<p>(売買証拠金の返還)</p>	<p>17 売買証拠金の返還</p>
<p>第 18 条 選択権付債券売買取引において選択権保有者となっている協会員は次に掲げる場合、取引相手方から売買証拠金の返還請求を受けたときは、それぞれに定める日以降、当該売買証拠金を返還するものとする。</p> <p>1 協会員が取引相手方に対して選択権の行使を行ったとき。 当該選択権付債券売買取引に係る債券の受渡日</p> <p>2 第 14 条により、当該選択権付債券売買取引の契約が解除されたとき。 行使期間の最終日の翌営業日</p> <p>3 第 12 条の相殺が行われたとき。 同条第 2 項に規定する確認書を取り交わした日から起算して 4 営業日目の日</p>	<p>選択権付債券売買取引において選択権保有者となっている協会員は次に掲げる場合、取引相手方から売買証拠金の返還請求を受けたときは、それぞれに定める日以降、当該売買証拠金を返還するものとする。</p> <p>— 協会員が取引相手方に対して選択権の行使を行ったとき 当該選択権付債券売買取引に係る債券の受渡日</p> <p>— 上記 13 により、当該選択権付債券売買取引の契約が解除されたとき 行使期間の最終日の翌営業日</p> <p>— 上記 11 の相殺が行われたとき 同(2)に規定する確認書を交換した日から起算して 4 営業日目の日</p>
<p>(選択権付債券売買取引の投資勧誘)</p>	<p>18 選択権付債券売買取引の投資勧誘</p>
<p>第 19 条 協会員は、選択権付債券売買取引を行う顧客の投資経験、投資目的、資力等を慎重に勘案し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めなければならない。</p>	<p>協会員は、選択権付債券売買取引を行う顧客の投資経験、投資目的、資力等を慎重に勘案し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めなければならない。</p>
<p>(顧客カードの整備)</p>	<p>19 顧客カードの整備</p>
<p>第 20 条 協会員は、選択権付債券売買取引を行う顧客について「顧客カード」(「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第 5 条第 1 項に定める顧客カードをいう。)を備え付けるものとする。</p>	<p>協会員は、選択権付債券売買取引を行う顧客について「顧客カード」を備え付けるものとする。</p>
<p>(取引開始基準)</p>	<p>20 取引開始基準</p>
<p>第 21 条 協会員は、選択権付債券売買取引の取引開始基準を定めるものとし、当該基準に適合していない顧客との間で選択権付債券売買取引を行ってはならない。</p> <p>2 選択権付債券売買取引の取引開始基準は、当該顧客の投資経験、当該顧客からの預り資産その他各協会員において必要と認める事項について、協会の規模、営業の実情に応じて定めるものとする。</p>	<p>(1) 協会員は、選択権付債券売買取引の取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で選択権付債券売買取引を行うものとする。</p> <p>(2) 選択権付債券売買取引の開始基準は、当該顧客の投資経験、当該顧客からの預り資産その他各協会員において必要と認める事項について、協会の規模、営業の実情に応じて定めるものとする。</p>
<p>(選択権付債券売買取引に関する説明書の交付及び確認書の徴求)</p>	<p>21 選択権付債券売買取引に関する説明書の交付及び確認書の徴求</p>
<p>第 22 条 協会員は、顧客と選択権付債券売買取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該顧客(特定投資家を除く。次項において同じ。)に対し、取引の概要、取引に</p>	<p>(1) 協会員は、顧客と選択権付債券売買取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該顧客(「証券会社に関する内閣府令」第 28 条第 1 項各号に掲げる者を除く。)(2)</p>

新	旧
<p>係る損失の危険に関する事項及び顧客の注意を喚起すべき事項を記載した説明書を交付（契約の締結前1年以内において当該顧客に対し当該説明書を交付した場合（ただし、当該説明書を交付した日以後1年以内に取引を行った場合には、当該取引に係る契約の締結をもって当該説明書を交付したものとみなす。）を除く。）し、これらの事項について十分説明するものとする。</p>	<p>において同じ。）に対し、取引の概要、取引に係る損失の危険に関する事項及び顧客の注意を喚起すべき事項を記載した説明書を交付（契約の締結前1年以内において当該顧客に対し当該説明書を交付した場合（ただし、当該説明書を交付した日以後1年以内に取引を行った場合には、当該取引に係る契約の締結をもって当該説明書を交付したものとみなす。）を除く。）し、これらの事項について十分説明するものとする。</p>
<p>2 協会員は、顧客と前項の取引を開始するに当たっては、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から選択権付債券売買取引に関する確認書を徴求するものとする。</p>	<p>(2) 協会員は、顧客と前項の取引を開始するに当たっては、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から選択権付債券売買取引に関する確認書を徴求するものとする。</p>
<p>（選択権付債券売買取引の節度ある利用）</p>	<p>22 選択権付債券売買取引の節度ある利用</p>
<p>第23条 協会員は、選択権付債券売買取引については、各協会員の規模、営業の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないように常時留意するものとする。</p>	<p>(1) 協会員は、選択権付債券売買取引については、各協会員の規模、営業の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないように常時留意するものとする。</p>
<p>2 協会員は、選択権付債券売買取引に係る売買残高について、次に定めるところにより取り扱うものとする。</p>	<p>(2) 協会員は、選択権付債券売買取引に係る売買残高について、次に定めるところにより取り扱うものとする。</p>
<p>1 選択権付債券売買取引を業として行う会員</p>	<p>— 選択権付債券売買取引を業として行う会員</p>
<p>イ 当該会員が、<u>債券の売り手である場合</u>の<u>選択権付与者である取引における債券の額面金額の合計額</u>（以下「コール付与残高」という。）及び当該会員が、<u>債券の買い手である場合</u>の<u>選択権付与者である取引における債券の額面金額の合計額</u>（以下「プット付与残高」という。）のうちいずれか大きい金額から、コール付与残高及びプット付与残高に係り受け取った選択権料を控除した金額が、当該会員の純財産額を超えないものとする。</p>	<p>イ 当該会員が<u>債券の売り手であり、かつ</u><u>選択権付与者である取引における債券の額面金額の合計額</u>（以下「コール付与残高」という。）及び当該会員が<u>債券の買い手であり、かつ</u><u>選択権付与者である取引における債券の額面金額の合計額</u>（以下「プット付与残高」という。）のうちいずれか大きい金額から、コール付与残高及びプット付与残高に係り受け取った選択権料を控除した金額が、当該会員の純財産額を超えないものとする。</p>
<p>ロ <u>イ</u>にかかわらず合理的な方法により、本取引に伴うリスクを管理している場合には、当該方法により算定した本取引に係るリスク相当額が、当該会員の純財産額を超えないものとする。</p>	<p>ロ <u>前記イ</u>にかかわらず合理的な方法により、本取引に伴うリスクを管理している場合には、当該方法により算定した本取引に係るリスク相当額が、当該会員の純財産額を超えないものとする。</p>
<p>ハ <u>ロ</u>による場合には、当該算定方法及びその計算方式を本協会に報告するものとし、原則として、毎月同一の方法により算定することとする。</p>	<p>ハ <u>前記ロ</u>による場合には、当該算定方法及びその計算方式を本協会に報告するものとし、原則として、毎月同一の方法により算定することとする。</p>
<p>2 前号に掲げる会員以外の会員 前号イに準ずるものとする。</p>	<p>— <u>前記</u> 以外の会員 <u>前記</u> イに準ずるものとする。</p>
<p>3 特別会員 当該特別会員が、<u>コール付与残高及び</u></p>	<p>— 特別会員 当該特別会員が<u>債券の売り手であり、</u></p>

新	旧
<p>プット付与残高のうちいずれか大きい金額から、コール付与残高及びプット付与残高に係り受け取った選択権料を控除した金額が、当該特別会員の自己資本の額を超えないものとする。</p>	<p>かつ選択権付与者である取引における債券の額面金額の合計額(以下「コール付与残高」という。)及び当該特別会員が債券の買い手であり、かつ選択権付与者である取引における債券の額面金額の合計額(以下「プット付与残高」という。)のうちいずれか大きい金額から、コール付与残高及びプット付与残高に係り受け取った選択権料を控除した金額が、当該特別会員の自己資本の額を超えないものとする。</p>
<p>3 本協会は、前項第1号口のリスク算定方法が合理的でないと認められるときは、是正を求めることができる。</p>	<p>(3) 本協会は、前記(2)口のリスク算定方法が合理的でないと認められるときは、是正を求めることができる。</p>
<p>(新規の選択権付債券売買取引の禁止)</p>	<p>23 新規の選択権付債券売買取引の禁止</p>
<p>第24条 協会員は、別段の合意がある場合を除き、顧客が次に掲げる場合に該当するときは、当該顧客との間で新規に選択権付債券売買取引を行ってはならない。</p>	<p>協会員は、別段の合意がある場合を除き、顧客が次に掲げる場合に該当するときは、当該顧客との間で新規に選択権付債券売買取引を行ってはならないものとする。</p>
<p>1 先の選択権付債券売買取引に係る受渡未済等、協会員に立替金がある場合 2 売買証拠金が未入の場合 3 取引状況その他から不相当と認められる場合</p>	<p>— 既約定に係る受渡未済等、協会員に立替金がある場合 — 売買証拠金が未入の場合 — 取引状況その他から不相当と認められる場合</p>
<p>(異常な取引)</p>	<p>24 異常な取引</p>
<p>第25条 協会員は、顧客の損失を補てんし、又は利益を追加する目的をもって、選択権付債券売買取引を利用して顧客又は第三者に財産上の利益を提供する行為(以下「異常な取引」という。)は行ってはならない。</p>	<p>(1) 協会員は、顧客の損失を補てんし、又は利益を追加する目的をもって、選択権付債券売買取引を利用して顧客又は第三者に財産上の利益を提供する行為(「異常な取引」)は行ってはならない。</p>
<p>2 協会員は、同一日において、顧客に対してコール又はプットの保有者になるような取引を行うとともに付与者になるような取引を行い、かつ、当該顧客について第12条に定める相殺の方法によって当該顧客に相当の利益が発生しているものについては、異常な取引に該当する可能性があることに留意し、顧客との約定及びその確認、記録の保管等について一層厳格な社内管理を行うものとする。</p>	<p>(2) 協会員は、同一日において、顧客に対してコール又はプットの保有者になるような取引を行うとともに付与者になるような取引を行い、かつ、当該顧客について相殺の方法によって当該顧客に相当の利益が発生しているものについては、「異常な取引」に該当する可能性があるため、顧客との約定及びその確認、記録の保管等について一層厳格な社内管理を行うものとする。</p>
<p>(取引記録の作成及び保存)</p>	<p>25 取引記録の作成・保存</p>
<p>第26条 協会員は、選択権付債券売買取引を行ったときは、約定時刻等を記載した当該注文に係る伝票等を速やかに作成のうえ、整理及び保存する等適正な管理を行わなければならない。</p>	<p>協会員は、選択権付債券売買取引を行ったときは、約定時刻等を記載した当該注文に係る伝票等を速やかに作成のうえ、整理、保存する等適正な管理を行わなければならない。</p>
<p>(社内規程の制定)</p>	<p>26 社内規程の制定</p>
<p>第27条 協会員は、選択権付債券売買取引の透</p>	<p>協会員は、選択権付債券売買取引の透明性、</p>

新	旧
<p>明性、公正性を確保するため、適正な約定処理に関する社内規程を制定するものとする。</p>	<p>公正性を確保するため、適正な約定処理に関する社内規程を制定するものとする。</p>
<p>(売買状況等の報告)</p>	<p>27 売買状況等の報告</p>
<p>第28条 協会員は、選択権付債券売買取引の状況について、所定の報告書により本協会に報告するものとする。</p>	<p>協会員は、選択権付債券売買取引の状況について、所定の報告書により本協会に報告するものとする。</p>
<p>(電磁的方法による交付等)</p>	<p>28 電磁的方法による交付等</p>
<p>第29条 協会員は、次に掲げる書面の交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則</u>（以下「<u>書面電磁的提供規則</u>」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。</p>	<p>(1) 協会員は、次に掲げる書面の交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて</u>」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。</p>
<p>1 第6条第2項に定める個別取引明細書 2 第10条に定める選択権料の受領書 3 第11条第3項に定める「<u>選択権付債券売買取引権利行使明細書</u>」 4 第12条第2項に定める「<u>選択権付債券売買取引相殺明細書</u>」 5 第22条第1項に定める説明書</p>	<p>— 5(2)に定める「<u>個別取引明細書</u>」 — 9に定める選択権料の受領書 — 10(3)に定める「<u>選択権付債券売買取引権利行使明細書</u>」 — 11(2)に定める「<u>選択権付債券売買取引相殺明細書</u>」 — 21(1)に定める<u>選択権付債券売買取引に関する説明書</u></p>
<p>2 協会員は、第22条第2項に定める選択権付債券売買取引に関する確認書の徴求に代えて、<u>書面電磁的提供等規則</u>に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。</p>	<p>(2) 協会員は、21(2)に定める選択権付債券売買取引に関する確認書の徴求に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて</u>」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。</p>
<p>(電磁的方法による契約等)</p>	<p>29 電磁的方法による契約等</p>
<p>第30条 協会員は、次に掲げる契約書等について、書面による契約の締結又は交換(以下「<u>書面による契約の締結等</u>」という。)に代えて、当該書面による契約の締結等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該協会員は、当該書面による契約の締結等を行ったものとみなす。</p>	<p>(1) 協会員は、次に掲げる契約書等について、書面による契約の締結又は交換(以下「<u>書面による契約の締結等</u>」という。)に代えて、当該書面による契約の締結等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該協会員は、当該書面による契約の締結等を行ったものとみなす。</p>
<p>1 第6条第1項に定める「<u>選択権付債券売買取引に関する基本契約書</u>」 2 第6条第2項に定める個別取引契約書 3 第6条第2項に定める合意書 4 第11条第3項に定める「<u>選択権付債券売買取引権利行使確認書</u>」</p>	<p>— 5(1)に定める「<u>選択権付債券売買取引に関する基本契約書</u>」 — 5(2)に定める「<u>個別取引契約書</u>」 — 5(2)に定める「<u>合意書</u>」 — 10(3)に定める「<u>選択権付債券売買取引権利行使確認書</u>」</p>

新	旧
<p>5 第12条第2項に定める「選択権付債券売買取引相殺確認書」</p> <p>2 前項の定めに基づき契約の締結等を行った協会員は、取引相手方から当該契約等の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方にその契約等の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>11(2)に定める「選択権付債券売買取引相殺確認書」</p> <p>(2) 前記(1)の定めに基づき契約の締結等を行った協会員は、取引相手方から当該契約等の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方にその契約等の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。</p>

「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等について」理事会決議(自主規制会議決議)の一部改正について

平成19年9月18日
(下線部分変更)

新	旧
<p>国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、協会が行う国内CP等及び私募社債の売買その他の取引(以下「売買取引等」という。)の勧誘等に関し、必要な事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(法令、規則等の遵守) 第2条 協会員は、顧客又は他の協会員との間で、国内CP等及び私募社債の売買取引等を行うに当たっては、この規則によるほか、<u>金融商品取引法(以下「金商法」という。)</u>その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。</p> <p>(定義) 第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 国内CP <u>金商法第2条第1項第15号</u>に掲げる約束手形及び同項第17号に掲げる証券又は証書で同項第15号に掲げる約束手形の性質を有するものうち、国内において発行されたものをいう。</p> <p>2 短期社債等 社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第127条において準用する同法第66条(第1号を除く。)に規定する振替外債のうち、社債等の振替に関する命令第3条第11項に規定する短期外債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、<u>投資信託及び投資法人に関する法律第139条の12第1項に規定する短期投資法人債(以下「短期投資法人債」という。)</u>、<u>商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債(以下「短期商工債」という。)</u>、<u>信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債(以下「短期債」という。)</u>及び農林中</p>	<p>「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等について」理事会決議(自主規制会議決議)</p> <p style="text-align: center;">第1 総 則</p> <p>1. 目的 この理事会決議は、協会が行う国内CP等及び私募社債の売買その他の取引(以下「売買取引等」という。)の勧誘等に関し、必要な事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>2. 法令、規則等の遵守 協会員は、顧客又は他の協会員との間で、国内CP等及び私募社債の売買取引等を行うに当たっては、この理事会決議によるほか、<u>証券取引法</u>その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。</p> <p>3. 定義 この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 国内CP <u>証券取引法第2条第1項第8号</u>に掲げる約束手形で<u>証券取引法第2条</u>に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)第1条に規定するもの及び同法第2条第1項第9号に掲げる証券又は証書で同項第8号の性質を有するものうち、本邦において発行されるものをいう。</p> <p>(2) 短期社債等 社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債、同法第127条において準用する同法第66条(第1号を除く。)に規定する振替外債のうち、社債等の振替に関する命令(平成14年内閣府・法務省令第5号)第3条第11項に規定する短期外債、<u>保険業法(平成7年法律第105号)第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法(昭和11年法律第14号)第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法(昭和26年法律第238号)第54条の4第1項に規定する短期</u></p>

新	旧
<p>中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債(以下「<u>短期農林債</u>」という。)をいう。</p> <p>(削る)</p> <p>3 国内CP等 国内CP及び短期社債等をいう。</p> <p>4 私募 新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘のうち、<u>金商法第2条第3項第2号イ及びロに該当するものをいう。</u></p> <p>5 私募社債 私募により国内において発行される有価証券のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ <u>金商法第2条第1項第4号及び第5号に掲げる有価証券(新株予約権付社債券及び短期社債等を除く。)並びに同項第17号に掲げる有価証券で同項第1号から第5号までに掲げる有価証券の性質を有するもの(新株予約権付社債券及び短期社債等を除く。)</u></p> <p>ロ <u>金商法第2条第1項第11号に掲げる投資法人債券</u></p>	<p>債及び農林中央金庫法(平成13年法律第93号)第62条の2第1項に規定する短期農林債をいう。</p> <p>(3) <u>貸付債権信託受益権等 証券取引法第2条第2項第1号の規定に基づく証券取引法施行令第1条の3に規定する信託の受益権及び同法第2条第2項第2号に掲げる権利をいう。</u></p> <p>(4) 国内CP等 国内CP、短期社債等及び貸付債権信託受益権等をいう。</p> <p>(5) 私募 新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘のうち、<u>証券取引法第2条第3項第2号イ及びロにより発行される有価証券の取得の申込みの勧誘をいう。</u></p> <p>(6) 私募社債 私募により本邦において発行される有価証券のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ <u>証券取引法第2条第1項第3号の2及び第4号に掲げる有価証券(新株予約権付社債券及び短期社債等を除く。)並びに同法第2条第1項第9号に掲げる有価証券で同項第1号から第4号までに掲げる有価証券の性質を有するもの(新株予約権付社債券及び短期社債等を除く。)</u></p> <p>ロ <u>証券取引法第2条第1項第7号の2に掲げる有価証券(投資法人債券に限る。)</u></p>
<p>(遵守事項)</p> <p>第4条 協会員は、顧客に対する国内CP等及び私募社債の売買取引等の勧誘に際し、当該顧客の投資経験及び資力等に適合した投資が行われるよう十分配慮するものとする。</p>	<p>4. 遵守事項</p> <p>協会員は、顧客に対する国内CP等及び私募社債の売買取引等の勧誘に際し、当該顧客の投資経験及び資力等に適合した投資が行われるよう十分配慮するものとする。</p>
<p>(外国証券の売買取引等の勧誘等を行う場合の取扱い)</p> <p>第5条 国内CP等及び私募社債のうち「<u>外国証券の取引に関する規則</u>」(以下「<u>外国証券規則</u>」という。)に定めのあるものに係る売買取引等の勧誘等に当たっては、<u>外国証券規則の定めるところによるものとする。</u></p>	<p>5. 海外CD、海外CP及び外国貸付債権信託受益証券の勧誘等を行う場合の取扱い</p> <p><u>海外CD、海外CP及び外国貸付債権信託受益証券の勧誘等に当たっては、本協会の「外国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則第4号)に定めるところにより行うものとする。</u></p>
<p>第2章 国内CP等の売買取引等に係る勧誘等</p>	<p>第2 国内CP等の売買取引等に係る勧誘等</p>
<p>(国内CP及び短期社債等の勧誘を行う場合の取扱い)</p> <p>第6条 協会員が顧客に対し国内CP及び短期社債等(短期商工債、短期債及び短期農林債を除く。)の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下「<u>勧誘</u>」という。)を行うに当</p>	<p>6. 国内CP及び短期社債等の勧誘を行う場合の取扱い</p> <p>協会員が顧客に対し国内CP及び短期社債等(商工組合中央金庫法(昭和11年法律第14号)第33条ノ2に規定する短期商工債、<u>信用金庫法(昭和26年法律第238号)第54条の4</u></p>

新	旧
<p>たつては、発行体と協会員との間で締結する買取り並びに販売に関する契約書等において定める「発行体等に関する説明書」等を当該顧客の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めるものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(勧誘によらず売り付ける場合の取扱い) 第7条 協会員は、顧客に対し勧誘を行わずに国内CP等(短期投資法人債、短期商工債、短期債及び短期農林債を除く。)の売付け又は売付けの媒介(委託の媒介を含む。)を行う場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。ただし、顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者を経由する場合又は当該注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者の勧誘に基づくものである場合を除く。</p> <p>(取引状況等の報告及び発表) 第8条 協会員は、国内CP等の取引の状況等について、所定の様式により本協会に報告するものとする。</p> <p>2 本協会は、前項により協会員から報告された国内CP等の取引の状況について、発表する。</p>	<p><u>第1項に規定する短期債及び農林中央金庫法(平成13年法律第93号)第62条の2第1項に規定する短期農林債を除く。)の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下「勧誘」という。)を行うに当たっては、発行体と協会員との間で締結する買取り並びに販売に関する契約書等において定める「発行体等に関する説明書」等を当該顧客の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めるものとする。</u></p> <p>7. 貸付債権信託受益権等の勧誘を行う場合の取扱い <u>協会員が顧客に対し貸付債権信託受益権等の勧誘を行うに当たっては、顧客に対し、当該貸付債権信託受益権等に関する内容、信託の対象たる貸付債権の概要等を記載した資料を当該顧客の求めに応じて交付する等の方法により、その情報の説明に努めるものとする。</u></p> <p>8. 勧誘によらず売り付ける場合の取扱い <u>協会員は、顧客に対し勧誘を行わずに国内CP等(商工組合中央金庫法(昭和11年法律第14号)第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法(昭和26年法律第238号)第54条の4第1項に規定する短期債及び農林中央金庫法(平成13年法律第93号)第62条の2第1項に規定する短期農林債を除く。)の売付け又は売付けの媒介(委託の媒介を含む。)を行う場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。</u> <u>ただし、顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは証券仲介業者を経由する場合又は当該注文が他の協会員若しくは証券仲介業者の勧誘に基づくものである場合を除く。</u></p> <p>9. 取引状況等の報告及び発表 (1) 取引状況等の報告 <u>協会員は、国内CP等の取引の状況等について、所定の様式により本協会に報告するものとする。</u> (2) 取引状況の発表 <u>本協会は、前記(1)により協会員から報告された国内CP等の取引の状況について、発表する。</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第3章 私募社債の売買取引等に係る勧誘等</p> <p>(勧誘を行う場合の取扱い)</p> <p>第9条 協会員は、私募社債の取扱い業務を行う場合には、顧客又は他の協会員に対し、発行体の作成する発行者情報及び証券情報を記載した資料を当該顧客又は他の協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めるものとする。</p> <p>2 協会員は、私募社債の売買取引等（前項の取扱い業務に係るものを除く。）を行う場合は、私募社債の発行体がその社債要項等により私募社債の保有者及び保有者に指定された購入予定者の求めに応じその者に対し当該私募社債に係る発行者情報及び証券情報を直接又は保有者を經由して提供する旨を約しているときには、顧客又は他の協会員に対し、当該情報（金商法に基づき開示が行われている情報を含む。）を記載した資料を当該顧客又は他の協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めるものとする。</p> <p>(勧誘によらず売り付ける場合の取扱い)</p> <p>第10条 協会員は、顧客に対し勧誘を行わずに私募社債の売付け又は売付けの媒介（委託の媒介を含む。）を行う場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。ただし、顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者を經由する場合又は当該注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者の勧誘に基づくものである場合を除く。</p> <p>(取引状況等の報告及び発表)</p> <p>第11条 協会員は、私募社債の取引の状況等について、所定の様式により本協会に報告するものとする。</p> <p>2 本協会は、前項により協会員から報告された私募社債の取引の状況について発表する。</p>	<p style="text-align: center;">第3 私募社債の売買取引等に係る勧誘等</p> <p>10. 勧誘を行う場合の取扱い</p> <p>(1) 協会員は、私募社債の取扱い業務を行う場合には、顧客又は他の協会員に対し、発行体の作成する発行者情報及び証券情報を記載した資料を当該顧客又は他の協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めるものとする。</p> <p>(2) 協会員は、私募社債の売買取引等（前記(1)の取扱い業務に係るものを除く。）を行う場合は、私募社債の発行体がその社債要項等により私募社債の保有者及び保有者に指定された購入予定者の求めに応じその者に対し当該私募社債に係る発行者情報及び証券情報を直接又は保有者を經由して提供する旨を約しているときには、顧客又は他の協会員に対し、当該情報（証券取引法に基づき開示が行われている情報を含む。）を記載した資料を当該顧客又は他の協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めるものとする。</p> <p>11. 勧誘によらず売り付ける場合の取扱い</p> <p>協会員は、顧客に対し勧誘を行わずに私募社債の売付け又は売付けの媒介（委託の媒介を含む。）を行う場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。</p> <p>ただし、顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは証券仲介業者を經由する場合又は当該注文が他の協会員若しくは証券仲介業者の勧誘に基づくものである場合を除く。</p> <p>12. 取引状況等の報告及び発表</p> <p>(1) 取引状況等の報告</p> <p>協会員は、私募社債の取引の状況等について、所定の様式により本協会に報告するものとする。</p> <p>(2) 取引状況の発表</p> <p>本協会は、前記(1)により協会員から報告された私募社債の取引の状況について発表する。</p>
<p>付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	

「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等について」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について

平成 19 年 9 月 18 日
（下線部分変更）

新	旧
<p>個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則</p> <p>（目的） 第1条 この規則は、個人向け社債等の店頭気配情報の発表により、個人投資者層の市場参加を一層促進し、もって公社債市場の健全な発展及び個人投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 個人向け社債等 <u>国内</u>において公募により円貨建て（払込元本、利金及び償還元本の全てが円貨であるもの）で発行される次の有価証券のうち、引受主幹事会員が主として個人に取得させることを目的に発行者から引き受けるものであって、<u>第3条</u>に基づき、当該引受主幹事会員から本協会に届出が行われたものをいう。</p> <p>イ <u>金融商品取引法</u>（以下「<u>金商法</u>」という。）<u>第2条第1項第5号</u>に掲げる有価証券（新株予約権付社債及び短期社債を除く。）</p> <p>ロ <u>金商法</u>第2条第1項第17号に掲げる有価証券で<u>同項第1号から第5号</u>までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債及び特定社債並びに短期社債等を除く。）</p> <p>2 引受幹事会員 <u>個人向け社債等の引受けに係る引受幹事会社</u>（<u>金融商品取引業等に関する内閣府令</u>（以下「<u>金商業等府令</u>」という。）</p>	<p>「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等について」理事会決議（自主規制会議決議）</p> <p>1 目的 この理事会決議は、個人向け社債等の店頭気配情報の発表により、個人投資者層の市場参加を一層促進し、もって公社債市場の健全な発展及び個人投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>2 定義 この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>— 個人向け社債等 本邦において公募により円貨建て（払込元本、利金及び償還元本の全てが円貨であるもの）で発行される次の有価証券のうち、引受主幹事会員が主として個人に取得させることを目的に発行者から引き受けるものであって、<u>3</u>に基づき、当該引受主幹事会員から本協会に届出が行われたものをいう。</p> <p>イ <u>証券取引法</u>第2条第1項第4号に掲げる有価証券（新株予約権付社債及び短期社債を除く。）</p> <p>ロ <u>証券取引法</u>第2条第1項第9号に掲げる有価証券で<u>同項第1号から第4号</u>までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債及び特定社債並びに短期社債等を除く。）</p> <p>— 引受幹事会員 <u>証券会社に関する内閣府令</u>第9条及び<u>外国証券業者に関する内閣府</u></p>

新	旧
<p>第 147 条第 1 項第 3 号に規定する引受幹事会社をいう。)となる会員をいう。</p> <p>3 引受主幹事会員 <u>個人向け社債等の引受けに係る主幹事会社(金商業等府令第 147 条第 1 項第 3 号に規定する主幹事会社をいう。)</u>となる会員をいう。</p> <p>4 店頭気配 報告会員が報告日の午後 3 時 00 分時点において顧客との間で行う額面 100 万円程度の個人向け社債等の店頭売買の際の基準となる気配(売り気配と買い気配の仲値)をいう。</p> <p>5 報告会員 協会に対して店頭気配報告銘柄の店頭気配を報告しなければならない会員をいう。</p> <p>6 報告免除会員 引受幹事会員のうち、原則として、個人との取引を行わない会員であって、店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告を行うことができない旨の理由を付して本協会に届け出た会員をいう。</p> <p>7 売買参考統計値発表制度指定報告協会会員「<u>公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則</u>」(以下「<u>公社債店頭売買参考値等規則</u>」という。)第 3 条第 1 項に規定する公社債店頭売買参考統計値発表制度における「指定報告協会会員」をいう。</p>	<p>令第 19 条に規定する幹事会社であって、個人向け社債等の引受幹事となる会員をいう。</p> <p>— 引受主幹事会員 <u>引受幹事会員のうち、個人向け社債等の元引受契約の締結に際し、発行者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う会員であって、当該個人向け社債等の発行価格の総額のうちその引受けに係る部分の金額が他の引受幹事会員の引受額より少なくない会員又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会員が受領するものより少なくない会員をいう。</u></p> <p>— 店頭気配 報告会員が報告日の午後 3 時時点において顧客との間で行う額面 100 万円程度の個人向け社債等の店頭売買の際の基準となる気配(売り気配と買い気配の仲値)をいう。</p> <p>— 報告会員 本協会に対して店頭気配報告銘柄の店頭気配を報告しなければならない会員をいう。</p> <p>— 報告免除会員 引受幹事会員のうち、原則として、個人との取引を行わない会員であって、店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告を行うことができない旨の理由を付して本協会に届け出た会員をいう。</p> <p>— 売買参考統計値発表制度指定報告協会会員「<u>公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則</u>」(公正慣習規則第 3 号)第 3 条第 1 項に規定する公社債店頭売買参考統計値発表制度における「指定報告協会会員」をいう。</p>

新	旧
<p>8 店頭気配報告銘柄 個人向け社債等のうち、報告会員が本協会に店頭気配を報告しなければならない銘柄として、本協会が第4条に基づき選定した銘柄をいう。</p> <p>9 売買参考統計値発表制度選定銘柄 公社債店頭売買参考値等規則第3条第2項に規定する公社債店頭売買参考統計値発表制度における「選定銘柄」をいう。</p>	<p>— 店頭気配報告銘柄 個人向け社債等のうち、報告会員が本協会に店頭気配を報告しなければならない銘柄として、本協会が4に基づき選定した銘柄をいう。</p> <p>— 売買参考統計値発表制度選定銘柄 「<u>公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則</u>」(公正慣習規則第3号)第3条第2項に規定する公社債店頭売買参考統計値発表制度における「選定銘柄」をいう。</p>
<p>(個人向け社債等の引受けの届出)</p> <p>第3条 引受主幹事会員は、主として個人に取得させることを目的として、発行者から自社が引受けを行おうとする個人向け社債等の証券情報の内容が記載された書面を当該個人向け社債等の発行条件決定後、所定の様式により遅滞なく本協会に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の届出は、引受けを行おうとする会員が2社以上あるときは、代表する1社がこれを行うことができる。</p>	<p>3 個人向け社債等の引受けの届出</p> <p>(1) 引受主幹事会員は、主として個人に取得させることを目的として、発行者から自社が引受けを行おうとする個人向け社債等の証券情報の内容が記載された書面を当該個人向け社債等の発行条件決定後、所定の様式により遅滞なく本協会に届け出なければならない。</p> <p>(2) 前項の届出は、引受けを行おうとする会員が2社以上あるときは、代表する1社がこれを行うことができるものとする。</p>
<p>(店頭気配報告銘柄の選定基準)</p> <p>第4条 本協会は、個人向け社債等のうち次の各号に掲げる要件を満たす銘柄を店頭気配報告銘柄として選定する。</p> <p>1 当該銘柄の発行額面総額が100億円以上であること。</p> <p>2 当該銘柄が取引所金融商品市場に上場されていない銘柄であること。</p> <p>3 当該銘柄が固定利付かつ満期一括償還の銘柄であること。</p> <p>2 本協会は、前項に規定する店頭気配報告銘柄の選定を当該銘柄の発行日の前営業日までに行うものとする。</p>	<p>4 店頭気配報告銘柄の選定基準</p> <p>(1) 本協会は、個人向け社債等のうち次の各号に掲げる要件を満たす銘柄を店頭気配報告銘柄として選定するものとする。</p> <p>— 当該銘柄の発行額面総額が100億円以上であること</p> <p>— 当該銘柄が取引所に上場されていない銘柄であること</p> <p>— 当該銘柄が固定利付かつ満期一括償還の銘柄であること</p> <p>(2) 本協会は、前項に規定する店頭気配報告銘柄の選定を当該銘柄の発行日の前営業日までに行うものとする。</p>
<p>(店頭気配報告銘柄の除外基準)</p> <p>第5条 本協会は、店頭気配報告銘柄について、次の各号に掲げる事由により、引受主幹事会員から所定の様式により除外申請があったときは、当該銘柄を店頭気配報告銘柄から除外することができる。</p> <p>1 当該銘柄について個人の保有割合が著しく減少したと認められる場合</p>	<p>5 店頭気配報告銘柄の除外基準</p> <p>(1) 本協会は、店頭気配報告銘柄について、次の各号に掲げる事由により、引受主幹事会員から所定の様式により除外申請があったときは、当該銘柄を店頭気配報告銘柄から除外することができるものとする。</p> <p>— 当該銘柄について個人の保有割合が著しく減少したと認められる場合</p>

新	旧
<p>2 当該銘柄の発行残高が繰上償還又は買入消却等により著しく減少した場合</p> <p>2 本協会は、店頭気配報告銘柄について、次の各号に該当したときには、前項の申請にかかわらず当該銘柄を店頭気配報告銘柄から除外することができる。</p> <p>1 当該銘柄の発行者等が破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき。</p> <p>2 当該銘柄が期限の利益を喪失したとき。</p> <p>3 当該銘柄の発行者等において、債務の一部又は全部が不履行となったとき。</p> <p>4 その他本協会が必要と認めるとき。</p>	<p>— 当該銘柄の発行残高が繰上償還又は買入消却等により著しく減少した場合</p> <p>(2) 本協会は、店頭気配報告銘柄について、次の各号に該当したときには、前項の申請にかかわらず当該銘柄を店頭気配報告銘柄から除外することができるものとする。</p> <p>— 当該銘柄の発行者等が破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき</p> <p>— 当該銘柄が期限の利益を喪失したとき</p> <p>— 当該銘柄の発行者において、債務の一部又は全部が不履行となったとき</p> <p>— その他本協会が必要と認めるとき</p>
<p>(報告会員等の範囲)</p>	<p>6 報告会員等の範囲</p>
<p>第6条 報告会員は、次の各号に該当する会員とする。</p> <p>1 店頭気配報告銘柄の引受幹事会員(報告免除会員を除く。)</p> <p>2 店頭気配報告銘柄の引受幹事会員から委任を受けた会員(第7条第2項に規定する会員に限る。)であって、当該銘柄の店頭気配の報告を本協会に届け出た会員</p> <p>3 店頭気配報告銘柄の引受幹事会員以外の会員(第7条第3項に規定する会員に限る。)であって、当該銘柄の店頭気配の報告を本協会に届け出た会員</p> <p>2 報告免除会員になろうとする引受幹事会員は、店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告を行うことができない旨の理由を付して所定の様式により本協会に届け出るものとする。</p>	<p>(1) 報告会員は、次の各号に該当する会員とする。</p> <p>— 店頭気配報告銘柄の引受幹事会員(報告免除会員を除く。)</p> <p>— 店頭気配報告銘柄の引受幹事会員から委任を受けた会員(7(2)に規定する会員に限る。)であって、当該銘柄の店頭気配の報告を本協会に届け出た会員</p> <p>— 店頭気配報告銘柄の引受幹事会員以外の会員(7(3)に規定する会員に限る。)であって、当該銘柄の店頭気配の報告を本協会に届け出た会員</p> <p>(2) 報告免除会員になろうとする引受幹事会員は、店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告を行うことができない旨の理由を付して所定の様式により本協会に届け出るものとする。</p>
<p>(引受幹事会員以外の報告会員の取扱い)</p>	<p>7 引受幹事会員以外の報告会員の取扱い</p>
<p>第7条 引受幹事会員は、自社が引受けを行おうとする個人向け社債等の募集の取扱いを行う他の会員に対して、当該銘柄の店頭気配の報告を委任することができる。ただし、当該銘柄が第4条に規定する店頭気配報告銘柄として選定されない場合には、この限りでない。</p> <p>2 前項により委任を受けた会員は、当該銘柄が第4条により店頭気配報告銘柄として選定された場合には、当該銘柄の店頭気配の報告を行う旨を所定の様式により本協会に届け出ることにより、当該銘柄の報告会員になることができる。ただし、本協会への届出は、原則として、当該銘柄の発行日の5営業日前までに行うものとする。</p> <p>3 引受幹事会員以外の会員(売買参考統計値発表制度指定報告協会会員に限る。)は、店頭気</p>	<p>(1) 引受幹事会員は、自社が引受けを行おうとする個人向け社債等の募集の取扱いを行う他の会員に対して、当該銘柄の店頭気配の報告を委任することができるものとする。ただし、当該銘柄が前記4に規定する店頭気配報告銘柄として選定されない場合には、この限りでない。</p> <p>(2) 前項により委任を受けた会員は、当該銘柄が前記4により店頭気配報告銘柄として選定された場合には、当該銘柄の店頭気配の報告を行う旨を所定の様式により本協会に届け出ることにより、当該銘柄の報告会員になることができるものとする。ただし、本協会への届出は、原則として、当該銘柄の発行日の5営業日前までに行うものとする。</p> <p>(3) 引受幹事会員以外の会員(売買参考統計値発表制度指定報告協会会員に限る。)は、店頭気</p>

新	旧
<p>配報告銘柄についての店頭気配の報告を所定の様式により本協会に届け出ることにより、当該銘柄の報告会員になることができる。ただし、本協会への届出は、原則として、当該銘柄の発行日の5営業日前までに行うものとする。</p>	<p>配報告銘柄についての店頭気配の報告を所定の様式により本協会に届け出ることにより、当該銘柄の報告会員になることができるものとする。ただし、本協会への届出は、原則として、当該銘柄の発行日の5営業日前までに行うものとする。</p>
<p>（報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告開始日等）</p>	<p>8 報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告開始日等</p>
<p>第8条 報告会員は、原則として、店頭気配報告銘柄の発行日から、当該銘柄の店頭気配の報告を行うものとする。</p> <p>2 報告会員は、原則として、店頭気配報告銘柄の償還日の属する月の前年同月の最終営業日まで、当該銘柄の店頭気配の報告を行うものとする。</p>	<p>(1) 報告会員は、原則として、店頭気配報告銘柄の発行日から、当該銘柄の店頭気配の報告を行うものとする。</p> <p>(2) 報告会員は、原則として、店頭気配報告銘柄の償還日の属する月の前年同月の最終営業日まで、当該銘柄の店頭気配の報告を行うものとする。</p>
<p>（報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告方法等）</p>	<p>9 報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告方法等</p>
<p>第9条 報告会員は、店頭気配報告銘柄の店頭気配について、毎営業日（半休日を除く。）の原則午後7時00分までに、本協会に報告するものとする。</p> <p>2 報告会員が本協会に報告する店頭気配は、価格及び利回りとし、価格については額面100円につき1銭刻みの裸値段とし、利回りについては0.001%刻みの単利利回りとする。</p> <p>3 報告会員が本協会に報告する店頭気配は、公社債店頭市場の動向、発行者の信用度、自社における売買状況等に照らし、適正なものでなければならない。</p> <p>4 報告会員は、前項に規定する適正な店頭気配の報告が困難である場合には、所定の様式により遅滞なく本協会に届け出ることにより、当該銘柄の店頭気配の報告を行わないことができる。</p>	<p>(1) 報告会員は、店頭気配報告銘柄の店頭気配について、毎営業日（半休日を除く。）の原則午後7時まで、本協会に報告するものとする。</p> <p>(2) 報告会員が本協会に報告する店頭気配は、価格及び利回りとし、価格については額面100円につき1銭刻みの裸値段とし、利回りについては0.001%刻みの単利利回りとする。</p> <p>(3) 報告会員が本協会に報告する店頭気配は、公社債店頭市場の動向、発行者の信用度、自社における売買状況等に照らし、適正なものでなければならない。</p> <p>(4) 報告会員は、前項に規定する適正な店頭気配の報告が困難である場合には、所定の様式により遅滞なく本協会に届け出ることにより、当該銘柄の店頭気配の報告を行わないことができるものとする。</p>
<p>（売買参考統計値発表制度指定報告協会員である報告会員による店頭気配報告の特例）</p>	<p>10 売買参考統計値発表制度指定報告協会員である報告会員による店頭気配報告の特例</p>
<p>第10条 売買参考統計値発表制度指定報告協会員である報告会員は、売買参考統計値発表制度選定銘柄に係る自社の報告値が、店頭気配報告銘柄の店頭気配と同じ値である場合には、当該報告値をもって、前条に規定する店頭気配の報告に代えることができる。</p> <p>2 前項に規定する報告の特例を受けようとする報告会員は、原則として、当該銘柄の発行日の5営業日前までに所定の様式により本協会に申請するものとする。</p>	<p>(1) 売買参考統計値発表制度指定報告協会員である報告会員は、売買参考統計値発表制度選定銘柄に係る自社の報告値が、店頭気配報告銘柄の店頭気配と同じ値である場合には、当該報告値をもって、前記9に規定する店頭気配の報告に代えることができるものとする。</p> <p>(2) 前項に規定する報告の特例を受けようとする報告会員は、原則として、当該銘柄の発行日の5営業日前までに所定の様式により本協会に申請するものとする。</p>

新	旧
<p>(報告会員による店頭気配報告の特例)</p> <p>第11条 売買参考統計値の平均値又は中央値を顧客との売買の基準となる価格としている報告会員は、売買参考統計値発表制度選定銘柄である店頭気配報告銘柄について、店頭気配の報告を省略することができる。</p> <p>2 前項に規定する報告の特例を受けようとする報告会員は、原則として、当該銘柄の発行日の5営業日前までに所定の様式により本協会に申請するものとする。</p> <p>(店頭気配情報の発表等)</p> <p>第12条 本協会は、報告会員から店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告を受け、これに基づき、各報告会員の店頭気配を一覧表にした「個人向け社債等の店頭気配情報」を発表する。ただし、店頭気配報告銘柄ごとの報告会員の名称の発表は行わないものとする。</p> <p>2 前項に規定する店頭気配情報は、第9条第1項の報告時限において、2社以上の報告会員から報告を受けた店頭気配を発表することとし、報告会員が2社未満である場合には、当該店頭気配の発表は行わないものとする。ただし、単独引受幹事銘柄については、当該単独引受幹事会員1社のみのもので発表するものとする。</p> <p>3 店頭気配情報の発表は、報告日の翌営業日に、本協会の所定の様式により行うものとする。</p> <p>(店頭気配情報の発表開始日等)</p> <p>第13条 店頭気配情報の発表開始日は、原則として、店頭気配報告銘柄の発行日の翌営業日とする。</p> <p>2 店頭気配情報の最終発表日は、原則として、店頭気配報告銘柄の償還日の属する月の前年同月の最終営業日の翌営業日とする。</p> <p>(店頭気配報告責任者等の本協会への届出)</p> <p>第14条 報告会員は、店頭気配報告責任者1名及び店頭気配報告担当者2名を定め、所定の様式により本協会に届け出るものとする。</p> <p>2 報告会員は、前項に定める店頭気配報告責任者及び店頭気配報告担当者を変更した場合には、所定の様式により遅滞なく本協会に届け出るものとする。</p>	<p>11 報告会員による店頭気配報告の特例</p> <p>(1) 売買参考統計値の平均値又は中央値を顧客との売買の基準となる価格としている報告会員は、売買参考統計値発表制度選定銘柄である店頭気配報告銘柄について、店頭気配の報告を省略することができるものとする。</p> <p>(2) 前項に規定する報告の特例を受けようとする報告会員は、原則として、当該銘柄の発行日の5営業日前までに所定の様式により本協会に申請するものとする。</p> <p>12 店頭気配情報の発表等</p> <p>(1) 本協会は、報告会員から店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告を受け、これに基づき、各報告会員の店頭気配を一覧表にした「個人向け社債等の店頭気配情報」を発表する。ただし、店頭気配報告銘柄ごとの報告会員の名称の発表は行わないものとする。</p> <p>(2) 前項に規定する店頭気配情報は、前記9(1)の報告時限において、2社以上の報告会員から報告を受けた店頭気配を発表することとし、報告会員が2社未満である場合には、当該店頭気配の発表は行わないものとする。ただし、単独引受幹事銘柄については、当該単独引受幹事会員1社のみのもので発表するものとする。</p> <p>(3) 店頭気配情報の発表は、報告日の翌営業日に、本協会の所定の様式により行うものとする。</p> <p>13 店頭気配情報の発表開始日等</p> <p>(1) 店頭気配情報の発表開始日は、原則として、店頭気配報告銘柄の発行日の翌営業日とする。</p> <p>(2) 店頭気配情報の最終発表日は、原則として、店頭気配報告銘柄の償還日の属する月の前年同月の最終営業日の翌営業日とする。</p> <p>14 店頭気配報告責任者等の本協会への届出</p> <p>報告会員は、店頭気配報告責任者1名及び店頭気配報告担当者2名を定め、所定の様式により本協会に届け出るものとする。当該責任者及び担当者を変更した場合には、遅滞なく本協会に届け出るものとする。</p>
<p>付 則</p> <p>この改正は、平成19年9月30日から施行する。</p>	

「店頭売買における抽選償還当選債券等の引換処理に関する規則」(統一慣習規則第3号)の一部改正について

平成19年9月18日
(下線部分変更)

新	旧
<p>店頭売買における抽選償還当選債券等の引換処理に関する規則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、協会員が店頭において行う債券の売買取引の受渡しに用いられた債券が、抽選により償還されることが確定している債券及び年次別均等償還等により繰上償還されることが確定している債券(以下「抽選償還当選債券等」という。)である場合の協会員間における処理を明確にし、債券の円滑な流通を図ることを目的とする。</p> <p>(引換請求) 第2条 協会員は、引渡しを受けた債券が抽選償還当選債券等であることを発見したときは、当該債券を引き渡した協会員(以下「渡方協会員」という。)に対し、その引渡しを受けた後当該銘柄の最初に到来する利払期日(その日が当該債券の償還期日に当たる場合は、次の利払期日)から起算して3か月(その最終日が休業日に当たる場合は、その翌営業日)以内に、書面により当該債券と同一銘柄の他の債券との引換えを請求することができる。ただし、抽選償還当選債券等が利付きの債券以外の債券である場合は、その引渡しの日から起算して1年3か月(その最終日が休業日に当たる場合は、その翌営業日)以内に引換えを請求することができる。</p> <p>(引換請求手続きの中間省略) 第3条 抽選償還当選債券等の引渡しを受けた協会員(以下「受方協会員」という。)は、当該債券の引換請求を行う場合において、当該債券が他の協会員との間において売買されたものであるときは、その売買を行った協会员のいずれに対しても直接引換請求を行うことができる。</p> <p>(引換えの履行) 第4条 渡方協会員は、前2条の規定による引換請求を受けた場合は、その請求を受けた日から起算して1か月(その最終日が休業日に当たる場合は、その翌営業日)以内に同一銘柄の他の債券と引換えを行わなければならない。</p>	<p>「店頭売買における抽選償還当選債券等の引換処理に関する規則」(統一慣習規則第3号)</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、協会員が店頭において行う債券の売買取引の受渡しに用いられた債券が、抽選により償還されることが確定している債券及び年次別均等償還等により繰上償還されることが確定している債券(以下「抽選償還当選債券等」という。)である場合の協会員間における処理を明確にし、債券の円滑な流通を図ることを目的とする。</p> <p>(引換請求) 第2条 協会員は、引渡しを受けた債券が抽選償還当選債券等であることを発見したときは、当該債券を引き渡した協会員(以下「渡方協会員」という。)に対し、その引渡しを受けた後当該銘柄の最初に到来する利払期日(その日が当該債券の償還期日に当たる場合は、次の利払期日)から起算して3か月(その最終日が休業日に当たる場合は、その翌営業日)以内に、書面により当該債券と同一銘柄の他の債券との引換えを請求することができる。ただし、抽選償還当選債券等が利付きの債券以外の債券である場合は、その引渡しの日から起算して1年3か月(その最終日が休業日に当たる場合は、その翌営業日)以内に引換えを請求することができる。</p> <p>(引換請求手続きの中間省略) 第3条 抽選償還当選債券等の引渡しを受けた協会員(以下「受方協会員」という。)は、当該債券の引換請求を行う場合において、当該債券が他の協会員との間において売買されたものであるときは、その売買を行った協会员のいずれに対しても直接引換請求を行うことができる。</p> <p>(引換えの履行) 第4条 渡方協会員は、前2条の規定による引換請求を受けた場合は、その請求を受けた日から起算して1か月(その最終日が休業日に当たる場合は、その翌営業日)以内に同一銘柄の他の債券と引換えを行わなければならない。</p>

新	旧
<p>2 前項に規定する場合においては、渡方協会員は、引換えを行うまでの間、当該債券の売買代金に相当する金銭を受方協会員に預託しなければならない。ただし、渡方協会員は、やむを得ない事由があるときは、その翌営業日にこれを行うことができる。</p> <p>（利子の補償） 第 5 条 渡方協会員は、引き渡した利付きの債券が抽選償還当選債券等であったことにより、受方協会員がその利子を受けることができなかった場合は、引換えの履行時に、当該利子に相当する金額を受方協会員に補償しなければならない。</p> <p>（代金決済） 第 6 条 渡方協会員が、第 4 条第 1 項に定める期限までに引換えを行うことができない場合は、当該期限の翌日を決済日として、決済値段によりその決済を行わなければならない。</p> <p>2 前項の決済値段は、決済日の前日における取引所金融商品市場の最終値段又は店頭売買の値段若しくは気配により算出した額に、引換請求に係る債券の利子及び決済日までの経過利子に相当する金額を加算した額とする。</p> <p>3 前項に規定する値段又は気配がない場合の決済値段は、受方協会員と渡方協会員との協議によりこれを決定する。</p> <p>（抽選償還当選債券等の情報提供） 第 7 条 渡方協会員は、引き渡した債券が抽選償還当選債券等であることを発見したときは、遅滞なくその旨を受方協会員に通知しなければならない。</p> <p>2 渡方協会員は、受方協会員が第 2 条に定める請求期限を経過したことにより、その請求を行うことができないこととなった場合においても、受方協会員から抽選償還当選債券等の処理に必要な調査について協力を求められたときは、これに応じなければならない。</p>	<p>2 前項に規定する場合においては、渡方協会員は、引換えを行うまでの間、当該債券の売買代金に相当する金銭を受方協会員に預託しなければならない。ただし、渡方協会員は、やむを得ない事由があるときは、その翌営業日にこれを行うことができる。</p> <p>（利子の補償） 第 5 条 渡方協会員は、引き渡した利付きの債券が抽選償還当選債券等であったことにより、受方協会員がその利子を受けることができなかった場合は、引換えの履行時に、当該利子に相当する金額を受方協会員に補償しなければならない。</p> <p>（代金決済） 第 6 条 渡方協会員が、第 4 条第 1 項に定める期限までに引換えを行うことができない場合は、当該期限の翌日を決済日として、決済値段によりその決済を行わなければならない。</p> <p>2 前項の決済値段は、決済日の前日における証券取引所の最終値段又は店頭売買の値段若しくは気配により算出した額に、引換請求に係る債券の利子及び決済日までの経過利子に相当する金額を加算した額とする。</p> <p>3 前項に規定する値段又は気配がない場合の決済値段は、受方協会員と渡方協会員との協議によりこれを決定する。</p> <p>（抽選償還当選債券等の情報提供） 第 7 条 渡方協会員は、引き渡した債券が抽選償還当選債券等であることを発見したときは、遅滞なくその旨を受方協会員に通知しなければならない。</p> <p>2 渡方協会員は、受方協会員が第 2 条に定める請求期限を経過したことにより、その請求を行うことができないこととなった場合においても、受方協会員から抽選償還当選債券等の処理に必要な調査について協力を求められたときは、これに応じなければならない。</p>
<p>付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	

「債券のフェイルの解消に関する規則」(統一慣習規則第4号)の一部改正について

平成19年9月18日
(下線部分変更)

新	旧
<p align="center">債券のフェイルの解消に関する規則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、協会員間及び協会員と顧客との間の債券(次条において定義するものをいう。)の受渡しにつきフェイル(次条において定義するものをいう。)が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定め、もって債券の店頭売買その他の取引に係る受渡しの円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 フェイル 受方協会員が、その渡方協会員から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、本来受渡しが合意されていた債券(以下「対象債券」という。)を受け渡されていないことをいう。</p> <p>2 受渡不履行 受方協会員がその渡方協会員に対し対象債券受渡しの対価を完全に支払済みの状態又は対象債券の受渡しと引換えに支払える状態であるにもかかわらず、予定されていた決済日後10営業日を超える期間、受方協会員に対し当該債券が受け渡されていないことをいう。</p> <p>3 債券 社債等の振替に関する法律(以下「<u>社振法</u>」という。)第2条第1項各号に規定する「社債等」のうち、以下のものをいう。</p> <p>イ 社債(新株予約権付社債及び<u>社振法</u>第66条第1号に規定する短期社債を除く。)</p> <p>ロ 国債</p> <p>ハ 地方債</p> <p>ニ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債(<u>同法</u>第139条の12第1項に規定する短期投資法人債を除く。)</p> <p>ホ 保険業法に規定する相互会社の社債(<u>同法</u>第61条の10第1項に規定する短期社債を除く。)</p> <p>ヘ 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債(転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債並びに<u>同法</u>第2条第8項に規定する特定短期社債を除く。)</p>	<p align="center">「債券のフェイルの解消に関する規則」(統一慣習規則第4号)</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、協会員間及び協会員と顧客との間の債券(次条において定義するものをいう。)の受渡しにつきフェイル(次条において定義するものをいう。)が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定め、もって債券の店頭売買その他の取引に係る受渡しの円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 フェイル 受方協会員が、その渡方協会員から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、本来受渡しが合意されていた債券(以下「対象債券」という。)を受け渡されていないことをいう。</p> <p>2 受渡不履行 受方協会員がその渡方協会員に対し対象債券受渡しの対価を完全に支払済みの状態又は対象債券の受渡しと引換えに支払える状態であるにもかかわらず、予定されていた決済日後10営業日を超える期間、受方協会員に対し当該債券が受け渡されていないことをいう。</p> <p>3 債券 社債等の振替に関する法律(<u>平成13年法律第75号</u>)第2条第1項各号に規定する「社債等」のうち、以下のものをいう。</p> <p>イ 社債(新株予約権付社債及び<u>社振法</u>の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債を除く。)</p> <p>ロ 国債</p> <p>ハ 地方債</p> <p>ニ 投資信託及び投資法人に関する法律(<u>昭和26年法律第198号</u>)に規定する投資法人債</p> <p>ホ 保険業法(<u>平成7年法律第105号</u>)に規定する相互会社の社債(<u>同法</u>第61条の10第1項に規定する短期社債を除く。)</p> <p>ヘ 資産の流動化に関する法律(<u>平成10年法律第105号</u>)に規定する特定社債(転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債並びに<u>同法</u>第2条第8項に規定する特定短期社債を除く。)</p>

新	旧
<p>ト 特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利(<u>社振法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げるもの並びに商工組合中央金庫法第 33 条ノ 2 に規定する短期商工債、信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債及び農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債を除く。)</u></p>	<p>ト 特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利(<u>社債等の振替に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げるもの並びに商工組合中央金庫法(昭和 11 年法律第 14 号)第 33 条ノ 2 に規定する短期商工債、信用金庫法(昭和 26 年法律第 238 号)第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債及び農林中央金庫法(平成 13 年法律第 93 号)第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債を除く。)</u></p>
<p>チ 外国又は外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するもの及び <u>社振法第 127 条において準用する同法第 66 条(第 1 号を除く。)</u>に規定する振替外債のうち、社債等の振替に関する命令第 3 条第 11 項に規定する短期外債を除く。)に表示されるべき権利</p>	<p>チ 外国又は外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するもの及び <u>社債等の振替に関する法律第 127 条において準用する同法第 66 条(第 1 号を除く。)</u>に規定する振替外債のうち、社債等の振替に関する命令(<u>平成 14 年内閣府・法務省令第 5 号</u>)第 3 条第 11 項に規定する短期外債を除く。)に表示されるべき権利</p>
<p>4 受方協会員 渡方協会員との間で、渡方協会員から対象債券の店頭売買その他の取引に係る受渡しを受ける旨を約した協会員をいう。</p>	<p>4 受方協会員 渡方協会員との間で、渡方協会員から対象債券の店頭売買その他の取引に係る受渡しを受ける旨を約した協会員をいう。</p>
<p>5 渡方協会員 店頭売買その他の取引に係る決済を行うため、受方協会員又はその渡方協会員等に対し対象債券を受け渡す義務を負う協会員をいう。</p>	<p>5 渡方協会員 店頭売買その他の取引に係る決済を行うため、受方協会員又はその渡方協会員等に対し対象債券を受け渡す義務を負う協会員をいう。</p>
<p>6 同種債券 受方協会員とその渡方協会員(以下「甲」という。)との間、甲とその渡方協会員(以下「乙」という。)との間、又は乙とその渡方協会員との間(以下、丙、丁等と続いた場合も同じ。)において対象債券と、その種類、利札、満期及びこれらに類する債券の利回りに影響を及ぼす特性を含む(ただし、これらに限らない。)属性に関して、類似の種類、条件かつ数量の債券で、対象債券に代わるものとして別途合意されたものをいう。</p>	<p>6 同種債券 受方協会員とその渡方協会員(以下「甲」という。)との間、甲とその渡方協会員(以下「乙」という。)との間、又は乙とその渡方協会員との間(以下、丙、丁等と続いた場合も同じ。)において対象債券と、その種類、利札、満期及びこれらに類する債券の利回りに影響を及ぼす特性を含む(ただし、これらに限らない。)属性に関して、類似の種類、条件かつ数量の債券で、対象債券に代わるものとして別途合意されたものをいう。</p>
<p>7 バイ・イン 受渡不履行を解消するため、本規則の規定に従い、対象債券又は同種債券を市場価格で買い入れることをいう。</p>	<p>7 バイ・イン 受渡不履行を解消するため、本規則の規定に従い、対象債券又は同種債券を市場価格で買い入れることをいう。</p>
<p>8 再通知協会員 受渡不履行に関するバイ・イン通知をその渡方協会員に対し再通知する協会員をいう。</p>	<p>8 再通知協会員 受渡不履行に関するバイ・イン通知をその渡方協会員に対し再通知する協会員をいう。</p>
<p>9 営業日 協会員の休業日でない日をいう。</p>	<p>9 営業日 協会員の休業日でない日をいう。</p>
<p>10 ループ フェイルの取引のみで完結している三者以上の同一当事者間の債券受渡義務の循環をいう。</p>	<p>10 ループ フェイルの取引のみで完結している三者以上の同一当事者間の債券受渡義務の循環をいう。</p>

新	旧
<p>(フェイル解消の誠実努力義務)</p> <p>第 3 条 受方協会員及びその渡方協会員は、フェイルが発生している取引において、当該フェイルの状態を解消するため誠実に努力しなければならない。</p> <p>(受渡不履行の解消方法)</p> <p>第 4 条 受方協会員は、受渡不履行の取引を決済するため、次の各号に定める方法のうち、いずれか一の方法を採ることができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その渡方協会員との間の合意に基づき、当該渡方協会員から、対象債券に代えて同種債券の受渡しを受けること。 2 その渡方協会員との間の合意に基づき、当該渡方協会員との間で対象債券の反対売買を行うこと。 3 次条以下において規定する手続に従い、受渡不履行になっている対象債券又は同種債券のバイ・インを実行すること。 <p>(バイ・インの通知)</p> <p>第 5 条 バイ・インは、受渡不履行が継続している状態において実行することができるものとし、かつ、受方協会員が対象債券又は同種債券を取得するために行われるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 バイ・インの通知は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 バイ・インの通知は、対象債券に関し本来予定されていた決済日から 10 営業日(本来予定されていた決済日を含まない。)経過後でなければ行うことはできない。 2 バイ・インを行うためには、受方協会員は、当該通知において指定するバイ・イン約定日から少なくとも 10 営業日(バイ・イン約定日を含まない。)前の日の正午(日本時間)までに、その渡方協会員に対して書面による通知(以下「バイ・イン通知」という。バイ・イン通知はファクシミリ又は電子通信システムによることができるものとするが、これに限らない。)を行うものとする。 3 バイ・イン通知には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。 <ol style="list-style-type: none"> イ 受方協会員の名称、担当部署名、担当者名(責任者名)及び連絡先 ロ 通知の送付先である渡方協会員の名称及び担当部署名 ハ バイ・イン通知を行った受方協会員とその渡方協会員間の取引(以下、本号に 	<p>(フェイル解消の誠実努力義務)</p> <p>第 3 条 受方協会員及びその渡方協会員は、フェイルが発生している取引において、当該フェイルの状態を解消するため誠実に努力しなければならない。</p> <p>(受渡不履行の解消方法)</p> <p>第 4 条 受方協会員は、受渡不履行の取引を決済するため、次の各号に定める方法のうち、いずれか一の方法を取ることができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その渡方協会員との間の合意に基づき、当該渡方協会員から、対象債券に代えて同種債券の受渡しを受けること。 2 その渡方協会員との間の合意に基づき、当該渡方協会員との間で対象債券の反対売買を行うこと。 3 次条以下において規定する手続に従い、受渡不履行になっている対象債券又は同種債券のバイ・インを実行すること。 <p>(バイ・インの通知)</p> <p>第 5 条 バイ・インは、受渡不履行が継続している状態において実行することができるものとし、かつ、受方協会員が対象債券又は同種債券を取得するために行われるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 バイ・インの通知は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 バイ・インの通知は、対象債券に関し本来予定されていた決済日から 10 営業日(本来予定されていた決済日を含まない。)経過後でなければ行うことはできない。 2 バイ・インを行うためには、受方協会員は、当該通知において指定するバイ・イン約定日から少なくとも 10 営業日(バイ・イン約定日を含まない。)前の日の正午(日本時間)までに、その渡方協会員に対して書面による通知(以下「バイ・イン通知」という。バイ・イン通知はファクシミリ又は電子通信システムによることができるものとするが、これに限らない。)を行うものとする。 3 バイ・イン通知には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。 <ol style="list-style-type: none"> イ 受方協会員の名称、担当部署名、担当者名(責任者名)及び連絡先 ロ 通知の送付先である渡方協会員の名称及び担当部署名 ハ バイ・イン通知を行った受方協会員とその渡方協会員間の取引(以下、本号に

新	旧
<p>において「本来の取引」という。)の対象債券の額面及びその証券情報</p> <p>二 本来の取引において合意された受渡金額</p> <p>ホ 本来の取引の約定日及び決済日</p> <p>ヘ 受方協会員が、指定したバイ・イン約定日の正午(日本時間)までに当該渡方協会員との間の本来の取引の完了通知を受けなかった場合には、当該取引について指定したバイ・イン約定日に当該渡方協会員の計算においてバイ・インを行い得る旨</p> <p>ト バイ・イン約定日及びバイ・イン決済日</p> <p>4 バイ・イン通知を受け取った渡方協会員は、バイ・イン通知に署名又は記名捺印のうち、同通知の写しを受方協会員に速やかに返送することにより、通知の受領を確認するものとする(その確認は、ファクシミリ又は電子通信システムによることができるものとするが、これに限らない。)</p>	<p>において「本来の取引」という。)の対象債券の額面及びその証券情報</p> <p>二 本来の取引において合意された受渡金額</p> <p>ホ 本来の取引の約定日及び決済日</p> <p>ヘ 受方協会員が、指定したバイ・イン約定日の正午(日本時間)までに当該渡方協会員との間の本来の取引の完了通知を受けなかった場合には、当該取引について指定したバイ・イン約定日に当該渡方協会員の計算においてバイ・インを行い得る旨</p> <p>ト バイ・イン約定日及びバイ・イン決済日</p> <p>4 バイ・イン通知を受け取った渡方協会員は、バイ・イン通知に署名又は記名捺印のうち、同通知の写しを受方協会員に速やかに返送することにより、通知の受領を確認するものとする(その確認は、ファクシミリ又は電子通信システムによることができるものとするが、これに限らない。)</p>
<p>(バイ・イン通知の再通知)</p> <p>第 6 条 バイ・イン通知の再通知は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>1 バイ・イン通知(本条においては、本条に従い再通知されたバイ・イン通知を含む。)を受け取った渡方協会員は、自己と自己に対する渡方協会員との間で、当該バイ・イン通知に記載された対象債券と同一銘柄・同量の債券に関して受渡不履行が生じている場合には、受取時から 24 時間以内に(ただし、いかなる場合も当初のバイ・イン通知で指定されたバイ・イン約定日(又は、対象債券が移転手続中であるため次条第 2 号に従って期限が延長された場合には翌営業日)の 2 営業日前の正午(日本時間)までであることを要する。)当該バイ・イン通知をその渡方協会員に書面により再通知することができる(その再通知は、ファクシミリ又は電子通信システムによることができるものとするが、これに限らない。)</p> <p>2 前号で規定する再通知には次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>イ 再通知協会員の名称、担当部署名、担当者名(責任者名)及び連絡先</p> <p>ロ 通知の送付先である渡方協会員の名称及び担当部署名</p> <p>ハ 自己より前の全再通知協会員の名称</p> <p>ニ 受方協会員の名称及び連絡先</p> <p>ホ 再通知が行われる原因となった再通知協会員、再通知先である渡方協会員間の</p>	<p>(バイ・イン通知の再通知)</p> <p>第 6 条 バイ・イン通知の再通知は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>1 バイ・イン通知(本条においては、本条に従い再通知されたバイ・イン通知を含む。)を受け取った渡方協会員は、自己と自己に対する渡方協会員との間で、当該バイ・イン通知に記載された対象債券と同一銘柄・同量の債券に関して受渡不履行が生じている場合には、受取時から 24 時間以内に(ただし、いかなる場合も当初のバイ・イン通知で指定されたバイ・イン約定日(又は、対象債券が移転手続中であるため次条第 2 号に従って期限が延長された場合には翌営業日)の 2 営業日前の正午(日本時間)までであることを要する。)当該バイ・イン通知をその渡方協会員に書面により再通知することができる(その再通知は、ファクシミリ又は電子通信システムによることができるものとするが、これに限らない。)</p> <p>2 前号で規定する再通知には次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>イ 再通知協会員の名称、担当部署名、担当者名(責任者名)及び連絡先</p> <p>ロ 通知の送付先である渡方協会員の名称及び担当部署名</p> <p>ハ 自己より前の全再通知協会員の名称</p> <p>ニ 受方協会員の名称及び連絡先</p> <p>ホ 再通知が行われる原因となった再通知協会員、再通知先である渡方協会員間の</p>

新	旧
<p>取引（以下、本号において「本来の取引」という。）の対象債券の額面及びその証券情報</p> <p>ヘ 本来の取引において合意された受渡金額 ト 本来の取引の約定日及び決済日 チ 指定されたバイ・イン約定日及びバイ・イン決済日</p> <p>3 第1号に定める通知を受け取った渡方協会員は、再通知されたバイ・イン通知に署名又は記名捺印のうえ、同通知の写しを通知人に速やかに返送することにより、通知の受領を確認するものとする（その確認は、ファクシミリ又は電子通信システムによることができるものとするが、これに限らない。）</p> <p>4 バイ・イン通知を受け取った渡方協会員は、当該バイ・イン通知に記載されている情報をみだりに第三者に公開してはならない。</p> <p>5 バイ・イン通知を受け取った渡方協会員は、自己と自己に対する渡方協会員との間で、当該バイ・イン通知に記載された対象債券と同一銘柄かつ同量の債券に関して受渡不履行が生じている場合であっても、第1号に定める再通知を行わず、自己に対する渡方協会員に対して別にバイ・インを行うことができる。</p> <p>6 自己に対する渡方協会員にバイ・イン通知を行った後、自己の受方協会員からバイ・イン通知を受け取った協会員は、自己の行ったバイ・イン通知を取り消したうえで、自己の受方協会員から受け取ったバイ・イン通知を自己に対する渡方協会員に再通知することができる。ただし、自己の送付したバイ・イン通知を取り消さず、かつ、自己の受方協会員から受け取ったバイ・イン通知を自己に対する渡方協会員に再通知しないこともできる。</p> <p>7 前号に定めるバイ・イン通知の取消しは、取消対象となるバイ・イン通知を特定したうえで、これを取り消す旨の書面による通知（以下「取消通知」という。取消通知はファクシミリ又は電子通信システムによることができるが、これに限らない。）により行うものとする。</p> <p>8 自己に対する渡方協会員にバイ・イン通知を再通知した後、当該バイ・イン通知に関する取消通知及び新たなバイ・イン通知を受け取った協会員は、自己の行った再通知を取り消したうえで、新たに受け取ったバイ・イン通知を再通知しなければならない。</p>	<p>取引（以下、本号において「本来の取引」という。）の対象債券の額面及びその証券情報</p> <p>ヘ 本来の取引において合意された受渡金額 ト 本来の取引の約定日及び決済日 チ 指定されたバイ・イン約定日及びバイ・イン決済日</p> <p>3 第1号に定める通知を受け取った渡方協会員は、再通知されたバイ・イン通知に署名又は記名捺印のうえ、同通知の写しを通知人に速やかに返送することにより、通知の受領を確認するものとする（その確認は、ファクシミリ又は電子通信システムによることができるものとするが、これに限らない。）</p> <p>4 バイ・イン通知を受け取った渡方協会員は、当該バイ・イン通知に記載されている情報をみだりに第三者に公開してはならない。</p> <p>5 バイ・イン通知を受け取った渡方協会員は、自己と自己に対する渡方協会員との間で、当該バイ・イン通知に記載された対象債券と同一銘柄かつ同量の債券に関して受渡不履行が生じている場合であっても、第1号に定める再通知を行わず、自己に対する渡方協会員に対して別にバイ・インを行うことができる。</p> <p>6 自己に対する渡方協会員にバイ・イン通知を行った後、自己の受方協会員からバイ・イン通知を受け取った協会員は、自己の行ったバイ・イン通知を取り消したうえで、自己の受方協会員から受け取ったバイ・イン通知を自己に対する渡方協会員に再通知することができる。ただし、自己の送付したバイ・イン通知を取り消さず、かつ、自己の受方協会員から受け取ったバイ・イン通知を自己に対する渡方協会員に再通知しないこともできる。</p> <p>7 前号に定めるバイ・イン通知の取消しは、取消対象となるバイ・イン通知を特定したうえで、これを取り消す旨の書面による通知（以下「取消通知」という。取消通知はファクシミリ又は電子通信システムによることができるが、これに限らない。）により行うものとする。</p> <p>8 自己に対する渡方協会員にバイ・イン通知を再通知した後、当該バイ・イン通知に関する取消通知及び新たなバイ・イン通知を受け取った協会員は、自己の行った再通知を取り消したうえで、新たに受け取ったバイ・イン通知を再通知しなければならない。</p>

新	旧
<p>(バイ・インの実行) 第 7 条 バイ・インの実行は、次の各号に定めるところに従い行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定されたバイ・イン約定日（又は、対象債券が移転手続中であるため次号に従って期限が延長された場合には翌営業日）の正午（日本時間）までに、バイ・イン通知に記載された債券が受方協会員に受け渡された旨の通知が行われず、又は他の方法によっても対象債券に関する取引が決済されていない場合、受方協会員は、対象債券又は同種債券のバイ・インを実行することができる。本条に従い行うバイ・インは、受方協会員が、自己の名をもって、その渡方協会員の計算において行うものとする。 2 前号の規定にかかわらず、バイ・インのための新たな取引を約定する前に、受方協会員がその渡方協会員から、対象債券についてバイ・イン約定日の営業時間終了時までに移転される旨の書面による通知をバイ・イン約定日の正午（日本時間）までに受け取った場合には、受方協会員はバイ・イン通知において指定したバイ・イン約定日の翌営業日以降でなければバイ・インを実行できないものとする。 <p>(バイ・イン実行の通知及びその効力) 第 8 条 バイ・イン実行の通知及びその効力は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 バイ・インを行った受方協会員は、約定後直ちに、自己の計算で債券のバイ・インが行われた渡方協会員に対し、バイ・インを行った債券の数量及び価格を電話により通知しなければならない。 2 前号に定める電話による通知は、約定日付けの書面（その書面は、ファクシミリ又は電子通信システムによることができるものとするが、これに限らない。）により確認されるものとする。 3 前号に定める書面による確認においては、取引の決済において精算されるべき金銭の額を記載するものとする。取引の決済において精算されるべき金銭の額は、次に掲げる金額の合計額とする。 <p>イ バイ・インにより調達した債券の約定金額から、対象債券受渡しの約定金額（ただし、対象債券の受渡しは売買以外の約定に基づく場合には、当該約定において定められた対象債券受渡しに関する価格</p>	<p>(バイ・インの実行) 第 7 条 バイ・インの実行は、次の各号に定めるところに従い行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定されたバイ・イン約定日（又は、対象債券が移転手続中であるため次号に従って期限が延長された場合には翌営業日）の正午（日本時間）までに、バイ・イン通知に記載された債券が受方協会員に受け渡された旨の通知が行われず、又は他の方法によっても対象債券に関する取引が決済されていない場合、受方協会員は、対象債券又は同種債券のバイ・インを実行することができる。本条に従い行うバイ・インは、受方協会員が、自己の名をもって、その渡方協会員の計算において行うものとする。 2 前号の規定にかかわらず、バイ・インのための新たな取引を約定する前に、受方協会員がその渡方協会員から、対象債券についてバイ・イン約定日の営業時間終了時までに移転される旨の書面による通知をバイ・イン約定日の正午（日本時間）までに受け取った場合には、受方協会員はバイ・イン通知において指定したバイ・イン約定日の翌営業日以降でなければバイ・インを実行できないものとする。 <p>(バイ・イン実行の通知及びその効力) 第 8 条 バイ・イン実行の通知及びその効力は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 バイ・インを行った受方協会員は、約定後直ちに、自己の計算で債券のバイ・インが行われた渡方協会員に対し、バイ・インを行った債券の数量及び価格を電話により通知しなければならない。 2 前号に定める電話による通知は、約定日付けの書面（その書面は、ファクシミリ又は電子通信システムによることができるものとするが、これに限らない。）により確認されるものとする。 3 前号に定める書面による確認においては、取引の決済において精算されるべき金銭の額を記載するものとする。取引の決済において精算されるべき金銭の額は、次に掲げる金額の合計額とする。 <p>イ バイ・インにより調達した債券の約定金額から、対象債券受渡しの約定金額（ただし、対象債券の受渡しは売買以外の約定に基づく場合には、当該約定において定められた対象債券受渡しに関する価格</p>

新	旧
<p>及び担保金利等を考慮して当事者間で合意した金額とする。)を減じた差額(バイ・インにより調達した債券が対象債券でない場合は、この限りではない。)</p> <p>□ 本来の決済日からバイ・イン決済日までの間の対象債券の経過利子相当額(本来の決済日からバイ・イン決済日までの間に対象債券の利金が発生した場合には、当該利払日に支払われた利金相当額について別途精算するものとする。)</p> <p>ハ 受方協会員がバイ・イン実行のための資金調達に要した費用の合計額</p> <p>4 前号に定める精算されるべき金銭は、バイ・インの決済日の翌営業日までに渡方協会員及び受方協会員の間で精算されるものとし、その金銭の支払完了をもって、受方協会員とその渡方協会員間の本来の取引が決済されたものとする。</p> <p>5 バイ・イン通知が第6条に定めるところにより再通知された場合には、第1号に規定する受方協会員によりバイ・インが行われた債券の約定価格を用い、同号から前号までに規定された方法に準じて、再通知を行った協会員間で精算をするものとし、その金銭の支払完了をもって、再通知を行った協会員間の本来の取引が決済されたものとする。</p> <p>6 受方協会員は、自己の勘定からバイ・インを実行することができる。ただし、約定時の市場の状況に照らして、買い入れた債券の適正な市場価格を反映した価格により実行しなければならない。</p> <p>7 1通又はそれ以上の数の再通知を伴うバイ・イン通知が行われた結果、その取引に関しループが発生していることが明らかになった場合には、協会員は、取引を円滑に決済するとともに、そのループの状態を相互に受け入れ可能な条件で決済するため、誠実に努力しなければならない。</p> <p>2 バイ・イン通知に指定された約定日から3営業日(バイ・イン約定日を含まない。)の終わりまでに、本規則に従って受方協会員がバイ・インを行わなかった場合は、当該バイ・イン通知は失効するものとし、受方協会員は、当該取引に関しバイ・インを行うためには、新たなバイ・イン通知を送付しなければならないものとする。</p>	<p>及び担保金利等を考慮して当事者間で合意した金額とする。)を減じた差額(バイ・インにより調達した債券が対象債券でない場合は、この限りではない。)</p> <p>□ 本来の決済日からバイ・イン決済日までの間の対象債券の経過利子相当額(本来の決済日からバイ・イン決済日までの間に対象債券の利金が発生した場合には、当該利払日に支払われた利金相当額について別途精算するものとする。)</p> <p>ハ 受方協会員がバイ・イン実行のための資金調達に要した費用の合計額</p> <p>4 前号に定める精算されるべき金銭は、バイ・インの決済日の翌営業日までに渡方協会員及び受方協会員の間で精算されるものとし、その金銭の支払完了をもって、受方協会員とその渡方協会員間の本来の取引が決済されたものとする。</p> <p>5 バイ・イン通知が第6条に定めるところにより再通知された場合には、第1号に規定する受方協会員によりバイ・インが行われた債券の約定価格を用い、同号から前号までに規定された方法に準じて、再通知を行った協会員間で精算をするものとし、その金銭の支払完了をもって、再通知を行った協会員間の本来の取引が決済されたものとする。</p> <p>6 受方協会員は、自己の勘定からバイ・インを実行することができる。ただし、約定時の市場の状況に照らして、買い入れた債券の適正な市場価格を反映した価格により実行しなければならない。</p> <p>7 1通又はそれ以上の数の再通知を伴うバイ・イン通知が行われた結果、その取引に関しループが発生していることが明らかになった場合には、協会員は、取引を円滑に決済するとともに、そのループの状態を相互に受け入れ可能な条件で決済するため、誠実に努力しなければならない。</p> <p>2 バイ・イン通知に指定された約定日から3営業日(バイ・イン約定日を含まない。)の終わりまでに、本規則に従って受方協会員がバイ・インを行わなかった場合は、当該バイ・イン通知は失効するものとし、受方協会員は、当該取引に関しバイ・インを行うためには、新たなバイ・イン通知を送付しなければならないものとする。</p>

新	旧
<p>(顧客によるバイ・イン実行)</p> <p>第 9 条 顧客と協会員との間で受渡不履行が生じている場合(第 2 条第 2 号において、「受方協会員」を「顧客」、「渡方協会員」を「当該顧客に対し対象債券を受け渡す義務を負う協会員」と読み替えた場合に、同号に該当する場合をいう。)においては、当該顧客は、本規則に従い、バイ・インを実行することができる。この場合においては、「受方協会員」を「顧客」、当該受方協会員に対する直接の「渡方協会員」を「当該顧客に対し対象債券を受け渡す義務を負う協会員」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の規定に従い、顧客がバイ・インを実行する場合においては、当該顧客は、当該顧客に対し対象債券を受け渡す義務を負う協会員に対し、前条第 1 項第 3 号に定める金銭を除き、理由のいかんを問わず、当該フェイルに起因する一切の損害賠償請求をできないものとする。</p> <p>3 顧客からバイ・インの通知を受けた協会員は、第 6 条に定めるところに従い、バイ・イン通知を再通知することができる。ただし、当該再通知を行う協会員は、第 6 条第 2 号の規定にかかわらず、当該顧客との合意に基づき、当該再通知において、同号二に規定する事項を「顧客」と記載することができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>(顧客によるバイ・イン実行)</p> <p>第 9 条 顧客と協会員との間で受渡不履行が生じている場合(第 2 条第 2 号において、「受方協会員」を「顧客」、「渡方協会員」を「当該顧客に対し対象債券を受け渡す義務を負う協会員」と読み替えた場合に、同号に該当する場合をいう。)においては、当該顧客は、本規則に従い、バイ・インを実行することができる。この場合においては、「受方協会員」を「顧客」、当該受方協会員に対する直接の「渡方協会員」を「当該顧客に対し対象債券を受け渡す義務を負う協会員」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の規定に従い、顧客がバイ・インを実行する場合においては、当該顧客は、当該顧客に対し対象債券を受け渡す義務を負う協会員に対し、前条第 1 項第 3 号に定める金銭を除き、理由のいかんを問わず、当該フェイルに起因する一切の損害賠償請求をできないものとする。</p> <p>3 顧客からバイ・インの通知を受けた協会員は、第 6 条に定めるところに従い、バイ・イン通知を再通知することができる。ただし、当該再通知を行う協会員は、第 6 条第 2 号の規定にかかわらず、当該顧客との合意に基づき、当該再通知において、同号二に規定する事項を「顧客」と記載することができる。</p>

改正規則等一覧
(自主規制企画委員会関係)

平成19年9月18日
日本証券業協会

(公正慣習規則)

1. 有価証券の寄託の受入れ等に関する規則(公正慣習規則第6号)関係 …… (別紙26)
2. 広告等及び景品類の提供に関する規則(公正慣習規則第7号) …… (別紙27)
3. 証券従業員に関する規則(公正慣習規則第8号) …… (別紙28)
4. 協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則(公正慣習規則第9号)関係 … (別紙29)
5. 証券事故の確認申請、審査等に関する規則(公正慣習規則第12号) …… (別紙30)
6. 協会の内部管理責任者等に関する規則(公正慣習規則第13号)関係 …… (別紙31)
7. 協会の外務員の資格、登録等に関する規則(公正慣習規則第15号)関係 … (別紙32)
8. 証券仲介業者に関する規則(公正慣習規則第16号) …… (別紙33)

(諸規則)

1. 「証券外務員等資格試験規則」関係 …… (別紙34)
2. 「監査規則」 …… (別紙35)

(理事会決議)

1. 「証券業経理の統一について」 …… (別紙36)
2. 「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」 …… (別紙37)
3. 「会員における分別保管の適正な実施の確保のための措置について」 …… (別紙38)
4. 「アナリスト・レポートの取扱い等について」 …… (別紙39)
5. 「引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引について」 …… (別紙40)
6. 「会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン」関係 …… (別紙41)
7. 「偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等について」 (別紙42)
8. 「個人情報の保護に関する指針」関係 …… (別紙43)
9. 「特別会員の組織する団体等に対する業務委託について」 …… (別紙44)
10. 「定款第26条(会員に対する勧告)について」(理事会決議)等の廃止 …… (別紙45)
11. 「定款第25条第3項ただし書の規定の適用について」(理事会確認事項) … (別紙46)

(紛争処理規則)

1. 「協会と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」(紛争処理規則第1号)(別紙47)
2. 「協会間紛争の調停に関する規則」(紛争処理規則第2号) …… (別紙48)

(参考)

1. 特定店頭デリバティブ取引等に係る資格要件について …… (参考1)
2. 「仮名取引の受託の禁止」に関するQ & A …… (参考2)

以上

「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」(公正慣習規則第6号)の一部改正について

平成19年9月18日

(下線部分変更)

新	旧
<p align="center">有価証券の寄託の受入れ等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、協会員が行う顧客(消費寄託契約の寄託者を含む。以下同じ。)からの有価証券の寄託の受入れ、顧客に対する報告、債権、債務の残高の照合に関する処理方法等(特別会員にあっては、<u>金融商品取引法(以下「金商法」という。)</u>第33条の2の登録に係る業務(以下「<u>登録金融機関業務</u>」という。)に係るもの)に限り、<u>店頭デリバティブ取引会員にあっては、定款第3条第7号に定める特定店頭デリバティブ取引等に係る業務(以下「<u>特定店頭デリバティブ取引等業務</u>」という。)</u>に係るものに限る。)について定め、協会員の顧客管理の適正化を図ることを目的とする。</p> <p>(有価証券の寄託の受入れ等の制限)</p> <p>第2条 会員は、次の各号に掲げる場合のほか、顧客から有価証券の寄託の受入れ等を行ってはならない。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>3 混蔵寄託契約による場合(債券、投資信託の受益証券並びに株式会社証券保管振替機構、<u>金融商品取引所及び決済会社が行う振替決済、外国証券及び外国証書の売買その他の取引に係る混蔵寄託契約に限る。)</u></p> <p>4・5 (現行どおり)</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の保護預り約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、会</p>	<p align="center">「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」(公正慣習規則第6号)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、協会員が行う顧客からの有価証券の寄託の受入れ、顧客に対する報告、債権、債務の残高の照合に関する処理方法等(特別会員にあっては、<u>証取法第65条の2第1項の登録及び同条第3項の認可に係る業務(以下「<u>登録等証券業務</u>」という。)</u>に係るものに限る。)について定め、協会員の顧客管理の適正化を図ることを目的とする。</p> <p>(有価証券の寄託の受入れ等の制限)</p> <p>第2条 会員は、次の各号に掲げる場合のほか、<u>顧客等</u>から有価証券の寄託の受入れ等を行ってはならない。</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>3 混蔵寄託契約による場合(債券、投資信託の受益証券並びに株式会社証券保管振替機構、<u>証券取引所及び決済会社が行う振替決済、外国証券及び外国証書の売買その他の取引に係る混蔵寄託契約に限る。)</u></p> <p>4・5 (省 略)</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2 (同 左)</p>

新	旧
<p>員の業務内容等に鑑み、あらかじめ顧客との間で保護預り契約を締結する必要のないことが明確な事項についてはこの限りでない。</p> <p>1 } (現行どおり)</p> <p>10</p> <p>11 保護預り証券の返還及び返還に準ずる取扱いに関する事項</p> <p>12 } (現行どおり)</p> <p>15</p> <p>3・4 (現行どおり)</p>	<p>1 } (省 略)</p> <p>10</p> <p>11 保護預り証券等の返還及び返還に準ずる取扱いに関する事項</p> <p>12 } (省 略)</p> <p>15</p> <p>3・4 (省 略)</p>
<p>(抽選償還が行われることのある債券の取扱い)</p> <p>第 4 条 会員は、<u>抽選償還</u>が行われることのある債券について顧客から混蔵寄託契約により寄託を受ける場合は、当該債券が<u>抽選償還</u>に<u>当選</u>した場合における被償還者の選定及び償還額の決定の方法等を明らかにした社内規程を設けなければならない。</p> <p>2 会員は、<u>抽選償還</u>が行われることのある債券について顧客から混蔵寄託契約により寄託を受けるときは、あらかじめ前項の社内規程について顧客の了承を得るものとする。</p>	<p>(抽せん償還が行われることのある債券の取扱い)</p> <p>第 4 条 会員は、<u>抽せん償還</u>が行われることのある債券について顧客から混蔵寄託契約により寄託を受ける場合は、当該債券が<u>抽せん償還</u>に<u>当せん</u>した場合における被償還者の選定及び償還額の決定の方法等を明らかにした社内規程を設けなければならない。</p> <p>2 会員は、<u>抽せん償還</u>が行われることのある債券について顧客から混蔵寄託契約により寄託を受けるときは、あらかじめ前項の社内規程について顧客の了承を得るものとする。</p>
<p>(適用除外)</p> <p>第 6 条 <u>本章の規定は、以下の各号に掲げるものについては、これを適用しない。</u></p> <p>1 <u>累積投資契約及び常任代理人契約に基づく有価証券の寄託</u></p> <p>2 <u>次に掲げる有価証券の売買その他の取引に基づく有価証券の寄託</u></p> <p>イ <u>金商法第 2 条第 1 項第 15 号に規定する有価証券</u></p> <p>ロ <u>金商法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利（八に掲げるものを除く。）</u></p>	<p>(適用除外)</p> <p>第 6 条 <u>本章の規定は、累積投資契約及び常任代理人契約に基づく有価証券の寄託、証取法第 2 条第 1 項第 8 号から第 11 号まで及び同条第 2 項に規定する有価証券の売買その他の取引に基づく有価証券の寄託については、これを適用しない。</u></p>

新	旧
<p data-bbox="245 248 783 327">八 「<u>外国証券の取引に関する規則</u>」第2条第1項第1号に規定する外国証券</p> <p data-bbox="229 387 743 421">第3章 委任契約及び消費寄託契約</p> <p data-bbox="188 481 414 515">(常任代理人契約)</p> <p data-bbox="188 528 783 748">第7条 会員は、顧客から有価証券に関する常任代理業務に係る事務の委任を受けるときは、当該顧客からその委任を証する書面(以下「委任状」という。)を<u>徴求</u>しなければならない。</p> <p data-bbox="188 808 386 842">(消費寄託契約)</p> <p data-bbox="188 855 783 1075">第8条 会員は、顧客から消費寄託契約により有価証券の寄託を受けるときは、その契約を証する書面(以下「契約書」という。)2通を作成し、その1通を当該顧客に交付し、他の1通を保存しなければならない。</p> <p data-bbox="188 1090 783 1267">2 会員は、前項の規定にかかわらず、株券等について顧客から消費寄託契約により寄託を受けるときは、「<u>株券等の貸借取引の取扱いに関する規則</u>」の定めるところによる。</p> <p data-bbox="188 1375 783 1408">第4章 照合通知書及び契約締結時交付書面</p> <p data-bbox="188 1469 499 1503">(照合通知書による報告)</p> <p data-bbox="188 1516 783 2018">第9条 会員は、顧客に対する債権債務の残高について、次の各号に掲げる区分に従って、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が<u>金融商品取引業等に関する内閣府令</u>(以下「<u>金商業等府令</u>」という。)第98条第1項第3号イに規定する取引残高報告書(以下「<u>取引残高報告書</u>」という。)を定期的に交付している顧客であり、当該取引残高報告書に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。</p>	<p data-bbox="836 387 1378 421">第3章 委任契約及び消費寄託契約等</p> <p data-bbox="810 481 1037 515">(常任代理人契約)</p> <p data-bbox="810 528 1406 748">第7条 会員は、顧客から有価証券に関する常任代理業務に係る事務の委任を受けるときは、当該顧客からその委任を証する書面(以下「委任状」という。)を<u>徴取</u>しなければならない。</p> <p data-bbox="810 808 1008 842">(消費寄託契約)</p> <p data-bbox="810 855 1406 1075">第8条 会員は、顧客等から消費寄託契約により有価証券の寄託を受けるときは、その契約を証する書面(以下「契約書」という。)2通を作成し、その1通を当該顧客等に交付し、他の1通を保存しなければならない。</p> <p data-bbox="810 1090 1406 1310">2 会員は、前項の規定にかかわらず、株券等について顧客等から消費寄託契約により寄託を受けるときは、「<u>株券等の貸借取引の取扱いについて</u>」(<u>理事会決議</u>)の定めるところによる。</p> <p data-bbox="849 1375 1362 1408">第4章 照合通知書及び取引報告書</p> <p data-bbox="810 1469 1121 1503">(照合通知書による報告)</p> <p data-bbox="810 1516 1406 1879">第9条 会員は、顧客に対する債権債務の残高について、次の各号に掲げる区分に従って、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が<u>取引残高報告書</u>を定期的に交付している顧客であり、当該取引残高報告書に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。</p>

新	旧
<p>1 (現行どおり)</p> <p>2 以下に掲げる取引のある顧客</p> <p>イ <u>金商法第 28 条第 8 項第 6 号に規定する有価証券関連デリバティブ取引</u> (以下「<u>有価証券関連デリバティブ取引</u>」という。)</p> <p>ロ <u>金商法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引</u> (イに掲げるもの、<u>金融商品取引法施行令第 1 条の 8 の 3 第 1 項第 2 号に該当するもの及び同令第 16 条の 4 第 1 項各号に掲げるものを除く。</u>以下同じ。)(以下「<u>特定店頭デリバティブ取引</u>」という。)</p> <p style="text-align: right;">1 年に 2 回以上</p> <p>3 <u>金銭又は有価証券の残高がある顧客で前 2 号に掲げる取引又は受渡しが 1 年以上行われていない顧客</u></p> <p style="text-align: right;">随 時</p> <p>2 前項に規定する照合通知書には、次の各号に掲げる事項 (<u>MMF 又は中期国債ファンド等のキャッシングに係るものを除く。</u>) を記載するものとする。</p> <p>1 <u>立替金、貸付金、預り金又は借入金</u>の直近の残高</p> <p>2 <u>単純な寄託契約、委任契約、混蔵寄託契約又は消費寄託契約に基づき寄託を受けている有価証券及び振替口座簿への記載又は記録等により管理している有価証券</u> (次号に掲げるものを除く。) の直近の残高</p> <p>3 <u>質権の目的物としての金銭又は有価証券</u>の直近の残高</p> <p>4 <u>信用取引に係る未決済勘定</u>の直近の残高</p> <p>5 <u>発行日取引に係る有価証券</u>の直近の残高</p> <p>6 <u>有価証券関連デリバティブ取引及び特定店頭デリバティブ取引に係る未決済勘定</u>の直近の残高</p> <p>3 前項第 4 号に掲げる信用取引に係る未決済勘定又は前項第 6 号に掲げる有価証券関連デ</p>	<p>1 (省 略)</p> <p>2 <u>有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引及び有価証券店頭デリバティブ取引</u> (以下「<u>先物取引等</u>」という。) のある顧客</p> <p style="text-align: right;">1 年に 2 回以上</p> <p>3 <u>有価証券の残高がある顧客で売買その他の取引が 1 年以上行われていない顧客</u></p> <p style="text-align: right;">随 時</p> <p>2 前項に規定する照合通知書には、次の各号に掲げる<u>金銭又は有価証券の直近の残高</u> (<u>MMF・中期国債ファンド等のキャッシングに係るものを除く。</u>) を記載するものとする。</p> <p>1 <u>立替金、貸付金、預り金又は借入金</u></p> <p>2 <u>単純な寄託契約、委任契約、混蔵寄託契約又は消費寄託契約に基づき寄託を受けている有価証券及び振替口座簿への記載又は記録等により管理している有価証券</u> (次号に掲げるものを除く。)</p> <p>3 <u>質権の目的物としての金銭又は有価証券</u></p> <p>4 <u>信用取引に係る未決済勘定</u></p> <p>5 <u>発行日取引に係る有価証券</u></p> <p>6 <u>先物取引等に係る未決済勘定</u></p> <p>3 前項第 4 号に掲げる信用取引に係る未決済勘定又は前項第 6 号に掲げる先物取引等に係</p>

新	旧
<p><u>デリバティブ取引に係る未決済勘定の直近の残高については、当該照合通知書が金融商品取引所又は本協会の定める信用取引に関する通知書又は有価証券関連デリバティブ取引に関する通知書の送付と同一の時期に送付されるときは、これを省略することができる。</u></p>	<p>る未決済勘定の記載事項については、当該照合通知書が証券取引所の定める信用取引に関する通知書又は先物取引等に関する通知書の送付と同一の時期に送付されるときは、これを省略することができる。</p>
<p>4 <u>会員は、第1項の規定にかかわらず、顧客が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)である場合であつて、当該顧客からの第2項各号に掲げる金銭又は有価証券の直近の残高に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、報告を行わないことができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5 <u>会員は、第2項各号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、照合通知書への記載を省略することができる。</u></p> <p>1 <u>個別のデリバティブ取引等(第1項第2号に掲げる取引をいう。以下本項において同じ。)に係る契約締結時交付書面(金商業等府令第95条第1項第5号に規定する契約締結時交付書面をいう。以下同じ。)(顧客に交付したものに限る。)</u></p> <p>2 <u>当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書(顧客と取り交わしたものに限る。)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(残高がない場合の報告)</p> <p>第10条 会員は、顧客に前条の規定による報告を行う場合において、同条第2項各号に掲げる金銭及び有価証券の残高がない顧客で直前に行った報告以後1年に満たない期間においてその残高があったものについては、照合</p>	<p>(残高がない場合の報告)</p> <p>第10条 会員は、顧客に前条の規定による報告を行う場合において、同条第2項各号に掲げる金銭及び有価証券の残高がない顧客で直前に行った報告以後その残高があったものについては、照合通知書により当該顧客に現在</p>

新	旧
<p>通知書により当該顧客に現在その残高がない旨の報告を行わなければならない。</p> <p>(照合通知書の作成及び交付)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>2 会員は、顧客に交付する照合通知書に、次の各号に掲げる事項を見易いように表示しなければならない。なお、<u>特別会員の登録金融機関金融商品仲介行為(金商法第 33 条第 2 項第 3 号八及び第 4 号ロに掲げる行為をいう。)</u>に係る照合通知書には、<u>第 3 号の連絡先</u>のほか、当該特別会員の検査、監査又は管理を担当する部門の責任者を表示することができる。</p> <p>1 顧客が照合通知書を受けとったときは、その記載内容を確認すること。</p> <p>2 照合通知書の内容に相違又は疑義があるときは、遅滞なく、当該会員の検査、監査又は管理を担当する部門の責任者に直接照会すること。</p> <p>3 <u>前号に係る連絡先</u></p> <p>3 会員は、照合通知書を顧客に交付するときは、当該顧客の住所、事務所の所在地又は当該顧客が指定した場所に郵送により行わなければならない。</p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、会員は、照合通知書を直ちに顧客に交付できる状態にある場合において、これを当該顧客に店頭において直接交付するとき又は当該顧客からその交付方法について特に申出があった場合において、細則に定める処理を行うことができる。</u></p> <p>5 <u>会員の主管責任者(営業所又は事務所ごとに定める営業、検査、監査若しくは管理を担</u></p>	<p>その残高がない旨の報告を行わなければならない。</p> <p>(照合通知書の作成及び交付)</p> <p>第 11 条 (省 略)</p> <p>2 会員は、顧客に交付する照合通知書に、次の各号に掲げる事項を見易いように表示しなければならない。なお、<u>特別会員の証券仲介業務に係る照合通知書には、第 2 号の照会先</u>のほか、当該特別会員の検査、監査又は管理を担当する部門の責任者を表示することができる。</p> <p>1 顧客が照合通知書を受けとったときは、その記載内容を確認すること</p> <p>2 照合通知書の内容に相違又は疑義があるときは、遅滞なく、当該会員の検査、監査又は管理を担当する部門の責任者に直接照会すること</p> <p>(新 設)</p> <p>3 会員は、照合通知書を顧客に交付するときは、当該顧客の住所、事務所の所在地又は当該顧客が指定した場所に郵送により行わなければならない。<u>ただし、照合通知書を直ちに顧客に交付できる状態にある場合において、これを当該顧客に店頭において直接交付するとき又は当該顧客からその交付方法についてとくに申出があった場合において、細則に定める処理を行うときは、この限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>4 <u>照合通知書を会員の営業、検査、監査又は管理を担当する部門の責任者(以下「主管責</u></p>

新	旧
<p>当する部門の責任者をいう。以下同じ。)が照合通知書を顧客の住所又は事務所に持参して直接交付した場合は、これを郵送により交付したものとみなす。この場合、主管責任者は、当該顧客から照合通知書に対する回答書を速やかに徴取しなければならない。</p>	<p>任者」という。)が顧客の住所又は事務所に持参して直接交付した場合は、これを郵送により交付したものとみなす。この場合、主管責任者は、当該顧客から照合通知書に対する回答書を速やかに徴取しなければならない。</p>
<p>6 会員は、照合通知書を顧客に交付したときは、その交付日及び交付方法を発信簿その他の帳ひょうに記録し、その事実が容易に確認できるようにしなければならない。</p>	<p>5 (同 左)</p>
<p>(顧客からの照会に対する回答)</p>	<p>(顧客からの照会に対する回答)</p>
<p>第 12 条 (現行どおり)</p>	<p>第 12 条 (省 略)</p>
<p>2 会員は、前項の照会が<u>金融商品仲介業務(金融商業等府令第 1 条第 4 項第 13 号に規定する金融商品仲介業務をいう。以下同じ。)</u>に係るものであったときは、必要に応じて、<u>金融商品仲介業務の委託を行う特別会員又は金融商品仲介業者に報告を求め、調査するものとする。</u></p>	<p>2 会員は、前項の照会が<u>証券仲介業務</u>に係るものであったときは、必要に応じて、<u>証券仲介業務の委託を行う特別会員又は証券仲介業者に報告を求め、調査するものとする。</u></p>
<p>3 (現行どおり)</p>	<p>3 (省 略)</p>
<p>(契約締結時交付書面による報告)</p>	<p>(取引報告書による報告)</p>
<p>第 13 条 第 11 条第 2 項、第 3 項、<u>第 4 項及び第 6 項の規定は、契約締結時交付書面の作成及び交付について準用する。</u></p>	<p>第 13 条 第 11 条第 2 項、第 3 項及び<u>第 5 項の規定は、取引報告書の作成及び交付について準用する。</u></p>
<p>2 顧客が法人又はこれに準じる団体である場合において、会員の<u>主管責任者又は主管責任者の承認を受けた従業員が契約締結時交付書面を当該顧客の事務所に持参して直接交付したときは、これを郵送により交付したものとみなす。</u></p>	<p>2 顧客が法人又はこれに準じる団体である場合において、会員の<u>従業員が主管責任者の承認を受けて取引報告書を当該顧客の事務所に持参して直接交付したときは、これを郵送により交付したものとみなす。</u></p>
<p>3 前条第 3 項の規定は、顧客の有価証券の売買その他の取引及び<u>有価証券関連デリバティブ取引及び特定店頭デリバティブ取引</u>に係る当該顧客からの照会の受付け及びこれに対する回答について準用する。</p>	<p>3 前条第 3 項の規定は、顧客の有価証券の売買その他の取引及び<u>先物取引等</u>に係る当該顧客からの照会の受付け及びこれに対する回答について準用する。</p>

新	旧
<p>(電磁的方法による交付等)</p> <p>第 14 条 会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則</u>」(以下「<u>書面電磁的提供等規則</u>」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において当該会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (現行どおり) 2 <u>第 9 条第 1 項</u>に規定する照合通知書 3 <u>契約締結時交付書面</u> 4 <u>第 9 条第 5 項第 2 号</u>に規定する契約書 <p>2 会員は、次に掲げる書面の徴求等に代えて、<u>書面電磁的提供等規則</u>に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において当該会員は、当該書面の<u>徴求等</u>を行ったものとみなす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>第 3 条第 3 項</u>に規定する保護預り口座設定申込書 2 (現行どおり) 3 <u>第 11 条第 5 項</u>及び細則に規定する照合通知書に対する回答書 	<p>(電磁的方法による交付等)</p> <p>第 14 条 会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて</u>」(<u>理事会決議</u>)(以下「<u>理事会決議</u>」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において当該会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (省 略) 2 <u>第 11 条第 3 項</u>に規定する照合通知書 3 <u>第 13 条第 1 項</u>に規定する取引報告書 (新 設) <p>2 会員は、次に掲げる書面の徴取等に代えて、<u>理事会決議</u>に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において当該会員は、当該書面の<u>徴取等</u>を行ったものとみなす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>第 3 条第 2 項</u>に規定する保護預り口座設定申込書 2 (省 略) 3 <u>第 11 条第 4 項</u>及び細則に規定する照合通知書に対する回答書
<p>(電磁的方法による契約)</p> <p>第 15 条 会員は第 8 条に規定する消費寄託契約については、書面による契約に代えて、<u>書面電磁的提供等規則</u>に定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結することができる。この場合において、当該会員は、当該消費寄託契約を書面により締結したものとみなす。</p> <p>(特別会員に対する準用)</p>	<p>(電磁的方法による契約)</p> <p>第 15 条 会員は第 8 条に規定する消費寄託契約については、書面による契約に代えて、<u>理事会決議</u>に定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結することができる。この場合において、当該会員は、当該消費寄託契約を書面により締結したものとみなす。</p> <p>(特別会員に対する準用)</p>

新	旧
<p>第 16 条 第 2 条から第 6 条まで、第 8 条第 1 項及び第 10 条から第 15 条までの規定（第 11 条第 2 項なお書を除く。）は、特別会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「<u>特別会員</u>」と、第 2 条中「<u>有価証券</u>」とあるのは「<u>登録金融機関業務に係る有価証券</u>」と、第 3 条中「<u>保護預り約款</u>」とあるのは「<u>登録金融機関業務に関する業務内容方法書に定める保護預り規程</u>」と、第 11 条中「<u>営業所又は事務所</u>」とあるのは「<u>登録金融機関業務を行う営業所又は事務所</u>」と、第 12 条中「第 9 条」とあるのは「第 17 条」と、「特別会員又は金融商品仲介業者」とあるのは「<u>金融商品仲介業者</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>第 16 条 第 2 条から第 6 条まで、第 8 条第 1 項及び第 10 条から第 15 条までの規定（第 11 条第 2 項なお書を除く。）は、特別会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「<u>特別会員</u>」と、第 2 条中「<u>有価証券</u>」とあるのは「<u>登録等証券業務に係る有価証券</u>」と、第 3 条中「<u>保護預り約款</u>」とあるのは「<u>登録等証券業務に関する業務内容方法書に定める保護預り規程</u>」と、第 12 条中「第 9 条」とあるのは「第 17 条」と、「特別会員又は証券仲介業者」とあるのは「<u>証券仲介業者</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>(照合通知書による報告)</p>	<p>(照合通知書による報告)</p>
<p>第 17 条 特別会員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が取引残高報告書を定期的に交付し又は通帳方式により通知している顧客であり、当該取引残高報告書又は当該通帳に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。</p>	<p>第 17 条 特別会員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が取引残高報告書若しくは証券仲介業務に係る残高報告書を定期的に交付し又は通帳方式により通知している顧客であり、当該取引残高報告書若しくは証券仲介業務に係る残高報告書又は当該通帳に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。</p>
<p>1 <u>以下に掲げる取引のある顧客</u></p> <p>イ <u>有価証券関連市場デリバティブ取引（金商法第 33 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる有価証券に係る市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）</u></p> <p>ロ <u>選択権付債券売買取引</u></p> <p>ハ <u>有価証券関連店頭デリバティブ取引（金商法第 33 条第 2 項第 5 号に掲げる取引をいう。以下同じ。）</u></p> <p>ニ <u>特定店頭デリバティブ取引</u></p>	<p>1 <u>国債証券等の有価証券先物取引等、選択権付債券売買取引又は有価証券店頭デリバティブ取引のある顧客</u></p> <p style="text-align: right;">1 年に 2 回以上</p>

新	旧
<p>1 年に2回以上</p> <p>2 <u>登録金融機関業務に係る有価証券の残高がある顧客（前号に掲げる取引のある顧客を除く。）</u></p> <p>1 年に1回以上</p> <p>3 <u>登録金融機関業務に係る金銭又は有価証券の残高がある顧客で、第1号に掲げる取引又は受渡しが1年以上行われていない顧客</u></p> <p>随 時</p>	<p>2 <u>登録等証券業務に係る有価証券の残高がある顧客</u></p> <p>1 年に1回以上</p> <p>3 <u>第2号に該当する顧客で、売買その他の取引が1年以上行われていない顧客</u></p> <p>随 時</p>
<p>2 前項に規定する照合通知書には、<u>登録金融機関業務に係る次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p>1 <u>立替金及び預り金の直近の残高</u></p> <p>2 <u>単純な寄託契約、委任契約又は混蔵寄託契約に基づき寄託を受けている有価証券及び振替口座簿への記載又は記録等により管理している有価証券（第3号から第6号に掲げるものを除く。）の直近の残高</u></p> <p>3 <u>有価証券関連市場デリバティブ取引の委託証拠金及び同代用有価証券の直近の残高</u></p> <p>4 <u>有価証券関連店頭デリバティブ取引の担保金及び担保有価証券（当該取引のみに係るものに限る。）の直近の残高</u></p> <p>5 <u>選択権付債券売買取引に係る売買証拠金及び同代用有価証券等の直近の残高</u></p> <p>6 <u>特定店頭デリバティブ取引の担保金及び担保有価証券（当該取引のみに係るものに限る。）の直近の残高</u></p> <p>7 <u>選択権付債券売買取引、有価証券関連市場デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引に係る未決済勘定の直近の残高</u></p> <p>3 <u>特別会員は、前項第6号に掲げる特定店頭デリバティブ取引の担保金及び担保有価証券の直近の残高については、これらを記載した書面を顧客に交付した場合には、照合通知書への記載を省略することができる。</u></p>	<p>2 前項に規定する照合通知書には、<u>登録等証券業務に係る次の各号に掲げる金銭又は有価証券等の直近の残高を記載するものとする。</u></p> <p>1 <u>立替金及び預り金</u></p> <p>2 <u>単純な寄託契約、委任契約又は混蔵寄託契約に基づき寄託を受けている有価証券及び振替口座簿への記載又は記録等により管理している有価証券（第3号から第5号に掲げるものを除く。）</u></p> <p>3 <u>国債証券等の有価証券先物取引等の委託証拠金及び同代用有価証券</u></p> <p>4 <u>有価証券店頭デリバティブ取引の担保金及び担保有価証券（当該取引のみに係るものに限る。）</u></p> <p>5 <u>選択権付債券売買取引に係る売買証拠金及び同代用有価証券等</u></p> <p>(新 設)</p> <p>6 <u>選択権付債券売買取引、国債証券等の有価証券先物取引等又は有価証券店頭デリバティブ取引に係る未決済勘定</u></p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>4 <u>第2項第7号に掲げる有価証券関連市場デリバティブ取引に係る未決済勘定の直近の残高については、当該照合通知書が金融商品取引所又は本協会の定める有価証券関連デリバティブ取引に関する通知書の送付と同一の時期に送付されるときは、これを省略することができる。</u></p>	<p>3 <u>前項第6号に掲げる国債証券等の有価証券先物取引等に係る未決済勘定の記載事項については、当該照合通知書が証券取引所の定める先物取引等に関する通知書の送付と同一の時期に送付されるときは、これを省略することができる。</u></p>
<p>5 <u>特別会員は、第1項の規定にかかわらず、顧客が特定投資家である場合であって、当該顧客からの第2項各号に掲げる金銭又は有価証券等の直近の残高に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、報告を行わないことができる。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>6 <u>特別会員は、第2項各号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、照合通知書への記載を省略することができる。</u></p> <p>1 <u>個別のデリバティブ取引等(第1項第1号イ、八及び二に掲げる取引をいう。以下本項において同じ。)に係る契約締結時交付書面(顧客に交付したものに限る。)</u></p> <p>2 <u>当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書(顧客と取り交わしたものに限る。)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(電磁的方法による交付)</p>	<p>(新 設)</p>
<p>第18条 <u>特別会員は、前条第3項に規定する書面の交付に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において当該特別会員は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</u></p>	
<p>第7章 店頭デリバティブ取引会員</p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p>(店頭デリバティブ取引会員に対する準用)</p> <p>第 19 条 <u>第 2 条第 4 号、第 10 条から第 14 条までの規定（第 11 条第 2 項なお書、第 12 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項第 1 号及び第 2 号を除く。）は、店頭デリバティブ取引会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員」と、第 2 条中「有価証券」とあるのは「特定店頭デリバティブ取引等業務に係る有価証券」と、第 11 条中「営業所又は事務所」とあるのは「特定店頭デリバティブ取引等業務を行う営業所又は事務所」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(照合通知書による報告)</p> <p>第 20 条 <u>店頭デリバティブ取引会員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が取引残高報告書を定期的に交付している顧客であり、当該取引残高報告書に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。</u></p> <p>1 <u>特定店頭デリバティブ取引のある顧客</u> 1 年に 2 回以上</p> <p>2 <u>特定店頭デリバティブ取引等業務に係る有価証券の残高がある顧客（前号に掲げる取引のある顧客を除く。）</u> 1 年に 1 回以上</p> <p>3 <u>特定店頭デリバティブ取引等業務に係る金銭又は有価証券の残高がある顧客で、第 1 号に掲げる取引又は受渡しに 1 年以上行われていない顧客</u> 随 時</p> <p>2 <u>前項に規定する照合通知書には、特定店頭デリバティブ取引等業務に係る次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p>1 <u>立替金及び預り金の直近の残高</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>2 特定店頭デリバティブ取引の担保金及び担保有価証券（当該取引のみに係るものに限る。）の直近の残高</u></p>	（ 新 設 ）
<p><u>3 特定店頭デリバティブ取引に係る未決済勘定の直近の残高</u></p>	（ 新 設 ）
<p><u>3 店頭デリバティブ取引会員は、第1項の規定にかかわらず、顧客が特定投資家である場合であって、当該顧客からの前項各号に掲げる金銭又は有価証券等の直近の残高に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、報告を行わないことができる。</u></p>	（ 新 設 ）
<p><u>4 店頭デリバティブ取引会員は、第2項各号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、照合通知書への記載を省略することができる。</u></p> <p><u>1 特定店頭デリバティブ取引に係る契約締結時交付書面（顧客に交付したのものに限る。）</u></p> <p><u>2 当該特定店頭デリバティブ取引に係る取引の条件を記載した契約書（顧客と取り交わしたのものに限る。）</u></p>	（ 新 設 ）
<p>付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	

「『有価証券の寄託の受入れ等に関する規則』(公正慣習規則第6号)に関する細則」の一部改正について

平成19年9月18日

(下線部分変更)

新	旧
<p>「<u>『有価証券の寄託の受入れ等に関する規則』</u>に関する細則</p> <p>(<u>照合通知書、契約締結時交付書面の郵送以外の方法による交付</u>)</p> <p>第2条 規則第11条第4項(規則第13条第1項において準用する場合を含む。)に規定する処理は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 照合通知書又は<u>契約締結時交付書面</u>を直ちに顧客に交付できる状態にある場合において、これを店頭において当該顧客に直接交付するとき。</p> <p>イ 照合通知書</p> <p>規則第11条第5項に規定する主管責任者が直接顧客に交付すること。この場合、主管責任者は、当該顧客から照合通知書に対する回答書を速やかに<u>徴求</u>しなければならない。</p> <p>ロ <u>契約締結時交付書面</u></p> <p>主管責任者又は主管責任者の承認を受けた従業員が顧客に交付すること。</p> <p>2 顧客から照合通知書又は<u>契約締結時交付書面</u>の交付方法について特に申出があった場合</p> <p>イ 照合通知書</p> <p>(1) 当該顧客から照合通知書の交付方法、期間その他必要な事項を記載し、これに記名なつ印(個人顧客の場合は、署名なつ印)した会員所定の様式による念書を<u>徴求</u>すること。この場合、当該念書に押なつされる印影は、当該顧客からあらかじめ届出を受けた印鑑に符合する印影によるものとする。</p>	<p>「『<u>有価証券の寄託の受入れ等に関する規則</u>』に関する細則」</p> <p>(<u>照合通知書、取引報告書の郵送以外の方法による交付</u>)</p> <p>第2条 規則第11条第3項ただし書(規則第13条第1項において準用する場合を含む。)に規定する処理は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 照合通知書又は<u>取引報告書</u>を直ちに顧客に交付できる状態にある場合において、これを店頭において当該顧客に直接交付するとき</p> <p>イ 照合通知書</p> <p>主管責任者(営業所ごとに定めるものとする。以下同じ。)が直接顧客に交付すること。この場合、主管責任者は、当該顧客から照合通知書に対する回答書を速やかに<u>徴取</u>するものとする。</p> <p>ロ <u>取引報告書</u></p> <p>主管責任者の承認を得て顧客に交付すること。</p> <p>2 顧客から照合通知書又は<u>取引報告書</u>の交付方法について特に申出があった場合</p> <p>イ 照合通知書</p> <p>(1) 当該顧客から照合通知書の交付方法、期間その他必要な事項を記載し、これに記名なつ印(個人顧客の場合は、署名なつ印)した会員所定の様式による念書を<u>徴取</u>すること。この場合、当該念書に押なつされる印影は、当該顧客からあらかじめ届出を受けた印鑑に符合する印影によるものとする。</p>

新	旧
<p>(2) (1)により顧客から念書を<u>徴求</u>したときは、主管責任者は、電話等により直接当該顧客にその事実を確認すること。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 照合通知書の保管及び顧客への交付は、主管責任者が行うこと。この場合、主管責任者は、当該顧客から照合通知書に対する回答書を速やかに<u>徴求</u>しなければならない。</p> <p>□ <u>契約締結時交付書面</u></p> <p>(1) イの(1)から(3)までの規定は、<u>契約締結時交付書面</u>について準用する。</p> <p>(2) <u>契約締結時交付書面</u>の保管及び顧客への交付は、主管責任者が行うこと。</p>	<p>(2) (1)により顧客から念書を<u>徴取</u>したときは、主管責任者は、電話等により直接当該顧客にその事実を確認すること。</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) 照合通知書の保管及び顧客への交付は、主管責任者が行うこと。この場合、主管責任者は、当該顧客から照合通知書に対する回答書を速やかに<u>徴取</u>するものとする。</p> <p>□ <u>取引報告書</u></p> <p>(1) イの(1)から(3)までの規定は、<u>取引報告書</u>について準用する。</p> <p>(2) <u>取引報告書</u>の保管及び顧客への交付は、主管責任者が行うこと。</p>
<p>(電磁的方法による徴求)</p> <p>第 3 条 会員は、第 2 条第 2 号イ(1)の規定による念書の<u>徴求</u>に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則</u>」に定めるところにより、当該念書に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において当該会員は、当該念書の<u>徴求</u>を行ったものとみなす。</p>	<p>(電磁的方法による徴取)</p> <p>第 3 条 会員は、第 2 条第 2 号イ(1)の規定による念書の<u>徴取</u>に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて</u>」(理事会決議)に定めるところにより、当該念書に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において当該会員は、当該念書の<u>徴取</u>を行ったものとみなす。</p>
<p>(特別会員への準用)</p> <p>第 4 条 第 2 条及び第 3 条の規定は、特別会員に準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第 2 条中「規則第 11 条」とあるのは「規則第 16 条において準用する第 11 条」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>(特別会員への準用)</p> <p>第 4 条 第 2 条及び第 3 条の規定は、特別会員に準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第 2 条中「規則第 11 条」とあるのは「規則第 16 条において準用する第 11 条」と、「<u>営業所</u>」とあるのは「<u>登録等証券業務を行う営業所又は事務所</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>(店頭デリバティブ取引会員への準用)</p> <p>第 5 条 第 2 条及び第 3 条の規定は、店頭デ</p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>リバティブ取引会員に準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員」と、第2条中「規則第11条」とあるのは「規則第19条において準用する第11条」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成19年9月30日から施行する。</p>	

新

(規則第9条による照合通知書の参考様式)

年 月 日

殿

所在地
商号

会社印

毎々格別のお引立を賜りありがたく存じます。

さて、年 月 日現在の弊社帳尻による貴殿口座現在高は下記の通りでありますので、念のため御通知申し上げます。

なお、下記の記載事項に相違又は御疑問の点がございましたら、2週間以内に弊社へ直接お申し出ください。

期日までにお申出がない場合は、相違ないものとして御了承いただいたこととして処理させていただきますので、御承知おきます。

記

1. 金 銭

摘 要	金 額
貴殿よりのお預り金又は借入金	
信用取引保証金	
発行日取引保証金	
先物取引証拠金	
貴殿へのお立替金又は貸付金	

2. 有価証券

摘 要	銘 柄	数 量
保護預り有価証券		
振替口座簿で管理している有価証券(以下のものを除く)		
消費寄託契約により寄託を受けている有価証券		
信用取引保証金代用有価証券		
発行日取引保証金代用有価証券		
先物取引証拠金代用有価証券		

3. 信用取引、発行日取引及び先物取引

口座の別	約定年月日	売又は買	銘 柄	数 量	約定単価	摘 要

(注) 上記保護預り有価証券には、委任契約又は混蔵寄託契約により寄託を受けている有価証券を含む。
 [記載上の注意] 上記「弊社へ直接お申し出ください。」の空欄には、検査担当役職名及び電話番号を記載すること。

旧

(規則第 9 条による照合通知書の参考様式)

年 月 日

殿

所在地
商 号

会 社 印

毎々格別のお引立を賜りありがたく存じます。

さて、 年 月 日現在の弊社帳尻による貴殿口座現在高は下記の通りでありますので、念のため御通知申し上げます。

なお、下記の記載事項に相違又は御疑問の点がございましたら、2週間以内に弊社 へ直接お申し出ください。

期日までにお申出がない場合は、相違ないものとして御了承いただいたこととして処理させていただきますので、御承知おき願います。

記

1. 金 銭

摘 要	金 額
貴殿よりのお預り金又は借入金	
信用取引保証金	
発行日取引保証金	
先物取引証拠金	
貴殿へのお立替金又は貸付金	

2. 有価証券

摘 要	銘 柄	数 量
保護預り有価証券		
消費寄託契約により寄託を受けている有価証券		
信用取引保証金代用有価証券		
発行日取引保証金代用有価証券		
先物取引証拠金代用有価証券		

3. 信用取引、発行日取引及び先物取引

口座の別	約定年月日	売又は買	銘 柄	数 量	約定単価	摘 要

(注) 上記保護預り有価証券には、委任契約又は混蔵寄託契約により寄託を受けている有価証券を含む。
 [記載上の注意] 上記「弊社 へ直接お申し出ください。」の空欄には、検査担当役職名及び電話番号を記載すること。

新

(規則第13条による契約締結時交付書面の参考様式)

取引報告書

取引の種類：

自己又は委託の別：委託

現金又は信用取引の別：現金

投資者の皆様へ

有価証券の売買等を安全かつ確実にを行うため、金融商品取引業者は、顧客との債権、債務の現在高について、随時、ご照会しておりますが、お取引について、ご不審の点があるときは、速やかにその金融商品取引業者へお申出下さい。

各金融商品取引所

日本証券業協会

証券株式会社

支店

東京都 区 町 丁目 番地

電話()

下記の通り貴方の売(買)付が整いましたから、ご報告致します。

殿

金融商品取引契約の概要：

銘柄	約定年月日	約定数量	単価	金額	計算の方法	手数料	差引金額

上記に相違ないかご確認下さい。もし、上記の記載事項に相違又は御疑問の点がありましたら速やかに弊社へ直接お申し出下さい。

[記載上の注意] 上記「弊社へ直接お申し出ください。」の空欄には、検査担当役職名及び電話番号を記載すること。

旧

(規則第13条による取引報告書の参考様式)

取引報告書

売買取引の種類：委託

投資者の皆様へ

有価証券の売買等を安全かつ確実にを行うため、証券会社は、顧客との債権、債務の現在高について、随時、ご照会しておりますが、お取引について、ご不審の点があるときは、速やかにその証券会社へお申出下さい。

各証券取引所

日本証券業協会

証券株式会社

東京都 区 町 丁目 番地

電話()

下記の通り貴方の売(買)付が整いましたから、ご報告致します。

銘柄	約定年月日	数量	単価	金額	手数料	差引額

殿

上記に相違ないかご確認下さい。若し、相違がありましたら速やかに当社の電話()へ直接ご連絡下さい。

「広告等及び景品類の提供に関する規則」(公正慣習規則第7号)の一部改正について

平成19年9月18日

(下線部分変更)

新	旧
<p>広告等の表示及び景品類の提供に関する規則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規則は、協会員が行う<u>広告等の表示及び景品類の提供</u>に関し、その表示、方法及び遵守すべき事項等を定めることにより、<u>広告等の表示及び景品類の提供の適正化</u>を図り、もつて投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(定 義)</p> <p>第 2 条 <u>この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>1 <u>特定店頭デリバティブ取引等</u> 定款第3条第7号に規定する特定店頭デリバティブ取引等をいう。</p> <p>2 <u>広告等の表示</u> 金融商品取引業(定款第3条第8号に規定する有価証券の売買その他の取引等を業として行うものに限る。)の内容について金融商品取引法(以下「金商法」という。)第37条に規定する広告及び金融商品取引業等に関する内閣府令第72条に規定する行為(以下「広告等」という。)により行う表示をいう。</p> <p>3 <u>景品類</u> 「<u>不当景品類及び不当表示防止法第2条</u></p>	<p>「<u>広告等及び景品類の提供に関する規則</u>」(公正慣習規則第7号)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規則は、協会員が行う<u>広告等及び景品類の提供</u>に関し、その表示、方法及び遵守すべき事項等を定めることにより、<u>広告等及び景品類の提供の適正化</u>を図り、もつて投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(定 義)</p> <p>第 2 条 <u>この規則において広告等とは、広告、勧誘資料、説明資料、宣伝物その他いかなる名称であるかを問わず、協会員がその営業に関し、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を誘引する手段として行う表示(口頭による表示を除く。)</u>をいう。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>の規定により景品類及び表示を指定する件</u>」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第1項に規定する<u>経済上の利益をいう。</u></p> <p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p>	<p><u>2 前項に規定する広告等は、次に掲げる表示を含むものとする。</u></p> <p><u>1 インターネット、電子メール等を利用して電磁的方法により提供するもの</u></p> <p><u>2 一の顧客を対象とするもの</u></p> <p><u>3 この規則において、景品類とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第1項に定めるもの及び「広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不正な取引方法」(昭和46年公正取引委員会告示第34号)に定める経済上の利益をいう。</u></p>
<p>(基本原則)</p> <p>第3条 協会員は、<u>広告等の表示</u>を行うときは、投資者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、的確な情報提供及び<u>明瞭かつ正確に表示</u>を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>(基本原則)</p> <p>第3条 協会員は、<u>広告等</u>を行うときは、投資者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、的確な情報提供及び<u>分かりやすい表示</u>を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 協会員は、<u>景品類の提供</u>を行うときは、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、その適正な提供に努めなければならない。</p>
<p>(禁止行為)</p> <p>第4条 協会員は、次の各号の一に該当し又は該当するおそれのある<u>広告等の表示</u>を行ってはならない。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>金商法</u>その他の法令等に違反する表示のあるもの</p> <p>4</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第4条 協会員は、次の各号の一に該当し又は該当するおそれのある<u>広告等</u>を行ってはならない。</p> <p>1 取引の信義則に反するもの</p> <p>2 協会員としての品位を損なうもの</p> <p>3 <u>証取法</u>その他の法令等に違反する表示のあるもの</p> <p>4 脱法行為を示唆する表示のあるもの</p>

新	旧
<p> 8 2 (現行どおり) 3 協会員は、第 1 項の規定に違反する広告等の表示又は前項の規定に違反する景品類の提供を、直接的であるか間接的であるかを問わず第三者に行わせてはならない。 (協会員の内部審査等) 第 5 条 協会員は、<u>広告等の表示又は景品類の提供を行うときは、<u>広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う担当者</u>(以下「<u>広告審査担当者</u>」という。)を任命し、第 4 条の規定に違反する事実がないかどうかを<u>広告審査担当者</u>に審査させなければならない。ただし、次の各号に掲げるものを除く。</u> 1 <u>特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)</u>をいう。)に対する<u>広告等の表示</u> 2 特別会員が行う<u>登録金融機関金融商品仲介行為(金融商品取引法第 33 条第 2 項第 3 号八及び同項第 4 号ロに掲げる行為(同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを</u> </p>	<p> 5 投資者の投資判断を誤らせる表示のあるもの 6 協会員間の公正な競争を妨げるもの 7 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの 8 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの 2 協会員は、顧客に対して景品類の提供を行うときは、不当景品類及び不当表示防止法その他の法令等に違反する又はそのおそれのある景品類の提供を行ってはならない。 3 協会員は、第 1 項の規定に違反する広告等又は前項の規定に違反する景品類の提供を、直接的であるか間接的であるかを問わず第三者に行わせてはならない。 (協会員の内部審査等) 第 5 条 協会員は、<u>広告等又は景品類の提供を行うときは、<u>広告等又は景品類の提供の審査を行う担当者</u>(以下「<u>広告審査担当者</u>」という。)を任命し、第 4 条の規定に違反する事実がないかどうかを<u>広告審査担当者</u>に審査させなければならない。ただし、次の各号に掲げる<u>広告等の審査</u>を除く。</u> 1 「<u>証券取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令</u>」第 4 条第 1 項各号に掲げる者又はこれに相当する外国の法人その他の<u>団体のみを対象として行う広告等</u> 2 特別会員が行う<u>証券仲介業務に係る広告等で委託会員(当該特別会員に証券仲介業務の委託を行った会員をいう。)</u>の<u>広告審査担当者による審査が行われたもの</u> </p>

新	旧
<p>除く。)をいう。以下同じ。)に係る広告等の表示で委託会員(当該特別会員に登録金融機関金融商品仲介行為の委託を行った会員をいう。)の広告審査担当者による審査が行われたもの</p> <p>2 会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、<u>広告審査担当者に任命してはならない。ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、第4号に掲げる者に限る。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (現行どおり) 2 「<u>証券外務員等資格試験規則</u>」(平成18年4月1日施行前のものをいう。以下同じ。)による会員営業責任者資格試験の合格者 3 「<u>外務員等資格試験に関する規則</u>」(以下「<u>試験規則</u>」という。)による会員内部管理責任者資格試験の合格者 4 その知識等からみて本協会が<u>広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認め</u>た者 <p>3 特別会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、<u>広告審査担当者に任命してはならない。ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、第6号に掲げる者に限る。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (現行どおり) 2 「<u>証券外務員等資格試験規則</u>」による特別会員営業責任者資格試験の合格者 3 (現行どおり) 4 「<u>証券外務員等資格試験規則</u>」による会員営業責任者資格試験の合格者 5 (現行どおり) 	<p>2 会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、<u>広告審査担当者に任命してはならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内部管理統括責任者 2 <u>証券外務員等資格試験規則</u>(以下「<u>試験規則</u>」という。)による会員営業責任者資格試験(平成18年4月1日施行前の試験規則に基づくもの。以下同じ。)の合格者 3 <u>試験規則</u>による会員内部管理責任者資格試験の合格者 4 その知識等からみて本協会が<u>広告等及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認め</u>た者 <p>3 特別会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、<u>広告審査担当者に任命してはならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内部管理統括責任者 2 <u>試験規則</u>による特別会員営業責任者資格試験(平成18年4月1日施行前の試験規則に基づくもの。)の合格者 3 <u>試験規則</u>による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者 4 <u>試験規則</u>による会員営業責任者資格試験の合格者 5 <u>試験規則</u>による会員内部管理責任者資格

新	旧
<p>6 その知識等からみて本協会が<u>広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認め</u>た者</p> <p>4 特別会員は、前項の規定にかかわらず、<u>登録金融機関金融商品仲介行為に係る広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、第2項各号のいずれかに該当する者でなければ、当該広告審査担当者に任命してはならない。</u></p> <p>5 <u>店頭デリバティブ取引会員は、その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認め</u>た者でなければ、<u>広告審査担当者に任命してはならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p>(社内管理体制の整備) 第6条 協会員は、<u>広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図るため、広告等の表示及</u></p>	<p>試験の合格者</p> <p>6 その知識等からみて本協会が<u>広告等及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認め</u>た者</p> <p>4 特別会員は、前項の規定にかかわらず、<u>証券仲介業務に係る広告等又は景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、第2項各号のいずれかに該当する者でなければ、当該広告審査担当者に任命してはならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>5 <u>協会員は、広告等のうち次に掲げる表示については、第1項に規定する審査を省略することができる。</u></p> <p>1 <u>営業所、営業時間又は取扱商品等の営業案内の表示</u></p> <p>2 <u>いわゆるマクロ経済レポート、業界レポート等の経済全般又は業種全般の実績、評価又は将来動向の表示</u></p> <p>3 <u>有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国証券市場先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引の価格、価値又は気配の表示</u></p> <p>4 <u>有価証券市場又は外国有価証券市場の相場状況の表示(事実の表示に限る。)</u></p> <p>5 <u>特定銘柄及び特定商品の説明の表示のないもの</u></p> <p>(社内管理体制の整備) 第6条 協会員は、<u>広告等及び景品類の提供の適正化を図るため、広告等及び景品類の提</u></p>

新	旧
<p>び景品類の提供に係る審査体制、審査基準及び保管体制に関する社内規則を制定し、これを役職員に周知し、その遵守を徹底させるものとする。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第 7 条 本協会は、協会員及びその従業員が行った<u>広告等の表示</u>又は景品類の提供が第 3 条又は第 4 条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めるときは、当該協会員に資料の提出を求め、事情を聴取することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(広告等に関する指針)</p> <p>第 8 条 本規則に定める事項のほか、協会員が行う<u>広告等の表示</u>に関し必要な事項は、本協会が別に定める「<u>広告等に関する指針</u>」で定める。</p> <p>(アナリスト・レポートの取扱い)</p> <p>第 9 条 本規則の規定に関わらず、<u>アナリスト・レポート</u>(「<u>アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則</u>」(以下「<u>アナリスト・レポート規則</u>」という。))において定義するアナリスト・レポートをいう。)に係る取扱いについては、<u>アナリスト・レポート規則</u>に定めるところによるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p> <p>2 協会員における特定店頭デリバティブ取引等のみに係る<u>広告等の表示</u>及び景品類の提供の審査を行う<u>広告審査担当者</u>については、この改正の施行の日から起算して 1 年を経過す</p>	<p>供に係る審査体制、審査基準及び保管体制に関する社内規則を制定し、これを役職員に周知し、その遵守を徹底させるものとする。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第 7 条 本協会は、協会員及びその従業員が行った<u>広告等</u>又は景品類の提供が第 3 条又は第 4 条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めるときは、当該協会員に資料の提出を求め、事情を聴取することができる。</p> <p>2 協会員は、前項に規定する資料提出の請求又は事情の聴取に応じなければならない。</p> <p>(広告等に関する指針)</p> <p>第 8 条 本規則に定める事項のほか、協会員が行う<u>広告等</u>に関し必要な事項は、本協会が別に定める「<u>広告等に関する指針</u>」で定める。</p> <p>(アナリスト・レポートの取扱い)</p> <p>第 9 条 本規則の規定に関わらず、<u>アナリスト・レポート</u>(「<u>アナリスト・レポートの取扱い等について</u>」(<u>理事会決議</u>)において定義するアナリスト・レポートをいう。)に係る取扱いについては、「<u>アナリスト・レポートの取扱い等について</u>」(<u>理事会決議</u>)に定めるところによるものとする。</p>

新	旧
る日までの間は、第5条第2項、第3項及び第5項の規定を適用しない。	

「証券従業員に関する規則」(公正慣習規則第8号)の一部改正について

平成19年9月18日

(下線部分変更)

新	旧
協会の従業員に関する規則	「証券従業員に関する規則」(公正慣習規則第8号)
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第1条 この規則は、 <u>金融商品取引業の公共性及びその社会的使命の重要性にかんがみ、協会の従業員について、その服務基準等を定めるとともに、従業員に対する協会の監督責任を明らかにし、もって投資者の保護に資することを目的とする。</u>	第1条 この規則は、 <u>証券業の公共性及びその社会的使命の重要性にかんがみ、協会の従業員について、その服務基準等を定めるとともに、従業員に対する協会の監督責任を明らかにし、もって投資者の保護に資することを目的とする。</u>
(定 義)	(定 義)
第2条 この規則において、 <u>次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</u>	第2条 この規則において「 <u>従業員</u> 」とは、 <u>次の各号に掲げる者をいう。</u>
1 <u>有価証券</u> 定款第3条第1号に規定する有価証券をいう。	(新 設)
2 <u>有価証券の売買その他の取引等</u> 定款第3条第8号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。	(新 設)
3 <u>店頭デリバティブ取引等</u> 定款第3条第5号に規定する店頭デリバティブ取引等をいう。	(新 設)
4 <u>特定店頭デリバティブ取引等</u> 定款第3条第7号に規定する特定店頭デリバティブ取引等をいう。	(新 設)
5 <u>有価証券関連デリバティブ取引等</u> 定款第3条第4号に規定する有価証券関連デリバティブ取引等をいう。	(新 設)
6 <u>従業員</u> 次に掲げる者をいう。 イ 会員の使用人(出向により受け入れた者を含む。次号において同じ。)で国内に	(新 設) 1 会員の使用人(出向により受け入れた者を含む。次号において同じ。)で国内に

新	旧
<p>所在する本店その他の営業所又は事務所（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 29 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下口において同じ。）に勤務する者</p> <p>口 店頭デリバティブ取引会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所において特定店頭デリバティブ取引等に係る業務に従事する者</p> <p>八 特別会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所（金商法第 33 条の 3 第 1 項第 5 号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。）において定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「登録金融機関業務」という。）に従事する者（金商法第 33 条の 8 第 2 項に規定する特定金融商品取引業務（以下「特定金融商品取引業務」という。）に従事する者を含む。）</p> <p>三 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に基づく派遣労働者にあつては、金商法第 64 条第 1 項の規定により外務員の登録を受けている者</p>	<p>所在する本店その他の営業所（証取法第 28 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する本店その他の営業所をいう。）に勤務する者</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>2 特別会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所において証取法第 65 条の 2 第 1 項の登録及び同条第 3 項の認可に係る業務（以下「登録等証券業務」という。）に従事する者（証取法第 65 条の 2 第 11 項に規定する特定証券業務（以下「特定証券業務」という。）に従事する者を含む。）</p> <p>2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に基づく派遣労働者にあつては、証取法第 64 条第 1 項（同法第 65 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により外務員の登録を受けている者に限り、前項に規定する従業員に該当するものとする。</p>
<p>第 2 章 採 用</p>	<p>第 2 章 採 用</p>
<p>（従業員の採用）</p>	<p>（従業員の採用）</p>
<p>第 3 条 （ 現行どおり ）</p> <p>2 前項の規定は、店頭デリバティブ取引会員がその使用人を新たに特定店頭デリバティブ取引等に係る業務に従事させようとする場合</p>	<p>第 3 条 協会員は、従業員の採用に際しては、採用しようとする者が第 1 条の目的に照らし、善良かつ、有能な従業員となることができる者であるかどうかをその者の経歴等により審査しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、特別会員がその使用人を新たに登録等証券業務に従事させようとする場合において準用する。</p>

新	旧
<p>及び特別会員がその使用人を新たに登録金融機関業務に従事させようとする場合において準用する。</p> <p>(本協会への照会)</p> <p>第 4 条 協会員は、従業員として採用しようとする者（<u>店頭デリバティブ取引会員がその使用人を新たに特定店頭デリバティブ取引等に係る業務に従事させようとする場合及び特別会員にあっては、その使用人を新たに登録金融機関業務に従事させようとする場合における当該使用人を含む。次条第 1 項において同じ。</u>）が、最近 5 か年間に他の協会の従業員又は金融商品仲介業者（<u>定款第 3 条第 9 号に規定する金融商品仲介業者をいう。以下同じ。</u>）若しくはその外務員であったとき、又は現に他の協会の従業員又は金融商品仲介業者若しくはその外務員であるときは、本協会から処分を受けているかどうかについて、所定の方法により本協会に照会しなければならない。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(採用の禁止)</p> <p>第 5 条 協会員は、他の協会の使用人を自己の従業員として採用してはならない。ただし、協会員が他の協会の使用人を出向により受け入れる場合又は<u>金商法第 44 条の 3 第 1 項ただし書き又は第 2 項ただし書きに基づき内閣総理大臣の承認を受けた行為を行わせるために協会員が他の協会の使用人を採用する場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 会員は、<u>第 12 条第 1 項の規定により本協会が不都合行為者として決定したものについて</u></p>	<p>(本協会への照会)</p> <p>第 4 条 協会員は、従業員として採用しようとする者（特別会員にあっては、その使用人を新たに登録等証券業務に従事させようとする場合における当該使用人を含む。次条第 1 項において同じ。）が、最近 5 か年間に他の協会の従業員又は証券仲介業者若しくはその外務員であったとき、又は現に他の協会の従業員又は証券仲介業者若しくはその外務員であるときは、本協会から処分を受けているかどうかについて、所定の方法により本協会に照会しなければならない。</p> <p>2 本協会は、前項の規定により照会を受けたときは、照会を受けた日前 5 年間の当該者に係る処分の有無及びその概要について、遅滞なく、所定の方法により当該協会員に回答する。</p> <p>(採用の禁止)</p> <p>第 5 条 協会員は、他の協会の使用人を自己の従業員として採用してはならない。ただし、協会員が他の協会の使用人を出向により受け入れる場合又は<u>証取法第 45 条ただし書きに基づき内閣総理大臣の承認を受けた行為を行わせるために協会員が他の協会の使用人を採用する場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 協会員は、<u>第 14 条第 1 項の規定により本協会が不都合行為者として決定したものについ</u></p>

新	旧
<p>は、その者が不都合行為者の決定を受けた日から5年間は、いかなる名称を用いているかを問わず、これを採用してはならない。ただし、<u>第15条第1項</u>の規定により不都合行為者の取扱いを解除された者については、この限りでない。</p>	<p>ては、その者が不都合行為者の決定を受けた日から5年間は、いかなる名称を用いているかを問わず、これを採用し又は登録等証券業務に従事させてはならない。ただし、<u>第17条第1項</u>の規定により不都合行為者の取扱いを解除された者については、この限りでない。</p>
<p><u>3 店頭デリバティブ取引会員は、第12条第1項の規定により本協会が不都合行為者として決定したものについては、その者が不都合行為者の決定を受けた日から5年間は、いかなる名称を用いているかを問わず、これを特定店頭デリバティブ取引等に係る業務に従事させてはならない。ただし、第15条第1項の規定により不都合行為者の取扱いを解除された者については、この限りでない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>4 特別会員は、第12条第1項の規定により本協会が不都合行為者として決定したものについては、その者が不都合行為者の決定を受けた日から5年間は、いかなる名称を用いているかを問わず、これを登録金融機関業務に従事させてはならない。ただし、第15条第1項の規定により不都合行為者の取扱いを解除された者については、この限りでない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(削 除)</p>	<p><u>(外務員資格)</u></p>
<p>(削 除)</p>	<p><u>第6条</u> 削 除</p>
<p>(削 除)</p>	<p><u>(再研修の受講)</u></p>
<p>第3章 服 務 基 準</p>	<p><u>第7条</u> 削 除</p>
<p>第3章 服 務 基 準</p>	<p>第3章 服 務 基 準</p>
<p><u>(サービスの根本基準)</u></p>	<p><u>(サービスの根本基準)</u></p>
<p><u>第6条</u> 協会員は、その従業員に金融商品取引業の公共性及び社会的使命の重要性を認識させ、かつ、投資者保護の精神に則り各自の本分に精励させなければならない。</p>	<p><u>第8条</u> 協会員は、その従業員に証券業の公共性及び社会的使命の重要性を認識させ、かつ、投資者保護の精神に則り各自の本分に精励させなければならない。</p>

新	旧
<p>(禁止行為)</p> <p>第 7 条 協会員は、いかなる名義を用いているかを問わず、他の協会の従業員から、当該従業員が当該他の協会の従業員であることをあらかじめ知らされている場合において、当該従業員若しくは当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等（他の協会員が店頭デリバティブ取引会員である場合は、当該店頭デリバティブ取引会員の特定店頭デリバティブ取引等に、他の協会員が特別会員である場合は当該特別会員の登録金融機関業務に係る取引に限る。以下同じ。）の注文を受けてはならない。ただし、当該他の協会の書面による承諾を受けた場合、当該従業員に係る取引が金商法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の取引である場合及び当該従業員（特別会員の従業員に限る。）に係る取引が金商法第 33 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に規定する有価証券の取引である場合は、この限りでない。</p> <p>2 協会員は、いかなる名義を用いているかを問わず、自己の従業員から、又は他の協会の従業員から当該従業員が当該他の協会の従業員であることをあらかじめ知らされている場合において、信用取引、有価証券関連デリバティブ取引等又は特定店頭デリバティブ取引等の注文を受けてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>1 自己の従業員が行う取引が、報酬の一部として当該協会員から給付されることが決定された株式又はストック・オプション（所属協会員が連結子会社である場合の親会社の株式又はストック・オプションを含む。）について、次に定める期間において、その保有に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるために行う金商法第 2 条第 21 項第 3 号に掲げる取引、同条第 22 項第 3 号に掲げる取引及び同条第 23 項に掲げ</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第 9 条 協会員は、いかなる名義を用いているかを問わず、他の協会の従業員から、当該従業員が当該他の協会の従業員であることを知りながら、当該従業員若しくは当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等（以下「有価証券の売買その他の取引等」という。他の協会員が特別会員である場合は、当該特別会員の登録等証券業務に係る取引に限る。）の注文を受けてはならない。ただし、当該他の協会の書面による承諾を受けたとき及び当該従業員に係る取引が国債証券又は投資信託若しくは外国投資信託の受益証券の取引である場合並びに他の協会の従業員が特別会員の従業員であって当該取引が証取法第 65 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる有価証券の取引である場合は、この限りでない。</p> <p>2 協会員は、いかなる名義を用いているかを問わず、自己の従業員から、又は他の会員若しくは特別会員の従業員（特別会員の従業員にあつては、証券仲介業務、先物取次業務及び有価証券店頭デリバティブ取引等に従事する者に限る。本項において同じ。）から当該従業員が当該他の会員又は特別会員の従業員であることを知りながら、信用取引又は有価証券先物取引（外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引を含む。第 3 項第 7 号において同じ。）有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引の注文を受けてはならない。</p>

新	旧
<p><u>る取引のうち第 21 項第 3 号と類似の取引で、専ら投機的利益の追求を目的としないものとして当該協会員が承諾を行った場合</u></p> <p><u>イ 株式 給付されることが決定された日から実際に給付される日まで</u></p> <p><u>ロ ストック・オプション 給付されることが決定された日から権利行使が可能となる日まで</u></p> <p><u>2 当該他の協会員から、当該他の協会の従業員の取引が前号に掲げる取引であることについて、書面による承諾を受けた場合</u></p> <p>3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1 有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第 16 条の 5 で定める取引を除く。以下次号及び第 3 号において同じ。）<u>有価証券関連デリバティブ取引（金商法第 28 条第 8 項第 6 号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）又は特定店頭デリバティブ取引（金商法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引（金融商品取引法施行令第 1 条の 8 の 3 第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）のうち、有価証券関連デリバティブ取引又は店頭金融先物取引のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。）につき、当該有価証券、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引（以下「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等（信託会社又は金融</u></p>	<p>3 協会員は、その従業員が証取法及び関係法令において証券会社の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1 有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。以下次号及び第 3 号において同じ。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引につき、当該有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第 3 号において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補填し、又は補</p>

新	旧
<p><u>機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)</u>が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、<u>有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引</u>を行う場合においては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第3号において同じ。)に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補填し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、<u>当該顧客又はその指定した者</u>に対し、申し込み、若しくは約束し、又は<u>第三者に</u>申し込ませ、若しくは約束させること。</p> <p>2 <u>有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引</u>につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、<u>当該顧客又はその指定した者</u>に対し、申し込み、若しくは約束し、又は<u>第三者に</u>申し込ませ、若しくは約束させること。</p> <p>3 <u>有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引</u>につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、<u>当該顧客又は第三者</u>に対し、財産上の利益を提供し、又は<u>第三者に</u>提供させること。</p> <p>(削 除)</p>	<p>足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を<u>当該顧客又はその指定した者</u>に対し、申し込み、若しくは約束し、又は<u>第三者をして</u>申し込ませ、若しくは約束させること。</p> <p>2 <u>有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引</u>につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、<u>当該顧客又はその指定した者</u>に対し、申し込み、若しくは約束し、又は<u>第三者をして</u>申し込ませ、若しくは約束させること。</p> <p>3 <u>有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引</u>につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、<u>当該顧客又は第三者</u>に対し、財産上の利益を提供し、又は<u>第三者をして</u>提供させること。</p> <p>4 削 除</p>

新	旧
<p>4 <u>いかなる名義を用いているかを問わず、所属協会の書面による承諾を受けずに、他の協会員に当該従業員又は当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等の注文を出すこと。ただし、当該従業員に係る取引が金商法 163 条第 1 項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の取引である場合及び当該従業員（特別会員の従業員に限る。）に係る取引が金商法第 33 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に規定する有価証券の取引である場合は、この限りでない。</u></p> <p>5 <u>いかなる名義を用いているかを問わず、他の協会の従業員から、当該従業員が他の協会の従業員であることをあらかじめ知らされている場合において、当該従業員又は当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等の注文を受けること。ただし、当該他の協会の書面による承諾を受けた場合、当該従業員に係る取引が金商法 163 条第 1 項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の取引である場合及び当該従業員（特別会員の従業員に限る。）に係る取引が金商法第 33 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に規定する有価証券の取引である場合は、この限りでない。</u></p> <p>6 <u>いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引（当該信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引の清算のために行われる反対売買並びに現引き及び現渡しを除く。）を行うこと。ただし、報酬の一部として所属協会員から給付されることが決定された株式又はストック・オプション（所属協会員が連結子会社である場合の親会社の株式又はストック・オプションを含む。）について、次に定める期間において、その保有に係る価格の</u></p>	<p>5 <u>いかなる名義を用いているかを問わず、所属協会の書面による承諾を受けずに、他の協会員に当該従業員又は当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等の注文を出すこと。ただし、当該従業員に係る取引が国債証券又は投資信託若しくは外国投資信託の受益証券の取引である場合並びに特別会員の従業員の取引が証券取法第 65 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる有価証券の取引である場合を除く。</u></p> <p>6 <u>いかなる名義を用いているかを問わず、他の協会の従業員から、当該従業員が当該他の協会の従業員であることを知りながら、当該従業員又は当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等の注文を受けること。ただし、当該他の協会の書面による承諾を受けたとき及び当該従業員に係る取引が国債証券又は投資信託若しくは外国投資信託の受益証券の取引である場合並びに他の協会の従業員が特別会員の従業員であって当該取引が証券取法第 65 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる有価証券の取引である場合を除く。</u></p> <p>7 <u>いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引又は有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行うこと（特別会員にあっては、証券仲介業務、先物取次業務及び有価証券店頭デリバティブ取引を行う特別会員に限るものとし、当該特別会員のこれら業務及び取引に従事する者に限る。）</u></p>

新	旧
<p><u>変動により発生し得る危険を減少させるために行う金商法第2条第21項第3号に掲げる取引、同条第22項第3号に掲げる取引及び同条第23項に掲げる取引のうち第21項第3号と類似の取引で、専ら投機的利益の追求を目的としないものとして所属協会の承諾を受けた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>イ 株式 給付されることが決定された日から実際に給付される日まで</u></p> <p><u>ロ スtock・オプション 給付されることが決定された日から権利行使が可能となる日まで</u></p> <p><u>7</u> (現行どおり)</p> <p><u>8</u> (現行どおり)</p> <p><u>9</u> (現行どおり)</p> <p><u>10</u> (現行どおり)</p> <p><u>11</u> 顧客から有価証券の売買その他の取引等の注文を受ける場合において、<u>仮名取引であることを知りながら当該注文を受けること。</u></p> <p><u>12</u> (現行どおり)</p> <p><u>13</u> (現行どおり)</p> <p><u>14</u> 顧客から所属協会員に交付するために預</p>	<p><u>8</u> 顧客カード等により知り得た投資資金の額その他の事項に照らし、過大な数量の有価証券の売買その他の取引等の勧誘を行うこと。</p> <p><u>9</u> 有価証券の売買その他の取引等について、顧客と損益を共にすることを、約束して勧誘し又は実行すること。</p> <p><u>10</u> 顧客から有価証券の売買その他の取引等の注文を受けた場合において、自己がその相手方となって有価証券の売買その他の取引等を成立させること。</p> <p><u>11</u> 顧客の有価証券の売買その他の取引等又はその名義書換えについて自己若しくはその親族その他自己と特別の関係のある者の名義又は住所を使用させること。</p> <p><u>12</u> 顧客から有価証券の売買その他の取引等の注文を受ける場合において、<u>本人名義以外の名義を使用していることを知りながら当該注文を受けること。</u></p> <p><u>13</u> 自己の有価証券の売買その他の取引等について顧客の名義又は住所を使用すること。</p> <p><u>14</u> 顧客から有価証券の名義書換え等の手続きの依頼を受けた場合において、所属協会員を通じないでその手続きを行うこと。</p> <p><u>15</u> 顧客から所属協会員に交付するために預</p>

新	旧
<p>託された金銭、有価証券又は所属協会員から顧客に交付するために預託された金銭及び有価証券（店頭デリバティブ取引会員にあっては特定店頭デリバティブ取引等に係る金銭及び有価証券に、特別会員にあっては登録金融機関業務に係る金銭及び有価証券に限る。）を遅滞なく、相手方に引き渡さないこと。</p>	<p>託された金銭、有価証券又は所属協会員から顧客に交付するために預託された金銭、有価証券（特別会員にあっては、登録等証券業務に係る金銭、有価証券に限る。）を遅滞なく、相手方に引き渡さないこと。</p>
<p>15 所属協会員から顧客に交付するために預託された業務に関する書類（店頭デリバティブ取引会員にあっては特定店頭デリバティブ取引等に係るものに、特別会員にあっては登録金融機関業務に係るものに限る。）を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。</p>	<p>16 所属協会員から顧客に交付するために預託された業務に関する書類（特別会員にあっては、登録等証券業務に係るものに限る。）を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。</p>
<p>16 （ 現行どおり ）</p>	<p>17 有価証券の売買その他の取引等に関して顧客と金銭、有価証券の貸借（顧客の債務の立替えを含む。）を行うこと。</p>
<p>17 職務上知り得た秘密（店頭デリバティブ取引会員にあっては特定店頭デリバティブ取引等に係るものに、特別会員にあっては登録金融機関業務に係るものに限る。）を漏洩すること。</p>	<p>18 職務上知り得た秘密（特別会員にあっては、登録等証券業務に係るものに限る。）を漏洩すること。</p>
<p>18 「有価証券の引受け等に関する規則」第24条第3項又は第4項に規定する親引けを行うこと。</p>	<p>19 公募株等について、発行会社が指定する販売先（発行会社の従業員持株会等を除く。）への売付けを行うなど、公正を欠く販売を行うこと。</p>
<p>19 広告審査担当者（「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」第5条に規定する「広告審査担当者」をいう。）の審査を受けずに、従業員限りで広告等の表示又は景品類の提供を行うこと。</p>	<p>20 広告審査担当者（「広告等及び景品類の提供に関する規則」第5条に規定する「広告審査担当者」をいう。）の審査を受けずに、従業員限りで広告等又は景品類の提供を行うこと。</p>
<p>20 顧客に対して、融資、保証等に関する特別の便宜の提供を約し、登録金融機関業務に係る取引又は当該取引を勧誘すること。</p>	<p>21 顧客に対して、融資、保証等の特別の便宜の提供を約し、登録等証券業務に係る取引又は当該取引を勧誘すること。</p>
<p>21 登録金融機関業務に係る取引について、明らかに委託証拠金の新規又は追加の差入れとなるような信用の供与を行うこと。</p>	<p>22 先物取次業務に係る取引について、明らかに委託証拠金の新規又は追加の差入れとなるような信用の供与を行うこと。</p>
<p>22 登録金融機関金融商品仲介行為（金商法</p>	<p>23 証券仲介業務に係る取引について、顧客</p>

新	旧
<p><u>第 33 条第 2 項第 3 号八及び同項第 4 号口に掲げる行為（同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。）以下同じ。）に係る取引について、顧客に対して、当該顧客が会員に開設した取引口座に残高不足が生じた場合に、信用の供与を自動的にに行い、又はこれを行うことを約した登録金融機関金融商品仲介行為を行うこと。</u></p> <p><u>23</u> 顧客から有価証券の売付けの注文を受ける場合において、当該有価証券の売付けが空売り(<u>金商法施行令第 26 条の 3 第 1 項に規定する空売りをいう。次号及び第 25 号において同じ。）</u>であるか否かの別を確認せずに注文を受けること。ただし、<u>有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（以下「取引規制府令」という。）第 10 条に規定する取引を除く。</u></p> <p><u>24</u> 顧客から受託をした空売りについて、当該空売りに係る有価証券につき<u>金融商品取引所</u>が当該空売りの直近に公表した価格（以下「直近公表価格」という。）以下の価格で当該空売りを行うこと。ただし、<u>取引規制府令第 14 条に規定する取引及び金融商品取引所</u>が当該直近公表価格の直近に公表した当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う取引を除く（次号において同じ。）。</p> <p><u>25</u> （ 現行どおり ）</p> <p><u>26</u> 投資信託受益証券等（投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（<u>金融商品取引業等に関する内閣府令第 65 条第 2 号イから八までに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。）</u>投資証券又は外</p>	<p>に対して、当該顧客が会員に開設した取引口座に残高不足が生じた場合に、信用の供与を自動的にに行い、又はこれを行うことを約した<u>証券仲介行為</u>を行うこと。</p> <p><u>24</u> 顧客から有価証券の売付けの注文を受ける場合において、当該有価証券の売付けが空売り(<u>証券取引法施行令第 26 条の 3 第 1 項に規定する空売りをいう。次号及び第 26 号において同じ。）</u>であるか否かの別を確認せずに注文を受けること。ただし、「<u>有価証券の空売りに関する内閣府令</u>」（以下「<u>空売り府令</u>」という。）<u>第 1 条及び第 2 条に規定する取引を除く。</u></p> <p><u>25</u> 顧客から受託をした空売りについて、当該空売りに係る有価証券につき<u>証券取引所</u>が当該空売りの直近に公表した価格（以下「直近公表価格」という。）以下の価格で当該空売りを行うこと。ただし、<u>空売り府令第 3 条及び第 4 条に規定する取引及び証券取引所</u>が当該直近公表価格の直近に公表した当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う取引を除く（次号において同じ。）。</p> <p><u>26</u> 顧客から注文を受けた空売りを他の会員に委託をする場合において、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格以下の価格で当該空売りを行うよう指示すること。</p> <p><u>27</u> 投資信託受益証券等（投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（<u>「証券会社に関する内閣府令」第 21 条第 2 号イから八までに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。）</u>投資証券又は外国投資証</p>

新	旧
<p>国投資証券で投資証券に類する証券をいい、<u>取引所金融商品市場</u>に上場されているものを除く。以下この号において同じ。)の乗換え(現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。)を勧誘するに際し、顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)を除く。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。</p> <p>(不適切行為)</p> <p>第8条 協会員は、その従業員が次の各号に掲げる行為(以下「不適切行為」という。)を行うことのないように指導及び監督しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>有価証券の売買その他の取引等において、銘柄、価格、数量、指値又は成行の区別等顧客の注文(店頭デリバティブ取引会員にあっては特定店頭デリバティブ取引等に係る、特別会員にあっては登録金融機関業務に係る顧客の注文に限る。第4号において同じ。)内容について確認を行わないまま注文を執行すること。</u> 2 有価証券等の性質又は取引の条件について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。 	<p>券で投資証券に類する証券をいい、<u>証券取引所</u>に上場されているものを除く。以下この号において同じ。)の乗換え(現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。)を勧誘するに際し、顧客(証取法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家を除く。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。</p> <p>(不適切行為)</p> <p>第10条 協会員は、その従業員が次の各号に掲げる行為(以下「不適切行為」という。)を行うことのないように指導、監督しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 銘柄、価格、数量、指値又は成行の区別等顧客の注文(特別会員にあっては、登録等証券業務に係る顧客の注文に限る。第4号において同じ。)内容について確認を行わないまま注文を執行すること。 2 <u>有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引の性格又は取引の条件について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。</u>

新	旧
<p>3 <u>有価証券の売買その他の取引等において、有価証券の価格、オプションの対価の額の騰貴若しくは下落、<u>金商法第2条第21項第2号に掲げる取引（外国市場デリバティブ取引のうちこれと類似の取引を含む。）若しくは同条第22項第2号に掲げる取引の約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、同条第21項第4号若しくは同条第22項第5号に掲げる取引の当該取引に係る金融指標の上昇若しくは低下若しくは金融商品の価格の騰貴若しくは下落、又は同条第22項第6号に掲げる取引の同号イ若しくはロに掲げる事由の発生の有無について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。</u></u></p> <p>4 有価証券の売買その他の取引等に係る顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。</p>	<p>3 有価証券の価格、オプションの対価の額の騰貴若しくは下落、<u>有価証券指数等先物取引（外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。）の約定指数若しくは現実指数又は約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、有価証券店頭指数等先渡取引の店頭約定指数若しくは店頭現実指数又は店頭約定数値若しくは店頭現実数値の上昇若しくは低下又は有価証券店頭指数等スワップ取引の当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数の数値の上昇若しくは低下若しくは当該スワップ取引に係る有価証券の価格の騰貴若しくは下落することについて、顧客を誤認させるような勧誘をすること。</u></p> <p>4 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。</p>
<p>第4章 法令等の違反者に対する処分等</p>	<p>第4章 法令等の違反者に対する処分等</p>
<p>（事故連絡）</p>	<p>（事故連絡）</p>
<p>第9条 協会員は、その従業員又は従業員であった者に<u>第7条第3項各号及び「協会の外務員の資格、登録等に関する規則（以下「外務員規則」という。）</u>第5条に規定する行為又は従業員として遵守すべき法令等に違反する行為若しくは前条に規定する不適切行為（以下「<u>事故</u>」という。）のあったことが判明した場合は、前条に規定する不適切行為が過失による場合を除き、直ちにその内容を記載した所定の様式による事故連絡書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>2 本協会は、前項の事故連絡書の<u>事故</u>の内容について、必要があると認めるときは、当該協会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 （ 現行どおり ）</p>	<p>第11条 協会員は、その従業員又は従業員であった者に<u>第9条第3項各号及び「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」</u>第5条に規定する行為又は従業員として遵守すべき法令等に違反する行為若しくは前条に規定する不適切行為（以下「<u>証券事故</u>」という。）のあったことが判明した場合は、前条に規定する不適切行為が過失による場合を除き、直ちにその内容を記載した所定の様式による事故連絡書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>2 本協会は、前項の事故連絡書の<u>証券事故</u>の内容について、必要があると認めるときは、当該協会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 協会員は、前項に規定する報告又は資料の</p>

新	旧
<p>(事故顛末報告)</p> <p>第 10 条 協会員は、前条に規定する事故（第 8 条に規定する不適切行為が過失による場合を除く。）の詳細が判明したときは、当該従業員について当該事故の内容等に応じた適正な処分を行い、遅滞なく、その顛末を記載した所定の様式による事故顛末報告書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>2 協会員は、前項の事故の内容が、<u>金融商品取引業</u>の信用を著しく失墜させるものと認めるときは、事故顛末報告書にその旨を付記するものとする。</p> <p>3 協会員は、<u>事故</u>により従業員を処分した場合は、その処分状況を記録し、本協会が、必要があると認めるときは、当該処分状況を書面により本協会に提出しなければならない。</p> <p>(審 査)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>(不都合行為者処分)</p> <p>第 12 条 本協会は、前条の規定により事故顛末報告書を審査した結果、当該従業員が退職し又は当該協会員より解雇に相当する社内処分を受けた者で、かつ、その行為が<u>金融商品取引業</u>の信用を著しく失墜させるものと認めるときは、これを不都合行為者とし、<u>外務員</u></p>	<p>提出の請求に応じなければならない。</p> <p>(事故顛末報告)</p> <p>第 12 条 協会員は、前条に規定する<u>証券事故</u>（第 10 条に規定する不適切行為が過失による場合を除く。）の詳細が判明したときは、当該従業員について当該<u>証券事故</u>の内容等に応じた適正な処分を行い、遅滞なく、その顛末を記載した所定の様式による事故顛末報告書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>2 協会員は、前項の<u>証券事故</u>の内容が、<u>証券業</u>の信用を著しく失墜させるものと認めるときは、事故顛末報告書にその旨を付記するものとする。</p> <p>3 協会員は、<u>証券事故</u>により従業員を処分した場合は、その処分状況を記録し、本協会が、必要があると認めるときは、当該処分状況を書面により本協会に提出しなければならない。</p> <p>(審 査)</p> <p>第 13 条 本協会は、前条の規定により事故顛末報告書の提出があったときは、その内容について審査する。</p> <p>2 本協会は、前項の審査のために必要があると認めるときは、当該協会員に対し、その報告の内容について説明を求め又は証拠書類等の提出を求めることができる。</p> <p>3 協会員は、前項に規定する説明又は証拠書類等の提出の請求に応じなければならない。</p> <p>(不都合行為者処分)</p> <p>第 14 条 本協会は、前条の規定により事故顛末報告書を審査した結果、当該従業員が退職し又は当該協会員より解雇に相当する社内処分を受けた者で、かつ、その行為が<u>証券業</u>の信用を著しく失墜させるものと認めるときは、これを不都合行為者とし、<u>協会員の外務</u></p>

新	旧
<p>規則に規定する外務員資格並びに「協会の内部管理責任者等に関する規則」に規定する営業責任者資格及び内部管理責任者資格を取り消す。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(不都合行為者の名簿)</p> <p>第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(解除の申請)</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(解除及び通知)</p> <p>第 15 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 雑 則</p>	<p><u>員の資格、登録等に関する規則</u>」に規定する外務員資格並びに「協会の内部管理責任者等に関する規則」に規定する営業責任者資格及び内部管理責任者資格を取り消す。</p> <p>2 本協会は、前項の規定により従業員又は従業員であった者を不都合行為者としたときは、遅滞なく、その旨を当該協会員に通知する。</p> <p>(不都合行為者の名簿)</p> <p>第 15 条 本協会は、不都合行為者の名簿を備え、当該名簿にそれらの者の氏名、性別、生年月日、行為の内容、処分内容その他必要と認める事項を記載する。</p> <p>(解除の申請)</p> <p>第 16 条 協会員は、不都合行為者となった者について、改悛の情が明らかであり、その取扱いを解除することが適当と認めるときは、本協会に所定の様式による不都合行為者取扱解除申請書を提出し、不都合行為者の取扱いの解除を求めることができる。</p> <p>(解除及び通知)</p> <p>第 17 条 本協会は、不都合行為者取扱解除申請書の提出があった場合は、これを審査し、その申請を適当と認めるときは、その申請に係る者について不都合行為者の取扱いを解除することができる。</p> <p>2 本協会は、前項の規定により不都合行為者の取扱いを解除したときは、遅滞なく、その旨を当該協会員に通知する。</p> <p>3 本協会は、第 1 項の規定により不都合行為者の取扱いを解除したときは、不都合行為者名簿につき、その者に関する記載を抹消する。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 雑 則</p>

新	旧
<p>(従業員数等の報告) 第 16 条 (現行どおり)</p> <p>(協会の役員に対する準用) 第 17 条 <u>第 4 条、第 5 条第 2 項から第 4 項まで及び第 7 条から第 16 条までの規定は、会員の役員(外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。)店頭デリバティブ取引会員の特定店頭デリバティブ取引等に係る業務を担当する役員及び特別会員の登録金融機関業務を担当する役員について準用する。</u></p> <p>(電磁的方法による承諾) 第 18 条 協会員は、<u>第 7 条第 1 項、第 3 項第 4 号及び第 5 号に規定する書面による承諾に代えて、当該承諾を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。この場合において、当該協会員は、書面により承諾したものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p> <p>2 この改正の施行の日から起算して 1 年を経過する日までの間は、特定店頭デリバティブ取引等に係る業務に従事する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に基づく派遣労働者(金商法第 64 条第 1 項の規定により外務員</p>	<p>(従業員数等の報告) 第 18 条 協会員は、毎年 6 月及び 12 月の各月の末日における従業員数並びにこれら各月の末日以前 6 か月間における従業員の異動状況を所定の様式による従業員数等報告書により、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(電磁的方法による承諾) 第 19 条 協会員は、<u>第 9 条第 1 項、第 3 項第 5 号及び第 6 号に規定する書面による承諾に代えて、当該承諾を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。この場合において、当該協会員は、書面により承諾したものとみなす。</u></p>

新	旧
の登録を受けている者を除く。)については、第2条第6号二に掲げる者とみなしてこの規則を適用する。	

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号)の一部改正について

平成19年9月18日

(下線部分変更)

新	旧
<p><u>協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、協会が行う有価証券の売買その他の取引等の勧誘、顧客管理等について、その適正化を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 有価証券 定款第3条第1号に規定する有価証券をいう。 2 有価証券の売買その他の取引等 定款第3条第8号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。 3 有価証券関連デリバティブ取引等 定款第3条第4号に規定する有価証券関連デリバティブ取引等をいう。 4 特定店頭デリバティブ取引等 定款第3条第7号に規定する特定店頭デリバティブ取引等をいう。 5 信用取引 金融商品取引法(以下「金商法」という。)第156条の24第1項に規定する信用取引をいう。 6 株券オプション取引 株券に係る金商法第2条第21項第3号に掲げる取引をいう。 	<p><u>「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号)</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、協会が行う有価証券の売買その他の取引、<u>有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等</u>(以下「有価証券の売買その他の取引等」という。)の勧誘、顧客管理等について、その適正化を図ることを目的とする。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>(通 則)</p> <p>第 3 条 協会員は、その業務の遂行に当たっては、常に投資者の信頼の確保を第一義とし、<u>金商法</u>その他の法令諸規則等を遵守し、投資者本位の<u>事業活動</u>に徹しなければならない。</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>(自己責任原則の徹底)</p> <p>第 4 条 協会員は、投資勧誘に当たっては、顧客に対し、<u>投資</u>は投資者自身の判断と責任において行うべきものであることを理解させるものとする。</p> <p>(顧客カードの整備等)</p> <p>第 5 条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客(<u>特定投資家</u> (<u>金商法</u>第 2 条第 31 項に規定する特定投資家 (<u>同法</u>第 34 条の 2 第 5 項の規定により、<u>金融商品取引業</u>等に関する内閣府令 (以下「<u>金商業等府令</u>」 という。) 第 53 条第 1 号又は第 2 号に掲げる<u>契約の種類</u>について<u>特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法</u>第 34 条の 3 第 4 項 (<u>同法</u>第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。) の規定により、<u>金商業等府令</u>第 53 条第 1 号及び第 2 号に掲げる<u>契約の種類</u>について<u>特定投資家とみなされる者を含む。</u>) をいう。) を除く。) について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。</p> <p>1</p>	<p>(通 則)</p> <p>第 2 条 協会員は、その業務の遂行に当たっては、常に投資者の信頼の確保を第一義とし、<u>証取法</u>その他の法令諸規則等を遵守し、投資者本位の<u>営業活動</u>に徹しなければならない。</p> <p>2 協会員は、顧客の投資経験、投資目的、資力等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 協会員は、有価証券の売買その他の取引等に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>(自己責任原則の徹底)</p> <p>第 3 条 協会員は、投資勧誘に当たっては、顧客に対し、<u>証券投資</u>は投資者自身の判断と責任において行うべきものであることを理解させるものとする。</p> <p>(顧客カードの整備等)</p> <p>第 4 条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客(<u>「証券取引法</u>第 2 条に規定する定義に関する内閣府令」第 4 条第 1 項各号に掲げる者を除く。) について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。</p> <p>1 氏名又は名称</p>

新	旧
<p>6 } (現行どおり)</p> <p>7 <u>投資経験の有無</u></p> <p>8 } (現行どおり)</p> <p>10</p>	<p>2 住所又は所在地及び連絡先</p> <p>3 生年月日(顧客が自然人の場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>4 職業</p> <p>5 投資目的</p> <p>6 資産の状況</p> <p>7 <u>有価証券投資の経験の有無</u></p> <p>8 取引の種類</p> <p>9 顧客となった動機</p> <p>10 その他各協会員において必要と認める事項</p>
<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 協会員は、顧客カードについて、電磁的方法により作成<u>及び</u>保存することができる。</p>	<p>2 協会員は、顧客について顧客カード等により知り得た秘密を他に洩らしてはならない。</p> <p>3 協会員は、顧客カードについて、電磁的方法により作成<u>・</u>保存することができる。</p>
<p>(取引開始基準)</p>	<p>(取引開始基準)</p>
<p>第 6 条 協会員は、次の各号に掲げる取引等を行うに当たっては、<u>それぞれ取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で当該取引等の契約を締結しなければならない。</u></p>	<p>第 5 条 協会員は、次の各号に掲げる取引については、<u>それぞれ取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客から取引を受託するものとする。</u></p>
<p>1 (現行どおり)</p> <p>2 <u>新株予約権証券の売買その他の取引(顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。)</u></p>	<p>1 信用取引</p> <p>2 <u>新株予約権証券(外国新株予約権証券を含む。)</u>取引</p>
<p>3 <u>有価証券関連デリバティブ取引等</u></p> <p>4 <u>特定店頭デリバティブ取引等</u> (削 る) (削 る) (削 る)</p>	<p>3 <u>有価証券先物取引(外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引を含む。)</u></p> <p>4 <u>有価証券指数等先物取引</u></p> <p>5 <u>有価証券オプション取引</u></p> <p>6 <u>外国市場証券先物取引</u></p> <p>7 <u>有価証券店頭デリバティブ取引</u></p>
<p>5 <u>店頭取扱有価証券(「店頭有価証券に関する規則(以下「店頭有価証券規則」という。)</u>第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券をいう。)<u>の売買その他の取引(顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。)</u></p>	<p>8 <u>店頭取扱有価証券の取引</u></p>
<p>6 その他各協会員において必要と認められ</p>	<p>9 その他各協会員において必要と認められ</p>

新	旧
<p>る取引等（顧客の計算による信用取引以外の有価証券の売付けを除く。）</p> <p>2 前項に規定する取引開始基準は、顧客の投資経験、顧客からの預り資産その他各協会員において必要と認める事項について定めなければならない。</p> <p>（信用取引の注文を受ける際の確認）</p> <p>第 7 条 （ 削 る ）</p> <p>協会員は、顧客から信用取引の注文を受ける際は、その都度、制度信用取引、一般信用取引の別等について、当該顧客の意向を確認しなければならない。</p> <p>（ 削 る ）</p>	<p>る取引</p> <p>2 前項に規定する取引開始基準は、顧客の投資経験、顧客からの預り資産その他各協会員において必要と認める事項について定めるものとする。</p> <p>（信用取引及び発行日決済取引に関する説明書の交付等）</p> <p>第 6 条 協会員は、信用取引又は時価発行公募増資に係る発行日決済取引を初めて行う顧客（「証券会社に関する内閣府令」第 28 条第 1 項各号、又は「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第 15 条第 1 項各号に掲げる者を除く。以下第 6 条の 2、第 6 条の 3 及び第 6 条の 5 において同じ。）に対し信用取引制度又は発行日決済取引制度の概要を記載した説明書を交付し、その内容について十分説明するものとする。</p> <p>2 協会員は、顧客から信用取引の注文を受ける際は、その都度、制度信用取引、一般信用取引の別等について、当該顧客の意向を確認するものとする。</p> <p>（新興市場銘柄についての説明）</p> <p>第 6 条の 2 協会員は、次の各号に掲げる銘柄の取引（当該銘柄の上場に係る募集又は売出しに係る取引を含む。）を初めて行う顧客に対し、当該市場の概要及び当該市場の性格について十分説明するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 名古屋証券取引所セントレックス上場銘柄 2 東京証券取引所マザーズ上場銘柄 3 札幌証券取引所アンビシャス上場銘柄 4 福岡証券取引所 Q-Board 上場銘柄 5 大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット 「ヘラクレス」グロース上場銘柄

新	旧
<p data-bbox="193 241 549 277">(顧客からの確認書の徴求)</p> <p data-bbox="183 288 660 324">第 8 条 (削る)</p> <p data-bbox="213 1093 788 2022">協会員は、顧客(特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))をいう。)を除く。以下第 10 条において同じ。)と新株予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引(顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。))又は有価証券関連デリバティブ取引等若しくは特定店頭デリバティブ取引等の契約を初めて締結しようとするときは、顧客が当該契約に係る金商業等府令第 117 条第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる書面(以下「契約締結前交付書面等」という。)に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求</p>	<p data-bbox="810 241 1406 324">(新株予約権証券取引及び先物取引等に関する説明書の交付等)</p> <p data-bbox="805 336 1410 1077">第 6 条の 3 協会員は、顧客と新株予約権証券取引若しくは先物取引等(第 5 条第 1 項第 2 号から第 7 号に掲げる取引をいう。以下同じ。))又は証取法第 2 条第 1 項第 10 号の 2 若しくは第 10 号の 3 に掲げる有価証券の売買その他の取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、これらの取引の概要、取引に係る損失の危険に関する事項及び顧客の注意を喚起すべき事項を記載した説明書を交付(契約の締結前 1 年以内において当該顧客に対し当該説明書を交付した場合(ただし、当該説明書を交付した日以後 1 年以内に取引を行った場合には、当該取引に係る契約の締結をもって当該説明書を交付したものとみなす。))を除く。)し、これらの事項について十分説明するものとする。</p> <p data-bbox="810 1093 1410 1411">2 協会員は、顧客と新株予約権証券取引、先物取引等又は証取法第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に掲げる有価証券の取引を開始するに当たっては、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引に関する確認書を徴求するものとする。</p>

新	旧
<p>するものとする。</p> <p>(意向の確認等の特例)</p> <p>第 9 条 特別会員が、登録金融機関金融商品仲介行為(金商法第 33 条第 2 項第 3 号八及び同項第 4 号ロに掲げる行為(同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。))をいう。以下同じ。)を行っている場合において、会員又は特別会員のいずれか一方の協会員が前 2 条の規定により意向の確認又は確認書の徴求(以下「意向の確認等」という。)を行ったときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、これら意向の確認等を要しない。</p> <p>(預金等との誤認防止)</p> <p>第 10 条 特別会員は、定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務(以下「登録金融機関業務」という。)に関し、金商法第 33 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる有価証券(国債証券等(金商法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる有価証券並びに同項第 3 号及び第 5 号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。))をいう。以下同じ。))及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。)を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、これら有価証券と預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>2 特別会員は、前項に規定する説明を行う場合には、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。</p> <p>1 預金等ではないこと(保険会社にあつては保険契約でないこと。)</p>	<p>(信用取引に関する説明書等の交付及び確認書の徴求の特例)</p> <p>第 6 条の 4 会員が特別会員に証券仲介業務の委託を行っている場合において、会員又は特別会員のいずれか一方の協会員が前 3 条の規定により信用取引等に関する説明書の交付、その内容等の十分な説明又は新株予約権証券取引等に関する確認書の徴求をしたときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、これら説明書の交付等を要しないものとする。</p> <p>(預金等との誤認防止)</p> <p>第 6 条の 5 特別会員は、証取法第 65 条の 2 第 1 項の登録及び同条第 3 項の認可に係る業務(以下「登録等証券業務」という。)に関し同法第 65 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる有価証券(国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。)を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、これら有価証券と預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>2 特別会員は、前項に規定する説明を行う場合には、次の各号に掲げる事項を説明するものとする。</p> <p>1 預金等ではないこと(保険会社にあつては保険契約でないこと)</p>

新	旧
<p>2 預金保険法第 53 条に規定する保険金の支払いの対象とはならないこと(保険会社にあつては保険業法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する補償対象契約に該当しないこと。)</p> <p>3 金商法第 79 条の 21 に規定する投資者保護基金による同法第 79 条の 56 の規定に基づく一般顧客に対する支払の対象でないこと(特別会員が有価証券の預託を受ける場合に限る。)</p> <p>4 元本の返済が保証されていないこと。</p> <p>5・6 (現行どおり)</p> <p>3 特別会員は、その営業所又は事務所において、第 1 項に掲げる有価証券を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。</p>	<p>2 預金保険法第 53 条に規定する保険金の支払いの対象とはならないこと(保険会社にあつては保険業法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する補償対象契約に該当しないこと)</p> <p>3 証取法第 79 条の 21 に規定する投資者保護基金による同法第 79 条の 56 の規定に基づく一般顧客に対する支払の対象でないこと(特別会員が有価証券の預託を受ける場合に限る。)</p> <p>4 元本の返済が保証されていないこと</p> <p>5 契約の主体</p> <p>6 その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項</p> <p>3 特別会員は、その営業所又は事務所において、第 1 項に掲げる有価証券を取り扱う場合には、特定の窓口において、取り扱うとともに、前項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。</p>
<p>(信用取引、新株予約権証券取引及びデリバティブ取引等の節度ある利用)</p> <p>第 11 条 協会員は、信用取引、新株予約権証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等の契約の締結については、各社の規模、業務の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないよう常時留意するものとする。</p> <p>2 協会員は、顧客の有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等の建玉、損益、委託証拠金、預り資産等の状況について適切な把握に努めるとともに、当該取引等を重複して行う顧客の評価損益については、総合的な管理を行うものとする。</p> <p>(過当勧誘の防止等)</p>	<p>(信用取引、新株予約権証券取引及び先物取引等の節度ある利用)</p> <p>第 7 条 協会員は、信用取引、新株予約権証券取引及び先物取引等の受託については、各社の規模、営業の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないよう常時留意するものとする。</p> <p>2 協会員は、顧客の先物取引等の建玉、損益、委託証拠金、預り資産等の状況について適切な把握に努めるとともに、先物取引等を重複して行う顧客の建玉については、総合的な管理を行うものとする。</p> <p>(過当勧誘の防止等)</p>

新	旧
<p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>2 協会員は、<u>金融商品取引所</u>又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛するものとする。</p> <p>1 <u>金融商品取引所</u>が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 協会員は、前項各号に掲げる銘柄及び<u>金融商品取引所</u>又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならない。</p> <p>1 <u>金融商品取引所</u>が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄</p> <p>2 <u>金融商品取引所</u>が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ (委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。)措置を行っている銘柄</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 協会員は、<u>金融商品取引所</u>が株券オプション取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄については、株券オプション取引の勧誘を自粛するものとする。</p> <p>5 協会員は、前項に掲げる銘柄及び<u>金融商品取引所</u>により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から株券オプション取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならない。</p> <p>1 <u>金融商品取引所</u>が株券オプション取引に</p>	<p>第 8 条 協会員は、顧客に対し、主観的又は恣意的な情報提供となる特定銘柄の有価証券又は有価証券の売買に係るオプションの一律集中的推奨をしてはならない。</p> <p>2 協会員は、<u>証券取引所</u>又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛するものとする。</p> <p>1 <u>証券取引所</u>が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄</p> <p>2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄</p> <p>3 協会員は、前項各号に掲げる銘柄及び<u>証券取引所</u>又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明するものとする。</p> <p>1 <u>証券取引所</u>が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄</p> <p>2 <u>証券取引所</u>が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ (委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。)措置を行っている銘柄</p> <p>3 証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄</p> <p>4 協会員は、<u>証券取引所</u>が株券オプション取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄については、株券オプション取引の勧誘を自粛するものとする。</p> <p>5 協会員は、前項に掲げる銘柄及び<u>証券取引所</u>により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から株券オプション取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明するものとする。</p> <p>1 <u>証券取引所</u>が株券オプション取引に係る</p>

新	旧
<p>係る建玉に関して注意喚起を行っている銘柄</p>	<p>建玉に関して注意喚起を行っている銘柄</p>
<p>2 <u>金融商品取引所</u>が株券オプション取引に係る委託証拠金の差入日時の繰上げ、委託証拠金の率の引上げ（委託証拠金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）又は買付代金の決済日前における預託の受入れ措置を行っている銘柄</p>	<p>2 <u>証券取引所</u>が株券オプション取引に係る委託証拠金の差入日時の繰上げ、委託証拠金の率の引上げ（委託証拠金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）又は買付代金の決済日前における預託の受入れ措置を行っている銘柄</p>
<p>（店頭有価証券の投資勧誘の禁止） 第 12 条の 2 協会員は、店頭有価証券（店頭有価証券規則第 2 条第 1 号に規定する店頭有価証券をいう。）については、店頭有価証券規則に規定する場合を除き、顧客に対し投資勧誘を行ってはならない。</p>	<p>（店頭有価証券の投資勧誘の禁止） 第 8 条の 2 協会員は、店頭有価証券については、「店頭有価証券に関する規則」（公正慣習規則第 1 号）に規定する場合を除き、顧客に対し投資勧誘を行ってはならない。</p>
<p>（仮名取引の受託及び名義貸しの禁止） 第 13 条 協会員は、顧客から有価証券の売買その他の取引等の注文があった場合において、<u>仮名取引である</u>ことを知りながら、当該注文を受けてはならない。 2 (現行どおり) (削 る)</p>	<p>（仮名取引の受託及び名義貸しの禁止） 第 9 条 協会員は、顧客から有価証券の売買その他の取引等の注文があった場合において、<u>本人名義以外の名義を使用している</u>ことを知りながら、当該注文を受けてはならない。 2 会員は、顧客が株券の名義書換を請求するに際し、自社の名義を貸与してはならない。 （顧客の本人確認） 第 10 条 削 除</p>
<p>（マネー・ローンダリング防止に係る内部管理体制の整備） 第 14 条 (現行どおり)</p>	<p>（マネー・ローンダリング防止に係る内部管理体制の整備） 第 11 条 協会員は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」第 54 条第 1 項の規定に基づく疑わしい取引の届出を行う責任者を定め、マネー・ローンダリング防止のための内部管理体制の整備に努めるものとする。</p>
	<p>（入札後の公募増資等に係る株式の配分の制限）</p>

新	旧
(削 除)	第 12 条 削 除
(内部者登録カードの整備等)	(内部者登録カードの整備等)
第 15 条 協会員は、 <u>金商法</u> 第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、次に掲げる者（以下「上場会社等の役員等」という。）に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。	第 13 条 協会員は、 <u>証取法</u> 第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、次に掲げる者（以下「上場会社等の役員等」という。）に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。
1	1 上場会社等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役（以下「役員」という。）
2	2 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員
3	3 第 1 号及び第 2 号の役員でなくなった後 1 年以内の者
4	4 上場会社等の役員の配偶者及び同居者
5	5 上場会社等の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
6 上場会社等の使用人その他の従業者のうち <u>金商法</u> 第 166 条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実（以下「重要事実」という。）を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）	6 上場会社等の使用人その他の従業者のうち <u>証取法</u> 第 166 条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実（以下「重要事実」という。）を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）
7	7 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
8	8 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前 7 号を除く。）
9	9 上場会社等の親会社又は主な子会社
10 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書、 <u>半期報告書</u> 又は <u>四半期報告書</u> に記載されている大株主をいう。）	10 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書又は <u>半期報告書</u> に記載されている大株主をいう。）
1	1 上場会社等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役（以下「役員」という。）
2	2 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員
3	3 第 1 号及び第 2 号の役員でなくなった後 1 年以内の者
4	4 上場会社等の役員の配偶者及び同居者
5	5 上場会社等の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
6 上場会社等の使用人その他の従業者のうち <u>金商法</u> 第 166 条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実（以下「重要事実」という。）を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）	6 上場会社等の使用人その他の従業者のうち <u>証取法</u> 第 166 条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実（以下「重要事実」という。）を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）
7	7 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
8	8 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前 7 号を除く。）
9	9 上場会社等の親会社又は主な子会社
10 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書、 <u>半期報告書</u> 又は <u>四半期報告書</u> に記載されている大株主をいう。）	10 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書又は <u>半期報告書</u> に記載されている大株主をいう。）

新	旧
<p>2 〈 (現行どおり)</p> <p>4</p> <p>5 協会員は、内部者登録カードについて、電磁的方法により作成及び保存することができる。</p> <p>6 協会員は、<u>第5条</u>に規定する顧客カードにおいて、第2項に規定する内部者登録カードの記載事項を満たしていれば、当該顧客カードと内部者登録カードを兼ねることができる。</p> <p>7 (現行どおり)</p> <p>(取引一任勘定取引の管理体制の整備) 第16条 協会員は、<u>金商業等府令第123条第13号</u>に掲げる契約に基づいて行う有価証券の売買その他の取引等(以下「取引一任勘定取引」という。)が投資者保護に欠け、取引の公正を害し、<u>協会員</u>の信用を失墜させることのないよう、十分な管理体制を<u>整備しなければならない</u>。</p>	<p>2 協会員は、内部者登録カードにおいて、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 氏名又は名称 2 住所又は所在地及び連絡先 3 生年月日(顧客が自然人の場合に限る。) 4 会社名、役職名及び所属部署 5 上場会社等の役員等に該当することとなる上場会社等の名称及び銘柄コード <p>3 協会員は、顧客に対し、第1項各号に該当するか否かにつき変更があったときは、遅滞なく、当該変更内容について、届け出ることを約させなければならない。</p> <p>4 協会員は、前項の規定により、変更の届出があったときは、遅滞なく、内部者登録カードを変更しなければならない。</p> <p>5 協会員は、内部者登録カードについて、電磁的方法により作成・保存することができる。</p> <p>6 協会員は、<u>第4条</u>に規定する顧客カードにおいて、第2項に規定する内部者登録カードの記載事項を満たしていれば、当該顧客カードと内部者登録カードを兼ねることができる。</p> <p>7 協会員は、内部者取引の未然防止に関する事項を定めた社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制を整備しなければならない。</p> <p>(取引一任勘定取引の管理体制の整備) 第14条 協会員は、「<u>証券会社の行為規制等に関する内閣府令</u>」第1条第1項各号又は「<u>金融機関の証券業務に関する内閣府令</u>」第18条第1項各号に掲げる契約に基づいて行う有価証券の売買又は<u>先物取引等</u>(以下「取引一任勘定取引」という。)が投資者保護に欠け、取引の公正を害し、<u>証券業</u>の信用を失墜させることのないよう、十分な管理体制を<u>整備するものとする</u>。</p>

新	旧
<p>(取引の安全性の確保)</p> <p>第 17 条 協会員は、新規顧客、大口取引顧客等からの注文の受託に際しては、あらかじめ当該顧客から買付代金又は売付有価証券の全部又は一部の預託を受ける等取引の安全性の確保に努めなければならない。</p> <p>(顧客の注文に係る取引の適正な管理)</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p> <p>2 協会員は、<u>有価証券の売買その他の取引等において、顧客の注文に係る伝票を速やかに作成のうえ、整理、保存するとともに、自己の計算による取引と区分するための番号等を端末機に入力する等顧客の注文に係る取引を適正に管理しなければならない。</u></p> <p>3 協会員は、前 2 項の顧客の注文に係る取引の適正な管理に資するため、<u>打刻機の適正な運用及び管理、コンピューターの不適正な運用の排除等を定めた社内規則を整備しなければならない。</u></p> <p>(最良執行義務)</p> <p>第 19 条 協会員は、<u>金商法第 40 条の 2 に規定する最良執行義務を適切に履行するために十分な管理体制を整備しなければならない。</u></p> <p>(会員の顧客に対する保証等の便宜の供与)</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p>	<p>(取引の安全性の確保)</p> <p>第 15 条 協会員は、新規顧客、大口取引顧客等からの注文の受託に際しては、あらかじめ当該顧客から買付代金又は売付有価証券の全部又は一部の預託を受ける等取引の安全性の確保に<u>努めるものとする。</u></p> <p>(顧客の注文に係る取引の適正な管理)</p> <p>第 16 条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う場合には、顧客の注文に係る取引と自己の計算による取引とを峻別しなければならない。</p> <p>2 協会員は、顧客の注文に係る伝票を速やかに作成のうえ、整理、保存するとともに、自己の計算による取引と区分するための番号等を端末機に入力する等顧客の注文に係る取引を適正に管理しなければならない。</p> <p>3 協会員は、前 2 項の顧客の注文に係る取引の適正な管理に資するため、<u>打刻機の適正な運用・管理、コンピューターの不適正な運用の排除等を定めた社内規則を整備しなければならない。</u></p> <p>(最良執行義務)</p> <p>第 16 条の 2 協会員は、<u>証取法第 43 条の 2 に規定する最良執行義務を適切に履行するために十分な管理体制を整備するものとする。</u></p> <p>(会員の顧客に対する保証等の便宜の供与)</p> <p>第 17 条 会員は、有価証券の売買その他の取引等に関連し、顧客の資金又は有価証券の借入れにつき行う保証、あっせん等（形式のいかんにかかわらず、顧客の資金又は有価証券の借入れについて会員又はその役職員が関与したものを含む。）の便宜の供与については、顧客の取引金額その他に照らして過度になら</p>

新	旧
<p>(特別会員の顧客に対する融資等の便宜の提供の禁止)</p> <p>第 21 条 特別会員は、顧客に対して、融資、保証等に関する特別の便宜の提供を約し、登録金融機関業務に係る取引又は当該取引の勧誘を行ってはならない。</p> <p>(特別会員の自動的な信用供与の禁止等)</p> <p>第 22 条 特別会員は、登録金融機関業務に係る取引について、顧客に対して、損失の穴埋め、委託証拠金の新規又は追加の差入れのための信用の供与を自動的に行わないこととし、次に掲げる措置を講じなければならない。また、明らかに委託証拠金の新規又は追加の差入れのための信用の供与を行ってはならない。</p> <p>1 新規に国債証券等に係る有価証券先物取引等(金商法第 2 条に掲げる有価証券に係る同法第 2 条第 21 項第 1 号に掲げる取引又はこれに係る同条第 8 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる行為をいう。以下同じ。)の専用口座(以下「債券先物取引用口座」という。)を設定し、当該口座について当座貸越を禁止する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>2 特別会員は、国債証券等に係る有価証券先物取引等に係る入金については、顧客の意思を確認するため、債券先物取引用口座への入金の処理について、あらかじめ当該顧客に対する担当者を決め、かつ、当該顧客又は当該顧客の資金担当者を登録させて、入金の都度、事前に電話等で当該顧客の了解を得なければならない。</p>	<p>ないよう、適正な管理を行わなければならない。</p> <p>(特別会員の顧客に対する融資等の便宜の提供の禁止)</p> <p>第 18 条 特別会員は、顧客に対して、融資、保証等の特別の便宜の提供を約し、登録等証券業務に係る取引又は当該取引の勧誘は行わないものとする。</p> <p>(特別会員の自動的な信用供与の禁止等)</p> <p>第 19 条 特別会員は、先物取次業務に係る取引について、顧客に対して、損失の穴埋め、委託証拠金の新規又は追加の差入れのための信用の供与を自動的に行わないこととし、次に掲げる措置を講じるものとする。また、明らかに委託証拠金の新規又は追加の差入れのための信用の供与は行わないものとする。</p> <p>1 新規に国債証券等に係る有価証券先物取引等の専用口座(以下「債券先物取引用口座」という。)を設定し、当該口座について当座貸越を禁止する。</p> <p>2 同一名義人の当座貸越設定口座から、債券先物取引用口座への自動振替は行わないこと。</p> <p>2 特別会員は、国債証券等に係る有価証券先物取引等に係る入金については、顧客の意思を確認するため、債券先物取引用口座への入金の処理について、あらかじめ当該顧客に対する担当者を決め、かつ、当該顧客又は当該顧客の資金担当者を登録させて、入金の都度、事前に電話等で当該顧客の了解を得るものとする。</p>

新	旧
<p>3 特別会員は、<u>登録金融機関金融商品仲介行為に係る取引について、顧客に対して、当該顧客が会員に開設した取引口座に残高不足が生じた場合に、信用の供与を自動的に行い、又はこれを行うことを約した登録金融機関金融商品仲介行為は行ってはならない。</u></p>	<p>3 特別会員は、<u>証券仲介業務に係る取引について、顧客に対して、当該顧客が会員に開設した取引口座に残高不足が生じた場合に、信用の供与を自動的に行い、又はこれを行うことを約した証券仲介行為は行わないものとする。</u></p>
<p>(非公開融資等情報の管理の徹底等)</p>	<p>(非公開融資等情報の管理の徹底等)</p>
<p>第 23 条 特別会員は、<u>登録金融機関金融商品仲介行為を行うに当たっては、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報（金商業等府令第 1 条第 4 項第 13 号に規定するものをいう。）の管理及び当該情報に係る不公正取引の未然防止に関する社内規則を定めるとともに、これを役職員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）に周知し、その遵守徹底を図らなければならない。</u></p>	<p>第 19 条の 2 特別会員は、<u>証券仲介業務を行うに当たっては、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報（「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第 27 条第 4 号に規定する「有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報」をいう。）の管理及び当該情報に係る不公正取引の未然防止に関する社内規則を定めるとともに、これを役職員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）に周知し、その遵守徹底を図るものとする。</u></p>
<p>(顧客管理体制の整備)</p>	<p>(顧客管理体制の整備)</p>
<p>第 24 条 協会員は、<u>有価証券の売買その他の取引等に係る顧客管理の適正化を図るため、顧客調査、取引開始基準、過当勧誘の防止、取引一任勘定取引の管理体制の整備等に関する社内規則を制定し、これを役職員に遵守させなければならない。</u></p>	<p>第 20 条 協会員は、<u>顧客管理の適正化を図るため、顧客調査、取引開始基準、過当勧誘の防止、取引一任勘定取引の管理体制の整備等に関する社内規則を制定し、これを営業員に遵守させるものとする。</u></p>
<p>2 協会員は、<u>前項に規定する社内規則に基づき、顧客管理に関する体制を整備し、顧客の有価証券の売買その他の取引等の状況及び役職員の事業活動の状況についての的確な把握に努めなければならない。</u></p>	<p>2 協会員は、<u>顧客管理に関する体制を整備し、顧客の有価証券の売買その他の取引等の状況及び営業員の営業活動の状況についての的確な把握に努めるものとする。</u></p>
<p>(内部者取引管理体制の整備)</p>	<p>(内部者取引管理体制の整備)</p>
<p>第 25 条 協会員は、<u>内部者取引の未然防止を図るため、役職員がその業務に関して取得した発行会社に係る未公表の情報の管理、顧客管理及び売買管理等に関する社内規則を制定</u></p>	<p>第 21 条 協会員は、<u>内部者取引の未然防止を図るため、役員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）及び従業員がその業務に関して取得した発行会社に</u></p>

新	旧
<p>する等、内部者取引に関する管理体制の整備に努めなければならない。</p> <p>(信託勘定取引の適正な管理) 第 26 条 協会員は、顧客の信託契約（特定金銭信託契約及び特定金外信託契約を含む。）に基づく勘定を利用した取引を的確に把握し、その適正な管理に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（ 削 る ）</p> <p>(社内検査規則の整備等) 第 27 条 協会員は、<u>金商法その他の法令諸規則の遵守状況並びに投資勧誘及び顧客管理の状況等に関する社内検査及び監査</u>について社内規則を定めるとともに、内部管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。</p> <p>(顧客からの苦情及び紛争処理体制の整備) 第 28 条 協会員は、顧客からの苦情の申出及び顧客との間の紛争について、担当部署を定める等社内管理体制を整備し、その適切な処理に努めなければならない。</p> <p>(電磁的方法による徴求)</p>	<p>係る未公表の情報の管理、顧客管理及び売買管理等に関する社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(信託勘定取引の適正な管理) 第 22 条 協会員は、顧客の信託契約（特定金銭信託契約及び特定金外信託契約を含む。）に基づく勘定を利用した取引を的確に把握し、その適正な管理に努めるものとする。</p> <p>(取引に係る手数料等の説明) 第 23 条 協会員は、<u>有価証券の売買その他の取引等及びこれに付随する業務に関する手数料等（名称のいかんにかかわらず協会員の業務の対価として受け取るものをいう。）の種類、金額、徴収の方法等（次項において「手数料等の明細」という。）を、あらかじめ顧客に説明するものとする。</u></p> <p>2. 協会員は、<u>前項に規定する手数料等の明細の説明に関する社内規則を制定し、これを役員に遵守させるものとする。</u></p> <p>(社内検査規則の整備等) 第 24 条 協会員は、<u>証取法その他の法令諸規則の遵守状況及び投資勧誘・顧客管理の状況等に関する社内検査・監査</u>について社内規則を定めるとともに、内部管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。</p> <p>(顧客からの苦情及び紛争処理体制の整備) 第 25 条 協会員は、顧客からの苦情の申出及び顧客との間の紛争について、担当部署を定める等社内管理体制を整備し、その適切な処理に努めるものとする。</p> <p>(電磁的方法による交付等)</p>

新	旧
<p>第 29 条 (削 る)</p> <p>協会員は、<u>第 8 条に規定する新株予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引又は有価証券関連デリバティブ取引等若しくは特定店頭デリバティブ取引等に関する確認書の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p> <p>2 平成 19 年 6 月 8 日付のこの規則の一部改正における付則ただし書の規定により、平成 19 年 11 月 30 日までの間従前の例によることができる」とされた当該一部改正前の第 13 条の規定については、平成 19 年 9 月 30 日をもって、同条第 1 項中「証取法第 163 条第 1 項」とあるのは「金商法第 163 条第 1 項」とする。</p>	<p>第 26 条 <u>協会員は、次に掲げる書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議) に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。</u></p> <p>1 <u>第 6 条第 1 項に規定する信用取引及び発行日決済取引に関する説明書</u></p> <p>2 <u>第 6 条の 3 第 1 項に規定する新株予約権証券取引及び先物取引等に関する説明書</u></p> <p>2 <u>協会員は、第 6 条の 3 第 2 項に規定する新株予約権証券取引及び先物取引等に関する確認書の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議) に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。</u></p>

「『協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則』に関する細則」の廃止
について

平成19年9月18日
日本証券業協会

本細則については、平成19年9月30日をもって廃止する。

以 上

「証券事故の確認申請、審査等に関する規則」(公正慣習規則第 12 号)の一部改正について

平成 19 年 9 月 1 8 日

(下線部分変更)

新	旧
<p align="center">事故の確認申請、審査等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、協会員がその役員又は従業員(「<u>協会員の従業員に関する規則</u>」第 2 条第 5 号に規定する従業員をいい、協会員の役員又は従業員であった者を含む。以下同じ。)の事故(金融商品取引法第 39 条第 3 項に規定する事故のうち定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る事故に限る。以下同じ。)により、顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供する場合の確認申請手続き、本協会における審査その他必要な事項を定め、もって本制度の適正な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(確認申請)</p> <p>第 2 条 協会員は、役員又は従業員の事故により、顧客に対し財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供する場合には、当該申込み、約束又は提供が事故に起因するものであることについて、あらかじめ当該事故の概要等を記載した所定の様式による事故確認申請書(以下「<u>確認申請書</u>」という。)を当該事故の発生した本店又はその他の営業所を管轄する財務局長又は福岡財務支局長(以下「<u>管轄財務局長等</u>」という。)に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の確認申請書は、当該事故に係る申込み、約束又は提供を行う顧客ごとに提出するものとする。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(確認不要の場合の取扱い)</p> <p>第 3 条 協会員は、<u>金融商品取引業等に関する内閣府令第 119 条第 1 項第 9 号又は第 10 号の規定に基づき管轄財務局長等の確認が不要</u></p>	<p align="center">「証券事故の確認申請、審査等に関する規則」 (公正慣習規則第 12 号)</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、協会員がその役員又は従業員(「<u>証券従業員に関する規則</u>」第 2 条に規定する従業員をいい、協会員の役員又は従業員であった者を含む。以下同じ。)の証券事故(「<u>証券会社の行為規制等に関する内閣府令</u>」第 5 条各号又は「<u>金融機関の証券業務に関する内閣府令</u>」第 22 条各号に規定する事故をいう。以下同じ。)により、顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供する場合の確認申請手続き、本協会における審査その他必要な事項を定め、もって本制度の適正な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(確認申請)</p> <p>第 2 条 協会員は、役員又は従業員の証券事故により、顧客に対し財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供する場合には、当該申込み、約束又は提供が証券事故に起因するものであることについて、あらかじめ当該証券事故の概要等を記載した所定の様式による事故確認申請書(以下「<u>確認申請書</u>」という。)を当該証券事故の発生した本店又はその他の営業所を管轄する財務局長又は福岡財務支局長(以下「<u>管轄財務局長等</u>」という。)に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の確認申請書は、当該証券事故に係る申込み、約束又は提供を行う顧客ごとに提出するものとする。</p> <p>3 協会員は、第 1 項及び前項の確認申請書には、顧客が当該確認申請書に記載された内容を確認したことを証する書面(当該確認申請書が財産上の利益の提供の申込みに係るものである場合を除く。)その他参考資料を添付し、本協会を経由して提出しなければならない。</p> <p>(確認不要の場合の取扱い)</p> <p>第 3 条 協会員は、「<u>証券会社の行為規制等に関する内閣府令</u>」第 6 条第 1 項第 5 号若しくは第 6 号又は「<u>金融機関の証券業務に関する</u></p>

新	旧
<p>とされる事故について、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、当該事故の概要等を記載した所定の様式による報告書により管轄財務局長等に報告しなければならない。</p>	<p>内閣府令」第23条第1項第5号若しくは第6号の規定に基づき管轄財務局長等の確認が不要とされる証券事故について、顧客に対し財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、財産上の利益の提供を申し込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、当該証券事故の概要等を記載した所定の様式による報告書により管轄財務局長等に報告しなければならない。</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 協会員は、前項の報告書の提出については、本協会を経由して行わなければならない。</p>
<p>3 (現行どおり)</p>	<p>3 本協会は、前項の場合において必要と認めるときは、当該協会員に対し、その内容につき説明を求め、資料等の提出を求めることができる。</p>
<p>(本協会による審査) 第4条 本協会は、協会員から第2条第1項の規定により、確認申請書の提出があった場合には、当該確認申請書に記載された違法又は不当な行為の内容が事故に該当するものであるかどうかを審査する。</p>	<p>(本協会による審査) 第4条 本協会は、協会員から第2条第1項の規定により、確認申請書の提出があった場合には、当該確認申請書に記載された違法又は不当な行為の内容が証券事故に該当するものであるかどうかを審査する。</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 本協会は、前項の審査のため必要と認めるときは、確認申請書を提出した協会員に対し、その内容につき説明を求め、又は証拠書類等の提出を求めることができる。</p>
<p>(管轄財務局長等への確認申請書の提出) 第5条 本協会は、前条第1項の審査の結果、当該確認申請書に記載された違法又は不当な行為の内容が事故に該当するものであると認めたとときは、当該確認申請書を管轄財務局長等に提出する。</p>	<p>(管轄財務局長等への確認申請書の提出) 第5条 本協会は、前条第1項の審査の結果、当該確認申請書に記載された違法又は不当な行為の内容が証券事故に該当するものであると認めたとときは、当該確認申請書を管轄財務局長等に提出する。</p>
<p>(協会員に対する確認結果の通知) 第6条 (現行どおり)</p>	<p>(協会員に対する確認結果の通知) 第6条 本協会は、協会員から提出された確認申請書に係る申込み、約束又は提供について管轄財務局長等の確認の結果の通知があった場合には、遅滞なく、その旨を当該協会員に通知する。</p>
<p>(社内管理体制の整備等) 第7条 協会員は、事故の適正な処理を図るため、事故の審査及び事故確認申請手続に関する社内管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。 2 協会員は、前項の審査及び確認申請手続に関する法定帳簿その他の書類及び記録を整理</p>	<p>(社内管理体制の整備等) 第7条 協会員は、証券事故の適正な処理を図るため、証券事故の審査及び事故確認申請手続に関する社内管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。 2 協会員は、前項の審査及び確認申請手続に関する法定帳簿その他の書類及び記録を整</p>

新	旧
<p>及び保存し、適切に管理しなければなら ない。</p> <p>(金融商品仲介業者に係る事故確認) 第8条 本規則は、協会が行う<u>金融商品仲介業者</u>又はその役員若しくは従業員の<u>事故</u>の<u>確認申請手続き</u>について、<u>準用</u>する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>理・保存し、適切に管理するものとする。</p> <p>(証券仲介業者に係る事故確認) 第8条 本規則は、協会が行う<u>証券仲介業者</u>又はその役員若しくは従業員の<u>証券事故</u>の<u>確認申請手続き</u>について、<u>適用</u>する。</p>

「協会の内部管理責任者等に関する規則」(公正慣習規則第13号)の一部改正について

平成19年9月18日
(下線部分変更)

新	旧
<p align="center">協会の内部管理責任者等に関する規則</p> <p>(目的) 第 1 条 この規則は、協会において<u>金融商品取引法</u>(以下「<u>金商法</u>」という。)その他の法令諸規則等の遵守状況を管理する業務に従事する役員及び従業員の配置、その資格要件、責務等を定めることにより、協会の内部管理体制を強化し、適正な営業活動の遂行に資することを目的とする。</p> <p>(内部管理統括責任者の登録) 第 2 条 協会は、内部管理統括責任者1名を定め、所定の様式による内部管理統括責任者登録申請書を本協会に提出し、本協会が備える内部管理統括責任者登録簿に登録を受けなければならない。 2 協会は、前項の申請内容に変更がある場合は、<u>所定の様式による内部管理統括責任者変更申請書を本協会に提出し、当該変更に係る登録を受けなければならない。</u> 3 本協会は、協会員から前2項の規定により登録申請又は変更申請があった場合において、当該申請に係る者が次条に定める資格要件に該当するときは、当該者を内部管理統括責任者登録簿に登録する。</p> <p>(内部管理統括責任者の資格要件) 第 3 条 会員の内部管理統括責任者は、内部管理を担当する登記された代表取締役又は代表執行役(外国法人である会員については、当該支店において常務に従事している国内における代表者に準ずる権限を有する者)でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。 2 <u>店頭デリバティブ取引会員の内部管理統括責任者は、定款第3条第7号に掲げる特定店頭デリバティブ取引等の内部管理を担当する役員でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。</u></p>	<p align="center">「協会の内部管理責任者等に関する規則」(公正慣習規則第13号)</p> <p>(目的) 第 1 条 この規則は、協会において証取法その他の法令諸規則等の遵守状況を管理する業務に従事する役員及び従業員の配置、その資格要件、責務等を定めることにより、協会の内部管理体制を強化し、適正な営業活動の遂行に資することを目的とする。</p> <p>(内部管理統括責任者の登録) 第 2 条 協会は、内部管理統括責任者1名を定め、所定の様式による内部管理統括責任者登録申請書を本協会に提出し、本協会が備える内部管理統括責任者登録簿に登録を受けなければならない。 <p align="right">(新 設)</p> 2 本協会は、協会員から前項の規定により登録申請があった場合において、当該申請に係る者が次条に定める資格要件に該当するときは、当該者を内部管理統括責任者登録簿に登録する。</p> <p>(内部管理統括責任者の資格要件) 第 3 条 会員の内部管理統括責任者は、内部管理を担当する登記された代表取締役又は代表執行役(外国証券会社である会員については、当該支店において常務に従事している国内における代表者に準ずる権限を有する者)でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。 <p align="right">(新 設)</p> </p>

新	旧
<p>3 特別会員の内部管理統括責任者は、<u>登録金融機関業務(定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。)</u>の内部管理を担当する役員でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。</p> <p>(内部管理統括責任者の責務)</p> <p>第4条 内部管理統括責任者は、当該協会の役員又は従業員(店頭デリバティブ取引会員にあっては、<u>特定店頭デリバティブ取引等に従事する役員又は従業員を、特別会員にあっては、登録金融機関業務に従事する役員又は従業員をいう。以下同じ。)</u>に対し、<u>金商法その他の法令諸規則等の遵守の営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、内部管理体制の整備に努めなければならない。</u></p> <p>2 内部管理統括責任者は、協会員における営業活動が<u>金商法その他の法令諸規則等を遵守し、適正に行われるよう営業責任者及び内部管理責任者を指導、監督し、金商法その他の法令諸規則等に違反する事案が生じた場合には、金商法その他の法令諸規則等に照らし、適正に処理しなければならない。</u></p> <p>3 内部管理統括責任者は、協会員の営業活動における<u>金商法その他の法令諸規則等の遵守に関し、行政官庁及び本協会その他の自主規制機関との適切な連絡、調整を行わなければならない。</u></p> <p>4 内部管理統括責任者は、当該協会の投資勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を取締役社長又は執行役社長(外国法人である会員については、<u>金商法第29条の2第1項第3号に規定する国内における代表者とし、店頭デリバティブ取引会員については、店頭デリバティブ取引会員代表者とし、特別会員については、特別会員代表者とする。次条において「取締役社長等」という。</u>)に報告しなければならない。</p> <p>(内部管理統括責任者への指示)</p> <p>第5条 取締役社長等は、内部管理統括責任者がその職務を的確に遂行できるよう配慮するとともに、前条第4項の規定により内部管理統括責任者から報告を受けた場合は、適切な指示を与えなければならない。</p>	<p>2 特別会員の内部管理統括責任者は、<u>証取法第65条の2第1項の登録及び同条第3項の認可にかかる業務(以下「登録等証券業務」という。)</u>の内部管理を担当する役員でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。</p> <p>(内部管理統括責任者の責務)</p> <p>第4条 内部管理統括責任者は、当該協会の役員又は従業員(特別会員にあっては、<u>登録等証券業務に従事する役員又は従業員をいう。以下同じ。)</u>に対し、<u>証取法その他の法令諸規則等の遵守の営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、内部管理体制の整備につとめなければならない。</u></p> <p>2 内部管理統括責任者は、協会員における営業活動が<u>証取法その他の法令諸規則等を遵守し、適正に行われるよう営業責任者及び内部管理責任者を指導、監督し、証取法その他の法令諸規則等に違反する事案が生じた場合には、証取法その他の法令諸規則等に照らし、適正に処理しなければならない。</u></p> <p>3 内部管理統括責任者は、協会員の営業活動における<u>証取法その他の法令諸規則等の遵守に関し、行政官庁及び本協会その他の自主規制機関との適切な連絡、調整を行わなければならない。</u></p> <p>4 内部管理統括責任者は、当該協会の投資勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を取締役社長又は執行役社長(<u>外国証券会社である会員については、外証法第4条第1項に規定する国内における代表者とし、特別会員については、特別会員代表者とする。次条において「取締役社長等」という。</u>)に報告しなければならない。</p> <p>(内部管理統括責任者への指示)</p> <p>第5条 取締役社長等は、内部管理統括責任者がその職務を的確に遂行できるよう配慮するとともに、前条第4項の規定により内部管理統括責任者から報告を受けた場合は、適切な指示を与えなければならない。</p>

新	旧
<p>(内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務)</p> <p>第 6 条 内部管理統括責任者は、第 4 条各項に掲げる責務を遂行するため、自己の責任において、細則に定める内部管理部門の役員又は部長若しくは室長(以下「内部管理統括補助責任者」という。)に自己の職務を分担させることができる。ただし、協会の組織機構等の実態からみてやむを得ないものと本協会が認めた場合は、内部管理部門の課長を内部管理統括補助責任者とすることができる。</p> <p>2 協会員は、前項の規定により内部管理統括補助責任者を定めた場合又は内部管理統括補助責任者を定めなくなった場合若しくは報告内容に変更がある場合には、所定の様式による内部管理統括補助責任者報告書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>3 会員の内部管理統括責任者は、第 1 項の内部管理統括補助責任者について、「<u>外務員等資格試験に関する規則</u>」(以下「試験規則」という。)による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、その職務を行わせてはならない。</p> <p>4 店頭デリバティブ取引会員の内部管理統括責任者は、第 1 項の内部管理統括補助責任者について、試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、その職務を行わせてはならない。</p> <p>5 特別会員の内部管理統括責任者は、第 1 項の内部管理統括補助責任者について、試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、その職務を行わせてはならない。ただし、<u>金商法第33条第 2 項第 3 号八又は同項第 4 号ロに掲げる行為(同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。)</u>(以下「登録金融機関金融商品仲介行為」という。)の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者については、会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。</p> <p>6 内部管理統括補助責任者として内部管理統括責任者の職務の分担を受けた者は、その職務を的確に遂行し、内部管理統括責任者にその遂行状況を報告しなければならない。</p>	<p>(内部管理統括補助責任者の資格要件及び責務)</p> <p>第 6 条 内部管理統括責任者は、第 4 条各項に掲げる責務を遂行するため、自己の責任において、細則に定める内部管理部門の役員又は部長若しくは室長(以下「内部管理統括補助責任者」という。)に自己の職務を分担させることができる。ただし、協会の組織機構等の実態からみてやむを得ないものと本協会が認めた場合は、内部管理部門の課長を内部管理統括補助責任者とすることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 会員の内部管理統括責任者は、前項の内部管理統括補助責任者について、<u>証券外務員等資格試験規則</u>(以下「試験規則」という。)による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、その職務を行わせてはならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>3 特別会員の内部管理統括責任者は、第 1 項の内部管理統括補助責任者について、試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、その職務を行わせてはならない。ただし、<u>証券仲介業務の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者</u>については、会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。</p> <p>4 内部管理統括補助責任者として内部管理統括責任者の職務の分担を受けた者は、その職務を的確に遂行し、内部管理統括責任者にその遂行状況を報告しなければならない。</p>

新	旧
<p>(内部管理部門の責任者等の資格取得) 第 7 条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する責任者(課長職以上の管理職者をいう。)について、試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者(店頭デリバティブ取引会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者)でなければ、その職務を行わせてはならない。 2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員(前項に規定する責任者を除く。)について、試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者(店頭デリバティブ取引会員及び特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者)となるよう努めるものとする。</p> <p>(研修の受講) 第 8 条 協会員は、内部管理統括責任者について、本協会の事業年度(定款第80条に定める事業年度をいう。以下同じ。)毎に、本協会が実施する「内部管理統括責任者研修」を受講させなければならない。 2 協会員は、内部管理統括補助責任者について、本協会の事業年度毎に、本協会が実施する「内部管理統括補助責任者研修」を受講させなければならない。 3 協会員は、営業責任者及び内部管理責任者等内部管理業務に従事する従業員(内部管理統括補助責任者を除く。)について、本協会の事業年度毎に、本協会が実施する内部管理統括補助責任者研修に準じた社内研修を受講させなければならない。 4 協会員は、第17条第1項の規定により営業責任者資格の停止処分を受けた者について、速やかに、「内部管理統括補助責任者研修」等の本協会が指定する研修を受講させなければならない。</p>	<p>(内部管理部門の責任者等の資格取得) 第 6 条の2 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する責任者(課長職以上の管理職者をいう。)について、第12条に規定する内部管理責任者資格を取得させなければならない。 2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員(前項に規定する責任者を除く。)について、第12条に規定する内部管理責任者資格を取得させるよう努めるものとする。</p> <p>(研修の受講) 第 7 条 協会員は、内部管理統括責任者について、毎年、本協会が実施する「内部管理統括責任者研修」を受講させなければならない。 2 協会員は、内部管理統括補助責任者について、毎年、本協会が実施する「内部管理統括補助責任者研修」を受講させなければならない。 3 協会員は、営業責任者及び内部管理業務に従事する従業員(内部管理統括補助責任者を除く。)について、毎年、本協会が実施する内部管理統括補助責任者研修に準じた社内研修を受講させなければならない。 4 協会員は、第15条第1項の規定により営業責任者資格の停止処分を受けた者について、速やかに、「内部管理統括補助責任者研修」等の本協会が指定する研修を受講させなければならない。</p>
<p>(内部管理統括責任者及び内部管理統括補助責任者への交代勧告) 第 9 条 本協会は、協会員が証券取引等監視委員会検査、協会監査等において、法令遵守又は内部管理体制の不備を指摘された場合において、その指摘が反復して行われる等、当該協会員の内部管理統括責任者がその責務を適切に遂行していなかったと判断されるときには、当該事案の処分の一部として、当該協会員に対し、当該内部管理統括責任者の交代勧告をすることができる。</p>	<p>(新設) * 理事会決議を本則に移管したもの。 【参考：理事会決議】 1 本協会は、協会員が証券取引等監視委員会検査、協会監査等において、法令遵守・内部管理体制の不備を指摘された場合において、その指摘が反復して行われる等、当該協会員の内部管理統括責任者がその責務を適切に遂行していなかったと判断されるときには、当該事案の処分の一部として、定款第26条及び第29条の規定により、協会員に対し、当該</p>

新	旧
<p><u>2 本協会は、前項の規定により内部管理統括責任者の交代勧告をする場合において、職務を分担した内部管理統括補助責任者がその責務を的確に遂行していなかったと認められるときには、当該協会員に対し、当該内部管理統括補助責任者の交代勧告をすることができる。</u></p> <p>(営業責任者の配置) 第 10 条 協会員は、営業単位（細則に定める営業単位をいう。以下同じ。）の長を当該営業単位の営業責任者に任命しなければならない。</p> <p>(営業責任者の資格要件) 第 11 条 会員は、平成18年4月1日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験（以下、「会員営業責任者資格試験」という。以下同じ。）又は試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者については、その知識等からみて本協会が適当であると認められた者でなければ、任命してはならない。</p> <p><u>2 店頭デリバティブ取引会員は、その知識等からみて本協会が適当であると認められた者でなければ、営業責任者に任命してはならない。</u></p> <p><u>3 特別会員は、会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。ただし、登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の営業責任者については、会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。また、特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者については、その知識等からみて本協会が適当であると認められた者でなければ、任命してはならない。</u></p> <p><u>4 協会員は、営業責任者が第17条第1項の規定により営業責任者資格の停止処分を受けたときには、直ちに当該営業単位の営業責任者を任命しなければならない。</u></p>	<p><u>内部管理統括責任者の交代を勧告することとする。【参考：理事会決議】</u></p> <p><u>2 本協会は、前項の規定により内部管理統括責任者の交代を勧告する場合において、職務を分担した内部管理統括補助責任者がその責務を的確に遂行していなかったと認められるときには、当該内部管理統括補助責任者の交代を勧告することとする。</u></p> <p>(営業責任者の配置) 第 8 条 協会員は、営業単位（細則に定める営業単位をいう。以下同じ。）の長を当該営業単位の営業責任者に任命しなければならない。</p> <p>(営業責任者の資格要件) 第 9 条 会員は、試験規則による会員営業責任者資格試験（平成18年4月1日施行前の試験規則に基づくもの。以下同じ。）又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>2 特別会員は、試験規則による特別会員営業責任者資格試験（平成18年4月1日施行前の試験規則に基づくもの。）若しくは特別会員内部管理責任者資格試験又は会員営業責任者資格試験若しくは会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。ただし、証券仲介業務を行う営業単位の営業責任者については、会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。</u></p> <p><u>3 協会員は、営業責任者が第15条第1項の規定により営業責任者資格の停止処分を受けたときには、直ちに当該営業単位の営業責任者を任命しなければならない。</u></p>

新	旧
<p>(営業責任者の責務) 第 12 条 営業責任者は、自ら<u>金商法</u>その他の法令諸規則等を遵守するとともに、当該営業単位に所属する役員又は従業員に対し、<u>金商法</u>その他の法令諸規則等を遵守する営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、指導、監督しなければならない。</p> <p>2 営業責任者は、当該営業単位における投資勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を内部管理統括責任者に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(内部管理責任者の配置) 第 13 条 協会員は、営業単位ごと（特定の営業単位を担当する内部管理組織が独立して設けられている場合の当該部、室又は課を含む。）に内部管理業務に従事する責任者（細則で定める管理職者をいう。）を当該営業単位の内部管理責任者に任命しなければならない。ただし、細則に定めるところにより、内部管理統括補助責任者又は他の営業単位の内部管理責任者に当該営業単位の内部管理責任者の職務を兼務させることができる。</p> <p>(内部管理責任者の資格要件) 第 14 条 会員は、試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。ただし、<u>特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理を担当する内部管理責任者については、その知識等からみて本協会が適当であると認められた者でなければ、任命してはならない。</u></p> <p>2 <u>店頭デリバティブ取引会員は、その知識等からみて本協会が適当であると認められた者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。</u></p> <p>3 特別会員は、試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。ただし、<u>登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の内部管理責任者については、会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。また、特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理を担当する内部管理責任者については、その知識等からみて本協会が適当であると認められた者でなければ、任命してはならない。</u></p>	<p>(営業責任者の責務) 第 10 条 営業責任者は、自ら<u>証取法</u>その他の法令諸規則等を遵守するとともに、当該営業単位に所属する役員又は従業員に対し、<u>証取法</u>その他の法令諸規則等を遵守する営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、指導、監督しなければならない。</p> <p>2 営業責任者は、当該営業単位における投資勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を内部管理統括責任者に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(内部管理責任者の配置) 第 11 条 協会員は、営業単位ごと（特定の営業単位を担当する内部管理組織が独立して設けられている場合の当該部、室又は課を含む。）に内部管理業務に従事する責任者（細則で定める管理職者をいう。）を当該営業単位の内部管理責任者に任命しなければならない。ただし、細則に定めるところにより、内部管理統括補助責任者又は他の営業単位の内部管理責任者に当該営業単位の内部管理責任者の職務を兼務させることができる。</p> <p>(内部管理責任者の資格要件) 第 12 条 会員は、試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>2 特別会員は、試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。ただし、<u>証券仲介業務を行う営業単位の内部管理責任者については、会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。</u></p>

新	旧
<p>(内部管理責任者の責務) 第 15 条 内部管理責任者は、当該営業単位における営業活動が<u>金商法</u>その他の法令諸規則等に準拠し、適正に遂行されているかどうか常時監査する等適切な内部管理を行わなければならない。</p> <p>2 内部管理責任者は、当該営業単位における投資勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかに内部管理統括責任者に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(営業責任者等の協会への報告) 第 16 条 協会員は、毎年 9 月末日及び 3 月末日現在における営業責任者及び内部管理責任者の名簿をそれぞれ作成し、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。</p> <p>(営業責任者資格の停止) 第 17 条 本協会は、営業責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該営業責任者の営業責任者資格を 1 年以内の期間を定めて停止することができる。</p> <p>1 営業責任者自らが法令等違反行為を行ったとき。</p> <p>2 当該営業単位に所属する営業責任者以外の役員又は従業員の法令等違反行為が発生した場合において、当該営業単位の営業責任者が<u>第12条</u>に定める責務を十分果たしていなかったと認められるとき。</p> <p>2 本協会は、前項の適用について必要があると認めるときは、当該協会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 協会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。</p> <p>4 本協会は、第 1 項の規定により営業責任者資格を停止したときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該協会員に通知する。</p>	<p>(内部管理責任者の責務) 第 13 条 内部管理責任者は、当該営業単位における営業活動が<u>証取法</u>その他の法令諸規則等に準拠し、適正に遂行されているかどうか常時監査する等適切な内部管理を行わなければならない。</p> <p>2 内部管理責任者は、当該営業単位における投資勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかに内部管理統括責任者に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(内部管理統括補助責任者等の協会への報告) 第 14 条 協会員は、毎年 9 月末日及び 3 月末日現在における<u>内部管理統括補助責任者</u>、営業責任者及び内部管理責任者の名簿をそれぞれ作成し、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。</p> <p>(営業責任者資格の停止) 第 15 条 本協会は、営業責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該営業責任者の営業責任者資格を 1 年以内の期間を定めて停止することができる。</p> <p>1 営業責任者自らが法令等違反行為を行ったとき。</p> <p>2 当該営業単位に所属する営業責任者以外の役員又は従業員の法令等違反行為が発生した場合において、当該営業単位の営業責任者が<u>第10条</u>に定める責務を十分果たしていなかったと認められるとき。</p> <p>2 本協会は、前項の適用について必要があると認めるときは、当該協会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 協会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。</p> <p>4 本協会は、第 1 項の規定により営業責任者資格を停止したときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該協会員に通知する。</p>

新	旧
<p>(協会の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例)</p> <p>第 18 条 本協会に新たに加える協会の内部管理統括補助責任者については、本協会に新たに加えた日から 6 か月間に限り、第 6 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用しない。</p> <p>2 本協会に新たに加える協会員にあっては、本協会加入の日から 6 か月間に限り、第 11 条又は第 14 条の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。</p> <p>1 会 員 試験規則第 3 条第 1 号又は第 2 号に掲げるいずれかの外務員資格試験の合格者</p> <p>2 店頭デリバティブ取引会員 試験規則第 3 条第 1 号若しくは第 2 号又は第 4 号から第 6 号までに掲げるいずれかの外務員資格試験の合格者</p> <p>3 特別会員 試験規則第 3 条第 1 号若しくは第 2 号又は第 4 号から第 6 号までに掲げるいずれかの外務員資格試験の合格者</p> <p>3 協会の内部管理部門に所属する責任者の職に就任する者については、当該者が就任した日から 6 か月間に限り、第 7 条の規定を適用しない。</p> <p>4 協会員は、海外現地法人又は海外親法人等に出向していた従業員等の出向の任命を解除した場合等、海外から国内に着任した者を営業責任者又は内部管理責任者に任命する場合は、第 11 条又は第 14 条の規定にかかわらず、当該者を海外から国内に着任させた日から 6 か月間、営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。</p>	<p>(新規加入協会員の営業責任者及び内部管理責任者の配置に関する特例)</p> <p>第 16 条</p> <p style="text-align: center;">(新 設) 但し、付則に同義あり</p> <p>【参考:(13.9.19)付則の 4】</p> <p>施行日以後に本協会に加入する協会員の内部管理統括責任者は、本協会加入の日現在において内部管理統括補助責任者の地位にある者については、第 6 条第 2 項又は同条第 3 項に規定する資格要件を満たしていない場合でも、同日以後 2 年間は、当該者に内部管理統括補助責任者の職務を行わせることができる。</p> <p>本協会に新たに加える協会員にあっては、本協会加入の日から 6 月間に任命する営業責任者又は内部管理責任者については、第 9 条又は第 12 条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより、当該者を当該任命をした日から 6 月間、営業責任者又は内部管理責任者に配置することができる。</p> <p>1 会 員 試験規則第 12 条第 1 号から第 3 号に掲げるいずれかの外務員資格試験の合格者</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 特別会員 試験規則第 12 条第 1 号から第 3 号まで、第 6 号から第 8 号までに掲げるいずれかの外務員資格試験の合格者</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>【参考:(13.9.19)付則の 6】</p> <p>施行日以後に内部管理部門に所属する責任者の職に就任する者については、当分の間、第 6 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、就任の日以後 1 年間は、内部管理責任者の資格取得者とみなす。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>【参考:(16.11.26)付則の 6】</p> <p>協会員は、この改正規則施行の日以後に営業責任者又は内部管理責任者に海外現地法人等に出向していた従業員を任命する場合は、第 9 条又は第 12 条の規定にかかわらず、当該者を当該任命をした日から 6 月間、当該営業責任者又は内部管理責任者に配置することができる。</p>

新	旧
<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>付 則</p> <p>1 この改正は、平成19年9月30日から施行する。</p> <p>2 会員及び特別会員の特定店頭デリバティブ取引等のみを行う営業単位においては、この改正の施行の日から起算して1年を経過する日までの間に限り、営業責任者について第11条第1項ただし書及び同条第3項また書の規定を、内部管理責任者について第14条第1項ただし書及び同条第3項また書の規定を適用しない。</p> <p>3 店頭デリバティブ取引会員においては、この改正の施行の日から起算して1年を経過する日までの間に限り、内部管理部門に所属する責任者について第7条第1項の規定を、営業責任者について第11条第2項の規定を、内部管理責任者について第14条第2項の規定を適用しない。</p>	<p>(細則への委任)</p> <p><u>第17条第3条第1項ただし書、同条第2項ただし書、第6条第1項、第6条の2第1項、第8条並びに第11条本文及びただし書の規定のほか、本規則の施行に関して必要な事項は、細則で定める。</u></p> <p><u>(10.11.30)付則の3</u></p> <p><u>平成12年4月1日以後に投信業務を開始する特別会員にあっては、当該業務に係る営業単位の営業責任者又は内部管理責任者に任命した者が、第9条又は第12条に規定する資格要件を満たしていない場合でも、当該業務開始後2年間は、当該者を営業責任者又は内部管理責任者の地位に置くことができる。</u></p> <p>【参考:(13.9.19)付則の5】</p> <p><u>施行日以後に本協会に加入する協会員にあっては、本協会加入の日現在において内部管理部門に所属する責任者について、第6条の2第1項の規定にかかわらず、同日以後2年間は、内部管理責任者の資格取得者とみなす。</u></p>

「協会の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則の一部改正について

平成19年9月18日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(目的) 第1条 この細則は、協会の内部管理責任者等に関する規則(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(内部管理統括責任者の資格要件の特例) 第2条 規則第3条第1項ただし書に規定する細則に定める者は、次のとおりとする。</p> <p>1 <u>代表権のない取締役(登記された代表取締役のうち内部管理を担当する代表取締役がない場合に限り、役付取締役(副社長、専務及び常務をいう。以下同じ。))と役付きでない取締役がいる場合は、役付取締役を優先して任命すること。</u></p> <p>2 <u>その他会員の組織機構等の実態から、本協会が特別に認めた者</u></p> <p>2 前項の規定は、委員会設置会社の内部管理統括責任者の任命については、「<u>取締役</u>」とあるのは「<u>執行役</u>」、「<u>代表取締役</u>」とあるのは「<u>代表執行役</u>」、「<u>役付取締役</u>」とあるのは「<u>役付執行役</u>」とそれぞれ読み替えて準用する。</p> <p>3 <u>規則第3条第2項ただし書に規定する細則に定める者は、次のとおりとする。</u></p> <p>1 <u>特定店頭デリバティブ取引等の内部管理を担当する管理職者(特定店頭デリバティブ取引等の内部管理を担当する役員を任命することができない場合に限る。)</u></p> <p>2 <u>その他店頭デリバティブ取引会員の組織機構等の実態から、本協会が特別に認めた者</u></p> <p>4 規則第3条第3項ただし書に規定する細則に定める者は、次のとおりとする。</p>	<p>(目的) 第1条 この細則は、協会の内部管理責任者等に関する規則(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(内部管理統括責任者の資格要件の特例) 第2条 規則第3条第1項ただし書に規定する細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、次のとおりとする。</p> <p>1 <u>取締役社長、取締役会長以外の代表取締役が営業担当の役付取締役(副社長、専務・常務取締役をいう。以下同じ。)であるため、代表権のない他の役付取締役を任命するとき。</u></p> <p>2 <u>代表取締役が取締役社長又は取締役社長及び取締役会長のみであるため、代表権のない役付取締役を任命するとき。</u></p> <p>3 <u>代表取締役が取締役社長又は取締役社長及び取締役会長のみであり、かつ、役付取締役が営業担当のため、役付きでない取締役を任命するとき。</u></p> <p>4 <u>代表取締役が取締役社長又は取締役社長及び取締役会長のみであり、かつ、役付取締役がないため、役付きでない取締役を任命するとき。</u></p> <p>5 <u>その他会員の組織機構等の実態から、本協会が特別に認めた者を任命するとき。</u></p> <p>2 前項の規定は、委員会設置会社の内部管理統括責任者の任命について準用する。</p> <p align="right">(新 設)</p> <p>3 規則第3条第2項ただし書に規定する細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するとき</p>

新	旧
<p>1 <u>登録金融機関業務（定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。）の内部管理を担当する管理職者（登録金融機関業務の内部管理を担当する役員を任命することができない場合に限る。）</u></p> <p>2 その他特別会員の組織機構等の実態から、本協会が特別に認めた者</p> <p>（内部管理部門等の範囲） 第3条 規則第6条第1項及び第7条第1項に規定する内部管理部門は、監査（検査）、営業考査、売買審査の業務を担当する部、室又は課（本店に準ずる組織機構を有する営業所に設けられている監査（検査）、営業考査、売買審査の業務を担当する部、室又は課）とする。</p> <p>（営業単位の範囲） 第4条 規則第10条に規定する営業単位は、次の各号に掲げる協会の区分に従い、当該各号に定める営業部店とする。</p> <p>1 会員</p> <p>イ 営業部、法人部、国際部、営業所又は<u>事務所等の独立した営業部門</u></p> <p>ロ 株式部、債券部等の商品部門</p> <p>ハ 本部制を採用している場合には、営業又は商品本部に属するイ及びロに規定する部又は室</p> <p>ニ 本店に準ずる組織機構を有している営業所又は<u>事務所</u>におけるイ、ロ又はハに規定する部門</p> <p>2 <u>店頭デリバティブ取引会員</u></p> <p>イ <u>特定店頭デリバティブ取引等を行う独立した部、室、課、営業所又は事務所</u></p> <p>ロ <u>本部制を採用している場合には、営業又は商品本部に属するイに規定する部又は室</u></p> <p>ハ <u>本店に準ずる組織機構を有している営業所又は事務所</u>におけるイ又はロに規定する部門</p> <p>3 特別会員</p> <p>イ 公共債の窓口販売業務（<u>公共債に係る金商法第2条第8項第1号から第3号まで及び第9号に掲げる行為を行う業務をいう。ただし、公共債に係る同項第1号に掲げる行為を行う業務については、公共債の公募入札による発行に伴う買付け又は売付け（金融商品取引業等に関する内閣府令第</u></p>	<p>は、次のとおりとする。</p> <p>1 <u>登録等証券業務の内部管理を担当する役員を任命することができないため、当該業務の内部管理を担当する管理職者を任命するとき。</u></p> <p>2 その他特別会員の組織機構等の実態から、本協会が特別に認めた者を任命するとき。</p> <p>（内部管理部門等の範囲） 第3条 規則第6条第1項及び第6条の2第1項に規定する内部管理部門は、監査（検査）、営業考査、売買審査の業務を担当する部、室又は課（本店に準ずる組織機構を有する営業所に設けられている監査（検査）、営業考査、売買審査の業務を担当する部、室又は課）とする。</p> <p>（営業単位の範囲） 第4条 規則第8条に規定する営業単位は、次の各号に掲げる協会の区分に従い、当該各号に定める営業部店とする。</p> <p>1 会員</p> <p>イ 営業部、法人部、国際部、営業所等の独立した営業部門</p> <p>ロ 株式部、債券部等の商品部門</p> <p>ハ 本部制を採用している場合には、営業又は商品本部に属するイ及びロに規定する部又は室</p> <p>ニ 本店に準ずる組織機構を有している営業所におけるイ、ロ又はハに規定する部門</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>2 特別会員</p> <p>イ 公共債の窓口販売業務を統括する部、室、課又は営業所（事務所を含む。以下この号及び第7条の特別会員への適用において同じ。）</p>

新	旧
<p><u>100 条第 3 項に規定する国債の発行日前取引を含む。）及び特別会員の募集の取扱い又は売付けにより公共債を購入した者が継続して所有している当該公共債を当該特別会員が当該購入者から買い取る業務に限る。）を統括する部、室、課、営業所又は事務所</u></p> <p>□ <u>投資信託の窓口販売業務（投資信託に係る金商法第 2 条第 8 項第 1 号から第 3 号まで及び第 9 号に掲げる行為を行う業務をいう。ただし、投資信託に係る同項第 1 号に掲げる行為を行う業務については、特別会員の募集の取扱いにより投資信託を購入した者が継続して所有している当該投資信託を当該特別会員が当該購入した者から買い取る業務に限る。）又は同第 33 条第 2 項第 3 号ハ又は同項第 4 号ロに掲げる行為（同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）（以下「登録金融機関金融商品仲介行為」という。）を行う独立した部、室、課、営業所又は事務所。ただし、特別会員が部、室、課、営業所又は事務所の長に代えて当該部、室、課、営業所又は事務所の登録金融機関業務を担当する部門の長に同業務に係る権限を委譲している場合には、当該部門を営業単位とすることができる。</u></p> <p>ハ <u>上記イ及びロ以外の登録金融機関業務を行う部、室、課、営業所又は事務所（当該登録金融機関業務に関し、商品等の説明、注文の受け付け、約定、管理等が主に他の部室等の役職員により行われている場合は、当該他の部室等とする。）</u></p> <p>ニ <u>本部制を採用している場合には、営業又は商品部門に属するロ又はハに規定する部、室又は課</u></p> <p>ホ <u>本店に準ずる組織機構を有している営業所又は事務所におけるロ、ハ又はニに規定する部門</u></p> <p>（特別会員の営業責任者の配置の特例） 第 5 条 <u>特別会員は、営業責任者に任命しようとする者（登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の営業責任者を除く。）が、規則第 11 条第 3 項に規定する資格要件を満たしていない場合において、本協会が特に認めたときは、その認定の日から 6 か月に限り、当該営業単位</u></p>	<p>□ <u>投資信託の窓口販売業務又は証券仲介業務を行う独立した部、室、課又は営業所</u> ただし、特別会員が部、室、課又は営業所の長に代えて当該部、室、課又は営業所の登録等証券業務を担当する部門の長に同業務に係る権限を委譲している場合には、当該部門を営業単位とすることができる。</p> <p>ハ <u>上記イ及びロ以外の登録等証券業務を行う部、室、課又は営業所（当該登録等証券業務に関し、商品等の説明、注文の受け付け、約定、管理等が主に他の部室等の役職員により行われている場合は、当該他の部室等とする。）</u></p> <p>ニ <u>本部制を採用している場合には、営業又は商品部門に属するロ又はハに規定する部、室又は課</u></p> <p>ホ <u>本店に準ずる組織機構を有している営業所におけるロ、ハ又はニに規定する部門</u></p> <p>（特別会員の営業責任者の配置の特例） 第 5 条 <u>特別会員は、営業責任者に任命しようとする者（証券仲介業務を行う営業単位の営業責任者を除く。）が、規則第 9 条第 2 項に規定する資格要件を満たしていない場合において、本協会が特に認めたときは、その認定の日から 1 年間に限り、当該営業単位の管理職者（同項に規</u></p>

新	旧
<p>の管理職者（同項に規定する資格要件を満たしている者に限る。）を営業責任者に任命することができる。</p>	<p>定する資格要件を満たしている者に限る。）を営業責任者に任命することができる。</p>
<p>（内部管理責任者の特例） 第 6 条 規則第 13 条に規定する内部管理責任者は、課長職以上の従業員とする。ただし、協会の従業員の年齢構成等の実態からみてやむを得ない場合には、あらかじめ本協会に所定の届出書を届け出ることにより、当分の間、課長職でない者（定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が 7 年以上の者又は年齢が 27 歳以上の者に限る。）を任命することができる。</p>	<p>（内部管理責任者の特例） 第 6 条 規則第 11 条に規定する内部管理責任者は、課長職以上の従業員とする。ただし、協会の従業員の年齢構成等の実態からみてやむを得ない場合には、あらかじめ本協会に所定の届出書を届け出ることにより、当分の間、課長職でない者（証券業務に従事した期間が 7 年以上の者又は年齢が 27 年以上の者に限る。）を任命することができる。</p>
<p>（内部管理責任者の配置の特例） 第 7 条 規則第 13 条ただし書に規定する内部管理統括補助責任者又は他の内部管理責任者に兼務させることができる場合は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所属従業員数が 15 名未満の営業所又は事務所（以下、「少人数営業所等」という。）の内部管理を当該少人数営業所等を統括する営業所又は事務所の内部管理統括補助責任者又は内部管理責任者が行う場合 2 少人数営業所等の内部管理を前号以外の内部管理統括補助責任者又は内部管理責任者が行う場合等であって、当該少人数営業所等の内部管理体制が十分に確保される場合 3 営業又は商品本部に属する部又は室の一部の所属従業員数が 15 名未満である場合において、当該部又は室の内部管理が当該営業又は商品本部に属する他の部又は室の内部管理責任者によって行われる当該部又は室である場合（営業又は商品本部に属するすべての部又は室の所属従業員数が 15 名未満である場合を除く。） <p>2 協会員は、前項第 2 号の少人数営業所等として適用を受けようとするときは、所定の届出書を提出しなければならない。</p>	<p>（内部管理責任者の配置の特例） 第 7 条 規則第 11 条ただし書に規定する内部管理統括補助責任者又は他の内部管理責任者に兼務させることができる営業単位は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所属従業員数が 15 名未満の営業所であって、当該営業所の内部管理が内部管理統括補助責任者又は本店若しくは他の営業所の内部管理責任者によって行われる場合の当該営業所（第 2 項及び第 3 項において「少人数営業所」という。） 2 所属従業員数が 15 名未満の営業所であって、当該営業所の内部管理が本店又は当該営業所を統括する他の営業所の内部管理統括補助責任者又は内部管理責任者によって行われる場合の当該営業所。 3 営業又は商品本部に属する部又は室の一部の所属従業員数が 15 名未満である場合において、当該部又は室の内部管理が当該営業又は商品本部に属する他の部又は室の内部管理責任者によって行われる当該部又は室。ただし、営業又は商品本部に属するすべての部又は室の所属従業員数が 15 名未満である場合は、当該営業又は商品本部に内部管理責任者を配置しなければならないものとする。 <p>2 協会員は、前項第 1 号の少人数営業所として適用を受けようとするときは、所定の届出書を提出するものとする。</p>

新	旧
<p>3 本協会は、第1項第2号の適用に当たっては、次の基準により行う。</p> <p>1 <u>自身が所属する営業所又は事務所と自身が兼務する少人数営業所等との間の往復及び当該少人数営業所等における業務執行を1日の業務時間内に行うことが可能であること。</u></p> <p>2 当該少人数営業所等及び当該少人数営業所等の内部管理責任者を兼務しようとする者が所属する営業単位の法令、協会規則の遵守状況が良好であること。</p> <p>3 兼務をする者が内部管理責任者である場合には、当該内部管理責任者は、課長職以上の役職者であること。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>3 本協会は、第1項第1号の適用に当たっては、次の基準により行うものとする。</p> <p>1 <u>本店又は他の営業所の所在地と当該少人数営業所の所在地との間が1日の業務時間内に往復、業務執行できる距離にあること。</u></p> <p>2 当該少人数営業所及び当該少人数営業所の内部管理責任者を兼務しようとする者が所属する営業単位の法令、協会規則の遵守状況が良好であること。</p> <p>3 兼務をする者が内部管理責任者である場合には、当該内部管理責任者は、課長職以上の役職者であること。</p>

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

平成 19 年 9 月 18 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
協会の外務員の資格、登録等に関する規則	「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(公正慣習規則第 15 号)
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目 的)	(目 的)
第 1 条 この規則は、外務員の資格、研修制度等及び <u>金融商品取引法</u> (以下「 <u>金商法</u> 」という。)第 64 条の 7 第 1 項の規定に基づく外務員の登録に関する委任事務の内容等を定めることにより、外務員の資質の向上及び外務員登録制度の的確かつ円滑な運営を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。	第 1 条 この規則は、外務員の資格、研修制度等及び <u>証取法</u> 第 64 条の 7 第 1 項の規定に基づく外務員の登録に関する委任事務の内容等を定めることにより、外務員の資質の向上及び外務員登録制度の的確かつ円滑な運営を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。
(定 義)	(定 義)
第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
1 外 務 員 協会の役員又は従業員のうち、その協会のために <u>金商法</u> 第 64 条第 1 項各号に掲げる行為であって、 <u>定款</u> 第 5 条各号に掲げる会員、 <u>店頭デリバティブ取引会員</u> 又は <u>特別会員の業務</u> (以下「 <u>外務員の職務</u> 」という。)を行う者をいう。	1 外 務 員 協会の役員又は従業員のうち、その <u>所属協会</u> のために <u>証取法</u> 第 64 条第 1 項各号に掲げる行為(以下「 <u>外務行為</u> 」という。)を行う者をいう。
2 一 種 外 務 員 外務員のうち、 <u>外務員の職務</u> (<u>定款</u> 第 3 条第 7 号に掲げる <u>特定店頭デリバティブ取引等</u> を除く。)を行うことができる者をいう。	2 一 種 外 務 員 外務員のうち、 <u>外務行為</u> のすべてを行うことができる者をいう。
3 信用取引外務員 外務員のうち、二種外務員の <u>外務員の職務</u> 及び <u>信用取引等</u> (<u>信用取引</u> 及び <u>発行日取引</u> をいう。以下同じ。)に係る <u>外務員の職務</u> を行うことができる者をいう。	3 信用取引外務員 外務員のうち、二種外務員の <u>外務行為</u> 及び <u>信用取引</u> (<u>発行日取引</u> を含む。以下同じ。)に係る <u>外務行為</u> を行うことができる者をいう。
4 二 種 外 務 員 外務員のうち、 <u>定款</u> 第 3 条第 1 号に掲げる <u>有価証券</u> (次に掲げるものを除く。)に係る <u>外務員の職務</u> (<u>定款</u> 第 3 条第 4 号に掲げる <u>有価証券関連デリバティブ取引等</u> 及び <u>選択権付債券売買取引</u> に係るものを除き、 <u>信用取引等</u> については細則で定めるものに限る。)並びに <u>金商法</u> 第 33 条第 2 項第 6 号に定める行為に係る <u>外務員の職務</u> を行うことができる者をいう。	4 二 種 外 務 員 外務員のうち、次に掲げる <u>有価証券</u> 以外の <u>有価証券</u> に係る <u>外務行為</u> (<u>有価証券先物取引</u> 、 <u>有価証券先渡取引</u> 及び <u>選択権付債券売買取引</u> に係る <u>外務行為</u> を除き、 <u>信用取引</u> については細則で定めるものに限る。)を行うことができる者をいう。
イ 新株予約権証券(<u>金商法</u> 第 2 条第 1 項第 9 号に規定するものをいい、 <u>金商法</u> 第	イ 新株予約権証券(<u>外国又は外国法人の発行する証券</u> 又は <u>証書</u> で同様の性質を有

新	旧
<p>2条第1項第17号に係るものを含む。)</p> <p>ロ カバードワラント(金商法第2条第1項第19号に規定するものをいう。)</p> <p>ハ イ及びロに掲げるものに係る金商法第2条第1項第20号に掲げる証券又は証書</p> <p>5 特別会員一種外務員 外務員のうち、登録金融機関業務(定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。)に係る外務員の職務(特定店頭デリバティブ取引等、登録金融機関金融商品仲介行為(金商法第33条第2項第3号ハ及び同項第4号ロに掲げる行為(同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。))をいう。以下同じ。)及び金商法第33条の2第1号に掲げる行為に係るものを除く。)を行うことができる者をいう。</p> <p>6 特別会員二種外務員 外務員のうち、金商法第33条第2項第1号、第2号、第3号ロ及び第4号イに掲げる業務(有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係る業務を除く。)並びに金商法第33条第2項第6号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。</p> <p>7 特別会員四種外務員 外務員のうち、金商法第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務(同項第1号に掲げる業務に限る。)に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。</p>	<p>するものを含む。)</p> <p>ロ カバードワラント(証取法第2条第1項第10号の2に規定するものをいう。)</p> <p>(新設)</p> <p>5 特別会員一種外務員 外務員のうち、証取法第65条の2第1項の登録及び同条第3項の認可に係る業務(以下「登録等証券業務」という。)に係る外務行為(証券仲介業務に係る外務行為を除く。)を行うことができる者をいう。</p> <p>6 特別会員二種外務員 外務員のうち、証取法第65条第2項第1号、第2号、第3号ロ及び第4号イに掲げる業務(同項第1号から第4号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引等、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等並びに選択権付債券売買取引に係る業務を除く。)に係る外務行為を行うことができる者をいう。</p> <p>7 特別会員四種外務員 外務員のうち、証取法第65条の2第11項に規定する特定証券業務に係る外務行為を行うことができる者をいう。</p>
<p>第2章 外務員の登録義務、資格等 (外務員の登録義務)</p> <p>第3条 協会員は、その役員又は従業員に外務員の職務を行わせる場合は、その者の氏名、生年月日その他細則で定める事項につき、本協会に備える外務員登録原簿(以下「登録原簿」という。)に登録を受けなければならない。</p> <p>2 協会員は、前項の規定により当該協会員が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。</p> <p>(外務員資格)</p> <p>第4条 協会員は、その役員又は従業員のうち、次の各号に掲げる要件を具備した者でなければ、外務員の登録を受けることができない。</p>	<p>第2章 外務員の登録義務、資格等 (外務員の登録義務)</p> <p>第3条 協会員は、その役員又は従業員に外務員の職務を行わせる場合は、その者の氏名、生年月日その他細則で定める事項につき、本協会に備える外務員登録原簿(以下「登録原簿」という。)に登録を受けなければならない。</p> <p>2 協会員は、前項の規定により当該協会員が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。</p> <p>(外務員資格)</p> <p>第4条 協会員は、その役員又は従業員のうち、次の各号に掲げる要件を具備した者でなければ、外務員の登録を受けることができない。</p>

新	旧
<p>1 一種外務員 「<u>外務員等資格試験に関する規則</u>」(以下「<u>試験規則</u>」という。)による一種外務員資格試験の合格者</p> <p>2 信用取引外務員 <u>平成18年4月1日改正前の「証券外務員等資格試験規則」</u>による信用取引外務員資格試験の合格者</p> <p>3 二種外務員 試験規則による二種外務員資格試験の合格者又は本協会の新任外務員課程研修の修了者</p> <p>4 特別会員一種外務員 試験規則による一種外務員資格試験又は特別会員一種外務員資格試験の合格者</p> <p>5 特別会員二種外務員 試験規則による二種外務員資格試験若しくは特別会員二種外務員資格試験の合格者又は本協会の新任外務員課程研修の修了者</p> <p>6 特別会員四種外務員 試験規則による一種外務員資格試験、二種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験、特別会員二種外務員資格試験若しくは特別会員四種外務員資格試験の合格者又は本協会の新任外務員課程研修の修了者</p>	<p>1 一種外務員 <u>証券外務員等資格試験規則</u>(以下「<u>試験規則</u>」という。)による一種外務員資格試験の合格者</p> <p>2 信用取引外務員 試験規則による信用取引外務員資格試験(<u>平成18年4月1日施行前の試験規則に基づくもの</u>)の合格者</p> <p>3 二種外務員 試験規則による二種外務員資格試験の合格者又は本協会の新任外務員課程研修の修了者</p> <p>4 特別会員一種外務員 試験規則による一種外務員資格試験又は特別会員一種外務員資格試験の合格者</p> <p>5 特別会員二種外務員 試験規則による二種外務員資格試験若しくは特別会員二種外務員資格試験の合格者又は本協会の新任外務員課程研修の修了者</p> <p>6 特別会員四種外務員 試験規則による一種外務員資格試験、二種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験、特別会員二種外務員資格試験若しくは特別会員四種外務員資格試験の合格者又は本協会の新任外務員課程研修の修了者</p>
<p>(資格外の外務員の職務の禁止)</p> <p>第5条 協会員は、その役員又は従業員のうち、前条各号に掲げる要件を具備した者でなければ、<u>第2条第2号から第7号までに規定する外務員の職務</u>を行わせてはならない。</p>	<p>(資格外の外務行為の禁止)</p> <p>第5条 協会員は、その役員又は従業員のうち、前条各号に掲げる要件を具備した者でなければ、<u>第2条各号に規定する外務員の外務行為</u>を行わせてはならない。</p>
<p>(外務員資格の取消し、停止処分)</p> <p>第6条 本協会は、「<u>協会員の従業員に関する規則</u>」(以下「<u>従業員規則</u>」という。)第11条の規定により協会員から提出のあった事故顛末報告書を審査した結果、外務員(外務員であった者を含む。以下この条において同じ。)が<u>金商法第64条の5第1項の規定による外務員の登録に関する処分</u>に相当する場合と認めるときは、その外務員の第4条に規定する外務員資格を取り消し(以下この条において「<u>外務員資格取消処分</u>」という。)又は2年以内の期間を定めてその外務員資格の効力を停止(以下この条において「<u>外務員資格停止処分</u>」という。)する。</p> <p>2 本協会は、前項又は「<u>金融商品仲介業者に関する規則</u>」(以下「<u>金融商品仲介業規則</u>」という。)第29条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その外</p>	<p>(外務員資格の取消し、停止処分)</p> <p>第6条 本協会は、「<u>証券従業員に関する規則</u>」(<u>公正慣習規則第8号</u>)(以下「<u>従業員規則</u>」という。)第13条の規定により協会員から提出のあった事故顛末報告書を審査した結果、外務員(外務員であった者を含む。以下この条において同じ。)が<u>証取法第64条の5第1項の規定による外務員の登録に関する処分</u>に相当する場合と認めるときは、その外務員の第4条に規定する外務員資格を取り消し(以下この条において「<u>外務員資格取消処分</u>」という。)又は2年以内の期間を定めてその外務員資格の効力を停止(以下この条において「<u>外務員資格停止処分</u>」という。)する。</p> <p>2 本協会は、前項又は「<u>証券仲介業者に関する規則</u>」(<u>公正慣習規則第16号</u>。以下「<u>証券仲介業規則</u>」という。)第29条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなつたと</p>

新	旧
<p>務員の外務員資格を取り消す。</p> <p>1 1月を超える期間の外務員資格停止処分を受けた者が、その決定を受けた日から5年以内に、再度その外務員資格の効力の停止期間が1月を超える外務員資格停止処分に相当する事由が生じたとき。</p> <p>2 外務員資格停止処分を受けた者が、その決定を受けた日から5年以内に、再度外務員資格停止処分を受け、かつ、当該期間中にさらに外務員資格停止処分に相当する事由が生じたとき。</p> <p>3 本協会は、前2項の規定により外務員資格取消処分、又は外務員資格停止処分をしたときは、遅滞なく、その旨を第1項に掲げる協会員に通知する。<u>この場合において、当該外務員が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等（金商法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。）とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者（金融商品仲介業規則第4条第3号に規定する個人金融商品仲介業者をいう。）となっているときは、当該協会員及び当該他の協会員に通知する。</u></p> <p>4 協会員は、第1項若しくは第2項又は金融商品仲介業規則第29条第1項若しくは第2項の規定により外務員資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、当該外務員に外務員の職務を行わせてはならない。ただし、第6項又は金融商品仲介業規則第29条第8項において準用する従業員規則第15条第1項の規定により外務員資格取消処分の取扱いを解除された者については、この限りでない。</p> <p>5 協会員は、第1項又は金融商品仲介業規則第29条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者について、その外務員資格の効力の停止期間中は、当該外務員に外務員の職務を行わせてはならない。ただし、第6項又は金融商品仲介業規則第29条第8項において準用する従業員規則第15条第1項の規定により外務員資格停止処分の取扱いを解除された者については、この限りでない。</p> <p>6 従業員規則第13条から第15条までの規定は、第1項又は第2項の規定により外務員資格取消処分を受けた者及び外務員資格停止処分を受けた者について準用する。</p>	<p>きは、その外務員の外務員資格を取り消す。</p> <p>1 1月を超える期間の外務員資格停止処分を受けた者が、その決定を受けた日から5年以内に、再度その外務員資格の効力の停止期間が1月を超える外務員資格停止処分を受けることとなったとき</p> <p>2 外務員資格停止処分を受けた者が、その決定を受けた日から5年以内に、再度外務員資格停止処分を受け、かつ、当該期間中にさらに外務員資格停止処分を受けることとなったとき</p> <p>3 本協会は、前2項の規定により外務員資格取消処分、又は外務員資格停止処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該協会員に通知する。</p> <p>4 協会員は、第1項若しくは第2項又は証券仲介業規則第29条第1項若しくは第2項の規定により外務員資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、当該外務員に外務行為を行わせてはならない。ただし、第6項又は証券仲介業規則第29条第8項において準用する従業員規則第17条第1項の規定により外務員資格取消処分の取扱いを解除された者については、この限りでない。</p> <p>5 協会員は、第1項又は証券仲介業規則第29条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者について、その外務員資格の効力の停止期間中は、当該外務員に外務行為を行わせてはならない。ただし、第6項又は証券仲介業規則第29条第8項において準用する従業員規則第17条第1項の規定により外務員資格停止処分の取扱いを解除された者については、この限りでない。</p> <p>6 従業員規則第15条から第17条までの規定は、第1項又は第2項の規定により外務員資格取消処分を受けた者及び外務員資格停止処分を受けた者について準用する。</p>

新	旧
<p>第 3 章 外務員の登録手続き、処分等 (外務員の登録申請)</p> <p>第 7 条 協会員は、第 3 条第 1 項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>1 登録の申請を行う協会員（以下「登録申請協会員」という。）の商号又は名称及びその代表者の氏名</p> <p>2 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名、生年月日及び性別</p> <p>ロ 役員又は従業員の別及び従業員にあっては雇用の形態</p> <p>ハ 外務員の種類、外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日</p> <p>ニ <u>外務員の職務（金融商品仲介業規則第 2 条第 7 号に規定する外務員の職務を含む。）を行ったことの有無並びに当該外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者（金商法第 2 条第 9 項に掲げる金融商品取引業者をいう。）登録金融機関（金商法第 2 条第 11 項に掲げる登録金融機関をいう。）又は金融商品仲介業者（金商法第 2 条第 12 項に掲げる金融商品仲介業者をいう。）の商号、名称又は氏名及びその行った期間</u></p> <p>ホ <u>金融商品仲介業（金商法第 2 条第 11 項に掲げる金融商品仲介業をいう。）を行ったことの有無及び金融商品仲介業を行ったことのある者については、その行った期間</u></p> <p>ハ <u>金融商品取引業（金商法第 2 条第 8 項に掲げる金融商品取引業をいう。）を行ったことの有無及び金融商品取引業を行ったことのある者については、その行った期間</u></p> <p>2 前項第 2 号八の「外務員の種類」とは、第 2 条に規定する「一種外務員」、「信用取引外務員」、「二種外務員」、「特別会員一種外務員」、「特別会員二種外務員」又は「特別会員四種外務員」の別をいう。</p> <p>3 第 1 項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその他細則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>4 第 1 項の登録申請手続きについて、必要な事項は、細則で定める。</p>	<p>第 3 章 外務員の登録手続き、処分等 (外務員の登録申請)</p> <p>第 7 条 協会員は、第 3 条第 1 項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>1 登録の申請を行う協会員（以下「登録申請協会員」という。）の商号及びその代表者の氏名</p> <p>2 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名、生年月日及び性別</p> <p>ロ 役員又は従業員の別及び従業員にあっては雇用の形態</p> <p>ハ 外務員の種類、外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日</p> <p>ニ <u>外務員（証券仲介業規則第 2 条第 6 号に規定する外務員を含む。）の職務を行ったことの有無並びに当該外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた証券会社、外国証券会社、登録金融機関（協会員以外のものを含む。第 9 条第 1 項第 3 号において同じ。）又は証券仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間</u></p> <p>ホ <u>証券仲介業を営んだことの有無及び証券仲介業を営んだことのある者については、その営んだ期間</u></p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>2 前項第 2 号八の「外務員の種類」とは、第 2 条に規定する「一種外務員」、「信用取引外務員」、「二種外務員」、「特別会員一種外務員」、「特別会員二種外務員」又は「特別会員四種外務員」の別をいう。</p> <p>3 第 1 項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその他細則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>4 第 1 項の登録申請手続きについて、必要な事項は、細則で定める。</p>

新	旧
<p>(特定店頭デリバティブ取引等に係る特例) 第7条の2 <u>協会員は、その役員又は従業員に、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせようとする場合には、前条に規定する登録申請書の提出までに、当該登録を受けようとする役員又は従業員に、会員にあっては第4条第1号から第3号まで、特別会員及び店頭デリバティブ取引会員にあっては同条各号に掲げる要件のいずれかを具備させるとともに、本協会が指定する方法により社内研修を受講させその結果を本協会に報告しなければならない。</u></p> <p>(登録及び登録通知) 第8条 本協会は、協会員から前条第1項の規定による登録の申請があった場合においては、次条第1項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに第3条第1項に定める事項を登録原簿に登録する。 2 本協会は、前項の規定により登録をした場合は、遅滞なく、書面によりその旨を登録申請協会員に通知する。</p> <p>(登録の拒否) 第9条 本協会は、登録申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類につき虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否する。 1 <u>金商法第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げる者</u> 2 <u>金商法第64条の5第1項の規定又はこの規則第11条第1項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者</u> 3 <u>登録申請協会員以外の金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者に所属する外務員として登録されている者</u> 4 <u>金商法第66条の規定により金融商品仲介業者として登録されている者</u> 2 本協会は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、細則に定めるところにより、当該登録申請協会員に通知し、審問を行う。 3 本協会は、前項の規定による審問の結果、登録を拒否したときは、遅滞なく、書面によりその旨を登録申請協会員に通知する。</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(登録及び登録通知) 第8条 本協会は、協会員から前条第1項の規定による登録の申請があった場合においては、次条第1項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに第3条第1項に定める事項を登録原簿に登録するものとする。 2 本協会は、前項の規定により登録をした場合は、遅滞なく、書面によりその旨を登録申請協会員に通知するものとする。</p> <p>(登録の拒否) 第9条 本協会は、登録申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類につき虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。 1 <u>証取法第28条の4第1項第9号イからトまでに掲げる者</u> 2 <u>証取法第64条の5第1項の規定又はこの規則第11条第1項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者</u> 3 <u>登録申請協会員以外の証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者に所属する外務員として登録されている者</u> 4 <u>証取法第66条の2の規定により証券仲介業者として登録されている者</u> 2 本協会は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、細則に定めるところにより、当該登録申請協会員に通知し、審問を行うものとする。 3 本協会は、前項の規定による審問の結果、登録を拒否したときは、遅滞なく、書面によりその旨を登録申請協会員に通知するものとする。</p>

新	旧
<p>(登録事項の変更等届出)</p> <p>第 10 条 協会員は、第 8 条第 1 項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、所定の様式によりその旨を本協会に届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 7 条第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項に変更があったとき。 2 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからトの規定に該当することとなったとき。 3 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったとき。 <p>2 前項第 3 号の規定により届出を行おうとする協会員は、当該届出に係る外務員に従業員規則第 9 条に規定する事故がある場合には、当該届出の前に同規則第 10 条第 1 項に規定する事故顛末報告書を提出しなければならない。</p>	<p>(登録事項の変更等届出)</p> <p>第 10 条 協会員は、第 8 条第 1 項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、所定の様式によりその旨を本協会に届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 7 条第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項に変更があったとき。 2 証取法第 28 条の 4 第 1 項第 9 号イからトの規定に該当することとなったとき。 3 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったとき。 <p>2 前項第 3 号の規定により届出を行おうとする協会員は、当該届出に係る外務員に従業員規則第 11 条に規定する証券事故がある場合には、当該届出の前に同規則第 12 条第 1 項に規定する事故顛末報告書を提出しなければならない。</p>
<p>(外務員についての処分)</p> <p>第 11 条 本協会は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その登録を取り消し、又は 2 年以内の期間を定めて外務員の職務の停止の処分を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、又は登録の当時第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。 2 協会の行う金融商品取引業（定款第 5 条各号に掲げる会員、店頭デリバティブ取引会員又は特別会員の業務をいう。）のうち外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。 3 過去 5 年間に第 14 条第 1 項第 3 号の規定により登録を抹消された場合において、当該登録を受けていた間の行為（当該過去 5 年間の行為に限る。）が前号に該当していたことが判明したとき。 <p>2 本協会は、前項の規定による処分をしようとするときは、細則に定めるところにより、当該外務員の所属する協会員に通知し、聴聞を行う。</p> <p>3 本協会は、前項の規定による聴聞の結果、当該外務員について処分を行ったときは、遅</p>	<p>(外務員についての処分)</p> <p>第 11 条 本協会は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その登録を取り消し、又は 2 年以内の期間を定めて外務員の職務の停止の処分を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 証取法第 28 条の 4 第 1 項第 9 号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、又は登録の当時第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当していたことが発見されたとき。 2 証券業（特別会員にあっては、登録等証券業務をいう。）又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。 3 過去 5 年間に第 14 条第 1 項第 3 号の規定により登録を抹消された場合において、当該登録を受けていた間の行為（当該過去 5 年間の行為に限る。）が前号に該当していたことが判明したとき。 <p>2 本協会は、前項の規定による処分をしようとするときは、細則に定めるところにより、当該外務員の所属する協会員に通知し、聴聞を行うものとする。</p> <p>3 本協会は、前項の規定による聴聞の結果、当該外務員について処分を行ったときは、遅</p>

新	旧
<p>滞なく、書面にその理由を記載のうえ、当該外務員の所属する協会員に通知する。</p> <p>(外務員についての処分内容の公表) 第 12 条 本協会は、前条第 3 項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公表対象 証券取引等監視委員会が、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、勧告を行ったもの 2 公表内容 <u>処分の対象となる行為があった協会員名、営業所又は事務所の名称、役職名、当該行為の概要及び処分内容</u> <p>(処分者に対する研修) 第 13 条 協会員は、第 6 条第 1 項の規定により外務員資格停止処分を受けた者又は第 11 条第 1 項の規定により外務員の職務の停止の処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修（以下「指定研修」という。）を受講させなければならない。</p> <p>(登録の抹消) 第 14 条 本協会は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 11 条第 1 項の規定により外務員の登録を取り消したとき。 2 <u>外務員の所属する協会員が定款第 12 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 32 条第 2 項に掲げる場合に該当したとき。</u> 3 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなった事実が確認されたとき。 <p>2 本協会は、前項第 2 号又は第 3 号の規定により外務員の登録を抹消したときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該外務員の所属する協会員に通知する。</p> <p>(登録事務に関する届出) 第 15 条 本協会は、第 8 条第 1 項の規定による登録、第 10 条の規定による届出に係る登録の変更、第 11 条第 1 項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による</p>	<p>滞なく、書面にその理由を記載のうえ、当該外務員の所属する協会員に通知する<u>ものとする。</u></p> <p>(外務員についての処分内容の公表) 第 12 条 本協会は、前条第 3 項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表する<u>ものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公表対象 証券取引等監視委員会が、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、勧告を行ったもの 2 公表内容 <u>所属する協会員名、所属する営業所又は事務所の名称、役職名、法令等違反行為の概要及び処分内容</u> <p>(処分者に対する研修) 第 13 条 協会員は、第 6 条第 1 項の規定により外務員資格停止処分を受けた者又は第 11 条第 1 項の規定により外務員の職務の停止の処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修（以下「指定研修」という。）を受講させなければならない。</p> <p>(登録の抹消) 第 14 条 本協会は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 11 条第 1 項の規定により外務員の登録を取り消したとき。 2 <u>外務員の所属する協会員が解散し又は証券業（特別会員にあっては、証取法第 65 条の 2 第 1 項の登録に係る業務をいう。）を廃止したとき。</u> 3 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなった事実が確認されたとき。 <p>2 本協会は、前項第 2 号又は第 3 号の規定により外務員の登録を抹消したときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該外務員の所属する協会員に通知する<u>ものとする。</u></p> <p>(登録事務に関する届出) 第 15 条 本協会は、第 8 条第 1 項の規定による登録、第 10 条の規定による届出に係る登録の変更、第 11 条第 1 項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による</p>

新	旧
<p>登録の抹消をした場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を当該外務員の所属する協会の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、<u>国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては、関東財務局長</u>）に対して提出する。</p>	<p>登録の抹消をした場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を当該外務員の所属する協会の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、<u>福岡財務支局長</u>）に対して提出するものとする。</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1 当該外務員の所属する協会の商号又は名称 2 当該外務員の氏名及び生年月日 3 処理した登録事務の内容及び処理した年月日 4 前号に掲げる登録事務の内容が職務の停止の処分又は登録の抹消である場合には、その理由 	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該外務員の所属する協会の商号又は名称 2 当該外務員の氏名及び生年月日 3 処理した登録事務の内容及び処理した年月日 4 前号に掲げる登録事務の内容が職務の停止の処分又は登録の抹消である場合には、その理由
<p>（登録手数料の納付） 第 16 条 協会員は、第 7 条第 1 項の規定により、外務員の登録を受けようとするときは、<u>金融商品取引業等に関する内閣府令第256条</u>に定める登録手数料を本協会に納めなければならない。</p>	<p>（登録手数料の納付） 第 16 条 協会員は、第 7 条第 1 項の規定により、外務員の登録を受けようとするときは、<u>「証券会社に関する内閣府令」第59条</u>に定める登録手数料を本協会に納めなければならない。</p>
<ol style="list-style-type: none"> 2 前項の登録手数料は、原則として登録申請書を提出する際に、現金により納めるものとする。 	<ol style="list-style-type: none"> 2 前項の登録手数料は、原則として登録申請書を提出する際に、現金により納めるものとする。
<p>（登録申請書等の様式） 第 17 条 この規則に規定する登録申請書その他の書類は、<u>細則</u>に定める様式によるものとする。</p>	<p>（登録申請書等の様式） 第 17 条 この規則に規定する登録申請書その他の書類は、<u>「細則」</u>に定める様式によるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 外務員の研修 （外務員資格更新研修の受講等） 第 18 条 会員は、登録を受けている外務員について、その登録を受けた日（以下「外務員登録日」という。）を基準として5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内に、本協会の外務員資格更新研修（以下「資格更新研修」という。）を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会員は、外務員の登録を受けていない者について、新たに外務員の登録を受けたときは、外務員登録日後180日以内に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りでない。 3 本協会は、第 1 項又は第 2 項に定める期間 	<p style="text-align: center;">第 4 章 外務員の研修 （外務員資格更新研修の受講等） 第 18 条 会員は、<u>現に外務員の登録を受けている者</u>について、その登録を受けた日（以下「外務員登録日」という。）を基準として5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内に、本協会の外務員資格更新研修（以下「資格更新研修」という。）を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会員は、外務員の登録を受けていない者について、新たに外務員の登録を受けたときは、外務員登録日後180日以内に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りでない。 3 本協会は、第 1 項又は第 2 項に定める期間

新	旧
<p>内に資格更新研修を修了しなかった者について、当該期間の最終日（以下、この条において「受講義務期限」という。）の翌日よりその外務員資格の効力を停止し、その所属する会員に対しその旨を通知する。</p> <p>4 会員は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、その外務員資格の効力の停止が解除されるまでの間は、<u>外務員の職務を行わせてはならない。</u></p> <p>5 会員は、受講義務期限までに資格更新研修を修了しなかった者について、その翌日より180日までの間（以下、この条において「猶予期間」という。）に、資格更新研修を受講させることができる。</p> <p>6 本協会は、前項の規定により資格更新研修を修了した者について、その修了日より外務員資格の効力の停止を解除し、その所属する会員に対しその旨を通知する。</p> <p>7 本協会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者（猶予期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。）について、外務員資格を取り消し、その所属する会員に対しその旨を通知する。</p>	<p>内に資格更新研修を修了しなかった者について、当該期間の最終日（以下「受講義務期限」という。）の翌日よりその外務員資格の効力を停止し、その所属する会員に対しその旨を通知する。</p> <p>4 会員は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、その外務員資格の効力の停止が解除されるまでの間は、<u>外務行為を行わせてはならない。</u></p> <p>5 会員は、受講義務期限までに資格更新研修を修了しなかった者について、その翌日より180日までの間（以下「猶予期間」という。）に、資格更新研修を受講させることができる。</p> <p>6 本協会は、前項の規定により資格更新研修を修了した者について、その修了日より外務員資格の効力の停止を解除し、その所属する会員に対しその旨を通知する。</p> <p>7 本協会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者（猶予期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。）について、外務員資格を取り消し、その所属する会員に対しその旨を通知する。</p>
<p>（特別会員の外務員資格更新研修） 第 18 条の 2 特別会員（登録金融機関金融商品仲介行為を行う特別会員に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、登録を受けている外務員で登録金融機関金融商品仲介行為に従事する者について、外務員登録日を基準として5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りでない。</p> <p>2 特別会員は、登録を受けている外務員について、新たに登録金融機関金融商品仲介行為に従事させたときは、当該従事させた日後180日以内に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りでない。</p> <p>3 本協会は、第1項又は第2項に定める期間内に資格更新研修を修了しなかった者について、当該期間の最終日（以下、この条において「受講義務期限」という。）の翌日よりその外務員資格（第4条第1号から第3号までに規定する外務員資格をいう。以下この条において同じ。）の効力を停止し、その所属す</p>	<p>（特別会員の外務員資格更新研修） 第 18 条の 2 特別会員（証券仲介業務を行う特別会員に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、現に外務員の登録を受けている者（次項及び第19条において「登録外務員」という。）で証券仲介業務に従事する者について、<u>その登録を受けた日（この条において「外務員登録日」という。）</u>を基準として5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りでない。</p> <p>2 特別会員は、登録外務員について、新たに証券仲介業務に従事させたときは、当該従事させた日後180日以内に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りでない。</p> <p>3 本協会は、第1項又は第2項に定める期間内に資格更新研修を修了しなかった者について、当該期間の最終日（この条において「受講義務期限」という。）の翌日よりその外務員資格（第4条第1号から第3号までに規定する外務員資格をいう。以下この条において同じ。）の効力を停止し、その所属する特別</p>

新	旧
<p>る特別会員に対しその旨を通知する。</p> <p>4 特別会員は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、その外務員資格の効力の停止が解除されるまでの間は、<u>外務員の職務</u>を行わせてはならない。</p> <p>5 特別会員は、受講義務期限までに資格更新研修を修了しなかった者について、その翌日より180日までの間（以下、この条において「猶予期間」という。）に、資格更新研修を受講させることができる。</p> <p>6 本協会は、前項の規定により資格更新研修を修了した者について、その修了日より外務員資格の効力の停止を解除し、その所属する特別会員に対しその旨を通知する。</p> <p>7 本協会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者（猶予期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。）について、外務員資格を取り消し、その所属する特別会員に対しその旨を通知する。</p> <p>8 特別会員は、<u>登録金融機関金融商品仲介行為</u>に従事する登録を受けている外務員について、当該外務員の氏名及び登録金融機関金融商品仲介行為の従事日その他の事項を本協会が別に定めるところにより本協会に届け出なければならない。</p>	<p>会員に対しその旨を通知する。</p> <p>4 特別会員は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、その外務員資格の効力の停止が解除されるまでの間は、<u>外務行為</u>を行わせてはならない。</p> <p>5 特別会員は、受講義務期限までに資格更新研修を修了しなかった者について、その翌日より180日までの間（この条において「猶予期間」という。）に、資格更新研修を受講させることができる。</p> <p>6 本協会は、前項の規定により資格更新研修を修了した者について、その修了日より外務員資格の効力の停止を解除し、その所属する特別会員に対しその旨を通知する。</p> <p>7 本協会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者（猶予期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。）について、外務員資格を取り消し、その所属する特別会員に対しその旨を通知する。</p> <p>8 特別会員は、<u>証券仲介業務</u>に従事する登録外務員について、当該外務員の氏名及び証券仲介業務の従事日その他の事項を本協会が別に定めるところにより本協会に届け出なければならない。</p>
<p>(一般開放試験合格者の外務員資格更新研修)</p> <p>第 18 条の 3 会員は、役員又は従業員のうち試験規則第 13 条により受験し合格した者（過去において外務員の登録又は金融商品仲介業規則第 4 条第 3 号に規定する個人金融商品仲介業者の登録を行っており、かつ、本協会規則により外務員資格を取り消されたことがない者を除く。次項において同じ。）について、合格の日から 2 年を経過した日以降に、外務員の登録を初めて受けようとするときは、当該登録を受けようとする日前に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、試験規則第 13 条により受験し合格した者が、当該合格の日以降、当該登録を受けようとする日前に、次の各号に掲げる試験に合格した者である場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 試験規則による一種外務員資格試験 2 試験規則による会員内部管理責任者資格試験 3 平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による信用取引外務員資格試験 4 平成 18 年 4 月 1 日施行の改正前の「証 	<p>(一般開放試験合格者の外務員資格更新研修)</p> <p>第 18 条の 3 会員は、役員又は従業員のうち試験規則第 23 条により受験し合格した者（過去において外務員の登録又は個人証券仲介業者の登録を行っており、かつ、本協会規則により外務員資格を取り消されたことがない者を除く。次項において同じ。）について、合格の日から 2 年を経過した日以降に、外務員の登録を初めて受けようとするときは、当該登録を受けようとする日前に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、試験規則第 23 条により受験し合格した者が、当該合格の日以降、当該登録を受けようとする日前に、次の各号に掲げる試験に合格した者である場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 試験規則による一種外務員資格試験 2 試験規則による会員内部管理責任者資格試験 3 平成 18 年 4 月 1 日施行の改正前の試験規則による信用取引外務員資格試験 4 平成 18 年 4 月 1 日施行の改正前の試験

新	旧
<p>券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験</p> <p>2 特別会員は、役員又は従業員のうち試験規則第 13 条により受験し合格した者について、合格の日から 2 年を経過した日以降に、登録金融機関金融商品仲介行為に従事させるために外務員の登録を初めて受けようとするときは、当該登録を受けようとする日前に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、試験規則第 13 条により受験し合格した者が、当該合格の日以降、当該登録を受けようとする日前に、前項各号に掲げる試験に合格した者である場合は、この限りでない。</p> <p>3 第 1 項又は第 2 項の資格更新研修の受講がなされた場合であっても、協会員は、当該受講者について、第 18 条又は第 18 条の 2 に定めるところに従って、資格更新研修を受講させなければならない。</p> <p>(特別会員の外務員再研修)</p> <p>第 19 条 特別会員は、登録を受けている外務員（登録金融機関金融商品仲介行為に従事する者を除く。）について、外務員資格取得後 3 年目の年ごとに本協会が指定する営業員再研修（以下「再研修」という。）を受講させなければならない。ただし、次の各号に掲げる者を除く。</p> <p>1 金商法第 33 条第 2 項第 1 号に掲げる業務（有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係る業務を除く。）又は同項第 2 号から第 4 号に掲げる有価証券の私募の取扱い業務に専従する者</p> <p>2 再研修を受講させなければならないこととなる年又はその年前 2 年以内に再研修又は資格更新研修を受講した者</p> <p>3 再研修を受講させなければならないこととなる年又はその年前 2 年以内に以下の資格試験に合格した者</p> <p>イ 試験規則第 3 条各号による資格試験</p> <p>ロ 平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による信用取引外務員資格試験</p> <p>ハ 平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験</p> <p>ニ 平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験</p>	<p>規則による会員営業責任者資格試験</p> <p>2 特別会員は、役員又は従業員のうち試験規則第 23 条により受験し合格した者について、合格の日から 2 年を経過した日以降に、証券仲介業務に従事させるために外務員の登録を初めて受けようとするときは、当該登録を受けようとする日前に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、試験規則第 23 条により受験し合格した者が、当該合格の日以降、当該登録を受けようとする日前に、前項各号に掲げる試験に合格した者である場合は、この限りでない。</p> <p>3 第 1 項又は第 2 項の資格更新研修の受講がなされた場合であっても、協会員は、当該受講者について、第 18 条又は第 18 条の 2 に定めるところに従って、資格更新研修を受講させなければならない。</p> <p>(特別会員の外務員再研修)</p> <p>第 19 条 特別会員は、登録外務員（証券仲介業務に従事する者を除く。）について、外務員資格取得後 3 年目の年ごとに本協会が指定する営業員再研修（以下「再研修」という。）を受講させなければならない。ただし、次の各号に掲げる者を除く。</p> <p>1 証取法第 65 条第 2 項第 1 号に掲げる業務（国債証券等の有価証券先物取引及び選択権付債券売買取引に係る業務を除く。）又は同項第 2 号から第 4 号に掲げる有価証券の私募の取扱い業務に専従する者</p> <p>2 再研修を受講させなければならないこととなる年又はその年前 2 年以内に再研修又は資格更新研修を受講した者</p> <p>3 再研修を受講させなければならないこととなる年又はその年前 2 年以内に以下の資格試験に合格した者</p> <p>イ 試験規則第 12 条各号による資格試験</p> <p>ロ 平成 18 年 4 月 1 日施行の改正前の試験規則による信用取引外務員資格試験</p> <p>ハ 平成 18 年 4 月 1 日施行の改正前の試験規則による会員営業責任者資格試験</p> <p>ニ 平成 18 年 4 月 1 日施行の改正前の試験規則による特別会員営業責任者資格試験</p>

新	旧
<p>2 特別会員は、その役員又は従業員（登録金融機関金融商品仲介行為に従事する者及び前項各号に該当する者を除く。）について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、当該者に再研修を受講させなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外務員登録を受けるとき。 2 前項第1号に規定する者に同号に掲げる業務以外の業務に係る<u>外務員の職務</u>を行わせるとき。 <p>（社内研修の受講） 第20条 会員及び特別会員（特別会員にあつては、<u>登録金融機関金融商品仲介行為を行う特別会員に限る。</u>）は、<u>登録を受けている外務員</u>（特別会員にあつては、<u>登録を受けている外務員</u>で<u>登録金融機関金融商品仲介行為に従事する者に限る。</u>）について、資格更新研修とは別に、毎年、外務員の資質の向上のための社内研修を受講させなければならない。</p>	<p>2 特別会員は、その役員又は従業員（<u>証券仲介業務に従事する者及び前項各号に該当する者を除く。</u>）について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、当該者に再研修を受講させなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外務員登録を受けるとき 2 前項第1号に規定する者に同号に掲げる業務以外の業務に係る<u>外務行為</u>を行わせるとき <p>（社内研修の受講） 第20条 <u>協会員</u>（特別会員にあつては、<u>証券仲介業務を行う特別会員に限る。</u>）は、<u>外務員の登録を受けている者</u>（特別会員にあつては、<u>外務員の登録を受けている者</u>で<u>証券仲介業務に従事する者に限る。</u>）について、資格更新研修とは別に、毎年、外務員の資質の向上のための社内研修を受講させなければならない。</p>
<p>付 則</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1 この改正は、平成19年9月30日から施行する。 2 協会員は、この改正の施行の日から起算して1年を経過する日までに、第4条各号に規定する要件のいずれかを具備し、第3条に規定する外務員登録を受けている役員又は従業員に、当分の間、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる。ただし、その場合にあつては、この改正の施行の日から起算して1年を経過する日までの間（以下、この付則において「猶予期間」という。）（その者に当該特定店頭デリバティブ取引等に係る職務を行わせる日（猶予期間に限る。）から3か月を経過する日が猶予期間後となる場合は、当該3か月を経過する日までの間。）に第7条の2の規定による社内研修を受講させその結果を本協会に報告しなければならない。 3 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号。以下、この付則において「改正法」という。）附則第18条に規定するみなし登録第一種業者又は同法附則第54条に規定するみなし登録金融機関（以下、この付則において「みなし登録業者」という。）である協会員は、猶予期間に、第3条第2項の規定にかかわらず、新金融商品取引法（改 	

新	旧
<p>正法附則第 14 条に規定する新金融商品取引法をいう。以下同じ。) 第 64 条第 1 項の規定により登録を受けた外務員以外の者に特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる。その者につき猶予期間内に第 7 条の登録の申請をした場合において、当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受けるまでの間も、同様とする。</p> <p>4 前項の協会員は、猶予期間に、前項の規定により外務員の職務を行わせる役員又は従業員に、会員にあっては第 4 条第 1 号から第 3 号まで、特別会員及び店頭デリバティブ取引会員にあっては同条各号に掲げる要件のいずれかを具備させるとともに、第 7 条の 2 の規定による社内研修を受講させその結果を本協会に報告しなければならない。</p> <p>5 この改正の施行の日以後に新金融商品取引法第 29 条の金融商品取引業に係る登録又は同法第 33 条の 2 の登録金融機関業務に係る登録を受けた者が本協会に加入する場合であって、猶予期間に、その役員又は従業員に特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせようとするときは、第 7 条の 2 の規定にかかわらず、第 7 条の登録の申請を行うことができる。</p> <p>6 前項の協会員は、猶予期間に、前項の規定により外務員の職務を行わせる役員又は従業員に、会員にあっては第 4 条第 1 号から第 3 号まで、特別会員及び店頭デリバティブ取引会員にあっては同条各号に掲げる要件のいずれかを具備させるとともに、第 7 条の 2 の規定による社内研修を受講させその結果を本協会に報告しなければならない。</p>	

**『「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に
 関する細則」の一部改正について**

平成19年9月18日
 (下線部分変更)

新	旧
<p>(目的) 第1条 この細則は、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(二種外務員の信用取引に係る外務行為) 第2条 規則第2条第4号に規定する細則で定めるものは、<u>信用取引等(信用取引及び発行日取引をいう。)</u>に係るもので、所属協会の一種外務員又は信用取引外務員が同行(営業所又は事務所内においては、一種外務員又は信用取引外務員が二種外務員の営業活動について確認した場合を含む。)して注文を受託するものとする。</p> <p>(登録原簿の記載事項) 第3条 規則第3条第1項に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。 1 登録申請協会の商号又は名称 2 外務員についての次に掲げる事項 イ 氏名、生年月日及び性別 ロ 役員又は従業員の別及び従業員にあっては雇用の形態 ハ 外務員の種類、外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日 ニ <u>外務員の職務(「金融商品仲介業者に関する規則」第2条第7号に規定する外務員の職務を含む。)</u>を行ったことの有無並びに当該外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者、登録金融機関(協会員以外のものを含む。)又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間 ホ <u>金融商品取引法(以下「金商法」という。)</u>第64条の5第1項の規定又は規則第11条第1項の規定により外務員の職務の停止の処分が行われたときは、その処分の日、理由及び期間 ヘ <u>金融商品仲介業を行ったことの有無及び金融商品仲介業を行ったことのある者については、その行った期間</u></p>	<p>(目的) 第1条 この細則は、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(二種外務員の信用取引に係る外務行為) 第2条 規則第2条第4号に規定する細則で定めるものは、<u>信用取引(発行日取引を含む。)</u>に係るもので、所属協会の一種外務員又は信用取引外務員が同行(営業所又は事務所内においては、一種外務員又は信用取引外務員が二種外務員の営業活動について確認した場合を含む。)して注文を受託するものとする。</p> <p>(登録原簿の記載事項) 第3条 規則第3条第1項に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。 1 登録申請協会の商号 2 外務員についての次に掲げる事項 イ 氏名、生年月日及び性別 ロ 役員又は従業員の別及び従業員にあっては雇用の形態 ハ 外務員の種類、外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日 ニ 外務員(<u>証券仲介業者に関する規則</u>第2条第6号に規定する外務員を含む。)<u>の職務</u>を行ったことの有無並びに当該外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた証券会社、外国証券会社、登録金融機関(協会員以外のものを含む。)又は証券仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間 ホ <u>証取法</u>第64条の5第1項の規定又は規則第11条第1項の規定により外務員の職務の停止の処分が行われたときは、その処分の日、理由及び期間 ヘ <u>証券仲介業を営んだことの有無及び証券仲介業を営んだことのある者については、その営んだ期間</u></p>

新	旧
<p>(会員及び店頭デリバティブ取引会員の登録申請等の手続き) 第 4 条 規則第 7 条第 1 項に規定する登録申請書の申請者は、<u>会員にあっては会員代表者、店頭デリバティブ取引会員にあっては店頭デリバティブ取引会員代表者とする。</u></p> <p>(特別会員の登録申請等の手続き) 第 5 条 特別会員は、登録申請等は、その特別会員の組織する団体（定款第 34 条に規定する団体をいう。）を経由して行わなければならない。ただし、定款第 34 条に規定する団体に所属しない特別会員にあっては、当該登録申請等は本協会に対し行わなければならない。 2 規則第 7 条第 1 項に規定する登録申請書の申請者は、特別会員代表者とする。ただし、本部組織における部署（以下「本部部署」という。）の長が、外務員の登録事務に関し、当該特別会員を代表する者である旨の特別会員代表者の委任状をあらかじめ本協会に提出したときは、登録申請者は、当該本部部署の長とすることができる。</p> <p>(登録申請書の添付書類) 第 6 条 規則第 7 条第 3 項に規定する細則で定める書類は、登録申請に係る外務員が<u>金商法第 64 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当しない者であることを当該外務員及び登録申請を行った協会員が誓約する書面とする。</u></p> <p>(審問等の手続き) 第 7 条 本協会は、規則第 9 条第 2 項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、<u>会員代表者、特別会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員代表者に通知する。</u> 2 本協会は、規則第 11 条第 2 項の規定により聴聞を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書面により、<u>会員代表者、特別会員代表者又は店頭デリバティブ会員代表者に通知する。</u></p>	<p>(会員の登録申請等の手続き) 第 4 条 規則第 7 条第 1 項に規定する登録申請書の申請者は、<u>会員代表者とする。</u></p> <p>(特別会員の登録申請等の手続き) 第 5 条 特別会員は、登録申請等は、その特別会員の組織する団体（定款第 30 条に規定する団体をいう。）を経由して行うものとする。ただし、定款第 30 条に規定する団体に所属しない特別会員にあっては、当該登録申請等は本協会に対し行うものとする。 2 規則第 7 条第 1 項に規定する登録申請書の申請者は、特別会員代表者とする。ただし、本部組織における部署（以下「本部部署」という。）の長が、外務員の登録事務に関し、当該特別会員を代表する者である旨の特別会員代表者の委任状をあらかじめ本協会に提出したときは、登録申請者は、当該本部部署の長とすることができる。</p> <p>(登録申請書の添付書類) 第 6 条 規則第 7 条第 3 項に規定する細則で定める書類は、登録申請に係る外務員が<u>証取法第 64 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当しない者であることを当該外務員及び登録申請を行った協会員が誓約する書面とする。</u></p> <p>(審問等の手続き) 第 7 条 本協会は、規則第 9 条第 2 項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、<u>会員代表者又は特別会員代表者に通知するものとする。</u> 2 本協会は、規則第 11 条第 2 項の規定により聴聞を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書面により、<u>会員代表者又は特別会員代表者に通知するものとする。</u></p>

新	旧
<p>1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項</p> <p>2 不利益処分の原因となる事実</p> <p>3 聴聞の期日及び場所</p> <p>4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地</p> <p>3 第1項の審問又は前項の聴聞は、<u>会員代表者、特別会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員代表者の出席を求めて行う。ただし、会員代表者、特別会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員代表者が出席できない場合には、内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者（「協会の内部管理責任者等に関する規則」に規定する内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者をいう。）を代理人とすることができる。この場合には、当該代理人が、当該審問又は聴聞について協会員を代表する者である旨の委任状を持参しなければならない。</u></p> <p>4 前項の規定にかかわらず、第2項の聴聞を行う場合に、<u>会員代表者、特別会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員代表者は、聴聞の期日への出席に代えて、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出することができる。</u></p> <p>（登録申請書等の様式） 第8条 規則第17条に規定する登録申請書その他の様式は、様式第1号から第4号により作成<u>しなければならない。</u></p> <p>（資格更新研修の特例） 第9条 規則第18条第1項ただし書若しくは第2項ただし書又は第18条の2第1項ただし書若しくは第2項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p>	<p>1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項</p> <p>2 不利益処分の原因となる事実</p> <p>3 聴聞の期日及び場所</p> <p>4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地</p> <p>3 第1項の審問又は前項の聴聞は、<u>会員代表者又は特別会員代表者の出席を求めて行うものとする。ただし、会員代表者又は特別会員代表者が出席できない場合には、内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者（「協会の内部管理責任者等に関する規則」（公正慣習規則第13号）に規定する内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者をいう。）を代理人とすることができる。この場合には、当該代理人が、当該審問又は聴聞について協会員を代表する者である旨の委任状を持参するものとする。</u></p> <p>4 前項の規定にかかわらず、第2項の聴聞を行う場合に、<u>会員代表者又は特別会員代表者は、聴聞の期日への出席に代えて、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出することができる。</u></p> <p>（登録申請書等の様式） 第8条 規則第17条に規定する登録申請書その他の様式は、様式第1号から第4号により作成<u>するものとする。</u></p> <p>（資格更新研修の特例） 第9条 規則第18条第1項ただし書若しくは第2項ただし書又は第18条の2第1項ただし書若しくは第2項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p>

新	旧
<p>1 規則第18条第1項若しくは第2項又は第18条の2第1項若しくは第2項に定める期間（以下「受講義務期間」という。）の初日前2年以内に「<u>外務員等資格試験に関する規則</u>」第3条第1号から第3号に定める資格試験又は平成18年4月1日改正前の「<u>証券外務員等資格試験規則</u>」による信用取引外務員資格試験若しくは会員営業責任者資格試験（以下「資格試験」という。）に合格した者又は資格更新研修（規則第18条第1項若しくは第2項又は第18条の2第1項若しくは第2項の規定により受講させなければならない資格更新研修をいい、以下「資格更新研修」という。）を修了した者</p> <p>2 受講義務期間内に資格試験に合格した者</p> <p>3 会員代表者、特別会員代表者若しくは店頭デリバティブ会員代表者又はこれらの者に準ずる者として本協会が適当と認める者であって、本協会が指定する期間内に指定する研修を修了した者</p> <p>4 やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本協会が認めた者（なお、本協会が認めるにあたっては、一定の条件を付することができる。）</p>	<p>1 規則第18条第1項若しくは第2項又は第18条の2第1項若しくは第2項に定める期間（以下「受講義務期間」という。）の初日前2年以内に<u>証券外務員等資格試験規則</u>第12条第1号、第3号若しくは第5号に定める資格試験又は平成18年4月1日施行の改正前の試験規則による信用取引外務員資格試験若しくは会員営業責任者資格試験（以下「資格試験」という。）に合格した者又は資格更新研修を修了した者</p> <p>2 受講義務期間内に資格試験に合格した者</p> <p>3 会員代表者若しくは特別会員代表者又はこれらの者に準ずる者として本協会が適当と認める者であって、本協会が指定する期間内に指定する研修を修了した者</p> <p>4 やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本協会が認めた者（なお、本協会が認めるにあたっては、一定の条件を付することができる。）</p>
<p>付 則</p> <p>この改正は、平成19年9月30日から施行する。</p>	

新

(様式第1号)

外務員登録申請書

日本証券業協会会長 殿

申請者	申請年月日		代表者印
	会社コード		
	商号又は名称		
	代表者役職氏名		

外務員の登録を受けたいので、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第7条第1項の規定により登録を申請します。

外務員	氏名			性別	生年月日
	役員又は従業員の別		雇用の形態		
種類	資格	資格取得方法	名称	資格取得年月日	
	外務員の職務を行ったことの有無及び期間並びに金融商品仲介業又は金融商品取引業を行ったことの有無及び期間				
会社コード	所属していた金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者		自	至	

- (添付書類) 1. 外務員の履歴書 1通 2. 本人確認書類 1通
3. 外務員及び申請者の誓約書 1通

(下線部分変更)

旧

(様式第1号)

外務員登録申請書

日本証券業協会会長 殿

申請者	申請年月日		代表者印
	会社コード		
	商号		
	代表者役職氏名		

外務員の登録を受けたいので、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第7条第1項の規定により登録を申請します。

外務員	氏名				性別	生年月日
	役員又は従業員の別			雇用の形態		
種類	資格	資格取得方法	名称		資格取得年月日	
外務員の職務を行ったことの有無及び期間並びに証券仲介業を営んだことの有無及び期間						
会社コード	会社名			自	至	

(添付書類) 1. 外務員の履歴書 1通 2. 本人確認書類 1通
3. 外務員及び申請者の誓約書 1通

外務員登録事項変更届出書

日本証券業協会会長 殿

届出年月日		代表者印
会社コード		
商号又は名称		
代表者役職氏名		

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更があったので届け出ます。

外務員ID	カナ姓	カナ名
	漢字姓	漢字名
変更前		変更後 変更年月日
変更前		変更後 変更年月日
変更前		変更後 変更年月日
変更前		変更後 変更年月日
変更前		変更後 変更年月日

(様式第2号)

外務員登録事項変更届出書

日本証券業協会会長 殿

届出年月日		代表者印
会社コード		
商号		
代表者役職氏名		

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更があったので届け出ます。

外務員ID	カナ姓	カナ名		
	漢字姓	漢字名		
変更前		変更後	変更年月日	
変更前		変更後	変更年月日	
変更前		変更後	変更年月日	
変更前		変更後	変更年月日	
変更前		変更後	変更年月日	

新

(様式第3号)

登録外務員の欠格事項該当届出書

日本証券業協会会長 殿

届出年月日		代表者印
会社コード		
商号又は名称		
代表者役職氏名		

下記の者が金商法第29条の4第1項第2号イからトの規定に該当したことが判明したので、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第10条第1項の規定に基づき、届け出ます。

記

外務員ID	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当年月日			
摘 要			

添付書類

法29条の4第1項第2号イに該当する場合

後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

法29条の4第1項第2号ロに該当する場合

破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

法29条の4第1項第2号ハ又はトに該当する場合

確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

法29条の4第1項第2号ニ又はホに該当する場合

取消しを命ずる書類の写し又はこれに代わる書面並びに取消しの根拠となる外国の法令及びその訳文

連絡担当者 所 属 _____

役職氏名 _____

電話番号 _____

1日

(様式第3号)

登録外務員の欠格事項該当届出書

日本証券業協会会長 殿

届出年月日		代表者印
会社コード		
商号		
代表者役職氏名		

下記の者が証取法第28条の4第1項第9号の規定に該当したことが判明したので、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第10条第1項の規定に基づき、届け出ます。

記

外務員ID	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当年月日			
摘 要			

添付書類

法28条の4第1項第9号イに該当する場合

後見開始の審判又は保佐開始の審判に関する書面

法28条の4第1項第9号ロに該当する場合

破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

法28条の4第1項第9号ハ又はトに該当する場合

確定判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

法28条の4第1項第9号ニ又はホに該当する場合

取消命令書の写し及び会社の登記事項証明書(外国の場合は、取消命令書の写し、根拠法令、登記事項証明書に相当する書面並びにこれらの訳文)

法28条の4第1項第9号ヘに該当する場合

解任命令書の写し及び取締役会議事録又は株主総会議事録の写し(外国の場合は、解任命令書の写し、取締役会議事録又は株主総会議事録の写し並びにこれらの訳文)

連絡担当者 所 属 _____

役職氏名 _____

電話番号 _____

新

(様式第4号)

登録外務員の職務廃止届出書

日本証券業協会会長 殿

届出年月日		代表者印
会社コード		
商号又は名称		
代表者役職氏名		

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

外務員ID	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当事項		該当年月日	事故顛末報告書 提出年月日

外務員ID	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当事項		該当年月日	事故顛末報告書 提出年月日

外務員ID	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当事項		該当年月日	事故顛末報告書 提出年月日

外務員ID	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当事項		該当年月日	事故顛末報告書 提出年月日

外務員ID	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当事項		該当年月日	事故顛末報告書 提出年月日

白

(様式第4号)

登録外務員の職務廃止届出書

日本証券業協会会長 殿

届出年月日		代表者印
会社コード		
商号		
代表者役職氏名		

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

外務員ID	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当事項		該当年月日	事故顕未報告書 提出年月日

外務員ID	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当事項		該当年月日	事故顕未報告書 提出年月日

外務員ID	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当事項		該当年月日	事故顕未報告書 提出年月日

外務員ID	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当事項		該当年月日	事故顕未報告書 提出年月日

外務員ID	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当事項		該当年月日	事故顕未報告書 提出年月日

新

誓 約 書

平成 年 月 日

(外務員) 氏 名 _____ 印

生年月日 _____

(登録申請者) 所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ 印

外務員 が下記に該当しないことを誓約します。

記

1. 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
2. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
3. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
4. 金融商品取引業者であった法人が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第52条第1項若しくは金商法第53条第3項の規定により金商法第29条の登録を取り消されたことがある場合、金商法第60条の4第1項に規定する取引所取引許可業者であった法人が金商法第60条の8第1項の規定により金商法第60条第1項の許可を取り消されたことがある場合若しくは金融商品仲介業者であった法人が金商法第66条の20第1項の規定により金商法第66条の登録を取り消されたことがある場合又は金商法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けていた同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。）を取り消されたことがある場合において、その取消しの日前30日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
5. 金融商品取引業者であった個人が金商法第52条第1項の規定により金商法第29条の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融商品仲介業者であった個人が金商法第66条の20第1項の規定により金商法第66条の登録を取り消されたことがある場合又は金商法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けていた同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）若しくは金商法第60条第1項の許可と同種類の許可（当該許可に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消されたことがある場合において、その取消しの日から5年を経過しない者
6. 金商法第52条第2項、金商法第60条の8第2項若しくは金商法第66条の20第2項の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又は金商法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から5年を経過しない者
7. 金商法、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、商品取引所法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律、貸金業の規制等に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、信託業法、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、金融機関等の更正手続の特例等に関する法律、種痘法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、中間法人法、会社更生法、破産法、会社法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第31条第7項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
8. 金商法第64条の5第1項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
9. 金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者に所属する外務員として登録されている者
10. 金商法第66条の規定により登録されている者

以 上

日

誓 約 書

平成 年 月 日

(外務員) 氏 名 _____ 印

生年月日 _____

(登録申請者) 所在地 _____

商 号 _____

代表者氏名 _____ 印

外務員

が下記に該当しないことを誓約します。

記

1. 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
2. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
3. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
4. 証券会社が証券取引法（以下「証取法」という。）第56条第1項若しくは証取法第56条の2第3項の規定により証取法第28条の登録を取り消された場合、証券仲介業者が証取法第66条の18第1項の規定により証取法第66条の2の登録を取り消された場合、外国証券会社が外国証券業者に関する法律（以下「外証法」という。）第24条第1項若しくは外証法第25条において準用する証取法第56条の2第3項の規定により外証法第3条第1項の登録を取り消された場合若しくは許可外国証券業者（外証法第2条第2号の2に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。）が外証法第24条第4項において準用する外証法第24条第1項の規定により外証法第13条の2第1項の許可を取り消された場合又は証取法若しくは外証法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。以下同じ。）を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその法人の取締役若しくは執行役員若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者（外証法第2条第9号に規定する国内における代表者をいう。以下同じ。）であった者（証取法又は外証法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該登録又は許可を取り消された個人を含む。）でその取消しの日から5年を経過しない者
5. 証券仲介業者が証取法第66条の18第1項の規定により証取法第66条の2の登録を取り消された場合又は証取法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から5年を経過しない者
6. 証取法第56条第2項若しくは証取法第66条の18第2項の規定により解任を命ぜられた取締役、会計参与、監査役員若しくは執行役員若しくはこれらに準ずる者、外証法第24条第2項（外証法第24条第4項において準用する場合を含む。）の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは解職を命ぜられた役員又は証取法若しくは外証法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた取締役、会計参与、監査役員若しくは執行役員（これらに類する役職にある者を含む。）でその処分を受けた日から5年を経過しない者
7. 証取法、外証法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律、金融先物取引法、商品取引所法、商品投資に係る事業の規制に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、貸金業の規制等に関する法律若しくは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第31条第7項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
8. 証取法第64条の5第1項（第65条の2第5項及び第66条の23において準用する場合を含む。）の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
9. 証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者に所属する外務員として現に登録されている者
10. 証取法第66条の2の規定により証券仲介業者として現に登録されている者

以 上

「証券仲介業者に関する規則」(公正慣習規則第 16 号)の一部改正について

平成 19 年 9 月 18 日

(下線部分変更)

新	旧
金融商品仲介業者に関する規則	「証券仲介業者に関する規則」(公正慣習規則第 16 号)
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目的)	(目的)
第 1 条 この規則は、協会員の <u>金融商品仲介業</u> に係る業務の委託に関し、 <u>金融商品仲介業者</u> に遵守させるべき事項等を定め、協会員が <u>指導及び監督</u> することを通じて当該 <u>金融商品仲介業者</u> における適正な業務運営を図り、もって投資者保護に資することを目的とする。	第 1 条 この規則は、協会員の <u>証券仲介業</u> に係る業務の委託に関し、 <u>証券仲介業者</u> に遵守させるべき事項等を定め、協会員が <u>指導、監督</u> することを通じて当該 <u>証券仲介業者</u> における適正な業務運営を図り、もって投資者保護に資することを目的とする。
(定義)	(定義)
第 2 条 (現行どおり)	第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
1 <u>金融商品仲介行為</u> 金融商品取引法(以下「金商法」という。) 第 2 条第 11 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為(同項第 2 号に掲げる行為にあつては、 <u>金融商品取引法施行令</u> (以下「 <u>金商法施行令</u> 」という。)第 16 条の 4 第 2 項各号に掲げる取引に係るものを除く。)をいう。	1 <u>証券仲介業者</u> <u>証取法第 66 条の 2 の規定</u> により金融庁長官の登録を受けた者であつて、協会員を所属証券会社等(同法第 66 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する者をいう。以下同じ。)とする者をいう。
2 <u>金融商品仲介業</u> 前号に掲げる行為に係る業務をいう。	2 <u>証券仲介業</u> <u>証取法第 2 条第 11 項に規定する「証券仲介業」</u> をいう。
3 <u>金融商品仲介業者</u> 定款第 3 条第 9 号に規定する <u>金融商品仲介業者</u> をいう。	3 <u>証券仲介行為</u> <u>証取法第 2 条第 11 項各号に掲げる行為</u> をいう。
4 役 員 法人である <u>金融商品仲介業者</u> の役員のうち、 <u>金融商品仲介業</u> を担当する者をいう。 (ただし、第 5 条を除く。)	4 役 員 法人である <u>証券仲介業者</u> の役員のうち、 <u>証券仲介業</u> を担当する者をいう。(ただし、第 5 条を除く。)

新	旧
<p>5 従 業 員 <u>金融商品仲介業者の</u>使用人その他の従業者のうち、当該<u>金融商品仲介業者</u>の国内に所在する営業所又は事務所において<u>金融商品仲介業</u>に従事する者をいう。</p> <p>6 外 務 員 <u>金融商品仲介業者</u>の役員又は従業員のうち、<u>金商法第 66 条の 25</u>において準用する同法第 64 条第 1 項の規定により<u>金融商品仲介業者</u>の外務員の登録を受けている者をいう。(ただし、第 5 条を除く。)</p> <p>7 外 務 員 の 職 務 <u>金商法第 66 条の 25</u>において準用する同法第 64 条第 1 項各号に掲げる行為をいう。</p> <p>8 店頭有価証券 「店頭有価証券に関する規則」(以下「店頭有価証券規則」という。)第 2 条第 1 号に規定する店頭有価証券をいう。</p> <p>9 外国証券 「外国証券の取引に関する規則」(以下「外国証券規則」という。)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する外国証券をいう。</p> <p>10 国内 C P 「<u>国内 CP 等及び私募社債の</u>売買取引等に係る勧誘等に関する規則」(以下「<u>国内 CP・私募社債勧誘等規則</u>」という。)の第 3 条第 1 号に規定する国内 CP をいう。</p> <p>11 短期社債等 <u>国内 CP・私募社債勧誘等規則</u>の第 3 条第 2 号に規定する短期社債等のうち、商工組合中央金庫法第 33 条ノ 2 に規定する短期商工債、信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債及び農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債以外のものをいう。</p> <p>(削 る)</p>	<p>5 従 業 員 <u>証券仲介業者</u>の使用人その他の従業者のうち、当該<u>証券仲介業者</u>の国内に所在する営業所又は事務所において<u>証券仲介業</u>に従事する者をいう。</p> <p>6 外 務 員 <u>証券仲介業者</u>の役員又は従業員のうち、<u>証取法第 66 条の 23</u>において準用する同法第 64 条第 1 項の規定により<u>証券仲介業者</u>の外務員の登録を受けている者をいう。(ただし、第 5 条を除く。)</p> <p>7 外 務 行 為 <u>証取法第 66 条の 23</u>において準用する同法第 64 条第 1 項各号に掲げる行為をいう。</p> <p>8 店頭有価証券 「店頭有価証券に関する規則」(<u>公正慣習規則第 1 号</u>。以下「店頭有価証券規則」という。)第 2 条に規定する店頭有価証券をいう。</p> <p>9 外国証券 「外国証券の取引に関する規則」(<u>公正慣習規則第 4 号</u>。以下「外国証券規則」という。)第 2 条第 1 号に規定する外国証券をいう。</p> <p>10 国内 C P 「<u>国内 CP 等及び私募社債の</u>売買取引等に係る勧誘等について」(<u>理事会決議</u>。以下「<u>国内 CP 等理事会決議</u>」という。)の 3 .(1)に規定する国内 CP をいう。</p> <p>11 短期社債等 <u>国内 CP 等理事会決議</u>の 3 .(2)に規定する短期社債等のうち、商工組合中央金庫法第 33 条ノ 2 に規定する短期商工債、信用金庫法第 54 条の 3 の 2 第 1 項に規定する短期債及び農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債以外のものをいう。</p> <p>12 貸付債権信託受益権等 <u>国内 CP 等理事会決議</u>の 3 .(3)に規定する貸付債権信託受益権等をいう。</p>

新	旧
<p>12 国内CP等 国内CP及び短期社債等をいう。</p> <p>13 私 募 国内CP・私募社債勧誘等規則の第3条第4号に規定する私募をいう。</p> <p>14 私 募 社 債 国内CP・私募社債勧誘等規則の第3条第5号に規定する私募社債をいう。</p> <p>15 有価証券の売買その他の取引等 定款第3条第8号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。</p>	<p>13 国内CP等 国内CP、短期社債等及び貸付債権信託受益権等をいう。</p> <p>14 私 募 国内CP等理事会決議の3.(5)に規定する私募をいう。</p> <p>15 私 募 社 債 国内CP等理事会決議の3.(6)に規定する私募社債をいう。</p> <p>(新 設)</p>
<p>(金融商品仲介業者に対する法令等の遵守の徹底)</p> <p>第3条 協会員は、<u>金融商品仲介業者</u>に<u>金商法</u>その他関係法令及び本協会の定款その他の規則(以下「法令等」という。)を周知し、その遵守を徹底しなければならない。</p> <p>2 協会員は、<u>金融商品仲介業者</u>に法令等に違反する行為があったことを知ったときは、当該<u>金融商品仲介業者</u>に対し、その是正を求めなければならない。</p>	<p>(証券仲介業者に対する法令等の遵守の徹底)</p> <p>第3条 協会員は、<u>証券仲介業者</u>に<u>証取法</u>その他関係法令及び本協会の定款その他の規則(以下「法令等」という。)を周知し、その遵守を徹底しなければならない。</p> <p>2 協会員は、<u>証券仲介業者</u>に法令等に違反する行為があったことを知ったときは、当該<u>証券仲介業者</u>に対し、その是正を求めなければならない。</p>
<p>(金融商品仲介業に係る業務委託契約の締結)</p> <p>第4条 協会員は、<u>金融商品仲介業</u>に係る業務の委託契約を締結するときは、当該委託契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>1 <u>金融商品仲介業者</u>又はその役員若しくは従業員が<u>金商法</u>その他の関係法令を遵守すること。</p> <p>2 協会員が<u>金融商品仲介業者</u>に対して本協会の定款その他の規則を遵守するように指導及び監督し、<u>金融商品仲介業者</u>が協会員の指導に従うこと。</p> <p>3 本協会が協会員に対し、個人である<u>金融商品仲介業者</u>(以下「<u>個人金融商品仲介業者</u>」という。)又は<u>金融商品仲介業者</u>の外務</p>	<p>(証券仲介業に係る業務委託契約の締結)</p> <p>第4条 協会員は、<u>証券仲介業</u>に係る業務の委託契約を締結するときは、当該委託契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>1 <u>証券仲介業者</u>又はその役員若しくは従業員が<u>証取法</u>その他の関係法令を遵守すること</p> <p>2 協会員が<u>証券仲介業者</u>に対して本協会の定款その他の規則を遵守するように指導、監督し、<u>証券仲介業者</u>が協会員の指導に従うこと</p> <p>3 本協会が協会員に対し、個人である<u>証券仲介業者</u>(以下「<u>個人証券仲介業者</u>」という。)又は<u>証券仲介業者</u>の外務員に係る処分</p>

新	旧
<p>員に係る処分を行った場合には、当該個人金融商品仲介業者又は当該外務員はその処分に従うこと。</p> <p>4 本協会が協会員に対し、金融商品仲介業者からの事情聴取又は資料提出を求めた場合には、金融商品仲介業者はこれに応じなければならないこと。</p> <p>5 協会員が金融商品仲介業者に対し検査を行うことができること及び金融商品仲介業者はこれに応じなければならないこと。</p>	<p>を行った場合には、当該個人証券仲介業者又は当該外務員はその処分に従うこと</p> <p>4 本協会が協会員に対し、証券仲介業者からの事情聴取又は資料提出を求めた場合には、証券仲介業者はこれに応じなければならないこと</p> <p>5 協会員が証券仲介業者に対し検査を行うことができること及び証券仲介業者はこれに応じなければならないこと</p>
<p>(協会員の外務員との並存の禁止)</p> <p>第 5 条 協会員は、自己又は他の協会員の外務員が所属する者に金融商品仲介業に係る業務を行わせてはならない。</p> <p>2 協会員は、自己又は他の協会員の外務員が所属する者との間で金融商品仲介業に係る委託を行う際には、当該者が金融商品仲介業の登録を完了するまでの間に当該外務員の登録が抹消されること、及び当該外務員の登録が抹消されなければ当該金融商品仲介業に係る委託業務を開始してはならないことを、契約上明確にしなければならない。</p> <p>3 協会員は、金融商品仲介業者の役員又は使用人を自己の外務員として登録を受けてはならない。</p>	<p>(協会員の外務員との並存の禁止)</p> <p>第 5 条 協会員は、自己又は他の協会員の外務員が所属する者に証券仲介業に係る業務を行わせてはならない。</p> <p>2 協会員は、自己又は他の協会員の外務員が所属する者との間で証券仲介業に係る委託を行う際には、当該者が証券仲介業の登録を完了するまでの間に当該外務員の登録が抹消されること、及び当該外務員の登録が抹消されなければ当該証券仲介業に係る委託業務を開始してはならないことを、契約上明確にしなければならない。</p> <p>3 協会員は、証券仲介業者の役員又は使用人を自己の外務員として登録を受けてはならない。</p>
<p>第 2 章 投資勧誘及び顧客管理</p>	<p>第 2 章 投資勧誘及び顧客管理</p>
<p>(投資勧誘の基本原則の徹底等)</p> <p>第 6 条 協会員は、次に掲げる事項を遵守するよう金融商品仲介業者に周知し、徹底しなければならない。</p> <p>1 常に投資者の信頼の確保を第一義とし、法令等を遵守し、投資者本位の事業活動に徹すること。</p> <p>2 顧客の投資経験、投資目的、資力等を十</p>	<p>(投資勧誘の基本原則の徹底等)</p> <p>第 6 条 協会員は、次に掲げる事項の遵守について、証券仲介業者に周知し、徹底しなければならない。</p> <p>1 証券仲介業の遂行に当たっては、常に投資者の信頼の確保を第一義とし、法令等を遵守し、投資者本位の営業活動に徹すること</p> <p>2 顧客の投資経験、投資目的、資力等を十</p>

新	旧
<p>分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘に努めること。_</p> <p>3 <u>金融商品仲介行為に係る取引</u>に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めること。_</p> <p>4 投資勧誘に当たっては、顧客に対し、投資は投資者自身の判断と責任において行うべきものであることを理解させること。_</p> <p>2 協会員は、<u>金融商品仲介業者</u>が「顧客カード」(「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第5条に基づき協会員が備える「顧客カード」をいう。)を活用する等により適切な投資勧誘を行える態勢を整備しなければならない。</p> <p>(金融商品仲介業者の顧客管理体制の整備、社内規則の制定及び内部管理等)</p> <p>第7条 協会員は、<u>金融商品仲介業者</u>を介した顧客との取引及び顧客管理体制の適正化を図るため、<u>金融商品仲介業者</u>に社内規則の制定、整備及びその遵守の徹底を指導するとともに、当該<u>金融商品仲介業者</u>の業務運営の状況を把握しなければならない。</p> <p>2 協会員は、内部管理責任者(「協会の内部管理責任者等に関する規則」に定める内部管理責任者をいう。)に、<u>金融商品仲介業者</u>の業務が法令等に準拠し、適正に遂行されているかを監査する等適切に管理させなければならない。</p> <p>(過当勧誘の防止及び株式等の規制銘柄に係る投資勧誘)</p> <p>第8条 協会員は、<u>金融商品仲介業者</u>が顧客に対し、主観的又は恣意的な情報提供となる</p>	<p>分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘に努めること</p> <p>3 <u>有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引(以下「有価証券の売買その他の取引等」という。)</u>に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めること</p> <p>4 投資勧誘に当たっては、顧客に対し、<u>証券投資</u>は投資者自身の判断と責任において行うべきものであることを理解させること</p> <p>2 協会員は、<u>証券仲介業者</u>が「顧客カード」(「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号)第4条に基づき協会員が備える「顧客カード」をいう。)を活用する等により適切な投資勧誘を行える態勢を整備しなければならない。</p> <p>(証券仲介業者の顧客管理体制の整備、社内規則の制定及び内部管理等)</p> <p>第7条 協会員は、<u>証券仲介業者</u>を介した顧客との取引及び顧客管理体制の適正化を図るため、<u>証券仲介業者</u>に社内規則の制定、整備及びその遵守の徹底を指導するとともに、当該<u>証券仲介業者</u>の業務運営の状況を把握しなければならない。</p> <p>2 協会員は、内部管理責任者(「協会の内部管理責任者等に関する規則」(公正慣習規則第13号)に定める内部管理責任者をいう。)に、<u>証券仲介業者</u>の業務が法令等に準拠し、適正に遂行されているかを監査する等適切に管理させなければならない。</p> <p>(過当勧誘の防止及び株式等の規制銘柄に係る投資勧誘)</p> <p>第8条 協会員は、<u>証券仲介業者</u>が顧客に対し、主観的又は恣意的な情報提供となる特定</p>

新	旧
<p>特定銘柄の有価証券又は有価証券の売買に係るオプションの一律集中的推奨を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>2 会員は、<u>金商法第2条第16項に規定する金融商品取引所</u>（以下「<u>金融商品取引所</u>」という。）又は<u>金商法第2条第30項に規定する証券金融会社</u>（以下「<u>証券金融会社</u>」という。）により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、<u>金融商品仲介業者</u>に信用取引の勧誘を自粛させなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>金融商品取引所</u>が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄 2 （ 現行どおり ） <p>3 会員は、<u>金融商品取引所</u>が株券オプション取引（<u>株券に係る金商法第2条第21項第3号に掲げる取引</u>をいう。以下同じ。）の制限又は禁止措置を行っている銘柄については、<u>金融商品仲介業者</u>に株券オプション取引の勧誘を自粛させなければならない。</p>	<p>銘柄の有価証券又は有価証券の売買に係るオプションの一律集中的推奨を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>2 会員は、<u>証券取引所</u>又は<u>証券金融会社</u>により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、<u>証券仲介業者</u>に信用取引の勧誘を自粛させなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>証券取引所</u>が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄 2 <u>証券金融会社</u>が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄 <p>3 会員は、<u>証券取引所</u>が株券オプション取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄については、<u>証券仲介業者</u>に株券オプション取引の勧誘を自粛させなければならない。</p>
<p>（店頭有価証券の取扱い）</p> <p>第9条 <u>金融商品仲介業者</u>が行う店頭有価証券の売買その他の取引の投資勧誘については、店頭有価証券規則の定めに従うものとする。</p>	<p>（店頭有価証券の取扱い）</p> <p>第9条 <u>証券仲介業者</u>が行う店頭有価証券の売買その他の取引の投資勧誘については、店頭有価証券規則の定めに従うものとする。</p>
<p>（外国証券取引の取扱い）</p> <p>第10条 協会員は、外国証券の取扱いに関し、<u>金融商品仲介業者</u>に対し、次の各号に掲げる取扱いを遵守させなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象証券 <p><u>金融商品仲介業者</u>が顧客（<u>適格機関投資家を除く</u>。以下この号において同じ。）に対して勧誘を行うことのできる外国証券は、所属協会員（<u>所属金融商品取引業者等</u>（<u>金商法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等</u>をいう。以下同</p> 	<p>（外国証券取引の取扱い）</p> <p>第10条 協会員は、外国証券の取扱いに関し、<u>証券仲介業者</u>に対し、次の各号に掲げる取扱いを遵守させなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象証券 <p><u>証券仲介業者</u>が顧客に対して勧誘を行うことのできる外国証券は、所属協会員（<u>所属証券会社等</u>である協会員をいう。以下同じ。）が顧客に対して勧誘を行うことのできる証券に限ること。</p>

新	旧
<p><u>じ。)</u>である協会員をいう。以下同じ。)が顧客に対して勧誘を行うことのできる証券に限ること。</p> <p>2 <u>外国で既に発行された外国証券につき売出しに該当しない勧誘</u> (以下「<u>外国証券の少人数向け勧誘</u>」という。)により売り付ける場合の取扱い</p> <p>金融商品仲介業者が、顧客に対し外国証券の少人数向け勧誘を行い、所属協会員が当該外国証券を売り付ける場合には、次に掲げる場合を除き、あらかじめ又は同時に、当該顧客に対し、<u>外国証券規則第10条第1項に規定する転売制限等告知書を交付すること。</u></p> <p>イ <u>金商法による開示が行われている外国証券である場合</u></p> <p>□ (現行どおり)</p> <p>(削 る)</p>	<p>2 <u>条件付勧誘により売り付ける場合の取扱い</u></p> <p>証券仲介業者が、顧客に対し外国証券の<u>売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘</u> (以下この条及び次条において「<u>勧誘</u>」という。)を行い、<u>当該勧誘が売出しに該当しない場合であって、所属協会員が当該外国証券を売り付ける場合には、次に掲げる場合を除き、あらかじめ又は同時に、当該顧客に対し、外国証券規則第7条第1項に規定する転売制限等告知書を交付すること。</u></p> <p>イ <u>我が国の証取法による開示が行われている外国証券である場合</u></p> <p>□ <u>所属協会員における売付けの総額が1億円未満の場合</u></p> <p>3 <u>例外的取扱い</u></p> <p>イ <u>証券仲介業者が、顧客(証取法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家を除く。以下この号において同じ。)に対し、外国証券(所属協会員が外国証券内容説明書を交付することにより勧誘を行うことのできるものに限る。以下「<u>特定外国証券</u>」という。)の勧誘を行い、当該勧誘が売出しに該当しない場合において、当該顧客に対し当該勧誘に係る外国証券の内容等を説明した文書(外国証券の取引に関する規則第8条第1項に基づき所属協会員が作成したものに限る。以下「<u>外国証券内容説明書</u>」という。)を交付するとともに、所属協会員が、当該顧客からの買付けに係る証券について保管の委託を受けるときには、当該外国証券</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p>3 <u>外国証券の少人数向け勧誘によらず売り付ける場合の取扱い</u> 金融商品仲介業者が、顧客に対し<u>外国証券の少人数向け勧誘</u>を行わずに、顧客の外国証券の買付けに係る売買の媒介又は委託の媒介を行い、所属協会員が当該外国証券を売り付ける場合には、第2号イ又は口に</p>	<p><u>に関し転売制限を付することを要しないこと。</u></p> <p>ロ <u>イに規定する外国証券内容説明書は、これに基づいて勧誘を行うものとし、所属協会員を通じて、取引に係る取引報告書又は取引残高報告書（取引に係る受渡決済後遅滞なく交付するものに限る。）とともに交付することができるものとする</u>こと。</p> <p>八 <u>証券仲介業者が、特定外国証券を証券法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（協会員を除く。）を相手方として勧誘する場合において、協会員又は非居住者に譲渡するものを除き譲渡を行わないことを約する旨の条件が付されていることを明らかにしているとき又は当該機関投資家の買付けに係る証券について所属協会員が保管の委託を受けるときには、当該機関投資家に対し転売制限等告知書を交付することを要しないこと。</u></p> <p>二 <u>証券仲介業者が、特定外国証券を協会員を相手方として勧誘する場合は、当該協会員に対し転売制限等告知書の交付及び外国証券内容説明書を交付することを要しないこと。</u></p> <p>4 <u>外国証券内容説明書の取扱い</u> <u>証券仲介業者が、顧客に対し外国証券の勧誘を行う場合における外国証券内容説明書の交付の取扱いは、外国証券の取引に関する規則第9条第2項各号に定めるところに準じて取り扱うこと。</u></p> <p>5 <u>勧誘によらず売り付ける場合の取扱い</u> <u>証券仲介業者が、顧客に対し外国証券の勧誘を行わずに、顧客の外国証券の買付けに係る売買の媒介又は委託の媒介を行い、所属協会員が当該外国証券を売り付ける場合には、第2号イ又は口に掲げる場合を除</u></p>

新	旧
<p>掲げる場合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理及び保存する等適切な管理を行うこと。</p> <p>(外国証券取引の例外的取扱い)</p> <p>第10条の2 前条第2号の規定にかかわらず、<u>協会員は、既に外国で発行された外国証券規則第12条第1項各号に掲げる外国証券(以下「特定外国証券」という。)</u>につき売出しに該当しない勧誘(以下「特定外国証券の少人数向け勧誘」という。)の取扱いについて、<u>金融商品仲介業者に対し、次の各号に掲げる取扱いをさせることができる。</u></p> <p>1 <u>金融商品仲介業者が、顧客(適格機関投資家(金商法第2条第3項第1号に規定する者(協会員を除く。))をいう。以下この条において同じ。)を除く。以下この号において同じ。)に対し、特定外国証券の少人数向け勧誘を行い、当該顧客に対し当該勧誘に係る外国証券の内容等を説明した文書(外国証券規則第11条第1項に基づき所属協会員が作成したものに限る。以下「外国証券内容説明書」という。)を交付するとともに、所属協会員が、当該顧客からの買付けに係る証券について保管の委託を受けるときには、当該外国証券に関し転売制限を付することを要しないこと。</u></p> <p>2 <u>前号に規定する外国証券内容説明書は、これに基づいて勧誘を行うものとし、所属協会員を通じて、取引に係る金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第98条第1項第3号イに規定する取引残高報告書(取引に係る受渡決済後遅滞なく交付するものに限る。)又は第95条第1項第5号に規定する契約締結時交付書面とともに交付することができるものとする。</u></p>	<p>き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行うこと。</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>3 <u>金融商品仲介業者が、適格機関投資家を相手方として特定外国証券の少人数向け勧誘をする場合において、協会員又は非居住者に譲渡するものを除き譲渡を行わないことを約する旨の条件が付されていることを明らかにしているとき又は当該適格機関投資家の買付けに係る証券について所属協会員が保管の委託を受けるときは、当該適格機関投資家に対し転売制限等告知書を交付することを要しないこと。</u></p> <p>4 <u>金融商品仲介業者が、協会員を相手方として特定外国証券の少人数向け勧誘する場合は、当該協会員に対し転売制限等告知書の交付及び外国証券内容説明書を交付することを要しないこと。</u></p> <p>5 <u>金融商品仲介業者が、顧客に対し特定外国証券の少人数向け勧誘を行う場合における外国証券内容説明書の交付の取扱いは、外国証券規則第 12 条第 2 項各号に定めるところに準じて取り扱うこと。</u></p> <p>(国内 CP 等及び私募社債の取扱い) 第 11 条 協会員は、国内 CP 等及び私募社債の取扱いに関し、<u>金融商品仲介業者</u>に対し、次の各号に掲げる取扱いを遵守させなければならない。</p> <p>1 勧誘を行う場合の取扱い</p> <p>イ <u>金融商品仲介業者</u>が、顧客に対し国内 CP 及び短期社債等の勧誘を行うに当たっては、「発行体等に関する説明書」等を当該顧客の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めること。</p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p>	<p>(国内 CP 等及び私募社債の取扱い) 第 11 条 協会員は、国内 CP 等及び私募社債の取扱いに関し、<u>証券仲介業者</u>に対し、次の各号に掲げる取扱いを遵守させなければならない。</p> <p>1 勧誘を行う場合の取扱い</p> <p>イ <u>証券仲介業者</u>が、顧客に対し国内 CP 及び短期社債等の勧誘を行うに当たっては、「発行体等に関する説明書」等を当該顧客の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めること。</p> <p>ロ <u>証券仲介業者</u>が、顧客に対し貸付債権信託受益権等の勧誘を行うに当たっては、<u>当該貸付債権信託受益権等に関する内容、信託の対象となる貸付債権の概要等を記載した資料を当該顧客の求めに応</u></p>

新	旧
<p>ロ <u>金融商品仲介業者</u>が、<u>私募社債</u>の取扱い業務を行う場合には、顧客又は協会員に対し、発行体の作成する発行者情報及び証券情報を記載した資料を当該顧客又は協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めること。</p> <p>ハ <u>金融商品仲介業者</u>が、<u>私募社債</u>の売買取引等（前記ロの取扱い業務に係るものを除く。）の媒介を行う場合には、<u>私募社債</u>の発行体がその社債要項等により<u>私募社債</u>の保有者及び保有者に指定された購入予定者の求めに応じその者に対し当該<u>私募社債</u>に係る発行者情報及び証券情報を直接又は保有者を經由して提供する旨を約しているときには、顧客又は協会員に対し、当該情報（<u>金商法</u>に基づき開示が行われている情報を含む。）を記載した資料を当該顧客又は協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めること。</p> <p>2 勧誘によらず売り付ける場合の取扱い <u>金融商品仲介業者</u>が、顧客に対し国内 CP 等又は<u>私募社債</u>の勧誘を行わずに、顧客の国内 CP 等又は<u>私募社債</u>の買付けに係る売買の媒介又は委託の媒介を行い、所属協会員が当該国内 CP 等又は<u>私募社債</u>を売り付ける場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理及び保存する等適切な管理を行うこと。</p> <p>（預金等との誤認防止）</p> <p>第 12 条 特別会員は、<u>金融商品仲介業者</u>が、投資信託又は外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券、外国投資証券及び<u>金商</u></p>	<p>じて交付する等の方法により、その情報の説明に努めること。</p> <p>ハ <u>証券仲介業者</u>が、<u>私募社債</u>の取扱い業務を行う場合には、顧客又は協会員に対し、発行体の作成する発行者情報及び証券情報を記載した資料を当該顧客又は協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めること。</p> <p>二 <u>証券仲介業者</u>が、<u>私募社債</u>の売買取引等（前記ハの取扱い業務に係るものを除く。）の媒介を行う場合には、<u>私募社債</u>の発行体がその社債要項等により<u>私募社債</u>の保有者及び保有者に指定された購入予定者の求めに応じその者に対し当該<u>私募社債</u>に係る発行者情報及び証券情報を直接又は保有者を經由して提供する旨を約しているときには、顧客又は協会員に対し、当該情報（<u>証券取引法</u>に基づき開示が行われている情報を含む。）を記載した資料を当該顧客又は協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めること。</p> <p>2 勧誘によらず売り付ける場合の取扱い <u>証券仲介業者</u>が、顧客に対し国内 CP 等又は<u>私募社債</u>の勧誘を行わずに、顧客の国内 CP 等又は<u>私募社債</u>の買付けに係る売買の媒介又は委託の媒介を行い、所属協会員が当該国内 CP 等又は<u>私募社債</u>を売り付ける場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行うこと。</p> <p>（預金等との誤認防止）</p> <p>第 12 条 特別会員は、<u>証券仲介業者</u>が、投資信託又は外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券、外国投資証券及び<u>証券取引法</u></p>

新	旧
<p>法施行令第 15 条の 17 に規定する有価証券の募集又は売付けの勧誘を行うに当たっては、これらの有価証券と預金等との誤認防止を図るため、次に掲げる事項について、書面の交付その他の適切な方法により顧客に対し十分な説明を行わせなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 預金等でないこと（保険会社にあつては保険契約でないこと） 2 預金保険法第 53 条に規定する保険金の支払いの対象とはならないこと（保険会社にあつては保険業法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する補償対象契約に該当しないこと） 3 金商法第 79 条の 21 に規定する投資者保護基金による同法第 79 条の 56 の規定に基づく一般顧客に対する支払の対象でないこと。 4 元本の返済が保証されていないこと。 5 （ 現行どおり ） 	<p>施行令第 17 条の 2 に規定する有価証券の募集又は売付けの勧誘を行うに当たっては、これらの有価証券と預金等との誤認防止を図るため、次に掲げる事項について、書面の交付その他の適切な方法により顧客に対し十分な説明を行わせなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 預金等でないこと（保険会社にあつては保険契約でないこと） 2 預金保険法第 53 条に規定する保険金の支払いの対象とはならないこと（保険会社にあつては保険業法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する補償対象契約に該当しないこと） 3 証取法第 79 条の 21 に規定する投資者保護基金による同法第 79 条の 56 の規定に基づく一般顧客に対する支払の対象でないこと 4 元本の返済が保証されていないこと 5 契約の主体その他預金等との誤認防止に関し参考となる事項
<p>（金融商品仲介業者が行う広告等の表示の審査）</p>	<p>（証券仲介業者が行う広告等の審査）</p>
<p>第 13 条 協会員は、<u>金融商品仲介業者</u>が行う<u>金融商品仲介業</u>に係る<u>広告等の表示及び景品類の提供</u>については、「<u>広告等の表示及び景品類の提供に関する規則</u>」（次項において「<u>広告等規則</u>」という。）の規定に準じこれを審査したものでなければ、当該<u>金融商品仲介業者</u>に行わせてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 本協会は、<u>金融商品仲介業者</u>が行った<u>金融商品仲介業</u>に係る<u>広告等の表示及び景品類の提供</u>が<u>広告等規則</u>第 3 条又は第 4 条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めるときは、協会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。 3 （ 現行どおり ） 	<p>第 13 条 協会員は、<u>証券仲介業者</u>が行う<u>証券仲介業</u>に係る<u>広告等及び景品類の提供</u>については、「<u>広告等及び景品類の提供に関する規則</u>」（<u>公正慣習規則</u>第 7 号。次項において「<u>広告規則</u>」という。）の規定に準じこれを審査したものでなければ、当該<u>証券仲介業者</u>に行わせてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 本協会は、<u>証券仲介業者</u>が行った<u>証券仲介業</u>に係る<u>広告等及び景品類の提供</u>が<u>広告規則</u>第 3 条又は第 4 条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めるときは、協会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。 3 協会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。

新	旧
<p>(顧客への苦情相談窓口の周知)</p> <p>第 14 条 協会員は、<u>金融商品仲介業者</u>に、当該<u>金融商品仲介業者</u>の業務に関する顧客からの苦情の申出及び顧客との間の紛争に対応する当該協会員の担当部署を顧客に対して周知させなければならない。</p> <p>第 3 章 個人金融商品仲介業者及び外務員等</p> <p>(本協会への照会)</p> <p>第 15 条 協会員は、<u>金融商品仲介業</u>に係る業務の委託契約を締結しようとする者(個人に限る。)及び<u>金融商品仲介業者</u>において外務員の登録を受けようとする者について、最近5年間に次の各号に掲げる処分を受けているかどうかを、所定の方法により本協会に照会しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>金商法第 66 条の 25</u>において準用する同法第 64 条の 5 第 1 項の規定による<u>金融商品仲介業者</u>の外務員の登録の取消し、職務停止処分 2 <u>金商法第 64 条の 5 第 1 項</u>の規定による外務員の登録の取消し、職務停止処分 3 (現行どおり) 4 「<u>協会員の従業員に関する規則</u>」(以下「従業員規則」という。)第 12 条第 1 項の規定による従業員の不都合行為者処分 5 「<u>協会員の外務員の資格、登録等に関する規則</u>」(以下「外務員規則」という。)第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による外務員資格の取消し、資格停止処分 <p>2 (現行どおり)</p>	<p>(顧客への苦情相談窓口の周知)</p> <p>第 14 条 協会員は、<u>証券仲介業者</u>に、当該<u>証券仲介業者</u>の業務に関する顧客からの苦情の申出及び顧客との間の紛争に対応する当該協会員の担当部署を顧客に対して周知させなければならない。</p> <p>第 3 章 個人証券仲介業者及び外務員等</p> <p>(本協会への照会)</p> <p>第 15 条 協会員は、<u>証券仲介業</u>に係る業務の委託契約を締結しようとする者(個人に限る。)及び<u>証券仲介業者</u>において外務員の登録を受けようとする者について、最近5年間に次の各号に掲げる処分を受けているかどうかを、所定の方法により本協会に照会しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>証取法第 66 条の 23</u>において準用する同法第 64 条の 5 第 1 項の規定による<u>証券仲介業者</u>の外務員の登録の取消し、職務停止処分 2 <u>証取法第 64 条の 5 第 1 項</u>(<u>同法第 65 条の 2 第 5 項</u>において準用する場合を含む。)の規定による外務員の登録の取消し、職務停止処分 3 第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による外務員資格の取消し、資格停止処分 4 「<u>証券従業員に関する規則</u>」(<u>公正慣習規則第 8 号</u>。以下「従業員規則」という。)第 14 条第 1 項の規定による従業員の不都合行為者処分 5 「<u>協会員の外務員の資格、登録等に関する規則</u>」(<u>公正慣習規則第 15 号</u>。以下「外務員規則」という。)第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による外務員資格の取消し、資格停止処分 <p>2 本協会は、前項の規定により照会を受けた</p>

新	旧
<p>(外務員の職務の停止)</p> <p>第 16 条 協会員は、前条第 1 項に定める者が同項各号のいずれかに該当するときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間は<u>外務員の職務</u>を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1 前条第 1 項第 1 号<u>及び</u>第 2 号の登録の取消処分、<u>同項第 4 号の不都合行為者処分並びに第 3 号及び第 5 号の外務員資格の取消処分</u> 当該処分を受けた日から 5 年間</p> <p>2 前条第 1 項第 1 号<u>及び</u>第 2 号の職務停止処分<u>並びに第 3 号及び第 5 号の外務員資格停止処分</u> 当該停止期間</p> <p>(外務員資格)</p> <p>第 17 条 協会員は、<u>個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の役員若しくは従業員が外務員規則第 4 条第 1 号から第 3 号までのいずれかの要件を具備していなければ、外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</u></p> <p>2 前項の<u>外務員の職務の範囲は、外務員規則第 2 条第 2 号から第 4 号の区分に従うものとする。</u></p> <p>(外務員資格の特例)</p> <p>第 17 条の 2 特別会員が、<u>金融商品仲介業者への委託を通じて定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務を行う場合において、当該特別会員及び当該金融商品仲介業者が「本会計における会員及び特別会員に共通する経費等の負担に関する計算の取扱いに関する規則」第 12 条における「協会員及び非協会員を</u></p>	<p>ときは、照会を受けた日前 5 年間の当該者に係る処分の有無及びその概要について、遅滞なく、所定の方法により当該協会員に回答する。</p> <p>(外務行為の停止)</p> <p>第 16 条 協会員は、前条第 1 項に定める者が同項各号のいずれかに該当するときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間は<u>外務行為</u>を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1 前条第 1 項第 1 号、<u>第 2 号の登録の取消処分、第 4 号の不都合行為者処分及び第 3 号、第 5 号の外務員資格の取消処分</u> 当該処分を受けた日から 5 年間</p> <p>2 前条第 1 項第 1 号、<u>第 2 号の職務停止処分及び第 3 号、第 5 号の外務員資格停止処分</u> 当該停止期間</p> <p>(外務員資格)</p> <p>第 17 条 協会員は、<u>個人証券仲介業者又は証券仲介業者の役員若しくは従業員が外務員規則第 4 条第 1 号から第 3 号までのいずれかの要件を具備していなければ、外務行為を行うことのないようにしなければならない。</u></p> <p>2 前項の<u>外務行為の範囲は、外務員規則第 2 条第 2 号から第 4 号の区分に従うものとする。</u></p> <p>(外務員資格の特例)</p> <p>第 17 条の 2 特別会員が、<u>証券仲介業者への委託を通じて証券業務を行う場合において、当該特別会員及び当該証券仲介業者が「本会計における会員及び特別会員に共通する経費等の負担に関する計算の取扱いについて（理事会決議）」第 12 条における「協会員及び非協会員を一体とみなす基準について」に定め</u></p>

新	旧
<p>一体とみなす基準について」に定める基準(以下「<u>一体化基準</u>」という。)に該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該<u>金融商品仲介業者</u>の役員又は従業員が外務員規則第4条第4号又は第5号のいずれかの要件を具備していれば、<u>外務員の職務</u>を行わせることができる。ただし、当該<u>金融商品仲介業者</u>が、一体化基準において一体のものとして取り扱われる特別会員以外の協会の委託を受けて<u>金融商品仲介業</u>を行う場合はこの限りでない。</p> <p>2 前項の<u>外務員の職務</u>の範囲は、外務員規則第2条第5号又は第6号の区分に従うものとする。</p> <p>3 特別会員は、一体化基準に該当する委託先の<u>金融商品仲介業者</u>が一体化基準に該当しなくなったときは、当該該当しなくなった日から起算して90日の間、当該<u>金融商品仲介業者</u>の役員又は従業員が外務員規則第4条第4号又は第5号のいずれかの要件を具備していれば、前項に定める範囲において<u>外務員の職務</u>を行わせることができる。</p> <p>(資格更新研修の受講等)</p> <p>第18条 会員は、<u>個人金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者</u>の外務員について、第1号及び第2号に定める期間(以下この条において「<u>受講義務期間</u>」という。)内に、本協会の外務員資格更新研修(以下この条及び次条において「<u>資格更新研修</u>」という。)を受講させなければならない。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>る基準(以下、「<u>一体化基準</u>」という。)に該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該<u>証券仲介業者</u>の役員又は従業員が外務員規則第4条第4号又は第5号のいずれかの要件を具備していれば、<u>外務行為</u>を行わせることができる。ただし、当該<u>証券仲介業者</u>が、一体化基準において一体のものとして取り扱われる特別会員以外の協会の委託を受けて<u>証券仲介業</u>を行う場合はこの限りでない。</p> <p>2 前項の<u>外務行為</u>の範囲は、外務員規則第2条第5号又は第6号の区分に従うものとする。</p> <p>3 特別会員は、一体化基準に該当する委託先の<u>証券仲介業者</u>が一体化基準に該当しなくなったときは、当該該当しなくなった日から起算して90日の間、当該<u>証券仲介業者</u>の役員又は従業員が外務員規則第4条第4号又は第5号のいずれかの要件を具備していれば、前項に定める範囲において<u>外務行為</u>を行わせることができる。</p> <p>(資格更新研修の受講等)</p> <p>第18条 会員は、<u>個人証券仲介業者及び証券仲介業者</u>の外務員について、第1号及び第2号に定める期間(以下この条において「<u>受講義務期間</u>」という。)内に、本協会の外務員資格更新研修(以下この条及び次条において「<u>資格更新研修</u>」という。)を受講させなければならない。</p> <p>1 当該登録を受けた日後180日以内</p> <p>2 当該登録を受けた日から5年目ごとに5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内</p> <p>2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する者が当該各号に該当することとなったときの資格更新研修に限り、同項の適用はないものとする。</p>

新	旧
<p>1 受講義務期間の初日前2年以内に「<u>外務員等資格試験に関する規則</u>」(以下「試験規則」という。)第3条第1号から第3号による資格試験又は平成18年4月1日施行の改正前の<u>証券外務員等資格試験規則</u>による信用取引外務員資格試験若しくは会員営業責任者資格試験(次号において「資格試験」という。)に合格した者又は資格更新研修を修了した者</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>3 本協会は、受講義務期間内に資格更新研修を修了しなかった<u>個人金融商品仲介業者</u>又は<u>金融商品仲介業者</u>の外務員について、当該期間の最終日(第5項において「受講義務期限」という。)の翌日から当該者の外務員資格(外務員規則第4条第1号から第3号までに規定する外務員資格をいう。以下この条において同じ。)の効力を停止し、その旨を会員を通じて<u>金融商品仲介業者</u>に通知する。</p> <p>4 協会員は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者がその外務員資格の効力の停止が解除されるまでの間は<u>外務員の職務</u>を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>5 本協会は、第3項の規定により外務員資格の効力を停止された者が当該受講義務期限の翌日から180日以内に、資格更新研修を受講し修了したときは、その修了日に外務員資格の効力の停止を解除し、その旨を会員を通じて<u>金融商品仲介業者</u>に通知する。</p> <p>6 本協会は、前項の規定による資格更新研修を修了しなかった者(前項に定める期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。)について、外務員資格を取消し、その旨を会員を通</p>	<p>1 受講義務期間の初日前2年以内に<u>証券外務員等資格試験規則</u>(以下「試験規則」という。)第12条第1号、第3号若しくは第5号による資格試験又は平成18年4月1日施行の改正前の<u>試験規則</u>による信用取引外務員資格試験若しくは会員営業責任者資格試験(次号において「資格試験」という。)に合格した者又は資格更新研修を修了した者</p> <p>2 受講義務期間内に資格試験に合格した者</p> <p>3 本協会がやむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると認められた者(なお、本協会が認めるにあたっては、一定の条件を付することができる。)</p> <p>3 本協会は、受講義務期間内に資格更新研修を修了しなかった<u>個人証券仲介業者</u>又は<u>証券仲介業者</u>の外務員について、当該期間の最終日(第5項において「受講義務期限」という。)の翌日から当該者の外務員資格(外務員規則第4条第1号から第3号までに規定する外務員資格をいう。以下この条において同じ。)の効力を停止し、その旨を会員を通じて<u>証券仲介業者</u>に通知するものとする。</p> <p>4 協会員は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者がその外務員資格の効力の停止が解除されるまでの間は<u>外務行為</u>を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>5 本協会は、第3項の規定により外務員資格の効力を停止された者が当該受講義務期限の翌日から180日以内に、資格更新研修を受講し修了したときは、その修了日に外務員資格の効力の停止を解除し、その旨を会員を通じて<u>証券仲介業者</u>に通知するものとする。</p> <p>6 本協会は、前項の規定による資格更新研修を修了しなかった者(前項に定める期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。)について、外務員資格を取消し、その旨を会員を通</p>

新	旧
<p>じて<u>金融商品仲介業者</u>に通知する。</p> <p>7 本協会は、第3項、第5項又は前項の通知を行ったときは、これを当該<u>金融商品仲介業者</u>のすべての所属協会に周知する。</p> <p>(一般開放試験合格者の外務員資格更新研修) 第18条の2 会員は、<u>個人金融商品仲介業者</u>(<u>金融商品仲介業者</u>の登録を受ける前の者であって、<u>金融商品仲介業者</u>に係る業務の委託契約を締結した者を含む。)のうち試験規則第13条により受験し合格した者(過去において<u>個人金融商品仲介業者</u>の登録又は外務員の登録を行っており、かつ、本協会規則により外務員資格を取り消されたことがない者を除く。次項において同じ。)が合格の日から2年を経過した日以降に、初めて<u>金融商品仲介行為</u>を行うときは、<u>金融商品仲介業</u>の登録を受ける日前に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、試験規則第13条により受験し合格した者が当該合格の日以降、当該業務を行う日前に、次の各号に掲げる試験に合格した者である場合は、この限りでない。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>3 平成18年4月1日施行の改正前の<u>証券外務員等資格試験規則</u>による信用取引外務員資格試験</p> <p>4 平成18年4月1日施行の改正前の<u>証券外務員等試験規則</u>による会員営業責任者資格試験</p> <p>2 会員は、<u>金融商品仲介業者</u>の役員又は従業員のうち試験規則第13条により受験し合格した者が合格の日から2年を経過した日以降に、外務員の登録を初めて受けようとするときは、外務員の登録を受けようとする日前に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、試験規則第13条により受験し合格し</p>	<p>じて<u>証券仲介業者</u>に通知するものとする。</p> <p>7 本協会は、第3項、第5項又は前項の通知を行ったときは、これを当該<u>証券仲介業者</u>の全ての所属協会に周知するものとする。</p> <p>(一般開放試験合格者の外務員資格更新研修) 第18条の2 会員は、<u>個人証券仲介業者</u>(<u>証券仲介業</u>の登録を受ける前の者であって、<u>証券仲介業</u>に係る業務の委託契約を締結した者を含む。)のうち試験規則第23条により受験し合格した者(過去において<u>個人証券仲介業者</u>の登録又は外務員の登録を行っており、かつ、本協会規則により外務員資格を取り消されたことがない者を除く。次項において同じ。)が合格の日から2年を経過した日以降に、初めて<u>証券仲介業務</u>を行うときは、<u>証券仲介業</u>の登録を受ける日前に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、試験規則第23条により受験し合格した者が当該合格の日以降、当該業務を行う日前に、次の各号に掲げる試験に合格した者である場合は、この限りでない。</p> <p>1 試験規則による一種外務員資格試験</p> <p>2 試験規則による会員内部管理責任者資格試験</p> <p>3 平成18年4月1日施行の改正前の<u>試験規則</u>による信用取引外務員資格試験</p> <p>4 平成18年4月1日施行の改正前の<u>試験規則</u>による会員営業責任者資格試験</p> <p>2 会員は、<u>証券仲介業者</u>の役員又は従業員のうち試験規則第23条により受験し合格した者が合格の日から2年を経過した日以降に、外務員の登録を初めて受けようとするときは、外務員の登録を受けようとする日前に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、試験規則第23条により受験し合格し</p>

新	旧
<p>た者が当該合格の日以降、当該業務を行う日前に、前項各号に掲げる試験に合格した者である場合は、この限りでない。</p>	<p>た者が当該合格の日以降、当該業務を行う日前に、前項各号に掲げる試験に合格した者である場合は、この限りでない。</p>
<p>3 第1項又は第2項の資格更新研修の受講がなされた場合であっても、会員は、当該受講者について、<u>前条</u>に定めるところに従って、資格更新研修を受講させなければならない。</p>	<p>3 第1項又は第2項の資格更新研修の受講がなされた場合であっても、会員は、当該受講者について、<u>第18条</u>に定めるところに従って、資格更新研修を受講させなければならない。</p>
<p>(指定研修の受講)</p>	<p>(指定研修の受講)</p>
<p>第19条 特別会員は、<u>個人金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者の外務員（会員を所属金融商品取引業者とする個人金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者の外務員を除く。）</u>について、第1号及び第2号に定める期間（次項において「受講義務期間」という。）内に、本協会が指定する研修（次項において「本協会の指定研修」という。）を受講させなければならない。</p>	<p>第19条 特別会員は、<u>個人証券仲介業者及び証券仲介業者の外務員（会員を所属証券会社等とする個人証券仲介業者及び証券仲介業者の外務員を除く。）</u>について、第1号及び第2号に定める期間（次項において「受講義務期間」という。）内に、本協会が指定する研修（次項において「本協会の指定研修」という。）を受講させなければならない。</p>
<p>1・2 (現行どおり)</p>	<p>1 当該登録を受けた日後180日以内 2 当該登録を受けた日から3年目ごとに3年目ごとの日の属する月の初日から1年以内</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する者が当該各号に該当することとなったときの本協会の指定研修に限り、同項の適用はないものとする。</p>
<p>1 受講義務期間の初日前2年以内に試験規則第3条第1号から第3号まで若しくは第7号に定める資格試験又は平成18年4月1日施行の改正前の<u>証券外務員等資格試験規則</u>による信用取引外務員資格試験、会員営業責任者資格試験若しくは特別会員営業責任者資格試験（次号において「資格試験」という。）に合格した者、資格更新研修を修了した者又は本協会の指定研修を受講した者</p>	<p>1 受講義務期間の初日前2年以内に試験規則第12条第1号、第3号、第5号若しくは第10号に定める資格試験又は平成18年4月1日施行の改正前の<u>試験規則</u>による信用取引外務員資格試験、会員営業責任者資格試験若しくは特別会員営業責任者資格試験（次号において「資格試験」という。）に合格した者、資格更新研修を修了した者又は本協会の指定研修を受講した者</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 受講義務期間内に資格試験に合格した者</p>

新	旧
<p>(金融商品仲介業者の外務員の登録事務)</p> <p>第 20 条 協会員は、<u>金融商品仲介業者</u>がその外務員の登録申請書又は同登録事項の変更等の届出書を本協会に提出しようとする場合には、当該協会員を通じて当該登録申請書等を本協会に提出させなければならない。</p> <p>2 本協会が行う<u>金融商品仲介業者の外務員の登録に関する事務</u> (<u>金商法第 66 条の 25</u>において準用する同法第 64 条の 7 第 1 項の規定により金融庁長官から委任を受けた<u>金融商品仲介業者の外務員の登録に関する事務</u>をいう。)については、<u>金商法</u>の規定に従うとともに、外務員規則の規定に準じて行われるものとする。この場合において、<u>金融商品仲介業者</u>に対して通知する必要があるときは、協会員を通じて行う。</p> <p>(金融商品仲介業者の外務員処分の通知及び所属協会員への周知)</p> <p>第 21 条 本協会は、<u>金融商品仲介業者の外務員</u>について、<u>金商法第 66 条の 25</u>において準用する同法第 64 条の 5 第 1 項の規定による<u>金融商品仲介業者の外務員の登録の取消し又は職務停止処分</u>を行ったときは、遅滞なく、その旨を協会員を通じて<u>金融商品仲介業者</u>に通知する。</p> <p>2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを<u>すべての所属協会員</u>に周知する。</p> <p>(金融商品仲介業者の外務員についての処分内容の公表)</p> <p>第 22 条 本協会は、前条第 1 項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表する。</p> <p>1 (現行どおり)</p>	<p>(証券仲介業者の外務員の登録事務)</p> <p>第 20 条 協会員は、<u>証券仲介業者</u>がその外務員の登録申請書又は同登録事項の変更等の届出書を本協会に提出しようとする場合には、当該協会員を通じて当該登録申請書等を本協会に提出させなければならない。</p> <p>2 本協会が行う<u>証券仲介業者の外務員の登録に関する事務</u> (<u>証取法第 66 条の 23</u>において準用する同法第 64 条の 7 第 1 項の規定により金融庁長官から委任を受けた<u>証券仲介業者の外務員の登録に関する事務</u>をいう。)については、<u>証取法</u>の規定に従うとともに、外務員規則の規定に準じて行われるものとする。この場合において、<u>証券仲介業者</u>に対して通知する必要があるときは、協会員を通じて行う<u>ものとする</u>。</p> <p>(証券仲介業者の外務員処分の通知及び所属協会員への周知)</p> <p>第 21 条 本協会は、<u>証券仲介業者の外務員</u>について、<u>証取法第 66 条の 23</u>において準用する同法第 64 条の 5 第 1 項の規定による<u>証券仲介業者の外務員の登録の取消し又は職務停止処分</u>を行ったときは、遅滞なく、その旨を協会員を通じて<u>証券仲介業者</u>に通知する<u>ものとする</u>。</p> <p>2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを<u>全ての所属協会員</u>に周知する<u>ものとする</u>。</p> <p>(証券仲介業者の外務員についての処分内容の公表)</p> <p>第 22 条 本協会は、前条第 1 項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表する<u>ものとする</u>。</p> <p>1 公表対象</p>

新	旧
<p>2 公表内容</p> <p><u>処分の対象となる行為があった金融商品仲介業者名、営業所又は事務所の名称、役職名、当該行為の概要及び処分内容</u></p> <p>(外務員の職務停止処分者等の研修)</p> <p>第 23 条 協会員は、<u>金商法第 66 条の 20 第 1 項の規定により金融商品仲介業者の業務停止処分を受けた個人金融商品仲介業者及び同法第 66 条の 25</u>において準用する同法第 64 条の 5 第 1 項の規定により<u>金融商品仲介業者</u>の外務員の職務停止処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修を受講させなければならない。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第 24 条 協会員は、<u>個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</u></p> <p>1 <u>金融商品仲介行為</u>につき、有価証券又は<u>デリバティブ取引</u>(以下この号、次号及び第 3 号において「有価証券等」という。)について顧客(信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の<u>売買又はデリバティブ取引</u>を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第 3 号において同じ。)に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補填し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込</p>	<p>証券取引等監視委員会が、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、勧告を行ったもの</p> <p>2 公表内容</p> <p><u>所属する証券仲介業者名、所属する営業所又は事務所の名称、役職名、法令等違反行為の概要及び処分内容</u></p> <p>(外務員の職務停止処分者等の研修)</p> <p>第 23 条 協会員は、<u>証取法第 66 条の 18 第 1 項の規定により証券仲介業者の業務停止処分を受けた個人証券仲介業者及び証取法第 66 条の 23</u>において準用する同法第 64 条の 5 第 1 項の規定により証券仲介業者の外務員の職務停止処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修を受講させなければならない。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第 24 条 協会員は、<u>個人証券仲介業者又は証券仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</u></p> <p>1 <u>証券仲介行為</u>につき、有価証券又は<u>有価証券指数等先物取引、オプション</u>若しくは<u>外国市場証券先物取引</u>(以下この号、次号及び第 3 号において「有価証券等」という。)について顧客(信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の<u>売買等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引</u>を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第 3 号において同じ。)に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補填し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利</p>

新	旧
<p>ませ、若しくは約束させること。</p> <p>2 <u>金融商品仲介行為</u>につき、自己又は第三者が有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に<u>申し込ませ</u>、若しくは約束させること。</p> <p>3 <u>金融商品仲介行為</u>につき、有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること。</p> <p>4 <u>金融商品仲介行為</u>につき、顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算による有価証券の売買その他の取引等の媒介を行うこと。</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>6 いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引、<u>有価証券関連デリバティブ取引</u>(<u>金商法第 28 条第 8 項第 6 号に規定する有価証券関連デリバティブ取引</u>(<u>同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。</u>)をいう。以下同じ。)又は<u>特定店頭デリバティブ取引</u>(<u>金商法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引</u>(<u>金商法施行令第 1 条の 8 の 3 第 1 項第 2 号に該当するものを除く。</u>)のうち、<u>有価証券関連デリバティブ取引</u>又は店頭金融先物取引のいずれにも該当しないものをい</p>	<p>益を提供する旨を当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして<u>申し込ませ</u>、若しくは約束させること。</p> <p>2 <u>証券仲介行為</u>につき、自己又は第三者が<u>当該有価証券等</u>について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者<u>をして申し込ませ</u>、若しくは約束させること。</p> <p>3 <u>証券仲介行為</u>につき、<u>当該有価証券等</u>について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は<u>第三者をして提供させる</u>こと。</p> <p>4 <u>証券仲介行為</u>につき、顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算による有価証券の売買その他の取引等の媒介を行うこと。</p> <p>5 いかなる名義を用いているかを問わず、所属協会員以外の協会員に顧客の有価証券の売買その他の取引等の注文を出すこと。</p> <p>6 いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引又は<u>有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引</u>を行うこと。</p>

新	旧
<p>う。以下同じ。)を行うこと。</p> <p>7 <u>金融商品仲介行為</u>につき、顧客カード等により知り得た投資資金の額その他の事項に照らし、過大な数量の有価証券の売買その他の取引等の勧誘を行うこと。</p> <p>8 有価証券の売買その他の取引又は<u>有価証券関連デリバティブ取引</u>について、<u>金融商品仲介業</u>に係る顧客と損益を共にすることを、約束して勧誘し又は実行すること。</p> <p>9 <u>金融商品仲介業</u>に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等の媒介につき、自己がその相手方となって当該有価証券の売買その他の取引等を成立させること。</p> <p>10 <u>金融商品仲介行為</u>につき、顧客の有価証券の売買その他の取引又は<u>有価証券関連デリバティブ取引</u>又は有価証券の名義書換えについて自己若しくはその親族その他自己と特別の関係のある者の名義又は住所を使用させること。</p> <p>11 <u>金融商品仲介業</u>に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等の媒介を行う場合において、<u>仮名取引である</u>ことを知りながら当該媒介を行うこと。</p> <p>12 自己の有価証券の売買その他の取引、<u>有価証券関連デリバティブ取引</u>又は<u>特定店頭デリバティブ取引</u>について顧客の名義又は住所を使用すること。</p> <p>13 所属する<u>金融商品仲介業者</u>又は所属協会員から顧客に交付するために預託された<u>金融商品仲介業</u>に関する書類を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。</p> <p>14 <u>金融商品仲介業</u>に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等に関して顧客と金銭、有価証券の貸借（顧客の債務の立替えを含</p>	<p>7 <u>証券仲介行為</u>につき、顧客カード等により知り得た投資資金の額その他の事項に照らし、過大な数量の有価証券の売買その他の取引等の勧誘を行うこと。</p> <p>8 有価証券の売買その他の取引又は<u>有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引</u>について、<u>証券仲介業</u>に係る顧客と損益を共にすることを、約束して勧誘し又は実行すること。</p> <p>9 <u>証券仲介業</u>に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等の媒介につき、自己がその相手方となって当該有価証券の売買その他の取引等を成立させること。</p> <p>10 顧客の有価証券の売買その他の取引又は<u>有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引</u>又は有価証券の名義書換えについて自己若しくはその親族その他自己と特別の関係のある者の名義又は住所を使用させること。</p> <p>11 <u>証券仲介業</u>に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等の媒介を行う場合において、<u>本人名義以外の名義を使用している</u>ことを知りながら当該媒介を行うこと。</p> <p>12 自己の有価証券の売買その他の取引又は<u>有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引</u>について顧客の名義又は住所を使用すること。</p> <p>13 所属する<u>証券仲介業者</u>又は所属協会員から顧客に交付するために預託された<u>証券仲介業</u>に関する書類を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。</p> <p>14 <u>証券仲介業</u>に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等に関して顧客と金銭、有価証券の貸借（顧客の債務の立替えを含む。）</p>

新	旧
<p>む。)を行うこと。</p> <p>15 <u>金融商品仲介業</u>により知り得た秘密を漏洩すること。</p> <p>16 協会の審査を受けずに、<u>個人金融商品仲介業者</u>又は外務員限りで<u>金融商品仲介業</u>に係る広告等の表示又は景品類の提供を行うこと。</p> <p>17 <u>金融商品仲介行為</u>につき、投資信託受益証券等（投資信託若しくは外国投資信託の受益証券(<u>金商業等府令第 65 条第 2 号イから八までに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。</u>）投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、<u>取引所金融商品市場</u>に上場されているものに該当するものを除く。以下この号において同じ。)の乗換え(現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。)を勧誘するに際し、顧客(<u>特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。)</u>の規定により<u>特定投資家とみなされる者を含む。</u>)をいう。)を除く。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(不適切行為)</p>	<p>を行うこと。</p> <p>15 <u>証券仲介業</u>により知り得た秘密を漏洩すること。</p> <p>16 協会の審査を受けずに、<u>個人証券仲介業者</u>又は外務員限りで<u>証券仲介業</u>に係る広告等又は景品類の提供を行うこと。</p> <p>17 <u>証券仲介行為</u>につき、投資信託受益証券等（投資信託若しくは外国投資信託の受益証券(「<u>証券会社に関する内閣府令</u>」第 21 条第 2 号イから八までに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。)投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、<u>証券取引所</u>に上場されているもの及び店頭売買有価証券に該当するものを除く。以下この号において同じ。)の乗換え(現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。)を勧誘するに際し、顧客(<u>証取法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家を除く。</u>)に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。</p> <p>18 <u>証券仲介業</u>に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等の媒介につき、<u>証取法第 42 条第 1 項第 5 号又は第 6 号に掲げる行為</u>を行うこと。</p> <p>(不適切行為)</p>

新	旧
<p>第 25 条 協会員は、<u>金融商品仲介業</u>に関し、<u>個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者</u>の外務員が、次の各号に掲げる行為（以下次条において「<u>不適切行為</u>」という。）を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 <u>有価証券又は有価証券関連デリバティブ取引の性質又は取引の条件</u>について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。</p> <p>3 <u>有価証券の価格若しくはオプションの対価の額の騰貴若しくは下落、金商法第 2 条第 21 項第 2 号に掲げる取引(外国市場デリバティブ取引のうちこれと類似の取引を含む。)</u>の約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、<u>同条第 21 項第 4 号に掲げる取引の当該取引に係る金融指標の上昇若しくは低下若しくは金融商品の価格の騰貴若しくは下落</u>について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。</p> <p>4 (現行どおり)</p>	<p>第 25 条 協会員は、<u>証券仲介業</u>に関し、<u>個人証券仲介業者又は証券仲介業者</u>の外務員が、次の各号に掲げる行為(以下次条において「<u>不適切行為</u>」という。)を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1 銘柄、価格、数量、指値又は成行の区別等顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算による有価証券の売買その他の取引等の媒介を行うこと。</p> <p>2 <u>有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引</u>の性格又は取引の条件について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。</p> <p>3 <u>有価証券の価格若しくはオプションの対価の額の騰貴若しくは下落又は有価証券指数等先物取引(外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。)</u>の約定指数若しくは現実指数又は約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。</p> <p>4 顧客の計算による有価証券の売買その他の取引等を媒介する際に、過失により事務処理を誤ること。</p>
<p>(事故連絡)</p> <p>第 26 条 協会員は、<u>金融商品仲介業</u>に関し、<u>個人金融商品仲介業者若しくは金融商品仲介業者</u>の外務員又はこれらであった者に法令又は第 17 条、第 24 条各号に違反する行為若しくは前条に規定する<u>不適切行為</u>（以下この条及び次条において「<u>事故</u>」という。）があったことを知ったときは、直ちにその事情を調査するとともに、<u>前条に規定する不適切行為が過失による場合を除き、当該事故の内容を記載した所定の様式による事故連絡書</u>を本協会</p>	<p>(事故連絡)</p> <p>第 26 条 協会員は、<u>証券仲介業</u>に関し、<u>個人証券仲介業者若しくは証券仲介業者</u>の外務員又はこれらであった者に法令又は第 17 条、第 24 条各号に違反する行為若しくは前条各号の<u>不適切行為</u>（以下この条及び次条において「<u>証券事故</u>」という。）があったことを知ったときは、直ちにその事情を調査するとともに、当該証券事故の内容を記載した所定の様式による事故連絡書を本協会に提出しなければならない(<u>不適切行為が過失による場合には事</u></p>

新	旧
<p>に提出しなければならない。</p> <p>2 本協会は、前項の事故連絡書の<u>事故</u>の内容について、必要があると認めるときは、当該協会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(事故顛末報告)</p> <p>第 27 条 協会員は、前条に規定する<u>事故</u>(第 25 条に規定する<u>不適切行為が過失による場合を除く。</u>)についてその詳細が判明したときは、遅滞なく、その顛末を記載した所定の様式による事故顛末報告書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>(審査)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(外務員資格の取消し、停止処分)</p> <p>第 29 条 本協会は、前条の規定により協会員から提出のあった事故顛末報告書を審査した結果、<u>個人金融商品仲介業者若しくは金融商品仲介業者の外務員又はこれらであった者が金商法第 66 条の 20 第 1 項の規定による金融商品仲介業者の登録に関する処分又は同法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条の 5 第 1 項の規定による外務員の登録に関する処分に相当する場合と認めるときは、当該者の外務員資格(外務員規則第 4 条に規定する</u></p>	<p><u>故連絡書の提出は要しない。</u>)</p> <p>2 本協会は、前項の事故連絡書の<u>証券事故</u>の内容について、必要があると認めるときは、当該協会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 協会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。</p> <p>(事故顛末報告)</p> <p>第 27 条 協会員は、前条に規定する<u>証券事故</u>についてその詳細が判明したときは、遅滞なく、その顛末を記載した所定の様式による事故顛末報告書を本協会に提出しなければならない(<u>不適切行為が過失による場合には事故顛末報告書の提出は要しない。</u>)</p> <p>(審査)</p> <p>第 28 条 本協会は、前条の規定により事故顛末報告書の提出があったときは、その内容について審査する。</p> <p>2 本協会は、前項の審査のために必要があると認めるときは、当該協会員に対し、その報告の内容について説明を求め又は証拠書類等の提出を求めることができる。</p> <p>3 協会員は、前項に規定する説明又は証拠書類等の提出の請求に応じなければならない。</p> <p>(外務員資格の取消し、停止処分)</p> <p>第 29 条 本協会は、前条の規定により協会員から提出のあった事故顛末報告書を審査した結果、<u>個人証券仲介業者若しくは証券仲介業者の外務員又はこれらであった者が証取法第 66 条の 18 第 1 項の規定による証券仲介業者の登録に関する処分又は証取法第 66 条の 23 において準用する同法第 64 条の 5 第 1 項の規定による外務員の登録に関する処分に相当する場合と認めるときは、当該者の外務員資格(外務員規則第 4 条に規定する</u></p>

新	旧
<p>べての外務員資格をいう。次項において同じ。)を取り消し(以下この条において「外務員資格取消処分」という。)又は2年以内の期間を定めて当該者の外務員資格の効力を停止(以下この条において「外務員資格停止処分」という。)する。</p>	<p>員資格をいう。次項において同じ。)を取り消し(以下この条において「外務員資格取消処分」という。)又は2年以内の期間を定めて当該者の外務員資格の効力を停止(以下この条において「外務員資格停止処分」という。)する。</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 本協会は、前項又は外務員規則第6条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該者の外務員資格を取り消す。</p>
<p>1 1月を超える期間の外務員資格停止処分を受けた者が、その決定を受けた日から5年以内に、再度その外務員資格の効力の停止期間が1月を超える外務員資格停止処分に相当する事由が生じたとき。</p>	<p>1 1月を超える期間の外務員資格停止処分を受けた者が、その決定を受けた日から5年以内に、再度その外務員資格の効力の停止期間が1月を超える外務員資格停止処分を受けることとなったとき</p>
<p>2 外務員資格停止処分を受けた者が、その決定を受けた日から5年以内に、再度外務員資格停止処分を受け、かつ、当該期間中にさらに外務員資格停止処分に相当する事由が生じたとき。</p>	<p>2 外務員資格停止処分を受けた者が、その決定を受けた日から5年以内に、再度外務員資格停止処分を受け、かつ、当該期間中にさらに外務員資格停止処分を受けることとなったとき</p>
<p>3 本協会は、前2項の規定により外務員資格取消処分、又は外務員資格停止処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該協会員を通じて当該金融商品仲介業者に通知する。この場合において、当該外務員が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員にも併せて通知する。</p>	<p>3 本協会は、前2項の規定により外務員資格取消処分、又は外務員資格停止処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該協会員を通じて当該証券仲介業者に通知するものとする。</p>
<p>4 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを当該金融商品仲介業者のすべての所属協会員に周知する。</p>	<p>4 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを当該証券仲介業者の全ての所属協会員に周知するものとする。</p>
<p>5 協会員は、第1項又は第2項の規定により外務員資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、当該者が外務員の職務を行うことのないようにしなければ</p>	<p>5 協会員は、第1項又は第2項の規定により外務員資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、当該者が外務行為を行うことのないようにしなければな</p>

新	旧
<p>ばならない。ただし、第 8 項において準用する従業員規則第 15 条第 1 項の規定により外務員資格取消処分の取扱いを解除された者については、この限りでない。</p> <p>6 協会員は、第 1 項の規定により外務員資格停止処分を受けた者について、その外務員資格の効力の停止期間中は、当該者が<u>外務員の職務</u>を行うことのないようにしなければならない。ただし、第 8 項において準用する従業員規則第 15 条第 1 項の規定により外務員資格停止処分の取扱いを解除された者については、この限りでない。</p> <p>7 (現行どおり)</p> <p>8 従業員規則第 13 条から第 15 条までの規定は、第 1 項又は第 2 項の規定により外務員資格取消処分を受けた者及び外務員資格停止処分を受けた者について準用する。</p>	<p>らない。ただし、第 8 項において準用する従業員規則第 17 条第 1 項の規定により外務員資格取消処分の取扱いを解除された者については、この限りでない。</p> <p>6 協会員は、第 1 項の規定により外務員資格停止処分を受けた者について、その外務員資格の効力の停止期間中は、当該者が<u>外務行為</u>を行うことのないようにしなければならない。ただし、第 8 項において準用する従業員規則第 17 条第 1 項の規定により外務員資格停止処分の取扱いを解除された者については、この限りでない。</p> <p>7 協会員は、第 1 項の規定により外務員資格停止処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修を受講させなければならない。</p> <p>8 従業員規則第 15 条から第 17 条までの規定は、第 1 項又は第 2 項の規定により外務員資格取消処分を受けた者及び外務員資格停止処分を受けた者について準用する。</p>
<p>第 4 章 雑 則</p>	<p>第 4 章 雑 則</p>
<p>(報 告)</p>	<p>(報 告)</p>
<p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>1 <u>金融商品仲介業</u>の委託契約を締結した者が<u>金融商品仲介業</u>の登録を受けた場合</p> <p>2 <u>金融商品仲介業者</u>に<u>金融商品仲介行為</u>に係る業務の委託を行った場合</p> <p>3 <u>金融商品仲介業者</u>に前号の委託を行わなくなった場合</p> <p>4 <u>金融商品仲介業者</u>の商号、名称又は氏名が変更された場合</p> <p>5 <u>金融商品仲介業者</u>が登録を受ける財務局 (財務支局) が変更された場合</p>	<p>第 30 条 協会員は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の様式によりその内容を本協会に報告しなければならない。</p> <p>1 <u>証券仲介業</u>の委託契約を締結した者が<u>証券仲介業</u>の登録を受けた場合</p> <p>2 <u>証券仲介業者</u>に<u>証券仲介行為</u>に係る業務の委託を行った場合</p> <p>3 <u>証券仲介業者</u>に前号の委託を行わなくなった場合</p> <p>4 <u>証券仲介業者</u>の商号、名称又は氏名が変更された場合</p> <p>5 <u>証券仲介業者</u>が登録を受ける財務局 (財務支局) が変更された場合</p>

新	旧
<p>6 <u>金融商品仲介業</u>に関連し、<u>金融商品仲介業者</u>又はその役員若しくは従業員に法令又は諸規則に反する行為があったことを知った場合（第 26 条の規定に基づく「事故連絡書」及び第 27 条の規定に基づく「事故顛末報告書」により報告を行った場合を除く。次号において同じ。）</p>	<p>6 <u>証券仲介業</u>に関連し、<u>証券仲介業者</u>又はその役員若しくは従業員に法令又は諸規則に反する行為があったことを知った場合（第 26 条の規定に基づく「事故連絡書」及び第 27 条の規定に基づく「事故顛末報告書」により報告を行った場合を除く。次号において同じ。）</p>
<p>7 (現行どおり)</p>	<p>7 前号の行為の詳細が判明した場合</p>
<p>8 <u>金融商品仲介業者</u>に対し<u>金商法</u>の規定に基づく検査が開始されたこと、及び当該検査が終了したことを知った場合</p>	<p>8 <u>証券仲介業者</u>に対し<u>証取法</u>の規定に基づく検査が開始されたこと、及び当該検査が終了したことを知った場合</p>
<p>9 <u>金融商品仲介業者</u>が<u>金商法</u>第 66 条の 20 の規定による登録の取り消し、業務の停止又は役員の解任命令を受けたことを知った場合</p>	<p>9 <u>証券仲介業者</u>が<u>証取法</u>第 66 条の 18 の規定による登録の取り消し、業務の停止又は役員の解任命令を受けたことを知った場合</p>
<p>10 <u>金融商品仲介業</u>に関連し、<u>金融商品仲介業者</u>又はその役員若しくは従業員が<u>金商法</u>その他の法令の規定により罰金以上の刑を受けたことを知った場合</p>	<p>10 <u>証券仲介業</u>に関連し、<u>証券仲介業者</u>又はその役員若しくは従業員が<u>証取法</u>その他の法令の規定により罰金以上の刑を受けたことを知った場合</p>
<p>11 <u>金融商品仲介業</u>に関連し、<u>金融商品仲介業者</u>が訴訟又は調停の当事者となったことを知った場合及び訴訟又は調停が終結したことを知った場合（定款の施行に関する規則第 6 条第 1 項第 41 号又は同条第 2 項第 29 号の規定に基づく報告を行った場合を除く。）</p>	<p>11 <u>証券仲介業</u>に関連し、<u>証券仲介業者</u>が訴訟又は調停の当事者となったことを知った場合及び訴訟又は調停が終結したことを知った場合（定款の施行に関する規則第 6 条第 1 項第 42 号又は第 2 項第 25 号の規定に基づく報告を行った場合を除く。）</p>
<p>12 <u>金融商品仲介業者</u>が第 17 条の 2 に定める一体化基準に該当した場合</p>	<p>12 <u>証券仲介業者</u>が第 17 条の 2 に定める一体化基準に該当した場合</p>
<p>13 <u>金融商品仲介業者</u>が第 17 条の 2 に定める一体化基準に該当しなくなった場合</p>	<p>13 <u>証券仲介業者</u>が第 17 条の 2 に定める一体化基準に該当しなくなった場合</p>
<p>14 (現行どおり)</p>	<p>14 前各号に掲げる場合のほか本協会が必要と認める場合</p>
<p>(複数の協会員が委託を行う場合の取扱い) 第 31 条 一の<u>金融商品仲介業者</u>に複数の協会員が<u>金融商品仲介業</u>の委託を行うこととなった場合には、当該複数の協会員が協議し、当該複数の協会員を代表する一の協会員（以下</p>	<p>(複数の協会員が委託を行う場合の取扱い) 第 31 条 一の<u>証券仲介業者</u>に複数の協会員が<u>証券仲介業</u>の委託を行うこととなった場合には、当該複数の協会員が協議し、当該複数の協会員を代表する一の協会員（以下「代表協</p>

新	旧
<p>「代表協会員」という。)を定め、代表協会員は、当該<u>金融商品仲介業者</u>の同意書を添付のうえ、直ちに所定の様式により本協会に届け出るものとする。代表協会員を変更した場合も同様とする。</p> <p>2 前項において、一の<u>金融商品仲介業者</u>に会員及び特別会員が<u>金融商品仲介業</u>の委託を行うこととなった場合には、当該会員のうちから代表協会員を定めるものとする。</p> <p>3 <u>金融商品仲介業者</u>に係る本協会への次の各号に掲げる手続きについては、代表協会員が行うものとする。</p> <p>1 (現行どおり) 5</p> <p>4 本協会は、前項の場合において、<u>金融商品仲介業者</u>に対して通知をする必要があるときは、代表協会員を通じて行うものとする。</p> <p>(電磁的方法による書面の交付等)</p> <p>第 32 条 次に掲げる書面については、当該書面の交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則</u>」の定めに基づいて、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 <u>第 10 条の 2 第 1 号</u>に規定する外国証券内容説明書</p>	<p>会員」という。)を定め、代表協会員は、当該<u>証券仲介業者</u>の同意書を添付のうえ、直ちに所定の様式により本協会に届け出るものとする。代表協会員を変更した場合も同様とする。</p> <p>2 前項において、一の<u>証券仲介業者</u>に会員及び特別会員が<u>証券仲介業</u>の委託を行うこととなった場合には、当該会員のうちから代表協会員を定めるものとする。</p> <p>3 <u>証券仲介業者</u>に係る本協会への次の各号に掲げる手続きについては、代表協会員が行うものとする。</p> <p>1 第 18 条第 1 項に定める本協会の外務員資格更新研修の受講の申込み</p> <p>2 第 19 条第 1 項に定める本協会の指定研修の実施の報告</p> <p>3 第 20 条第 1 項に定める外務員の登録申請書等の提出</p> <p>4 前条第 1 号、第 4 号及び第 5 号の報告</p> <p>5 前各号に掲げる場合のほか本協会が必要と認める場合</p> <p>4 本協会は、前項の場合において、<u>証券仲介業者</u>に対して通知をする必要があるときは、代表協会員を通じて行うものとする。</p> <p>(電磁的方法による書面の交付等)</p> <p>第 32 条 次に掲げる書面については、当該書面の交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて</u>」(<u>理事会決議</u>)の定めに基づいて、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>1 第 10 条第 2 号に規定する転売制限等告知書</p> <p>2 <u>第 10 条第 3 号イ</u>に規定する外国証券内容説明書</p>

新	旧
<p data-bbox="411 241 560 280" style="text-align: center;">付 則</p> <p data-bbox="188 293 783 371">この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	

「証券外務員等資格試験規則」の一部改正について

平成 19 年 9 月 18 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
外務員等資格試験委員会規則	証券外務員等資格試験規則
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目 的)	(目 的)
第 1 条 この規則は、 <u>定款第 77 条第 3 項</u> の規定に基づき、外務員等資格試験委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営に関し必要な事項を定める。	第 1 条 この規則は、 <u>定款第 70 条第 3 項</u> の規定に基づき、証券外務員等資格試験委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営並びに <u>証券外務員等の資格試験</u> （以下「試験」という。）の執行に関し必要な事項を定める。
(処 理 細 則)	(処 理 細 則)
第 2 条 委員会は、議事手続きその他会議の運営等に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。	第 2 条 委員会は、議事手続きその他会議の運営又は <u>試験の執行</u> に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。
第 2 章 委 員 会	第 2 章 委 員 会
(構 成)	(構 成)
第 3 条 （現行どおり）	第 3 条 委員会は、自主規制会議の委員、会員代表者、特別会員代表者、会員の役員若しくは従業員（定款の施行に関する規則第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。以下本条において同じ。）特別会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから選任する委員 9 人以内をもって構成する。

新	旧
<p>(委 員)</p> <p>第 4 条 (現行どおり)</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>2</p> <p>(定 足 数)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p>	<p>(委 員)</p> <p>第 4 条 委員は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。</p> <p>2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第 5 条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人おく。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。</p> <p>3 委員長は、会議の議長となり、試験の執行を指揮する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第 6 条 委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。</p> <p>(定 足 数)</p> <p>第 7 条 委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。</p>

新	旧
<p>(議 決)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>2</p> <p>(書面等による委員会)</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p>2</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>2</p> <p>(報 告)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>(削る)</p>	<p>(議 決)</p> <p>第 8 条 委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 委員は、1 個の議決権を有する。ただし、委員会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。</p> <p>(書面等による委員会)</p> <p>第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第 10 条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。</p> <p>2 前条第 1 項の書面による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。</p> <p>(報 告)</p> <p>第 11 条 委員会は、試験の執行に関する事項及び試験の結果について自主規制会議議長に報告するものとする。</p> <p>第 3 章 試験の執行</p> <p>(試験の種類)</p>

新	旧
(削る)	<p>第 12 条 試験は、次に掲げる 7 種類とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一種外務員資格試験 2 削除 3 二種外務員資格試験 4 削除 5 会員内部管理責任者資格試験 6 特別会員一種外務員資格試験 7 特別会員二種外務員資格試験 8 特別会員四種外務員資格試験 9 削除 10 特別会員内部管理責任者資格試験
(削る)	<p>(受験資格)</p> <p>第 13 条 協会員が、試験を受けさせることのできる者は、次に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一種外務員資格試験 <ol style="list-style-type: none"> イ 会員の使用人(出向により受け入れた者を含む。以下同じ。)又はその会員が使用人として採用しようとする者のうち「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」(以下「外務員規則」という。)第 4 条第 3 号に規定する二種外務員の資格(以下「二種外務員の資格」という。)を有する者 ロ 会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社(以下「会員支配会社」という。)の使用人(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する派遣労働者(以下「派遣労働者」という。)を除く。以下同じ。)又はその会員支配会社が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者

新	旧
	<p>ハ <u>会員の証券業務に関連する業務を行っている関連会社（関連会社の使用人が会員の使用人になることが見込まれる場合の当該関連会社のうち、本協会が認めた会社に限る。以下「会員の関連会社」という。）の使用人（派遣労働者を除く。）のうち二種外務員の資格を有する者</u></p> <p>ニ <u>特別会員の使用人（出向により受け入れた者を含む。以下同じ。）又はその特別会員が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者</u></p> <p>ホ <u>特別会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社（以下「特別会員支配会社」という。）の使用人（派遣労働者を除く。以下同じ。）又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者</u></p> <p>ヘ <u>特別会員の登録等証券業務に関連する業務を行っている関連会社（関連会社の使用人が特別会員の使用人になることが見込まれる場合の当該関連会社のうち、本協会が認めた会社に限る。以下「特別会員の関連会社」という。）の使用人（派遣労働者を除く。）のうち二種外務員の資格を有する者</u></p> <p>ト <u>証券仲介業者（証券仲介業の登録を受ける前の者であって、証券仲介業に係る業務の委託契約を締結した者を含む。第2号、第3号、第5号、第6号、第7号及び第10号並びに第21条第1項及び第2項において同じ。）若しくはその使用人（出向により受け入れ</u></p>

新	旧
	<p>た者を含む。以下同じ。)又は証券仲 介業者が使用人として採用しようと する者のうち二種外務員の資格を有 する者</p> <p>2 削 除</p> <p>3 二種外務員資格試験</p> <p>イ 会員の使用人又はその会員が使用 人として採用しようとする者</p> <p>ロ 会員支配会社の使用人又はその会 員支配会社が使用人として採用しよ うとする者</p> <p>ハ 会員の関連会社の使用人(派遣労働 者を除く。)</p> <p>ニ 特別会員の使用人又はその特別会 員が使用人として採用しようとする 者</p> <p>ホ 特別会員支配会社の使用人又はそ の特別会員支配会社が使用人として 採用しようとする者</p> <p>へ 特別会員の関連会社の使用人(派遣 労働者を除く。)</p> <p>ト 証券仲介業者若しくはその使用人 又は証券仲介業者が使用人として採 用しようとする者</p> <p>4 削 除</p> <p>5 会員内部管理責任者資格試験</p> <p>イ 会員の役員</p> <p>ロ 会員の使用人(派遣労働者を除く。) のうち外務員規則第4条第1号に規 定する一種外務員の資格(以下「一種 外務員の資格」という。)を有する者</p> <p>ハ 会員支配会社の役員又は会員支配 会社の使用人のうち一種外務員の資 格を有する者</p> <p>ニ 会員の関連会社の役員又は会員の</p>

新	旧
	<p><u>関連会社の使用人（派遣労働者を除く。）のうち一種外務員の資格を有する者</u></p> <p>ホ <u>特別会員の役員</u></p> <p>ヘ <u>特別会員の使用人（派遣労働者を除く。）のうち一種外務員の資格を有する者</u></p> <p>ト <u>特別会員支配会社の役員又は特別会員支配会社の使用人のうち一種外務員の資格を有する者</u></p> <p>チ <u>特別会員の関連会社の役員又は特別会員の関連会社の使用人（派遣労働者を除く。）のうち一種外務員の資格を有する者</u></p> <p>リ <u>証券仲介業者又はその役員若しくは使用人（派遣労働者を除く。）であって一種外務員の資格を有する者</u></p> <p>6 <u>特別会員一種外務員資格試験</u></p> <p>イ <u>特別会員の使用人又はその特別会員が使用人として採用しようとする者のうち外務員規則第4条第5号に規定する特別会員二種外務員の資格（以下「特別会員二種外務員の資格」という。）を有する者</u></p> <p>ロ <u>特別会員支配会社の使用人又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者のうち特別会員二種外務員の資格を有する者</u></p> <p>ハ <u>特別会員の関連会社の使用人（派遣労働者を除く。）のうち特別会員二種外務員の資格を有する者</u></p> <p>ニ <u>証券仲介業者若しくはその使用人又は証券仲介業者が使用人として採用しようとする者のうち特別会員二種外務員の資格を有する者</u></p>

新	旧
	<p>7 <u>特別会員二種外務員資格試験</u></p> <p>イ <u>特別会員の使用人又はその特別会員が使用人として採用しようとする者</u></p> <p>ロ <u>特別会員支配会社の使用人又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者</u></p> <p>ハ <u>特別会員の関連会社の使用人(派遣労働者を除く。)</u></p> <p>ニ <u>証券仲介業者若しくはその使用人又は証券仲介業者が使用人として採用しようとする者</u></p> <p>8 <u>特別会員四種外務員資格試験</u> <u>特別会員の代理を行う者又は代理を行う者になろうとする者のうち、特別会員が、証券法第65条の2第11項に規定する特定証券業務(以下「特定証券業務」という。)</u> <u>に従事させようとする者</u></p> <p>9 <u>削 除</u></p> <p>10 <u>特別会員内部管理責任者資格試験</u></p> <p>イ <u>特別会員の役員</u></p> <p>ロ <u>特別会員の使用人(派遣労働者を除く。)のうち外務員規則第4条第4号に規定する特別会員一種外務員の資格(以下「特別会員一種外務員の資格」という。)を有する者</u></p> <p>ハ <u>特別会員支配会社の役員又は特別会員支配会社の使用人のうち特別会員一種外務員の資格を有する者</u></p> <p>ニ <u>特別会員の関連会社の役員又は特別会員の関連会社の使用人(派遣労働者を除く。)のうち特別会員一種外務員の資格を有する者</u></p> <p>ホ <u>証券仲介業者(特別会員のみを所属証券会社等とする者に限る。)又はそ</u></p>

新	旧
	<p><u>の役員若しくは使用人（派遣労働者を除く。）であって一種外務員の資格又は特別会員一種外務員の資格を有する者</u></p> <p><u>2 前項の規定により、協会員が使用人として採用しようとする者（会員支配会社若しくは特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者又は特別会員の代理を行う者になろうとする者のうち当該特別会員が特定証券業務に従事させようとする者を含む。以下第17条において同じ。）に受けさせることができる試験は、協会員が使用人として採用しようとする日（会員支配会社若しくは特別会員支配会社が使用人として採用しようとする日又は特別会員の代理を行う者になろうとする者を当該特別会員が特定証券業務に従事させようとする日を含む。）前90日以内に実施されるものに限るものとする。</u></p>
(削る)	<p><u>（試験の内容及び方法）</u></p> <p><u>第 14 条</u> <u>試験は、その種類ごとにそれぞれ必要と認められる知識について、筆記又はコンピュータ試験の方法により行う。</u></p> <p><u>2</u> <u>試験の科目、出題の範囲、問題の形式及び数、時間、合格判定基準等については、試験の種類ごとに委員会がこれを定める。</u></p>
(削る)	<p><u>（試験の執行）</u></p> <p><u>第 15 条</u> <u>試験の執行に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。</u></p>
(削る)	<p><u>（受験手続き）</u></p> <p><u>第 16 条</u> <u>協会員は、第13条に定める者に試験を受けさせようとするときは、所定の方</u></p>

新	旧
(削る)	<p>法により、本協会へ申し込むものとする。</p> <p>2 協会員は、本協会所定の受験料を本協会に支払うものとする。</p> <p>3 納付された受験料は、事由のいかんにかかわらず返還しない。</p> <p>(不正の手段による受験等)</p> <p>第 17 条 委員会は、不正の手段により試験を受けた及び受けようとした者に対しては、その試験を停止し又は不合格として取り扱うことができる。</p> <p>2 委員会は、前項に規定する者に対しては、1年以内の期間を定めて試験を受けさせないことができる。</p> <p>3 協会員は、第13条第2項の規定により、協会員が使用人として採用しようとする者に試験を受けさせたにもかかわらず、当該試験に合格した者を採用しないこととなった場合(特別会員の代理を行う者になろうとする者については、当該特別会員が特定証券業務に従事させないこととなった場合をいう。)には、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければならない。</p> <p>4 委員会は、前項の規定により、協会員が届出を行った場合、当該合格者の合格の決定を取り消すものとする。</p>
(削る)	<p>(合格者名簿の作成)</p> <p>第 18 条 本協会は、試験の合格者の名簿を作成する。</p>
(削る)	<p>(不合格者の取扱い)</p> <p>第 19 条 試験を受け、不合格となった者は、当該受験日から30日を経過する日まで</p>

新	旧
<p>(削る)</p>	<p>は、同一種類の試験を受けることができない。</p> <p>2 <u>試験を受け、同一種類の試験を初回の受験から3回連続して不合格となった者は、当該3回目の試験の受験日から180日を経過する日までは、同一種類の試験を受けることができない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により、180日を経過した後最初に受ける試験については、初回の受験とみなし、以後の受験については、前2項の規定を適用する。</u></p> <p>(受験の特例)</p> <p>第20条 <u>本協会は、本協会に加入しようとする者が、所定の様式により試験の受験の申出を行い、かつ、本協会が認めた場合限り、第13条各号の規定にかかわらず、その使用人に試験を受験させることとし、また、その使用人として採用しようとする者に第12条に定める証券外務員資格試験(同条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに規定する試験をいう。)を受験させることとする。</u></p> <p><u>ただし、当該加入しようとする者が本協会への加入を取り止め、若しくは本協会への加入の承認が得られなかった場合、又は当該加入しようとする者が本協会へ加入する日前に、その使用人が退職した場合、若しくは使用人として採用しようとする者を採用しないこととなった場合には、その受験の申出が行われなかったものとして取り扱うこととする。</u></p> <p>(証券仲介業者等に係る受験手続き)</p> <p>第21条 <u>協会員は、証券仲介業者若しくは</u></p>

新	旧
	<p>その使用人又は証券仲介業者が使用人として採用しようとする者に試験を受けさせようとするときは、当該証券仲介業者の商号、名称又は氏名等について、あらかじめ所定の様式により本協会に届出を行い、本協会の確認を得るものとする。</p> <p>2 協会員が、第13条の規定に基づき証券仲介業者の使用人として採用しようとする者に受けさせることができる試験は、当該証券仲介業者が使用人として採用しようとする日前90日以内に実施されるものに限る。</p> <p>3 協会員は、証券仲介業者が使用人として採用しようとする者に試験を受けさせたにもかかわらず、当該試験に合格した者を採用しないこととなった場合には、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければならない。</p> <p>4 委員会は、前項の規定により、協会員が届出を行った場合、当該合格者の合格を取り消すものとする。</p> <p>5 証券仲介業者（本項及び次項において、証券仲介業の登録（以下「登録」という。）を受ける前の者をいう。）が登録の申請を取り止め、若しくは証取法第66条の23において準用する同法第62条第3項の規定に基づき登録拒否に係る通知を受けた場合、登録を受ける日前にその使用人が退職した場合、又は使用人として採用しようとする者を採用しないこととなった場合には、当該証券仲介業者若しくはその使用人（使用人として採用しようとする者を含む。）に試験を受けさせた協会員は、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければならない。</p>

新	旧
<p>(削る)</p>	<p>6 <u>協会員が、試験を受けさせた証券仲介業者又はその使用人が所属する証券仲介業者との間の証券仲介業に係る業務の委託契約を当該証券仲介業者が登録を受ける前に解除した場合、当該証券仲介業者が他の協会員との間で証券仲介業に係る業務の委託契約を締結していないときは、当該試験を受けさせた協会員は、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければならない。</u></p> <p>7 <u>前2項の規定により、協会員が届出を行った場合、その受験の申出が行われなかったものとして取り扱うこととする。</u></p> <p>8 <u>一の証券仲介業者に複数の協会員が証券仲介業に係る業務の委託を行う場合、第16条(受験手続き)及び前各項の規定については、それぞれの規定にかかわらず、代表協会員(当該証券仲介業者が登録を受けた者にあつては、証券仲介業者に関する規則第31条第1項に規定する「代表協会員」をいい、当該証券仲介業者が登録前の者にあつては、同項の規定に準じて定めるとともに本協会への届出を行うものとする。)に適用する。</u></p> <p>(協会員等の役員に対する準用)</p> <p>第22条 <u>第13条第1項第1号から第3号、第6号、第7号、同条第2項、第17条、第20条及び第21条の規定は、協会員の役員(外国証券会社及び外国の登録金融機関については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。)並びに会員支配会社、特別会員支配会社、会員の関連会社、特別会員の関</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(削る)</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>連会社、<u>第20条に規定する本協会に加入しようとする者及び証券仲介業者の役員について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 そ の 他</p> <p>第 23 条 <u>委員会は、第12条第3号に規定する二種外務員資格試験については、第13条第1項第3号イからトに掲げる者以外の者に試験を受けさせることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定に基づき試験を受けさせる場合に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。</u></p>

「外務員等資格試験に関する規則」(新設)について

平成19年9月18日

(下線部分変更)

新 設	参 考
<p style="text-align: center;">外務員等資格試験に関する規則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>定款第 77 条第 3 項の規定に基づき、外務員等の資格試験</u>(以下「試験」という。)に関し必要な事項を定める。</p> <p>(処理細則)</p> <p>第 2 条 <u>外務員等資格試験委員会</u>(以下「委員会」という。)は、試験の執行に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。</p> <p style="text-align: right;">(削る)</p> <p style="text-align: right;">(削る)</p>	<p style="text-align: center;">証券外務員等資格試験規則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>定款第70条第 3 項の規定に基づき、証券外務員等資格試験委員会</u>(以下「委員会」という。)の構成及び<u>運営並びに証券外務員等の資格試験</u>(以下「試験」という。)の執行に関し必要な事項を定める。</p> <p>(処理細則)</p> <p>第 2 条 <u>委員会は、議事手続きその他会議の運営又は試験の執行</u>に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 委 員 会</p> <p>(構 成)</p> <p>第 3 条 <u>委員会は、自主規制会議の委員、会員代表者、特別会員代表者、会員の役員若しくは従業員</u>(定款の施行に関する規則第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。以下本条において同じ。)<u>特別会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから選任する委員 9 人以内をもって構成する。</u></p>

新 設	参 考
(削る)	<p>(委 員)</p> <p>第 4 条 委員は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。</p> <p>2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。</p>
(削る)	<p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第 5 条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人おく。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。</p> <p>3 委員長は、会議の議長となり、試験の執行を指揮する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。</p>
(削る)	<p>(会議の招集)</p> <p>第 6 条 委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。</p>
(削る)	<p>(定 足 数)</p> <p>第 7 条 委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。</p>

新 設	参 考
(削る)	<p>(議 決)</p> <p>第 8 条 委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 委員は、1 個の議決権を有する。ただし、委員会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。</p>
(削る)	<p>(書面等による委員会)</p> <p>第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。</p>
(削る)	<p>(議 事 録)</p> <p>第 10 条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。</p> <p>2 前条第 1 項の書面による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。</p>
(削る)	<p>(報 告)</p> <p>第 11 条 委員会は、試験の執行に関する事項及び試験の結果について自主規制会議議長に報告するものとする。</p>
<p>第 2 章 試験の執行</p> <p>(試験の種類)</p>	<p>第 3 章 試験の執行</p> <p>(試験の種類)</p>

新 設	参 考
<p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>1 一種外務員資格試験 (削る)</p> <p>2 二種外務員資格試験 (削る)</p> <p>3 会員内部管理責任者資格試験</p> <p>4 特別会員一種外務員資格試験</p> <p>5 特別会員二種外務員資格試験</p> <p>6 特別会員四種外務員資格試験 (削る)</p> <p>7 特別会員内部管理責任者資格試験</p> <p>(受験資格)</p> <p>第 4 条 (現行どおり)</p> <p>1 一種外務員資格試験</p> <p>イ 会員の使用人(出向により受け入れた者(以下「出向者」という。))及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する派遣労働者(以下「派遣労働者」という。))を含む。)又はその会員が使用人として採用しようとする者(出向により受け入れようとする者(以下、「出向予定者」という。))及び派遣労働者として従事させようとする者(以下、「派遣労働予定者」という。))を含む。)のうち「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(以下「外務員規則」という。)第4条第3号に規定する二種外務員の資格(以下「二種外務員の資格」という。)を有する者</p>	<p>第 12 条 試験は、次に掲げる7種類とする。</p> <p>1 一種外務員資格試験</p> <p>2 削 除</p> <p>3 二種外務員資格試験</p> <p>4 削 除</p> <p>5 会員内部管理責任者資格試験</p> <p>6 特別会員一種外務員資格試験</p> <p>7 特別会員二種外務員資格試験</p> <p>8 特別会員四種外務員資格試験</p> <p>9 削 除</p> <p>10 特別会員内部管理責任者資格試験</p> <p>(受験資格)</p> <p>第 13 条 協会員が、試験を受けさせることのできる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>1 一種外務員資格試験</p> <p>イ 会員の使用人(出向により受け入れた者を含む。以下同じ。))又はその会員が使用人として採用しようとする者のうち「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(以下「外務員規則」という。)第4条第3号に規定する二種外務員の資格(以下「二種外務員の資格」という。)を有する者</p>

新 設	参 考
<p>ロ 会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社（以下「<u>会員支配会社</u>」という。）の使用人（<u>出向者及び派遣労働者を除く。</u>）又はその会員支配会社が使用人として採用しようとする者（<u>出向予定者及び派遣労働予定者を除く。</u>）のうち二種外務員の資格を有する者</p> <p>ハ 会員の<u>有価証券の売買その他の取引等</u>に関連する業務を行っている関連会社（<u>関連会社の使用人（出向者及び派遣労働者を除く。）</u>）が会員の使用人（<u>出向者及び派遣労働者を含む。</u>）になることが見込まれる場合の当該関連会社のうち、本協会が認めた会社（以下「<u>会員の関連会社</u>」という。）に限る。）の使用人（<u>出向者及び派遣労働者を除く。</u>）のうち二種外務員の資格を有する者</p> <p>ニ 特別会員の使用人（<u>出向者及び派遣労働者を含む。</u>）又はその特別会員が使用人として採用しようとする者（<u>出向予定者及び派遣労働予定者を含む。</u>）のうち二種外務員の資格を有する者</p> <p>ホ 特別会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社（以下「<u>特別会員支配会社</u>」という。）の使用人（<u>出向者及び派遣労働者を除く。</u>）又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者（<u>出向予定者及び派遣労働予定者を除く。</u>）のうち二種外務員の資格を有する者</p>	<p>ロ 会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社（以下「<u>会員支配会社</u>」という。）の使用人（<u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する派遣労働者（以下「<u>派遣労働者</u>」</u>という。）を除く。以下同じ。）又はその会員支配会社が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者</p> <p>ハ 会員の<u>証券業務</u>に関連する業務を行っている関連会社（<u>関連会社の使用人が会員の使用人になることが見込まれる場合の当該関連会社のうち、本協会が認めた会社に限る。以下「<u>会員の関連会社</u>」</u>という。）の使用人（<u>派遣労働者を除く。</u>）のうち二種外務員の資格を有する者</p> <p>ニ 特別会員の使用人（<u>出向により受け入れた者を含む。以下同じ。</u>）又はその特別会員が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者</p> <p>ホ 特別会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社（以下「<u>特別会員支配会社</u>」という。）の使用人（<u>派遣労働者を除く。以下同じ。</u>）又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者</p>

新 設	参 考
<p>へ <u>特別会員の金融商品取引法（以下「金商法」という。）第33条の2の登録に係る業務（以下「登録金融機関業務」という。）</u>に関連する業務を行っている関連会社（関連会社の使用人（<u>出向者及び派遣労働者を除く。</u>）が特別会員の使用人（<u>出向者及び派遣労働者を含む。</u>）になることが見込まれる場合の当該関連会社のうち、本協会が認めた会社（以下「<u>特別会員の関連会社</u>」という。）に限る。）の使用人（<u>出向者及び派遣労働者を除く。</u>）のうち二種外務員の資格を有する者</p> <p>ト <u>定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業者（金融商品仲介業の登録を受ける前の者であって、金融商品仲介業に係る業務の委託契約を締結した者を含む。第2号から第5号及び第7号並びに第11条において同じ。）</u>若しくはその使用人（<u>出向者及び派遣労働者を含む。</u>）又は金融商品仲介業者が使用人として採用しようとする者（<u>出向予定者及び派遣労働予定者を含む。</u>）のうち二種外務員の資格を有する者</p> <p>チ <u>店頭デリバティブ取引会員の使用人（出向者及び派遣労働者を含む。）</u>又はその店頭デリバティブ取引会員が使用人として採用しようとする者（<u>出向予定者及び派遣労働予定者を含む。</u>）のうち二種外務員の資格を有する者</p> <p style="text-align: center;">（削る）</p> <p>2 二種外務員資格試験</p> <p>イ 会員の使用人（<u>出向者及び派遣労働</u></p>	<p>へ 特別会員の<u>登録等証券業務</u>に関連する業務を行っている関連会社（関連会社の使用人が特別会員の使用人になることが見込まれる場合の当該関連会社のうち、本協会が認めた会社に限る。以下「<u>特別会員の関連会社</u>」という。）の使用人（<u>派遣労働者を除く。</u>）のうち二種外務員の資格を有する者</p> <p>ト <u>証券仲介業者（証券仲介業の登録を受ける前の者であって、証券仲介業に係る業務の委託契約を締結した者を含む。第2号、第3号、第5号、第6号、第7号及び第10号並びに第21条第1項及び第2項において同じ。）</u>若しくはその使用人（<u>出向により受け入れた者を含む。以下同じ。</u>）又は証券仲介業者が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>2 <u>削 除</u></p> <p>3 二種外務員資格試験</p> <p>イ 会員の使用人又はその会員が使用</p>

新 設	参 考
<p>者を含む。)又はその会員が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を含む。)</p> <p>ロ 会員支配会社の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)又はその会員支配会社が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を除く。)</p> <p>ハ 会員の関連会社の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)</p> <p>ニ 特別会員の使用人(出向者及び派遣労働者を含む。)又はその特別会員が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を含む。)</p> <p>ホ 特別会員支配会社の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を除く。)</p> <p>ヘ 特別会員の関連会社の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)</p> <p>ト 金融商品仲介業者若しくはその使用人(出向者及び派遣労働者を含む。)又は金融商品仲介業者が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を含む。)</p> <p>チ 店頭デリバティブ取引会員の使用人(出向者及び派遣労働者を含む。)又はその店頭デリバティブ取引会員が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を含む。)</p> <p>(削る)</p> <p>3 会員内部管理責任者資格試験</p>	<p>人として採用しようとする者</p> <p>ロ 会員支配会社の使用人又はその会員支配会社が使用人として採用しようとする者</p> <p>ハ 会員の関連会社の使用人(派遣労働者を除く。)</p> <p>ニ 特別会員の使用人又はその特別会員が使用人として採用しようとする者</p> <p>ホ 特別会員支配会社の使用人又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者</p> <p>ヘ 特別会員の関連会社の使用人(派遣労働者を除く。)</p> <p>ト 証券仲介業者若しくはその使用人又は証券仲介業者が使用人として採用しようとする者</p> <p>(新設)</p> <p>4 削 除</p> <p>5 会員内部管理責任者資格試験</p>

新 設	参 考
<p>イ 会員の役員</p> <p>ロ 会員の使用人(出向者を含み、派遣労働者を除く。)のうち外務員規則第4条第1号に規定する一種外務員の資格(以下「一種外務員の資格」という。)を有する者</p> <p>ハ 会員支配会社の役員又は会員支配会社の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)のうち一種外務員の資格を有する者</p> <p>ニ 会員の関連会社の役員又は会員の関連会社の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)のうち一種外務員の資格を有する者</p> <p>ホ 特別会員の役員</p> <p>ヘ 特別会員の使用人(出向者を含み、派遣労働者を除く。)のうち一種外務員の資格を有する者</p> <p>ト 特別会員支配会社の役員又は特別会員支配会社の使用人のうち一種外務員の資格を有する者</p> <p>チ 特別会員の関連会社の役員又は特別会員の関連会社の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)のうち一種外務員の資格を有する者</p> <p>リ 金融商品仲介業者又はその役員若しくは使用人(出向者を含み、派遣労働者を除く。)であって一種外務員の資格を有する者</p> <p>ヌ 店頭デリバティブ取引会員の役員</p> <p>ル 店頭デリバティブ取引会員の使用人(出向者を含み、派遣労働者を除く。)のうち一種外務員の資格を有する者</p>	<p>イ 会員の役員</p> <p>ロ 会員の使用人(派遣労働者を除く。)のうち外務員規則第4条第1号に規定する一種外務員の資格(以下「一種外務員の資格」という。)を有する者</p> <p>ハ 会員支配会社の役員又は会員支配会社の使用人のうち一種外務員の資格を有する者</p> <p>ニ 会員の関連会社の役員又は会員の関連会社の使用人(派遣労働者を除く。)のうち一種外務員の資格を有する者</p> <p>ホ 特別会員の役員</p> <p>ヘ 特別会員の使用人(派遣労働者を除く。)のうち一種外務員の資格を有する者</p> <p>ト 特別会員支配会社の役員又は特別会員支配会社の使用人のうち一種外務員の資格を有する者</p> <p>チ 特別会員の関連会社の役員又は特別会員の関連会社の使用人(派遣労働者を除く。)のうち一種外務員の資格を有する者</p> <p>リ 証券仲介業者又はその役員若しくは使用人(派遣労働者を除く。)であって一種外務員の資格を有する者</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>4 特別会員一種外務員資格試験</p>	<p>6 特別会員一種外務員資格試験</p>

新 設	参 考
<p>イ <u>特別会員の使用人(出向者及び派遣労働者を含む。)</u>又はその特別会員が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を含む。)<u>のうち外務員規則第4条第5号に規定する特別会員二種外務員の資格(以下「特別会員二種外務員の資格」という。)</u>を有する者</p> <p>ロ <u>特別会員支配会社の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)</u>又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を除く。)<u>のうち特別会員二種外務員の資格を有する者</u></p> <p>ハ <u>特別会員の関連会社の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)</u>のうち特別会員二種外務員の資格を有する者</p> <p>ニ <u>金融商品仲介業者(特別会員のみを金商法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等とする者に限る。以下この条において同じ。)</u>若しくはその使用人(出向者及び派遣労働者を含む。)<u>又は金融商品仲介業者が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を含む。)</u>のうち特別会員二種外務員の資格を有する者</p> <p>ホ <u>店頭デリバティブ取引会員の使用人(出向者及び派遣労働者を含む。)</u>又はその店頭デリバティブ取引会員が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を含む。)<u>のうち特別会員二種外務員の資格を有する者</u></p>	<p>イ 特別会員の使用人又はその特別会員が使用人として採用しようとする者のうち外務員規則第4条第5号に規定する特別会員二種外務員の資格(以下「特別会員二種外務員の資格」という。)を有する者</p> <p>ロ 特別会員支配会社の使用人又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者のうち特別会員二種外務員の資格を有する者</p> <p>ハ 特別会員の関連会社の使用人(派遣労働者を除く。)<u>のうち特別会員二種外務員の資格を有する者</u></p> <p>ニ <u>証券仲介業者若しくはその使用人又は証券仲介業者が使用人として採用しようとする者のうち特別会員二種外務員の資格を有する者</u></p>
<p>5 特別会員二種外務員資格試験</p>	<p>(新設)</p> <p>7 特別会員二種外務員資格試験</p>

新 設	参 考
<p>イ <u>特別会員の使用人(出向者及び派遣労働者を含む。)</u>又はその特別会員が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を含む。)</p> <p>ロ <u>特別会員支配会社の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)</u>又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を除く。)</p> <p>ハ <u>特別会員の関連会社の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)</u></p> <p>ニ <u>金融商品仲介業者若しくはその使用人(出向者及び派遣労働者を含む。)</u>又は<u>金融商品仲介業者</u>が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を含む。)</p> <p>ホ <u>店頭デリバティブ取引会員の使用人(出向者及び派遣労働者を含む。)</u>又はその店頭デリバティブ取引会員が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を含む。)</p> <p>6 <u>特別会員四種外務員資格試験</u> 特別会員の代理を行う者又は代理を行う者になろうとする者のうち、特別会員が、<u>金商法第 33 条の 8 第 2 項に規定する特定金融商品取引業務(同項第 1 号に掲げる業務に限る。以下「特定金融商品取引業務」という。)</u>に従事させようとする者 (削る)</p> <p>7 <u>特別会員内部管理責任者資格試験</u> イ 特別会員の役員 ロ <u>特別会員の使用人(出向者を含み、派遣労働者を除く。)</u>のうち外務員規</p>	<p>イ 特別会員の使用人又はその特別会員が使用人として採用しようとする者</p> <p>ロ 特別会員支配会社の使用人又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者</p> <p>ハ 特別会員の関連会社の使用人(派遣労働者を除く。)</p> <p>ニ <u>証券仲介業者若しくはその使用人又は証券仲介業者</u>が使用人として採用しようとする者</p> <p>(新設)</p> <p>8 <u>特別会員四種外務員資格試験</u> 特別会員の代理を行う者又は代理を行う者になろうとする者のうち、特別会員が、<u>証取法第65条の 2 第11項に規定する特定証券業務(以下「特定証券業務」という。)</u>に従事させようとする者</p> <p>9 <u>削 除</u></p> <p>10 <u>特別会員内部管理責任者資格試験</u> イ 特別会員の役員 ロ <u>特別会員の使用人(派遣労働者を除く。)</u>のうち外務員規則第 4 条第 4 号</p>

新 設	参 考
<p>則第4条第4号に規定する特別会員一種外務員の資格(以下「特別会員一種外務員の資格」という。)を有する者</p> <p>ハ 特別会員支配会社の役員又は特別会員支配会社の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)のうち特別会員一種外務員の資格を有する者</p> <p>ニ 特別会員の関連会社の役員又は特別会員の関連会社の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)のうち特別会員一種外務員の資格を有する者</p> <p>ホ 金融商品仲介業者又はその役員若しくは使用人(出向者を含み、派遣労働者を除く。)であって一種外務員の資格又は特別会員一種外務員の資格を有する者</p> <p>ヘ 店頭デリバティブ取引会員の役員</p> <p>ト 店頭デリバティブ取引会員の使用人(出向者を含み、派遣労働者を除く。)のうち特別会員一種外務員の資格を有する者</p> <p>2 前項の規定により、協会員が使用人として採用しようとする者(会員支配会社若しくは特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者又は特別会員の代理を行う者になろうとする者のうち当該特別会員が特定金融商品取引業務に従事させようとする者を含む。)に受けさせることができる試験は、協会員が使用人として採用しようとする日(会員支配会社若しくは特別会員支配会社が使用人として採用しようとする日又は特別会員の代理を行う者になろうとする者を当該特別会員が特</p>	<p>に規定する特別会員一種外務員の資格(以下「特別会員一種外務員の資格」という。)を有する者</p> <p>ハ 特別会員支配会社の役員又は特別会員支配会社の使用人のうち特別会員一種外務員の資格を有する者</p> <p>ニ 特別会員の関連会社の役員又は特別会員の関連会社の使用人(派遣労働者を除く。)のうち特別会員一種外務員の資格を有する者</p> <p>ホ 証券仲介業者(特別会員のみを所属証券会社等とする者に限る。)又はその役員若しくは使用人(派遣労働者を除く。)であって一種外務員の資格又は特別会員一種外務員の資格を有する者</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の規定により、協会員が使用人として採用しようとする者(会員支配会社若しくは特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者又は特別会員の代理を行う者になろうとする者のうち当該特別会員が特定証券業務に従事させようとする者を含む。以下第17条において同じ。)に受けさせることができる試験は、協会員が使用人として採用しようとする日(会員支配会社若しくは特別会員支配会社が使用人として採用しようとする日又は特別会員の代理を行う者になろうとする者を</p>

新 設	参 考
<p>定金融商品取引業務に従事させようとする日を含む。)前90日以内に実施されるものに限るものとする。</p> <p>(試験の内容及び方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>(削る)</p> <p>(受験手続き)</p> <p>第6条 協会員は、<u>第4条</u>に定める者に試験を受けさせようとするときは、所定の方法により、本協会へ申し込むものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(不正の手段による受験等)</p> <p>第7条 委員会は、不正の手段により試験を受けた者及び受けようとした者(以下「不正受験者」という。)に対しては、その試験を停止すること又は不合格として取り扱うことができる。</p> <p>2 委員会は、<u>不正受験者</u>に対しては、1年以内の期間を定めて試験を受けさせないことができる。</p> <p>3 協会員は、不正の手段による受験(以下</p>	<p>当該特別会員が<u>特定証券業務</u>に従事させようとする日を含む。)前90日以内に実施されるものに限るものとする。</p> <p>(試験の内容及び方法)</p> <p>第14条 試験は、その種類ごとにそれぞれ必要と認められる知識について、筆記又はコンピュータ試験の方法により行う。</p> <p>2 試験の科目、出題の範囲、問題の形式及び数、時間、合格判定基準等については、試験の種類ごとに委員会がこれを定める。</p> <p>(試験の執行)</p> <p>第15条 <u>試験の執行</u>に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。</p> <p>(受験手続き)</p> <p>第16条 協会員は、<u>第13条</u>に定める者に試験を受けさせようとするときは、所定の方法により、本協会へ申し込むものとする。</p> <p>2 協会員は、本協会所定の受験料を本協会に支払うものとする。</p> <p>3 納付された受験料は、事由のいかんにかかわらず返還しない。</p> <p>(不正の手段による受験等)</p> <p>第17条 委員会は、不正の手段により試験を受けた及び受けようとした者に対しては、その試験を停止し又は不合格として取り扱うことができる。</p> <p>2 委員会は、<u>前項に規定する者</u>に対しては、1年以内の期間を定めて試験を受けさせないことができる。</p> <p>(新 設)</p>

新 設	参 考
<p>「不正受験」という。)が発生しないよう、<u>受験者に対し指導するとともに、不正受験の未然防止に努めなければならない。</u></p> <p>4 協会員は、<u>第4条第2項</u>の規定により、協会員が使用人として採用しようとする者に試験を受けさせたにもかかわらず、当該試験に合格した者を採用しないこととなった場合（特別会員の代理を行う者になろうとする者については、当該特別会員が特定金融商品取引業務に従事させないこととなった場合をいう。）には、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければならない。</p> <p>5 委員会は、前項の規定により、協会員が届出を行った場合、当該合格者の合格の決定を取り消すものとする。</p> <p>（合格者名簿の作成） 第 8 条 （現行どおり）</p> <p>（不合格者の取扱い） 第 9 条 （現行どおり）</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 （現行どおり）</p>	<p>3 協会員は、<u>第13条第2項</u>の規定により、協会員が使用人として採用しようとする者に試験を受けさせたにもかかわらず、当該試験に合格した者を採用しないこととなった場合（特別会員の代理を行う者になろうとする者については、当該特別会員が特定証券業務に従事させないこととなった場合をいう。）には、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければならない。</p> <p>4 委員会は、前項の規定により、協会員が届出を行った場合、当該合格者の合格の決定を取り消すものとする。</p> <p>（合格者名簿の作成） 第 18 条 本協会は、試験の合格者の名簿を作成する。</p> <p>（不合格者の取扱い） 第 19 条 試験を受け、不合格となった者は、当該受験日から30日を経過する日までは、同一種類の試験を受けることができない。</p> <p>2 試験を受け、同一種類の試験を初回の受験から3回連続して不合格となった者は、当該3回目の試験の受験日から180日を経過する日までは、同一種類の試験を受けることができない。</p> <p>3 前項の規定により、180日を経過した後最初に受ける試験については、初回の受験とみなし、以後の受験については、前2項の規定を適用する。</p>

新 設	参 考
<p>(受験の特例)</p> <p>第 10 条 本協会は、本協会に加入しようとする者が、所定の様式により試験の受験の申出を行い、かつ、本協会が認めた場合限り、<u>第 4 条各号の規定にかかわらず、その使用人及びその使用人として採用しようとする者に試験を受験させることとする。</u>ただし、<u>その使用人として採用しようとする者が受験する試験は、第 3 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号に定める試験（以下「外務員資格試験」という。）に限る。</u></p> <p>2 前項の本協会に加入しようとする者が本協会への加入を取り止め、若しくは本協会への加入の承認が得られなかった場合、又は当該加入しようとする者が本協会へ加入する日前に、その使用人が退職した場合、若しくは使用人として採用しようとする者を採用しないこととなった場合には、本協会は、前項の受験の申出が行われなかったものとして取り扱う。</p> <p>(金融商品仲介業者等に係る受験手続き)</p> <p>第 11 条 協会員は、<u>金融商品仲介業者</u>若しくはその使用人又は<u>金融商品仲介業者</u>が使用人として採用しようとする者に試験を受けさせようとするときは、<u>当該金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名等について、あらかじめ所定の様式により本協会に届出を行い、本協会の確認を得るものとする。</u></p> <p>2 協会員が、<u>第 4 条の規定に基づき金融商品仲介業者の使用人として採用しようとする者に受けさせることができる試験は、</u></p>	<p>(受験の特例)</p> <p>第 20 条 本協会は、本協会に加入しようとする者が、所定の様式により試験の受験の申出を行い、かつ、本協会が認めた場合限り、<u>第 13 条各号の規定にかかわらず、その使用人に試験を受験させることとし、また、その使用人として採用しようとする者に第 12 条に定める証券外務員資格試験（同条第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号から第 8 号までに規定する試験をいう。）を受験させることとする。</u></p> <p><u>ただし、当該加入しようとする者が本協会への加入を取り止め、若しくは本協会への加入の承認が得られなかった場合、又は当該加入しようとする者が本協会へ加入する日前に、その使用人が退職した場合、若しくは使用人として採用しようとする者を採用しないこととなった場合には、その受験の申出が行われなかったものとして取り扱うこととする。</u></p> <p>(証券仲介業者等に係る受験手続き)</p> <p>第 21 条 協会員は、<u>証券仲介業者</u>若しくはその使用人又は<u>証券仲介業者</u>が使用人として採用しようとする者に試験を受けさせようとするときは、<u>当該証券仲介業者の商号、名称又は氏名等について、あらかじめ所定の様式により本協会に届出を行い、本協会の確認を得るものとする。</u></p> <p>2 協会員が、<u>第 13 条の規定に基づき証券仲介業者の使用人として採用しようとする者に受けさせることができる試験は、当該</u></p>

新 設	参 考
<p>当該金融商品仲介業者が使用人として採用しようとする日前 90 日以内に実施されるものに限る。</p> <p>3 協会員は、<u>金融商品仲介業者</u>が使用人として採用しようとする者に試験を受けさせたにもかかわらず、当該試験に合格した者を採用しないこととなった場合には、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければならない。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 <u>金融商品仲介業者</u>(本項及び次項において、<u>金融商品仲介業</u>の登録(以下「登録」という。)を受ける前の者をいう。)が登録の申請を取り止め、若しくは<u>金商法第 66 条の 25</u>において準用する同法第 64 条の 2 第 3 項の規定に基づき登録拒否に係る通知を受けた場合には、当該<u>金融商品仲介業者</u>若しくはその使用人(使用人として採用しようとする者を含む。)に試験を受けさせた協会員は、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければならない。</p> <p>6 協会員が、試験を受けさせた<u>金融商品仲介業者</u>又はその使用人が所属する<u>金融商品仲介業者</u>との間の<u>金融商品仲介業</u>に係る業務の委託契約を当該<u>金融商品仲介業者</u>が登録を受ける前に解除した場合、当該<u>金融商品仲介業者</u>が他の協会員との間で<u>金融商品仲介業</u>に係る業務の委託契約を締結していないときは、当該試験を受けさせた協会員は、別に定める様式により、直</p>	<p><u>証券仲介業者</u>が使用人として採用しようとする日前90日以内に実施されるものに限る。</p> <p>3 協会員は、<u>証券仲介業者</u>が使用人として採用しようとする者に試験を受けさせたにもかかわらず、当該試験に合格した者を採用しないこととなった場合には、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければならない。</p> <p>4 委員会は、前項の規定により、協会員が届出を行った場合、当該合格者の合格を取り消すものとする。</p> <p>5 <u>証券仲介業者</u>(本項及び次項において、<u>証券仲介業</u>の登録(以下「登録」という。)を受ける前の者をいう。)が登録の申請を取り止め、若しくは<u>証取法第66条の23</u>において準用する同法第62条第3項の規定に基づき登録拒否に係る通知を受けた場合、<u>登録</u>を受ける日前にその使用人が退職した場合、又は使用人として採用しようとする者を採用しないこととなった場合には、当該<u>証券仲介業者</u>若しくはその使用人(使用人として採用しようとする者を含む。)に試験を受けさせた協会員は、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければならない。</p> <p>6 協会員が、試験を受けさせた<u>証券仲介業者</u>又はその使用人が所属する<u>証券仲介業者</u>との間の<u>証券仲介業</u>に係る業務の委託契約を当該<u>証券仲介業者</u>が登録を受ける前に解除した場合、当該<u>証券仲介業者</u>が他の協会員との間で<u>証券仲介業</u>に係る業務の委託契約を締結していないときは、当該試験を受けさせた協会員は、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければ</p>

新 設	参 考
<p>ちに本協会に届け出なければならない。</p> <p>7 (現行どおり)</p> <p>8 一の<u>金融商品仲介業者</u>に複数の協会員が<u>金融商品仲介業</u>に係る業務の委託を行う場合、<u>第6条</u>及び前各項の規定については、それぞれの規定にかかわらず、代表協会員(当該<u>金融商品仲介業者</u>が登録を受けた者にあつては、「<u>金融商品仲介業者に関する規則</u>」<u>第31条</u>第1項に規定する「代表協会員」をいい、当該<u>金融商品仲介業者</u>が登録前の者にあつては、同項の規定に準じて定めるとともに本協会への届出を行うものとする。)に適用する。</p>	<p>ならない。</p> <p>7 前2項の規定により、協会員が届出を行った場合、その受験の申出が行われなかったものとして取り扱うこととする。</p> <p>8 一の<u>証券仲介業者</u>に複数の協会員が<u>証券仲介業</u>に係る業務の委託を行う場合、<u>第16条</u>(<u>受験手続き</u>)及び前各項の規定については、それぞれの規定にかかわらず、代表協会員(当該<u>証券仲介業者</u>が登録を受けた者にあつては、「<u>証券仲介業者に関する規則</u>」<u>第31条</u>第1項に規定する「代表協会員」をいい、当該<u>証券仲介業者</u>が登録前の者にあつては、同項の規定に準じて定めるとともに本協会への届出を行うものとする。)に適用する。</p>
<p>(協会員等の役員に対する準用)</p> <p><u>第12条</u> <u>第4条</u>第1項第1号、第2号、第4号、第5号、同条第2項及び<u>第6条</u>から<u>第11条</u>の規定は、協会員の役員(外国人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。)並びに会員支配会社、特別会員支配会社、会員の関連会社、特別会員の関連会社、<u>第10条</u>に規定する本協会に加入しようとする者及び<u>金融商品仲介業者</u>の役員について準用する。</p>	<p>(協会員等の役員に対する準用)</p> <p><u>第22条</u> <u>第13条</u>第1項第1号から第3号、<u>第6号</u>、<u>第7号</u>、同条第2項、<u>第17条</u>、<u>第20条</u>及び<u>第21条</u>の規定は、協会員の役員(外国証券会社及び外国の登録金融機関については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。)並びに会員支配会社、特別会員支配会社、会員の関連会社、特別会員の関連会社、<u>第20条</u>に規定する本協会に加入しようとする者及び<u>証券仲介業者</u>の役員について準用する。</p>
<p>第 3 章 そ の 他</p> <p>(<u>二種外務員資格試験の一般への開放</u>)</p> <p><u>第13条</u> <u>第3条</u>第2号に規定する二種外務員資格試験については、<u>第4条</u>第1項</p>	<p>第 4 章 そ の 他</p> <p><u>第23条</u> 委員会は、<u>第12条</u>第3号に規定する二種外務員資格試験については、<u>第13条</u></p>

新 設	参 考
<p>2号イからチに掲げる者以外の者に試験を受けさせることができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(本協会以外の団体が実施した試験の取扱 い)</p> <p>第 14 条 <u>平成 6 年 2 月 16 日</u>から平成 8 年 3 月 31 日までの間に全国銀行協会連合会、社団法人全国地方銀行協会、社団法人第二地方銀行協会及び社団法人全国信用金庫協会が実施した第一種証券外務員研修修了認定試験又は第二種証券外務員研修修了認定試験は、<u>第 3 条第 4 号</u>に掲げる特別会員一種外務員資格試験又は同条第 5 号に掲げる特別会員二種外務員資格試験とみなす。</p> <p>2 <u>平成 6 年 2 月 16 日</u>から平成 8 年 3 月 31 日までの間に社団法人生命保険協会及び社団法人日本損害保険協会が実施した第一種証券外務員資格試験は、<u>第 3 条第 4 号</u>に掲げる特別会員一種外務員資格試験とみなす。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>第 1 項第 3 号イからトに掲げる者以外の者に試験を受けさせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき試験を受けさせる場合に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則 (平 6. 2.16)</p> <p>1 <u>この改正は、平成 6 年 3 月 1 日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この改正規則施行の際、現に選任されている委員の任期は、平成 6 年 6 月 30 日までとする。</u></p> <p>3 <u>この改正規則施行の日</u>から平成 8 年 3 月 31 日までの間に全国銀行協会連合会、社団法人全国地方銀行協会、社団法人第二地方銀行協会及び社団法人全国信用金庫協会が実施する第一種証券外務員研修修了認定試験又は第二種証券外務員研修修了認定試験は、<u>第 12 条第 6 号</u>に掲げる特別会員一種外務員資格試験又は同条第 7 号に掲げる特別会員二種外務員資格試験とみなす。</p> <p>4 <u>この改正規則施行の日</u>から平成 8 年 3 月 31 日までの間に社団法人生命保険協会及び社団法人日本損害保険協会が実施する第一種証券外務員資格試験又は国債窓販資格試験は、<u>第 12 条第 6 号</u>に掲げる特別会員一種外務員資格試験又は同条第 8 号に掲げる特別会員三種外務員資格試験とみなす。</p>

「監査規則」の一部改正について

平成 19 年 9 月 18 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>定款第 20 条第 1 項の</u>規定に基づき、<u>協会員に対する監査</u>に関して必要な事項を定める。</p> <p>(監 査 員)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(監 査 計 画)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(監 査 の 種 類)</p> <p>第 4 条 <u>本協会の監査は、次の各号に定めるところにより行う。</u></p> <p>1 <u>一般監査</u> <u>法令及び諸規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況並びに財務の状況について、全般的に点検を行う。</u></p> <p>2 <u>特別監査</u> <u>法令及び諸規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況並びに財務の状況のうち、特定の項目について、必要に応じて点検を行う。</u></p> <p>3 <u>フォローアップ監査</u> <u>本協会の監査及び各行政機関の検査等において認められた指摘事項について改善報告を求めた協会員に対して、当該指摘事項の改善状況について、必要に応じて点検を行う。</u></p> <p>4 <u>機動的・継続的監査</u> <u>本協会に加入して 6 か月に満たない協会員のうち、公益又は投資者保護の観点から特に必要と認めた協会員に対して、その業務が適正に行われているかどうかについて、点検を行う。</u></p> <p>(監 査 の 実 施 方 法)</p> <p>第 5 条 <u>監査は、協会員の本店、支店又は営業所等において行う実地監査及び協会員から本協会に提出する書類に基づき行う書類監査とする。</u></p> <p>(監 査 員 の 権 限)</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>定款第 18 条第 1 項の</u>規定に基づき、<u>協会員に対する監査</u>に関して必要な事項を定める。</p> <p>(監 査 員)</p> <p>第 2 条 <u>監査は、本協会の職員のうちから会長が任命した監査員が、これに当たる。</u></p> <p>(監 査 計 画)</p> <p>第 3 条 <u>本協会は、その年度の監査に当たり、監査計画を作成し、これを協会員に通知して実施する。ただし、必要があると認めるときは、監査計画に定める事項以外の事項についても、随時これを行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監 査 の 種 類)</p> <p>第 4 条 <u>監査は、協会員から本協会に提出する書類につき行う書類監査及び協会員の本店、支店その他の営業所において行う実地監査とする。</u></p> <p>(監 査 員 の 権 限)</p> <p>第 5 条 <u>監査員は、協会員に対し、監査事項に係りのある帳簿、書類及び有価物の提示、</u></p>

新	旧
<p>(監査員の義務) 第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(監査員証の提示) 第 8 条 監査員は、監査の着手に当たっては、協会員に別に定める様式による監査員証を提示する。</p> <p>(監査結果の報告) 第 9 条 監査員は、<u>第 4 条に定める監査の結果を会長に書面により報告しなければならない。</u></p> <p>(監査結果の通知) 第 10 条 本協会は、<u>原則として監査結果を当該協会員に書面により通知する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>閲覧若しくは資料の提出又は事実の説明を要求することができる。</p> <p>(監査員の義務) 第 6 条 監査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監査に当たっては、常に穩健、冷静な態度を持ち、品位と信用を保持するよう努めること。 2 監査は、すべて事実に基づいて公正かつ能率的に行うよう努めること。 3 有価物その他重要物件の現物監査に当たっては、保管の責任者を立ち合せて、特に適確迅速に行うとともに紛失等の事故がないよう留意すること。 4 事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正であるよう努めること。 5 職務上知り得た事項を、正当な事由なく他に漏らさないこと。 <p>(監査員証の提示) 第 7 条 監査員は、<u>実地監査の着手に当たり協会員に別に定める様式による監査員証を提示するものとする。</u></p> <p>(監査終了の報告) 第 8 条 監査員は、<u>監査が終了したときは、速やかにその結果を会長に書面により報告しなければならない。</u></p> <p>(監査終了の通知) 第 9 条 本協会は、<u>監査が終了したときは、その結果を協会員に書面により通知する。</u></p> <p>(協会の処理報告) 第 10 条 協会員は、<u>本協会から監査の結果に基づく処理について報告を求められた場合は、本協会が指定する期日までにその処理に関する報告書を提出しなければならない。</u></p>

「証券業経理の統一について」理事会決議(自主規制会議決議)の一部改正について

平成 19 年 9 月 18 日

(下線部分変更)

新	旧
<p align="center"><u>有価証券関連業経理の統一に関する規則</u></p> <p><u>この規則は、会員が適正な会計処理を行うため、金融商品取引業等に関する内閣府令第 172 条第 2 項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 28 条第 8 項に規定する有価証券関連業に固有の勘定科目とその内容及び経理処理方法について有価証券関連業に関する経理の統一基準を下記のとおり定めるものである。会員が金商法第 46 条の 3 に規定する事業報告書など経理の状況に関する報告書等の作成並びに企業会計を行う場合には、この規則の他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って適正に処理しなければならない。</u></p> <p>貸借対照表科目に関する有価証券関連業固有の勘定科目とその内容・計上基準</p> <p><u>金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う者をいう。別に定める場合を除き、以下同じ。）が貸借対照表を作成する場合における有価証券関連業固有の勘定科目とその内容及び計上基準は</u></p>	<p align="center"><u>「証券業経理の統一について」理事会決議（自主規制会議決議）</u></p> <p><u>本理事会決議は、会員が適正な会計処理を行うため、証券会社に関する内閣府令第 32 条第 3 項に定める金融庁長官の定める会計処理の方法として、証券業固有の勘定科目とその内容及び経理処理方法について証券業経理に関する統一基準を下記のとおり定めるものである。会員が同府令に定める営業報告書など経理の状況に関する報告書等の作成並びに企業会計を行う場合には、本理事会決議の他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って適正に処理しなければならない。</u></p> <p align="center">記</p> <p>貸借対照表科目に関する証券業固有の勘定科目とその内容・計上基準</p> <p><u>証券会社が貸借対照表を作成する場合における証券業固有の勘定科目とその内容及び計上基準は次のとおりとする。なお、以下に掲げる勘定科目等によるほかは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作</u></p>

新				旧			
次のとおりとする。なお、以下に掲げる勘定科目等によるほかは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成する。				成すること。			
大科目	中科目	内 容	備 考	大科目	中科目	内 容	備 考
流動資産 預託金	顧客分別 金信託	金商法第43条の2第2項の規定に基づき、国内において信託会社等に信託している顧客分別金信託額（金銭の信託にかかるものに限る。） 注：（ 現行どおり ）		流動資産 預託金	顧客分別 金信託	証券取引法第47条第3項の規定に基づき、国内において信託会社等に信託している顧客分別金信託額（金銭の信託にかかるものに限る。） 注：（ 省 略 ）	
	金融商品 取引責任 準備預託 金	金融商品取引業協会の規則に基づき、同協会に預託している金融商品取引責任準備預託金			（ 新 設 ）	（ 新 設 ）	
	その他の 預託金	金融商品取引所（外国金融商品取引所を含む。以下同じ。）金融商品取引業協会及び取引参加者協会等の機関・団体等の規則により預託している「金融商品取引責任準備預託金」以外の預託金 注：（ 削 る ）			その他の 預託金	証券取引所、証券業協会及び取引参加者協会等の機関・団体等の規則により預託している預託金 注：金融先物取引責任準備預託金はこの勘定で計上する。ただし、重要性が高いと認められる場合には、中科目として別掲すること。	

新				旧			
トレーディング商品	デリバティブ取引	<p>トレーディングの目的をもって自己の計算により契約した先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引、外国通貨に係る取引及びクレジット・デリバティブ取引等のデリバティブ取引（着地取引、選択権付債券売買取引等有価証券の売買の一形態として行うデリバティブ取引及び複合金融商品から分離されたデリバティブを含む。）について、公正価値により評価した正味の債権</p> <p>注1:(現行どおり) 注2:(現行どおり)</p>	(現行どおり)	トレーディング商品	デリバティブ取引	<p>トレーディングの目的をもって自己の計算により契約した先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及び外国通貨に係る取引等のデリバティブ取引（着地取引、選択権付債券売買取引等有価証券の売買の一形態として行うデリバティブ取引及び複合金融商品から分離されたデリバティブを含む。）について、公正価値により評価した正味の債権</p> <p>注1:(省 略) 注2:(省 略)</p>	(省 略)
信用取引資産	信用取引貸付金	顧客（他の金融商品取引業者を含む。以下同じ。）の信用取引に係る有価証券の買付代金相当額	<p>・契約期間が1年を超える取引、無期限の取引に係るものについても本科目で処理する。</p>	信用取引資産	信用取引貸付金	顧客（他の証券会社を含む。以下同じ。）の信用取引に係る有価証券の買付代金相当額	(新 設)
	信用取引借証券担保金	貸借取引により証券金融会社に差し入れている借証券担保金及び他の金融商品取引業者に差し入れている担保金でこれと同様の性質を有するもの			信用取引借証券担保金	貸借取引により証券金融会社に差し入れている借証券担保金及び他の証券会社に差し入れている担保金でこれと同様の性質を有するもの	
有価証券担保貸付金	借入有価証券担保金	(現行どおり)	<p>・契約期間が1年を超える取引、無期限の取引に係るものについても本科目で処理する。</p>	有価証券担保貸付金	借入有価証券担保金	(省 略)	(新 設)
	現先取引貸付金	(現行どおり)			現先取引貸付金	(省 略)	

新				旧			
立替金	顧客への立替金	買付代金の立替え及び売却代金の先払い等の顧客への一時的な立替金（ <u>金商法第35条第2項</u> に規定する届出業務に係る立替えを除く。）	（ 現行どおり ）	立替金	顧客への立替金	買付代金の立替え及び売却代金の先払い等の顧客への一時的な立替金（ <u>証券取引法第34条第2項</u> に規定する届出業務に係る立替えを除く。）	（ 省 略 ）
	その他の立替金	公社債の元利金支払い及び投資信託の収益分配金支払いの立替え等の一時的な立替金並びに「顧客への立替金」以外の立替金			その他の立替金	公社債の元利金支払い及び投資信託の収益分配金支払い、 <u>株券の名義書換失念に係る新株払込金の立替え等</u> の一時的な立替金並びに「顧客への立替金」以外の立替金	
短期差入保証金	発行日取引差入証拠金	発行日取引に関し、 <u>金融商品取引清算機関</u> 又は他の <u>金融商品取引業者</u> に差し入れている <u>売買証拠金</u>	（ 現行どおり ）	短期差入保証金	発行日取引差入証拠金	発行日取引に関し、 <u>証券取引清算機関</u> 又は他の <u>証券会社</u> に差し入れている <u>売買証拠金</u>	（ 省 略 ）
	信用取引差入保証金	貸借取引又は信用取引に関し、 <u>証券金融会社</u> 又は他の <u>金融商品取引業者</u> に差し入れている保証金			信用取引差入保証金	貸借取引又は信用取引に関し、 <u>証券金融会社</u> 又は他の <u>証券会社</u> に差し入れている保証金	
	先物取引差入証拠金	先物取引に関し、 <u>金融商品取引所</u> 又は <u>金融商品取引清算機関</u> に差し入れている取引証拠金又は他の <u>金融商品取引業者</u> に差し入れている <u>委託証拠金</u> （顧客から受け入れた証拠金で <u>金融商品取引所</u> 又は <u>金融商品取引清算機関</u> へ直接預託した額を除く。）			先物取引差入証拠金	先物取引に関し、 <u>取引所</u> 又は <u>証券取引清算機関</u> に差し入れている取引証拠金又は他の <u>証券会社</u> に差し入れている <u>委託証拠金</u> （顧客から受け入れた証拠金で <u>取引所</u> 又は <u>証券取引清算機関</u> へ直接預託した額を除く。）	

新			旧		
	有価証券引渡票支払金	売付証券の引渡遅延により、金融商品取引清算機関又は買方会員に預託している受渡代金相当額		有価証券引渡票支払金	売付証券の引渡遅延により、証券取引清算機関又は買方会員に預託している受渡代金相当額
	その他の差入保証金	(現行どおり) 注1:(現行どおり) 注2:営業に係るものあるいは1年以内に確実に回収、精算が見込まれるもの以外は「長期差入保証金」等の適当な科目に振替え処理すること。		その他の差入保証金	(省 略) 注1:(省 略) 注2: 1年以内に確実に回収、精算が見込まれるもの以外は「長期差入保証金」等の適当な科目に振替え処理すること。
支払差金勘定		金融商品取引所又は金融商品取引清算機関を経由して支払った発行日取引又は先物取引に係る清算差金又は引直差金及び更新差金並びに金融商品取引所に支払った発行日取引の更新差金等 注:(現行どおり)	支払差金勘定		証券取引所等を経由して支払った発行日取引又は先物取引に係る清算差金又は引直差金及び更新差金並びに証券取引所に支払った発行日取引の更新差金等 注:(省 略)
注: コール・ローン、手形割引市場を通じて取得した割引手形代金相当額、MMF、中国ファンド等のキャッシングに係る貸付金及び関係会社への貸付金などがある場合には、別途「短期貸付金」等の適当な科目を設け、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って会計処理すること。この場合関係会社に対するもの(<u>第一種金融商品取引業</u> に係るものを除く。)については区分して経理処理すること。なお、一年以内に確実に回収、精算が見込まれるもの以外は「長期貸付金」等の適当な科目に振替え処理すること。			注: コール・ローン、手形割引市場を通じて取得した割引手形代金相当額、MMF、中国ファンド等のキャッシングに係る貸付金及び関係会社への貸付金などがある場合には、別途「短期貸付金」等の適当な科目を設け、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って会計処理すること。この場合関係会社に対するもの(<u>証券業</u> に係るものを除く。)については区分して経理処理すること。なお、一年以内に確実に回収、精算が見込まれるもの以外は「長期貸付金」等の適当な科目に振替え処理すること。		

新				旧			
大科目	中科目	内 容	備 考	大科目	中科目	内 容	備 考
<u>流動負債</u> トレーディング商品	デリバティブ取引	<p>トレーディングの目的をもって自己の計算により契約した先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引、外国通貨に係る取引及びクレジット・デリバティブ取引等のデリバティブ取引（着地取引、選択権付債券売買取引等有価証券の売買の一形態として行うデリバティブ取引及び複合金融商品から分離されたデリバティブを含む。）について、公正価値により評価した正味の債務</p> <p>注1:(現行どおり) 注2:(現行どおり)</p>	(現行どおり)	<u>流動負債</u> トレーディング商品	デリバティブ取引	<p>トレーディングの目的をもって自己の計算により契約した先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及び外国通貨に係る取引等のデリバティブ取引（着地取引、選択権付債券売買取引等有価証券の売買の一形態として行うデリバティブ取引及び複合金融商品から分離されたデリバティブを含む。）について、公正価値により評価した正味の債務</p> <p>注1:(省 略) 注2:(省 略)</p>	(省 略)
信用取引 負債	信用取引借入金	証券金融会社からの貸借取引に係る借入金及び他の金融商品取引業者からの信用取引による借入金	・契約期間が1年を超える取引、無期限の取引に係るものについても本科目で処理する。	信用取引 負債	信用取引借入金	証券金融会社からの貸借取引に係る借入金及び他の証券会社からの信用取引による借入金	(新 設)
	信用取引貸証券受入金	(現行どおり)			信用取引貸証券受入金	(省 略)	
有価証券 担保借入金	有価証券貸借取引受入金	(現行どおり)	・契約期間が1年を超える取引、無期限の取引に係るものについても本科目で処理する。	有価証券 担保借入金	有価証券貸借取引受入金	(省 略)	(新 設)
	現先取引借入金	(現行どおり)			現先取引借入金	(省 略)	

新				旧			
大科目	中科目	内 容	備 考	大科目	中科目	内 容	備 考
預り金	募集等受入金	顧客から受け入れた引受け、売出し、募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る有価証券の申込証拠金又は払込金（投資信託の受益証券等の募集等に際し顧客から受け入れる手数料を含む。）	（ 現行どおり ）	預り金	募集等受入金	顧客から受け入れた引受け、売出し、募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る有価証券の申込証拠金又は払込金（投資信託の受益証券の募集等に際し顧客から受け入れる手数料を含む。）	（ 省 略 ）
受入保証金	先物取引受入証拠金	顧客から先物取引の委託証拠金として受け入れている現金（ <u>金融商品取引所又は金融商品取引清算機関</u> へ直接預託した額を除く。）	（ 現行どおり ）	受入保証金	先物取引受入証拠金	顧客から先物取引の委託証拠金として受け入れている現金（ <u>取引所又は証券取引清算機関</u> へ直接預託した額を除く。）	（ 省 略 ）
	有価証券引渡票受入金	買付証券の受入遅延により、売方会員から預託を受けている受渡代金相当額（ <u>金融商品取引所</u> を経由するものを含む。）			有価証券引渡票受入金	買付証券の受入遅延により、売方会員から預託を受けている受渡代金相当額（ <u>証券取引所</u> を経由するものを含む。）	
	その他の受入保証金	（ 現行どおり ） 注：営業に係るものあるいは1年以内に確実に回収、精算されると見込まれるもの以外は「長期受入保証金」等の適当な科目に振替え処理すること。	その他の受入保証金		（ 省 略 ） 注：1年以内に確実に回収、精算されると見込まれるもの以外は「長期受入保証金」等の適当な科目に振替え処理すること。		

新				旧			
大科目	中科目	内 容	備 考	大科目	中科目	内 容	備 考
受取差金 勘定		金融商品取引所又は金融商品取引清算機関を經由して受け入れた発行日取引又は先物取引に係る清算差金又は引直差金及び更新差金等 注：(現行どおり)		受取差金 勘定		証券取引所等を經由して受け入れた発行日取引又は先物取引に係る清算差金又は引直差金及び更新差金等 注：(省 略)	
<u>特別法上の準備金</u> 金融商品取引責任準備金		金商法第46条の5の規定に基づき、事故による損失に備えるため留保した準備金		<u>特別法上の準備金</u> 証券取引責任準備金		証券取引法第51条の規定に基づき、証券事故による損失に備えるため留保した準備金	

新				旧			
損益計算書科目に関する有価証券関連業固有の勘定科目とその内容・計上基準				損益計算書科目に関する証券業固有の勘定科目とその内容・計上基準			
<p>金融商品取引業者が損益計算書を作成する場合における有価証券関連業固有の勘定科目とその内容及び計上基準は次のとおりとする。なお、以下に掲げる勘定科目等によるほかは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成する。</p>				<p>証券会社が損益計算書を作成する場合における証券業固有の勘定科目とその内容及び計上基準は次のとおりとする。なお、以下に掲げる勘定科目等によるほかは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成すること。</p>			
大科目	中科目	内 容	計上時期	大科目	中科目	内 容	計上時期
営業収益				営業収益			
受入手数料	委託手数料	委託手数料、媒介手数料等有価証券等の売買又はデリバティブ取引等の媒介、取次ぎ又は代理を行ったことにより顧客又は他の金融商品取引業者から受け入れる手数料	金融商品取引所における約定日（信用取引に係る委託手数料については、新規建玉又は反対売買の約定日に各々計上する。）又はこれに準じる日。 ただし、受入手数料及び支払手数料の認識については、ブローカー業務を主たる業務とする会員においては、業務内容の変更があった場合を除き、継続的に適用することを要件に、受渡基準に基づき経理処理することができる。	受入手数料	委託手数料	委託手数料、媒介手数料等有価証券等の売買又はデリバティブ取引等の媒介、取次ぎ又は代理を行ったことにより顧客又は他の証券会社から受け入れる手数料	証券取引所における約定日（信用取引に係る委託手数料については、新規建玉又は反対売買の約定日に各々計上する。）又はこれに準じる日。 ただし、受入手数料及び支払手数料の認識については、ブローカー業務を主たる業務とする会員においては、業務内容の変更があった場合を除き、継続的に適用することを要件に、受渡基準に基づき経理処理することができる。

新			旧		
募集・売出しの取扱手数料	有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いを行ったことにより引受会社等から受け入れる手数料（ <u>投資信託の受益証券等に係る解約報酬及び期末報酬を除く。</u> ）	・募集等申込日。 <u>受益証券等又は投資証券</u> 等で、売買形式によるものは普通取引の委託手数料の計上時期に準じる。	募集・売出しの取扱手数料	有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いを行ったことにより引受会社等から受け入れる手数料（ <u>委託会社から受け入れる解約報酬及び期末報酬を除く。</u> ）	・募集等申込日。 <u>受益証券・投資証券</u> で、売買形式によるものは <u>受益証券の普通取引の委託手数料の計上時期</u> に準じる。
その他の受入手数料	信用取引管理費、保護預り口座管理料、累投口座管理料、名義書換等の手続料、届出業務による受入手数料、 <u>債券等の償還金取扱手数料</u> 、融資あつせん手数料、投資信託の <u>受益証券</u> 等に係る解約報酬及び期末報酬、有価証券引渡票に基づく品貸料、店頭取引に関する受渡遅延料その他「委託手数料」、「引受け・売出し手数料」及び「募集・売出しの取扱手数料」以外の営業に関する受入手数料 注：（ 現行どおり ）		その他の受入手数料	信用取引管理費、保護預り口座管理料、累投口座管理料、名義書換等の手続料、届出業務による受入手数料、 <u>債券の償還金取扱手数料</u> 、融資あつせん手数料、投資信託の <u>受益証券</u> に係る解約報酬及び期末報酬、有価証券引渡票に基づく品貸料、店頭取引に関する受渡遅延料その他「委託手数料」、「引受け・売出し手数料」及び「募集・売出しの取扱手数料」以外の営業に関する受入手数料 注：（ 省 略 ）	

新				旧			
トレーディング損益		(現行どおり)	<p>(1) 有価証券等に係る実現損益及びデリバティブ取引等に係る決済損益については、当該売買等約定日(国内における営業時間終了時以降に約定したものは、当該売買の受注日の翌営業日)。ただし、引受契約に基づく有価証券等については、他の有価証券等とは区分して、条件決定日に計上する。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) <u>受益証券等</u>及び店頭デリバティブ取引等に係る解約差損益については、その解約日</p> <p>(4) (現行どおり)</p>	トレーディング損益		(省 略)	<p>(1) 有価証券等に係る実現損益及びデリバティブ取引等に係る決済損益については、当該売買等約定日(本邦における営業時間終了時以降に約定したものは、当該売買の受注日の翌営業日)。ただし、引受契約に基づく有価証券等については、他の有価証券等とは区分して、条件決定日に計上する。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>受益証券等</u>及び店頭デリバティブ取引等に係る解約差損益については、その解約日</p> <p>(4) (省 略)</p>

新				旧			
金融収益	受取配当金	(現行どおり) 注1: <u>第一種金融商品取引業</u> 及び同付随業務以外の目的による株式から受け取る配当金については区分して営業外収益に計上すること。 注2:(現行どおり)	・トレーディング勘定に計上する株式等については、権利落ち日に認識すること。ただし、発行会社の株主総会、取締役会、その他決定権限を有する機関において剰余金の配当に関する決議のあった日とすることもできる。	金融収益	受取配当金	(省 略) 注1: <u>証券業</u> 及び同付随業務以外の目的による株式から受け取る配当金については区分して営業外収益に計上すること。 注2:(省 略)	・トレーディング勘定に計上する株券等については、権利落ち日に認識すること。ただし、発行会社の株主総会、取締役会、その他決定権限を有する機関において剰余金の配当に関する決議のあった日とすることもできる。
	受取債券利子	(現行どおり) 注1:(現行どおり) 注2: <u>第一種金融商品取引業</u> 及び同付随業務以外の目的による債券利子については区分して営業外収益に計上すること。	(現行どおり)	受取債券利子	(省 略) 注1:(省 略) 注2: <u>証券業</u> 及び同付随業務以外の目的による債券利子については区分して営業外収益に計上すること。	(省 略)	
	収益分配金	(現行どおり) 注1: <u>第一種金融商品取引業</u> 及び同付随業務以外の目的による証券の収益分配金については区分して営業外収益に計上すること。 注2:(現行どおり)	(現行どおり)	収益分配金	(省 略) 注1: <u>証券業</u> 及び同付随業務以外の目的による証券の収益分配金については区分して営業外収益に計上すること。 注2:(省 略)	(省 略)	
	受取利息	(現行どおり) 注: <u>関係会社への貸付金</u> (<u>第一種金融商品取引業</u> 及び同付随業務に係るものを除く。)に対する受取利息については区分して営業外収益に計上すること。	(現行どおり)	受取利息	(省 略) 注: <u>関係会社への貸付金</u> (<u>証券業</u> 及び同付随業務に係るものを除く。)に対する受取利息については区分して営業外収益に計上すること。	(省 略)	

新			旧		
大科目	内 容	備 考	大科目	内 容	備 考
<u>特別利益</u> 金融商品取引責任準備金戻入	金商法第46条の5第2項の規定に基づき金融商品取引責任準備金から戻入した額	(現行どおり)	<u>特別利益</u> 証券取引責任準備金戻入	証券取引法第51条第2項の規定に基づき証券取引責任準備金から戻入した額	(省 略)
<u>特別損失</u> 金融商品取引責任準備金繰入れ	金融商品取引責任準備金に繰り入れた額	(現行どおり)	<u>特別損失</u> 証券取引責任準備金繰入れ	証券取引責任準備金に繰り入れた額	(省 略)

新	旧
<p style="text-align: center;">経 理 処 理 等</p> <p>1. トレーディングにかかる経理処理</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 「デリバティブ取引」の処理</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ロ オプション料等の処理</p> <p>(イ) <u>市場デリバティブ取引等</u>の場合</p> <p>取引所金融商品市場において行われているオプション取引及び選択権付債券売買取引で、オプションの約定により当該オプション料を授受するものについては、当該オプション料を「トレーディング商品」(デリバティブ取引)に計上する。</p> <p>(ロ) <u>店頭デリバティブ取引</u>の場合</p> <p>オプション取引に係るオプション料及びスワップ取引に係るアップ・フロント料等の金銭の授受に係る経理処理については、その性格に応じて、「トレーディング損益」勘定に計上するものと「トレーディング商品」勘定に計上するものについて、あらかじめ会員が定める経理規程等において明確にしておく。</p> <p>(注) 上記オプション料等の経理処理についていずれの方法を用いた場合においても、当該ポジションについて下記「へ 毎月末及び期末処理」が適用され、毎月末及び期末にはみなし決済損益を算定し、貸借対照表及び損益計算書に適宜計上しなければならないことに留意する。</p> <p>ハ</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ホ</p> <p>へ 毎月末及び期末処理</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(注1) <u>市場デリバティブ取引</u>に係るものについては、銘柄毎にみなし決済損益を相殺し、資産の部又は負債の部の「デリバティブ取引」勘定のいずれか一方に計上する。ただし、経理規程等により、同銘柄のポジションについても継続的に両建処理することとしている場合にはこの限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">経 理 処 理 等</p> <p>1. トレーディングにかかる経理処理</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 「デリバティブ取引」の処理</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ オプション料等の処理</p> <p>(イ) <u>上場オプション等</u>の場合</p> <p>証券取引所に上場しているオプション取引及び選択権付債券売買取引で、オプションの約定により当該オプション料を授受するものについては、当該オプション料を「トレーディング商品」(デリバティブ取引)に計上すること。</p> <p>(ロ) <u>店頭取引</u>の場合</p> <p>オプション取引に係るオプション料及びスワップ取引に係るアップ・フロント料等の金銭の授受に係る経理処理については、その性格に応じて、「トレーディング損益」勘定に計上するものと「トレーディング商品」勘定に計上するものについて、あらかじめ会員が定める経理規程等において明確にしておくこと。</p> <p>(注) 上記オプション料等の経理処理についていずれの方法を用いた場合においても、当該ポジションについて下記「へ 毎月末及び期末処理」が適用され、毎月末及び期末にはみなし決済損益を算定し、貸借対照表及び損益計算書に適宜計上しなければならないことに留意すること。</p> <p>ハ</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ホ</p> <p>へ 毎月末及び期末処理</p> <p>(省 略)</p> <p>(注1) <u>取引所取引</u>に係るものについては、銘柄毎にみなし決済損益を相殺し、資産の部又は負債の部の「デリバティブ取引」勘定のいずれか一方に計上する。ただし、経理規程等により、同銘柄のポジションについても継続的に両建処理することとしている場合にはこの限りでない。</p>

新	旧
<p>(注2)(現行どおり)</p> <p>(注3) <u>金融商品取引所又は金融商品取引清算機関との間で授受する先物取引差金のうち、自己のポジションに帰属するものについては、当該差金(引直差金及び更新差金)の授受をもって、当該先物取引の実現損益として処理することができる。なお、実現損益として処理する場合には、あらかじめ会員が定める経理規程等において明確にするとともに、これを継続的に適用する。</u></p> <p>(イ)・(ロ)(現行どおり)</p>	<p>(注2)(省 略)</p> <p>(注3) <u>証券取引所との間で授受する先物取引差金のうち、自己のポジションに帰属するものについては、当該差金(引直差金及び更新差金)の授受をもって、当該先物取引の実現損益として処理することができる。なお、実現損益として処理する場合には、あらかじめ会員が定める経理規程等において明確にするとともに、これを継続的に適用すること。</u></p> <p>(イ)・(ロ)(省 略)</p>
<p>2. 引受け又は売出し業務及び募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い業務に関する経理処理</p> <p>(1)「トレーディング商品」勘定計上額</p> <p>引受ポジションは、次に定めるところに従い計上する。</p> <p>イ 新規公開株式</p> <p>公開価格を単価として、これに引受株数から当該入札株数及び持株会割当株数を控除した株数を乗じた額。<u>ただし、販売手数料の額を認識できる場合にあっては、公開価格から販売手数料を控除した額を単価とすることができる。</u></p> <p>ロ(現行どおり)</p> <p>(注)(現行どおり)</p> <p>(2)引受業務に係る「受入手数料」の計上額</p> <p>引受業務に係る受入手数料については、次に定める額を計上する。</p> <p>イ 新規公開株式</p> <p><u>発行会社等との間で契約した引受手数料の全額を、条件決定日において、収益として認識し、「受入手数料」の「引受け・売出し手数料」に計上する。ただし、販売手数料の額を認識できる場合にあっては、発行会社等との間で契約した引受手数料から販売手数料に相当する額を控除した額を条件決定日において収益として認識することができる。</u></p> <p>ロ イ以外の有価証券</p> <p>原則として、<u>発行会社等との間で契約した引受手数料から販売手数料に相当する額を控除した額を、条件決定日において収益として認識し、「受入手数料」の「引受け・売出し手数料」に計上する。ただし、当分の間、引受手数料の全額を条件決定日に収益として認識することができる。この場合において、会員が採用した経理処理については、いずれの経理処理方法においても、正当な理</u></p>	<p>2. 引受け又は売出し業務及び募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い業務に関する経理処理</p> <p>(1)「トレーディング商品」勘定計上額</p> <p>引受ポジションは、次に定めるところに従い計上する。</p> <p>イ 新規公開株式</p> <p>公開価格を単価として、これに引受株数から当該入札株数及び持株会割当株数を控除した株数を乗じた額</p> <p>ロ(省 略)</p> <p>(注)(省 略)</p> <p>(2)引受業務に係る「受入手数料」の計上額</p> <p>引受業務に係る受入手数料については、次に定める額を計上する。</p> <p>イ 新規公開株式</p> <p><u>発行会社との間で契約した引受手数料の全額を、条件決定日において、収益として認識し、「受入手数料」の「引受け・売出し手数料」に計上する。</u></p> <p>ロ イ以外の有価証券</p> <p>原則として、<u>発行会社との間で契約した引受手数料から販売手数料に相当する額を控除した額を、条件決定日において収益として認識し、「受入手数料」の「引受け・売出し手数料」に計上する。ただし、当分の間、引受手数料の全額を条件決定日に収益として認識することができることとする。この場合において、会員が採用した経理処理については、いずれの経理処理方法においても、</u></p>

新	旧
<p>由により変更する場合を除き、各決算期を通じて継続的に適用する。</p> <p>(3) 経理処理</p> <p>イ・ロ (現行どおり)</p> <p>ハ 引受ポジションに係る売買約定時の処理</p> <p>債券等に係る引受ポジションについて、条件決定日から払込日までの間、募集価額以外の価額により売買取引が行われたときは、当該売買約定価額を簿価として次のとおり処理する。</p> <p>約 定 見 返 勘 定 × × × 商品有価証券等(売買口) × × ×</p> <p>ニ 募残が発生した時又は募集条件外で売買するため売買口に振り替える時の処理</p> <p>次のとおり振替処理する。なお、募残の場合には募集等最終日の翌日までに処理する。</p> <p>商品有価証券等(売買口) × × × 商品有価証券等(引受口) × × ×</p> <p>ホ (現行どおり)</p> <p>ヘ 払込日又は信託設定日、売出しの受渡日の処理</p> <p>(イ) (現行どおり)</p> <p>(ロ) 顧客との取引</p> <p>募 集 等 受 入 金 × × × 約 定 見 返 勘 定 × × ×</p> <p>又 是 又 是</p> <p>累 積 投 資 預 り 金 × × × 未 収 収 益 × × ×</p> <p>ト (現行どおり)</p> <p>チ 毎月末及び期末の処理</p> <p>銘柄毎に、時価を付し、洗替えの方法により評価替えを行う。このとき発生した評価損益は、「トレーディング損益」に計上する。この場合において、新規公開株式会社については公開価格 (販売手数料の額を認識できる場合 <u>にあつては、公開価格から販売手数料を控除した額</u>) を、それ以外の引受ポジションで流通市場において取引されていない銘柄については簿価を時価とみなすことができる。</p> <p>リ 売出しの取扱いに係る割引債券については、売出期間の最終日前において</p>	<p>正当な理由により変更する場合を除き、各決算期を通じて継続的に適用すること。</p> <p>(3) 経理処理</p> <p>イ・ロ (省 略)</p> <p>ハ 引受ポジションに係る売買約定時の処理</p> <p>債券に係る引受ポジションについて、条件決定日から払込日までの間、募集価額以外の価額により売買取引が行われたときは、当該売買約定価額を簿価として次のとおり処理する。</p> <p>(同 左)</p> <p>ニ 募残が発生した時又は募集条件外で売買するため売買口に振り替える時の処理</p> <p>次のとおり振替処理する。なお、募残の場合には募集等最終日の翌日までに処理すること。</p> <p>(同 左)</p> <p>ホ (省 略)</p> <p>ヘ 払込日又は信託設定日、売出しの受渡日の処理</p> <p>(イ) (省 略)</p> <p>(ロ) 顧客との取引</p> <p>募 集 等 受 入 金 × × × 約 定 見 返 勘 定 × × ×</p> <p>累 積 投 資 預 り 金 × × × 未 収 収 益 × × ×</p> <p>ト (省 略)</p> <p>チ 毎月末及び期末の処理</p> <p>銘柄毎に、時価を付し、洗替えの方法により評価換えを行う。このとき発生した評価損益は、「トレーディング損益」に計上する。この場合において、新規公開株式会社については公開価格を、それ以外の引受ポジションで流通市場において取引されていない銘柄については簿価を時価とみなすことができる。</p> <p>リ 売出しの取扱いに係る割引債券については、売出期間の最終日前において</p>

新	旧
<p>「募集等払込金」及び「募集等受入金」が対当することとなるものについては、その都度これを相殺することができる。なお、この場合、売出しの取扱期間中における割引債券の発行会社等への払込価額と顧客に対する売価額が相違するときはその差額は「その他の受入手数料」等の手数料勘定で処理する。</p>	<p>「募集等払込金」及び「募集等受入金」が対当することとなるものについては、その都度これを相殺することができるものとする。なお、この場合、売出しの取扱期間中における割引債券の発行会社等への払込価額と顧客に対する売価額が相違するときはその差額は「その他の受入手数料」等の手数料勘定で処理する。</p>
<p>3．現先取引の処理</p> <p>(1) 約定単価に数量を乗じた額に経過利子を加えた額を受渡代金相当額として、次のとおり経理処理する。</p> <p>イ・ロ(現行どおり)</p> <p>(注1) 担保金(現金)の授受があった場合には、受渡基準により、適宜「現先取引貸付金」又は「現先取引借入金」に計上する。ただし、担保金を代用有価証券で授受した場合には、経理処理は行わず、帳簿等によりその状況を明らかにしておく。</p> <p>(注2) リプライシング及びサブスティテューションがあった場合には、当該受渡日をもって当該契約がエンド取引を迎え、新たに再評価額でスタート取引が行われたものとみなして、上記設例に準じて経理処理する。</p> <p>(2)(現行どおり)</p>	<p>3．現先取引の処理</p> <p>(1) 約定単価に数量を乗じた額に経過利子を加えた額を受渡代金相当額として、次のとおり経理処理する。</p> <p>イ・ロ(省 略)</p> <p>(注1) 担保金(現金)の授受があった場合には、受渡基準により、適宜「現先取引貸付金」又は「現先取引借入金」に計上する。ただし、担保金を代用有価証券で授受した場合には、経理処理は行わず、帳簿等によりその状況を明らかにしておくこと。</p> <p>(注2) リプライシング及びサブスティテューションがあった場合には、当該受渡日をもって当該契約がエンド取引を迎え、新たに再評価額でスタート取引が行われたものとみなして、上記設例に準じて経理処理すること。</p> <p>(2)(省 略)</p>
<p>4．債券の経過利子の処理</p> <p>債券の経過利子については、<u>有価証券関連業</u>の特殊性に鑑み、次の(1)又は(2)の方法により処理するものとする。</p> <p>(1)(現行どおり)</p> <p>(2) 債券取引を大量に取り扱う<u>金融商品取引業者</u>が行う(1)以外の方法</p> <p>イ 月中における処理</p> <p>流動資産の部に仮勘定として「公社債経過利子」の勘定科目を設け、支払経過利子についてはその借方に計上し、受取経過利子及び利払いを受けた債券利子についてはその貸方に計上する。ただし、この場合、利払いを受けた債券利子については、直接「受取債券利子」に計上することができる。</p> <p>ロ(現行どおり)</p>	<p>4．債券の経過利子の処理</p> <p>債券の経過利子については、<u>証券業</u>の特殊性に鑑み、次の(1)又は(2)の方法により処理するものとする。</p> <p>(1)(省 略)</p> <p>(2) 債券取引を大量に取り扱う<u>証券会社等</u>が行う(1)以外の方法</p> <p>イ 月中における処理</p> <p><u>日計表</u>の流動資産の部に仮勘定として「公社債経過利子」の勘定科目を設け、支払経過利子についてはその借方に計上し、受取経過利子及び利払いを受けた債券利子についてはその貸方に計上する。ただし、この場合、利払いを受けた債券利子については、直接「受取債券利子」に計上することができる。</p> <p>ロ(省 略)</p>

新	旧
<p>5. 有価証券等を差し入れた場合等の処理 「短期差入保証金代用有価証券」、「貸付有価証券」及び「差入担保有価証券」等の科目に振替え経理を要しないが、帳簿等によりその状況を明らかにしておく。</p> <p>6. 有価証券等の差入れを受けた場合等の処理 担保として差入れを受けた有価証券等については、経理処理を要しないが、帳簿等によりその状況を明らかにしておく。</p> <p>7. 金融商品取引責任準備金の処理 イ 繰入れ (借方) <u>金融商品取引責任準備金繰入れ</u> ××× (貸方) <u>金融商品取引責任準備金</u> ××× ロ 取崩し <u>金商法第46条の5第2項</u>に規定する金融商品取引責任準備金の取崩しについては、事故による損失の補填に充てるためのものであると目的外のものであるとを問わず、次のとおり戻入処理する。 (借方) <u>金融商品取引責任準備金</u> ××× (貸方) <u>金融商品取引責任準備金戻入</u> ××× ハ (現行どおり) ニ 事業報告書における表示 事業報告書においては、期末における<u>金融商品取引責任準備金</u>の繰入額と戻入額との差額のみを「<u>金融商品取引責任準備金繰入れ</u>」又は「<u>金融商品取引責任準備金戻入</u>」勘定に表示する。</p>	<p>5. 有価証券等を差し入れた場合等の処理 「短期差入保証金代用有価証券」、「貸付有価証券」及び「差入担保有価証券」等の科目に振替え経理を要しないが、帳簿等によりその状況を明らかにしておく<u>こと</u>。</p> <p>6. 有価証券等の差入れを受けた場合等の処理 担保として差入れを受けた有価証券等については、<u>日計表上</u>の経理処理を要しないが、帳簿等によりその状況を明らかにしておく<u>こと</u>。</p> <p>7. 証券取引責任準備金の処理 イ 繰入れ (借方) <u>証券取引責任準備金繰入れ</u> ××× (貸方) <u>証券取引責任準備金</u> ××× ロ 取崩し <u>証券取引法第51条第2項</u>に規定する証券取引責任準備金の取崩しについては、事故による損失の補填に充てるためのものであると目的外のものであるとを問わず、次のとおり戻入処理する。 (借方) <u>証券取引責任準備金</u> ××× (貸方) <u>証券取引責任準備金戻入</u> ××× ハ (省 略) ニ 営業報告書における表示 営業報告書においては、期末における<u>証券取引責任準備金</u>の繰入額と戻入額との差額のみを「<u>証券取引責任準備金繰入れ</u>」又は「<u>証券取引責任準備金戻入</u>」勘定に表示する。</p>
付 則	
<p>1 この改正は、平成19年9月30日から施行する。</p> <p>2 金融商品取引責任準備金及び金融商品取引責任準備預託金に係る事項は、施行日以後に開始する事業年度から施行し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。</p>	

新	旧
<p>主な注記事項</p> <p>財務諸表等規則に基づき財務諸表を作成する場合における、<u>有価証券関連業固有の勘定科目に係る主な注記事項は次のとおりである。</u></p> <p>1 . 〉 (現行どおり) 5 .</p> <p>備考：主な販売費・一般管理費に属する勘定科目とその内容</p> <p>【取引関係費】の主な内訳とその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払手数料：委託手数料（会員手数料及び立会外分売取扱い料を含む。）募集・売出しの取扱手数料、貸借取引に関する書換手数料等の他の<u>金融商品取引業者、証券金融会社等に支払う手数料、店頭取引に関する受渡遅延料、発行会社等に支払う有価証券の名義書換・分割・併合手数料、金融機関に支払う債券登録手数料及び送金・代金取立手数料等営業に関する支払手数料</u> ・取引所・協会費：<u>金融商品取引所、金融商品取引業協会、投資者保護基金、取引参加者協会等の法人又は団体（福祉を目的とする団体及び懇親会に類するものを除く。）</u>に対して支払う会費 <p>【人件費】の主な内訳とその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福利厚生費：従業員等のために支出する社会保険料、会社負担の団体保険料（年金の保険料又は掛金を含む。）医療衛生費、被服費、給食費、慶弔費及び慰安旅行費、社宅・保養所等の運営費（海の家、山の家等のうち、短期的な賃貸借契約に基づくものについては、賃借料等の維持管理費を含む。）福祉を目的とする団体に支払う会費並びに従業員等で組織する親睦会等に対する補助金その他福利厚生のために支出する費用 	<p>主な注記事項</p> <p>財務諸表等規則に基づき財務諸表を作成する場合における、<u>証券業固有の勘定科目に係る主な注記事項は次のとおりである。</u></p> <p>1 . 〉 (省 略) 5 .</p> <p>備考：主な販売費・一般管理費に属する勘定科目とその内容</p> <p>【取引関係費】の主な内訳とその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払手数料：委託手数料（会員手数料及び立会外分売取扱い料を含む。）募集・売出しの取扱手数料、貸借取引に関する書換手数料等の他の<u>証券会社、証券金融会社等に支払う手数料、店頭取引に関する受渡遅延料、発行会社等に支払う有価証券の名義書換・分割・併合手数料、金融機関に支払う債券登録手数料及び送金・代金取立手数料等営業に関する支払い手数料</u> ・取引所・協会費：<u>証券取引所、証券業協会、投資者保護基金、投資信託協会、取引参加者協会、金融先物取引所、金融先物取引業協会等の法人又は団体（福祉共済会等の福祉を目的とする団体及び懇親会に類するものを除く。）</u>に対して支払う会費 <p>【人件費】の主な内訳とその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福利厚生費：従業員等のために支出する社会保険料、会社負担の団体保険料（年金の保険料又は掛金を含む。）医療衛生費、被服費、給食費、慶弔費及び慰安旅行費、社宅・保養所等の運営費（海の家、山の家等のうち、短期的な賃貸借契約に基づくものについては、賃借料等の維持管理費を含む。）<u>福祉共済会等の福祉を目的とする団体に支払う会費並びに従業員等で組織する親睦会等に対する補助金その他福利厚生のために支出する費用</u>

平成 19 年 9 月 18 日
下線部分変更

新			旧		
貸借対照表【参考様式】			貸借対照表【参考様式】		
(平成 19 年 9 月適用)			(平成 18 年 5 月適用)		
資 産			資 産		
科 目		金 額	科 目		金 額
1	預 託 金		1	預 託 金	
2	(顧客分別金信託)		2	(顧客分別金信託)	
3	<u>(金融商品取引責任準備預託金)</u>				
負 債 ・ 純 資 産			負 債 ・ 純 資 産		
科 目		金 額	科 目		金 額
<u>6</u>	特別法上の準備金		<u>5</u>	特別法上の準備金	
<u>14</u>	<u>(金融商品取引責任準備金)</u>		<u>6</u>	<u>(証券取引責任準備金)</u>	

新			旧		
損益計算書【参考様式】 (平成 19 年 9 月適用)			損益計算書【参考様式】 (平成 18 年 5 月適用)		
經常損益・特別損益・当期純損益			經常損益・特別損益・当期純損益		
科 目		金 額	科 目		金 額
4	特 別 損 益		4	特 別 損 益	
5	(特 別 利 益)		5	(特 別 利 益)	
6	<u>((金融商品取引責任準備金戻入))</u>		6	<u>((証券取引責任準備金戻入))</u>	
25	(特 別 損 失)		25	(特 別 損 失)	
1	<u>((金融商品取引責任準備金繰入れ))</u>		1	<u>((証券取引責任準備金繰入れ))</u>	

「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）
の一部改正について

平成19年9月18日

（下線部分変更）

新	旧
<p><u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、協会員が、書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（協会員等の使用に係る電子計算機と、顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供する場合における方法等及び書面の徴求等に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供を受ける場合における方法等を定めることを目的とする。</p> <p>（電磁的方法による交付等の方法）</p> <p>第2条 協会員は、書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて次の各号に掲げるもの（別紙に掲げる書面については、第1号二に掲げる方法を除く。）により提供することができる。</p> <p>1 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 協会員等（書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供を行う協会員との契約によりファイルを自己の管理する電子</p>	<p><u>「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）</u></p> <p>1 目的</p> <p>この理事会決議は、協会員が、書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（協会員等の使用に係る電子計算機と、顧客等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供する場合における方法等及び書面の徴求等に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供を受ける場合における方法等を定めるものである。</p> <p>2 電磁的方法による交付等の方法</p> <p>協会員は、書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、次に掲げる方法（ただし、別紙に掲げる書面については、(1)の方法を除く。）により、書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を顧客に提供することができる。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちから までに掲げるもの</p> <p>協会員等（協会員又は協会員との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを顧客若しくは協会員の</p>

新	旧
<p>計算機に備え置き、これを顧客又は当該協会の用に供する者を含む。以下同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下「記載事項」という。)を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法</p> <p>四・八 (現行どおり)</p> <p>三 閲覧ファイル(協会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルという。以下同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>用に供する者をいう。以下同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客又は顧客との契約により顧客ファイル(専ら当該顧客の用に供せられるファイルという。以下同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下「記載事項」という。)を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法</p> <p>—・— (省 略)</p> <p>— 閲覧ファイル(協会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の顧客の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルという。以下同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法</p> <p>(2) (省 略)</p>
<p>(電磁的方法による交付等における基準)</p> <p>第 3 条 前条各号に掲げる方法は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>1 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。</p> <p>2 前条第 1 号イ、ハ又はニに掲げる方法(顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。</p> <p>(削 る)</p>	<p>3 電磁的方法による交付等における基準</p> <p>前記 2 に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 顧客が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。</p> <p>(2) 前記 2 (1) 、 及び に規定する方法(顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。</p> <p>(3) 前記 2 (1) に規定する方法にあつては、</p>

新	旧
<p>3 <u>前条第1号ハ又は二に掲げる方法</u>にあっては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後5年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（第5条に規定する方法による承諾をいう。）を得て<u>前条第1号イ、口若しくは同条第2号</u>に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。</p> <p>イ <u>前条第1号ハ</u>に掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項</p> <p>ロ <u>前条第1号二</u>に掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項</p> <p>4 <u>前条第1項二</u>に規定する方法にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ <u>顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。</u></p> <p>ロ <u>前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。</u></p> <p>(4) <u>前記2(1)</u> 又は <u> </u>に規定する方法にあっては、<u>当該記載事項</u>に掲げられた取引を最後に行った日以後5年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（<u>後記5</u>に規定する方法による承諾をいう。）を得て<u>前記2(1)</u>、<u> </u>若しくは<u>前記2(2)</u>に掲げる方法により交付する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。</p> <p><u> </u> <u>前記2(1)</u> に規定する方法については、顧客ファイルに記録された記載事項</p> <p><u> </u> <u>前記2(1)</u> に規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項</p> <p>(5) <u>前記2(1)</u> <u> </u>に規定する方法にあっては、<u>前記(4)</u>に掲げる期間を経過するまでの間において、<u>前記(3)</u>の規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。</p>

新	旧
<p><u>(電磁的方法による徴求等の方法)</u></p> <p>第 4 条 協会員は、書面の徴求等に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて、<u>次の各号に掲げるもの</u>(協会員がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)に従い<u>行うことができる。</u></p> <p>1 電子情報処理組織を使用する方法のうち<u>次に掲げるもの</u></p> <p>イ 協會員の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、<u>受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p>ロ 協會員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、<u>当該協會員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法</u></p> <p>2 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを<u>得る方法</u></p> <p><u>(顧客の承諾)</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p>1 第 2 条又は第 4 条に<u>掲げる方法のうち協會員が使用するもの</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>(承諾の撤回等)</u></p> <p>第 6 条 前条の規定による承諾を得た協會員は、書面又は電磁的方法により、当該顧客から、電磁的方法による提供を受けない又は行わない旨の申出があつたときは、当該顧客に</p>	<p>4 電磁的方法による徴求等の方法</p> <p>協會員は、書面の徴求等に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供を受ける場合には、<u>次に掲げる方法</u>(協会員がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。)に従い<u>行うものとする。</u></p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち又は <u>に掲げるもの</u></p> <p>— 協會員の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、<u>協會員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p>— 協會員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、協會員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを<u>徴求する方法</u></p> <p>5 顧客の承諾</p> <p>(省 略)</p> <p>(1) 前記 2 又は 4 に<u>規定する方法のうち協會員が使用するもの</u></p> <p>(2) (省 略)</p> <p>6 承諾の撤回等</p> <p>前記 5 の規定による承諾を得た協會員は、書面又は電磁的方法により、当該顧客から、電磁的方法による提供を受けない又は行わない旨の申出があつたときは、当該顧客に対し、書面に</p>

新	旧
<p>対し、書面に記載すべき事項を電磁的方法によって提供すること又は提供を受けることはできない。ただし、当該顧客が再び前条の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>記載すべき事項を電磁的方法によって提供すること又は提供を受けることはできない。ただし、当該顧客が再び前記5の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>
<p>別紙</p>	<p>別紙</p>
<p>第2条第1号二に掲げる方法を除く書面</p>	<p>「2 電磁的方法による交付等の方法」ただし書きに該当する書面</p>
<p>1 (現行どおり) (削 る)</p> <p>2 「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」第5条第2項及び第3項に規定する個別取引明細書</p> <p>3 「外国証券の取引に関する規則」第9条第1項及び第12条に規定する転売制限等告知書</p> <p>4 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」(以下「寄託等規則」という。)第8条第1項に規定する契約書</p> <p>5 寄託等規則第11条第3項に規定する照合通知書</p> <p>6 寄託等規則第13条第1項に規定する契約締結時交付書面</p> <p>7 「海外証券先物取引等に関する規則」(以下「海外証券先物取引等規則」という。)第25条第1項に規定する海外証券先物取引等に関する通知書</p> <p>8 海外証券先物取引等規則第25条第3項に規定する照合通知書</p> <p>9 「選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則」(以下「選択権付債券売買取引規則」という。)第6条第2項ただし書きに規定する個別取引明細書</p> <p>10 選択権付債券売買取引規則第10条に規定する選択権料の受領書</p> <p>11 選択権付債券売買取引規則第11条第3項ただし書きに規定する選択権付債券売買取引権利行使明細書</p>	<p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 「株券等の貸借取引の取扱いについて」(理事会決議)4(2)及び(3)に規定する個別取引明細書</p> <p>(4) 「外国証券の取引に関する規則」第7条第1項及び第10条に規定する転売制限等告知書</p> <p>(5) 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第8条に規定する契約書</p> <p>(6) 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第11条第3項に規定する照合通知書</p> <p>(7) 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第13条第1項に規定する取引報告書</p> <p>(8) 「海外証券先物取引等に関する規則」第25条第1項に規定する海外証券先物取引等に関する通知書</p> <p>(9) 「海外証券先物取引等に関する規則」第25条第3項に規定する照合通知書</p> <p>(10) 「選択権付債券売買取引の取扱いについて」5(2)に規定する個別取引明細書</p> <p>(11) 「選択権付債券売買取引の取扱いについて」9に規定する選択権料の受領書</p> <p>(12) 「選択権付債券売買取引の取扱いについて」10(4)に規定する選択権付債券売買取引権利行使明細書</p>

新	旧
12 <u>選択権付債券売買取引規則第 12 条第 2 項ただし書きに規定する選択権付債券売買取引相殺明細書</u>	(13) <u>「選択権付債券売買取引の取扱いについて」11(2)に規定する選択権付債券売買取引相殺明細書</u>
13 <u>「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」(以下「債券等条件付売買取引規則」という。)第 4 条第 2 項に規定する個別取引明細書</u>	(14) <u>「債券等の条件付売買取引の取扱いについて」3(2)に規定する個別取引明細書</u>
14 <u>債券等条件付売買取引規則第 4 条第 5 項第 10 号に規定するエンド取引受渡日を記載した書面</u>	(15) <u>「債券等の条件付売買取引の取扱いについて」3(4)に規定するエンド取引受渡日を記載した書面</u>
15 <u>債券等条件付売買取引規則第 4 条第 5 項第 11 号に規定するエンド売買単価を記載した書面</u>	(16) <u>「債券等の条件付売買取引の取扱いについて」3(4)に規定するエンド売買単価を記載した書面</u>
16 <u>債券等条件付売買取引規則第 4 条第 5 項第 12 号に規定するエンド売買金額を記載した書面</u>	(17) <u>「債券等の条件付売買取引の取扱いについて」3(4)に規定するエンド売買金額を記載した書面</u>
17 <u>「債券等の着地取引の取扱いに関する規則」第 3 条第 2 項に規定する個別取引明細書</u>	(18) <u>「債券等の着地取引の取扱いについて」2(2)に規定する個別取引明細書</u>
18 <u>「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第 5 条第 2 項ただし書きに規定する個別取引明細書</u>	(19) <u>「債券の空売り及び貸借取引の取扱いについて」4(2)に規定する個別取引明細書</u>
<p>付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	

**「会員における分別保管の適正な実施の確保のための措置について」(理事会決議)
の一部改正について**

平成 1 9 年 9 月 1 8 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則</p> <p>(目的) 第 1 条 この規則は、会員が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づく分別管理監査を受ける場合の基準及び手続等を定めることにより、会員における顧客資産の分別管理の適正な実施を確保することを目的とする。</p> <p>(監査法人等による分別管理監査等) 第 2 条 会員は、金商法第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年 1 回以上定期的に、日本公認会計士協会「業種別監査委員会報告第 28 号『証券会社における顧客資産の分別保管に対する検証業務等に関する実務指針（中間報告）』（平成 14 年 11 月 6 日）」に定めるところにより、公認会計士又は監査法人（次項において「監査法人等」という。）による検証業務又は合意された手続業務に係る分別管理監査（次項において「分別管理監査等」という。）を受けなければならない。</p> <p>2. 会員は、監査法人等による分別管理監査等が開始されたとき及び分別管理監査等の結果に係る報告書（次項において「分別管理監査等報告書」という。）を受領したときは、速やかに、別に定める「監査法人等による分別管理監査等に関する報告書」を本協会に提出しなければならない。</p> <p>3. 本協会は、分別管理監査等報告書において、会員が次の各号に掲げる場合に該当すると認められたときは、当該会員に対し、速やかに、該当事項の改善に必要な措置を講ずるよう指示する。</p> <p>1 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は本協会の定款その他の規則に違反していた場合 2 顧客資産の分別管理が適正に実施されてい</p>	<p>「会員における分別保管の適正な実施の確保のための措置について」(理事会決議)</p> <p>会員における顧客資産の分別保管（以下、「分別保管」という。）の適正な実施を確保し、証券界に対する社会的信頼の向上を図るため、下記のとおり決議する。</p> <p align="center">記</p> <p>1. 分別保管に関する定期的な外部監査の実施</p> <p>(1) 会員は、本協会と日本公認会計士協会との間で協議し策定した指針に基づき、監査法人又は公認会計士（以下「監査法人等」という。）との契約により、監査法人等による分別保管についてのチェックを年 1 回以上受けなければならないこととする。</p> <p>(2) 会員は、監査法人等による報告書の写しを本協会に提出しなければならないこととする。</p> <p>(3) 協会は、上記報告書において改善を要する点があると認められた場合には、速やかに該当事項を改善するよう当該会員に指示し、当該会員は協会に対して改善報告書を提出することとする。</p>

新	旧
<p>ない場合</p> <p><u>4 前項の改善指示を受けた会員は、当該指示事項に係る改善報告書を本協会に提出しなければならない。</u></p> <p>(分別管理の実効性の確保に関する措置)</p> <p>第3条 <u>本協会は、会員が次の各号のいずれかの場合に該当し、かつ、本協会が公益又は投資者保護のため必要かつ適当と判断したときは、その必要の限度において、当該会員に対し、当該各号に定める措置その他必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>1 <u>自己資本規制比率が120%を下回った場合</u> <u>分別管理に関する状況等の報告を求めると。</u></p> <p>2 <u>自己資本規制比率が100%を下回った場合</u> <u>顧客分別金の必要額の差替えの実施その他の顧客資産の分別管理の確実な実施のために必要な措置をとるよう勧告すること。</u></p> <p>3 <u>業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある場合</u> <u>分別管理に関し、監査規則第4条第2号に規定する特別監査を実施すること。</u></p> <p>2 <u>前項第3号の特別監査において、主任監査員(監査員のうち、本協会があらかじめ指定する者をいう。)は、監査規則第6条に規定する権限のほか、顧客資産の分別管理の適正な実施のために必要な措置を講ずることが緊急に必要と認めるときは、当該会員に対し、当該措置を講ずるよう指示することができる。</u></p> <p>3 <u>会員は、前項の指示があったときは、当該指示に従わなければならない。</u></p> <p>4 <u>本協会は、第1項の措置を講じたとき又は第2項の指示を行ったときは、直ちに、その旨を金融庁及び日本投資者保護基金に報告する。</u></p> <p>(本規則の改正)</p> <p>第4条 <u>本協会は、本規則を改正しようとする</u></p>	<p>(新設)</p> <p>2. 分別保管の実効性の確保に関する措置</p> <p>(1) <u>協会は、会員の自己資本規制比率が120%を下回った場合等協会が必要と判断した場合には、定款第17条の規定に基づき、当該会員に対して、分別保管に関する状況等の報告を求めるとする。</u></p> <p>(2) <u>協会は、会員の自己資本規制比率が100%を下回った場合等協会が必要と判断した場合には、定款第26条の規定に基づき、顧客分別金の必要額の差替えを毎日行うよう勧告することとする。</u></p> <p>(3) <u>協会は、会員に対して、行政当局より証券取引法第56条の2第1項に基づき財産保全措置を含む業務改善命令が発出された場合その他協会が必要と判断した場合には、当該会員に対する分別保管に関する特別監査を実施することとし、当該会員は、分別保管に関する事項について、当該特別監査を実施する者の指示に従うこととする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>きは、金融庁及び日本公認会計士協会と協議するものとする。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第5条 本協会は、本規則に定めるもののほか、分別管理監査等の実施に関し必要な事項を別に定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p>

「アナリスト・レポートの取扱い等について」理事会決議（自主規制会議決議）
の一部改正について

平成19年9月18日

（下線部分変更）

新	旧
<p><u>アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則</u></p> <p><u>（目的）</u></p> <p><u>第1条</u> この規則は、アナリスト・レポートの取扱い等に関し、協会員（特別会員にあっては、<u>金融商品取引法（以下「金商法」という。）第33条第2項第3号八又は同項第4号口に掲げる行為（以下「金融商品仲介行為」という。）</u>を行う特別会員に限るものとし、当該特別会員のアナリスト・レポートが<u>金融商品仲介行為</u>に関するものに限る。）が遵守すべき事項を定めることにより、アナリスト・レポートの作成、使用等に係る業務が適正かつ公正に遂行されることを図り、もって、投資者に対する適正かつ有効な情報提供及びアナリストの資質の向上に資することを目的とする。</p> <p><u>（定義）</u></p> <p><u>第2条</u> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>1</u> ） （ 現行どおり ）</p> <p><u>4</u></p> <p><u>（社内管理体制の整備）</u></p> <p><u>第3条</u> （ 現行どおり ）</p> <p><u>（社内審査）</u></p> <p><u>第4条</u> （ 現行どおり ）</p> <p><u>2</u> （ 現行どおり ）</p>	<p><u>「アナリスト・レポートの取扱い等について」理事会決議（自主規制会議決議）</u></p> <p><u>1 目的</u></p> <p>この理事会決議は、アナリスト・レポートの取扱い等に関し、協会員（特別会員にあっては、<u>証券仲介業務</u>を行う特別会員に限るものとし、当該特別会員のアナリスト・レポートが<u>証券仲介業務</u>に関するものに限る。）が遵守すべき事項を定めることにより、アナリスト・レポートの作成、使用等に係る業務が適正かつ公正に遂行されることを図り、もって、投資者に対する適正かつ有効な情報提供及びアナリストの資質の向上に資することを目的とする。</p> <p><u>2 定義</u></p> <p>この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>— ） （ 省 略 ）</p> <p>—</p> <p><u>3 社内管理体制の整備</u></p> <p>（ 省 略 ）</p> <p><u>4 社内審査</u></p> <p><u>(1)</u> （ 省 略 ）</p> <p><u>(2)</u> （ 省 略 ）</p>

新	旧
<p>3 審査担当者は、アナリスト・レポートの審査を行うに当たっては、特に次の各号に留意しなければならない。</p> <p>1 「<u>広告等の表示及び景品類の提供に関する規則</u>」第4条第1項に規定する禁止行為に該当するものでないこと。</p> <p>2 アナリスト・レポートにおける表示内容及び評価が、社内の指針等に照らし、適正かつ合理的なものであること。</p> <p>3 レーティング又は目標株価が記載されている場合には、レーティングの定義並びに目標株価についての根拠及び達成の予想期間が明確に表示されていること。</p> <p>4・5 (現行どおり)</p>	<p>(3) 審査担当者は、アナリスト・レポートの審査を行うに当たっては、特に次の事項に留意しなければならない。</p> <p>— <u>広告等及び景品類の提供に関する規則(公正慣習規則第7号)</u>第4条第1項に規定する禁止行為に該当するものでないこと</p> <p>— アナリスト・レポートにおける表示内容及び評価が、社内の指針等に照らし、適正かつ合理的なものであること</p> <p>— レーティング又は目標株価が記載されている場合には、レーティングの定義並びに目標株価についての根拠及び達成の予想期間が明確に表示されていること</p> <p>(4)・(5) (省 略)</p>
<p>(アナリスト・レポートの保管)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>	<p>5 アナリスト・レポートの保管</p> <p>(省 略)</p>
<p>(利益相反についての表示等)</p> <p>第6条 協会員は、アナリスト・レポートを作成する(翻訳する場合を除く。)に当たっては、協会員又は当該アナリスト・レポートの作成者であるアナリストが当該アナリスト・レポートの対象会社と重大な利益相反の関係にある場合には、その内容を当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示しなければならない。</p> <p>2 会員は、自らが<u>株券(優先出資証券(金商法第2条第1項第7号に規定する有価証券をいう。))及び外国株預託証券(金商法第2条第1項第20号に規定する有価証券等のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する証券をいう。))</u>を含む。以下同じ。)新株予約権証券(金商法第2条第1項第9号に規定する有価証券をいう。)又は新株予約権付社債券の募集又は売出しに関し主幹事会社(金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「<u>金商業等府令</u>」)という。)第147条第3号に規定する</p>	<p>6 利益相反についての表示等</p> <p>(1) 協会員は、アナリスト・レポートを作成する(翻訳する場合を除く。)に当たっては、協会員及び当該アナリスト・レポートの作成者であるアナリストが当該アナリスト・レポートの対象会社と重大な利益相反の関係にある場合には、その内容を当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示しなければならない。</p> <p>(2) 会員は、自らが<u>株式(優先出資証券及び外国株預託証券を含む。以下同じ。)</u>新株予約権証券又は新株予約権付社債の募集又は売出しに関し主幹事会社(証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条11項第2号に規定する主幹事会社をいう。以下同じ。)となり、当該募集又は売出しに係る有価証券届出書、発行登録追補書類又は有価証券通知書(以下「<u>有価証券届出書等</u>」)という。)の提出日から1年間を経過するまでの間に当該会社の株式に係るアナリスト・レポートを公表する場合</p>

新	旧
<p>主幹事会社をいう。以下同じ。)となり、当該募集又は売出しに係る有価証券届出書、発行登録追補書類又は有価証券通知書(以下「有価証券届出書等」という。)の提出日から1年間を経過するまでの間に当該会社の株式に係るアナリスト・レポートを発表する場合には、主幹事会社となった旨を当該アナリスト・レポートにおいて表示しなければならない。</p>	<p>には、主幹事会社となった旨を当該アナリスト・レポートにおいて表示しなければならない。</p>
<p>3 会員は、自らが株券の募集又は売出し(取引所金融商品市場への上場に伴うものに限る。ただし、既に他の取引所金融商品市場に株券が上場されている場合を除く。)に関し主幹事会社となり、当該募集又は売出しに係る有価証券届出書等の提出日以後、上場日から起算して10営業日を経過するまでの間に当該会社の株券に係るアナリスト・レポートを発表する場合には、当該アナリスト・レポートにおいてレーティング及び目標株価を表示してはならない。</p>	<p>(3) 会員は、自らが株式の募集又は売出し(証券取引所への上場に伴うものに限る。ただし、既に他の証券取引所に株式が上場されている場合を除く。)に関し主幹事会社となり、当該募集又は売出しに係る有価証券届出書等の提出日以後、上場日から起算して10営業日を経過するまでの間に当該会社の株式に係るアナリスト・レポートを発表する場合には、当該アナリスト・レポートにおいてレーティング及び目標株価を表示してはならない。</p>
<p>4 (現行どおり)</p>	<p>(4) (省 略)</p>
<p>(外部アナリスト執筆のアナリスト・レポートの使用)</p>	<p>7 外部アナリスト執筆のアナリスト・レポートの使用</p>
<p>第7条 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部アナリストと当該アナリスト・レポートの対象会社との重大な利益相反の関係について、その内容を当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示するための措置を講じなければならない。ただし、当該協会員が、その内容を顧客に通知する(書面又はその他の方法によるものとし、口頭による方法を除く。以下次項及び第3項において同じ。)場合は、この限りでない。</p>	<p>(1) 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部アナリストと当該アナリスト・レポートの対象会社との重大な利益相反の関係について、その内容を当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示するための措置を講じなければならない。ただし、当該協会員が、その内容を顧客に通知する(書面又はその他の方法によるものとし、口頭による方法を除く。以下(2)及び(3)において同じ。)場合は、この限りでない。</p>
<p>2 協会員は、外部アナリストが執筆するアナ</p>	<p>(2) 協会員は、外部アナリストが執筆するア</p>

新	旧
<p>リスト・レポートを使用する場合には、<u>次の各号に掲げる事項</u>を顧客に通知しなければならない。ただし、当該アナリスト・レポートに当該各号に掲げる事項が表示されている場合は、この限りでない。</p>	<p>ナリスト・レポートを使用する場合には、<u>次に掲げる事項</u>を顧客に通知しなければならない。ただし、当該アナリスト・レポートに当該事項が表示されている場合は、この限りでない。</p>
<p>1・2 (現行どおり)</p>	<p>— (省 略)</p>
<p>3 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用するに当たり<u>前項第1号又は第2号に規定する場合</u>に該当するときは、<u>次の各号に掲げる事項</u>（特別会員にあっては第1号に限る。）を顧客に通知しなければならない。ただし、当該アナリスト・レポートに当該事項が表示されている場合は、この限りでない。</p>	<p>(3) 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用するに当たり<u>前記(2)又は</u>の場合に該当するときは、<u>次に掲げる事項</u>（特別会員にあっては—に限る。）を顧客に通知しなければならない。ただし、当該アナリスト・レポートに当該事項が表示されている場合は、この限りでない。</p>
<p>1 (現行どおり)</p>	<p>— (省 略)</p>
<p>2 会員が、<u>第6条第2項に規定する場合</u>に該当する場合は、主幹事会社となった旨</p>	<p>— 会員が、「<u>6 利益相反についての表示等</u>」(2)に規定する場合に該当する場合は、主幹事会社となった旨</p>
<p>4 会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用するに当たり<u>第2項第1号又は第2号に規定する場合</u>に該当し、かつ、<u>第6条第3項に規定する場合</u>に該当するときは、当該アナリスト・レポートにおいてレーティング及び目標株価が表示されていないことを確認のうえアナリスト・レポートを使用しなければならない。</p>	<p>(4) 会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用するに当たり<u>前記(2)又は</u>の場合に該当し、かつ、「<u>6 利益相反についての表示等</u>」(3)に規定する場合に該当するときは、当該アナリスト・レポートにおいてレーティング及び目標株価が表示されていないことを確認のうえアナリスト・レポートを使用しなければならない。</p>
<p>(情報管理の徹底)</p>	<p>8 情報管理の徹底</p>
<p>第8条 協会員は、<u>次の各号に掲げる情報</u>(以下「重要情報」という。)について、適正に管理しなければならない。</p>	<p>(1) 協会員は、<u>次に掲げる情報</u>(以下「重要情報」という。)について、適正に管理しなければならない。</p>
<p>1 (現行どおり)</p>	<p>— (省 略)</p>
<p>イ 法人関係情報(金商業等府令第1条第4項第14号に規定する法人関係情報をいう。)</p>	<p>イ 法人関係情報(証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第9号に規定する法人関係情報をいう。)</p>
<p>ロ (現行どおり)</p>	<p>ロ (省 略)</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>— (省 略)</p>

新	旧
<p><u>2</u> 前項の規定により重要情報の管理体制を整備するに当たっては、特に、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p><u>1</u> (現行どおり)</p> <p><u>3</u></p> <p>(重要情報の適正な利用)</p> <p>第 9 条 協会員は、協會員の行う自己取引について、重要情報を利用して取引が行われることのないよう適正に管理しなければならない。また、協会員は、自社の役職員が、重要情報を利用して、一部の顧客への勧誘等を行うことのないよう指導及び監督しなければならない。</p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p> <p>(アナリストの意見の独立性の確保等)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> 協会員は、アナリストがアナリスト・レポートを執筆するに当たり、協會員の引受部門、投資銀行部門、法人部門、営業部門等からの不当な干渉及び介入を受ける等、アナリストの意見の独立性が阻害されることのないよう指導及び監督しなければならない。</p> <p><u>3</u> 協会員は、アナリストが特定の顧客の利益を考慮して、自らの独立した意見と異なる内容の表示を行うことのないよう指導及び監督しなければならない。</p> <p>(引受部門及び投資銀行部門の業務への関与の禁止)</p> <p>第 11 条 協会員は、引受部門及び投資銀行部門からのアナリストの独立性の確保に十分に留意するものとし、当該協會員の役職員が次の各号に掲げる行為及びこれに類する行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p><u>1</u> アナリストが、引受部門又は投資銀行部</p>	<p><u>(2)</u> 前記(1)により重要情報の管理体制を整備するに当たっては、特に、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>— (省 略)</p> <p>—</p> <p>9 重要情報の適正な利用</p> <p><u>(1)</u> 協会員は、協會員の行う自己取引について、重要情報を利用して取引が行われることのないよう適正に管理しなければならない。また、協会員は、自社の役職員が、重要情報を利用して、一部の顧客への勧誘等を行うことのないよう指導・監督しなければならない。</p> <p><u>(2)</u> (省 略)</p> <p>10 アナリストの意見の独立性の確保等</p> <p><u>(1)</u> (省 略)</p> <p><u>(2)</u> 協会員は、アナリストがアナリスト・レポートを執筆するに当たり、協會員の引受部門、投資銀行部門、法人部門、営業部門等からの不当な干渉及び介入を受ける等、アナリストの意見の独立性が阻害されることのないよう指導・監督しなければならない。</p> <p><u>(3)</u> 協会員は、アナリストが特定の顧客の利益を考慮して、自らの独立した意見と異なる内容の表示を行うことのないよう指導・監督しなければならない。</p> <p>11 引受部門及び投資銀行部門の業務への関与の禁止</p> <p>協会員は、引受部門及び投資銀行部門からのアナリストの独立性の確保に十分に留意するものとし、当該協會員の役職員が次に掲げる行為及びこれに類する行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>— アナリストが、引受部門又は投資銀行部</p>

新	旧
<p>門の業務に関して行う企業等への提案活動 に<u>関与すること。</u></p> <p>2 引受部門又は投資銀行部門の業務に従事 する役職員が、当該部門の業務に関して行 う企業等への提案活動にアナリスト又は外 部アナリストを関与させようとする<u>こと</u>又 は<u>関与させること。</u></p> <p>3 アナリストが、企業等又は当該協会員が 行う投資家への説明会等（引受部門若しく は投資銀行部門の業務又は取引に関し企業 等が行うもの及び引受部門又は投資銀行部 門がその開催に関与するものに限る。以下 同じ。）に<u>関与すること。</u></p> <p>4 引受部門又は投資銀行部門の業務に従事 する役職員が、企業等又は当該協会員が行 う投資家への説明会等にアナリスト又は外 部アナリストを関与させようとする<u>こと</u>又 は<u>関与させること。</u></p>	<p>門の業務に関して行う企業等への提案活動 に<u>関与すること</u></p> <p>引受部門又は投資銀行部門の業務に従事 する役職員が、当該部門の業務に関して行 う企業等への提案活動にアナリスト又は外 部アナリストを関与させようとする<u>こと</u>又 は<u>関与させること</u></p> <p>アナリストが、企業等又は当該協会員が 行う投資家への説明会等（引受部門又は投 資銀行部門の業務又は取引に関し企業等が 行うもの及び引受部門又は投資銀行部門が その開催に関与するものに限る。以下同 じ。）に<u>関与すること</u></p> <p>引受部門又は投資銀行部門の業務に従事 する役職員が、企業等又は当該協会員が行 う投資家への説明会等にアナリスト又は外 部アナリストを関与させようとする<u>こと</u>又 は<u>関与させること</u></p>
<p><u>（顧客への約束等の禁止等）</u></p>	<p>12 顧客への約束等の禁止等</p>
<p>第 12 条 協会員は、引受部門、投資銀行部門、 法人部門、営業部門等の役職員が、当該部門 の顧客又は見込み顧客に対し、当該顧客に関 するアナリスト・レポートを作成すること及び 当該顧客に関するアナリスト・レポートにおい て一定の表示又は評価を行うことを約束し又 は申し出ることのないよう<u>指導及び監督</u> しなければならない。</p>	<p>協会員は、引受部門、投資銀行部門、法人 部門、営業部門等の役職員が、当該部門の顧 客又は見込み顧客に対し、当該顧客に関する アナリスト・レポートを作成すること及び当 該顧客に関するアナリスト・レポートにおい て一定の表示又は評価を行うことを約束し又 は申し出ることのないよう<u>指導・監督</u>しな なければならない。</p>
<p><u>（対象会社に対する事前通知の禁止）</u></p>	<p>13 対象会社に対する事前通知の禁止</p>
<p>第 13 条 （ 現行どおり ）</p>	<p>（ 省 略 ）</p>
<p><u>（アナリストの資質の向上）</u></p>	<p>14 アナリストの資質の向上</p>
<p>第 14 条 協会員は、アナリストに対する法令 遵守の徹底を図るとともに、アナリスト・レポ ートの内容等を事後的に<u>検証及び評価</u>する等 アナリストの資質の向上に努めなければなら ない。</p>	<p>協会員は、アナリストに対する法令遵守の 徹底を図るとともに、アナリスト・レポートの 内容等を事後的に<u>検証・評価</u>する等アナリス トの資質の向上に努めなければならない。</p>

新	旧
<p><u>(アナリスト等の証券取引への対応)</u></p> <p>第 15 条 協会員は、アナリスト個人の有価証券の売買等及び保有に関し、当該アナリストが担当する会社の有価証券の売買等及び保有を原則として禁止する等により、アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>2 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部アナリスト個人の有価証券の売買等及び保有に関し、当該外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることを確認しなければならない。</p> <p>3 協会員は、協会員の役職員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）が、アナリスト・レポートの作成又は審査に当たり入手した重要情報を利用して役職員個人の有価証券の売買等を行わないよう努めなければならない。</p>	<p>15 アナリスト等の証券取引への対応</p> <p>(1) 協会員は、アナリスト個人の有価証券の売買等又は保有に関し、当該アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を原則として禁止する等により、アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>(2) 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部アナリスト個人の有価証券の売買等又は保有に関し、当該外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることを確認しなければならない。</p> <p>(3) 協会員は、協会員の役職員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）が、アナリスト・レポートの作成・審査に当たり入手した重要情報を利用して役職員個人の有価証券の売買等を行わないよう努めなければならない。</p>
<p><u>(規則によらないアナリスト・レポートの使用)</u></p> <p>第 16 条 協会員は、アナリスト・レポートの使用に当たり、やむを得ない特別の事由が存在し、この規則の定めによることが困難である場合には、あらかじめ本協会に書面によりその旨及び事由を届け出て、本協会の承認を得なければならない。</p> <p>2 協会員は、前項の承認を得てアナリスト・レポートを使用する場合には、当該アナリスト・レポートが本協会の規則の定めによるものでない旨を表示（口頭による表示を除く。）して、これを行わなければならない。</p>	<p>16 理事会決議によらないアナリスト・レポートの使用</p> <p>(1) 協会員は、アナリスト・レポートの使用に当たり、やむを得ない特別の事由が存在し、この理事会決議の定めによることが困難である場合には、あらかじめ本協会に書面によりその旨及び事由を届け出て、本協会の承認を得なければならない。</p> <p>(2) 協会員は、前記(1)の承認を得てアナリスト・レポートを使用する場合には、当該アナリスト・レポートが本協会の規則の定めによるものでない旨を表示（口頭による表示を除く。）して、これを行わなければならない。</p>
<p><u>(規則の考え方)</u></p>	<p>17 理事会決議の考え方</p>

新	旧
<p>第 17 条 この規則の解釈等に関し必要な事項は、本協会が別に定める「『アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則』の考え方」において定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>この理事会決議の解釈等に関し必要な事項は、本協会が別に定める「アナリスト・レポートの取扱い等について（理事会決議）の考え方」において定めるものとする。</p>

「引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引について」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について

平成19年9月18日

（下線部分変更）

新	旧
<p>引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引に関する規則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、引け値を条件とした取引の受託及びこれに伴う自己取引に係る社内管理体制の整備について定めることにより、取引の公正性を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 引け値を条件とした取引 会員が顧客との間で金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場（以下「取引所金融商品市場」という。）に上場している有価証券について、取引所金融商品市場における当日の終値を基にした価格で売買することをあらかじめ約し、終値決定後に当該価格で執行する取引及びこれに準ずる取引をいう。</p> <p>2 自己取引 引け値を条件とした取引の執行に先立ち、会員が取引所金融商品市場において当該取引により発生する自己ポジションのリスクヘッジのために行う自己勘定による同一銘柄の有価証券の売買（取引所金融商品市場にあっては売買立会による売買に限る。）をいう。</p> <p>（社内管理体制の整備）</p>	<p>「引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引について」理事会決議（自主規制会議決議）</p> <p>1. 目的</p> <p>この理事会決議は、引け値を条件とした取引の受託及びこれに伴う自己取引に係る社内管理体制の整備について定め、取引の公正性を図り、もって投資者保護に資することを目的とする。</p> <p>2. 定義</p> <p>この理事会決議において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 引け値を条件とした取引 会員が顧客との間で取引所有価証券市場に上場している有価証券について、取引所有価証券市場における当日の終値を基にした価格で売買することをあらかじめ約し、終値決定後に当該価格で執行する取引及びこれに準ずる取引</p> <p>(2) 自己取引 引け値を条件とした取引の執行に先立ち、会員が取引所有価証券市場において当該取引により発生する自己ポジションのリスクヘッジのために行う自己勘定による同一銘柄の有価証券の売買（取引所有価証券市場にあっては売買立会による売買に限る。）</p> <p>3. 社内管理体制の整備</p>

新	旧
<p>第 3 条 会員は、引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引を行う場合には、<u>次の各号に掲げる手続きの区分に応じ、当該各号に定める事項を含めた社内規則を制定しなければならない。</u></p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>2 会員は、引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引について、他の自己勘定による売買と区分する等、売買管理において、<u>前項に規定する社内規則の遵守状況を適宜確認する体制を整備するとともに、定期的な社内検査においても上記の社内規則の遵守状況を検査する体制を整備しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>(1) 会員は、引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引を行う場合には、<u>次に掲げる事項を含めた社内規則を制定するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">—・— (省 略)</p> <p>(2) 会員は、引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引について、他の自己勘定による売買と区分する等、売買管理において、<u>上記の社内規則の遵守状況を適宜確認する体制を整え</u>るとともに、定期的な社内検査においても上記の社内規則の遵守状況を検査する体制を整備するものとする。</p>

「会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について

平成19年9月18日

（下線部分変更）

新	旧
<p>会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン</p> <p>目的 このガイドラインは、会員が「<u>会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則</u>」(以下「規則」という。)に定めるところにより、災害発生時等を想定した事業継続体制(BCM:Business Continuity Management)を整備していくうえでの基本的な考え方及び具体的な内容を取りまとめたものである。</p> <p>災害発生時等の事業継続体制の整備及び基本的考え方</p> <p>1. 事業継続体制の整備</p> <p>— 会員は、<u>規則第2条の規定により、災害発生時等においても事業が継続でき、かつ、重要な業務が中断した場合に速やかに当該業務が再開できるよう、本ガイドライン等を参考に、事業継続体制の整備に努めなければならない。なお、整備に当たっては、証券市場BCPフォーラム等における検討結果に基づき、他の会員等、関係機関等及び本協会と連携し対応する体制とすることに留意する。</u></p> <p>— <u>会員は、事業継続体制について、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受ける必要がある。</u></p> <p>2. 「事業継続計画」の策定</p> <p>会員は、<u>規則第3条第1項の規定により、あらかじめ、災害発生時等において事業を継続するための基本計画である「事業継続</u></p>	<p>「会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン」理事会決議（自主規制会議決議）</p> <p>目的 このガイドラインは、<u>地震、風水害、テロ等の災害等発生時及びそのおそれがある場合</u>（以下「<u>災害発生時等</u>」という。）において、<u>会員における顧客資産の保護及び証券取引の継続性・安全性の確保を図るとともに、証券会社・証券市場の機能の維持に資するため、会員が災害発生時等を想定した事業継続体制を整備していくうえでの基本的な考え方及び具体的な内容を取りまとめたものである。</u></p> <p>災害発生時等の事業継続体制の整備及び基本的考え方</p> <p>1. 事業継続体制の整備</p> <p>会員は、<u>災害発生時等においても事業が継続でき、かつ、重要な業務が中断した場合に速やかに当該業務が再開できるよう、本ガイドライン等を参考に、災害発生時等の事業継続体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>2. 「事業継続計画」の策定</p> <p>会員は、<u>あらかじめ、災害発生時等において事業を継続するための基本計画である「事業継続計画」(BCP: Business</u></p>

新	旧
<p>計画」(BCP: Business Continuity Plan)を策定し、役員及び従業員(以下「役職員」という。)に周知しなければならない。</p> <p>— 「事業継続計画」の策定を行うに当たっては、取締役会等による承認を受ける必要がある。</p> <p>— 会員は、事業継続計画の策定に当たっては、会員の立地条件及び業務特性・規模等を踏まえつつ、災害等の規模、自社への被害及び顧客への影響が小規模なものから具体的な被災シナリオを想定のうえ、以降に記載されている具体的な整備項目・内容を参考に、最低限行うよう努めるべき重要な業務を実施するためのものとする必要がある。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画とすることに留意する。</p> <p>— (現行どおり)</p> <p>— 会員は、規則第3条第4項の規定により、事業継続計画に基づく災害発生時等における対応について、自社のホームページへの掲載等により、顧客への開示に努めなければならない。</p>	<p>Continuity Plan)を策定し、役員及び従業員(以下「役職員」という。)に周知しなければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>— 会員は、事業継続計画の策定に当たっては、会員の立地条件及び業務特性・規模等を踏まえつつ、災害等の規模、自社への被害及び顧客への影響が小規模なものから具体的な被災シナリオを想定のうえ、以降に記載されている具体的な整備項目・内容を参考に、最低限行うよう努めるべき重要な業務を実施するためのものとする必要がある。</p> <p>— (省 略)</p> <p>— 会員は、事業継続計画に基づく災害発生時等における対応について、自社のホームページへの掲載等により、顧客への開示に努めるものとする。</p>
<p>3. (現行どおり)</p> <p>「事業継続計画」における具体的整備項目</p> <p>1. 2. (現行どおり)</p> <p>3. 最低限必要な重要な業務の特定等</p> <p>(現行どおり)</p> <p>最低限必要な重要な業務については、例えば、顧客の生活及び経済活動の維持の観点からは、イ 当日以降の金銭の払出し、ロ MRF又はMMFの解約、ハ 保護預り株式等の売却注文、ニ 信用取引、<u>有価証券関連デリバティブ取引</u>の決済のための注文等が、また、<u>金融商品市場</u>の機能維持の観点からは、既約</p>	<p>3. (省 略)</p> <p>「事業継続計画」における具体的整備項目</p> <p>1. 2. (省 略)</p> <p>3. 最低限必要な重要な業務の特定等</p> <p>(省 略)</p> <p>最低限必要な重要な業務については、例えば、顧客の生活及び経済活動の維持の観点からは、イ 当日以降の金銭の払出し、ロ MRF又はMMFの解約、ハ 保護預り株式等の売却注文、ニ 信用取引、<u>先物・オプション取引</u>の決済のための注文等が、また、<u>証券市場</u>の機能維持の観点からは、既約定</p>

新	旧
<p>定未受渡の取引の決済を行うこと等が考えられる。</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>未受渡の取引の決済を行うこと等が考えられる。</p> <p>(省 略)</p>
<p>4 .</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>4 .</p> <p>(省 略)</p>
<p>8 .</p>	<p>8 .</p>
<p>9 . 関係機関への連絡体制の整備</p> <p>会員は、災害発生時等の際には、速やかに、当該災害等の状況及びこれに対し採った措置の概要を金融庁(財務局)並びに参加者・取引先・会員となっている金融商品取引所、日本銀行及び本協会等の関係機関へ報告する体制を整備しておく必要がある。<u>また、自社の業務中断の影響が海外にも及ぶ可能性がある場合には、その影響可能性及び危機のレベル・類型に応じた海外監督当局その他関係機関への連絡体制を整備しておく必要がある。</u></p>	<p>9 . 関係機関への連絡体制の整備</p> <p>会員は、災害発生時等の際には、速やかに、当該災害等の状況及びこれに対し採った措置の概要を金融庁(財務局)並びに参加者・取引先・会員となっている証券取引所、日本銀行及び本協会等の関係機関へ報告する体制を整備しておく必要がある。</p>
<p>10 . 災害時における金融に関する措置</p> <p>会員は、災害発生時等に、金融庁(財務局)から、「<u>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針</u>」に基づき、「災害時における金融に関する措置」の要請を受けることがあることに留意する必要がある。</p>	<p>10 . 災害時における金融に関する措置</p> <p>会員は、災害発生時等に、金融庁(財務局)から、「<u>証券会社向けの総合的な監督指針</u>」に基づき、「災害時における金融に関する措置」の要請を受けることがあることに留意する必要がある。</p>
<p>本店又はデータセンター等の重要拠点が被災した場合の具体的措置項目</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>本店又はデータセンター等の重要拠点が被災した場合の具体的措置項目</p> <p>(省 略)</p>
<p>1 .(現行どおり)</p>	<p>1 .(省 略)</p>
<p>2 . バックアップセンター</p> <p>会員のデータセンターは、会員が<u>金融商品取引業者</u>として業務を行う上で基本となる取引データ、顧客データ等の重要なデータを集中的に管理・保管していることから、このデータセン</p>	<p>2 . バックアップセンター</p> <p>会員のデータセンターは、会員が<u>証券会社</u>として業務を行う上で基本となる取引データ、顧客データ等の重要なデータを集中的に管理・保管していることから、このデータセンターが被</p>

新	旧
<p>ターが被災した場合には、被災の規模によっては事業継続を断念せざるを得ない状況に陥ることも想定される。最悪の場合を想定した対応としては、例えば、次のようなものが考えられる。</p> <p>イ ㄱ (現行どおり) ハ</p> <p>「事業継続計画」の実効性を確保するための体制整備</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 「事業継続計画」の維持及び管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (現行どおり) <p><u>「事業継続計画」の重要な見直しを行うに当たっては、取締役会等による承認を受ける必要がある。</u></p> <p>3. 役職員に対する「事業継続計画」の周知</p> <p>会員は、「事業継続計画」の実効性を確保するためには、上記1に掲げる訓練を実施するとともに、<u>規則第3条第1項の規定により、新規採用者又は出向者等に対し「事業継続計画」の内容について周知するほか、「事業継続計画」に変更又は追加等を行った場合には、既存の役職員に対してその変更又は追加等の内容について周知しなければならない。</u>周知の方法としては、文書通知又は研修を行うことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (現行どおり) <p>4. ㄱ (現行どおり)</p> <p>7.</p> <p>実施の時期</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>災した場合には、被災の規模によっては事業継続を断念せざるを得ない状況に陥ることも想定される。最悪の場合を想定した対応としては、例えば、次のようなものが考えられる。</p> <p>イ ㄱ (省 略) ハ</p> <p>「事業継続計画」の実効性を確保するための体制整備</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 「事業継続計画」の維持及び管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (省 略) (新 設) <p>3. 役職員に対する「事業継続計画」の周知</p> <p>会員は、「事業継続計画」の実効性を確保するためには、上記1に掲げる訓練を実施するとともに、新規採用者又は出向者等に対し「事業継続計画」の内容について周知するほか、「事業継続計画」に変更又は追加等を行った場合には、既存の役職員に対してその変更又は追加等の内容について<u>周知する必要がある。</u>周知の方法としては、文書通知又は研修を行うことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (省 略) <p>4. ㄱ (省 略)</p> <p>7.</p> <p>実施の時期</p> <p>(省 略)</p>

新	旧
<p data-bbox="411 286 560 327" style="text-align: center;">付 則</p> <p data-bbox="188 338 783 421">この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	

会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則

平成19年9月18日

日本証券業協会

(目的)

第1条 この規則は、会員が地震、風水害、テロ等の災害等発生時及びそのおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）を想定した事業継続体制（BCM：Business Continuity Management）を整備すること等により、会員における顧客資産の保護並びに有価証券の売買その他の取引等の継続性及び安全性の確保を図り、もって投資者の保護並びに会員及び金融商品市場の機能の維持に資することを目的とする。

(事業継続体制の整備)

第2条 会員は、災害発生時等においても事業が継続でき、かつ、重要な業務が中断した場合に速やかに当該業務が再開できるよう、事業継続体制の整備に努めなければならない。

(「事業継続計画」の策定等)

第3条 会員は、あらかじめ、災害発生時等において事業を継続するための基本計画である「事業継続計画」(BCP：Business Continuity Plan)を策定し、役員及び従業員（以下「役職員」という。）に周知しなければならない。

2 前項に規定する「事業継続計画」には、会員の立地条件、業務特性及び規模等により、次の各号に掲げる項目を整備しなければならない。

- 1 意思決定及び指揮命令体制の整備及び明確化
- 2 社内連絡体制の整備
- 3 最低限必要な重要な業務の特定等
- 4 重要なデータ等のバックアップ体制の整備
- 5 必要な資源の確保
- 6 顧客への連絡体制の整備
- 7 復旧計画の策定等
- 8 「業務マニュアル」の作成
- 9 関係機関への連絡体制の整備
- 10 災害時における金融に関する措置

3 会員は、第1項の規定により策定した事業継続計画を維持するため、適時、見直しを行わなければならない。

4 会員は、事業継続計画に基づく災害発生時等における対応について、自社のホームページへの掲載等により、顧客への開示に努めなければならない。

(会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン)

第4条 本規則に定める事項のほか、会員の緊急時事業継続体制に関する基本的な考え方及び具体的な内容は、本協会が別に定める「会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン」で定める。

付 則

この規則は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

「偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等について」理事会決議
(自主規制会議決議)の一部改正について

平成19年9月18日

(下線部分変更)

新	旧
<p>偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、偽造カード又は盗難カードにより、現金自動支払機(以下「ATM」という。)を通じて顧客資産の不正な引出しが行われた場合の対応等、ATMを通じた金銭の引出し(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第35条第1項第3号に定める保護預り有価証券を担保とした金銭の貸付けを含む。以下「ATM引出し」という。)のための機能を有するカード(以下「カード」という。)を発行する会員が遵守すべき事項を定め、投資者の保護を図るとともに、会員に対する信頼の確保に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 真正カード 約款等による会員との契約により顧客に交付されたカードであって、<u>金商法第28条第8項に定める有価証券関連業及び同法第35条第1項に定める付随業務に伴い顧客から預かった資産に係るATM引出しのための機能を有するものをいう。</u></p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>(契約の締結)</p>	<p>「偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等について」理事会決議(自主規制会議決議)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この理事会決議は、偽造カード又は盗難カードにより、現金自動支払機(以下「ATM」という。)を通じて顧客資産の不正な引出しが行われた場合の対応等、ATMを通じた金銭の引出し(証券取引法第34条第1項第4号に定める保護預り有価証券を担保とした金銭の貸付けを含む。以下「ATM引出し」という。)のための機能を有するカード(以下「カード」という。)を発行する会員が遵守すべき事項を定め、投資者の保護を図るとともに、証券会社に対する信頼の確保に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 真正カード 約款等による会員との契約により顧客に交付されたカードであって、<u>証券取引法第2条第8項に定める証券業務及び同法第34条第1項に定める付随業務に伴い顧客から預かった資産に係るATM引出しのための機能を有するものをいう。</u></p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(契約の締結)</p>

新	旧
<p>第3条 会員は、カードを顧客（個人である場合に限る。以下同じ。）に交付するときは、次の各号に定める事項を書面により契約しなければならない。</p> <p>1 偽造カードによるATM引出しが行なわれた顧客に対して、当該ATM引出しによって引き出された金銭に相当する金額（当該ATM引出しに伴って手数料その他これに類似するものが引き落とされている場合は、その金額を含む。以下同じ。）の補償を行うこと。</p> <p>2 次に掲げる事項のいずれにも該当するときは、盗難カードによるATM引出しが行なわれた顧客に対して、当該ATM引出しによって引き出された金銭に相当する金額の補償を行うこと。</p> <p>イ 当該顧客が当該盗難に気付いてから、速やかに会員への通知が行われていること。</p> <p>ロ 会員の調査に対し、当該顧客より、遅滞なく、当該盗難に至った事情その他の当該盗難に関する状況について十分な説明が行われていること。</p> <p>ハ 当該顧客が、警察署に当該盗難に係る届出を提出していることその他の当該盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを、会員に対し示していること。</p> <p>2 （ 現行どおり ）</p> <p>3 （ 現行どおり ）</p> <p>1 （ 現行どおり ）</p> <p>2 （ 現行どおり ）</p> <p>イ 当該ATM引出しが当該顧客の重大な過失により行われたこと。</p> <p>ロ 当該ATM引出しが当該顧客の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人又は家事使用人によって行われたこと。</p>	<p>第3条 会員は、カードを個人顧客に交付するときは、次の各号に定める事項を書面により契約しなければならない。</p> <p>1 偽造カードによるATM引出しが行なわれた顧客に対して、当該ATM引出しによって引き出された金銭に相当する金額（当該ATM引出しに伴って手数料その他これに類似するものが引き落とされている場合は、その金額を含む。以下同じ。）の補償を行うこと</p> <p>2 次に掲げる事項のいずれにも該当するときは、盗難カードによるATM引出しが行なわれた顧客に対して、当該ATM引出しによって引き出された金銭に相当する金額の補償を行うこと</p> <p>イ 当該顧客が当該盗難に気付いてから、速やかに会員への通知が行われていること</p> <p>ロ 会員の調査に対し、当該顧客より、遅滞なく、当該盗難に至った事情その他の当該盗難に関する状況について十分な説明が行われていること</p> <p>ハ 当該顧客が、警察署に当該盗難に係る届出を提出していることその他の当該盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを、会員に対し示していること</p> <p>2 （ 省 略 ）</p> <p>3 （ 省 略 ）</p> <p>1 （ 省 略 ）</p> <p>2 （ 省 略 ）</p> <p>イ 当該ATM引出しが当該顧客の重大な過失により行われたこと</p> <p>ロ 当該ATM引出しが当該顧客の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人又は家事使用人によって行われたこと</p>

新	旧
<p>八 当該顧客が、被害状況に係る当該会員 に対する説明において、重要な事項につ いて偽りの説明を行ったこと。</p> <p>3 ） （ 現行どおり ）</p> <p>5</p> <p>4・5 （ 現行どおり ）</p> <p>（本協会への報告）</p> <p>第 8 条 本協会は、カードの発行状況及び偽 造カード又は盗難カードによる不正引出し 被害の状況等を把握するため、会員に対し、 報告を求めることができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>八 当該顧客が、被害状況に係る当該会員 に対する説明において、重要な事項につ いて偽りの説明を行ったこと</p> <p>3 ） （ 省 略 ）</p> <p>5</p> <p>4・5 （ 省 略 ）</p> <p>（協会への報告）</p> <p>第 8 条 協会は、カードの発行状況及び偽造 カード又は盗難カードによる不正引出し被 害の状況等を把握するため、会員に対し、報 告を求めることができる。</p>

「個人情報の保護に関する指針」理事会決議（自主規制会議決議）
の一部改正について

平成19年9月18日
(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">個人情報の保護に関する指針</p> <p>(目 的) 第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（閣議決定）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年金融庁告示第67号。以下「金融分野ガイドライン」という。）等を踏まえ、会員の定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、店頭デリバティブ取引会員が行う同条第7号に掲げる特定店頭デリバティブ取引等に係る業務並びに特別会員の定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</p> <p>(定 義) 第 2 条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることとなるものを含む。）をいう。 <u>なお、「死者に関する情報」が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する者の個人情報となることがあることに留意するものとする。</u> 2 3 (現行どおり) 4 5</p> <p>(解 説) 1. 個人情報（第1号） (1) 「個人情報」の具体例 顧客本人に係る情報のほか、見込客、取引先企業及び証券発行企業等の個人に係る情報等、協会が、協会の証券業</p>	<p style="text-align: center;">「個人情報の保護に関する指針」理事会決議（自主規制会議決議）</p> <p>(目 的) 第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（閣議決定）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年金融庁告示第67号。以下「金融分野ガイドライン」という。）等を踏まえ、会員の証券業務及び証券業に付随する業務並びに特別会員の登録等証券業務（以下「協会の証券業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</p> <p>(定 義) 第 2 条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることとなるものを含む。）をいう。 <u>なお、「死者に関する情報」が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する者の個人情報となることがあることに留意するものとする。</u> 2 3 (省 略) 4 5</p> <p>(解 説) 1. 個人情報（第1号） (1) 「個人情報」の具体例 顧客本人に係る情報のほか、見込客、取引先企業及び証券発行企業等の個人に係る情報等、協会が、協会の証券業務等</p>

新	旧
<p>務等において取得する個人に関する情報が広く該当する。</p> <p>役職員の雇用等管理における個人情報（採用、賃金、人事評価、健康診断に係る情報等）及び協会員自身の株主に関する個人情報については、この指針の適用対象としない。</p> <p>個人顧客の情報（契約の解除等により口座を閉鎖した元顧客の情報を含む。） 例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>イ ㄷ （現行どおり） ハ ニ 証券総合口座申込書、保護預り口座設定申込書、信用取引口座設定約諾書、<u>発行日取引</u>の委託についての約諾書又は外国証券取引口座設定申込書の記載事項 ホ・ヘ （現行どおり） （現行どおり） (2)・(3) （現行どおり） 2 . ㄷ （現行どおり） 4 .</p> <p>（利用目的の特定） 第 3 条 （現行どおり）</p> <p>（解 説） 【会員における利用目的の特定】 以下の例を参考に、会員各社において個人情報の利用目的を特定する。</p> <p>(1) 事業内容（任意事項） 事業内容の記載は、各社の任意とし、記載する場合には、以下の例を参考とする。 （現行どおり） 保険募集業務、商品取引業等、法律により<u>金融商品取引業者</u>（<u>有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。</u>）<u>が行うことができる業務及びこれらに付随する業務</u> その他<u>金融商品取引業者が行うことができる業務及びこれらに付随する業務</u>（今後取扱いが認められる業務を含む。）</p> <p>(2) 利用目的（必須事項） 利用目的は、例えば、以下のように具体的に特定する。 <u>金融商品取引法</u>（以下「<u>金商法</u>」と<u>いう。</u>）に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため</p> <p>ㄷ （現行どおり）</p>	<p>において取得する個人に関する情報が広く該当する。</p> <p>役職員の雇用等管理における個人情報（採用、賃金、人事評価、健康診断に係る情報等）及び協会員自身の株主に関する個人情報については、この指針の適用対象としない。</p> <p>個人顧客の情報（契約の解除等により口座を閉鎖した元顧客の情報を含む。） 例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>イ ㄷ （省 略） ハ ニ 証券総合口座申込書、保護預り口座設定申込書、信用取引口座設定約諾書、<u>発行日決済取引</u>の委託についての約諾書又は外国証券取引口座設定申込書の記載事項 ホ・ヘ （省 略） （省 略） (2)・(3) （省 略） 2 . ㄷ （省 略） 4 .</p> <p>（利用目的の特定） 第 3 条 （省 略）</p> <p>（解 説） 【会員における利用目的の特定】 以下の例を参考に、会員各社において個人情報の利用目的を特定する。</p> <p>(1) 事業内容（任意事項） 事業内容の記載は、各社の任意とし、記載する場合には、以下の例を参考とする。 （省 略） 保険募集業務、<u>金融先物取引業、投資顧問業、商品取引業等、法律により証券会社が営むことができる業務及びこれらに付随する業務</u> その他<u>証券会社が営むことができる業務及びこれらに付随する業務</u>（今後取扱いが認められる業務を含む。）</p> <p>(2) 利用目的（必須事項） 利用目的は、例えば、以下のように具体的に特定する。 <u>証券取引法</u>に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため</p> <p>ㄷ （省 略）</p>

新	旧
<p>【特別会員における利用目的の特定】 以下の例を参考に、特別会員各社において個人情報を利用目的を特定する。</p> <p>(1) 事業内容（任意事項） 事業内容の記載は、各社の任意とし、記載する場合には、以下の例を参考とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共債の窓口販売業務、投資信託の窓口販売業務、<u>金融商品仲介行為等</u>、法律により（銀行・金庫・保険会社）が<u>行うことができる業務</u> <p>(2) 利用目的（必須事項） 利用目的は、例えば、以下のように具体的に特定する。 <u>金商法</u>に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため</p> <p>（現行どおり） <u>「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」</u>（以下「<u>本人確認法</u>」という。）に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため</p> <p>（現行どおり）</p>	<p>【特別会員における利用目的の特定】 以下の例を参考に、特別会員各社において個人情報を利用目的を特定する。</p> <p>(1) 事業内容（任意事項） 事業内容の記載は、各社の任意とし、記載する場合には、以下の例を参考とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共債の窓口販売業務、投資信託の窓口販売業務、<u>証券仲介業務等</u>、法律により（銀行・金庫・保険会社）が<u>営むことができる業務</u> <p>(2) 利用目的（必須事項） 利用目的は、例えば、以下のように具体的に特定する。 <u>証券取引法</u>に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため</p> <p>（省 略） 本人確認法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため</p> <p>（省 略）</p>
<p>（与信事業の利用目的） 第 4 条 協会員は、信用取引、発行日取引又は保護預り有価証券の担保貸付（会員が行う保護預り有価証券の担保貸付に限る。次項において同じ。）を行うに際して個人情報を取得する場合には、利用目的を明示する書面に確認欄を設けること等により、利用目的について本人の同意を得るよう努めなければならない。この場合において、契約書等における利用目的は他の契約条項等と明確に分離して記載するものとする。</p> <p>2 協会員は、取引上の優越的な地位を不当に利用し、信用取引、発行日取引又は保護預り有価証券の担保貸付の条件として、これら業務において取得した個人情報について当該業務以外の金融商品のダイレクトメールの発送に利用することにつき、利用目的として同意させてはならない。</p> <p>（解 説） (1)・(2) （現行どおり） (3) 適用関係 本条第 1 項は、平成 17 年 4 月 1 日以後に、新たに信用取引口座、発行日取引口</p>	<p>（与信事業の利用目的） 第 4 条 協会員は、信用取引、<u>発行日決済取引</u>又は保護預り有価証券の担保貸付（会員が行う保護預り有価証券の担保貸付に限る。次項において同じ。）を行うに際して個人情報を取得する場合には、利用目的を明示する書面に確認欄を設けること等により、利用目的について本人の同意を得るよう努めなければならない。この場合において、契約書等における利用目的は他の契約条項等と明確に分離して記載するものとする。</p> <p>2 協会員は、取引上の優越的な地位を不当に利用し、信用取引、<u>発行日決済取引</u>又は保護預り有価証券の担保貸付の条件として、これら業務において取得した個人情報について当該業務以外の金融商品のダイレクトメールの発送に利用することにつき、利用目的として同意させてはならない。</p> <p>（解 説） (1)・(2) （現行どおり） (3) 適用関係 本条第 1 項は、平成 17 年 4 月 1 日以後に、新たに信用取引口座、<u>発行日決済取引口座</u></p>

新	旧
<p>座の開設及び保護預り有価証券の担保貸付の申込を行った顧客の個人情報を取得する場合に適用する。 (参照条文：金融分野ガイドライン 3 条)</p>	<p>の開設及び保護預り有価証券の担保貸付の申込を行った顧客の個人情報を取得する場合に適用する。 (参照条文：金融分野ガイドライン 3 条)</p>
<p>(利用目的による制限)</p>	<p>(利用目的による制限)</p>
<p>第 6 条 (現行どおり)</p>	<p>第 6 条 (省 略)</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p>3 前 2 項は、次に掲げる場合については適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令に基づく場合 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 	<p>3 前二項は、次に掲げる場合については適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令に基づく場合 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき 3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
<p>(解 説)</p>	<p>(解 説)</p>
<p>(1) 例えば会員については、会員が、新たに取扱いを行う業務に関して、既に取得した個人情報を利用する場合、利用目的に明記した「<u>その他金融商品取引業者が行うことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む。)</u>」から外れない限り、第 3 条により特定した利用目的の達成に必要な範囲内と考えられる。</p>	<p>(1) 例えば会員については、会員が、新たに取扱いを行う業務に関して、既に取得した個人情報を利用する場合、利用目的に明記した「<u>その他証券会社が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む。)</u>」から外れない限り、第 3 条により特定した利用目的の達成に必要な範囲内と考えられる。</p>
<p>(2) (現行どおり)</p>	<p>(2) (省 略)</p>
<p>(3) 「法令に基づく場合」(第 3 項第 1 号)の具体例 例えば、次のようなものが該当する。</p>	<p>(3) 「法令に基づく場合」(第 3 項第 1 号)の具体例 例えば、次のようなものが該当する。</p>
<p>⌋ (現行どおり)</p>	<p>⌋ (省 略)</p>
<p>地方税法第 72 条の 63(<u>個人の事業税に係る総務省の職員の質問検査権</u>)</p>	<p>地方税法第 72 条の 63(<u>事業税に係る自治省の職員の質問検査権</u>)</p>
<p>⌋ (現行どおり)</p>	<p>⌋ (省 略)</p>
<p><u>金商法第 56 条の 2、第 210 条</u> (報告書の徴求及び検査権、質問・検査・領置等)</p>	<p><u>証券取引法第 59 条、第 210 条</u> (報告書の徴求及び検査権、質問・検査・領置等)</p>
<p>⌋ (現行どおり)</p>	<p>⌋ (省 略)</p>

新	旧
<p>金商法等に基づく自主規制機関等に対する情報提供</p> <p>(イ) 協会員又は有価証券の発行会社等が、<u>金商法</u>に従って定められた本協会の定款その他の規則の規定に基づく本協会への報告・届出、本協会の監査又は本協会の苦情相談・あっせん業務等、本協会の自主規制業務遂行のために本協会に個人情報の提供を行う場合</p> <p>(ロ) <u>金融商品取引所</u>の取引参加者又は上場会社等が、<u>金商法</u>に従って定められた<u>金融商品取引所</u>の規則に基づく<u>金融商品取引所</u>への報告・届出、<u>金融商品取引所</u>の考査又は相場操縦的行為など不公正取引の防止等に必要な報告等、<u>金融商品取引所</u>の自主規制業務遂行のために<u>金融商品取引所</u>に個人情報の提供を行う場合</p> <p>(ハ) (現行どおり)</p> <p>(4) 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」の具体例(第3項第2号) 例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>ㄱ (現行どおり)</p> <p>(5) 「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」の具体例(第3項第4号) 例えば、税務当局が適正な課税実現の観点から、個々の質問調査権によらずに行う任意調査に応じる場合 (注)「協力する必要がある」か否かについては、協会員が個別に判断することとなるが、税務当局から「有価証券取引等の照会書」その他の書面を受け入れ、対象となる個人情報を特定のうえ提供することが望ましい。 (参照条文：保護法16条、金融分野ガイドライン5条)</p> <p>(機微(センシティブ)情報について) 第7条 (現行どおり)</p> <p>1 ㄱ (現行どおり) 5 6 相続<u>手続</u>による権利義務の移転等の遂行</p>	<p>証券取引法等に基づく自主規制機関等に対する情報提供</p> <p>(イ) 協会員又は有価証券の発行会社等が、<u>証券取引法</u>に従って定められた本協会の定款その他の規則の規定に基づく本協会への報告・届出、本協会の監査又は本協会の苦情相談・あっせん業務等、本協会の自主規制業務遂行のために本協会に個人情報の提供を行う場合</p> <p>(ロ) <u>証券取引所</u>の取引参加者又は上場会社等が、<u>証券取引法</u>に従って定められた<u>証券取引所</u>の規則に基づく<u>証券取引所</u>への報告・届出、<u>証券取引所</u>の考査又は相場操縦的行為など不公正取引の防止等に必要な報告等、<u>証券取引所</u>の自主規制業務遂行のために<u>証券取引所</u>に個人情報の提供を行う場合</p> <p>(ハ) (省 略)</p> <p>(4) 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の具体例(第3項第2号) 例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>ㄱ (省 略)</p> <p>(5) 「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例(第3項第4号) 例えば、税務当局が適正な課税実現の観点から、個々の質問調査権によらずに行う任意調査に応じる場合 (注)「協力する必要がある」か否かについては、協会員が個別に判断することとなるが、税務当局から「有価証券取引等の照会書」その他の書面を受け入れ、対象となる個人情報を特定のうえ提供することが望ましい。 (参照条文：保護法16条、金融分野ガイドライン5条)</p> <p>(機微(センシティブ)情報について) 第7条 (省 略)</p> <p>1 ㄱ (省 略) 5 6 相続<u>手続</u>きによる権利義務の移転等の遂</p>

新	旧
<p>に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合</p>	<p>行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合</p>
<p>7・8 （現行どおり）</p>	<p>7・8 （省 略）</p>
<p>2 （現行どおり）</p>	<p>2 （省 略）</p>
<p>（解 説）</p>	<p>（解 説）</p>
<p>(1) （現行どおり）</p>	<p>(1) （省 略）</p>
<p>(2) 留意事項 （現行どおり）</p>	<p>(2) 留意事項 （省 略）</p>
<p>平成 17 年 4 月 1 日以後、本人確認法等に基づき、顧客の本人確認を行うため、当該顧客から、本人確認書類として、本籍地が記載された運転免許証等の写しの送付を受けた場合、ファイリング（保管）するまでの間に、速やかに、当該本籍地を黒塗りすれば、機微（センシティブ）情報の「取得」に当たらない。 なお、平成 17 年 4 月 1 日前に取得した機微（センシティブ）情報については、同日以後は、第 7 条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、利用又は第三者への提供はできないことに留意する。</p>	<p>平成 17 年 4 月 1 日以後、「<u>金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律</u>」（以下「<u>本人確認法</u>」という。）等に基づき、顧客の本人確認を行うため、当該顧客から、本人確認書類として、本籍地が記載された運転免許証等の写しの送付を受けた場合、ファイリング（保管）するまでの間に、速やかに、当該本籍地を黒塗りすれば、機微（センシティブ）情報の「取得」に当たらない。 なお、平成 17 年 4 月 1 日前に取得した機微（センシティブ）情報については、同日以後は、第 7 条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、利用又は第三者への提供はできないことに留意する。</p>
<p>(3) 〃 （現行どおり）</p>	<p>(3) 〃 （省 略）</p>
<p>(4)</p>	<p>(4)</p>
<p>(5) 「<u>相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合</u>」の具体例（第 1 項第 6 号） 例えば、<u>相続手続のための戸籍謄本を取得する場合</u> （参照条文：金融分野ガイドライン 6 条）</p>	<p>(5) 「<u>相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合</u>」の具体例（第 1 項第 6 号） 例えば、<u>相続手続のための戸籍謄本を取得する場合</u> （参照条文：金融分野ガイドライン 6 条）</p>
<p>（個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等）</p>	<p>（個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等）</p>
<p>第 9 条 協会員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。なお、この場合において、「<u>通知</u>」の方法については、原則として書面によることとし、「<u>公表</u>」の方法については、<u>販売方法等の事業の態様に</u>応じ、<u>営業所の窓口等への書面の掲示・備付け、インターネット上のホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。</u></p>	<p>第 9 条 協会員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。 <u>この場合において、「通知」の方法については、原則として書面によることとし、「公表」の方法については、販売方法等の事業の態様に</u>応じ、<u>営業所の窓口等への書面の掲示・備付け、インターネット上のホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。</u></p>
<p>2 協会員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結すること等に伴って契約</p>	<p>2 協会員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結すること等に伴って契約</p>

新	旧
<p>書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。<u>ただし、人命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。</u></p>	<p>書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。 <u>ただし、人命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。</u></p>
<p>3 (現行どおり)</p>	<p>3 (省 略)</p>
<p>4 前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。</p>	<p>4 前三項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。</p>
<p>1・2 (現行どおり)</p>	<p>1・2 (省 略)</p>
<p>3 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>	<p>3 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p>
<p>4 (現行どおり)</p>	<p>4 (省 略)</p>
<p>(解 説)</p>	<p>(解 説)</p>
<p>(1)</p>	<p>(1)</p>
<p>ゝ (現行どおり)</p>	<p>ゝ (省 略)</p>
<p>(7)</p>	<p>(7)</p>
<p>(8) 「国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」の具体例(第4項第3号)</p>	<p>(8) 「国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例(第4項第3号)</p>
<p>例えば、捜査機関から捜査への協力に必要な被疑者の個人情報の提供を受ける場合</p>	<p>例えば、捜査機関から捜査への協力に必要な被疑者の個人情報の提供を受ける場合</p>
<p>(9) (現行どおり)</p>	<p>(9) (省 略)</p>
<p>(データ内容の正確性の確保)</p>	<p>(データ内容の正確性の確保)</p>
<p>第10条 協会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。なお、このため、協会員は、顧客等の個人データの保存期間について契約終了後一定期間内とする等、保有する個人データの利用目的に応じ保存期間を定め、当該期間経過後の保有する個人データを消去することとする。ただし、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、この限りでない。</p>	<p>第10条 協会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。 <u>このため、協会員は、顧客等の個人データの保存期間について契約終了後一定期間内とする等、保有する個人データの利用目的に応じ保存期間を定め、当該期間経過後の保有する個人データを消去することとする。</u> <u>ただし、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、この限りでない。</u></p>
<p>(解 説)</p>	<p>(解 説)</p>
<p>(1) 「個人データを正確かつ最新の内容に保つ」方法の具体例</p>	<p>(1) 「個人データを正確かつ最新の内容に保つ」方法の具体例</p>
<p>顧客からの届出内容を迅速かつ正確に個人情報データベース等に反映するとともに、各社の業務の態様等に応じ、例えば、次のような方法により、各社において必要な対応に努めるものとする。</p>	<p>顧客からの届出内容を迅速かつ正確に個人情報データベース等に反映するとともに、各社の業務の態様等に応じ、例えば、次のような方法により、各社において必要な対応に努めるものとする。</p>
<p>契約締結時交付書面・取引残高報告書等やホームページにおいて、顧客の氏名・住所等の変更届出手続について周知</p>	<p>取引報告書・取引残高報告書等やホームページにおいて、顧客の氏名・住所等の変更届出手続きについて周知する。</p>

新	旧
<p>する。 (現行どおり) (2) (現行どおり)</p> <p>(安全管理措置) 第 11 条 協会員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならない。<u>なお、本条における用語の定義は、次のとおりである。</u></p> <p>1 2 (現行どおり) 3 2・3 (現行どおり)</p> <p>(役職員の監督) 第 12 条 (現行どおり) 2 協会員は、前項の役職員に対する「必要かつ適切な監督」を以下の体制整備等により行うこととする。 1 役職員が、在職中及びその職を退いた後において、当該協会の証券業務等に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結すること。 2 個人データの適正な取扱いのための取扱規程の策定を通じた役職員の役割・責任の明確化及び役職員への安全管理義務の周知徹底、教育及び訓練を行うこと。 3 役職員による個人データの持出し等を防ぐため、社内での安全管理措置に定めた事項の遵守状況等の確認及び役職員における個人データの保護に対する点検及び監査制度を整備すること。</p> <p>(委託先の監督) 第 13 条 (現行どおり) 2 協会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保することが必要である(二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかに</p>	<p>(省 略) (2) (省 略)</p> <p>(安全管理措置) 第 11 条 協会員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならない。<u>本条における用語の定義は、次のとおりである。</u></p> <p>1 2 (省 略) 3 2・3 (省 略)</p> <p>(役職員の監督) 第 12 条 (省 略) 2 協会員は、前項の役職員に対する「必要かつ適切な監督」を以下の体制整備等により行うこととする。 1 役職員が、在職中及びその職を退いた後において、当該協会の証券業務等に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結すること 2 個人データの適正な取扱いのための取扱規程の策定を通じた役職員の役割・責任の明確化及び役職員への安全管理義務の周知徹底、教育及び訓練を行うこと 3 役職員による個人データの持出し等を防ぐため、社内での安全管理措置に定めた事項の遵守状況等の確認及び役職員における個人データの保護に対する点検及び監査制度を整備すること</p> <p>(委託先の監督) 第 13 条 (省 略) 2 協会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保することが必要である(二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかに</p>

新	旧
<p>ついても監督を行うものとする。)。なお、<u>具体的には、以下の対応等が必要である。</u></p>	<p>ついても監督を行うものとする。)。具体的には、<u>以下の対応等が必要である。</u></p>
<p>1・2 (現行どおり)</p>	<p>1・2 (省 略)</p>
<p>(第三者提供の制限)</p>	<p>(第三者提供の制限)</p>
<p>第 14 条 協会員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者(個人データを提供しようとする協会員及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。以下同じ。)に提供してはならない。</p>	<p>第 14 条 協会員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者(個人データを提供しようとする協会員及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。以下同じ。)に提供してはならない。</p>
<p>1 法令に基づく場合</p> <p>2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>	<p>1 法令に基づく場合</p> <p>2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p>
<p>2 協会員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p>	<p>2 協会員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p>
<p>1 第三者への提供を利用目的とすること。</p> <p>2・3 (現行どおり)</p>	<p>1 第三者への提供を利用目的とすること</p> <p>2・3 (省 略)</p>
<p>4 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。</p>	<p>4 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること</p>
<p>3 (現行どおり)</p>	<p>3 (省 略)</p>
<p>4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。</p>	<p>4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。</p>
<p>1・2 (現行どおり)</p>	<p>1・2 (省 略)</p>
<p>3 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者(共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等</p>	<p>3 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者(共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等</p>

新	旧
<p>の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。)の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。」</p> <p>5・6 (現行どおり)</p> <p>(解説)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 「法令に基づく場合」の具体例(第1項第1号) 例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>⌋ (現行どおり)</p> <p>地方税法第72条の63(個人の事業税に係る総務省の職員の質問検査権)</p> <p>⌋ (現行どおり)</p> <p>金商法第56条の2、第210条(報告書の徴求及び検査権、質問・検査・領置等)</p> <p>⌋ (現行どおり)</p> <p>金商法等に基づく自主規制機関等に対する情報提供</p> <p>(イ) 協会員又は有価証券の発行会社等が、<u>金商法</u>に従って定められた本協会の定款その他の規則の規定に基づく本協会への報告・届出、本協会の監査又は本協会の苦情相談・あっせん業務等、本協会の自主規制業務遂行のために、本協会に個人情報の提供を行う場合</p> <p>(ロ) <u>金融商品取引所</u>の取引参加者又は上場会社等が、<u>金商法</u>に従って定められた<u>金融商品取引所</u>の規則に基づく<u>金融商品取引所</u>への報告・届出、<u>金融商品取引所</u>の考査又は相場操縦的行為など不公正取引の防止等に必要な報告等、<u>金融商品取引所</u>の自主規制業務遂行のために<u>金融商品取引所</u>に個人情報の提供を行う場合</p> <p>(ハ) (現行どおり)</p> <p>(3) 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」の具体例(第1項第2号) 例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>⌋ (現行どおり)</p>	<p>の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。)の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき</p> <p>5・6 (省 略)</p> <p>(解説)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 「法令に基づく場合」の具体例(第1項第1号) 例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>⌋ (省 略)</p> <p>地方税法第72条の63(事業税に係る自治省の職員の質問検査権)</p> <p>⌋ (省 略)</p> <p><u>証券取引法</u>第59条、第210条(報告書の徴求及び検査権、質問・検査・領置等)</p> <p>⌋ (省 略)</p> <p><u>証券取引法</u>等に基づく自主規制機関等に対する情報提供</p> <p>(イ) 協会員又は有価証券の発行会社等が、<u>証券取引法</u>に従って定められた本協会の定款その他の規則の規定に基づく本協会への報告・届出、本協会の監査又は本協会の苦情相談・あっせん業務等、本協会の自主規制業務遂行のために、本協会に個人情報の提供を行う場合</p> <p>(ロ) <u>証券取引所</u>の取引参加者又は上場会社等が、<u>証券取引法</u>に従って定められた<u>証券取引所</u>の規則に基づく<u>証券取引所</u>への報告・届出、<u>証券取引所</u>の考査又は相場操縦的行為など不公正取引の防止等に必要な報告等、<u>証券取引所</u>の自主規制業務遂行のために<u>証券取引所</u>に個人情報の提供を行う場合</p> <p>(ハ) (省 略)</p> <p>(3) 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の具体例(第1項第2号) 例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>⌋ (省 略)</p>

新	旧
<p>(4) 「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」の具体例（第1項第4号）</p> <p>例えば、税務当局が適正な課税実現の観点から、個々の質問調査権によらずに行う任意調査に応じる場合が該当する。</p> <p>（注）「協力する必要がある」か否かについては、協会員が個別に判断することとなるが、税務当局から「有価証券取引等の照会書」その他の書面を受け入れ、対象となる個人情報を持定のうえ提供することが望ましい。</p> <p>(5) （現行どおり）</p> <p>(10)</p> <p>(11) <u>金融商品仲介業務</u> 会員と特別会員との間、又は協会員と金融商品仲介業者との間の金融商品仲介業務に関して取得した個人データの授受については、「本人の同意を得る方法」、「委託の場合」又は「共同利用の場合」と整理することが可能であり、それぞれに応じ所要の対応をとる必要がある。</p> <p>(12) （現行どおり）</p> <p>(16)</p> <p>（訂正等） 第17条（現行どおり） 2 協会員は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。<u>なお、協会員は、訂正等を行わない場合は、訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明するよう努めるものとする。</u></p> <p>（利用停止等） 第18条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第6条の規定に違反して取扱われたものであるという理由又は第8条の規定に違反して取得されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）</p>	<p>(4) 「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例（第1項第4号）</p> <p>例えば、税務当局が適正な課税実現の観点から、個々の質問調査権によらずに行う任意調査に応じる場合が該当する。</p> <p>（注）「協力する必要がある」か否かについては、協会員が個別に判断することとなるが、税務当局から「有価証券取引等の照会書」その他の書面を受け入れ、対象となる個人情報を持定のうえ提供することが望ましい。</p> <p>(5) （省 略）</p> <p>(10)</p> <p>(11) <u>証券仲介業務</u> 会員と特別会員との間、又は協会員と証券仲介業者との間の証券仲介業務に関して取得した個人データの授受については、「本人の同意を得る方法」、「委託の場合」又は「共同利用の場合」と整理することが可能であり、それぞれに応じ所要の対応をとる必要がある。</p> <p>(12) （省 略）</p> <p>(16)</p> <p>（訂正等） 第17条（省 略） 2 協会員は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。<u>なお、協会員は、訂正等を行わない場合は、訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明するよう努めるものとする。</u></p> <p>（利用停止等） 第18条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第6条の規定に違反して取扱われたものであるという理由又は第8条の規定に違反して取得されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）</p>

新	旧
<p>を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。<u>ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</u></p>	<p>を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。 <u>ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</u></p>
<p>2 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 14 条第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。<u>ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</u></p>	<p>2 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 14 条第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。 <u>ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</u></p>
<p>3 (現行どおり)</p>	<p>3 (省 略)</p>
<p>(開示等の求めに応じる手続)</p>	<p>(開示等の求めに応じる手続)</p>
<p>第 20 条 (現行どおり)</p>	<p>第 20 条 (省 略)</p>
<p>2 協会員は、代理人(未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。本項において同じ。)が開示等の求めを行う場合の手続として、前項各号に加えて次の事項を定めるものとする。なお、代理人による開示等の求めに対して、本人に直接開示等することは妨げない。</p>	<p>2 協会員は、代理人(未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。本項において同じ。)が開示等の求めを行う場合の手続きとして、前項各号に加えて次の事項を定めるものとする。なお、代理人による開示等の求めに対して、本人に直接開示等することは妨げない。</p>
<p>1・2 (現行どおり)</p>	<p>1・2 (省 略)</p>
<p>3 協会員は、<u>前 2 項の規定に基づき開示等の求めに関する手続</u>を定めるにあたっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。</p>	<p>3 協会員は、<u>前二項の規定に基づき開示等の求めに関する手続</u>を定めるにあたっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。</p>
<p>(解 説)</p>	<p>(解 説)</p>
<p>(1) (現行どおり)</p>	<p>(1) (省 略)</p>
<p>(3)</p>	<p>(3)</p>
<p>(4) 「本人確認方法」の具体例(第 1 項第 3 号)</p>	<p>(4) 「本人確認方法」の具体例(第 1 項第 3 号)</p>
<p>本人確認法の規定に基づく確認手続又は同レベルの手続など、十分かつ適切な確認手続を定めるものとする。</p>	<p>本人確認法の規定に基づく確認手続又は同レベルの手続きなど、十分かつ適切な確認手続を定めるものとする。</p>
<p>(5) (現行どおり)</p>	<p>(5) (省 略)</p>
<p>(6) 「開示等の求めに応じる回答方法」の具体例(第 1 項第 6 号)</p>	<p>(6) 「開示等の求めに応じる回答方法」の具体例(第 1 項第 6 号)</p>

新	旧
<p>例えば、次のような方法がある。 郵送、電話、電子メール等の手段 開示の対象となる情報によっては、回 答はその場でなく後刻となること。 (7)・(8) (現行どおり)</p> <p>(本協会への報告) 第 25 条 (現行どおり) 2 本協会は、協会員に対し、本指針を遵守さ せるために必要な<u>指導及び勧告その他の措置</u> <u>を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行 する。</p>	<p>例えば、次のような方法がある。 郵送、電話、電子メール等の手段 開示の対象となる情報によっては、回 答はその場でなく後刻となること (7)・(8) (省 略)</p> <p>(本協会への報告) 第 25 条 (省 略) 2 本協会は、協会員に対し、本指針を遵守さ せるために必要な<u>指導、勧告その他の措置</u> <u>を行うものとする。</u></p>

「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保について」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について

平成19年9月18日
(下線部分変更)

新	旧
<p>協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、本協会が個人情報の保護に関する法律第37条第1項の認定を受けた認定個人情報保護団体として同項各号に掲げる業務を実施するに当たり必要な事項を定め、もって協会員における同法に基づく個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とする。</p> <p>(業務) 第2条 本協会は、会員の定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、店頭デリバティブ取引会員が行う同条第7号に掲げる特定店頭デリバティブ取引等に係る業務並びに特別会員の定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務における個人情報の取扱いに関し、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>1 2 (現行どおり) 8</p> <p>(苦情処理業務) 第3条 前条第1号の業務は、「<u>協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則</u>」第3条第1項に定める証券あっせん・相談センターが行う。</p> <p>2 前項の業務は、別に定める「<u>個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則</u>」によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保について」理事会決議（自主規制会議決議）</p> <p>(目的) 第1条 この理事会決議は、本協会が個人情報の保護に関する法律第37条第1項の認定を受けた認定個人情報保護団体として同項各号に掲げる業務を実施するに当たり必要な事項を定め、もって協会員における同法に基づく個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とする。</p> <p>(業務) 第2条 本協会は、会員の証券業務及び証券業に付随する業務並びに特別会員の登録等証券業務における個人情報の取扱いに関し、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>1 2 (省 略) 8</p> <p>(苦情処理業務) 第3条 前条第1号の苦情処理業務は、「<u>協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則</u>」（紛争処理規則第1号）第3条第1項に定める証券あっせん・相談センターが行う。</p> <p>2 前項の苦情処理業務は、別に定める「<u>個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規程</u>」によるものとする。</p>

「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規程」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について

平成19年9月18日
（下線部分変更）

新	旧
<p>個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則</p> <p>（目 的） 第 1 条 この規則は、証券あっせん・相談センター（以下「本センター」という。）が「<u>協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則</u>」第3条に定める協会員の個人情報の取扱いに関する苦情の処理を行うに当たり、必要な事項を定める。</p> <p>（苦情処理業務の実施体制） 第 2 条 本センターは、会員の定款第3条第8号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、店頭デリバティブ取引会員が行う同条第7号に規定する特定店頭デリバティブ取引等に係る業務並びに特別会員の定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務における個人情報の取扱いに関する苦情（以下「個人情報の取扱いに関する苦情」という。）の処理を行う。</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>（苦情処理組織の責務） 第 3 条 本センターは、個人情報の保護に関する法律等の趣旨に則り、個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速に公正中立な苦情処理を行う。</p> <p>（苦情処理の手続き） 第 4 条 本センターは、協会員の顧客から個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言を行い、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求める。</p> <p>2 （現行どおり） 3 協会員は、本センターから前項の規定による求めがあったときは、<u>正当な理由なく、これを拒んではならない。</u></p> <p>（役職員の秘密保持義務） 第 8 条 本センターの役員及び職員並びにこれらの職にあった者は、個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関して知り得た秘密について、<u>正当な理由なくこれを他に漏らし、又は盗用してはならない。</u></p>	<p>「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規程」理事会決議（自主規制会議決議）</p> <p>（目 的） 第 1 条 この規程は、証券あっせん・相談センター（以下「本センター」という。）が「<u>協会員における個人情報の適正な取扱いの確保について</u>」（理事会決議）第3条に定める協会員の個人情報の取扱いに関する苦情の処理を行うに当たり、必要な事項を定める。</p> <p>（苦情処理業務の実施体制） 第 2 条 本センターは、会員の証券業務及び証券業に付随する業務並びに特別会員の登録等証券業務における個人情報の取扱いに関する苦情（以下「個人情報の取扱いに関する苦情」という。）の処理を行う。</p> <p>2 （省 略）</p> <p>（苦情処理組織の責務） 第 3 条 本センターは、「<u>個人情報の保護に関する法律</u>」等の趣旨に則り、個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速に公正中立な苦情処理を行うものとする。</p> <p>（苦情処理の手続き） 第 4 条 本センターは、協会員の顧客から個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言を行い、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めるものとする。</p> <p>2 （省 略） 3 協会員は、本センターから前項の規定による求めがあったときは、<u>正当な理由がないのに、これを拒んではならない。</u></p> <p>（役職員の秘密保持義務） 第 8 条 本センターの役員及び職員並びにこれらの職にあった者は、個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関して知り得た秘密について、<u>正当な事由なくこれを他に漏らし、又は盗用してはならない。</u></p>

2 本センターの役員及び職員並びにこれらの職にあった者は、個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関して知り得た情報を、本センターの業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(苦情処理結果等の記録、報告及び公表)

第 10 条 本センターは、第 4 条第 1 項に規定する苦情処理の結果等（次項において「苦情処理結果等」という。）に関する記録を作成し、作成後これを 10 年間保存する。

2 本センターは、苦情処理結果等について、自主規制会議議長に報告するとともに、同処理結果等の集計結果について公表する。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

2 (新 設)

(苦情処理結果等の記録、報告及び公表)

第 10 条 本センターは、第 4 条第 1 項に規定する苦情処理の結果等（次項において「苦情処理結果等」という。）に関する記録を作成し、作成後これを 10 年間保存するものとする。

2 本センターは、苦情処理結果等について、自主規制会議議長に報告するとともに、同処理結果等の集計結果について公表するものとする。

**「特別会員の組織する団体等に対する業務委託について」
理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について**

平成 19 年 9 月 18 日
（下線部分変更）

新	旧												
<p>特別会員の組織する団体等に対する業務委託に関する規則</p> <p>（委託先団体）</p> <p>第 1 条 定款第 34 条の規定に基づき、本協会が特別会員に係る業務の一部を委託する特別会員の組織する団体は、<u>次の各号に掲げる特別会員の区分に従い、当該各号に掲げる団体とする。</u></p> <p>1 都市銀行、信託銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫 全国銀行協会</p> <p>2 全国地方銀行協会加盟行 社団法人 全国地方銀行協会</p> <p>3 第二地方銀行協会加盟行 社団法人 第二地方銀行協会</p> <p>4 信用金庫及び信金中央金庫 社団法人 全国信用金庫協会</p> <p>5 損害保険会社 社団法人 日本損害保険協会</p> <p>（委託業務）</p> <p>第 2 条 本協会が前条各号に掲げる団体に委託できる業務は、<u>次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>1 } (現行どおり)</p> <p>~ }</p> <p>10 }</p> <p>11 特別会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に関する業務</p> <p>12 (現行どおり)</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>「特別会員の組織する団体等に対する業務委託について」 理事会決議（自主規制会議決議）</p> <p>1. 定款第 30 条の規定に基づき、本協会が特別会員に係る業務の一部を委託する特別会員の組織する団体は、<u>次のとおりとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">委託先団体</th> <th align="center">特別会員の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">全国銀行協会</td> <td>都市銀行、信託銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫</td> </tr> <tr> <td align="center">社団法人 全国地方銀行協会</td> <td>全国地方銀行協会加盟行</td> </tr> <tr> <td align="center">社団法人 第二地方銀行協会</td> <td>第二地方銀行協会加盟行</td> </tr> <tr> <td align="center">社団法人 全国信用金庫協会</td> <td>信用金庫及び信金中央金庫</td> </tr> <tr> <td align="center">社団法人 日本損害保険協会</td> <td>損害保険会社</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 本協会が上記 1. に掲げる団体に委託できる業務は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>— } (省 略)</p> <p>~ }</p> <p>— 特別会員を所属証券会社等とする証券仲介業者に関する業務</p> <p>— (省 略)</p>	委託先団体	特別会員の範囲	全国銀行協会	都市銀行、信託銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫	社団法人 全国地方銀行協会	全国地方銀行協会加盟行	社団法人 第二地方銀行協会	第二地方銀行協会加盟行	社団法人 全国信用金庫協会	信用金庫及び信金中央金庫	社団法人 日本損害保険協会	損害保険会社
委託先団体	特別会員の範囲												
全国銀行協会	都市銀行、信託銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫												
社団法人 全国地方銀行協会	全国地方銀行協会加盟行												
社団法人 第二地方銀行協会	第二地方銀行協会加盟行												
社団法人 全国信用金庫協会	信用金庫及び信金中央金庫												
社団法人 日本損害保険協会	損害保険会社												

「定款第 26 条（会員に対する勧告）について」（理事会決議）等の廃止
について

平成 19 年 9 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

以下に掲げる理事会決議については、平成 19 年 9 月 30 日をもって廃止
する。

- ・ 「定款第 26 条（会員に対する勧告）について」
- ・ 「協会の役員に対する公正慣習規則第 8 号『証券従業者に関する規則』の
準用について」
- ・ 「新規加入協会員に対する機動的・継続的監査の実施に係る取扱いについ
て」

以 上

「定款第25条第3項ただし書の規定の適用について」(理事会確認事項)の一部改正について

平成19年9月18日

(下線部分変更)

新	旧
<p>定款第28条第3項ただし書の規定の適用について (理事会確認事項)</p> <p>定款第28条に規定する協会の処分において、同条第3項ただし書に規定する1億円超の過剰金を賦課するのは、原則として、相場操縦、損失補填、インサイダー取引、虚偽報告、<u>検査忌避等の金融商品取引法</u>上厳しい罰則が科せられている重大な法令違反で、かつ、その行為が<u>金融商品取引業</u>への信用を著しく失墜させたと認められる場合とする。</p> <p>(注)平成10年1月28日付定款改正により、過剰金の上限の額を1億円から5億円に引上げるに当たって、その運用範囲を明確にするため決議されたもの。</p>	<p>定款第25条第3項ただし書の規定の適用について (理事会確認事項)</p> <p>定款第25条に規定する協会の処分において、同条第3項ただし書に規定する1億円超の過剰金を賦課するのは、原則として、相場操縦、損失補填、インサイダー取引、虚偽報告、<u>検査忌避等の証券取引法</u>上厳しい罰則が科せられている重大な法令違反で、かつ、その行為が<u>証券界</u>の信用を著しく失墜させたと認められる場合とする。</p> <p>(注)平成10年1月28日付定款改正により、過剰金の上限の額を1億円から5億円に引上げるに当たって、その運用範囲を明確にするため決議されたもの。</p>

「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」(紛争処理規則第1号)の一部改正について

平成19年9月18日
(下線部分変更)

新	旧
<p>協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、協会員及び金融商品仲介業者の業務に対する顧客からの苦情の申出及び紛争の解決の申立てについて、公正中立な立場から、迅速かつ透明度の高い処理を図ることにより、投資者の信頼を確保し、もって金融商品市場の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。 1 苦情 顧客が、協会員及び金融商品仲介業者(定款第3条第9号に掲げる者をいう。以下同じ。)の行う業務に関し、協会員及び金融商品仲介業者に責任若しくは責務に基づく行為を求めるもの、又は損害が発生するとして賠償若しくは改善を求めるものをいう。 2 紛争 前号に規定する苦情のうち、協会員及び金融商品仲介業者と顧客との間で解決できないものをいう。 3 あっせん 定款第76条第2項に規定するあっせんをいう。</p> <p>(苦情・紛争処理機関) 第3条 本協会は、第22条各号に掲げる業務を行うため、証券あっせん・相談センター(以下「センター」という。)を置く。 2 本協会は、第1条の目的を達成するため、センターに定款第76条第1項に規定するあっせん委員を置く。 3 (現行どおり) 4 センターは、その業務に関し、必要な助言、指導を受けるために特別顧問を置き、法律専門家等の学識経験者のうちから委嘱する。</p>	<p>「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」(紛争処理規則第1号)</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、定款第7条の規定に基づき、協会員及び証券仲介業者の業務に対する顧客からの苦情の申出及び紛争の解決の申立てについて、公正中立な立場から、迅速かつ透明度の高い処理を図ることにより、投資者の信頼を確保し、もって証券市場の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。 1 苦情 顧客が、協会員及び証券仲介業者の行う業務に関し、協会員及び証券仲介業者に責任若しくは責務に基づく行為を求めるもの、又は損害が発生するとして賠償若しくは改善を求めるものをいう。 2 紛争 前号に規定する苦情のうち、協会員及び証券仲介業者と顧客との間で解決できないものをいう。 3 あっせん 証券法第79条の16の2第1項に規定するあっせんをいう。</p> <p>(苦情・紛争処理機関) 第3条 本協会は、第22条各号に掲げる業務を行うため、証券あっせん・相談センター(以下「センター」という。)を置く。 2 本協会は、第1条の目的を達成するため、センターに定款第69条第1項に規定するあっせん委員を置く。 3 (省略) 4 (新設)</p>

新	旧
<p>(管轄区域) 第 4 条 あっせん委員は、「<u>協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則</u>」に関する細則(以下「<u>細則</u>」という。)に定める各地区の管轄区域内に所在する協会員の本店、支店その他の営業所並びに<u>金融商品仲介業者</u>の営業所又は事務所において、当該協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>と顧客との間に生じた紛争の解決のあっせんを行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、紛争の解決のあっせんにつき顧客又は協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>から申立てがあった場合において、本協会が指定し、かつ、当事者が合意したものについては、本協会が指定するあっせん委員が紛争の解決のあっせんを行うものとする。</p> <p>(苦情の解決の促進) 第 5 条 協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>は、その業務に対する顧客からの苦情の解決の促進を図るため、<u>あっせん委員及びセンター</u>の業務に協力しなければならない。</p> <p>(あっせん委員の委嘱等) 第 7 条 あっせん委員の数は、自主規制会議の同意を得て自主規制会議議長が定める。</p> <p>2 あっせん委員は、法律専門家等の学識経験者のうちから、自主規制会議の同意を得て自主規制会議議長が、それぞれの管轄区域を定めて委嘱する。ただし、<u>細則に定める者</u>をあっせん委員に委嘱することはできない。</p> <p>3・4 (現行どおり)</p> <p>(あっせん委員の特別の利害関係) 第 8 条 <u>センターは、事件(金融商品取引法(以下、「金商法」という。)第 77 条の 2 第 2 項に規定する「事件」をいう。以下同じ。)の当事者と特別の利害関係のない者をあっせん委員とする。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(あっせん経過等の記録) 第 9 条 <u>センターは、あっせん委員のあっせんについて、その経過の要領及び結果に関する記録を作成し、保存する。</u></p> <p>(あっせんの申立ての受理) 第 10 条 あっせん委員は、顧客又は協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>から申立てのあった紛争につき、その解決のあっせんを行う。</p>	<p>(管轄区域) 第 4 条 あっせん委員は、「<u>協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則</u>」に関する細則(以下「<u>細則</u>」という。)に定める各地区の管轄区域内に所在する協会員の本店、支店その他の営業所並びに<u>証券仲介業者</u>の営業所又は事務所において、当該協会員及び<u>証券仲介業者</u>と顧客との間に生じた紛争の解決のあっせんを行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、紛争の解決のあっせんにつき顧客又は協会員及び<u>証券仲介業者</u>から申立てがあった場合において、本協会が指定し、かつ、当事者が合意したものについては、本協会が指定するあっせん委員が紛争の解決のあっせんを行うものとする。</p> <p>(苦情の解決の促進) 第 5 条 協会員及び<u>証券仲介業者</u>は、その業務に対する顧客からの苦情の解決の促進を図るため、<u>あっせん委員及び証券あっせん・相談センター</u>の業務に協力しなければならない。</p> <p>(あっせん委員の委嘱等) 第 7 条 あっせん委員の数は、自主規制会議の同意を得て自主規制会議議長が定める。</p> <p>2 あっせん委員は、法律専門家等の学識経験者のうちから、自主規制会議の同意を得て自主規制会議議長が、それぞれの管轄区域を定めて委嘱する。ただし、<u>細則に定めるあっせん委員の欠格事由に該当する者</u>をあっせん委員に委嘱することはできない。</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>(あっせん委員の特別利害関係事案の取扱い) 第 8 条 <u>あっせん委員は、自己に特別の利害関係のある事案については、その紛争の解決のあっせんを行うことができない。</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>(あっせん経過等の記録) 第 9 条 <u>あっせん委員のあっせんについては、その経過の要領及び結果に関する記録を作成し、保存するものとする。</u></p> <p>(あっせんの申立ての受理) 第 10 条 あっせん委員は、顧客又は協会員及び<u>証券仲介業者</u>から申立てのあった紛争につき、その解決のあっせんを行う。</p>

新	旧
<p>2 顧客又は協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>は、あっせんの申立てをするとき、あっせん委員に、<u>当該申立ての趣旨及び紛争の要点を明らかにした細則に定める様式によるあっせん申立書2通（金融商品仲介業者が紛争の当事者である場合は3通）を提出しなければならない。</u>また、<u>当該申立てに関する証拠書類がある場合には、その原本又は謄本を提出しなければならない。</u></p> <p>3 協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>は、あっせんの申立てをするとき、<u>あらかじめ当該紛争の相手方である顧客が当該申立てについて同意したことを証する書面を提出しなければならない。</u></p> <p>4 あっせん委員は、あっせんの申立てを受理したときは、あっせん申立書1通を当該紛争の相手方である顧客又は協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>に交付する。</p> <p>5 (現行どおり)</p>	<p>2 顧客又は協会員及び<u>証券仲介業者</u>は、あっせんの申立てをするとき、あっせん委員に、<u>その申立ての趣旨及び紛争の要点を明らかにした細則に定める様式によるあっせん申立書2通（証券仲介業者が紛争の当事者である場合は3通）を提出するものとする。</u>また、<u>その申立てに関する証拠書類がある場合には、その原本又は謄本を提出するものとする。</u></p> <p>3 協会員及び<u>証券仲介業者</u>は、あっせんの申立てをするとき、<u>予め当該紛争の相手方である顧客がその申立てについて同意したことを証する書面を提出するものとする。</u></p> <p>4 あっせん委員は、あっせんの申立てを受理したときは、あっせん申立書1通を当該紛争の相手方である顧客又は協会員及び<u>証券仲介業者</u>に交付する。</p> <p>5 (省 略)</p>
<p>(あっせん申立金) 第 11 条 顧客又は協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>は、前条に規定するあっせんの申立てを行い受理された場合には、受理後 10 日以内に、細則に定めるあっせん申立金を本協会に納入しなければならない。</p> <p>2 本協会は、前項のあっせん申立金が納入されなかった場合には、あっせんの申立てがなかったものとして<u>取り扱う。</u></p> <p>3 本協会は、第 1 項により納入されたあっせん申立金については、あっせん期日前にあっせん申立ての取下げがあった場合を除き、<u>返還しない。</u></p>	<p>(あっせん申立金) 第 11 条 顧客又は協会員及び<u>証券仲介業者</u>は、前条に規定するあっせんの申立てを行い受理された場合には、受理後 10 日以内に、細則に定めるあっせん申立金を本協会に納入しなければならない。</p> <p>2 本協会は、前項のあっせん申立金が納入されなかった場合には、あっせんの申立てがなかったものとして<u>取り扱うこととする。</u></p> <p>3 本協会は、第 1 項により納入されたあっせん申立金については、あっせん期日前にあっせん申立ての取下げがあった場合を除き、<u>返還しないものとする。</u></p>
<p>(あっせんを行わない場合) 第 12 条 あっせん委員は、あっせんの申立てが次の各号の<u>いずれかに</u>該当するものとして細則に定める要件に該当するときは、あっせんを行わない。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>(あっせんを行わない場合) 第 12 条 あっせん委員は、あっせんの申立てが次の各号の<u>一に</u>該当するものとして細則に定める要件に該当するときは、あっせんを行わない。</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(協会員及び金融商品仲介業者のあっせん手続への参加義務) 第 13 条 顧客からあっせんの申立てのあった場合には、当該紛争の相手方である協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>は、あっせん委員のあっせん手続に参加しなければならない。</p>	<p>(協会員及び証券仲介業者のあっせん手続への参加義務) 第 13 条 顧客からあっせんの申立てのあった場合には、当該紛争の相手方である協会員及び<u>証券仲介業者</u>は、あっせん委員のあっせん手続に参加しなければならない。</p>
<p>(答弁書の提出) 第 14 条 第 10 条第 4 項の規定によりあっせん申立書の交付を受けた顧客又は協会員及</p>	<p>(答弁書の提出) 第 14 条 第 10 条第 4 項の規定によりあっせん申立書の交付を受けた顧客又は協会員及び</p>

新	旧
<p>び金融商品仲介業者は、遅滞なくその申立てに対する答弁又は抗弁の要点を明らかにした細則に定める様式による答弁書2通及び証拠書類がある場合には、その原本又は謄本をあっせん委員に提出しなければならない。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(事情聴取) 第15条 あっせん委員は、期日を定めて紛争の当事者である顧客及び協会員並びに金融商品仲介業者(以下「当事者」という。)若しくは参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。</p> <p>2 前項の規定により、出席を求められた当事者は、自ら出席しなければならない。この場合において、法人である顧客又は協会員若しくは金融商品仲介業者は、自己を代表する者を定め当該者を出席させるときは、あっせん委員に対して、当該者が自己を代理する者である旨の委任状を提出するものとする。</p> <p>3・4 (現行どおり)</p> <p>(資料等の徴求) 第16条 (現行どおり)</p> <p>2 協会員及び金融商品仲介業者は、前項の規定による求めがあったときは、<u>正当な理由なく、これを拒んではならない。</u></p> <p>(あっせんの打ち切り) 第17条 あっせん委員は、あっせん中の紛争が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、そのあっせんに打ち切ることができる。</p> <p>1 2 (現行どおり) 3 4 <u>あっせんの申立てを行った者が、正当な理由なく、あっせんに出席しなかったとき。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(あっせんの申立ての取下げ) 第18条 (現行どおり)</p> <p>2 あっせん委員は、前項の規定によりあっせんの申立ての取下げが行われたときは、その旨を当該紛争の相手方である協会員及び金融商品仲介業者に通知する。</p> <p>3 あっせんの申立てを行った協会員及び金融商品仲介業者は、当該あっせんの申立てを取り下げることができない。ただし、顧客が同意した場合には、この限りでない。</p> <p>(あっせん案の提示) 第19条 (現行どおり)</p>	<p>証券仲介業者は、遅滞なくその申立てに対する答弁又は抗弁の要点を明らかにした細則に定める様式による答弁書2通及び証拠書類がある場合には、その原本又は謄本をあっせん委員に提出しなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(事情聴取) 第15条 あっせん委員は、期日を定めて紛争の当事者である顧客及び協会員並びに証券仲介業者(以下「当事者」という。)若しくは参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。</p> <p>2 前項の規定により、出席を求められた当事者は、自ら出席しなければならない。この場合において、法人である顧客又は協会員若しくは証券仲介業者は、自己を代表する者を定め当該者を出席させるときは、あっせん委員に対して、当該者が自己を代理する者である旨の委任状を提出するものとする。</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>(資料等の徴求) 第16条 (省 略)</p> <p>2 協会員及び証券仲介業者は、前項の規定による求めがあったときは、<u>正当な理由がないのに、これを拒んではならない。</u></p> <p>(あっせんの打ち切り) 第17条 あっせん委員は、あっせん中の紛争が次の各号の<u>一に</u>該当するときは、そのあっせんに打ち切ることができる。</p> <p>1 2 (省 略) 3 4 (新 設)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(あっせんの申立ての取下げ) 第18条 (省 略)</p> <p>2 あっせん委員は、前項の規定によりあっせんの申立ての取下げが行われたときは、その旨を当該紛争の相手方である協会員及び証券仲介業者に通知する。</p> <p>3 あっせんの申立てを行った協会員及び証券仲介業者は、当該あっせんの申立てを取り下げることができない。ただし、顧客が同意した場合には、この限りでない。</p> <p>(あっせん案の提示) 第19条 (省 略)</p>

新	旧
<p>2 前項の規定によるあっせん案を顧客が受諾したときは、当該紛争の相手方である協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>は、これを受諾し、すみやかに当該あっせん案に基づく義務を履行しなければならない。ただし、協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>は、<u>当該あっせん案を受諾し難い場合には、あっせんの申立てを行った顧客が、当該あっせん案に係る紛争に関し、訴訟を提起した場合を除き、すみやかに、当該あっせん案により支払うべき金銭を本協会に預託し、債務不存在確認訴訟等の訴訟を提起しなければならない。</u></p> <p>3 本協会は、前項ただし書に基づく預託金を、<u>同項の債務不存在確認訴訟等の訴訟に係る第1回目の口頭弁論が行われた後に、当該協会員及び金融商品仲介業者からの申出により当該協会員及び金融商品仲介業者に返還する。</u></p> <p>4 前項に規定する預託金については、本協会が銀行預金として預け入れ、当該預金に金利が付された場合には、付された金利を付して協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>に返還する。</p>	<p>2 前項の規定によるあっせん案を顧客が受諾したときは、当該紛争の相手方である協会員及び<u>証券仲介業者</u>は、これを受諾し、すみやかに<u>そのあっせん案に基づく義務を履行するものとする。</u>ただし、協会員及び<u>証券仲介業者</u>は、<u>あっせん案を受諾し難い場合には、すみやかに、当該あっせん案により支払うべき金銭を本協会に預託し、債務不存在確認訴訟等の訴訟を提起するものとする。</u></p> <p>3 前項ただし書に基づく預託金については、<u>同項の訴訟に係る第1回目の口頭弁論が行われた後に、当該協会員及び証券仲介業者からの申出により当該協会員及び証券仲介業者に返還する。</u></p> <p>4 前項に規定する預託金については、本協会が銀行預金として預け入れ、当該預金に金利が付された場合には、付された金利を付して協会員及び<u>証券仲介業者</u>に返還するものとする。</p>
<p>(和解契約書の写しの提出) 第20条 あっせん委員のあっせんにおいて当事者間に合意が成立し又は当事者双方があっせん委員のあっせん案を受諾したときは、当該紛争の相手方である協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>は、遅滞なく和解契約書を作成し、その写し1通をあっせん委員に提出しなければならない。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>(和解契約書の写しの提出) 第20条 あっせん委員のあっせんにおいて当事者間に合意が成立し又は当事者双方があっせん委員のあっせん案を受諾したときは、当該紛争の相手方である協会員及び<u>証券仲介業者</u>は、遅滞なく和解契約書を作成し、その写し1通をあっせん委員に提出しなければならない。</p> <p>2 (省略)</p>
<p>第3章 証券あっせん・相談センター (業務) 第22条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>の業務に対する顧客からの苦情を相手方協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>に取り次ぎ、その解決を図ること。</p> <p>3・4 (現行どおり)</p>	<p>第3章 証券あっせん・相談センター (業務) 第22条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 協会員及び<u>証券仲介業者</u>の業務に対する顧客からの苦情を相手方協会員及び<u>証券仲介業者</u>に取り次ぎ、その解決を図ること。</p> <p>3・4 (省略)</p>
<p>(あっせん委員の助言等) 第23条 センターは、前条第1号及び第2号の業務を行うに当たっては、あっせん委員と適宜連絡を図るものとし、あっせん委員は、センターの業務に関し、苦情の迅速かつ適正な処理を図るために必要な調査、助言等を行う。</p>	<p>(あっせん委員の助言等) 第23条 センターは、前条第1号及び第2号の業務を行うに当たっては、あっせん委員と適宜連絡を図るものとし、あっせん委員は、センターの業務に関し、苦情の迅速、かつ、適正な処理を図るために必要な調査、助言等を行うものとする。</p>

新	旧
<p>(資料等の徴求) 第 24 条 センターは、相手方協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>に顧客からの苦情を取り次いだ場合には、当該協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。 2 協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>は、前項の規定による求めがあったときは、<u>正当な理由なく</u>、これを拒んではならない。</p> <p>(相談事項等の記録) 第 26 条 センターは、第 22 条第 1 号及び第 2 号に規定する相談及び苦情に関する記録を作成し、<u>保存する。</u></p> <p>(秘密保持) 第 28 条 あっせん委員及びセンターの職員又はこれらの職にあった者は、<u>その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。</u> 2 あっせん委員及びセンターの職員又はこれらの職にあった者は、<u>その職務に関して知り得た情報を、本協会の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。</u></p> <p>(本協会等に対する報告) 第 29 条 あっせん委員は、あっせんが終了したときは、遅滞なく本協会にその結果等について報告する。 2 センターは、相談、苦情及びあっせんの処理状況について、自主規制会議議長に報告する。</p> <p>(周知及び公表) 第 30 条 本協会及び協会員並びに<u>金融商品仲介業者</u>は、センターの周知に努めるものとする。 2 本協会は、同種の事案の再発防止に資するため、相談若しくは苦情の申出又はあっせんの申立て等について、当事者の秘密に関する事項を除き、その概要を協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>に周知する。この場合において、<u>本協会は、金融商品仲介業者に対する周知につき、その金融商品仲介業者の所属金融商品取引業者等である協会員を通じて行う。</u> 3 本協会は、相談若しくは苦情の申出又はあっせんの申立て等について、当事者の秘密に関する事項を除き、件数及び事案の概要を公表する。</p>	<p>(資料等の徴求) 第 24 条 センターは、相手方協会員及び<u>証券仲介業者</u>に顧客からの苦情を取り次いだ場合には、当該協会員及び<u>証券仲介業者</u>に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。 2 協会員及び<u>証券仲介業者</u>は、前項の規定による求めがあったときは、<u>正当な理由がないのに</u>、これを拒んではならない。</p> <p>(相談事項等の記録) 第 26 条 センターは、第 22 条第 1 号及び第 2 号に規定する相談及び苦情に関する記録を作成し、<u>保存するものとする。</u></p> <p>(秘密保持) 第 28 条 あっせん委員及びセンターの職員は、<u>職務上知り得た事項については、正当な事由なく、これを他に漏らしてはならない。</u> <u>その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(本協会等に対する報告) 第 29 条 あっせん委員は、あっせんが終了したときは、遅滞なく本協会にその結果等について報告するものとする。 2 センターは、相談、苦情及びあっせんの処理状況について、自主規制会議議長に報告するものとする。</p> <p>(周知及び公表) 第 30 条 本協会及び協会員並びに<u>証券仲介業者</u>は、センターの周知に努めるものとする。 2 本協会は、同種の事案の再発防止に資するため、相談若しくは苦情の申出又はあっせんの申立て等について、当事者の秘密に関する事項を除き、その概要を協会員及び<u>証券仲介業者</u>に周知するものとする。この場合において、<u>証券仲介業者に対する周知については、その証券仲介業者の所属証券会社等である協会員を通じて行うものとする。</u> 3 本協会は、相談若しくは苦情の申出又はあっせんの申立て等について、件数及び事案の概要を公表するものとする。</p>

新	旧
<p data-bbox="384 257 539 293" style="text-align: center;">付 則</p> <p data-bbox="169 297 758 367">この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	

「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」に関する細則の一部改正について

平成19年9月18日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(あっせん委員の管轄区域及びあっせん委員となることができない者)</p> <p>第2条 規則第4条第1項に規定するあっせん委員が管轄する各地区の管轄区域は、別表5のとおり定めるものとする。</p> <p>2 規則第7条第2項ただし書に規定するあっせん委員となることができない者は、次の各号の<u>いずれかに該当する者</u>をいう。</p> <p>1 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>3 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>4 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者</p> <p>5 <u>弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の規定による懲戒処分により弁護士会からの除名の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</u></p> <p>6 <u>公認会計士法、税理士法、又は司法書士法の規定による懲戒処分により、公認会計士の登録の抹消、税理士の業務の禁止の処分又は司法書士の業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</u></p> <p>(あっせん委員の特別の利害関係)</p> <p>第3条 規則第8条に規定する事件の当事者(以下、この条において「当事者」という。)と特別の利害関係のない者とは、次の各号の<u>いずれかにも該当しない者</u>とする。</p> <p>1 <u>当事者又はその配偶者若しくは配偶者であった者</u></p> <p>2 <u>当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族である者又はこれらであった者</u></p> <p>3 <u>当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人である者</u></p> <p>4 <u>事件について当事者の代理人若しくは補佐人である者又はこれらであった者</u></p> <p>5 <u>当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなった日から3</u></p>	<p>(あっせん委員の管轄区域及び欠格事由)</p> <p>第2条 規則第4条第1項に規定するあっせん委員が管轄する各地区の管轄区域は、別表5のとおり定めるものとする。</p> <p>2 規則第7条第2項ただし書に規定するあっせん委員となることができない者は、次の各号の<u>一に該当する者</u>をいう。</p> <p>1 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者</p> <p>2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を<u>終り</u>、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>3 <u>公務員として免職の懲戒処分</u>を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>4 <u>裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判</u>を受けた者</p> <p>5 <u>弁護士として除名の懲戒処分</u>を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>6 <u>公認会計士又は税理士として登録抹消、業務禁止又は登録消除の懲戒処分</u>を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>(あっせん委員の特別利害関係事案)</p> <p>第3条 規則第8条に規定する<u>あっせん委員の自己に特別の利害関係のある事案</u>は、次の各号の<u>一に該当するもの</u>とする。</p> <p>1 <u>委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事案の当事者又は法人である当事者の代表者であり、又はあったとき。</u></p> <p>2 <u>委員が事案の当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であり、又はあったとき。</u></p> <p>3 <u>委員が事案の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。</u></p> <p>4 <u>委員が事案について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。</u></p> <p>5 <u>委員が当事者から役務の提供により収入を得ているとき、又は得ないこととなった</u></p>

新	旧
<p>年を経過しない者</p> <p>(あっせんを行わない場合) 第 7 条 規則第 12 条第 1 項に規定するあっせん委員があっせんを行わない要件は、次の各号の<u>いずれかに該当するものをいう。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2 (現行どおり) 3 4 前各号に掲げるもののほか、<u>あっせんを行うのに適当でない</u>とあっせん委員が判断したとき。 <p>(和解契約書におけるあっせん委員の署名、捺印) 第 10 条 規則第 20 条に規定する和解契約書には、立会人として、当該事案を担当した<u>あっせん委員があっせん委員の肩書きを示して署名、捺印を行う。</u></p> <p>(あっせんの標準処理期間) 第 11 条 あっせん委員は、あっせんの申立てを受理した日から 6 か月以内に、<u>あっせんを終了させるよう努める。</u></p> <p>(相談の処理手続) 第 12 条 (現行どおり) 2 センターは、相談の内容が協会員及び<u>金融商品仲介業者の業務に関するものでない</u>ときは、申出者の利便を考慮し適切な機関を<u>紹介する。</u></p> <p>(苦情の処理手続) 第 13 条 規則第 22 条第 2 号に規定する苦情の処理手続は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・2 (現行どおり) 3 苦情の相手方協会員及び<u>金融商品仲介業者の見解の聴取</u> 4 前号に規定する相手方協会員及び<u>金融商品仲介業者の見解の顧客への回答又は相手方協会員及び金融商品仲介業者に対する顧客への回答の指示</u> 5 必要に応じ、相手方協会員及び<u>金融商品仲介業者への相対交渉の指示及びその結果の確認</u> 6 (現行どおり) <p>2 前項第 5 号において相対交渉を指示された協会員及び<u>金融商品仲介業者は、当該指示に係る苦情に関し、解決した場合、紛争となった場合又は訴訟の提起若しくは民事調停の申立ての意思表示があった場合は、本協会</u></p>	<p>日から 3 年を経過しない<u>とき。</u></p> <p>(あっせんを行わない場合) 第 7 条 規則第 12 条第 1 項に規定するあっせん委員があっせんを行わない要件は、次の各号の<u>一に該当するものをいう。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2 (省 略) 3 4 前各号に掲げるもののほか、<u>規則第 12 条第 1 項に該当すると</u>あっせん委員が判断したとき。 <p>(和解契約書におけるあっせん委員の署名、捺印) 第 10 条 規則第 20 条に規定する和解契約書には、立会人として、当該事案を担当した<u>あっせん委員があっせん委員の肩書きを示して署名、捺印を行うものとする。</u></p> <p>(あっせんの標準処理期間) 第 11 条 あっせん委員は、あっせんの申立てを受理した日から 6 か月以内に、<u>あっせんを終了させるよう努めるものとする。</u></p> <p>(相談の処理手続) 第 12 条 (省 略) 2 センターは、相談の内容が協会員及び<u>証券仲介業者の業務に関するものでない</u>ときは、申出者の利便を考慮し適切な機関を<u>紹介するものとする。</u></p> <p>(苦情の処理手続) 第 13 条 規則第 22 条第 2 号に規定する苦情の処理手続は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・2 (省 略) 3 苦情の相手方協会員及び<u>証券仲介業者の見解の聴取</u> 4 前号に規定する相手方協会員及び<u>証券仲介業者の見解の顧客への回答又は相手方協会員及び証券仲介業者に対する顧客への回答の指示</u> 5 必要に応じ、相手方協会員及び<u>証券仲介業者への相対交渉の指示及びその結果の確認</u> 6 (省 略) <p>2 前項第 5 号において相対交渉を指示された協会員及び<u>証券仲介業者は、当該指示に係る苦情に関し、解決した場合、紛争となった場合又は訴訟の提起の意思表示があった場合等は、本協会に報告するものとする。</u></p>

新	旧
<p>に報告しなければならない。</p> <p>3 センターは、第1項に規定する手続が3か月以内に行われるよう努める。</p> <p>4 第1項第6号の規定にかかわらず、センターは、苦情が、<u>金融商品取引法</u>（以下「<u>金商法</u>」という。）第35条第2項に規定する届出を要する業務及び同法第35条第4項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務に係るものであり、第1項第5号に規定する相対交渉において解決できない場合で、顧客が、当該業務に係る苦情又は紛争を取り扱う機関への取次ぎを希望するときは、当該苦情を当該機関に<u>取り次ぐ</u>。</p> <p>（取り扱う苦情の範囲）</p> <p>第14条 前条に規定する手続は、次の各号に掲げる苦情に該当する場合に行うものとする。</p> <p>1 <u>金商法</u>第2条第8項に規定する<u>金融商品取引業</u>に関する苦情</p> <p>2 <u>金商法</u>第35条第1項に規定する<u>金融商品取引業</u>に付随する業務に関する苦情</p> <p>3 <u>金商法</u>第35条第2項に規定する届出を要する業務に関する苦情</p> <p>4 <u>金商法</u>第35条第4項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務に関する苦情</p> <p>2 前条に規定する手続は、次の各号に掲げるものに該当する場合は、行わないものとする。</p> <p>1 <u>協会員及び金融商品仲介業者</u>の業務に関するものでないもの。</p> <p>2</p> <p>（現行どおり）</p> <p>4</p>	<p>3 センターは、第1項に規定する手続が3か月以内に行われるよう努めるものとする。</p> <p>4 第1項第6号の規定にかかわらず、センターは、苦情が、<u>証取法</u>第34条第2項に規定する会員の届出を要する業務及び同法第34条第4項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務に係るものであり、第1項第5号に規定する相対交渉において解決できない場合で、顧客が、当該業務に係る苦情又は紛争を取り扱う機関への取次ぎを希望するときは、当該苦情を当該機関に<u>取り次ぐものとする</u>。</p> <p>（取り扱う苦情の範囲）</p> <p>第14条 前条に規定する手続は、次の各号に掲げる苦情に該当する場合に行うものとする。</p> <p>1 <u>証取法</u>第2条第8項に規定する<u>証券業</u>に関する苦情</p> <p>2 <u>証取法</u>第34条第1項に規定する<u>証券業</u>に付随する業務に関する苦情</p> <p>3 <u>証取法</u>第34条第2項に規定する届出を要する業務に関する苦情</p> <p>4 <u>証取法</u>第34条第4項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務に関する苦情</p> <p>2 前条に規定する手続は、次の各号に掲げるものに該当する場合は、行わないものとする。</p> <p>1 <u>協会員及び証券仲介業者</u>の業務に関するものでないもの。</p> <p>2</p> <p>（省 略）</p> <p>4</p>
<p>別表1</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">あっせん申立書</p> <p>日本証券業協会 あっせん委員殿</p> <p style="text-align: right;">申立者の氏名 印 住所 電話</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕</p> <p>下記の紛争についてあっせんをお願いいたします。 なお、このあっせんをお願いするについては、「あっせんに関する注意事項」に従い、信義を重んじ、誠実に紛争の解決に努力いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 紛争の相手方 (1) 相手方協会員名 （紛争が発生した営業所名） （担当者名） (2) 相手方金融商品仲介業者名 （紛争が発生した営業所名又は事業所名） （担当者名）</p> <p>2. 申立ての趣旨</p>	<p>別表1</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">あっせん申立書</p> <p>日本証券業協会 あっせん委員殿</p> <p style="text-align: right;">申立者の氏名 印 住所 電話</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕</p> <p>下記の紛争についてあっせんをお願いいたします。 なお、このあっせんをお願いするについては、「あっせんに関する注意事項」に従い、信義を重んじ、誠実に紛争の解決に努力いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 紛争の相手方 (1) 相手方協会員名 （紛争が発生した営業所名） （担当者名） (2) 相手方証券仲介業者名 （紛争が発生した営業所名又は事業所名） （担当者名）</p> <p>2. 申立ての趣旨</p>

新	旧
<p>3. 紛争の要点 (1) 紛争の原因となった事実関係 (2) 相手方との交渉経過 (3) 事実関係についての主張の対立点 4. 証拠書類</p>	<p>3. 紛争の要点 (1) 紛争の原因となった事実関係 (2) 相手方との交渉経過 (3) 事実関係についての主張の対立点 4. 証拠書類</p>
<p>別表2 (現行どおり)</p> <p>別表3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">答 弁 書</p> <p>日本証券業協会 あっせん委員 殿</p> <p style="text-align: right;">協会員名 印 協会員代表者名 印 〔金融商品仲介業者にあつては、その名称並びに代表者の氏名〕</p> <p>平成 年 月 日付をもって 殿が行った当社を相手方とする紛争のあっせん申立てに対し、「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」第14条第1項の規定により下記のとおり答弁いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 申立ての趣旨に対する答弁 2. 紛争の要点に対する答弁又は抗弁 3. 証拠書類</p> </div>	<p>別表2 (省 略)</p> <p>別表3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">答 弁 書</p> <p>日本証券業協会 あっせん委員 殿</p> <p style="text-align: right;">協会員名 印 協会員代表者名 印 〔証券仲介業者にあつては、その名称並びに代表者の氏名〕</p> <p>平成 年 月 日付をもって 殿が行った当社を相手方とする紛争のあっせん申立てに対し、「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」第14条第1項の規定により下記のとおり答弁いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 申立ての趣旨に対する答弁 2. 紛争の要点に対する答弁又は抗弁 3. 証拠書類</p> </div>
<p>別表4</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">あっせん申立取下書</p> <p>日本証券業協会 あっせん委員 殿</p> <p style="text-align: right;">申立者の氏名 印 住所 電話 〔法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕</p> <p>平成 年 月 日付をもって申立てを行った を相手方とする紛争のあっせん申立てを取り下げます。</p> <p>(注) 空欄には相手方の協会員名又は金融商品仲介業者名を記入すること。</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">付 則</p> <p style="text-align: center;">この改正は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>別表4</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">あっせん申立取下書</p> <p>日本証券業協会 あっせん委員 殿</p> <p style="text-align: right;">申立者の氏名 印 住所 電話 〔法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕</p> <p>平成 年 月 日付をもって申立てを行った を相手方とする紛争のあっせん申立てを取り下げます。</p> <p>(注) 空欄には相手方の協会員名を記入すること。</p> </div>

「協会員間の紛争の調停に関する規則」(紛争処理規則第2号)の一部改正について

平成19年9月18日
(下線部分変更)

新	旧
<p align="center">協会員間の紛争の調停に関する規則</p> <p>(目 的) 第 1 条 この規則は、定款第3条第8号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務に関して生じた協会員間の紛争(店頭デリバティブ取引会員にあっては、定款第3条第7号に規定する特定店頭デリバティブ取引等に係る業務、特別会員にあっては、定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務に関して生じた紛争に限る。)につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決をはかることを目的とする。</p> <p>(調停を行わない場合) 第 3 条 本協会は、調停の申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、調停を行わない。 1 紛争が生じた日から3年を経過した紛争に係るものであるとき。 2 (現行どおり) 3 金融商品取引所に仲介申立て中の紛争に係るものであるとき。 4 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p> <p>(調停手続に参加する義務) 第 4 条 第2条の規定により調停の申立てのあった相手方協会員は、本協会の調停手続に参加しなければならない。</p> <p>(資料等の提出義務) 第 8 条 本協会は、当事者に対し、調停に必要な事項についての報告又は資料の提出を求めることができる。 2 前項の場合において、当事者は、<u>正当な理由なく、これを拒否することができない。</u></p> <p>(調停の打ち切り) 第 9 条 本協会は、調停中の紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、その調停を打ち切ることができる。 1 (現行どおり) 2 当事者が調停中の紛争について訴訟を提起したとき又は金融商品取引所にその仲介の申立てを行い、その申立てが受理され</p>	<p align="center">「協会員間の紛争の調停に関する規則」(紛争処理規則第2号)</p> <p>(目 的) 第 1 条 この規則は、定款第6条の規定に基づき、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等に関して生じた協会員間の紛争(特別会員にあっては、証券法第65条の2第1項の登録及び同条第3項の認可に係る証券業務に関して生じた紛争に限る。)につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決をはかることを目的とする。</p> <p>(調停を行わない場合) 第 3 条 本協会は、調停の申立てが次の各号の一に該当するときは、調停を行わない。 1 紛争の起った日から3年を経過した紛争に係るものであるとき。 2 (省 略) 3 証券取引所に仲介申立て中の紛争に係るものであるとき。 4 (省 略) 2 (省 略)</p> <p>(調停手続に参加する義務) 第 4 条 第2条の規定により調停の申立てのあった相手方協会員は、本協会の調停手続きに参加しなければならない。</p> <p>(資料等の提出義務) 第 8 条 本協会は、当事者に対し、調停に必要な事項についての報告又は資料の提出を求めることができる。 2 前項の場合において、当事者は、<u>正当な理由なく、これを拒否することができない。</u></p> <p>(調停の打ち切り) 第 9 条 本協会は、調停中の紛争が次の各号の一に該当するときは、その調停を打ち切ることができる。 1 (省 略) 2 当事者が調停中の紛争について訴訟を提起したとき又は証券取引所にその仲介の申立てを行い、その申立てが受理されたとき。</p>

新	旧
<p>たとき。 3・4 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p> <p>(調停手続の非公開) 第 14 条 <u>調停手続</u>は、公開しない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>3・4 (省 略) 2 (省 略)</p> <p>(調停手続きの非公開) 第 14 条 <u>調停手続き</u>は、公開しない。</p>

特定店頭デリバティブ取引等に係る資格要件について

。「協会の内部管理責任者等に関する規則」(以下「内部管理責任者規則」という。)関係

1. 特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者について

(1) 会員における特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者

内部管理責任者規則第11条第1項ただし書に規定する「その知識経験等からみて本協会が適当であると認められた者」とは、次の要件を具備した者とする。

以下のいずれかの資格試験の合格者であること

- a. 「証券外務員等資格試験規則」に規定する会員営業責任者資格試験(平成18年4月1日施行前の同規則に基づくもの。以下「会員営業責任者資格試験」という。)
- b. 「外務員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。)に規定する会員内部管理責任者資格試験(以下「会員内部管理責任者資格試験」という。)

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(以下「外務員規則」という。)第7条の2に規定する本協会が指定する方法による社内研修の受講者(本協会にその受講結果を報告した者)であること

(2) 店頭デリバティブ取引会員における特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者

内部管理責任者規則第11条第2項に規定する「その知識経験等からみて本協会が適当であると認められた者」とは、次の要件を具備した者とする。

以下のいずれかの資格試験の合格者であること

- a. 会員営業責任者資格試験
- b. 「証券外務員等資格試験規則」に規定する特別会員営業責任者資格試験(平成18年4月1日施行前の同規則に基づくもの。以下「特別会員営業責任者資格試験」という。)
- c. 会員内部管理責任者資格試験
- d. 試験規則に規定する特別会員内部管理責任者資格試験(以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。)

外務員規則第7条の2に規定する本協会が指定する方法による社内研修の受講者(本協会にその受講結果を報告した者)であること

(3) 特別会員における特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者

内部管理責任者規則第11条第3項ただし書に規定する「その知識経験等からみて本協会が適当であると認められた者」とは、次の要件を具備した者とする。

以下のいずれかの資格試験の合格者であること(ただし、登録金融機関金融商品仲介行為を同時に行う営業単位においては、以下のa.又はc.の試験の合格者であること)

- a. 会員営業責任者資格試験
- b. 特別会員営業責任者資格試験
- c. 会員内部管理責任者資格試験

d. 特別会員内部管理責任者資格試験

外務員規則第7条の2に規定する本協会が指定する方法による社内研修の受講者（本協会にその受講結果を報告した者）であること

2. 特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者について

(1) 会員における特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者

内部管理責任者規則第14条第1項ただし書に規定する「その知識経験等からみて本協会が適当であると認められた者」とは、次の要件を具備した者とする。

会員内部管理責任者資格試験の合格者であること

外務員規則第7条の2に規定する本協会が指定する方法による社内研修の受講者（本協会にその受講結果を報告した者）であること

(2) 店頭デリバティブ取引会員における特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者

内部管理責任者規則第14条第2項に規定する「その知識経験等からみて本協会が適当であると認められた者」とは、次の要件を具備した者とする。

以下のいずれかの資格試験の合格者であること

a. 会員内部管理責任者資格試験

b. 特別会員内部管理責任者資格試験

外務員規則第7条の2に規定する本協会が指定する方法による社内研修の受講者（本協会にその受講結果を報告した者）であること

(3) 特別会員における特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者

内部管理責任者規則第14条第3項また書に規定する「その知識経験等からみて本協会が適当であると認められた者」とは、次の要件を具備した者とする。

以下のいずれかの資格試験の合格者であること（ただし、登録金融機関金融商品仲介行為を同時に行う営業単位においては、以下のa.の試験の合格者であること）

a. 会員内部管理責任者資格試験

b. 特別会員内部管理責任者資格試験

外務員規則第7条の2に規定する本協会が指定する方法による社内研修の受講者（本協会にその受講結果を報告した者）であること

1 なお、本協会が指定する方法による社内研修の受講については、改正内部管理責任者規則の施行の日（平成19年9月30日）から起算して1年を経過する日までの間に限り求めない。

2 特定店頭デリバティブ取引等のみを行う営業単位の営業責任者及び内部管理責任者の資格要件（本協会が指定する方法による社内研修の受講及び資格試験の合格者であること）については、改正内部管理責任者規則の施行の日（平成19年9月30日）から起算して1年を経過する日までの間に限り求めない旨の規定を付則において設ける。

3 上記 1 及び 2 に記載された社内研修の実施及び資格の取得については改正内部管理責任者規則の施行の日（平成 19 年 9 月 30 日）以後、可能な限り早期に実現することが望ましい。

・「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」（以下「広告等規則」という。）関係

1．会員における特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者について

広告等規則第 5 条第 2 項ただし書きに規定する第 4 号に掲げる者として「その知識経験等からみて本協会が適当であると認めた者」とは、広告等規則第 5 条第 2 項各号（第 4 号については、同項ただし書きにより同号に掲げる者を除く。）のいずれかに該当する者が外務員規則第 7 条の 2 に規定する本協会が指定する方法による社内研修の受講者（本協会にその受講結果を報告した者）とする。

2．店頭デリバティブ取引会員における特定店頭デリバティブ取引等に係るの広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者について

広告等規則第 5 条第 5 項に規定する「その知識経験等からみて本協会が適当であると認めた者」とは、広告等規則第 5 条第 3 項各号（第 6 号については、同項ただし書きにより同号に掲げる者を除く。）のいずれかに該当する者が外務員規則第 7 条の 2 に規定する本協会が指定する方法による社内研修の受講者（本協会にその受講結果を報告した者）とする。

3．特別会員における特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者について

広告等規則第 5 条第 3 項ただし書きに規定する第 6 号に掲げる者として「その知識経験等からみて本協会が適当であると認めた者」とは、広告等規則第 5 条第 3 項各号（第 6 号については、同項ただし書きにより同号に掲げる者を除く。）に掲げる者が外務員規則第 7 条の 2 に規定する本協会が指定する方法による社内研修の受講者（本協会にその受講結果を報告した者）とする。ただし、登録金融機関金融商品仲介行為に係る広告等の表示又は景品類の提供の審査を併せて行う広告審査担当者については、広告等規則第 5 条第 2 項各号（第 4 号については、同項ただし書きにより同号に掲げる者を除く。）に掲げる者が外務員規則第 7 条の 2 に規定する本協会が指定する方法による社内研修の受講者（本協会にその受講結果を報告した者）とする。

なお、本協会が指定する方法による社内研修の受講については、改正広告等規則の施行の日（平成 19 年 9 月 30 日）から起算して 1 年を経過する日までの間に限り求めない。

以 上

「仮名取引の受託の禁止」に関する Q & A

問1 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(以下「投資勧誘・顧客管理規則」といいます。)第13条及び「協会員の従業員に関する規則」(以下「従業員規則」といいます。)第7条第3項第11号の規定の目的は何ですか。

(答)

投資勧誘・顧客管理規則第13条及び従業員規則第7条第3項第11号の規定は、不公正取引の未然防止や適正な顧客管理並びに税制上の公平性等の観点から、仮名取引の受託を禁止するものです。

「仮名取引」とは、口座名義人とその口座で行われる取引の効果帰属者が一致しない取引のことであり、例えば、顧客が架空名義あるいは他人の名義を使用してその取引の法的効果を得ようとする取引のことをいいます。

なお、本規定は、上記仮名取引の受託を禁止するものであることから、口座名義人の代理人や口座名義人本人の意思を伝達するに過ぎない者(いわゆる「使者」)からの口座名義人本人の注文の受託を規制するものではありません。

ただし、その場合であっても、仮名取引の受託を防止する観点から、受注手続きを定めたマニュアルなどにより、仮名取引の受託を防止するための社内体制の整備が図られている必要があります。

問2 口座名義人の配偶者や二親等内の血族である者などの密接な関係にある親族からの注文であっても、口座名義人以外の者からの注文として投資勧誘・顧客管理規則第13条及び従業員規則第7条第3項第11号の規定により、その受託が禁止されるのですか。

(答)

問1にもあるとおり、本規定は仮名取引の受託を禁止するものですが、口座名義人の配偶者や二親等内の血族である者などから注文がなされた場合には、本規定において禁止している仮名取引ではない蓋然性が高いといえます。したがって、このような場合においては、口座名義人の配偶者や二親等内の血族などであることについての確認が行われているのであれば、仮名取引であることを告知されたというような特段の事情がない限り、その注文の受託が本規定に違反するものとなる可能性は低いと考えられます。

以 上

改 正 規 則
(証券教育広報委員会関係)

平成19年9月18日
日本証券業協会

- ・ 証券教育広報委員会規則

以 上

証券教育広報委員会規則の一部改正について

平成 19 年 9 月 18 日

(下線部分変更)

新	旧
<p data-bbox="316 477 715 510"><u>金融・証券教育広報委員会規則</u></p> <p data-bbox="252 573 403 607">(目 的)</p> <p data-bbox="240 622 783 936">第 1 条 この規則は、定款第 78 条第 3 項の規定に基づき、中立かつ公正な立場から<u>金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する知識の普及及び啓発並びに広報を行う金融・証券教育広報委員会</u> (以下「委員会」という。)の構成及び運営に関し必要な事項を定める。</p> <p data-bbox="252 1003 403 1037">(実施機関)</p> <p data-bbox="240 1052 783 1272">第 2 条 本協会は、<u>金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する知識の普及及び啓発並びに広報の執行を行うため、実施機関として、証券教育広報センター</u>を置く。</p> <p data-bbox="252 1288 783 1373">2 証券教育広報センターは、支部を置くことができる。</p> <p data-bbox="252 1440 403 1473">(構 成)</p> <p data-bbox="240 1489 783 1989">第 3 条 委員会は、会員代表者若しくは会員の役員 (定款の施行に関する規則第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社 (<u>会員に係るものに限る。</u>) の役員を含む。) 、特別会員代表者若しくは特別会員の役員、<u>金融商品取引所、金融商品取引法第 34 条に規定する金融商品取引業者等をもって構成された法人、金融広報中央委員会の役員若しくはこれに準ずる者又は学識経験者のうちから選任する委員 12 人以内をもって構成する。</u></p>	<p data-bbox="938 477 1249 510"><u>証券教育広報委員会規則</u></p> <p data-bbox="826 573 978 607">(目 的)</p> <p data-bbox="815 622 1358 936">第 1 条 この規則は、定款第 70 条の 2 第 3 項の規定に基づき、中立・公正な立場から<u>有価証券及び証券市場に関する知識の普及及び啓発並びに証券広報を行う証券教育広報委員会</u> (以下「委員会」という。)の構成及び運営に関し必要な事項を定める。</p> <p data-bbox="826 1003 978 1037">(実施機関)</p> <p data-bbox="815 1052 1358 1227">第 2 条 本協会は、<u>有価証券及び証券市場に関する知識の普及及び啓発並びに証券広報の執行を行うため、実施機関として、証券教育広報センター</u>を置く。</p> <p data-bbox="826 1288 1358 1373">2 証券教育広報センターは、支部を置くことができる。</p> <p data-bbox="826 1440 978 1473">(構 成)</p> <p data-bbox="815 1489 1358 1944">第 3 条 委員会は、会員代表者若しくは会員の役員 (定款の施行に関する規則第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社の役員を含む) 、特別会員代表者若しくは特別会員の役員、<u>証券会社又は投資信託委託業者等をもって構成された法人、証券取引所、金融広報中央委員会の役員若しくはこれに準ずる者又は学識経験者のうちから選任する委員 12 人以内をもって構成する。</u></p>

新	旧
<p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、証券戦略会議の同意を得て、証券戦略会議議長がこれを選任する。</p> <p>3 委員長は、会議の議長となり、<u>金融商品及び金融指標並びに金融商品市場</u>に関する知識の普及及び啓発並びに広報の執行を指揮する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。</p> <p>(細 則)</p> <p>第12条 委員会は、<u>金融商品及び金融指標並びに金融商品市場</u>に関する知識の普及及び啓発並びに広報の執行に関し必要があると認めるとき、若しくは同委員会の議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、証券戦略会議の同意を得て、証券戦略会議議長がこれを選任する。</p> <p>3 委員長は、会議の議長となり、<u>有価証券及び証券市場</u>に関する知識の普及及び啓発並びに<u>証券</u>広報の執行を指揮する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。</p> <p>(細 則)</p> <p>第12条 委員会は、<u>有価証券及び証券市場</u>に関する知識の普及及び啓発並びに<u>証券</u>広報の執行に関し必要があると認めるとき、若しくは同委員会の議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。</p>